

## 第3節 災害対策本部各部の対応

### 1 組織及び人員による推進体制

#### (1) 組織改編

##### ア 平成23年4月22日実施

4月22日の「宮城県震災復興本部」の設置に合わせて、東日本大震災からの復興を推進し、震災前以上のさらなる県勢の発展を実現するために必要な総合的な企画及び連絡調整を行う組織として、「企画部」を再編し「震災復興・企画部」を設置するとともに、部内の組織についても次のとおり再編を行った。

企画部の再編に伴い、主管課として部の予算や人事等を統括する「企画総務課」の名称を「震災復興・企画総務課」に改めた。

宮城県震災復興本部の運営、国の東日本大震災復興構想会議との調整など、震災復興に関する推進役を担う「震災復興推進課」を設置した。

震災復興に向けた10年間のロードマップである「宮城県震災復興計画」の策定、進行管理等を行うため、「政策課」を「震災復興政策課」に再編した。

被災した市町村の震災復興計画の策定に係る支援を行うとともに、被災者の「二次避難」の総合調整を行うため、「地域振興課」を「地域復興支援課」に再編した。

##### イ 平成23年7月1日実施

震災からの復興に向けた組織体制を次のとおり整備するとともに、4月の実施を延期していた職員の定期人事異動を実施した。

応急仮設住宅の整備など災害救助法に基づく支援を推進するとともに、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給など被災者の生活再建を推進するため、保健福祉部に「震災援護室」を設置した。

震災により甚大な被害を受けた市町に対して、新しい都市計画を推進するために必要となる支援を実施するため、土木部に「復興まちづくり推進室」を設置した。

各部各課から職員の応援を得て対応してきた災害対策本部事務局機能を専属で担い、引き続き被災地域への応急対策を継続して実施していくため、総務部危機対策課に「震災対策支援チーム」を設置した。

##### ウ 平成23年9月1日実施

震災発生以降、環境生活部に特命チームを設置し検討してきた膨大な災害廃棄物の適正な処理等について、被災市町からの災害廃棄物の処理の事務委託の進展に伴い、被災地からの災害廃棄物の搬出及び二次仮置場の整備を早急に進めるため、環境生活部に「震災廃棄物対策課」を設置した。

(2) 人員による推進体制

ア 災害対策本部事務局への職員動員

3月14日から5月8日まで災害対策本部事務局のサポートとして、本庁各課（室）及び地方機関から延べ1,430人の職員動員を行った。

災害対策本部事務局への職員動員状況

月 日	勤務区分			計	月 日	勤務区分			計	月 日	勤務区分			計
	A	B	C			A	B	C			A	B	C	
3月14日 (月)	35人	22人	10人	67人	4月1日 (金)	8人	6人		14人	5月1日 (日)	2人			2人
3月15日 (火)	33人	20人	8人	61人	4月2日 (土)	8人	6人		14人	5月2日 (月)	3人			3人
3月16日 (水)	32人	22人	11人	65人	4月3日 (日)	8人	6人		14人	5月3日 (火)	2人			2人
3月17日 (木)	41人	34人	8人	83人	4月4日 (月)	8人	6人		14人	5月4日 (水)	2人			2人
3月18日 (金)	41人	34人	8人	83人	4月5日 (火)	8人	6人		14人	5月5日 (木)	2人			2人
3月19日 (土)	41人	34人	8人	83人	4月6日 (水)	8人	6人		14人	5月6日 (金)	3人			3人
3月20日 (日)	41人	34人	8人	83人	4月7日 (木)	8人	6人		14人	5月7日 (土)	2人			2人
3月21日 (月)	41人	34人	8人	83人	4月8日 (金)	8人	6人		14人	5月8日 (日)	2人			2人
3月22日 (火)	46人	39人	8人	93人	4月9日 (土)	7人	5人		12人					
3月23日 (水)	33人	17人		50人	4月10日 (日)	7人	5人		12人					
3月24日 (木)	33人	17人		50人	4月11日 (月)	8人	4人		12人					
3月25日 (金)	33人	17人		50人	4月12日 (火)	8人	4人		12人					
3月26日 (土)	33人	17人		50人	4月13日 (水)	8人	4人		12人					
3月27日 (日)	33人	17人		50人	4月14日 (木)	8人	4人		12人					
3月28日 (月)	33人	17人		50人	4月15日 (金)	6人			6人					
3月29日 (火)	30人	17人		47人	4月16日 (土)	5人			5人					
3月30日 (水)	30人	17人		47人	4月17日 (日)	5人			5人					
3月31日 (木)	32人	17人		49人	4月18日 (月)	6人			6人					
					4月19日 (火)	6人			6人					
					4月20日 (水)	6人			6人					
					4月21日 (木)	6人			6人					
					4月22日 (金)	6人			6人					
					4月23日 (土)	5人			5人					
					4月24日 (日)	5人			5人					
					4月25日 (月)	6人			6人					
					4月26日 (火)	6人			6人					
					4月27日 (水)	6人			6人					
					4月28日 (木)	6人			6人					
					4月29日 (金)	2人			2人					
					4月30日 (土)	2人			2人					

勤務区分A、B、Cは次のとおり。

<A勤務>  
 3月14日から3月16日までは9:00～16:00まで  
 3月17日から3月31日までは8:30～15:30まで  
 ※物資グループ(受付担当を除く)は、3月23日以降8:30～17:15まで  
 4月1日以降8:30～17:15まで  
 ※避難者情報ダイヤル担当のみ4月14日まで8:30～15:30まで

<B勤務>  
 3月14日から3月16日までは16:00～23:00まで  
 3月17日から3月22日までは15:00～23:30まで  
 ※3月22日のみ、物資グループ(受付担当を除く)以外は15:15～24:00まで  
 3月23日から4月14日まで15:15～21:30まで  
 ※4月1日以降B勤務従事は避難者情報ダイヤル担当のみ

<C勤務>  
 3月14日から3月21日までは23:00～9:00まで  
 3月22日は24:00～8:45まで

イ 被災市町への職員の派遣

a 短期派遣

発災直後から被災した市町への職員派遣を行った。12月2日現在の派遣数は延べ約20,700人・日。派遣は、各機関が本来所管する業務分野の中で支援した形態のほか、所属を越えた支援チームを編成した形態での支援を行った。

なお、派遣概要については、次のとおりである。

i 主な派遣市町

石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、利府町、女川町及び南三陸町のほか21市町（計33市町）。

ii 主な業務

- ・ 市町災害対策本部の運營業務支援（県職員の常駐）
- ・ 県災害対策本部との連絡調整（情報連絡員の配置）
- ・ 救援物資の仕分け業務支援
- ・ 避難所の運營業務支援
- ・ 流出遺失物の管理業務支援
- ・ 不在者投票事務支援
- ・ 軽自動車被災受付

- ・ り災証明書発行支援（被害認定業務等）
- ・ 応急仮設住宅等に関する受付業務
- ・ 遺体安置所での受付，検視立ち会い支援
- ・ 保健活動のコーディネート支援
- ・ 避難所巡回（生活環境調査・指導，健康相談，こころのケア，要保護児童調査，食事準備支援等）
- ・ 保健福祉施設等の被災状況確認
- ・ 被災建築物応急危険度判定

iii 支援チームによる派遣内容

4月6日から1チーム4から5人で20チームを編成し，4から8日間の行程で被災市町の行政機能回復に向けた業務支援を実施した。派遣者数が最も多かったのは，4月末時点で1日当たり145人であった。

派遣先での業務内容については，各市町により異なっており，現場の市町担当者と意思疎通を図りながら，窓口業務（り災証明，被災者生活再建支援金等受付，相談業務等）など臨機に業務対応を行った。

b 長期派遣

津波により甚大な被害を受けた沿岸1市4町に対し，行政機能の回復や復興業務の推進のための人的支援として，地方自治法に基づき次のとおり職員11人の派遣を行っている。

派遣先	派遣先役職名	派遣期間	職種(県職名)
東松島市	総務部行政経営課主任	23. 6. 1～24. 3. 31	事務(主査)
亘理町	震災復興推進課長	23. 6. 1～24. 3. 31	事務(課長補佐)
亘理町	震災復興推進課副班長	23. 6. 1～24. 3. 31	事務(主事)
亘理町	産業観光課副参事	23. 7. 1～24. 3. 31	技術・農業土木(主任主査)
山元町	震災復興推進課長	23. 6. 1～24. 3. 31	技術・土木(技術主幹)
山元町	震災復興推進課技術副参事	23. 7. 1～24. 3. 31	技術・農業土木(技術主幹)
山元町	震災復興推進課計画調整班長	22. 10. 1～24. 3. 31	事務(主任主査)
山元町	企画財政課主査	23. 6. 1～24. 3. 31	事務(主査)
女川町	復興対策室長	23. 8. 1～24. 3. 31	技術・土木(技術主幹)
南三陸町	総務課長補佐(人事給与担当)	23. 5. 16～24. 3. 31	事務(主幹)
南三陸町	震災復興推進課長補佐	23. 6. 1～24. 3. 31	事務(主幹)

c 都道府県等職員の支援

発災以来，県及び県内市町村では都道府県，全国市町村等から延べ約148,000人の人的支援（うち市町村延べ約140,000人）を受けている\*。

※1 12月2日現在で県が把握している情報に基づき推計した人数。

※2 「延べ人数」は，派遣者数×派遣日数で算出している。

※3 派遣者数に自衛隊関係，警察関係，海保関係及び緊急消防援助隊等は含まれていない。

なお，県が地方自治法派遣に基づき，11月1日現在で受け入れている派遣職員については，次のとおりである。

i 派遣元団体別人数

27都道府県1町1団体から155人（北海道／12人，秋田県／17人，山形県／8人，栃木県／1人，群馬県／1人，埼玉県／1人，東京都／23人，神奈川県／2人，新潟県／1人，富山県／6人，石川県／3人，山梨県／1人，岐阜県／7人，愛知県／5人，三重県／5人，兵庫県／10人，鳥取県／4人，徳島県／11人，香川県／1人，愛媛県／4人，高知県／4人，福岡県／4人，佐賀県／5人，熊本県／11人，大分県／2人，宮崎県／3人，富山県入善町／1人，大阪広域水道企業団／2人）

ii 職種別人数

土木職／85人，建築職／19人，機械職／6人，電気職／9人，保健師／4人，心理職／4人，農業土木職／28人。

iii 配属先別人数

環境生活部	3人	食と暮らしの安全推進課	3人
保健福祉部	8人	仙台保健福祉事務所	1人
		仙台保健福祉事務所岩沼支所	1人
		東部保健福祉事務所	1人
		子ども総合センター	1人
		中央児童相談所	1人
		東部児童相談所	2人
		東部児童相談所気仙沼支所	1人
農林水産部	40人	農村整備課	4人
		仙台地方振興事務所	17人
		東部地方振興事務所	15人
		気仙沼地方振興事務所	4人
土木部	98人	防災砂防課	4人
		下水道課	2人
		営繕課	14人
		設備課	10人
		仙台土木事務所	15人
		東部土木事務所	17人
		気仙沼土木事務所 兼東部土木事務所登米地域事務所	9人
		気仙沼土木事務所	10人
		仙台塩釜港湾事務所	5人
		石巻港湾事務所	7人
		中南部下水道事務所	5人
教育庁	6人	施設整備課	4人
		スポーツ健康課	1人
		生涯学習課	1人

エ 課題等

被害の規模・範囲ともに、経験したことのない未曾有の災害であり、本県及び県内市町村の職員体制だけでは被災者支援その他の対応が困難であったことから、国・都道府県・市町村等からの人的な支援は極めて有効であったが、次の点について課題等が明らかとなった。

- a 他自治体への支援要請ルートが複数（国・全国知事会・相互協定等）あったことから、結果的に情報が錯そうするなどして調整が複雑化した面があったこと。
- b 津波により広域的に建物被害を受けたことから、特に地方自治法派遣で受け入れた職員の宿泊施設の確保が困難であったこと。
- c 派遣を要請した技術職員の職種（電気職、機械職、保健師など）によっては、各団体においても対象職員が少なく、確保が難しい面があったこと。
- d 被災から時間の経過とともに変化（拡大）する行政需要への対応（本県の例では、被災当初の土木部門に加えて民生部門、福祉部門の需要が拡大してきている。）が求められており、継続的な職員派遣等が不可欠であること。また、長期間、広域にわたる被災地域への派遣職員の配分を調整するためには、被災県と応援県等の相対交渉ではなく「派遣職員バンク」といったセンター機能が必要と考えられること。

組織及び人員による推進体制の検証

**◆膨大な災害対応業務に全庁として取り組むために、各部局や市町のニーズを把握しつつ、必要に応じ県職員の被災市町への派遣や関係部局への配置を行うことができた**

＜資源（職員）＞

災害対策本部事務局からの要請に基づき、3月14日から災害対策本部事務局への大規模な職員配置が行われた。配置対象となったのは、県職員（地方機関で勤務していた職員を含む）であり、人事課の判断により、1日3分割（8時間交代）で勤務シフトが組まれた。

4月上旬からは、行政の被害が大きかった被災市町を支援するために、県職員のチーム派遣が行われた。3月16日に、市町村課が被災市町において支援ニーズを把握するための調査を行い、その結果に基づき、4月6日より、職員4人から構成される支援チームが、4日から8日間の派遣期間にて、被害が大きかった沿岸部の市町（石巻市、塩竈市、名取市、気仙沼市、山元町、亶理町、松島町、七ヶ浜町、南三陸町）に派遣された。市町への職員派遣は、多い時には一日あたり145人に上っていた。職員の派遣は9月中旬まで継続して実施された。派遣された職員からの報告は人事課に集約され、派遣報告と市町から出されるニーズに基づき従事業務は随時見直された。

災害対策本部事務局への職員配置や被災市町への職員派遣は、各部局及び被災市町の意向を確認した結果、全庁としての対応が必要という人事課の判断により実施された。全庁としての取り組みが求められる事項について臨機応変に対応を定めたことが、効果的な災害対応体制に結びついていた。ただし、災害対策本部事務局への職員の配置については、8時間交代であり、引き継ぎ時間があったものの30分程度と短く、業務内容を十分に把握できなかったとの指摘がみられた。今後は、災害対応業務に従事する職員を指定しておき、指定職員に対し事前訓練を行う、あるいは、各部署が従事する災害対応業務を定めておき、それぞれの部署において、災害対応に従事する職員の指定と、職員間の業務の引き継ぎを行うなど、災害の規模に応じた職

員の動員体制の検討と、そのための人材育成が必要である。また、職員の配置調整や配置情報の管理はすべて人事課職員により行われており、それに係る事務作業に多大な労力を費やしていた。今後は、職員の配置情報を管理するためのシステムの構築が求められる。

#### ◆早急な対応が急がれる部局から順に組織改編が行われた

＜資源（職員）＞

早急な災害復旧を実現するために、4月22日に「宮城県震災復興本部」が設置された。また、それに併せて企画部が再編されたほか、新たに「震災復興推進課」が新設された。その後も随時、災害対応過程において必要とする業務に対応するために、「震災援護室」「復興まちづくり推進室」等の課が設置された。災害復旧・復興を迅速に進めることを目標として、それに向けた組織体制の構築に優先的に取り組み、その後必要に応じて組織体制を見直した点は高く評価できる。

#### ◆各自治体からの短期派遣職員の受入情報の把握が困難であった

＜県庁外部との調整＞

各自治体からの職員派遣（応援職員）については、3月13日に全国知事会に対して派遣要請が出されていた。また、支援要請は、各省庁、全国市長会、全国町村会、相互応援協定締結先などの複数の機関に対して行われた。一方、各自治体から短期で派遣される応援職員の受入れは、各部局・各市町で行われ、受入情報を一元的に把握するためのシステムがなかった。短期で派遣される応援職員が、どこでどのような活動を展開しているのかという実態把握が困難であったことから、5月上旬に、災害対策本部事務局・人事課・総務省・人と防災未来センターの関係者が集まり、情報集約方法について協議を行い、短期派遣については、当面はそれぞれの部局において情報を集約するとともに、情勢が落ち着いた段階で、総務省が改めて派遣元となる自治体に対し、データ提供を依頼して、それをとりまとめるという対応にせざるを得なかった。

なお、地方自治法に基づく長期派遣の職員の受入れは6月1日から人事課において行われており、支援情報の集約も適切に行われていた。

各自治体から短期で派遣される応援職員の情報を被災自治体が管理することが困難であったことから、今後は、国レベルで人的支援情報を管理するための方策の検討が必要である。さらに、応援自治体において対応可能な職員数が限られている技術職（電気職、機械職、保健師の長期派遣など）は、必要な支援が得られないという課題がみられたことから、今回の経験を踏まえて、災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にしておき、災害発生時にそれを補完するための方策を検討する必要がある。例えば、災害発生時に、各県が個別に応援県と人的支援について協議するのではなく、広域で人的支援を管理することができる「派遣職員バンク」のような機能を持つ組織を、全国知事会などと協力して設置することが望ましい。

## 2 全国からの支援要員等の宿泊受入

公務研修所が入居する東北自治総合研修センター（富谷町）は宿泊設備を有していることから、全国各地から被災地支援に来られる方々が宿泊場所を確保することが困難となった中、施設を管理している財団法人東北自治研修所の協力を得て、支援者の宿泊場所として受入対応を行った。宿泊受入は3月19日から開始し、主に社団法人宮城県薬剤師会や一般社団法人宮城県介護福祉士会が窓口となって受け入れた支援者、他県自治体からの応援職員、学生ボランティアなどが宿泊した。支援者の宿泊受入は11月4日まで対応し、期間中延べ1,630人が利用した。

### 3 職員の福利厚生対策

#### (1) 職員への食料配布

職員への食料配布については、総務部職員厚生課及び農林水産部食産業振興課が次のとおり対応した。

地震発生直後から、県内全域でスーパー、コンビニ等が営業を休止し、県庁や各合同庁舎の食堂も営業できない状況となり、災害対応職員の食料を調達することができない状況であった。本来、災害時における職員個々の食料は自己調達することが原則であるが、総務部職員厚生課及び農林水産部食産業振興課の両課が調整し、3月16日から職員に調達できた範囲で食料（おにぎり、菓子パン、飲料等）の配布を総務部管財課及び地方職員共済組合宮城県支部等の協力を得て行った。

なお、この食料配布に要した経費は、財団法人宮城県職員互助会が負担し、ある程度物流の回復が見られた3月22日まで（3月23日から県庁内食堂営業再開）対応した。

配布実績は次のとおり。

調整担当	供給元	食品名	総数量	提供期間
総務部 職員厚生課	レストランぴあ	おにぎり	10,800 個	3月16日～3月22日 ※毎昼夜2回
	シダックス			
農林水産部 食産業振興課	株式会社全農ライフサポート山形	おにぎり	7,500 個	3月20日～3月21日
		飲料水（お茶等）	9,000 本	3月20日
	白石パン食品工業株式会社	菓子パン，食パン	7,800 個	3月20日～3月22日
	尾西食品	アルファ米	5,000 個	3月19日
		保存食パン	3,600 個	
	ミネラルウォーター	1,440 本		
その他	高知県	栄養ドリンク	900 本	3月20日
計		（食品）	34,700 個	（3月16日～ 3月22日）
		（飲料）	11,340 本	

また、総務部職員厚生課関連の施設復旧の主な時期は次のとおり。

#### ア 県庁行政庁舎内

- ・ 県庁内保育所：平成23年3月17日
- ・ 2階食堂：平成23年3月23日
- ・ 18階レストランぴあ：4月4日（弁当販売3月24日）

#### イ 石巻合同庁舎

- ・ 食堂：平成24年1月10日
- ・ 売店：平成23年10月7日

#### ウ 気仙沼合同庁舎（仮設庁舎）

- ・ 食堂：平成23年10月3日
- ・ 売店：平成23年9月26日

## (2) 県職員宿舎の応急復旧対応

総務部職員厚生課では、地震発生直後から各職員宿舎の被害状況について情報収集や調査を行い、宿舎機能の早期回復のため、津波により浸水した宿舎や地震により設備等が破損した宿舎の修繕、浸水等により使用不能となった寮の厨房備品の購入等を順次実施した。

## (3) 通勤困難職員への宿舎対応

総務部職員厚生課では、JR仙石線をはじめとする多くの公共交通機関が地震や津波により被災し、地震発生直後から交通網が遮断状態となったことから、遠距離通勤者をはじめとして通勤が困難な状態となった職員等に対して、災害関連業務の円滑な執行及び福利厚生のため、特例的に職員宿舎の空室を貸し付けた。

なお、交通機関の復旧などにより通勤が可能となったと見込まれた4月30日で対応を終了した。

## (4) 他自治体応援職員への宿舎対応

総務部職員厚生課では、他の都道府県から本県の災害復旧・復興の支援のため中長期にわたり地方自治法の規定に基づき派遣された職員（自治法派遣職員：知事部局関係（96人）6月1日から受入開始、以降順次増員有）の住居として、既存の職員宿舎の空室を活用するとともに、津波により職員宿舎を含む多くの建物が被災した沿岸部においては宿舎が絶対的に不足したことから、内陸部の民間物件を借り上げたほか、解体予定の宿舎の改修等により、必ずしも十分な数ではないが確保し貸付を行った。

## (5) 職員の健康管理

総務部職員厚生課では、震災による職員自身・家族などの被災及び震災対応による業務変化や長時間労働などの過労による心筋梗塞などの病気・メンタルヘルス不全などの発症を未然に防止するため、職員の健康調査を5月23日から6月3日まで実施した。82.8%の職員（4,334人）から回答があり、調査票で面談を希望した職員について個別面談を実施するとともに、継続的ケアが必要と判断された職員については、職員健康相談室の産業医、精神健康管理医、保健師、看護師により継続的にフォローしている。また、長時間の時間外勤務者が増加したので、そのうち産業医が必要と判断した職員についても、個別面談等を行うなど保健指導を実施している。

面談数の推移等については、次のとおり。

6月

- ・ 健康調査での面談希望者の個別面談：70人（こころのケアチームによる）
- ・ 長時間の時間外勤務者に対する面談等：77人（産業医による）

7月

- ・ 健康調査での面談希望者の個別面談：11人（こころのケアチームによる）
- ・ 長時間の時間外勤務者に対する面談等：8人（産業医による）

8月

- ・ 長時間の時間外勤務者に対する面談等：46人（産業医による）

9月

- ・ 長時間の時間外勤務者に対する面談等：15人（産業医による）
- ・ 管理監督者メンタルヘルス研修会を実施。



職員の福利厚生対策の検証

◆職員の食料調達についての事前の備えが不十分だった

＜計画とマニュアル＞

県として、職員の食料調達ができないような大規模災害の発生については想定していなかったため、職員のための食料調達は、事前の地域防災計画、マニュアル等には定められていなかった。震災後、急きょ発生した業務に対して、県庁の食堂等の委託業者、また、食産業振興課の協力を得ながら一定数の食料を調達したことは評価できるが、調達できたのは3月16日からであり、最も食料が不足する直後には対応が出来ておらず、総量としても十分ではなかった。

今後には備え、地方支部を含めた県全体として、災害時の職員の食料確保について必要数を把握し、企業との協定締結や一定数の備蓄、食堂の運営委託契約での災害時の対応の明文化等の対策を実施すべきである。

◆食料・物資調達を行う部局、調達・支払い方法について定めるべきである

＜計画とマニュアル＞

職員向け食料調達業務の庁内体制は職員厚生課が担ったが、県庁内の食堂関係業者以外については平時のネットワークがないため、食産業振興課の協力を得ることになった。また、災害対策本部事務局員の食料調達については庶務グループが担当していたが、本来は、県庁内の職員全体の食料調達を一本化し、その中で本部事務局の食料調達も位置付けるべきである。

今後は、食料、毛布、燃料及び事務用品等の災害対応に必要な物品調達について、中心となる部局、支援する部局の関係、役割、調達先となる事業者リスト等を整理しておく必要がある。また、震災時には、通常の会計手続きが困難な場合もあることから、企業から調達する場合には、購入費の支払い方法についても事前検討しておく必要がある。

◆迅速に県庁内での臨時診療所開設、職員のこころのケアの体制を整えた

＜計画とマニュアル＞

診療所が使えない、産業医が来られないという状況で、県立病院の医師に依頼し、県庁内に臨時診療所を開設し、県庁に避難してきた県民を含めた受診体制を整えたこと、また、震災後約2か月という時期から職員のこころのケアの体制を整えたことは、迅速な対応だったと言える。

東日本大震災では県庁の被害が軽微だったが、直下型地震では県庁施設が被害を受け、職員に負傷者が発生する可能性がある。実際、今回の津波で被災した地方支部も存在しているが、職員の救護体制については十分に検討されていなかった。地震や津波による職員や来庁者の救助、救護の体制については、他部局とも協議しながら今後、検討する必要がある。

4 財務総合管理システムの停止に伴う緊急措置

東部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所管内の県の地方公所においては被災したことにより、財務総合管理システム（以下「財務システム」という。）が使用不可能となったことから、県民に対する支出及び災害復旧に対応するための燃料費などの活動経費等についても支出ができなくなった。また、管内の金融機関も被災したことから現金の調達も困難となった。

出納局では、被災地での対応に支障をきたさないようにするため、通常の財務システムを介した会計

処理（支出等）ではない緊急措置として、出納局会計課において用意した現金（常時資金）を両管内へ渡し、その中から支出し対応することとした。3月16日に会計課から現金を東部地方振興事務所へは100万円を、気仙沼地方振興事務所へは300万円を持参した。現金は両事務所で保管し、それぞれの管内の事務所で災害対応等に必要なガソリン及び消耗資材等の購入経費に充てた。

この対応は、両管内の財務システムが復旧するまで続き、7月5日に精算手続きを行った。支出実績は、下記のとおりである。

東部地方振興事務所管内	支出額	平成22年度	622,436円	平成23年度	833,779円
気仙沼地方振興事務所管内	支出額	平成22年度	825,864円	平成23年度	1,772,842円
合 計	支出額	平成22年度	1,448,300円	平成23年度	2,606,621円

## 5 庁舎復旧対策

県庁舎（行政庁舎・議会庁舎・警察庁舎）及び8合同庁舎の全ての庁舎において、建物や設備等に被害が発生したことから、速やかに応急復旧や全般的な被害状況調査を行うとともに、本格的な災害復旧工事等を実施した。

### (1) 県庁舎復旧工事

地震等によって県庁舎（行政庁舎・議会庁舎・警察庁舎）の電気・ガス等のライフラインが機能を停止したが、東北電力株式会社から通電されるまで非常用自家発電機により電源を確保し、庁舎の機能を最低限確保して業務を遂行した。また、ガラスの破損は無かったものの、行政庁舎3階のスプリンクラーから漏水、執務室の天井破損や行政庁舎と議会庁舎の間の敷地に段差が生じるなどの被害があった。その後、詳細な調査をした結果、3庁舎の主な被害箇所として、行政庁舎は2階講堂や1・2階ロビー壁面大理石に、議会庁舎は議場や内部耐震壁に、警察庁舎は外壁や内部耐震壁に被害が判明した。

このため、3庁舎一括発注（警察庁舎については警察本部からの執行委任）の復旧工事として、執務室天井や廊下壁パネル等の内装、キャビネット等の家具、ゴンドラ修繕、外壁調査及びタイル貼り等の工事を実施した。

なお、庁舎別の復旧工事については、次のとおりである。

#### ア 行政庁舎

エレベーター12基のうち、被災した4基の主ロープや基板交換などの昇降機復旧工事、上水高架水槽漏水等の衛生設備復旧工事、ダクト設備補修、配管設備補修等の空気調和設備復旧工事、執務室・講堂の天井・ロビー壁面大理石の欠損や移動式書庫等の建築復旧工事を4月1日に着手し実施した。

#### イ 議会庁舎

議場天井のつり金物・議長室等の天井・ロビーの天井や軒天のずれ・内部耐震壁のクラックなどの建築復旧工事を4月1日に、ダクト設備や空調機用、耐震ストッパー等の空気調和設備復旧工事を5月19日に着手し実施した。

#### ウ 警察庁舎

外壁タイル・内部耐震壁のクラック・EXP. Jなどの建築復旧工事を4月1日に着手し実施した。

エ その他

行政庁舎における東北電力株式会社からの通電は3月11日23時30分に、KDDIの主回線（184回線）の復旧が3月14日16時ごろであり、その間はNTT東日本の回線（26回線＋追加5回線）を使用し、空調用中圧ガスは3月29日に、厨房用低圧ガスは4月12日に供給され、仙台市水道局からは通常どおり通水された。

(2) 合同庁舎復旧工事等

8合同庁舎においても、地震や津波被害により機能が停止する状態になったことから、庁舎機能を速やかに回復させるため、被害が甚大な庁舎から現地調査を順次行った。

現地調査の結果、特に沿岸地域の3庁舎の被害が甚大で、石巻合同庁舎は、地震及び津波浸水により、また、気仙沼及び南三陸合同庁舎は、地震及び津波の直撃により被災し、構造体としては崩壊の危険性は少ないものの、電気・通信等の設備は浸水のため壊滅し、庁舎としての機能を果たさない状態であった。

3庁舎の現地調査結果を踏まえて今後の対応等を検討し、当面の執務室を確保するとともに、石巻合同庁舎は復旧工事により機能を回復させ、気仙沼合同庁舎は旧鼎が浦高等学校敷地内に、南三陸合同庁舎は気仙沼市本吉町内に仮設庁舎を建設することとした。また、他の5合同庁舎についても、地震による被害が発生していることから、現地調査を行った上で、復旧工事等を実施することとした。

ア 石巻合同庁舎

合同庁舎に取り残された職員等は3月14日に自衛隊等の船舶で救助され、東部下水道事務所に全事務所の職員が集合して業務を行った。

その後、3月18日から、いしのみき営農経済センターなど8か所に分散して仮事務所で業務を行っていたが、行政機能の集約化を図るため、4月7日から石巻専修大学の体育館を借用し、床養生や電話・電気等の工事を行って執務体制を整備して4月18日から業務を開始した。

石巻合同庁舎復旧工事は、3月16日に概算契約を締結し、柱・壁・梁の補修、既存鉄骨ブレース破断補強や柱炭素繊維巻補強などの建築工事、電灯分電盤やキュービクルの改修などの電気工事及び空冷ヒートポンプやエアコン蒸気ボイラなどの機械設備工事などを実施した（9月26日業務開始）。

イ 気仙沼合同庁舎

気仙沼保健福祉事務所に避難した職員等で3月11日に災害対策本部を設置し、また、合同庁舎内に取り残された職員等は、12日及び13日に徒歩や救助ヘリコプターで避難して気仙沼保健福祉事務所に集合した。

その後、行政機能の集約化が困難な地域であるため、4月1日付けで気仙沼商工会議所4階や民間ビル等を借り上げ、電話設置等の工事を施工して仮事務所で業務を行い、一部の地方機関は気仙沼保健福祉事務所内に残って引き続き業務を行うなど、機能を分散して業務を遂行した。

合同庁舎周辺が広域的に地盤沈下しているため、同地に庁舎を建設することが困難と判断し、旧鼎が浦高等学校の敷地の南側に仮設庁舎を建設することを決め、4月22日に概算契約を締結して2階建てプレハブ建設の建築工事及び電気・給排水・衛生などの設備工事を実施し、9月8日には北側の通路の道路拡幅工事の契約を締結した（9月26日業務開始）。

## ウ 南三陸合同庁舎

合同庁舎に取り残された職員は、3月12日に職員の自家用車に乗り合わせるなどして庁舎から避難し、3月13日から登米合同庁舎の会議室を借用して業務を開始した。

合同庁舎の周辺は壊滅的な状況であり、また、南三陸町の復旧・復興等のめどが立たないことなどから、気仙沼市本吉町（気仙沼市所有地）に仮設庁舎を建設することを決め、6月30日に概算契約を締結して2階建てプレハブ建設の建築工事及び電気・給排水・衛生などの設備工事を実施した（10月31日業務開始）。

## エ 他の合同庁舎

5合同庁舎のうち、仙台合同庁舎のみ3月12日午前0時から3月13日午前7時40分までの間、非常用自家発電機の燃料切れにより機能が停止した。

## a 大河原合同庁舎

庁舎内本館と保健所棟接合部の補修や駐車場沈下箇所アスファルトの補修などの庁舎等復旧工事、屋外給水管などの機械設備復旧工事を実施した。

## b 仙台合同庁舎

駐車場舗装等補修、外壁タイル補修や内壁・天井等補修などの庁舎等復旧工事を実施した。

## c 大崎合同庁舎

庁舎内廊下壁や附属棟回り外構などの庁舎等復旧工事、給水・排水・消火設備などの機械設備復旧工事を実施した

## d 栗原合同庁舎

内部壁ひび割れ補修や駐車場アスファルトの補修などの庁舎等復旧工事、受水槽漏水補修などの機械設備復旧工事を実施した。

## e 登米合同庁舎

本館と保健所棟接続部や間仕切壁などの庁舎等復旧工事、冷却水配管設備、受水槽更新や冷却塔移設などの機械設備復旧工事を実施した。

### 庁舎復旧対策の検証

#### ◆庁舎の耐震対策については、最新基準に適合するよう努力する必要がある

＜資源（設備）＞

事前に定められた庁舎の被害調査は、震災後迅速に実施され、県庁舎に甚大被害はなかったものの、エレベーターについては4基が被災していた。これは2009年の安全基準（建築基準法施行令の一部改正）に適合していなかったことが原因の一つと考えられる。

現在の建築基準法では、基準が変更されても既に建てられた建物については、新しい基準を強制されない。しかし、災害拠点となる県庁舎については、常に最新の耐震基準に適合するよう努力する必要がある。

#### ◆取引先に対して、災害時の対応体制の整備を求める必要がある

＜資源（物資）＞

地震発生時、県災害対策本部となる県庁舎の非常用自家発電装置の燃料タンクが満杯ではなく、販売店にも連絡がつかなかった。結果的に電気が回復することで、停電となる事態は回避されたが、状況によっては全庁が停電となる危険性があり、これは大きな反省点である。また設備関係業者についても、連絡がつか

ないところがあった。

非常用自家発電装置の燃料を十分備蓄するなど、自らの体制を整えることは当然であるが、販売店や委託業者等の履行体制についても確認をし、可能であれば、事前に災害時の対応について強制力のある協定・契約を締結しておくことが望ましい。

◆**通信手段の多重化と、十分な電話回線数の確保が必要である**

＜資源（設備）＞

震災後、KDDIの光電話が不通となり、県庁の多くの電話が使えない状況になった。また国の現地本部の設置等のため、新たに電話回線を増設する必要があったが、県の契約しているKDDIの通常回線では足りなかった。

非常時の通信手段として、衛星携帯電話や災害時専用電話等の備えはあるが、県庁全体で見れば、決して十分ではない。また、外部の関係機関が県庁に拠点を設けることで、電話回線の増設が必要となることを想定し、複数の通信手段の確保に努めるとともに、災害対応に十分な回線数の確保を図ることが必要である。

◆**地域防災計画の所掌事務に整理が不十分なところがあった**

＜計画とマニュアル＞

管財課では、災害対策本部事務局からの指示で発災から4日間、県庁に届けられた物資の仕分けを担当した。後に支援物資の担当は、地域防災計画によれば、管財課ではなく食産業振興課の担当であることが明らかになった。

地域防災計画の中身について理解が不足したまま、異なる部局に対する指示が出たのであれば、地域防災計画の内容について災害対策本部事務局がきちんと把握しておく必要がある。あるいは地域防災計画の所掌事務が履行できない体制となっているのであれば、次の見直しでは、災害後の業務負担量と職員数を考慮したうえで、実効性のあるものに見直す必要がある。

## 6 市町村への行財政面における支援

(1) 地震発生後、市町村が行う住民の安否確認は住民基本台帳等に記載のある住民情報を基に行うことになるが、地震による市町村庁舎の倒壊や、津波による庁舎の水没・流出により、当該市町村の住民基本台帳が滅失した可能性があるとして予想された。

住民基本台帳ネットワークシステムの県のサーバーには住民の本人確認情報が保存されているが、住民基本台帳法の規定により、法や条例に規定されている事務以外の利用や他機関への本人確認情報の提供はできないものとされている。このため、3月16日に「住民基本台帳法施行条例」の一部を、専決処分により改正し、住民基本台帳が滅失した恐れのある市町村から要請があった場合に、本人確認情報を利用して住民情報を市町村に提供できるようにした。

このことにより石巻市、山元町、女川町及び南三陸町の4市町村に対し本人確認情報を提供することができた。

(2) 今回の災害が未曾有の規模であることに鑑みると、市町村において他機関への応援要請に関する調整など多岐にわたる業務の実施が必要になると見込まれたが、被災地の市町村においては、庁舎の直接被災等により行政体制や行政機能に支障が生じているところもあった。

このような状況において、総務省では、国の職員の派遣、関係府省・関係団体等との連絡調整など

の支援の相談窓口として、3月12日に「市町村行政機能サポート窓口」を設置した。

これを受け、各市町村に対し当該窓口が設置された旨の事務連絡を3月13日に送付し、相談がある場合には県を通じて行うよう通知した。

- (3) 発災後、1週間程度経過すると、県民から「市役所（町村役場）に電話をしているがつながりにくい」などの苦情が寄せられたことから、3月下旬に、市町村課のホームページに「平成23年東北地方太平洋沖地震に関する情報」を掲載し、市町村の連絡先（所在地、電話番号、ファックス番号、仮庁舎の所在地、通信状況）一覧、被災市町村向け「市町村行政機能サポート窓口」の設置に関すること、市町村における住民票の発行状況などの情報を提供した。

- (4) 東日本大震災や東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の避難指示等により、多くの住民が、住所地の地方公共団体の区域外を含めた各地に避難をしており、避難元市町村及び県では避難者の所在地等の情報把握が課題となってきた。また、避難元市町村及び県はその区域外に避難した住民に対して各種通知や情報提供を行うため、避難先の地方公共団体の協力を得て、避難者の所在地等の情報を把握、集約する仕組みが必要であった。

これらのことから、4月12日、総務省から総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し「全国避難者情報システム」を構築するよう通知がなされ、同日、各市町村に同システムに対する協力依頼の通知を行うとともに、避難者には、所在地等の情報について任意で、避難先市町村を通じて提供するよう要請した。

県内の市町村では4月14日から順次避難先市町村からの避難者情報の受付が開始され、県においては避難者情報を集約し、4月25日から関係市町村に情報提供を行った結果、9月末日現在で延べ20,857件の情報を集約している。

なお、当該情報は庁内関係各課にも提供し、避難者支援対策に役立てられている。

- (5) 東日本大震災への対応のため、短期の人的支援について、3回（①：3月16日及び17日、②：20日及び21日、③：4月12日）にわたり被災市町のニーズを照会し、その回答を基に、3月22日及び29日に全国知事会に対し、3月29日及び4月4日に総務省（全国市長会・全国町村会）に対し職員派遣を要請した。その後、中長期の人的支援について、5月26日に被災市町のニーズを照会し、その回答を基に、6月3日及び15日に総務省に対し職員の派遣を要請した。このほか、随時寄せられる被災市町からの人的支援のニーズに対応した。また、全国知事会及び総務省を通じた職員派遣や他の都道府県及び市町村から、直接申出のあった職員派遣について、派遣元自治体と派遣先自治体（被災市町）間の派遣受入調整や、庁内関係部局との調整を行い、9月20日現在までで、1,500人の人的支援の調整を行っている。

市町村及び一部事務組合に対し、震災対応業務に従事している市町村等職員の健康管理及び安全衛生に関する総務省通知の速やかな周知（①：5月6日、②：7月14日）や、5月20日に県の取組事例について、6月14日に人事院の資料について情報提供を行ったほか、メンタルヘルスに関する事業の紹介及び実施申込みのとりまとめを行い、9月13日にメンタルヘルスマネジメント実践研修会を開催した。

- (6) 発災後、市町村は、資金繰り等、今後の財政運営に不安を抱えていたことから、3月14日付けで「東北地方太平洋沖地震に伴う震災復旧・災害対応に要する財源確保、財政支援措置等について」（総務部長通知）を、3月16日付けで「平成23年度東北地方太平洋沖地震に対する県の予算措置等について」

（知事通知）等の通知文書を発出し、県として市町村を最大限に支援する旨を通知した。また、国からの各種通知文書を市町村に送付したが、郵便やファクシミリ等の通信手段が無い町に対しては、県独自のメール便を活用して送致した。

- （7）年度末が目前に迫っていたことから、連絡がついた市町村から逐次、業務の対応状況や来年度予算の各市町村議会での議決の状況について、財政担当者から聴き取りを実施するとともに、平成22年度の特別交付税の交付が3月22日に行われることとなっていたことから、各市町村に対して、指定金融機関への入金可否について確認を行った。
- （8）津波等により面的かつ甚大な被害を受けた市町村では、金融機関も被災し、地方債の3月の定時償還が物理的に不可能であったことから、各資金（政府資金等）窓口に対して、償還の猶予、違約金・延滞利息について特段の配慮を要望した。
- （9）市町村の財政運営を支援するため、市町村向けの短期資金貸付制度（無利子）を創設し、借入要望のあった16市町に対し、8月1日に貸付を行ったほか、市町村訪問や各種ヒアリングの機会に、市町村からの被害状況や財政状況等を聴取し、壊滅的な被害を受けた行政庁舎及び主たる庁用備品・公用車並びに消防施設・設備の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設など特に市町村からの要望が強い項目については、4月8日以降随時行われている政府要望に反映させた。また、震災直後から、震災により被害を受けた事業に係る起債の取扱など市町村から相談のあった疑義を国に照会の上市町村に回答した他、国からの各種通知を速やかに市町村に伝達した。
- （10）震災の発生が年度末であったことから、地方公営企業の決算や予算の繰越、公営企業災害復旧事業債の取扱い等について市町村の担当課から疑義照会が寄せられたため、総務省の「市町村行政機能サポート窓口」を活用しつつ、必要に応じて総務省公営企業課に対して直接照会するなどして、迅速な回答を行った。
- （11）り災証明発行に関しては、3月14日付けで各市町村り災証明書発行担当課長あてに、対応窓口の設置、住民への周知、関係部署間での情報の共有化など、り災証明発行事務が迅速かつ円滑に行われるよう、適切な事務の執行に配慮するよう通知するとともに、県民や市町村からの各種相談に随時対応した。

市町村支援として、各市町村において、住家の被害認定業務が円滑かつ適切に行われるよう、内閣府職員を講師に、市町村職員等を対象とした「り災証明書発行に係る被害認定業務の説明会」を開催した。参加者は、市町村職員、県税事務所職員等約170人であった。また、市町村課及び税務課が協同し、東京都からの派遣職員50人を対象に、税務課職員を講師に、「り災証明書発行に係る被害認定業務の説明会」を開催するとともに、長崎県をはじめとした他県からのり災証明発行に係る応援派遣職員の市町村への配分・調整を随時行った。

県職員のり災証明に係る人的支援は、4月1日以降、体制の整った市町から順次行った。

具体的には、被災市町村からの要請を管轄県税事務所が受けて当該県税事務所から職員を派遣することを基本にし、不足する人員は税務課が県税事務所間の調整を行って、最大限の支援を行った。9月末までの現地調査支援実績は、延べ2,427人であった。

このほか、同様に、り災証明書受付窓口等への支援のため県税職員を派遣し、9月末までの支援実績は、延べ2,257人で、現地調査支援と合わせると4,684人に上り、10月以降も要請に応じて支援を継続した。

(12) 市町村税については、震災対応に係る国からの具体的な通知がなされる以前に、平成12年の自治事務次官通知を参考に減免条例（案）を作成し、電子データで各市町村に送付した。併せて、3月25日には、市町村において早急に対応が必要となる事項について、対応指針をとりまとめ、各市町村に送付した。

その後、国からの災害関連文書を市町村に速やかに送付するとともに、市町村税に関する市町村等からの相談に対して、随時、迅速に対応した。

(13) 震災により統一地方選挙の実施が困難な市町村が想定されたことから、3月13日に総務大臣に対し、選挙期日の繰り延べ等の法的措置を要望するとともに、臨時特例法制定後に、国において選挙実施が困難な市町村として15市町村が指定されるよう、国及び市町村との調整作業を進めた。また、全国各地から被災地に派遣されている自衛隊員等の統一地方選挙における不在者投票に対応するため、県内に臨時的な不在者投票所を設置、運営できるよう国及び市町村との調整作業を進めるとともに、仙台市選挙管理委員会の不在者投票事務に、4月4日から4月7日まで及び4月18日から4月21日まで、2人ずつの県選挙管理委員会事務局職員を派遣した。

(14) 地震発生直後から、民間団体等からの市町村に対する車両提供の申出が複数あり、窓口の一本化と被災市町村の車両需要との調整を図る目的で、災害対策本部事務局に代わって一時的に市町村課が、車両提供申出民間団体と市町村との間の配分調整を行った。これまで9団体から申出のあった車両の提供について、20団体（8市7町5一部事務組合）へ合計267台の車両の引き渡しを行った。

(15) 地方公務員災害補償基金宮城県支部では、公務上又は通勤途上での死亡・行方不明職員がいる市町村及び一部事務組合を5月10日から20日までの間に直接訪問し、公務災害認定請求の方法・必要書類等について説明を行い、市町村及び一部事務組合の負担を軽減する支援を行った。また、希望する市町村及び一部事務組合の職員を対象に、8月23日から11月15日までの間に職員の心の健康維持に資することを目的として「心の健康ケアに関する研修会」及び「心の健康相談（カウンセリング）」を実施した。

#### 市町村への行財政面における支援の検証

**◆専決処分による速やかな住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の提供は、市町村に役立った。今後は、平時のバックアップ体制の確認を進める必要がある〈情報〉**

被災により行政データを損壊した市町があったため、3月16日に条例を専決にて改正し、県が保有していた住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報をエクセル形式に変換して、3月16日、17日に被災市町村に届けることができた。被災後1週間以内に専決手続きを行い、被災地までデータを届けることができたことは、その後の被災市町村の被害状況把握や被災者対応に大きく貢献したと考えられる。ただし、市町村の立場からすれば、データの不足だけでなく、作業するためのパソコン、電源、人員の不足も深刻であった。今後、被災市町村における初動対応の検証が進む中で、市町村課で可能な支援内容について改めて検討し、今後に備える必要があろう。また、市町村役場のみならず県庁が被災する場合も含めて、重要データのバックアップ体制について確認しておく必要がある。



**◆人的支援については、ニーズ把握が困難な被災直後においては、被災市町の要請を待たず、現地のニーズを直接把握したり、過去の災害からの予測により支援する方法が有効である<資源（職員）>**

人的支援については、全国知事会、総務省（全国市長会、全国町村会）、自治体個別など多様なルートで実施された。総務省スキームは、宮城県、岩手県、福島県、茨城県及び千葉県内の市町村のニーズを総務省がとりまとめ、全国市長会、全国町村会を通じて全国の自治体に情報を伝えるため、多くの人員を確保するのに有効であったが、調整にはある程度の時間が必要であるため、緊急に対応が必要な避難所運営業務等を中心に、自治体間での個別の支援も行われた。

特に被災直後については、被災市町の要請を待たずに、応援側自治体が直接、現地のニーズを把握し支援する方法や、食事や寝具等について、応援側自治体が準備した上で行う支援が有効であった。今後の災害においても、直接現地でニーズを把握したり、過去の災害の教訓からニーズや必要人員を予測するなどし、迅速に支援を実施することが求められる。

**◆市町村の財政に関する業務は、国と連携して対応したことが効果的だった<県庁外部（国）との調整>**

震災の発生が年度末であったことから、当該年度の決算や次年度の予算編成、さらには地方債の償還や特別交付税の市町村の指定金融機関への入金など、市町村が対応すべき事項が多く、沿岸部を中心に甚大な被害を受けた市町村がどの程度業務に対応できているか不明であった。こうしたことから市町村を訪問して業務の対応状況等の確認を行ったが、総務省から以前に県に派遣されていた職員が常駐していたことから、同行してもらい、国への速やかな情報伝達が可能となった。また、津波で書類が流された被災市町（特に南三陸町立志津川病院）の決算書作成業務についても、総務省の多大な協力があつた。また、被災市町村から疑義が多数あり、県だけでは解釈や対応が難しい業務についても、積極的に国と連携を図りながら対応したことが効果的であった。

**◆市町村の立場から、負担削減に向けて、外部委託を含めたより一層の支援が望ましい<資源（職員）>**

全国避難者情報システムは、毎日、変更された情報が送られてくるが、情報が膨大で市町村課だけでは処理できず、他市町村、他県からきたデータをそのまま市町村に流すことしかできなかった。

しかしながら、市町村においても人員不足は深刻である。全国避難者情報システムのデータ整理等の業務は、民間委託するなど、負担削減に向けたより一層の支援の実施が望ましい。

**◆り災証明の発行手続きの支援調整が難しかった<県庁内部での調整><資源（職員）>**

り災証明の発行手続きについての庁内の役割分担が事前に明確にされておらず、調整が難しかったが、不動産の知識があることなどから、税務課、県税事務所が中心となって、市町村への支援に当たることになった。例えば仙台中央県税事務所では、4月上旬より、り災証明発行業務について応援要員を派遣したが、震災直後から自動車税についての問合せや減免・非課税措置への対応にも人手をとられ、応援要請の全てに対応することができなかった。

り災証明発行への市町村支援については、今後に向けて役割分担や業務フローを検討する必要がある。税務課、県税事務所は、職員数が限られているため、税の専門知識を活かせる支援を優先させる必要がある。り災証明発行への支援については、土木部とも調整を行い、民間の建築士、土地家屋調査士などへの委託、県外からの応援職員の活用等を含めて検討するべきである。

## 7 県民への情報提供

### (1) ホームページによる避難者情報の提供

地震発生以来、県内外から県民の安否に関する問合せが県に多数寄せられたため、総務部広報課では3月15日から市町村別避難所リストをホームページで公開し、その後、市町村から災害対策本部事務局（以下「本部事務局」）を通じて提供のあったリストをベースとして、3月17日から避難所ごとの避難者リストの公開を開始した。

このリストは、提供のあった都度追加掲載していき、3月21日までの段階で、石巻市（旧河北町分を除く）、気仙沼市、白石市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、七ヶ宿町、柴田町、松島町、利府町、大郷町、加美町、女川町、南三陸町のリストを公開した。その後、3月22日に東松島市、3月23日に亘理町、3月24日に塩竈市、3月25日に仙台市、3月26日に七ヶ浜町、3月27日に山元町、3月28日に石巻市（旧河北町分）を掲載した。

なお、市町村によっては個人情報の保護を重視し、リストの提供を行わないとする所もあった。

これらのデータの収集に当たっては、情報の錯そうを防ぐため、避難者情報の入手経路を本部事務局経由のみとした。さらに、情報の公開に当たっては、情報公開担当課（県政情報公開室）との協議を行い、個人情報への配慮から電話番号や大字以下の住所を消去した上での掲載とした。

避難者リストは迅速な公開に主眼を置き、PDFファイルでの公開を行った。そのため、避難者の検索ができないという難点を抱えていたが、グーグル社の協力により、県が公表したリストがテキスト化され、3月20日より同社が開設したパーソンファインダーから氏名や住所等での検索が可能となった。

### (2) 専用ダイヤルによる避難者情報の提供

地震発生以来、県内外から県民の安否に関する問合せが県に多数寄せられたことから、本部事務局では、避難者情報の提供を目的とした「宮城県避難者情報ダイヤル」の開設を決定し、立ち上げ準備として、3月17日に行政庁舎18階製図室に電話5回線及び案内用パソコン5台を設置した。「宮城県避難者情報ダイヤル」の運用は、企画部（現：震災復興・企画部）情報産業振興室、同部情報政策課、同部情報システム課及び総務部広報課が協力し対応した。

運用開始の準備とし、電話受付の際のデータ検索を迅速に行うため、本部事務局が市町村から提供された避難者名簿データ〔氏名、住所、性別、避難所名等（個人の特定ができる最低限のデータ）〕を表計算ソフトへ入力した。入力するデータとして、個人情報の観点から、続柄等の入力は除外した。データ入力作業は一日当たり約15人体制で行い、既に県ホームページで公開されていた避難者情報を電子データ化した。データの更新は上書きせずに追加していき、これまでの入力履歴が分かるようにした。

県民からの問合せ対応開始時期については、3月17日より開始したデータ入力作業の進捗状況等を考慮した結果、3月22日より開設することとし、事前にプレスリリース、オペレーターへのレクチャー、電話対応リハーサルを行い、3月22日午後4時にオペレーター5人、スーパーバイザー1人の体制で電話受付を開始した。具体的な受付時間及び受付体制は、3月22日が午後4時から午後9時までの6人体制、3月23日から4月14日までは、午前9時から午後9時まで6人体制、4月15日から4月28日までは、午前9時から午後5時まで4人体制であった。

なお、スーパーバイザーは情報産業振興室職員が担当し、オペレーターは他部局職員の応援を得て

対応したものの、オペレーターは毎日入れ替わるため、「応答マニュアル（Q&A）」を作成し、初めて対応する職員でも円滑に対応できるよう配慮した。運用開始時は電話が鳴りっぱなしで、休憩の時間も確保出来ないほどの状況であった。

電話対応の内容は、避難者の氏名、在住市町村等を聞き取りの上、データ検索を行い、該当した場合は、避難者名簿に氏名及び避難所名が掲載されている旨を伝え、該当しない場合は、別途各市町村に問合せるか、数日後に再度ダイヤルに問合せよう伝えることとした。伝える情報が多いと、次に情報を聞きたい人を待たせることになるため、伝える情報を限定し、電話対応を迅速にした。

問合せ等の状況は、開設日である3月22日が501件の問合せに対し、87件の避難者情報を回答し、最も問合せの多かった3月23日が973件の問合せに対し169件の回答という状況であり、受付最終日の4月28日までの合計件数は、問合せ11,317件、避難者情報の回答2,630件であった。

なお、県、各市町ともに、個人情報の取扱いについて苦慮したため、事前に緊急時に限り一定の個人情報公表できる仕組みを作っておく必要があると考える。

### （3）報道機関を通じた県民への情報提供（パブリシティ）

3月12日から、県政記者会への情報提供のほか、国内外のメディアの受入れなど積極的な報道対応を行い、広く情報の提供を行った。

非常に大規模な災害であったため、世界からの注目度も高く、特に地震発生から1週間程度、中国・韓国と言ったアジアの国々を始め、アメリカ・フランス・イギリスなど欧米の報道機関も多く県庁を訪れた。海外の報道機関の中には日本語を理解できない方も多くおり、対応に苦慮したケースもあった。また、中央のテレビ局や地方紙（ブロック紙）の記者など、県政記者クラブに籍を置かない国内メディアも相当多くの人数が宮城県入りしてきた。

これらの報道機関に関しては、社名がわかるような腕章・記者証の携帯・提示の義務づけ、名簿への記名など、一定のルールを付して受入れを行い、県政記者会と同様に情報提供を行った。

これらのメディアへの情報提供については、県内への石油供給状況など、特に被災者に向けた重要な情報については、知事の臨時記者会見を開催して提供した。

知事記者会見は臨時会見を含め3月11日から6か月間で26回を数えた。また、本部事務局から発表される地震被害等状況については、4月24日までは毎日（多いときで1日6回）報道機関に対する記者レクチャーを合計111回実施し、それ以降5月10日までは毎日2回、8月19日までは毎日1回、その後は平日1回定例の資料提供（投げ込み）を計144回行った。その他復旧・復興に係る情報提供について、その都度県政記者会を通じて県民への広報に努めた（9月末までに約1,100回）。

知事記者会見を始め、災害対策本部会議、記者レクチャーなどはすべて報道機関に対して入場の制限を行わない形（フルオープン）で実施した。そのため、きめ細やかな情報提供が実現でき、大規模な災害であるにも関わらず、報道機関とのトラブルは皆無であった。

なお、こういった会見等のフルオープンの扱いは、6月28日の知事記者会見を従来の「定例記者会見」に戻すまで実施した。

課題としては、一部メディアからインターネット回線を備えたプレスセンターの提供を求められ、県では会議室を報道機関の待機所として確保しており、部屋の提供は可能であったが、インターネット回線については、NTT等の回線業者も災害復旧優先により回線設置に時間を要し、提供できなかった。災害時には、いつでもどこからでも通信できるよう、報道機関は通信手段を原則として自ら準

備する必要があるが、今後、県としても海外プレスへの対応などを主眼に、必要性を踏まえて検討する必要がある。

#### (4) 県ホームページによる積極的な県民への情報発信

ホームページによる情報提供についても、引き続き更新を密に行い、充実を図った。

知事記者会見（臨時会見を含む）の会見録を掲載したほか、本部事務局から発表される地震被害等状況についても情報提供（記者レクチャー・投げ込み）に合わせて、情報の更新を実施した。

地震被害等状況のほか、県民が必要とするライフラインなどの生活関連情報を3月12日から、「高等学校等の休業や入試に関するお知らせ」や「救援物資・寄附金等について」などの情報を3月15日から県ホームページのトップページに順次掲載した。このようにホームページで情報提供を行うべき事項が多数に上ってきたことから、県民が必要とする情報の検索性を高めるため、リスト化・グループ化を進め、容易に情報が入手できるように改善を図った。

さらに、市町村のサーバー等機器が復旧するまでの約1か月間、特に被災が甚大だった市町村を中心に依頼を受け、県のホームページで情報発信を行ったり、市町村に代わって県政記者会へのプレスリリースを行ったりといった市町村の情報発信に係る支援を継続的に行った。

そのほか、「被災者及び災害復興に当たる関係者への勇気づけ」「官民、すべての県民の団結と協力による大震災からの復興に向けた機運醸成」「『元気』な企業、観光関係者等に対する活動への支援」「復興に向けて宮城の頑張る姿を全国へ発信」を目的に、4月11日に復興シンボルマーク「復興へ 頑張ろう！みやぎ」を公表し、4月19日より県ホームページからダウンロード可能とした。

本県においては、他の多くの県では導入されているCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）が被災当時導入されておらず、ホームページでの情報提供に手間を要することとなった。一方でシンプルなシステム構成であるため、被災直後のアクセスが集中する環境下においても、一度もサーバーダウンすることなく、情報を提供し続けることができた。

ホームページに掲載した情報の中には、県民からの電話での問合せを受けてから、広報課から担当課に対して情報を掲示するように求めた案件も多くあり、災害の発生時に必要な情報を各所属において迅速かつ能動的にホームページに掲載する意識の醸成を図る必要がある。

#### (5) 新聞による情報提供

河北新報及び中央4紙（読売・朝日・毎日・産経）に掲載している「県からのお知らせ」については、3月20日掲載分は震災関連情報への差し替え及び紙面確保が困難なため掲載を中止した。

4月以降は、4月3日に「東日本大震災に関するお知らせ（避難者情報ダイヤル、相談窓口、各種支援制度等）」を掲載したのを始め、掲載回数を当初予定の月1回（年12回）に震災関連情報枠として8枠を加えて年20回に増やし、震災関連情報を優先的に掲載した。また、県の重要施策等を紹介する「ここが知りたい！宮城県政」（河北新報・月1回掲載）については、3月13日は紙面確保が困難なため掲載を中止し、4月から6月までは掲載を休止したが、7月から再開し、7月14日には震災復興計画（案）（パブリックコメント・県民説明会）を掲載した。11月からは震災復興に関する分野別の取組を紹介する「復興へ 頑張ろう！宮城」をシリーズで掲載した。

#### (6) 県政ラジオによる情報提供

地震発生直後から3月末までは、県内のAM、FM、コミュニティFM及び臨時災害FMの各局に震災関連の記者発表資料等を電子メール等で随時提供し、各局が災害特別番組や県政ラジオ番組の放

送枠等で放送した。4月からは、県政ラジオ番組を放送しているAM、FM、コミュニティFMの各局に震災関連情報をラジオ原稿の形で提供して放送し、5月から半年間については放送枠を2倍に増枠して放送した。

なお、臨時災害FM局には、県政ラジオ番組の放送原稿を提供し、局側で情報を選択して随時放送した。

(7) 県外向け広報番組による情報発信

毎週1回BS-TBSで放送している県外向け広報番組「伊達な旅紀行～いいトコ！みやぎ」については、地震発生後から放送を休止していたが、7月4日放送分から再開し、県内の観光地をはじめとする復興の状況等を全国に発信した。

(8) テレビスポットCMによる情報提供

震災に関連し、多くの県民に関わる重要な事項を広く周知するため、県内民放4局（東北放送、仙台放送、ミヤギテレビ、東日本放送）において30秒のスポットCMを放送した。自動車税については5月16日から29日まで68回、節水の呼びかけについては5月16日から6月5日まで66回、震災復興計画(案)に関するパブリックコメント及び県民説明会については7月9日から7月15日まで63回、自動車税の納期限については10月17日から10月30日まで63回、個人事業税について12月9日から12月26日まで69回放送した。

(9) 県政だよりによる情報提供

4月号については、用紙の確保及び市町村による配布が困難なため発行を中止した。5月号は、震災関連情報のみで8ページで発行した。

7月号以降は、震災関連情報を掲載する「東日本大震災に関するお知らせ」コーナーを設け、生活、雇用、事業再建、税、地方機関の移転先等、震災関連の各種情報を毎月掲載した。また、震災の被害状況と復興状況、震災復興のための各種事業、宮城県震災復興計画など、震災復興に関連する話題を特集で掲載したほか、東京電力福島第一原子力発電所事故被害への対応などを掲載した。

なお、配布については、5月号は石巻市、多賀城市及び南三陸町では市町村委託による配布が不可能であったため、避難所、市役所・役場への設置や新聞折り込みにより配布した。7月号からは全市町村で市町村委託による配布が可能となった。また、県外への避難者については、市町村広報紙を送付する際に併せて送付してもらうよう市町村に依頼した。

### 県民への情報提供の検証

#### ◆災害発生直後の報道対応について、事前より訓練が行われていた〈広報〉

広報課では、災害発生直後の報道対応については、毎年の防災訓練の際に、報道機関と連携した具体的な取り組みを行っていた。実施内容も、例えば、報道全社が揃わなくても、NHKが代表して撮影し、各社に映像を配信するテストを実施するなど、災害を想定した実践的な内容であった。こうした事前の計画や訓練の実施が、迅速な初動対応につながったと考えられる。また、本災害では、国の現地対策本部が県庁に設置されたことから、共同の記者会見も新たに実施された。さらに、広報課の発案により、安否確認等に対応するため、避難者情報の提供が、民間企業とも連携して実施された。そのほか、ホームページでの情報発信や、新聞・ラジオ・テレビなどを通じた広報など、様々なチャンネルを通じて、積極的な広報活動が行われた。

こうした活動実績に基づき、今後の災害時の対応に参照できるよう、地域防災計画をより具体化した、災害時の広報活動に関する手引き的な資料が作成することが望まれる。災害時の広報活動は、平常時は広報業務を専門とはしていない、本部事務局広報グループなどとも連携して実施され、庁内各課の積極的な情報提供も必要である。したがって、各部署でも参照できる広報活動に関する資料を作成し、平常時の訓練等でも利用することによって、全庁的な災害時の広報活動の理解の促進に資するものと期待される。

#### ◆災害対策本部会議が、報道機関に公開して開催された〈広報〉

宮城県では、災害対策本部会議を、報道機関に公開して開催した（第1回会議を除く）。また、本部会議資料も、開催時に全て配布した。県の広報機能の観点からは、本部会議における各部署からの報告及び、部署間での質疑や調整の内容を、すべて報道機関が入手できることから、別途の説明が不要であり、効率的な広報活動となった。また、記者クラブに加入していない、在京の報道機関や海外メディア等であっても、参加が可能であったことから、幅広い報道機関が取材活動を行えた。また、本部会議においては、県や警察など会議参加機関が、県民への広報が重要と考える事項について、知事などから口頭で、報道機関へ直接に呼びかけが行われ、的確な広報に効果があったものと考えられる。

なお、報道機関にとっても、会議で部署間の調整などが行われた場合には、県における課題認識や、対応方針の内容や意思決定の背景などを、正確に把握しやすかったものと考えられる。

#### ◆庁内各課の間に、災害時の広報活動への積極性に差異があった〈広報〉

庁内各課の中には、広報課に対し、積極的な広報実施の要請を行う部署があった。広報課では、そうした広報依頼を受けた際には、投げ込みや、急ぎの情報（学校の休校情報など）については各社に手渡しするなどの対応をとり、迅速な県内外への広報につなげた。その一方で、庁内各課の中には、県民等からの問合せを受けたものの当該案件に関して、十分な広報が行われていなかった事例があったことから、広報課より担当課に対して、ホームページへの情報の掲載などを求めた場合もあった。

今後は、全庁的に、災害対応における広報活動の重要性について、意識啓発を進めることが望まれる。例えば、防災訓練の実施時には、庁内各課において、所管する災害対応業務の実施訓練のみならず、関連する広報活動（ホームページ原稿の作成など）についても訓練事項に含めることなどが考えられる。

なお、災害時の対応に限らず、県庁各課の平常業務において、より一層の、県民への積極的な広報活動に対する、重要性の理解促進と実践が、災害時にも有効に影響するものと期待される。

#### ◆広報機能の低下した被災市町の広報活動支援が行われた〈広報〉

広報課では、被災市町の広報活動を支援した。例えば、市町村のホームページサーバーが稼働できなくなった場合に、県のページでも情報を入手できるように掲載をしたり、県政記者会へ代わりに投げ込みを行ったりした。また、被災市町におけるコミュニティFMや新規に開局された臨時災害放送局への情報提供も行うなど、被災市町の広報活動を支援した。

このように、甚大な災害によって、広報機能に支障をきたした被災市町の広報活動を、県として支援したことは効果的であった。今後は、同様の事態に備えて、県と市町村で事前に、広報の代行方法などについて検討を行っておくことにより、より迅速かつ効果的な広報支援活動が行えるものと期待される。

**◆避難者情報の提供には、消極的な市町もあつた<情報><県庁外部（市町）との調整>**

情報産業振興室などによる「宮城県避難者情報ダイヤル」の開設に当たって、個人情報の保護を重視し、避難者名簿の提供を躊躇する市町村も当初はみられた。当該サービスの有用性は認められていることから、今後は、個人情報の保護をしつつ、より円滑に県への情報提供が行われるように、事前に市町村との間で、実施ルールなどを協議し定めておくことが望まれる。

例えば、県民によっては、避難情報の公開を希望しない方もいると想定されることから、各自治体で県民が避難所に入る際に記入する、避難者名簿の共通様式を作成し、その様式の中に、情報公開の可否や範囲等を県民に確認する項目欄をもうけるなどの工夫も考えられる。今回、広報課では、ホームページにおける避難者名簿の公開にあたって、個人情報の観点から公開に適さない項目を削除している。また、「宮城県避難者情報ダイヤル」の運用時には、情報産業振興室では「応答マニュアル（Q&A）」を作成し、オペレーターが配慮の必要な事項（データ更新日時、同姓同名者）の扱いについてルールを定め、信頼性の高い運用を可能とした。

今後は、こうした書類様式や情報の収集・提供の要領を、県や市町村などが共同で作成しておくことによって、災害時に、より円滑に高い信頼性をもって避難者情報の提供を実施できるものと期待される。

**◆避難者情報の収集・提供には、多大な労力が必要であつた<情報><県庁外部（企業）との調整>**

情報産業振興室による、避難者情報のデータ整理作業には、多くの人員と時間を必要とした。しかし、情報の電子化などの作業を、市町村で実施することも、人員的に困難である。その一方で、グーグル社の協力により、別途に実施された、避難者情報の電子データ化及び検索システム（パーソンファインダー）の構築・公開は、利用者側の利便性も高く有用であつた。今後は、こうした民間ポータルサイト等との間で、個人情報保護法への配慮や、地方自治体の費用負担軽減を図ったうえで、協力協定などを締結できれば効果的と期待される。

## 8 県民相談窓口の設置等

### (1) 総合相談窓口の設置

3月11日の地震発生直後から、総務部行政経営推進課では県の大規模災害応急対策マニュアルに定められた総合相談窓口の設置について検討を始めた。平成20年の岩手・宮城内陸地震での対応を基に、あらかじめ大規模災害時の相談窓口となる担当課所を定めてはいたが、今回の甚大な被害状況から、県民の相談に即刻対応できない課所が多いと考えられた。よって、最初に行政経営推進課の電話番号を総合相談窓口として広報した上で、相談対応可能な課所から順次相談窓口として案内していくとともに、県のホームページに「平成23年東北地方太平洋沖地震に関する各種相談窓口」として担当課所一覧を掲載し、随時更新することを決定した。地方における総合相談窓口設置については、県内6か所の各県民サービスセンターの被害状況を確認した上で、相談対応が可能な所から公表することとした。

### (2) 相談窓口の案内・広報

3月14日に行政経営推進課から、大規模災害時の相談窓口となる担当課所（44課所・49項目）へ現時点での相談対応の可否を照会し、対応可能と回答があつた13課・20項目について3月15日から

県のホームページに「各種相談窓口」のページを開設した。併せて、各種相談窓口の設置について災害対策本部事務局（以下「本部事務局」）から報道機関に発表し、新聞・テレビを通じて広報した。

その後も相談窓口の準備が整った課所から随時ホームページに追加し、3月末時点で60課所・57項目を案内した。さらに、4月3日の新聞各紙に全5段で掲載した「県からのお知らせ」において、各種支援制度の簡単な紹介と合わせて各種相談窓口を広報した。

「各種相談窓口」のページは、担当課所の連絡先を知らせるだけでなく、制度の概要や関連情報が見られるように担当課のホームページにリンクを張るなどし、内容の充実に努めた。相談窓口をホームページに掲載したことで、県庁内部にも各種支援制度や担当課所を周知することになり、相談が多く寄せられる課では他の制度等の問合せがあった際に参考にしていた。

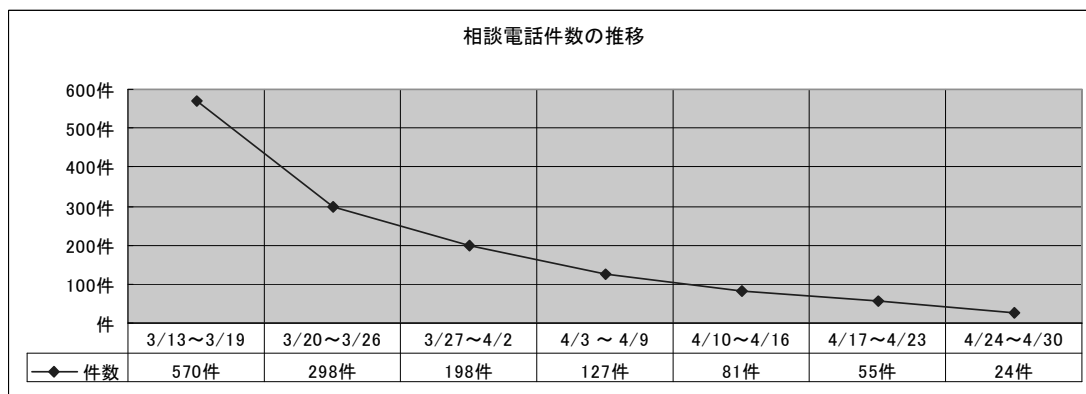
しかし、時間の経過とともに県に寄せられる相談内容も変化したため、4月上旬に庁内全課を対象に相談窓口の追加・修正の有無を照会し、更なる情報提供を呼びかけた。また、震災から半年となる9月上旬にも庁内全課を対象に内容の追加・修正の有無を照会して、常に新しい情報を更新するよう心がけた。

### （3）本庁における相談対応

#### ア 受付状況

行政経営推進課では、3月11日から3月24日までの2週間、10人の職員が交替しながら24時間態勢で電話、電子メール及び来庁者の相談に対応した。その後は相談電話件数等の状況に応じ夜間の勤務時間を短縮しながら、4月8日まで平日・休日を通して夜間も相談に対応した。4月9日以降は夜間の職員配備を止め、通常の勤務の中で相談に対応することとした。

行政経営推進課が4月30日までに受付した相談電話の件数は1,353件で、対応開始時からの相談件数の推移については、以下のとおりである。



行政庁舎1階の県政相談室においても、3月15日から2人の県政相談員が相談窓口の案内を開始し、4月30日までに受付した件数は276件であった。

#### イ 発災直後の対応

発災後初期に寄せられた電話や電子メールは、県内よりも県外からが多く、安否確認、救援要請、避難者情報の照会、物資支援の要請、道路の被害状況やライフラインの照会、物資提供の申出、応急住宅提供の申出など多岐にわたった。地震発生後しばらくの間、県内の電話はつながりにくく、被災者からの救援要請が県外の親族等に携帯電話で入り、その親族等から県へ電話が入ることもあった。



本来本部事務局で対応すべき緊急の連絡や要請が、どこに電話すればいいのか公表されていない又は本部事務局の電話が集中してつながらない状況から相談窓口に戻ってきたケースが多く、電話転送できないときは受けた内容と相手先を定型メモにしてその都度本部事務局に届けていた。しかし、メモを届けて取り次いだ結果がどうなったのか確認することができず、再度電話してきた相談者から苦情を言われることもあった。

ウ 1か月以内の対応

簡単な問合せには、災害対策本部会議資料や県のホームページで調べて回答したほか、よくある質問に対する標準回答（FAQ）を迅速に作成し、職員が共通の認識を持って一定レベルの回答ができるようにした。相談内容は、その後も、県外避難の受入れ、緊急車両の取扱い、燃料の入手先、生活再建支援金の申請、応急仮設住宅の申込み、被災住宅の補修等、時々刻々と変化していったので、その都度担当課に照会して回答例を更新し職員に周知した。

一方で、新たな被災者対策についての情報が報道されても、庁内の所管部署があいまいで担当課が決まっておらず、結果的に被災者からの問合せをたらい回しにしてしまうケースも多数あった。

エ 1か月経過後の対応

発災後1か月を経過した時点では、電話の件数は減ったが、被災者への各種支援制度について総合的に聞きたいという相談が増えたことから、制度の概要や一連の手続きの流れに関する資料を取り揃え、職員間で共有し案内した。

直接の申請窓口は市町村であっても、被害の大きい市町村ほど窓口が非常に混雑・混乱していて十分な説明が受けられないことや、住所地を離れて親族の居所や賃貸住宅等に移った人は元の居住市町村から必要な情報が得られないことから、県に問合せの人が多かった。市町村への申請手続きや申請期間等は、市町村のホームページを参照して可能な範囲で案内したが、被害の大きいところほど情報が公表されておらず、問合せの電話もつながりにくい状態であった。

高齢者や自宅を離れて避難生活を送っている被災者には、パソコンを使って調べることができる人は少なく、各種支援制度の全般をまとめた資料等も配布されていなかったため、被災者にとって必要な情報が十分に行き渡っておらず、4月下旬になっても「どこで、何から手続きすればいいのか」といった相談が寄せられた。そのため、一部の市町村では実際に対応していたが、被災者への情報提供を行う際には、集約した情報を記載した資料等を避難所や行政機関の窓口配置しておくなどの対応も必要ではないか。

(4) 県民サービスセンターにおける相談対応

県内6か所の県合同庁舎に設置されている県民サービスセンターでは、津波で甚大な被害を受けた石巻と気仙沼の2か所を除く4か所（大河原、大崎、栗原、登米）で、3月16日から県政相談員1人を中心に相談窓口の対応を開始した。相談に当たっては、行政経営推進課で作成した回答例とホームページを参考にしよう周知した。4月19日には、石巻と気仙沼でも仮庁舎での相談対応が可能となり、すべての県民サービスセンターに地方の総合相談窓口が開設された。3月16日から4月30日までに県民サービスセンターで受付した相談件数は計36件であった。

(5) その他の対応

ア 知事への提案

発災直後から「知事への提案」宛に届いた電子メールや郵便、及び行政経営推進課や県政相談室

宛に届いた電子メールやファクシミリで、被災者や県民等から寄せられた相談・意見・提言・苦情等については、担当課へ内容を伝達し、回答が必要と判断されるものには担当課からの速やかな対応を求めた。

#### イ 災害特別総合行政相談所への参加

宮城県内の国の機関を中心に構成する宮城地域行政苦情相談連絡協議会（事務局：東北管区行政評価局）の「震災等大規模災害時における相談窓口体制について」の申合せに基づき、東北管区行政評価局が主催し、4月から10月にかけて被害の大きい沿岸15市町等で開設された「災害特別総合行政相談所」に22回参加して、最寄りの県民サービスセンター職員（県政相談員）又は行政経営推進課職員（県政相談員）が被災者からの相談に対応した。

#### ウ タウンページを活用した相談窓口の周知

エヌ・ティ・ティ番号情報株式会社東北支店の支援により、平成23年9月発行のタウンページに「県からのお知らせページ」を設けて震災復興支援に関する相談窓口を掲載し、県内全域に配布されたことにより、相談窓口の周知を充実した。

### 県民相談窓口の設置等の検証

#### ◆庁内各課の災害時の業務分掌を、事前に整理していたことから、早期から広報がなされた

##### <県庁内部での調整><計画とマニュアル>

行政経営推進課では、平成20年の岩手・宮城内陸地震の経験に基づき、災害時に県庁内のどの部署が、どのような内容の相談に対応するのか、事前に整理をしていた。当該整理結果に基づき、本災害発生時には、各課へ対応状況を照会し、順次、相談窓口の情報を作成し公開していった。このように事前の整理が行われていたことが、迅速かつ正確な、県民への窓口情報の公表につながった。また、行政経営推進課では、被災した庁舎を移転した市町村の連絡先や仮庁舎所在地の問合せが多かったことから、市町村課が公表した連絡先一覧も、相談窓口のホームページで閲覧できるようにした。こうした資料は、県庁各課や県民などに有用であったと考えられる。

その一方で、県庁職員のなかには、本部事務局各グループの業務所掌や、本災害への対応で新規に発生した業務の担当部署について、十分に把握できていない場合もあった。今後は、こうした業務所掌の整理資料について、より組織的に県全体で作成し、周知徹底するよう計画しておくことが望まれる。

#### ◆災害対策本部事務局では、要請情報への対応状況を整理できていなかった

##### <情報>

行政経営推進課は、県民からの相談の電話を受ける担当部署であったが、本部事務局で対応すべき事案の電話連絡も入ることがあった。その際、本部事務局へ電話転送が繋がらなかった場合には、メモを作成して伝えた。しかし、そうした案件への対応状況を、本部事務局では十分に整理を行えなかった。そのため、後日、通報者より、対応内容に関する問合せを受けた際に、対応結果などを回答できない場合があった。

今後は、県本部全体としての対応状況を把握できるように、救助要請等の受付から、対応の進捗状況までを一貫して整理、確認できる仕組みを構築することが必要である。

**◆新規の災害対応業務について、報道発表段階で、庁内の相談窓口が確定していない場合があった**

**＜広報＞＜県庁内部での調整＞**

新しい災害対応業務を県で始めた際に、県民から問合せがあった段階では、まだ対応窓口となる部署が定まっていなかった場合があった。例えば、二次避難に関する報道発表が行われた際は、県民の関心が高い案件であったため、行政経営推進課に多くの問合せがあったものの、県庁の担当部署が決まっていなかったために相談窓口を紹介できなかった。

報道発表段階で、担当部署が決まっていれば、早期より県民は個々の事情に応じた具体的な検討ができるようになると思われる。今後は、報道発表をする前に、問合せへの窓口も決めておくことが望まれる。

**◆県庁には不要な情報を含む、膨大な情報が寄せられ、効率的な情報処理は困難であった**

**＜広報＞**

地震発生後には膨大な電話が県庁に寄せられた。本部の作業効率が低下することを防ぐためには、県庁全体として、多様な外部からの通報者や問合せを適切に誘導・制御することが求められる。例えば、情報提供者（市町、一般住民など）や、情報の種類（救助要請、安否確認など）に応じた複数の窓口を設置し、それら窓口を早くから周知する必要がある。また、県民から問合せの多い内容については、早期に積極的な広報を行うことが望まれる。ホームページなどにおける広報のほか、12月に発行した「みやぎ被災者生活支援ハンドブック」のような、県民に有用な情報を整理した冊子を、今後の大規模災害時には、より早くに作成し配布するよう計画すると効果的と考えられる。こうした広報の際には、情報発信を行う県庁各部署の視点よりも、被災県民の視点に沿った構成とすることが重要である。例えば、罹災証明を発行する際に、あわせて関連する手続きやその後の予定などを記すことにより、ある案件に関する情報ニーズを有する県民が、ひとつの資料を参照するだけで、関連するすべての情報を得られることが望まれる。

**◆合同庁舎には総合相談窓口が設置され、各地方の特性に応じた相談に対応した**

**＜広報＞**

各合同庁舎の県民サービスセンターに設置された総合相談窓口は、ワンストップセンターとして機能し、県民に利便性の高いサービスであった。また、本庁行政経営推進課に多く寄せられた質問と回答例を、各センターに周知したことは統一的・効率的な相談対応をするために有用であった。

こうした相談窓口には、県民から寄せられる相談内容は、県民ニーズを県が直接入手できる有用なチャンネルと考えられる。今後の災害時に、県民ニーズ等の地方による相違や、時間による変化等を把握するために、こうした情報を共有化し高度利用する手法について検討されることが望ましい。

## 9 寄附金

3月12日から対応を開始したものの、当初は対応職員も1人であり、寄附金の申出者に対しては納付書を送付し納付してもらう対応を取ったが、事務が煩雑であり、外国からの受付に対応できないことから、数日の間で改善を図った。変更後は、対応職員を5人に増員し、国内から日本円にて入金される口座、海外から日本円にて送金を受ける口座及び海外から外貨にて送金を受ける口座の3つを開設し、受付を行った。寄附金の受付は原則、申出書の届出を受付し、入金してもらうスキームであるが、個人からの寄附の中には申出書の届出がないまま入金された例も一部にある。

寄附金の受付状況は、3月11日から1か月間に974件、25億円を受けたのがピークで、9月11日までの6か月間では3,501件、84億円となっている。

### 寄附金対応の検証

#### ◆寄附受付の担当部局，受付手順が決まっていなかった

#### ＜計画とマニュアル＞

寄附受付については、内規にて事前に対応が定められていなかったが、翌日には総務部消防課で対応することが調整されたのは迅速であった。また、寄附受付の手続きを簡素化し、銀行振り込みで受け付けることで、多くの企業や国民の善意を生かすことが可能となった。しかしながら、寄附受付は緊急を要する業務とは言い難く、本部事務局である消防課が担う必然性は低い。寄附受付手順のルーチン化を図ると共に、寄附受付の担当部局を平時において定めておくべきである。

## 10 ふるさと納税

3月11日から問合せや申込みが多数寄せられ、職員はその対応に追われた。ふるさと納税の手続きは、ふるさと納税の申込者からの寄附申込書の受領後、選択されたふるさと納税の受納方法に従って手続きの案内の文書を申込者に送り、ふるさと納税をしていただくというものである。

非常に多くの申込みをいただいたことから、3月15日から5月8日までの間、職員一人がふるさと納税の専属として対応を行った。

ふるさと納税の受納方法としては、納付書による納付、専用口座への口座振込による納付、Yahoo!公金支払いを利用したクレジットカード納付の3つを用意して対応した。

ふるさと納税の受付状況は、3月11日から4月30日までに約6割の1,613件、約8,600万円の申込を受け、平成23年12月31日までに2,618件、約1億5,000万円の申込があった。

## 11 二次災害防止対策

### (1) 高圧ガス等危険物対策

#### ア 初動対応

総務部消防課では、産業保安担当部署として地震発生直後より事故情報の収集に努めるも、各出先機関・各消防本部との通信網寸断等により連絡が取れない状況に陥り、高圧ガス・火薬関連の被災状況確認が困難であったことから、主にテレビ等による情報収集、また各消防本部・緊急消防援助隊からの情報収集を行った。

3月13日夕方以降は、関係団体と連絡が取れたことから、高圧ガス関連の情報収集を依頼し、津波による被災で高圧ガス容器が相当数流出・散乱している事実を把握した。

3月14日に、住民による片付けやがれき撤去作業に伴い、流出容器による二次災害の発生が懸念されたことからその取扱いに関する注意喚起や、避難所から帰宅する被災者への家庭用ガス（LPガス）の取扱いに関する注意喚起の放送用原稿を作成し、マスコミに対し情報提供を行った。あわせて、関係団体に対しては、二次災害を防止すべく流出、散乱した高圧ガス容器の業界による自主回収を要請した。また、3月15日には流出容器の取扱い注意喚起チラシを作成し、各市町村災害対策本部、消防、自衛隊に配布した。

産業保安担当部署においては、災害時における速やかな情報収集が必要であること、また今般の津波被害では被災容器等による二次災害を防止することが必要であったが、災害対策本部事務局の庶務グループとして内部の食料調達や災害派遣等従事車両証明書の交付といった業務を行わなければならない、十分な初動体制を取れなかった。

震災では、高圧ガス関係でコンビナート等保安規則適用事業所（製油所）における火災事故（3月11日21時25分出火、3月15日14時30分鎮火）や気仙沼市内事業所における容器火災事故のほか、10件以上の漏洩事故が発生した。奇跡的にも高圧ガスや火薬による二次災害は発生しなかったものの、今後、同様の災害があった場合を考えると、これらの点は改善すべきと考える。

#### イ その後の対応

##### a LPガス関係

その後の被災状況収集にあたり、社団法人宮城県エルピーガス協会等業界団体を中心とした大震災緊急対策会議に参加し、業界との連携に努めた（3月18日から6月7日までに10回開催）。その場において、情報があまり入らない沿岸部の被害状況の聞き取りや、業界対応及び要望の取りまとめを行った。また、災害対策本部で取りまとめる発表資料を業界団体へ提供し、応急仮設住宅に係るLPガスの供給体制の確立の一助としてもらうなどした。

津波により容器が大量に流出したことを受け、今後容器が不足する事態が想定されたことから、容器の特例措置及び流出容器等の自主回収に対する補助制度といった要望を国（経済産業省原子力安全・保安院）に対して行った。本県は被災三県の中でも先だって国への要望を行うことが多かったことから、その後、国からの問合せを受ける場面が多くなった。

応急仮設住宅におけるライフラインにおいて、事前に社団法人プレハブ建築協会と社団法人宮城県エルピーガス協会との間で供給に関する取り決めがなされていなかったために、行政の相談窓口が明確とならず、業者間のトラブルとなった事例も見受けられたことから、事前に防災協定に盛り込むことや相談できる関係部署の明記など整理が必要と感じた。

県では郡部におけるLPガスの利用率が高く、地震被害・津波でのガス漏れやガス停止・遮断が多発した。LPガス事業者による点検実施を行う必要があったが、LPガス事業者は通常の公益事業者の扱いとはならず、あくまで自由競争における一民間事業者という位置付けとなるため、今回の災害派遣等従事車両証明書の交付を受けられず、高速道路を利用できないことや現場に急行できないことが大きな問題となった（東日本高速道路株式会社にも確認したが不可との見解あり）。準公共性のあるものとして、事前に東日本高速道路株式会社との防災協定に盛り込む必要もあるのではないかと考える。応急仮設住宅におけるLPガスの対応も同様で、事前に不測の事態

への対応として、社団法人プレハブ建築協会との防災協定の内容を整備する必要があると感じた。

#### b 高圧ガス関係

沿岸部の津波被災地域においては、多くの高圧ガス施設が甚大な被害を受け、尊い人命の喪失とともに、貯槽その他の高圧ガス設備の破壊及び事業所外への流出、電気系統の寸断等の状況が報告された。また、内陸部の多くの高圧ガス施設においては、貯槽等の高圧ガス設備の不同沈下、配管の変形及び破損、散水設備の破損等の被害により、稼働停止を余儀なくされた。

県では、関係団体と連携し、二次災害の防止、高圧ガス製造施設の早期復旧及び高圧ガスの流通正常化のため、以下の対応を行った。

##### i 流出した容器及び貯槽等の高圧ガス設備の回収作業の推進

流出した容器の回収作業は各高圧ガス事業者の不断の努力により続けられたが、がれきに阻まれ手つかずの所も多かったため、社団法人宮城県エルピーガス協会、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と連携し、回収作業が円滑に進むよう助言及び指導を行った。

##### ii 毒性ガス、可燃性ガス及び支燃性ガスの漏洩による二次災害の発生防止

災害廃棄物撤去作業における高圧ガス容器バルブの損傷等による漏洩が懸念され、高圧ガス容器の取扱いに関する一般住民やがれき撤去作業従事者に対する周知を継続して実施した。

さらに、CE（超低温液化ガス）貯槽やLPG貯槽等の損壊又は流出によりガスが抜け切った状態で放置されている事例が報告されたため、漏洩の危険性がある容器又は高圧ガス設備について、残ガスの早急な回収を促すため、3月28日付けで高圧ガス製造・販売事業所等に通知を発出した。また、被災により腐敗した水産物冷凍倉庫内の魚介類の海洋投棄も開始されたことから、4月4日付けでアンモニア冷媒を使用している冷凍保安規則適用製造事業所（冷凍事業所）からの冷媒漏洩による二次災害の防止について周知を図った。

地震や津波による被害が少ない高圧ガス製造施設では、順次稼働を再開していたが、施設の健全性を確認するため、稼働前に点検整備を適切に行うよう指導した。

##### iii 高圧ガス事業所早期復旧対策

3月下旬には、高圧ガス業界・事業者から寄せられた法規制上の緩和措置要望等を国に打診し、その回答をホームページ等で周知した。その中で、津波流出容器の容器置場以外の場所への仮置きや高圧ガス移動の際の警戒標の弾力的運用を可とした。

4月6日には平成23年度高圧ガス製造施設指導指針を示し、震災後、被害が少なく稼働を開始している事業所においても、定期自主検査の委託先業者が緊急対応及び復旧対応を最優先に実施しており、当初の定期自主検査の日程をこなせない状況にあったため、今年度に限って保安検査実施日からおおむね1か月程度までの遅れを認めることとした。

さらに、震災による被害が甚大で、今年度の保安検査期日においても高圧ガス製造施設の稼働を停止している事業所で、今後稼働再開の予定がある事業所については、高圧ガス製造施設休止届出書を受理することとし、再稼働時に保安検査を受検し、高圧ガス設備の健全性の確認を行った上で再稼働するものとした。

##### iv 被害状況調査の実施

各施設の被害状況（容器及び高圧ガス設備の流出・回収状況を含む）及び地震・津波以降に発生した高圧ガス事故の状況について把握するため、6月6日から6月30日にかけて、冷凍保安

規則適用事業所及び液化石油ガス保安規則適用販売所を除く488事業所を対象に被害状況調査を実施した。とりまとめた結果について、平成23年9月28日に経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会第17回高圧ガス部会で報告し、その後、ホームページに掲載し、関係団体に通知した。

被害状況調査の主な結果は、以下①から⑤のとおりである。

① 高圧ガス事故

津波浸水地域における高圧ガス事故 10件

- ・ コンビナート等保安規則適用事業所（製油所）の火災事故  
（平成23年3月11日21:25出火，平成23年3月15日14:30鎮火）
- ・ 同上事故関連 LPGローリー車の火災事故
- ・ 気仙沼市一般高圧ガス保安規則適用消費事業所 火災によりボンベ加熱，ガス噴出
- ・ その他は高圧ガス設備からの漏洩

その他の地域における高圧ガス事故 5件

- ・ 高圧ガス設備からの漏洩

② 高圧ガス設備等の流出（津波地域）

- ・ 貯槽，圧縮機，集合装置等5件事業所外への流出
- ・ 高圧ガス車両（タンクローリー）流出 27台
- ・ 高圧ガス容器流出 多数（調査では流出本数1万4千本，回収本数1万3千本）

③ 津波漂流物の衝突による配管，動機器（ポンプ及びガスコンプレッサー等），静機器（蒸発器，熱交換器等）の損傷多数（津波地域）

④ 津波被災による電気系統の不具合（津波地域）

⑤ 容器転倒（全県下）

v 高圧ガス危害予防規程における大規模地震発生時における緊急措置及び津波からの円滑な避難の確保に関する項目の見直し

県では従前よりすべての高圧ガス第一種製造事業所に対し，宮城県沖地震の発生を想定した対応について，高圧ガス危害予防規程に盛り込むよう指導してきたところであるが，今般の地震発生時に当該規程が有効に機能したかの検証を行い，大規模地震発生時に地震災害の発生防止又は軽減を図るための緊急措置に関する項目を見直すとともに，平成17年2月20日付けで施行された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）」における指定地域内の高圧ガス第一種製造事業所（不活性ガスのみの製造を行う事業所を除く）に該当していない沿岸部の高圧ガス第一種製造事業所についても，津波からの円滑な避難の確保に関する項目について追加又は見直しを行うよう指導した。

vi 地震防災訓練を含む地震防災に係る教育訓練の強化

高圧ガス第一種製造事業所に対し，地震防災訓練を含む地震防災に係る教育訓練の強化を指導し，防災訓練の実施状況と，連絡・対応体制の整備状況を確認した。

c 所有者不明容器の処理

津波被災により沿岸部において大量の高圧ガス容器流出が発生し，所有者不明容器による二次災害の発生を防止するため，所有者が判明しない容器について充てんされたガスを廃棄し，くず

化する事業の実施について国に要望を出したところ、第一次補正予算で5億1千万円（他県分も含め）が委託費として予算化された。

その後、委託事業の詳細について社団法人宮城県エルピーガス協会等関係団体と調整を行い、対象となる不明容器の範囲については、

- ① 所有者が不明である容器
- ② 所有者が被災して亡くなった容器
- ③ 遠隔地で取りに来られない容器

として国が示したが、業界側からは既に処理済みの容器や今後処理予定である自社容器まで拡大するよう要望が出された。また、処理フローにおいても写真を1本ずつ撮影する等の煩雑なフローに対し、簡素化の要望が出された。

その結果、

- ① 所有者及び容器記号番号が不明である容器
- ② 所有者又は容器記号番号が識別可能で所有者と連絡がとれない容器のうち、一定期間公表しても所有者から連絡がない容器
- ③ 所有者又は容器記号番号が識別可能で所有者と連絡がとれない容器のうち、一定期間公表後、所有者から連絡があっても所有者が引き取る意思・能力を有していない容器
- ④ 所有者が識別可能で連絡がとれる容器のうち、所有者が引き取る意思・能力を有していない容器

まで対象容器を拡大し、また、処理フローにおいても複数本まとめて写真撮影可等として、平成23年12月に社団法人宮城県エルピーガス協会等と契約が締結され、現在県内の100か所以上の集積所において処分が進んでいる。

今後同様な災害が発生した場合には、所有者不明容器の処理について同様の問題が発生すると思われるが、迅速な対応ができるよう、業界での取り決めをあらかじめ行っておくことが必要と思われる。

### 高圧ガス等危険物対策の検証

#### ◆消防課では、本部事務局の庶務グループとしての活動も計画されていたため、二次災害に発展する可能性があった高圧ガス等危険物対応のために十分な初動体制がとれなかった<県庁内部での調整><広報>

消防課は、3月13日夕方以降、関係団体と連絡が取れ、津波によって高圧ガス容器が相当数流出・散乱していることを把握し、その後、二次災害防止のため、マスコミに対して情報提供を行ったほか、業界に対して自主回収を要請した。直後から、人命救助や行方不明者の捜索などで震災廃棄物に触れる関係者も多く、同課は二次災害が発生しないように迅速な対応が求められるにもかかわらず、災害対策本部事務局運営内規の中で、庶務グループを担当することになっていたことは適切ではなかったと言わざるをえない。今後、消防課が高圧ガス等危険物対応に専念できるよう、本部事務局の体制については改善するべきであろう。

#### ◆県内に約50万世帯のLPガス利用者があり、ガス漏れやガス停止・遮断が多数発生したにもかかわらず、LPガス事業者に対しては災害派遣等従事車両証明書が交付されなかった<資源><県庁外部との調整>



県内ではLPガス利用率が高く、ガス漏れやガス停止・遮断が多数発生したにもかかわらず、LPガス事業者は自由競争における民間事業者という位置付けとなり、東日本高速道路株式会社から災害派遣等従事車両証明書が交付されなかったために、高速道路を利用できず、点検の実施に急行できなかった。二次災害を防止するため、LPガス事業者は準公共性のあるものとして証明書が交付されるように、事前に協定を締結しておく必要があり、今後の課題として検討すべきである。

**◆消防課は、国と連携しながら所有者不明の高圧ガス容器の迅速な処分に努めた**

**＜県庁外部（国）との調整＞**

消防課は、津波により大量に流出した高圧ガス容器のうち、所有者不明の容器について、充填されたガスを廃棄し、くず化するための予算を国に要望して確保した上で、国と調整し処理フローの簡素化まで行った結果、平成23年12月の段階で、県内100か所以上の集積所において処分が進んでいる。地震では、こうした高圧ガス容器の所有者が不明になることはなく、また、近年、東日本大震災のような巨大な津波災害が発生していないため、事前に対応計画や業界での取り決めがなかった。そのような中、国と連携し二次災害防止に努めた消防課の対応は適切であったと言える。今後は、同様な巨大津波災害に備え、今回の対応を教訓とした事前の準備が求められる。

(2) 有害物質対策

ア 環境モニタリングの実施

沿岸部の大規模工場が津波により大きな被害を受けており、状況の把握はおろか連絡も取れない状態になっていた。しかし、内閣府のホームページ「阪神淡路大震災教訓情報資料集」からもいずれ悪化した環境の改善が課題になると想像された。だが、県の分析機関である宮城県保健環境センター（仙台市）は、地震により建物の基礎が沈下するなど甚大な被害を受けており（後に保健環境センターは建物を解体し、新築することになる。）、当面分析業務の実施が困難な状況にあった。また、県内の民間分析機関も津波の被害を受けるなどにより、分析業務の全面的な再開には時間を要する状況であった。

環境省では、3月14日に、被災地におけるモニタリング等について、支援可能な内容を被災地外の各自治体に対し照会し、4月1日に支援可能自治体名と支援内容のリストを被災自治体に送付した。

これにより、震災により分析することができなかった有害大気汚染物質について、富山県の支援を受けて分析することができた。

一方、震災により発生した廃棄物は、1,800万t以上という未曾有の量になる見込みとなり、県では、県内沿岸部を数ブロックにわけて、それぞれに処理プラントを建設し（仙台市は独自に処理）、処理する方向で検討が進められていた。

このため、処理プラント周辺において、廃棄物収集運搬車の集中による排ガスや大規模な焼却施設からの排煙による大気汚染が危惧されたため、大気環境モニタリングを検討することにした。4月の中旬には、大気汚染常時監視測定局（一般環境大気測定局：16、自動車排ガス測定局：3。この内自動車排ガス測定局1局が水没）も停電の解消に伴って徐々に復旧してきており、大気汚染常

時監視測定局のデータと、大気汚染移動測定車を組み合わせて、県内の大気環境を監視することとした。

環境省は、5月2日に、被災地での環境汚染の状況を確認するため、以下の内容の環境モニタリング実施方針を公表した。

大気	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) 有害大気汚染物質のうち優先取組物質(ベンゼン、トルエン等) ダイオキシン類
公共用水域の水質	ヒ素、鉛、ポリ塩化ビフェニル(PCB)等の人の健康保護に関する項目(健康項目) 生物学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)等の生活環境保全に関する項目(生活環境項目) ダイオキシン類
地下水質	有機塩素化合物、ヒ素、鉛等の人の健康保護に関する項目(健康項目) ダイオキシン類
土壌	特定有害物質25物質(ポリ塩化ビフェニル(PCB)、六価クロム化合物等) ダイオキシン類
海洋環境	油分 有害物質(ポリ塩化ビフェニル(PCB)、1,2-ジクロロエタン等) ダイオキシン類
津波堆積物 (ヘドロ等)	津波堆積物の性状分析を行い、各々の性状に応じた適正処理を検討

この方針に基づき、5月末から順次検体採取を開始し、分析結果がまとまった項目から公表していった。

なお、主な環境基準超過項目は以下のとおりであるが、震災による直接的な影響というより、自然由来と思われる超過であった。

- ・ 河川の水質：ふっ素1地点、ほう素4地点
- ・ 地下水の水質：鉛1地点
- ・ 土壌：鉛4地点、ヒ素6地点
- ・ ダイオキシン類：河川4地点

県では、大気中の有害大気汚染物質（重金属類）とアスベストについて、環境省の調査地点以外での状況を把握しておく必要がある地点について、独自で調査を実施する方針を立てた。しかし、宮城県保健環境センターでは震災により分析ができないため、サンプリングのみ県で行い、有害大気汚染物質（重金属類）の分析は独立行政法人国立環境研究所の協力、アスベストについては、社団法人日本作業環境測定協会の無償協力によって測定を実施した。

今回の震災では、被災地において、呼吸器疾患が増加傾向にあるとの情報が災害拠点病院からあった。

これは、津波により大量に打ち上げられた津波堆積物由来の飛散粉じんが原因の一つとして疑われた。また、災害廃棄物の量が膨大であったため、やむなく仮置き場を市街地に確保したケースもあり、そこから発生する粉じん、悪臭等により体調不良や不快感を訴える住民が少なからずいた。

そこで、県は、独立行政法人国立環境研究所の協力を得て、PM10<sup>\*</sup>、PM2.5、ハウスダスト等について、化学分析やバイオアッセイを行い、粒子成分と疾患の因果関係について調査を行った。

※健康への影響が懸念される微小な粒子状物質。捕集する粒径等によってPM10、PM2.5に分類される。

放射能対策については、環境省が行う水環境モニタリング調査（水源地、河川・湖沼、地下水、水浴場）における調査地点の情報提供を行った。しかし、宮城県に割り振られた調査地点数が、県内全域をカバーするには不足していたことから、8月5日に、宮城県知事から文部科学大臣及び環

境大臣あてに、十分な調査地点の確保に関する要望書を提出した。最終的に、調査地点は県内全域をカバーするものになった。

イ アスベストをはじめとする粉じんに対する対応

津波により沿岸部の建築物が破壊され、災害廃棄物が散乱していた。漁港や工業港の周辺には大小の工場などが張り付いており、これらの建物の中には吹付け石綿や石綿含有建材の使用が懸念されるものもあった。このことから、災害廃棄物の撤去を手伝うボランティアや片付けをする住民がアスベストを含む粉じんに暴露するおそれがあった。特に今回の震災では、津波により建物が破壊され、押し流れたことにより、災害廃棄物が散乱している状態であった。よって、建物周辺だけでなく、予期せぬ場所に石綿含有建材が流出している可能性もあった。

そこで、3月20日にマスコミを通じて建物の解体撤去作業時の注意喚起を行ったほか、4月には沿岸15市町を通じて、被災現場に出入りするボランティアや住民を中心に、防じんマスクの着用徹底を呼びかけるとともに、防じんマスクを配布した。（7月末までに、FFP2マスク（EN149規格（欧州規格））等を約31万1千枚配布。その他、現場で作業する行政関係者等にも約1万枚配布。）防じんマスクの着用徹底を図る一方で、被災地でのアスベストモニタリングも強化していくこととし、県がサンプリングし、分析は社団法人日本作業環境測定協会の無償協力を得て実施した。また、環境省は、5月に、有識者による「東日本大震災におけるアスベスト調査委員会」を設置し、モニタリング結果の評価や飛散、ばく露防止対策を検討していくことになった。厚生労働省が設置した「東日本大震災の復旧工事に係るアスベスト対策検証のための専門家会議」との第2回合同会議（5月30日、宮城県で開催）において、4月に行った予備調査の結果を踏まえた、モニタリングの具体的な内容が示された。

このように、モニタリングは県と環境省がそれぞれ行っていくことになったが、被災地が南北に広範囲に及んだことから、地域や時期を設定するのに苦慮した。

アスベストモニタリング結果の概要は以下のとおり。サンプリングは、まず、住民の生活環境の場におけるアスベストの飛散状況を把握するため、避難所、学校において実施し、被災した工場におけるアスベストの除去工事現場や、災害廃棄物の集積所の周辺等にも対象を拡大していった。

実施機関	回数	時期	地点数	結果
環境省	予備調査	4/14～4/18	5	総繊維数として最大値0.80本/L
宮城県	第1次	6/1～6/16	10	無機総繊維数として最大値0.79本/L
環境省	第1次	6/7～6/30	30	総繊維数として最大値1.9本/L
環境省	第2次	7/28～9/1	42	総繊維数として最大値1.9本/L
宮城県	第2次	9/8～9/27	10	無機総繊維数として最大値0.17本/L

※測定結果は、全て通常の大気環境と大きな違いはない。

※環境省モニタリングの結果は、沿岸被災地分の測定結果を抜粋。

さらに、被災した建築物の解体撤去が本格化していく中で、石綿が使用されていた建築物が、養生や湿潤化等の措置を施さないまま解体されるおそれがあった。そこで、8月からは、大気汚染防止法を所管する保健所、建設リサイクル法を所管する土木事務所及び建築主事の設置市（特定行政庁）並びに労働安全衛生法を所管する労働基準監督署が連携して、パトロールを行った。

このことにより、石綿飛散防止等の大気汚染防止法に基づく作業基準等を遵守しない違法解体によるアスベストの飛散と、作業員や周辺住民へのアスベスト暴露の防止を図った。

なお、石綿を含有する建材のうち、大気汚染防止法の規制対象外である石綿含有成形板等についても、

飛散防止等の指導を積極的に行った。

#### ウ 有害物質使用特定施設の漏洩調査

工業港の周辺には、大小様々な工場が立地しており、それらの工場からの有害物質の漏洩が懸念された。被災地にはボランティアや片付けをする住民、救助関係者等、震災直後から人の出入りがあったため、早急に確認する必要がある。しかし、沿岸部では、公害指導にあたる保健所自体が津波で水没するなど被災したことや、工場の関係者と連絡が取れない状況にあったため、有害物質の漏洩を迅速に確認することが難しかった。

このような中で、県は、有害物質の漏洩による2次被害を少しでも低減するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設の被害状況を確認することにした。これは、沿岸部にある複数の下水処理場が津波により甚大な被害を受け機能停止状態になり、被害施設から有害物質の流出があった場合、公共用水域に流れ出るおそれがあったためである。

県の保健所では、3月末から調査を実施したが、被災した保健所においては、被災地の状況に応じ可能な範囲で調査を行った。

##### 【調査項目】

- ・下水道接続の有無
- ・排水処理設備への被害の有無
- ・有害物質の漏洩の有無
- ・漏洩に対する措置の有無

調査の結果、有害物質使用特定施設119か所のうち、5か所で有害物質の漏洩があったが、いずれも速やかに回収され、環境への大きな影響はなかった。

#### エ 悪臭苦情への対応

津波により、沿岸部にある下水処理場は、全壊又は機能停止状態に陥り、地震発生後半月を過ぎた頃から滞留した汚水による悪臭苦情が多数寄せられるようになった。また、気仙沼港や石巻港といった、国内でも有数の漁港周辺には、魚介類の加工場が多数立地しており、冷蔵・冷凍施設の停電が続く中、日を追うごとに腐敗が進んでいった。さらに、夏に向かい気温が高くなっていく時期とも重なったことから、漁港周辺では強烈な悪臭に悩まされることになった。

悪臭の苦情は市役所又は町役場に寄せられていたが、市役所等の環境担当課では、廃棄物の処理や火葬場の調整等の業務を兼務していることが多く、悪臭苦情の対応に専念することはできない状況にあった。また、たとえ、悪臭苦情に対応できた場合であっても、工場から流れ出た魚介類が一面に散乱しているケースもあり、対応に苦慮していた。

このような状況について、市役所等では様々な消臭剤（化学系、微生物系）の効果が判断できなかったため、公益社団法人におい・かおり環境協会の協力により消臭剤の効果判定をしていただくことになった（会員企業が効果判定、費用は協会負担）。効果判定の結果、消臭剤を使うよりも黒土で覆土した方が、効果が高いとの結果を得た。また、県では、海底から巻き上げられたヘドロ、水産加工場から大量に流れ出て腐敗した魚介類、市町が収集しきれなくなった家庭ごみ等による悪臭等の苦情に対応するため、「東日本大震災による被災地域の環境・衛生等の確保に関する対応マニュアル」を作成するとともに、環境・衛生相談窓口を設置し、7月4日から専用ダイヤルによる相談を開始した。

有害物質対策の検証

◆有害大気汚染物質（重金属類）の管理体制について報告があったのは内陸の事業者のみであった

＜県庁外部との調整＞

環境対策課は、有害大気汚染物質（重金属類）漏洩の危険性を早期に把握し、その情報を関係者に周知することで二次災害防止に努めなければならなかったが、有害物質を管理している事業者と連絡がとれたのは内陸の事業者のみであった。そこで、独自で調査を実施する方針を立てて対応した。県の分析機関である保健環境センターは地震により甚大な被害を受け、当面分析業務ができなかったため、同課でサンプリングのみを行い、分析は（独）国立環境研究所の支援を受けた。

甚大な被害があった事業者と連絡がとれない中で、関係機関の支援を得ながら独自に二次災害防止のために対応できたことは評価できる。今後、事業者が災害で甚大な被害を受けた場合の連絡体制について再検討されたい。

◆宮城県の沿岸市町において、アスベストが混在している可能性のある災害廃棄物が広域的に散乱するなかで、関係者に防じんマスクの配布を行うとともにアスベストモニタリングを実施した＜県庁外部との調整＞

アスベストが混在している可能性のある災害廃棄物が県下における広域的な被災地に散乱するなかで、3月20日にマスコミを通じて解体撤去作業時の注意喚起を行ったほか、関係者に対して防じんマスクの配布を実施している。今回の災害のように、広域災害となると、個別に注意を喚起することは現実的ではなく、環境省と同課が実施したアスベストモニタリング結果の公表や、マスコミを通じた注意喚起によって、関係者に対して自ら身を守るように促すことが効果的であると考えられる。その観点からは、評価されるべき対応を実施していると言える。しかし、行方不明者の捜索の段階から、こうした粉塵を吸い込む危険性があるため、より早い段階で注意喚起ができるように、今後検討が求められる。

(3) 毒物劇物対策

保健福祉部薬務課では地震発生後に、防災無線等にて各保健所及び支所に対し、毒物劇物関連事業所（硫酸、苛性ソーダ等の製造業者や販売業者等）の被害状況及び毒物劇物の流出に関して調査するよう指示した。また、3月23日付け薬号外にて、毒物劇物の二次災害に対する注意喚起の通知を各保健所及び支所あて発出するとともに、24日付けで毒物劇物に関する危害防止についてプレス発表した。

散乱した毒物劇物の取扱いについて、環境生活部廃棄物対策課と調整し、具体的な取扱い方法を定めるまでに時間を要したが、3月31日付けで廃棄物対策課との連名で各保健所及び支所長あてに通知を発出した。また、4月1日付けで、3月30日付けの厚生労働省からの事務連絡に基づき、各保健所及び支所長あての「津波による毒物又は劇物の流出事故に対する対応等について」通知を発出し、県内の毒物劇物の取扱い業者の被災状況及び毒物劇物の管理体制の調査を行い、その結果を厚生労働省に報告した。

その後は、薬務課ホームページ、新聞に掲載される「県からのお知らせ」、みやぎ県政だより、テレビ等にて、県民等に対し、地震や津波によって散乱した毒物劇物の取扱いについて、所有者の不明な

「毒物」や「劇物」の表示のある入れ物や表示がないポリタンク、ドラム缶等を見つけた場合は近づかず、触らないよう注意喚起を行った。

今回の震災では発災から4月にかけて、毒物劇物関連事業所のうち、22事業所から毒物劇物が流出したとの連絡が入った。地震及び津波による被害が甚大であったことから、毒物劇物関連の事業所においても従業員の安否確認や被害状況の把握などに時間を要し、届出の遅れにつながった。また、流出した毒物劇物について所有者が判明している場合は、流出元の事業者等が処分を行うこととなっているが、持ち主不明の化学物質などが大量に流出することは想定されていなかったため、発見された毒物劇物の取扱いについては、県や市町村も混乱した。

結果は、所有者が不明の毒物劇物は一般廃棄物となり、基本的には市町村が処分するものとなっていたが、今回の震災は特に津波による被害が甚大であったことから、沿岸部の市町村では対応が困難なところもあり、対応までに時間を要した部分もあった。処分については、宮城県毒劇物協会から産業廃棄物処分業者を2社紹介してもらい、各保健所及び支所の職員を通じて、問合せのあった毒物劇物の所有者や市町村の担当者にその連絡先を伝え、直接連絡をとってもらい処分してもらった。

毒物劇物の取扱いについては専門的な知識と技術を要することから、今後は市町や環境生活部廃棄物対策課、警察、消防との連携が必要であることが判明した。

#### ア 各保健福祉事務所（各保健所）の対応

##### a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

平成23年3月11日から3月14日にかけて、管内の毒物劇物製造所等8社に対し、電話連絡及び現地確認により、飛散流出がないかを確認し、緊急時連絡体制を確認したほか、平成23年4月1日からは厚生労働省等の通知に基づき、販売業者も含めた90社に対し、飛散流出がないことを確認した。

##### b 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

津波により被災した石巻地区の船舶くん蒸業者から、くん蒸用毒物の保管の依頼を受けたため、警察本部と薬務課で協議した結果、くん蒸用毒物を当所で3月20日から一時的に保管することとした。その後、事業者が保管場所を確保したことにより毒物は5月6日に事業者に戻した。

##### c 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

被災した工場や店舗から毒物劇物等薬品が流出し、散乱したこれらの発見連絡が寄せられた。毒物劇物監視員は発見場所の現地確認を行い、これらによる危害が生ずるおそれがあるか確認を行った。おそれがない場合、市町が災害廃棄物として処分場へ搬入した。漏えい等があった場合、消防署及び警察署に連絡し、さらに、高圧ガスに該当する場合、総務部消防課に連絡するなどの対応を行った。

3月末から7月初めまで県民等からの毒物劇物と思われる薬品等の発見連絡件数は27件で、そのうち毒物劇物は16件であった。

##### d 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

管内には製造業者はなかったが、販売業者は51社あったことから、地震発生後から被災状況の把握に努め、毒物劇物が流失したと申告のあった事業者からは事故届の提出を受けた。

災害廃棄物の撤去等が始まると、災害廃棄物の中に毒物劇物があると警察、消防、災害廃棄物

処理業者、気仙沼市から連絡が届くようになり、職員で現場確認を行った。災害廃棄物の中から見つかった毒物劇物の処理は、震災ゴミとして市町が処分するが、市町に毒物劇物を保管する施設がなかったため、一時的に当所が保管庫を提供し保管管理することになった。

当所への毒物劇物の発見等での連絡は6件あり、職員が現場で確認後、回収保管したのは4件、災害廃棄物撤去業者持ち込みが1件、その他に、気仙沼消防署から過酸化水素流出処理についての対応依頼が1件あった。また、震災により旧大谷鉱山（気仙沼市本吉町）で保管していたヒ素含有汚泥が流出した事故が新聞に掲載されてから近隣住民等から電話による相談が急増した。相談内容は、ヒ素による汚染状況や飲用できるかを確認するための「井戸水の水質検査」が大半を占めた。このほか、断水が長期化しており、古井戸や津波により浸水した井戸についての飲用（水質検査）についても相談があった。

相談の件数は問合せの記録を取り始めた4月11日以降では、4月に53件、5月に24件の相談があり（記録は5月31日まで）、記録していないものまで含めると約100件の相談があったものと思われる。

相談に対しては、水質検査機関の紹介や水質検査結果の問合せに対応しながら衛生的な飲用を指導することにより、住民の健康被害の予防に寄与した。

#### 毒物劇物対策の検証

##### **◆散乱した毒物劇物の二次災害に対する注意喚起は、業務課が3月23日付で保健所・支所に、同月24日付けでプレス発表を行った〈広報〉**

二次災害防止のために散乱した毒物劇物に対する注意喚起が行われたのが発災から2週間程度経過してからであったことは、発災直後から人命救助や行方不明者の捜索を実施している多数の関係者がいることを考えると、対応として遅く、非常に危険であったと言える。また同課は、発災から4月にかけて、22事業所から毒物劇物が流出したとの連絡を受けている。事業所は従業員の安否確認や被害状況の把握などにより届け出が遅れたとしているが、二次災害の危険性を考えれば、県として徹底して早期報告を指導するべきであった。今後改善が求められる。

##### **◆所有者が不明の毒物劇物については、それらを一般廃棄物と見なし、市町村が回収すべき対象となるが、そのルールが徹底されていなかった〈県庁外部との調整〉〈計画とマニュアル〉**

毒物劇物の回収は、本来は毒物劇物関連事業所（製造業者や販売業者等）が行うべきであるが、事業所と連絡が取れない場合には、これらを一般廃棄物と見なし、市町村が対応すべき業務となっていた。東日本大震災では、持ち主不明の化学物質が大量に流出することを想定していなかったために、そのルールが県、市町村ともに徹底されていなかった。県は、市町村の指導的立場であり、反省すべき点である。

処分については、宮城県毒劇物協会から紹介された毒物劇物の回収技術のある産業廃棄物処理業者を、問合せのあった事業所や市町村に紹介するなどして、県として支援している点は評価できる。ただし、今回の災害においては、問合せをする余裕さえない市町村があったかもしれず、能動的に業者を紹介する姿勢が求められていたと考えられる。

◆**医薬品の供給の対応の方が，毒物劇物の状況把握や回収に関わる対応業務よりも優先された**

## ＜県庁内部での調整＞

毒物劇物の状況把握や回収に関しては，関係業者と連絡が取れなかったこともあり，その間は医薬品の供給の対応が優先された。そもそも医薬品の調達は膨大な業務であり，毒物劇物対応は後回しにせざるを得ない状況だった。

結果的に，毒物劇物の流出が原因で，住民に避難を呼びかけなければならない事態は発生していない。また，医薬品の供給も被災者の命に関わる問題である。しかし，人命救助や災害廃棄物の撤去作業をしている職員ならびに住民の二次被害防止の観点からは，毒物劇物の流出への対応は医薬品の問題と同等に重要な問題であるように考えられる。今後，両方の業務を両立できる体制について検討が必要である。

◆**同時に大量の毒物劇物が流出する事態は想定されてこなかったため，状況把握，回収作業ともに対応が遅れた**＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

同時に大量の毒物劇物が流出する事態は想定されてこなかった。宮城県毒劇物協会との協定でもこうした事態は想定していなかった。今後，このような事態を想定し，事前に対応計画を策定しておく必要があると考えられる。

## 12 食料品等応急生活物資の供給（災害対策本部事務局対応分以外）

## (1) 宮城県生活協同組合連合会を通じた応急生活物資の調達及び供給

環境生活部消費生活・文化課では，災害対策本部事務局（以下「本部事務局」）から応急生活物資の調達（品目・数量）及び供給（配送先）に関する依頼を受け，「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づき，宮城県生活協同組合連合会の会員である「みやぎ生活協同組合」（以下「みやぎ生協」）に対し，応急生活物資の調達，供給に関する要請を行った。

地震発生日の翌12日に塩竈市，多賀城市に対して食料品や飲料水の供給を行ったのをはじめ，4月17日までの期間，12市町の要請に応じて食料品（おにぎり，菓子パン，カップ麺，果物など），飲料水（ミネラルウォーター，お茶，ジュースなど），衣類等（肌着，靴下，セーターなど），日用品（毛布，タオルケット，乾電池，歯ブラシ，紙オムツなど）等の調達，供給を行った。また，3月19日には，みやぎ生協の協力を得て，市町村に即供給することが可能な応急生活物資のリストを作成し，本部事務局に提供した。

なお，4月17日に本業務を終了するまでの期間，本部事務局の依頼に迅速に対応するため，消費生活・文化課執務室に職員1人から2人を配備し，24時間体制で受付対応及びみやぎ生協との連絡調整等を行った。

## 宮城県生活協同組合連合会を通じた応急生活物資の調達及び供給の検証

◆**発災直後に，協定機関との連絡が迅速にとれなかった**＜情報＞＜県庁外部との調整＞

消費生活・文化課では，災害発生の当日には，県生協連と電話，FAXによる連絡がつかなかった。災害



発生当日、協定締結機関との連絡がとれなかった事態は、後述されるように、他の協定機関（県トラック協会など）との間でも発生した。災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段の確保が必要である。そのためには、非常用通信機器の配備への公的補助なども検討が望まれる。また、本災害では、電話で連絡がつかなかったために、県と生協連の担当者が、それぞれ徒歩で各機関にむかったが、行き違いとなっていた。通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても、事前にルールを決めておくことも必要である。

**◆食料調達全般に関わる調整会議が開催されなかった＜県庁内部での調整＞**

消費生活・文化課の担当する県生協連からは、おにぎりやパン・カップ麺などの食料品、また、飲料水、衣類、日用品のほか、テントなどが提供された。その一方で、農林水産部食産業振興課でも、コンビニエンスストア各社から、多くのおにぎりやパンなどの食料品、飲料などを調達していた。

今後は、調達状況が安定した段階では、各機関の特性を活かして、より効率的な調達体制を構築することが効果的と考えられる。例えば、おにぎりの調達は、全国規模で供給能力の高いコンビニエンスストアを主力とし、県生協連では別の物資（賞味期間の長いパンなど）に注力するなどの役割分担が考えられる。

こうした食料調達に関する調整を行うための、関係各部署による合同会議は、継続的には開催されなかった。市町村での必要性や、調達状況の情報交換などのためには、関係部署での合同会議を継続的に開催することが有効であると期待される。あるいは、食料調達にかかわる業務を一括して実施するプロジェクトチームを設置することも効果的な組織体制と考えられる。

**◆供給可能な救援物資の一覧を独自に作成し、本部事務局に提示した＜情報＞＜県庁内部での調整＞**

消費生活・文化課では、みやぎ生協から供給できる物資の一覧を作成し、本部事務局に提供した。供給可能な物資の一覧を提示されることは、市町村にとって有用な方法である。

今後は、県として、より統一的に、救援物資に関するデータベースを構築する仕組みが求められる。まず、提供可能な物資一覧の様式（品目の分類定義など）を、他の物資調達ルート（全国知事会など）の様式と共通化することが望まれる。さらに、こうした物資の調達段階の様式（品目の分類定義など）を、倉庫における在庫一覧の様式や、市町村からの要望一覧の様式とも共通化させることにより、被災者ニーズと物資調達とのマッチングを、より円滑に行えると期待される。

**◆災害対策本部事務局に連絡要員を配置し、緊密な連絡体制を構築した＜県庁内部での調整＞**

消費生活・文化課では、本部事務局に職員1人を配置し、24時間体制で消費生活・文化課執務室との連絡調整を行った。本部事務局への職員配置によって、被災市町村からの支援要請や道路の通行止め情報などを迅速に入手し、みやぎ生協に伝えることができ、円滑な救援物資の輸送にも役立った。

今後は、食料調達にかかわる業務を担当する庁内各課より、本部事務局へ連絡要員を派遣するか、あるいは、本部事務局と同じ場所で一部業務を行うことも有効と考えられる。その効果としては、食料調達に携わる各課で共通する情報（道路、ライフラインなど）の共有や、課題（燃料調達、緊急車両証明手続き）に関する調整が円滑になると期待される。

## (2) コンビニエンスストア各社を通じた食料品等の調達・支援物資の受入れ及び供給

農林水産部食産業振興課では、コンビニエンスストア各社との「災害時における物資の調達等に関する協定」により、おにぎり、缶詰、飲料、カップラーメン等簡易食料品の調達・供給を担当した。しかしながら、被害が甚大であったため、県による協定団体からの調達や支援物資のみでは市町村等からの要請数量を確保していくことが困難であったことから、災害対策本部事務局（以下「本部事務局」）では、政府に対し食料品等応急生活物資の調達について要請を行った。本部事務局は人員不足や災害対応への混乱から、政府への要請対応が十分にできない状態であったため、政府調達物資のうち、主にパンについて、11日から15日までは食産業振興課でハンドリングを行い、16日以降は本部事務局で対応した。

地震発生が14時46分であったこともあり、当日中の物資の供給には至らなかったが、翌12日午前には十分な量ではないがパン、飲料水が被災地に直接配送され、これを機に支援物資が続々と沿岸部の被災地や県物資集積所（議会庁舎や県合同庁舎等）の中継地に届くようになった。

その後、消費期限切れの食品が被災者に提供された事例が生じたため、消費期限の短いパンやおにぎり等は中継地を経由せず、直接被災地に届けられるよう配送方法の調整を行った。また、中継地を設置する際は、議会庁舎等ではなく民間倉庫等を利用するなど配送センターを設置し、在庫をしっかりと把握した上で、被災地ニーズとのマッチングを行う必要があるため、今後は同様の災害が起きることを想定し、適切な対策を講じる必要がある。

特に気温の高い夏場を考えると「おにぎり」などの支援物資のハンドリングが極めて難しくなることも考慮しておく必要がある。また、燃油、車両の不足や現地の道路寸断などにより配送に支障を来したため、このことについても今後、対策を検討しておかなければならない。

食産業振興課の災害対応は、発災当日から4月11日までの1か月間は他所属から応援を受けながら対応できうる最大の人員を投入し、24時間体制で支援者からの食料受入と供給に万全を期した。

なお、小口の支援については、当時の体制からは到底受入できる余裕がなかったため、支援者に対し感謝しながらも断らざるを得ないという現実があり、こうした問題も今後の有事の際に備え解決すべき課題である。

今回の震災においては通信網に障害が生じたことに加え、沿岸部の市町役場等が壊滅的な被害を受け、通信手段を失ったことにより現地のニーズが把握できない状況であった。このため、発災直後の初期においては、被害が大きいと想定された沿岸部市町役場を重点に、また、沿岸部に近い県合同庁舎を中心に食産業振興課の判断で支援物資を送った。後に本部事務局が被災市町と連絡が取れている事が判明したため、その通信手段、連絡先を入手し、それ以降は被災地のニーズにあった支援物資を送ることができた。また、発災直後から炊きだし支援を申出でいただいた方が多数おり、初期においては現地に赴いていただいたが、当時の県の状況から受入体制が整っておらず、せつかくの善意の支援の申出であったが大部分を丁重にお断りせざるを得なかった。

下記表は食産業振興課の支援物資受付・供給実績である。

なお、食産業振興課で扱う支援物資は次の①の対応が基本となるが、当時の県の状況から本部事務局の指示により②及び③の対応も行った。

- ① 「災害時における物資の調達等に関する協定」に基づきコンビニエンスストアから調達した物資

- ② 国による緊急援助物資のうち、本部事務局から配送・配分先調整を指示された物資
- ③ 民間からの申出による支援物資のうち、本部事務局から配送・配分先調整を指示された物資

受付・供給実績（3月12日から4月8日まで）

分類	数量	単位	内容	左記以外の提供数
食品(主食)	1,076,048	個	パン、おにぎり、パックごはん、餅、カップ麺、食事提供等	入数不明 3,494c/s 精米,玄米,おかゆ 5,348.4kg
食品(主食以外)	1,086,936	個	レトルト食品、くだもの、おかず類、菓子類、調味料、粉ミルク、離乳食等	入数不明 16,013c/s ハム類4t、チョコレート等10t、漬物 87.2kg、調味料 414kg
飲料	859,693	本	飲料水、お茶、ジュース、牛乳等	入数不明 676c/s、規格不明 9,829L、給水車1台、ティーバッグ 12,700個
衣類	52,231	着	防寒着、下着、くつ下、一般衣類、パジャマ、マフラー、帽子、手袋等	入数不明 60箱、 4tトラック1台の1/3程度
生活用品等	586,872	個	毛布、マスク、トイレトーパー、紙おむつ等	入数不明 402c/s、 灯油 60L、石油ストーブ9台、 生活用品物資詰め合わせ 40～45箱

※このほか、食料・水・生活用品 ヘリ3台分有り。

※3月18日以降、保存可能な物資は本部事務局が管理する支援倉庫に送付している。

提供団体数は合計 141 団体 [自治体 12 団体、一般企業・事業者 99 団体（県内 14 団体、県外 85 団体）、NPO法人 1 団体、その他 29 団体（県内 2 団体、県外 25 団体、海外 2 団体）] であった。

### コンビニエンスストア各社を通じた食料品等の調達・支援物資の受入れ及び供給の検証

#### ◆複数の部署が物資拠点に物資を入庫したため、在庫管理を十分に行えなかった

#### ＜県庁内部での調整＞

食産業振興課では、当初、コンビニエンスストアから調達した物資などを、議会庁舎などに入庫し、在庫管理を行っていた。しかし、食産業振興課以外の他部署からも大量の物資が入庫し、また、混載された物資も多かったことから、調達した物資の在庫管理ができなくなった。

今後は、早期より、物資拠点として、議会庁舎や合同庁舎などではなく、物流企業等から、民間倉庫などの提供を受け、在庫管理業務も委託できるよう、あらかじめ、倉庫協会などと連携した体制を構築しておくことが必要である。また、食料・物資の調達を担当する部署を一元的に管理するグループを設置するなど、組織体制の見直しが求められる。

## ◆コンビニエンスストアに複数の部署から依頼があった

## ＜県庁内部での調整＞

コンビニエンスストアとの災害時応援協定の担当部署は、食産業振興課であるが、本部事務局から直接に要請が行われた場合もあった。協定締結機関の担当者が、混乱しないようにするためには、県側の依頼窓口は一本化することが望ましい。

仮に、複数箇所からの依頼が必要な状況が発生することが予想される場合には、事前に当該協定の担当課と協議しておくことが望ましい。そして、コンビニエンスストアへの依頼伝票については、依頼を行う複数課で共通した様式を用いるべきである。また、災害発生後の状況で、複数課から依頼を行った方が、望ましい場合などについては、そうした協議を行うため、食料等の調達を担当する庁内各課による、合同会議を継続的に開催することが望まれる。あるいは、調達ルートによらず、食料調達にかかわる業務を一括して実施するプロジェクトチーム（物資グループ食料班など）を設置し、業務を調整し実施することも効果的な組織体制と考えられる。

## ◆日持ちのしない食料の倉庫管理に苦慮した

## ＜資源（物資）＞＜県庁外部との調整＞

おにぎり・パンなどの食料品は、飲料水や毛布などの救援物資とは異なり、消費期限が短い。そのため、長期に物資拠点に保管することは避ける必要があり、県物拠点での検品作業、在庫管理などを正確に行うことが求められる。さらに、夏季には、温度管理も必要となる。

こうした高度な物流業務を実施するためには、物流企業からの、合同庁舎駐車場への温度管理設備の提供、あるいは、合同庁舎を物資拠点として用いずに、倉庫協会等の専門倉庫施設の利用などが必要となる。さらに、こうした設備の利用や、適切なロケーション管理・在庫管理などを行うためには、専門知識を有した物流企業職員の協力が不可欠である。災害時に、そうした倉庫施設の提供や、職員派遣までの協力を円滑に得られるためには、事前の準備が必要である。すなわち、災害時の物資拠点の候補になると想定される倉庫の候補の選定や、費用負担ルール（職員の人件費などを含む）までを定めた、具体的な応援協定を締結することが求められ、さらには、実働訓練も実施しておくことが望まれる。

## ◆食料・物資の調達方針の県庁内での周知が不足し、各担当部署の調達実態や広報内容に齟齬が生じる場合があった

## ＜広報＞＜県庁内部での調整＞

救援物資や水などについては、現地の需要や在庫状態に応じて、調達を一時的に停止する場合があった。しかし、本部事務局の調達方針が、食産業振興課など庁内の担当部署まで十分に周知されず、方針に反して調達が継続される場合もあった。また、震災復興政策課においては、4月初旬に、支援物資の受入を一部分的に停止し、全国知事会経由で周知した。しかし、県のホームページには、物資を受け入れる内容の広報が継続して掲載されていたため、多数の問合せや物資が送られ、対応に苦慮した。

物資の調達方針など、対外的に影響の大きい事項については、本部内で事前に調整・確認を行い、複数のチャンネルにおける調達方針や広報内容を同期させる必要がある。

(3) 米などの調達・受入れ及び供給

農林水産部農産園芸環境課では、3月15日に政府（農林水産省）に対して精米の供給を要請した。要請数量は、県内の避難者数等を基に当面必要な量として算出し、全国農業協同組合連合会宮城県本部（以下「全農宮城県本部」）と県内JA等を含めた県内での調達について協議した結果、精米施設が稼働できず県内での調達がほとんど見込めないことから、必要と見込まれる数量250tを農林水産省現地対策本部に要請した。また、政府による調達米は、被災地で水の確保が十分できない状況であることから、無洗米を基本とした。

3月16日に第1便として、精米100tを秋田県から調達している旨農林水産省現地対策本部から連絡があり、受入について検討した結果、被災地の受入体制が十分整っていないことから、精米すべてを直接各市町に配送することは、困難であると考えられた。そこで、沿岸部の被災地に配送可能な県内2か所に保管場所を確保して、そこから市町の要望に応じて供給することが適当であると判断し、東北農政局食糧部に対して、精米の保管場所の仲介を依頼した。東北農政局を通じて仙台市と登米市迫町の2か所の民間倉庫を確保し、精米の受入体制を整えた。市町村への供給については、3月16日、災害対策本部事務局への各市町村からの米の要望状況を踏まえ、改めて県内全市町村へ電話連絡で要望の有無を確認した。

政府調達米は、3月19、20日に第1便として精米100tを受け入れた。輸送は自衛隊が行うこととなり、このうち要請あった市町に50tを直接配送した。残り50tは、仙台市と登米市迫町の民間倉庫に搬入し、保管した。また、第2便として3月20日から23日にかけて、精米150tを被災町及び民間倉庫に受入した。その後は市町の要望に応じて、2か所の民間倉庫から配送を行い、政府調達米250tは、5月末で在庫がなくなった。

なお、一部市町からは、米の継続要望が強かったことから、政府現地対策本部に対し、政府支援米の追加要望を行ったが、「震災から2か月が経過し、国の支援は側面支援にシフトしている」との回答であった。この回答を受け、精米の確保について全農宮城県本部と調整し、6月末まで関係市町へ供給を継続した。

7月以降は、応急仮設住宅への入居が進んだことなどから、県内でも避難者数が多かった石巻市のみへ供給を継続し、地震発生から5か月を経過した8月に供給を終了した。また、政府調達米以外にも、他県や企業等一般からの支援物資（米、野菜等）を受付し、被災市町への供給調整を行った。

米などの調達・受入れ及び供給の検証

◆食料調達全般に関わる調整会議は開催されなかった

＜県庁内部での調整＞

農産園芸環境課では、食料のうち、米の調達を担当した。県では、主食となる食料として、米のほかにも、パンや弁当等の調達・提供を本部事務局物資グループや庁内各担当課など複数部署で実施していたが、食料の調達・供給に関わる関係部署が集まった合同会議は継続的には開催されなかった。

今後は、被災市町村における食料の不足状況や、各部署における調達状況などの情報を共有し、県で調達・配布する量や地域分配の調整を行う合同会議を継続的に開催することが、被災県民への効率かつ均等な食料配布を行うために有効と考えられる。そうした会議では、市町村における現状の食料の過不足状況に

について確認・情報共有するのみならず、将来の食料ニーズ予測を行い、各部署で担当する食料の調達計画の策定につなげることが望まれる。あるいは、現行の地域防災計画における組織体制を改変し、米やパンなどの食料種別や、国や民間企業などの調達ルートによらず、食料調達にかかわる業務をすべて一括して担当するプロジェクトチーム〔（仮称）物資グループ食料班など〕を設置することが、当該業務実施上は効果的である。その際、当該プロジェクトチームの構成員は、平常業務において関連業界（農協、コンビニエンスストア、生協など）に通じた庁内各課より担当者を集めた、混成チームとすることが作業効率向上のために必要である。こうしたプロジェクトチームを設置すれば、現状のように複数の担当課に分かれて食料調達関連業務をそれぞれ実施するよりも、県全体での食料の調達状況や被災地町村での需要等の情報の共有や、関連業務（調達、輸送依頼）の調整、将来の調達計画の策定などが、より円滑に実施できるものと期待される。

#### ◆市町からの情報の収集が困難な場合があった

##### ＜県庁外部（市町）との調整＞

農産園芸環境課では、被災市町の要請に基づき、米を市町へ供給した。しかし、市町における、供給された米の利用状況を、確認できていなかった。また、被災市町における米のニーズを、農産園芸環境課から直接、電話で確認を試みたものの、被災市町で食料調達の担当者が固定化されておらず、確認が難航した場合もあった。こうした事態を避けるためには、市町村側において、食料調達の担当窓口を集約しておくことが有効と考えられる。

一方、県側においても、市町村との食料に関する情報交換の窓口は一元化することが、市町村の立場からは効率的である。市町村では、住民への食料供給を、米だけではなく、他の食料（パン、おにぎりなど）とあわせて実施していた。したがって、県における、食料の種別や調達ルートごとに分かれた各部署において、それぞれ、市町村からの要望受信や状況把握を行うことは効率的ではない。

今後は、食料調達にかかわる業務を一括して担当するプロジェクトチームを設置して、市町における食料ニーズ等を、集約することが考えられる。あるいは、本部事務局に、食料ニーズに限らず、各市町村（あるいは地方機関）に関する複数の案件（食料、物資、福祉など）について、一括して受付・管理する窓口を設置し、一元的に市町との連絡窓口とする方法も考えられる。

#### ◆米の調達の形態などは、事前計画と異なる点が多かった

##### ＜計画とマニュアル＞

米については、県地域防災計画では、国の備蓄米の提供を依頼する計画であったが、備蓄施設が津波で被災したため備蓄米の提供ができなくなった。また、精米施設の稼働停止や、洗米のための水の確保を十分できない状況も生じた。今後、米の調達方法・形態の計画については、再検討する必要がある。また、米以外のおにぎりなどの調達計画との関係を考慮し、食料調達全体の中における、米の位置づけを整理しておくことが求められる。さらに、米の事前備蓄についても検討が必要であり、その際には、アレルギー等への対応にも配慮するべきである。

（4）全国知事会からの支援物資への対応

発災後、全国知事会ルートでの支援物資の取扱窓口を企画部政策課（現「震災復興・企画部震災復興政策課」）で受け持つこととなり、3月14日から24時間体制で受付業務に当たった。全国知事会では、被災県と支援県のマッチングを行い、宮城県は指定された次の20都道府県から支援を受けることとなった。

【全国知事会で決定された宮城県支援を担当する自治体の内訳】

北海道、秋田県、山形県、東京都、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県（20都道府県）

注 上記は当初の支援の枠組みであり、他の被災県が支援物資の受入れを一時中断した3月20日ごろを契機に、指定20都道府県以外の自治体からも支援物資の受入れを行った。

支援物資の受入れは3月15日から開始し、当初、各都道府県の支援物資は、災害対策本部事務局の指示に従い、自衛隊により搬送され、あらかじめ県が指定した倉庫に一旦入庫後、被災市町に運ぶこととなった。その際、政策課では、各都道府県から支援物資の「内容」「数量」「搬出日時」「到着予定日時」等を確認した後、搬送先倉庫等について相手方と調整を行った。数日間は、このスキームで作業を進めたが、倉庫が次々と満杯になり、対応可能な倉庫を追加していったものの追いつかず、また、倉庫の空き状況等の情報がスムーズに伝達されなかったことなども重なり、「指定の倉庫に物資を運んだが入庫できない」「搬送トラックが入庫待ちのため並ぶ」などのトラブルが続出した。

さらに、「水」「食料品」「毛布」「衣服」「生活用品」「医薬品」などが区分されずに入庫されたため、物資の仕分け作業に手間取り、倉庫から被災地に向けた搬送がなかなか進まないという状況となった。そこで、政策課では、このスキームによる支援物資の搬送継続は困難と判断し、3月20日以降、支援都道府県と被災市町双方からニーズを直接聞き取ることとし、これをマッチングした上で、自衛隊の協力も得ながら、支援都道府県から被災市町に直送してもらうスキームへ変更することとした。これにより、支援物資の被災市町への搬送は加速化し、さらに、被災市町が必要としている物資だけを搬送することが可能となり、被災市町の保管スペースの節約にもつながった。

なお、支援都道府県・宮城県・受入市町の各担当者の交替があっても情報の共有ができるように、案件ごとに「支援物資処理カード」を作成し、円滑な支援に努めた。

支援物資の内容については、当初は「水」「食料品」「毛布」「衣服」など飢えと寒さを凌ぐものが中心であったが、被災者のニーズが時間の経過とともに「下着」「歯ブラシ」「紙おむつ」「粉ミルク」「割りばし」「生理用品」「トイレットペーパー」「靴」などの生活用品に移行していったことから、支援都道府県に対してこれらの重点的な支援を要請した。

発災後、数週間が経ち、食料品以外の支援物資（特に、「水」「毛布」等）が被災市町でもほぼ充足し、保管場所も満杯になってきたことから、4月2日以降、食料品（手間をかけずに食べられ、日持ちのするもの）を除き、知事会ルートでの支援物資の受入れを一時停止することとし、4月6日付けをもって支援物資全般についても受入れを一時停止することとした。また、これに伴い、4月11日から知事会ルートでの支援物資の取扱窓口を災害対策本部事務局「物流調整グループ」へと移管することとした。

なお、政策課で窓口を担当した4月10日までの間、次のとおり全国37都道府県17市町から、県

内15市町に対して、382便の支援物資が配送された。

ア 直接配送分

35都道府県16市町1民間団体から物資支援を受け、15市町へ搬送決定した。

No.	受入市町名	提供団体名(提供便数)	計
1	石巻市	愛知県(9)、秋田県(1)、石川県(5)、茨城県(1)、愛媛県(9)、大分県(3)、岡山県(5)、鹿児島県(2)、岐阜県(6)、京都府(1)、熊本県(5)、高知県(2)、埼玉県(1)、佐賀県(7)、千葉県(1)、東京都(4)、徳島県(3)、栃木県(1)、鳥取県(3)、富山県(9)、奈良県(3)、新潟県(1)、兵庫県(14)、福岡県(10)、北海道(4)、三重県(11)、宮崎県(1)、山形県(5)、山口県(3) 大垣市(1)、糸魚川市(1)、京都市(1)、静岡市(1)、久留米市(1)、野木町(1) 横浜市(1)、三木市(1)	138
2	岩沼市	愛媛県(1)、兵庫県(1)、三木市(1)	3
3	女川町	石川県(1)、徳島県(1)、兵庫県(1)、三重県(2)、山形県(1) 境町(1)、三木市(1)、横浜ゴム三重工場係長会(2)	10
4	気仙沼市	愛知県(1)、石川県(4)、茨城県(1)、愛媛県(2)、岡山県(2)、香川県(1)、鹿児島県(1)、岐阜県(2)、熊本県(3)、群馬県(1)、東京都(1)、徳島県(1)、鳥取県(2)、富山県(4)、奈良県(2)、兵庫県(3)、広島県(1)、福岡県(4)、北海道(5)、三重県(5)、宮崎県(1)、山形県(3)、山梨県(1) 金沢市(1)、三木市(1)	53
5	塩竈市	石川県(1)、茨城県(1)、岡山県(1)、富山県(1)、福岡県(1)、三重県(1) 三木市(1)、龍郷町(1)	8
6	七ヶ浜町	石川県(1)、高知県(3)、富山県(1)、兵庫県(1)、広島県(1)、福岡県(1)、三重県(1)、 上越市(1)、所沢市(1)	11
7	仙台市	徳島県(1)、山形県(2)	3
8	多賀城市	石川県(1)、奈良県(1)、広島県(1)、山形県(1)	4
9	登米市	兵庫県(1)、山形県(1)	2
10	名取市	愛媛県(2)、富山県(1)、宮崎県(1)	4
11	東松島市	石川県(1)、愛媛県(1)、島根県(1)、奈良県(1)、兵庫県(2)、北海道(1)、三重県(2)、山形県(1) 三木市(1)	11
12	松島町	石川県(1)、徳島県(1)、新潟県(1)、兵庫県(2)、広島県(1)、福岡県(2)、三重県(1)、 糸魚川市(1)	10
13	南三陸町	愛知県(1)、石川県(2)、愛媛県(1)、群馬県(1)、佐賀県(1)、島根県(2)、東京都(3)、富山県(1)、長崎県(1)、奈良県(1)、兵庫県(1)、福岡県(1)、北海道(2)、三重県(2) 伊佐市(1)、金沢市(3)、滑川市(1)、三木市(1)	26
14	山元町	愛媛県(2)、佐賀県(1)、奈良県(1)、兵庫県(2)、福岡県(1)、北海道(1)、三重県(1)、宮崎県(2) 三木市(1)	12
15	亘理町	茨城県(1)、愛媛県(2)、大分県(1)、熊本県(2)、東京都(1)、富山県(1)、奈良県(1)、兵庫県(2)、三重県(1)、山形県(1) 牛久市(1)、金沢市(1)、三木市(1)	16
			<b>311便</b>

イ 宮城県指定倉庫へ一括搬送分

26都県・2市から物資支援を受け、県指定倉庫へ搬入決定した。

都道府県等名	※( )書きは便数	計
石川県(2)、愛媛県(4)、大分県(5)、岡山県(2)、沖縄県(1)、神奈川県(1)、岐阜県(2)、熊本県(2)、群馬県(1)、埼玉県(3)、佐賀県(4)、千葉県(1)、東京都(3)、徳島県(3)、鳥取県(2)、富山県(5)、長崎県(1)、奈良県(6)、兵庫県(3)、広島県(2)、福岡県(3)、北海道(2)、三重県(4)、宮崎県(3)、山形県(3)、山梨県(1)、 牛久市(1)、白山市(1)		<b>71便</b>



ウ 支援物資の対応に係る課題

- ・ 発災直後は、被災地も混乱しており、支援物資のニーズを把握することが困難であった。発災直後の数日間については、水、食料品、衛生用品など必ず必要になる物資をあらかじめリストアップしておき、自動的に発送する仕組みを構築することにより、時間のロスの改善が図られると考える。
- ・ 時間の経過に伴って必要な物資が変わってくることから、被災者のニーズや保管場所の状況などをタイムリーに把握する必要があったが、情報の錯そうや遮断により物資搬送業務に支障が生じた。

情報伝達窓口の一本化と明確化、さらには、組織内・組織間の情報共有の強化が重要である。特に、組織内においては常に最新・確実な情報を共有する必要があることから、電子メールなどを活用したスピーディーな情報伝達が必要である。また、担当員の交替後も連絡調整が円滑にできるよう、入念な引継が重要である。

- ・ 支援自治体は、トラックに多種多様な物資を満載して搬送してくることから、一時保管場所での仕分け作業に時間を要したり、早い時期に送られた物資が奥に保管されて取り出せず、保管場所に滞留したケースがあった。

こうしたケースを回避するために、支援物資発送のルール化を図り、支援自治体に対して、トラックごとに可能な限り同種類の支援物資を積載することなどを要請する必要がある。

なお、支援物資を一時保管場所に配送し、仕分けした上で被災地に発送する方法は時間的・人的ロスが大きいことから、あらかじめ被災地のニーズと支援自治体の支援物資を県がマッチングした上で、支援自治体から被災地に支援物資を直送する方法が最も効率的である。また、この際、被災自治体職員は手薄になっており、情報も錯そうすることから、県を通さない自治体間の対口支援も非常に有効だと思われる。

- ・ 支援物資が一時的に充足した場合には、物資の受入れを一時的に休止することとなるが、支援自治体の物資調達の動きとはリンクしていないことから、その後の再開や全面的停止に向けた考え方を明確に支援自治体に示す必要がある。

特に、突然の全面的受入れ停止は、支援自治体に多大な迷惑をかけることとなるので、早めに状況を見極めた上で暫定期間を設けるなど、受入れの収束に向けての広報・周知に工夫が必要である。

エ 総括

今回の災害は、想定を超える大きな被害規模で、かつ、被災市町村も全県域にわたったことから、当初は手探り状態で物資支援の窓口業務を開始した。業務を進めるうちに既存スキームでの課題が浮き彫りになっていったことから、毎日のように業務スキームの改善を図り、全国からの善意ができるだけ早く被災者の手元に届くように努めた。

特に、途中から「県のコーディネートによる支援自治体と被災市町村間の直送方式」に改めたこと、支援物資処理カードやマニュアルを作成し、担当者が交替しても対応できる支援物資処理スキームを作ったことなどは、非常に有効であったと考える。

当初は不手際な点もあり、被災市町村や支援自治体に御迷惑をかけたところも多々あったと思うが、次第に支援物資配送のスピードを上げることができ、何とか多くの救援物資を被災地に届ける

ことができた。これは、支援自治体や自衛隊、配送会社等、関わっていただいた多くの方々の被災地へ早く物資を届けたいという思いと協力、連携の賜物であったと思う。

これまでに賜った多くの善意に感謝するとともに、今回の経験で浮かび上がった課題を整理・解決することにより、次の災害における、迅速かつ円滑な物資支援に資することができればと考えている。

### 全国知事会からの支援物資への対応の検証

#### ◆緊急通行車両の発行手続きなどが、煩雑であった＜県庁内部での調整＞

震災復興政策課を含む庁内各課や地方支部（地方機関）において、煩雑な緊急通行車両・災害派遣等従事車両の確認事務手続きの一部を行っていた。各課の負担を軽減し、業務効率化を図るため、当該手続きについては、全課分を一括して実施する担当部署を設けるなど、今回の本部事務局庶務グループ等の活動状況を整理し、県庁全体として最も効率的なワークフローに改善することが望まれる。

#### ◆各部署の業務分掌の整理や情報共有が十分ではなかった＜県庁内部での調整＞

救援物資の中でも、棺など特殊な物資は、全国知事会ルートでは調達が困難であった。こうした物資について、県庁内のどの部署が調達担当か、把握するまでに時間を要した。当時、行政経営推進課では、庁内各課の業務所掌に基づき、県民向けに相談窓口の一覧を作成しており、本部事務局においても、災害対策本部各班（庁内各課）の業務所掌を作成していた。このような情報を、県全体で組織的に作成し周知する仕組みを、事前から計画しておくことが求められる。

#### ◆応援県の複数箇所から情報が寄せられるなどしたため、受援県側での情報管理が煩雑となった場合もあった

##### ＜県庁外部（他の都道府県）との調整＞

全国知事会によって、カウンターパート方式で応援県の割り当てが行われたことによって、被災県では調整の必要な都道府県が特定され、作業負担の軽減につながっていた。ただし、ひとつの応援県の中の複数部署から、それぞれに支援の申出があり、対応が煩雑となった場合があった。応援県の中で、被災地への物資提供の連絡窓口はひとつに定めて、集約することが受援県の負担軽減につながる。

一方、関西広域連合では、カウンターパート方式を採るだけでなく、被害の甚大な3つの沿岸市町に現地事務所を設置し、被災市町のニーズを直接把握して自県にその情報を速やかに伝えながら支援活動を行うことにより、被災県側の負担をよりいっそう軽減し、その後の継続的な支援にもつながり有効であった。

こうした支援物資の提供可能情報や被災地ニーズに関する情報を効率的に共有し、より円滑に受援県へ提供できるスキームづくりが望まれる。そのために、全国知事会では、全国的な共通様式を作成するなど標準化の取組みや運用ルールの策定に積極的に参画し、大規模災害に備えておくことが望まれる。さらに、全国知事会においては、救援物資の支援のほか、長期的かつ継続的な復興支援を後押しする仕組みづくりや、ノウハウのある都道府県と被災県のマッチングなど、自治体間連携をよりいっそう推進していくことが期待される。

**◆応援県から直送された輸送車両の中には、事前連絡の不足や物資の混載などにより、入庫作業に支障をきたす事例があった＜県庁外部との調整＞**

応援県から直送される車両の中には、事前連絡なしに到着する車両や、事前連絡になかった物資も混載されている場合があった。こうした積載物は、入庫・検品作業が難しく、その後の在庫管理等に支障をきたした。また、直送の場合には、夜間の到着や、事前連絡の不足などにより、物資着地で荷卸作業の人手がない場合などが生じた。

今後は、全国知事会ルートでの救援物資については、情報伝達のための標準様式や、運用ルールの策定など、全国統一的なスキームを検討・構築することが望まれる。

**◆物資調達全般に関わる調整会議は、開催されなかった＜指揮＞＜県庁内部での調整＞**

震災復興政策課の担当した全国知事会ルートによる物資の調達と、庁内他課による別ルートでの調達業務について、組織的には業務調整が行われなかった。

今後は、物資の調達を担当する各部署によって、合同会議を継続的に開催することが望まれる。会議では、当面の調達物量の調整のほか、被災地の状況や、今後の調達計画等に関する意見交換が可能と考えられる。あるいは、調達ルートによらず、物資調達にかかわる業務を一括して実施するプロジェクトチームを設置し、業務を調整し実施することも効果的な組織体制と考えられる。

**◆自衛隊経由の輸送ルートが、本災害で初めて設置された**

**＜県庁外部（国）との調整＞＜計画とマニュアル＞**

本災害では、応援県から被災県までの輸送に、自衛隊の物流システム（輸送手段、基地など）を利用する枠組みが構築され、有効に機能した。ただし、初めて運用された枠組みであったため、応援県と自衛隊との輸送調整が、難航した事例もあった。今後の災害時にも、類似の枠組みが発動されるのであれば、事前に、各県において自衛隊との当該システムを用いた訓練などを行っておくことが有効と思われる。

(5) 燃料支援の対応

経済商工観光部では、商工経営支援課を中心に災害対策本部の燃料対策特別チームとして3月14日から4月19日まで燃料支援等の対応を行った。主な活動内容としては、緊急車両専用給油所（3か所）の設置、石油製品の県外からの供給ルートの復旧に向けた連絡調整のほか、庁内及び市町村等からの必要数量の要請に対し、国（自衛隊を含む。）、JX日鉱日石エネルギー株式会社、出光興産株式会社等から灯油及び軽油を調達し供給等を行った。

なお、この間の供給数量は、灯油 538,600ℓ（200ℓ入りドラム缶換算で2,693本相当）、軽油 348,340ℓ（同1,742本相当）となった。

ア 燃料の調達・供給に関する業務の災害対策本部事務局からの引継ぎ

発災当日から3月16日までの間は、大規模災害応急対策マニュアルに基づき、災害対策本部事務局からの指示を受け、主に宮城県石油商業協同組合との連絡調整に当たっていた。その後、災害対策本部事務局における燃料支援対応が困難な状況となり、知事の指示を受け、急きょ経済商工観光部において燃料の調達・供給に関する業務を一元的に担当することとなった（経済商工観光部内

に燃料対策特別チームを設置)。災害対策本部事務局からは、具体的な支援の引継ぎがなかった（未処理の燃料支援要請のみを引き受けた）ため、暗中模索の中、取組を開始した。

#### イ 緊急車両専用給油所の設置

燃料供給元であるJX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所及び塩釜貞山地区の油槽所が被災したこと、輸送のためのタンクローリーも甚大な被害を被ったこと等の要因により燃料供給が滞り、さらに、給油設備の損傷や停電により営業可能な給油所が限られたこともあって、営業中の給油所には連日長蛇の列ができる状況となり、緊急車両の給油も困難となった。県では災害時における緊急車両等への優先的燃料の供給等について、宮城県石油商業協同組合と協定を締結していたことから、この協定に基づき、同組合に営業中の給油所等の情報提供を求めたが、電話が復旧していない地域も多く、すぐには県内の燃料供給に関する正確な状況を把握することはできなかった。県独自にも、県内全域の給油所に対して、職員が手分けして電話連絡による状況確認を行い、約400店舗に電話連絡を試みたが、電話が復旧していない地域も多く、連絡が取れたのは仙台市周辺部の給油所に限られた。連絡が取れた給油所の状況としては、「在庫はあるが停電のため給油不能」「手動により給油対応中だが、間もなく在庫がなくなる。次回の入荷は未定」等の状況であり、宮城県石油商業協同組合と協定は締結していたものの、より川上の元売業者からの燃料供給及び電力供給が復旧しない限り、安定的な燃料供給が困難な状況であることが明らかとなった。

このため、塩釜・気仙沼に油槽所を保有するカメイ株式会社の協力（県からの個別要請に基づく）を得て、3月16日に仙台市内2か所（福沢、卸町東）と岩沼市内1か所（長岡）の給油所を緊急車両専用給油所として指定した。これにより、仙台市を拠点に活動する緊急車両への円滑な給油が可能となった。

#### 資料1 緊急車両専用給油所（福沢）の3月17日の状況



なお、民間車両給油は困難な状況が続き、県内給油所の給油待ちが解消するまでには3月いっぱい期間を要した。

給油所での給油においては、緊急車両指定給油と民間車両給油の取扱いで混乱を招いたり、また、民間用販売ルールも確立していないため、路上トラブルや販売店員への暴行等が発生した。上記緊急車両専用給油所の運用開始に当たっては、警察本部に警ら等の協力要請を行ったが、あらかじめ給油所における緊急時のルールを策定しておくことも必要と感じた。

ウ 石油製品の県外からの供給ルートの復旧

海路による輸送拠点である塩釜貞山地区の油槽所は仙台塩釜港（塩釜港区）の貞山運河の入口に位置し、津波による災害廃棄物などの浮遊物により航路が閉塞されたため、タンカーの入港ができなくなった。土木部では3月17日から自衛隊の支援を受けながら航路測量を行うとともに、起重機船による啓開作業を実施し、海上保安庁の航路測量確認を経て、3月20日までに2000kℓクラスのタンカーが入港可能な暫定航路を復旧、21日には愛知県から約2000kℓのガソリンなどの石油製品を積載したタンカーが入港するに至った。その後の啓開作業により港奥部までの水深が確保された結果、翌週には5000kℓクラスのタンカーの入港が可能となり、海路による油槽所への供給ルートが復旧した。

一方、陸路による輸送は、国、石油連盟等の対応により、主に西日本の製油所から高速道路を使ったタンクローリー輸送により行われた。しかし、東北自動車道は3月12日から災害対策基本法に基づく緊急交通路に指定され、被災地への燃料輸送を行うタンクローリーについても、緊急交通路を通行しようとする場合は、原則、最寄りの公安委員会等において緊急通行車両確認標章の交付手続きが必要となった。3月16日には標章の交付手続きの簡素化が図られ、複数台分の一括申請が可能となったほか、被災地に向かうタンクローリーに限り、各インターチェンジ等の交通検問所において標章の交付手続きを行えるようになったが、タンクローリーはあらかじめ想定された指定機関の車両に含まれておらず、手続きの際に車検証のほかに災害協定書の写しの提示を求められる場合があった。迅速な輸送のためには車両ごとに必要となる交付手続きの効率化が求められたことから、災害対策本部事務局と調整の上、県に相談・依頼があった場合には、個別に宮城県危機対策課長名の災害支援要請書を速やかに発行、FAX送信する対応をとった（この対応は大型車の通行規制が解除された3月22日をもって終了）。

エ 被災地への燃料支援

経済産業省から出向してきている部内幹部職員のコネクションや業務で関わりのあった部署からJX日鉱日石エネルギー株式会社や出光興産株式会社等の石油製品元売業者へ働き掛けを行った結果、灯油及び軽油の無償での供給を受けられることとなった。また、国（自衛隊を含む。）からの調達も可能となり、3月18日から被災地への燃料配送業務を本格的に開始した。

燃料供給支援に当たっては、津波による甚大な被害を被った沿岸部の市町に対して優先的に配送を行う方針を立て、前日に沿岸各市町の災害対策本部へ需要量及び配送場所の要望確認を行い、翌日配送するという流れを確立した。

なお、3月20日以降は、内陸部の市町村に対しても同様の形態で対応を行ったほか、庁内各部に対して燃料の需要調査を行い、県関係施設及び病院、斎場、路線バス会社等への燃料配送も随時対応した。また、ドラム缶からさらに小分けにして配布・保管するために、出光興産株式会社から灯油とともに無償提供されたポリタンク（18ℓ）6,000個を3月24日から3日間かけて被災市町に配送した。

燃料の配送については、自衛隊の協力を得たほか、社団法人宮城県トラック協会（以下「トラック協会」という。）に要請し対応した。夜中に急きょ自衛隊と打合せをし、翌日、気仙沼へヘリ3機による燃料搬送を即決していただいたこともあった。商工経営支援課において翌日の配送計画をとりまとめた後、災害対策本部事務局に常駐している自衛隊員と車両台数や配送ルート等の調整を行

い、その後、トラック協会とも調整を行った。荷姿は自衛隊の車両で配送しやすいドラム缶となり、JX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所や国等から調達した燃料を自衛隊駐屯地内に一時保管し、その都度自衛隊車両により、ある程度まとまった数量を各拠点に配送した。受入側の市町からの要望があれば、そこから個別に各避難所等に対して、トラック協会の手配したリフト付き車両等による配送を行ったほか、数量の細かいオーダーに対しては、初めから直接トラック協会手配の車両での配送対応も行った。

#### 資料2 JX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所での燃料積み込み状況



市町村災害対策本部も多忙であったため、窓口対応が常に同じ担当者という訳にはいかず、燃料配送場所や数量に訂正等があった場合の連絡等が十分に伝わらず、実際に燃料を配送したところ、受入先で「何も聞いていない」等、情報共有に行き違いが生じることも何度かあった。

なお、灯油や軽油に比べ発火の危険性の高いガソリンについては、配送や保管の際の安全性の確保に不安があったことから、ドラム缶による配送は見送っている。また、重油については、供給元の確保が困難であったことや、粘性が高く通常のポンプでは吸引が困難である等の理由で取扱いできなかった。このように油種ごとに違いがあり、危険物であるために取扱いに制限もあり、配送調整が難しいため、燃料調達・配送の流れを油種ごとに明確にすることが必要である。

#### オ 善意の燃料提供への対応

市町村等にある程度まとまった数量を配布する業務とは別に、全国から寄せられた善意による燃料提供の申出への対応も同時に行った。

民間企業、NPO法人、県外自治体等27団体から、平均2,000ℓから3,000ℓの燃料を無償提供された。1件当たりの数量が比較的小さかったため、県があらかじめ把握していた要燃料支援先のうち、主に数量が小さいオーダーとの需給マッチングを行うこととした。しかし、単純に提供された燃料を右から左へという訳にはいかなかった。まず、提供申出者の大部分の方は「直接被災地へ行って給油活動したい」という意向であったため、県が提供申出者と受入側の間に入り、日程や配送場所について連絡調整を何度も取り次ぐ必要があった。また、震災で通行可能なルートも限られていたため、通行可能なルートの案内や数か所を回る場合には、効率的に回れるルートの案内等も行った。さらに、受渡しの形態（タンクローリーで地下タンクに給油等）によって、受入側の環境が整っている必要があり、例えば、提供された軽油をタンクローリーから受入先の地下タンクに給油

しようとしたところ、給油ホースの接続金具の規格が地下タンクのそれと合わず、結果的に給油できなかつた事例もあった。

なお、燃料の流通が回復してきた4月上旬にあっては、受入側が見つからない場合は、提供申出を断わつた事例も数件あった。

カ 関連資材の調達・被災自治体への提供

前述のとおり、灯油及び軽油を被災地までドラム缶で輸送する体制を確立できたが、現地でドラム缶から給油を行うためには、ドラム缶を開封するドラム缶レンチ、汲み出し用のドラムポンプ等の関連資材が必要となる。発災直後にこれらの特殊な関連資材を県内で大量に調達することは困難を極め、確保したドラム缶数に対応するこれらの関連資材の提供を各方面に要請した結果、豊田通商株式会社、DIYセンターダイシンの株式会社アイリスプラザ等から無償提供いただき、必要数を確保することができた。

キ 県民への報告

被災地の避難所における当初の深刻な燃料不足がほぼ解消し、海路による安定供給の目処がある程度立った3月22日に知事臨時記者会見を行い、宮城県内への石油類供給状況等について報告した。会見では、被災地への燃料の配送状況、塩釜貞山地区の油槽所の復旧状況と3月25日までの石油製品搬入量の見込み、タンクローリー不足の解消状況等について説明を行った上で、週末から翌週（25日から3月末）にかけて、順次、県内の給油所への供給も回復していく見通しとなったことを報告した。

県民に対しては、被災地域への優先的な燃料供給を図るため、もうしばらくの間、不要不急の外出を控えるなどの協力を求めた。

資料3 3/22 知事臨時記者会見資料：県内への石油類供給状況と被災地への配送状況（3/22時点）

記者発表資料  
 平成23年3月22日  
 経済商工観光総務課（内線2711）  
 商工経営支援課（内線2745）

宮城県内への石油類供給状況について

平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」及び直後に到来した大津波による被害の影響により、供給が不足している石油類について、現時点での状況を発表するもの。

○塩釜貞山油槽所への搬入量（配船中を含む） 【担当：経済商工観光総務課】  
（単位：KL）

区分	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)
A社	ガソリン	1,050	1,100	1,000	900
	軽油	470	900	500	500
	灯油	490	2,000	500	2,000
	(計)	2,010	2,000	2,000	2,000
B社	ガソリン			1,000	500
	軽油			500	1,500
	灯油			1,500	2,000
	(計)			3,000	4,000
C社	ガソリン		1,000		
	軽油		1,000		
	灯油		2,000		
	(計)		4,000		
合計	ガソリン	1,050	2,100	1,000	1,000
	軽油	470	900	500	500
	灯油	490	1,000	0	500
	合計	2,010	4,000	1,500	2,000

(参考1：県内での消費量) (単位：KL)

種別	消費量	
	1年間	1日当たり
ガソリン	131.1万	3,600
軽油	75.3万	2,050
灯油	67.4万	1,850
計	273.8万	7,500

(出所：石油連盟)

(参考2：塩釜貞山油槽所貯蔵容量) (単位：KL)

種別	合計
ガソリン	28,535
軽油	25,124
灯油	40,475
合計	94,134

被災地への配送状況 (別紙)

【担当：商工経営支援課】

(単位：リットル)

配達日	配達先	軽油	灯油
3月18日	石巻市	3,500	5,500
	東松島市	1,000	3,000
	女川町	1,000	3,000
	南三陸町	1,000	3,000
	石巻東部下水	2,000	
	石巻好文館高校		3,600
	気仙沼西高校	200	1,600
	仙台市営バス	5,600	
	宮城交通バス	5,600	
	小計	20,000	20,000
3月19日	石巻市	6,400	6,400
	気仙沼市	4,800	4,800
	亘理町	2,400	2,400
	山元町	2,800	2,000
	小計	16,400	15,600
3月20日	松島町	1,200	3,000
	塩竈市	2,400	2,400
	多賀城市	2,400	2,400
	七ヶ浜市		600
	名取市	2,400	2,400
	岩沼市	2,400	2,400
	中南部下水	2,000	
	仙台市営バス	3,600	
	宮城交通バス	3,600	
	気仙沼市	5,000	
	仙台市-半田地区三陸沿岸事務所		1,200
	塩の東幼稚園ホーム・子供ホーム		400
	沼城養老院		2,000
	塩竈寄港		2,000
柴田寄港		1,400	
亘理高校		4,500	
南三陸町		2,400	
東松島市		2,400	
女川町		9,600	
小計	25,000	37,000	
3月21日	気仙沼市	3,500	3,500
	石巻市		400
小計		3,900	
3月22日	南三陸町		4,600
	女川町		4,600
	石巻市		4,500
	東松島市		2,000
	名取市		2,000
	亘理町		2,000
	白石市		2,000
	七ヶ浜町		400
	多賀城市		2,000
	沼津町-甲後センター 他		800
	東北大学病院 他3病院		1,600
	柴田寄港 他		5,500
小計		32,900	
合計	リットル	61,400	109,200
	ドラム缶数	307	541

## ク 反省点・改善点

燃料調達に関する業務は、防災計画上記載がなく、担当も示されておらず、災害対策上の準備が不足していたことは否めない。今後、石油元売業者と協定を結ぶ等の災害時における供給体制の確保や、停電や連絡手段の寸断を想定した上での事前の受給調整の訓練等が必要である。また、災害対策本部内で総合的な対応を可能とするような本部機能の強化・再構築が望まれる。

なお、今回のような広域・大規模災害発生時においては、一県のみで燃料調達・輸送等を行うことは困難であることから、国等とも連携し、同規模の災害を想定した抜本的な非常時の供給体制の構築が望まれる（国に対しては、大規模災害時にも有効に機能する全国的な燃料供給体制の構築と災害対応型給油所の計画的配置等について要望を行った。）。

## 燃料支援の対応の検証

## ◆燃料支援業務の担当部署が、本部事務局から商工経営支援課に変更された

## ＜県庁内部での調整＞＜計画とマニュアル＞

燃料支援業務の担当を、経済商工観光部に変更したことは、当該業務の遂行には効果的であった。今回、本部事務局で行われる業務の多くは、危機対策課職員を中心に計画されており、庁内各課の職員は、応援や連絡要員での参画が多かった。今後は、燃料支援業務のように重要性が高く、本部事務局内の各グループや他機関の連絡要員など（自衛隊、トラック協会等）と連携することが求められる業務については、全庁のなかから適切な部署を検討することが望ましい。すなわち、災害対策に重要となる業務に対応するために、最も効果的な本部組織体制を、あらかじめ全庁的に構築することが求められる。

## ◆本部事務局から商工経営支援課へ、業務の引継ぎが短時間で行われた＜県庁内部での調整＞

本部事務局から、商工経営支援課に対する、燃料支援業務全般の引継ぎは、短時間で行われた。災害応急対策の過程で、事前計画のなかった業務が発生し、体制や業務分掌を変更することは、県庁全体として効果的な対策を行うために避けられない必要な対応である。

こうした体制変更を円滑に行い、県本部全体を効果的に運営するためには、本部事務局は、応急対策実務を実施するのみならず、県本部全体の組織マネジメント業務に注力することが望まれる。事前に計画のない重要な専門性の高い業務が発生した場合には、本部事務局で担当することなく、本部会議等で調整の上、庁内の適切な部署へ担当を委ねることが望ましい。あるいは、本部事務局対策グループ等で当面の対応をした場合には、庁内他部署への移管を想定し、引継ぎに時に有用となる資料等を作成しながら、業務を遂行することが望まれる。また、円滑に体制変更が行えるように、本部事務局への権限の付与や、庁内各部署の理解も求められる。

## ◆県内の給油所等の稼働状況の情報収集は困難であった＜県庁外部との調整＞

商工経営支援課では、県内の給油所等の稼働状況を確認するため、石油商業協同組合への照会に加え、直接に電話連絡を試みたが、状況の把握が難しかった。本災害によって、石油製品の供給網がライフラインのひとつであるとの認識が深まったといえる。しかし、電気・電話などのライフラインの形態とは異なり、給油所等が空間的に分散して点在している形態であるため、被害状況を効率的に集約することが難しいライフラ



インである。

今後、災害発生時における石油製品供給網に関する情報を収集する手段については、関連業界と連携して検討する必要がある。緊急車両専用給油所の候補となる施設には、公的な補助による、非常用通信機器の配備なども望まれる。また、他のライフラインと比較して、収集できた被害情報の精度が低い状態において、燃料支援に関する応急対策を行う計画とする必要がある。

**◆燃料支援に必要となる情報が、地域で収集整理されていなかった**

**＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞**

商工経営支援課では、民間企業やNPOなどから、タンクローリーで被災地の施設まで移送し給油するとの申出があった際に、受入施設側の注入設備を確認し、マッチングすることが容易ではなかった。また、給油支援を受ける施設や市町側でも、災害発生時の燃料補給に対する受援計画や訓練は十分ではなかった。

今後は、災害時に燃料補給の重要性が高い施設においては、燃料の備蓄や、平常時の燃料購入業者に対して災害対応能力向上を求めるなどの取組が望まれる。そして、地域では、各重要施設における給油に必要な情報（油種、設備状況など）を、あらかじめ整理・集約しておくことが望ましい。また、これら重要施設への燃料支援を行うために、地域の供給拠点（災害対応型給油所など）や、石油製品を運搬可能な車両等の状況についても整理をしておくことが有用と考えられる。

なお、これらの情報は、燃料支援業務が複数県に跨る業務であることから、広域的に収集・整理されることが望まれる。

**◆燃料支援業務について、関係機関では、事前の計画や訓練などが不足していた**

**＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞**

関係機関において、燃料支援に関する事前計画や訓練などは、十分ではなかった。今後、県では、国や市町村、重要施設、石油商業協同組合などと連携して、災害時に備えた備蓄等の予防対策のほか、災害発生後の燃料供給に関する協力体制を構築し、実働訓練を実施することが望ましい。例えば、地域への供給拠点となる油槽所等においてはドラム缶での出荷も可能とする設備をおくなどの、災害対応能力の向上が求められる。また、給油所においては、災害対応型給油所の整備促進や、非常用発電機の設置などが望ましい。さらに、サプライチェーンとして機能するためには、全国的なレベルで取組みを進める必要がある。

**◆明確な緊急車両専用以外の、重要と想定される車両への優先供給の要望について、統一ルールがなかった**

県庁や地方支部の多くの部署において、燃料調達に関する要望を受けた際に、防災業務従事車両（自衛隊など）のように重要性は明らかではないものの、優先度は高いとみなされる案件への判断に苦慮する場面があった。例えば、重篤な通院者や、災害対策業務に従事している職員の通勤車両などである。被災地の災害対応・社会活動等を維持するとともに、給油所等での混乱を防ぐため、優先的に燃料を供給する車両の種類については、国や県などで統一的な指針を示すことが望ましい。

**◆給油を再開した給油所などで、周辺道路での渋滞やトラブルが発生した**

給油活動を再開した給油所への周辺道路では、著しい渋滞や路上トラブルなどが発生した。今後は、災

害時に緊急車両等へ優先的に燃料を供給する施設の選定や運用に当たっては、周辺道路の渋滞防止や治安確保なども勘案して、施設の指定や運用ルールを検討することが求められる。また、ガソリンの供給見通しに関する県民への広報に当たっては、国等に対し、供給者視点の情報提供（出荷時期などの）ではなく、可能な限り消費者視点での情報提供（給油が可能となる時期など）を求める必要がある。

(6) 海外政府等からの支援物資等への対応

ア 支援物資

海外からの支援物資が被災地に届かないといった問題が指摘される中、県内の物資不足に対応するため、発災4日後の3月15日に、外務省大臣官房地方連携推進室に対し、海外からの届いた支援物資の本県への供与について打診したところ、外務省内において情報共有が図られ、本県に対する物資の支援が行われることとなった。県側の受入体制は、経済商工観光部国際経済・交流課を窓口とした上、担当1人（固定）を配置し、災害対策本部と連携しながら受入れを行うこととした。開始当初は、支援物資を提供した国を担当する部署から連絡を受け入れていたが、外務省側も担当窓口を一本化し、外務省側の担当も基本1人（固定）で対応することとなった。担当者を固定することによるリスクはあったものの、お互いに情報共有が図られ、また、信頼関係が構築されたことにより、物資の受入れについてもスムーズに行うことができた。海外政府等からの物資については、6月23日まで続けられ、23か国2機関（国連機関）から受入れを行った。受け入れた物資は、主に水や食料で、震災後1週間程度は水や毛布、以降は食料を中心に、その他必要な物資を受け入れた。詳細は次のとおりである。

整理	海外政府／企業等		回数	提供物品	受入日	搬入先
1	吉林省（外事弁公室経由）		①	飲料水（10 t）	3/18	指定倉庫
2	ロシア連邦政府（外務省経由）		①	飲料水（3.6 t）毛布（17,200 枚）	3/20	指定倉庫
3	キルギス共和国（外務省経由）		①	飲料水（2.5 t）	3/20	指定倉庫
4	韓国	（駐仙台韓国総領事館経由）	①	飲料水（480 t）	5/14	指定倉庫
5			②	韓国海苔（45,000 個） レトルト御飯（100,000 食）	5/12	指定倉庫
6		（外務省経由）	②	長靴（4,000 足）ゴム手袋（12,000 個）	3/28	指定倉庫
7			③	レトルト焼飯（チキン・ビーフ各 15,000 食） ラーメン（129,024 食） スープ（48,600 食）乾パン（3,600 袋）	3/28	指定倉庫
				チョコレートバー（144,000 個） チョコパイ（120,000 袋） 羊羹（112,000 個） ペットボトル茶（14,000 本）		

8	ウズベキスタン共和国（外務省経由）		①	長靴（2,000足）	3/24	指定倉庫
9	インド政府（外務省経由）		①	飲料水（7.5t）	3/24	指定倉庫
10			②	ビスケット（94g×100,000個）	3/28	指定倉庫
11	フランス政府（在日仏大使館経由）		①	即席麺（50,000食）／缶詰（10,000食） マスク（97.2万枚） 消毒用アルコール（100,000本）	3/26	指定倉庫
12	在日英国大使館		①	食糧品／発電機／衣料品等（若干量）	3/24	当課宛て
13	イラン（外務省経由）		①	ツナ缶（25,000個）豆缶（10,000個）	3/24	指定倉庫
14			②	豆缶（15,000個）	4/1	指定倉庫
15	香港経済貿易代表部		①	食糧品／飲料等（若干量）	3/25	気仙沼市
16	マレーシア政府（外務省経由）		①	食糧品セット（2,093個）	3/28	指定倉庫
17	フィリピン政府（外務省経由）		①	食糧パック：米，缶詰のセット1,500個 即席麺（12,000食） バスタオル（1,000枚）	3/26	指定倉庫
18	パキスタン政府（外務省経由）		①	高カロリービスケット（13.5t） LL（ロングライフ）牛乳（9t）	3/27	指定倉庫
19	タイ政府（外務省経由）		①	インスタントラーメン（3,600食） カップラーメン（12,000食） ご飯缶詰（1,000個）	3/27	指定倉庫
20	バングラデシュ政府（外務省経由）		①	長靴（500足）／ゴム手袋（1,000組）	4/1	女川町
21	メキシコ政府（外務省経由）		①	保存食糧セット（750個）	3/30	指定倉庫
22			②	衛生物品セット（990個）	3/30	指定倉庫
23	WFP 国連世界食糧計画（外務省経由）		①	ビスケット（100g×300,000袋）	3/30	指定倉庫
24	外務省総合外交政策局総務課 （UNHCR 国連難民高等弁務官事務所）		①	ソーラーランプⅠ（996個） ソーラーランプⅡ（798個）	3/30	石巻市
25			②	ソーラーランプ（1,800個）	4/20	指定倉庫
26	中国政府（外務省経由）		①	ゴム手袋（10,000組）	4/4	指定倉庫
27	EU（外務省経由）	ハンガリー	①	チョコ掛けリンゴクリスプ（28,800個） 桃缶（8,640個） インスタントラーメン（39,864個） チョコバー（27,000個）	4/7	指定倉庫
28		スロバキア	②	Tシャツ・ズボン（1,000枚） シャツ（1,000枚）ブルオーバー（1,000枚） 靴（1,000足）	4/7	指定倉庫

29		スウェーデン	③	ゴムブーツ（296 足） 屋外用作業手袋（10,000 枚）	4/7	指定倉庫		
30	グアテマラ共和国		①	保存食パック（15,008 セット） 栄養ドリンク（15,000 本）	4/20	指定倉庫		
31	コロンビア共和国		①	食材・調味料セット（100 セット）	4/20	指定倉庫		
32	カザフスタン共和国		①	牛肉缶詰（56,250 個）	4/21	指定倉庫		
33			②	牛肉缶詰（27,000 個）	4/22	指定倉庫		
34	インドネシア共和国		①	おかず缶詰セット（200 セット） 甘味類缶詰セット（1,000 セット）	5/11	指定倉庫		
35	チュニジア共和国		①	ツナ缶（60,000 個）	5/19	指定倉庫		
36	モルディブ共和国		①	ツナ缶（4,800 個）	6/9	指定倉庫		
37			②	ツナ缶（5,664 個）	6/23	指定倉庫		
38	三井物産株式会社		①	パン（8,000 食）	3/16	指定倉庫		
39			②	パン（7,400 食）	3/18	指定倉庫		
40			③	ソーラーランタン（4,000 台）	3/19	南三陸町		
41			④	パン（3,000 食）／菓子（20 ケース） 黒酢飲料（200 ケース）	3/25	指定倉庫		
42			⑤	太陽光発電独立型電源コンテナ（1 台）	3/30	南三陸町		
43			⑥	ジャガイモ（1 t）／タマネギ（1 t） 醤油（600 l）／味噌（660kg） パン（10,000 個）／牛乳（46,080 個） 即席麺（3,000 個）	3/26	東松島市		
44			⑦	レイシウーロン茶（3,000 個） 豆乳＋果汁 苺バナナ（5,700 個） 鍋スープ 塩鍋（3,000 個） 鍋スープ ちゃんこ鍋（1,800 個） 豆乳＋カルシウム（1,200 個） アセロラ（2,160 個）	4/5	指定倉庫		
45			住友商事東北株式会社		①	飲料水（6.0 t）	3/16	南三陸町
46					②	米（2,000kg）／毛布（500 枚）	3/24	指定倉庫
47					③	野菜ジュース（25,200 本）	3/25	指定倉庫
48	④	フェイスタオル（300,000 枚）			中止	指定倉庫		
49	⑤	マスク／ジェル消毒液			中止	指定倉庫		

50		⑥	バタジャが（1,400個） くまさ茶（1,080本） かぼちゃ雪化粧（200個） みそ汁（きのこ・野菜各1,500食） カップ麺（180個） 水産加工品（1,390食） みそ汁（420食）	4/1	気仙沼市
51		⑦	紳士・婦人靴下（3,000足） 紳士肌着（2,400） 婦人ショーツ（1,800）	4/1	東松島市
52		⑧	カップラーメン（7,200食）	3/29	東松島市
53		⑨	みそ汁（720食） おにぎり用海苔（43,200枚）	3/31	東松島市
54		⑩	米（50kg）／野菜ジュース（300本） カップ麺（120個）／お茶（60箱） 毛布（150枚）／消毒液（72本） 衛生用品（3箱）	4/1	塩釜市
55	株式会社エスグロー（外務省経由）	①	抗菌スプレー（1,080本）	3/24	指定倉庫
56	南加長崎県人会 ※南加：南カフォルニア	①	玄米茶（ティーバッグ／230ケース）	6/13	指定倉庫
57	南加沖縄県人会 ※南加：南カフォルニア	①	バックパック／ ショルダーバック（計376個）	8/23	石巻工業・亘理高校

海外からの支援物資の受入れについては、今回、地域防災計画やマニュアル等には記載されていなかったものの、震災の規模から必要であると判断し、対応することとしたものである。今後、同規模の災害が発生した場合、同様の対応が必要となると考えられる。

評価できる点としては、計画やマニュアルになくとも、必要と判断しそれに対応できたこと、また県側・国側双方の窓口を一本化したため、混乱することなく対応できたこと等があげられる。

課題としては、海外からの支援物資については、既に日本に届いていた分と、申出されていた分があり、申出だけされていた物資については、実際の受入れまで時間が掛かり、ニーズに合わなくなることがあったこと、国レベルであるため、数量が多すぎる場合があったこと、表示が外国語のため、内容物が分かり難いものがあったこと、被災地では、外国製品と言うだけで、敬遠されたケースがあったこと等があげられる。

#### イ 義援金等

大使館や海外の団体等から様々な支援の申出があり、申出者の意向に応じ、県の復興等に活用するための「寄附金」、生活支援のため被災者に直接届く「義援金」、親を亡くした子どもたちのための「東日本大震災みやぎこども基金」として受け入れたほか、被災市町や団体等への紹介を行った。

ウ その他

被災学生等の短期受入れ、学校への図書寄贈など、海外からの各種申出に対し、申出者の意向に応じて適切な対象を紹介した。

海外政府等からの支援物資等への対応の検証

**◆外国政府・企業などからの救援物資は、災害対策本部事務局を支援するために国際経済・交流課で受け入れた<県庁外部との調整>**

宮城県庁での物資の受入れは災害対策本部事務局が対応していたが、本部事務局物資グループが対応できないほどの業務量が発生したために、外国政府や国際経済・交流課と関係のある企業からの物資については、国際経済・交流課が受入窓口となった。今回の震災では、災害対策本部事務局の対応能力を超えたために、国際経済・交流課が自発的に支援することで、海外からの物資を受け入れることができた。今後の災害においては、物資の受入れと輸配送に関する組織や人員の見直しを通じて、国際経済・交流課が海外からの物資の受入れと輸配送を支援する態勢を考えてもよいであろう。

**◆外国政府・企業などからの義援金や寄附金は、受付担当課を支援するために国際経済・交流課で受け入れた<県庁外部との調整>**

県での義援金担当は社会福祉課、寄附金担当は消防課が対応していたが、外国政府や企業などからの義援金・寄附金に関しては国際経済・交流課が受入れを行った。義援金・寄附金の管理に関しても本来であれば一元的な管理が求められるところであるが、国際経済・交流課に海外からの義援金・寄附金について対応が求められた場合には、これを担当することになった。今後の災害においては、義援金・寄附金の受入れについて見直す場合に、国際経済・交流課が社会福祉課・消防課の義援金・寄附金受入れ業務を支援する態勢を考えてもよいであろう。

(7) 栄養補助食品等の受入れ及び供給

3月12日、平成20年岩手・宮城内陸地震の際に栄養補助食品の支援を受けた社団法人宮城県栄養士会に対し支援要請するため、電話したものの連絡が取れなかった。そこで、翌13日に厚生労働省へ相談した上で、3月14日、財団法人日本健康・栄養食品協会へ栄養補助食品等の提供について依頼し、物資の受入れ態勢を整えた。3月16日から8月5日まで、各メーカー等から支援を受けた。

【主な支援物資】

項目	内容及び数量	提供元
特別用途食品・ 保健機能食品等	・栄養補助食品（ビタミン剤5000本、妊婦用クッキー2,650箱ほか）、濃厚流動食（栄養補給飲料1,920本ほか）、嚥下食、アレルギー用ミルク、離乳食、介護食、病者用食品 ・低タンパク米（600食）、ビタミン強化米（1,323kg）	ユニセフ、財団法人日本健康栄養食品協会ほか各メーカー等 全21企業・団体

	ほか) 全43品目	
その他	書籍（食品成分表など 計364冊）	NPO 法人食生態学実践フォーラム等

栄養補助食品等の配布は3月16日から開始し、各保健福祉事務所（各保健所）からの情報や被災市町からの要望に基づき、支援物資の配布を行った。配布先は、沿岸部を中心とした避難所、医療施設などである。輸送手段の確保が困難な時期には、各保健福祉事務所（各保健所）を経由し、同所職員が避難所や医療施設を巡回する際に配布した。輸送手段の復旧後は、直接市町や施設へ送付を行った。

（8）社会福祉施設等に対する物資の供給

震災を受け、社会福祉施設において食料品等の調達が大変困難となったほか、これらの施設が福祉避難所となったり、施設間調整により定員を超過した形で施設利用者等を受け入れたことから、福祉用具等の不足が発生した。そこで、保健福祉部保健福祉総務課を中心として不足品等の供給を行うための調整を行った。具体的には、民間事業会社・NPO等団体から受け入れた飲食料等について、宮城県議会棟等へ搬入された物品を速やかに必要とされた施設へ提供するスキームを部内関係課のデータベース等を活用しながら構築したほか、厚生労働省や日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）等を通して提供を受けた福祉用具について、各施設・福祉避難所等へ搬入するための調整を実施した。

供給にあつては、東京都及び一般社団法人東京路線トラック協会に協力をいただくとともに、災害対策本部事務局、保健福祉総務課の連携により、県内の社会福祉施設の福祉物資のニーズをFAXにより直接把握し、必要な物資を定期的に直送する福祉物資の輸送システムを構築・運用した（7月12日から継続中）。

（9）薪炭等の支援

農林水産部林業振興課では、被災時期が厳寒期であったことから、被災地において緊急的に暖をとったり、炊き出し等を行う際の燃料として、薪炭を調達・供給するため、林野庁で所管する物資支援情報を活用しながら、県外から“木炭20.2t”及び“木炭用コンロ900個”を調達し、3月17日から23日にかけて、気仙沼市及び石巻市等へ供給した。また、県外ルートからの調達と併せて、県内の森林組合等との調整を進め、“薪7t”及び“木炭2.5t”を確保し、3月17日から19日にかけて、南三陸町等へ供給した。

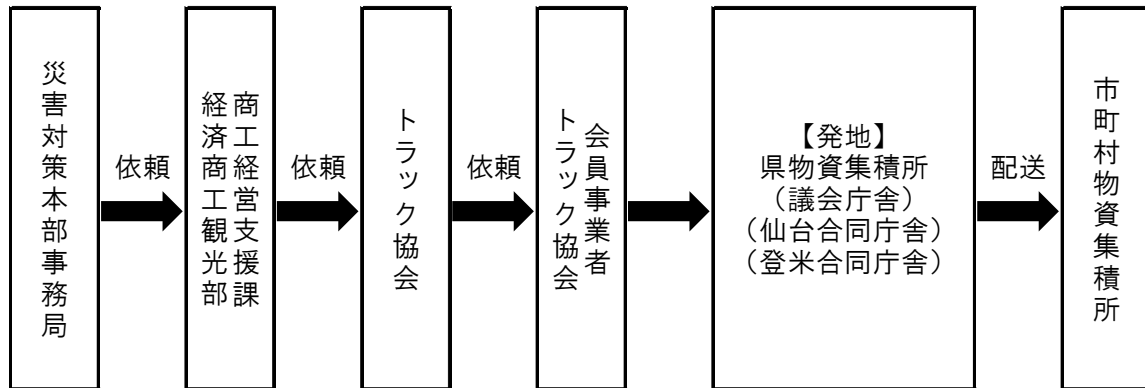
なお、大規模災害により厳寒期にライフライン等が停止した状況下では、薪炭は被災者の「食」と「暖」を確保する上で重要な燃料のひとつとなるが、今回の震災においては、あらかじめ薪炭の調達・供給に対する準備が整っていなかったことから、被災地におけるニーズの把握や配送手段の確保に困難を要した。今回の反省を踏まえ、大規模災害時における薪炭の調達・供給体制を構築したい。

(10) 緊急物資の輸送対応

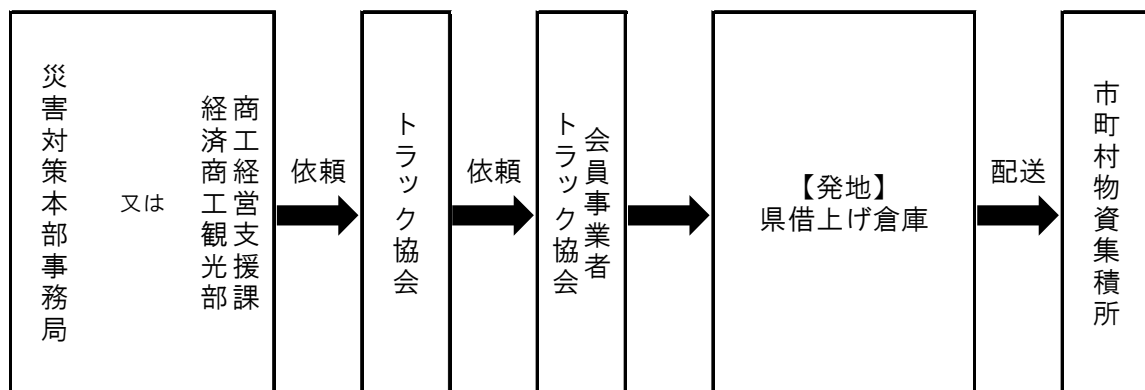
「緊急物資の輸送に関する協定」に基づき、社団法人宮城県トラック協会（以下「トラック協会」という。）へ協力要請し、食料品等応急生活物資の緊急輸送対応を行った。

トラック協会による緊急輸送は3月13日から開始され、対応フローについては次のとおりである。

3月13日から3月17日まで



3月18日以降（宮城県倉庫協会との契約により倉庫を借上げて以降）



※3月18日以降、食料品等応急生活物資の輸送については、災害対策本部事務局から商工経営支援課を経由せず、直接、トラック協会へ依頼が行われ、燃料の輸送のみ商工経営支援課が従前のフローで対応した。

3月18日以降は、燃料の輸送にも対応し、燃料の一次保管所である自衛隊駐屯地などから市町村物資集積所や火葬場などへ向かうようになった。

トラック協会への依頼に当たっては、「物資の内容・数量」「発地」「着地及び時間」といった依頼内容を災害対策本部事務局に駐在するトラック協会職員へ伝達し、トラック協会では輸送を行う事業者を調整の上、「輸送対応事業者名」「車両の大きさ、台数及びナンバー」「運転手の氏名及び携帯電話番号」などの情報について FAX 又は電子メールによって報告した。着地の市町村に対しては、輸送対応事業者の情報を FAX 又は電子メールで伝達した。

なお、実際の対応の中では、物資の積込みをしたところ入りきらず、もう1台必要となった事例や市町村担当者との行き違いにより着地での物資受入れ準備がされておらず、長時間足止めされたり物資を持ち帰りせざるを得ないような事例も発生するなど、現地での混乱も少なくなかった。

一方、輸送対応事業者の運転手の中には現地事情に詳しい人もおり、「この道は10t車では通行できないので、4t車2台で対応した方が良い」などと助言を得られることもあった。



## 緊急物資の輸送対応の検証

### ◆トラック協会に対して、庁内の複数の部署から依頼が行われる場合があった

#### ＜県庁内部での調整＞＜計画とマニュアル＞

トラック協会との災害時応援協定の担当部署は商工経営支援課であるが、庁内の複数の部署から、各課が担当する物資に関する輸送依頼が、トラック協会に対して行われた場合があった。

救援物資の調達業務は、物資の種別に応じて担当部署で異なるとしても、輸送業務は、窓口も可能な限り一本化した方が、情報の混乱は避けられる。また、複数種別の物資の混載による、輸送効率化の検討も行いやすくなる。少なくとも、各課から依頼する場合には、輸送依頼や配送結果の報告ルール、情報伝達様式などを統一する必要がある。物資輸送に必要な項目等を網羅した標準的な情報伝達様式を、事前に関係機関・部署と協議して作成しておくことにより、災害時に正確な送付の依頼が可能となる。また、標準的な情報様式を用いることにより、輸送実績も迅速に集計され、県における輸配送にかかわる全体状況の把握や、効率的な支払い処理に資するものと期待される。

なお、トラック協会への支払い処理のためには、契約内容や単価等についても、県で統一する必要がある。

### ◆市町村に、トラックの到着予定の連絡が行われた

#### ＜情報＞

着地となる市町村には、輸送される物資の内容に関する連絡だけではなく、トラック協会から、トラックの到着予定時刻なども連絡された。到着地では、荷おろし作業が必要となるので、人手やスペースの確保などを行うため、到着する時刻などの連絡も重要である。本災害では、災害対策本部地方支部などに、事前連絡なしで輸送車両が到着する場合も多く、対応に当たった災害対策本部地方支部職員の負担となった。今後は、トラック協会以外の車両を含めて、到着前に物資の内容とともに予定時刻等の連絡が行われるよう、輸送関係機関で認識することが求められる。また、今後は、県本部での進捗管理のためには、現地への物資到着時には、ドライバーより県本部災害対策本部に報告することも必要である。

### ◆緊急通行車両確認証明書の発行事務が煩雑であった

#### ＜計画とマニュアル＞

救援物資を輸送する車両は、緊急交通路を通行するために、緊急通行車両としての確認と「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付が必要であった。トラック協会の車両については、災害対策活動に従事する車両を、事前にある程度は想定できることから、あらかじめ緊急通行車両の事前届出制度を用いて、災害等発生時の手続きを省力化することが望ましい。

## 13 二次避難及び1.5次避難対策

### (1) 二次避難対策

#### ア 二次避難対策の概要

県では、生活環境が整っていない避難所生活が長期化すると避難者の健康を損なう事態となるので、早期に生活環境の整った避難所（二次避難所）に移転をすることが急務であると判断し、その移転（二次避難）を円滑に進めるため、3月19日に企画部次長（現：震災復興・企画部次長）をリーダーとする二次避難検討・支援チームを立ち上げた。

二次避難については、3月19日に検討・支援チームを立ち上げ、県外避難を進める旨の新聞報道がされると、他県からの受入施設の申出が殺到した（最終的には27都道県から申出があり、市町村や民間企業からの申出は200件を上回った。）。

受入体制や受入可能人数、受入期間などの調整を行い、被災者に情報提供できるよう準備を進めるとともに、3月22日から23日にかけて15の被災市町に説明を行ったが、多くの被災市町は、二次避難は積極的に取り組める状況ではなかった。そのような中、壊滅的被害を受けた南三陸町においては、内陸部の大崎市、栗原市、登米市からの二次避難者受入表明を契機に、申出のあった市町への集団避難を決定し、3月26日に住民説明会を行った。

その後、意向調査を経て4月3日に第一陣約500人が栗原市、登米市、加美町及び大崎市鳴子温泉の避難先に向かった。この間、経済商工観光部観光課と協定を締結した株式会社JTB東北が、温泉地での部屋割りや送迎のバスの手配などの調整を行った。

当初、避難者の中には要介護者や通院者がおり、到着後体調を崩す方がいたため、受入側は施設の手配、投薬の確認、救急車の手配など混乱を極めた。その反省を踏まえ、業務フローや準備事項を作成し、受入市町村側の準備や送り出し側のチェック項目などを書面化し対応することとした。さらに、送り出し側において保健師によるメディカルチェックを行うこととした。

南三陸町の第一陣が出発した報道を契機に女川町、石巻市、気仙沼市でも集団避難に向けた住民意向調査が開始されたが、希望者はさほど多くはなかった。それと時期を同じくして、県外の避難先の情報を各市町に提供したが、反応はなかった（最終的には35件の情報提供を行ったが、秋田県と山形県以外への二次避難はなかった。）。

その間、南三陸町の大崎市鳴子温泉への避難者が800人を超え、鳴子温泉での受入許容量が厳しくなった。経済商工観光部観光課でも県内の避難先を確保するため、内陸部の温泉地の空き状況調査を行っていたが、復興工事等の宿泊需要があったため、避難者をまとめて受入可能な宿泊施設はそう多くはなかった。その状況で、蔵王町と川崎町から協力の申出があった。

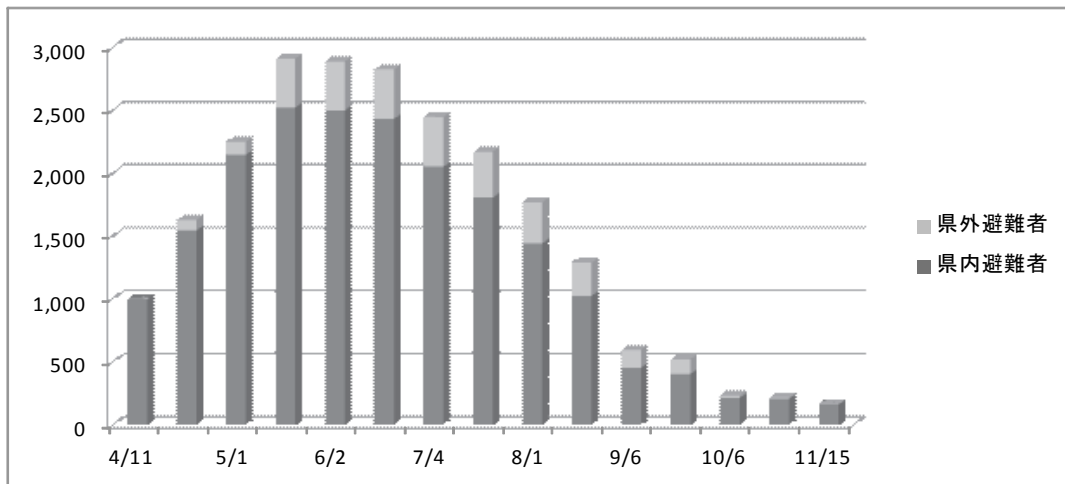
申出のあった蔵王町及び川崎町と保健師の手配や受入体制の調整を行い、石巻市を中心とする被災者が避難した。一方で、毎週送迎バスを運行するという条件の秋田県、山形県に避難を希望する被災者も徐々に現れた。

被災市町に二次避難の有効性を数回説明しても希望する被災市町が少なかったことから、二次避難の取組を決定した南三陸町、女川町、石巻市、気仙沼市の4市町を重点支援市町とし、支援を行うこととした。特に石巻市においては、県の職員を派遣し常駐させ、二次避難の調整を行った。

その結果、南三陸町で1,348人、女川町で238人、石巻市で635人、気仙沼市で126人の二次避難を実施した。東松島市など県の支援を受けず市町独自で実施した分を含めると、二次避難者数は

約3,000人にのぼった。

資料1 二次避難者の推移



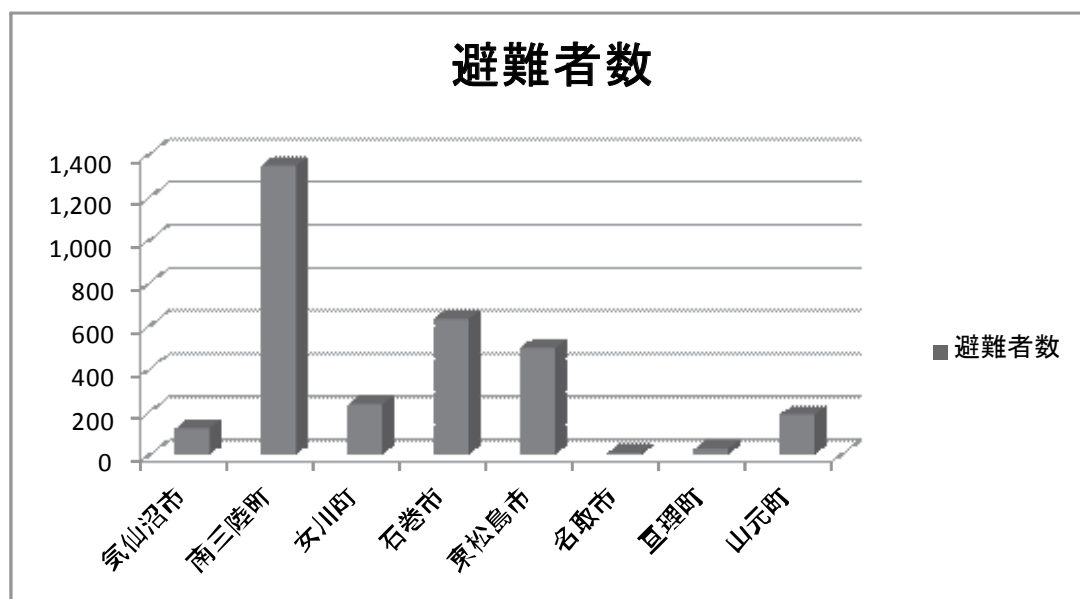
単位：人

	二次避難者数			県内避難者数
	県内避難者	県外避難者	計	
4/11	998	0	998	50,399
4/20	1,545	84	1,629	42,063
5/1	2,146	105	2,251	38,075
5/15	2,522	388	2,910	32,261
6/2	2,498	390	2,888	25,395
6/17	2,432	394	2,826	18,955
7/4	2,053	394	2,447	15,405
7/19	1,807	363	2,170	12,140
8/1	1,443	325	1,768	9,202
8/12	1,026	265	1,291	7,173
9/6	454	144	598	2,888
9/12	404	118	522	2,624
10/6	214	18	232	789
11/1	208	9	217	
11/15	162	0	162	

資料2 主な二次避難先一覧

山形県	かみのやま温泉（上山市），赤倉温泉，瀬見温泉（最上町）
秋田県	田沢湖温泉郷（仙北市），湯瀬温泉（鹿角市），にかほ温泉（にかほ市）
大崎市	川渡温泉，東鳴子温泉，鳴子温泉，中山平温泉，鬼首温泉
川崎町	青根温泉，笹谷温泉
蔵王町	遠刈田温泉
栗原市	金成延年閣，花山少年自然の家，若柳ウエットランド 他
登米市	旧鱒淵小学校，東和国際交流センター，及基と源氏ホテル交流館 他
加美町	中新田交流センター
色麻町	農業伝習館
柴田町	太陽の村

資料3 市町村別の二次避難者数（ピーク時）



単位：人

気仙沼市	南三陸町	女川町	石巻市	東松島市	名取市	亶理町	山元町	総計
126	1,348	238	635	499	13	30	190	3,079

資料4 市町村別の二次避難者の推移

単位：人

	気仙沼市	南三陸町	女川町	石巻市	東松島市	名取市	亶理町	山元町	計
4/11		884			92	9	13		998
4/20	76	857		40	459	13	19	165	1,629
5/1	76	1,293	41	135	499	13	17	177	2,251
5/15	76	1,348	187	571	495	13	30	190	2,910
6/2	126	1,315	188	603	459	13	30	154	2,888
6/17	123	1,233	223	635	411	13	27	161	2,826
7/4	106	986	238	616	307	12	27	155	2,447
7/19	123	777	221	573	296	12	27	141	2,170
8/1	80	687	220	576	151			54	1,768
8/12	45	467	157	515	84			23	1,291
9/6	38	53	53	444				10	598
9/12	32	40	39	406				5	522
10/6		2	29	201					232
11/1			29	162					191
11/15				162					162

※石巻市の162人は、通勤通学困難者用として仙台市に設置した避難所で平成24年3月まで継続。

資料5 避難者の様子

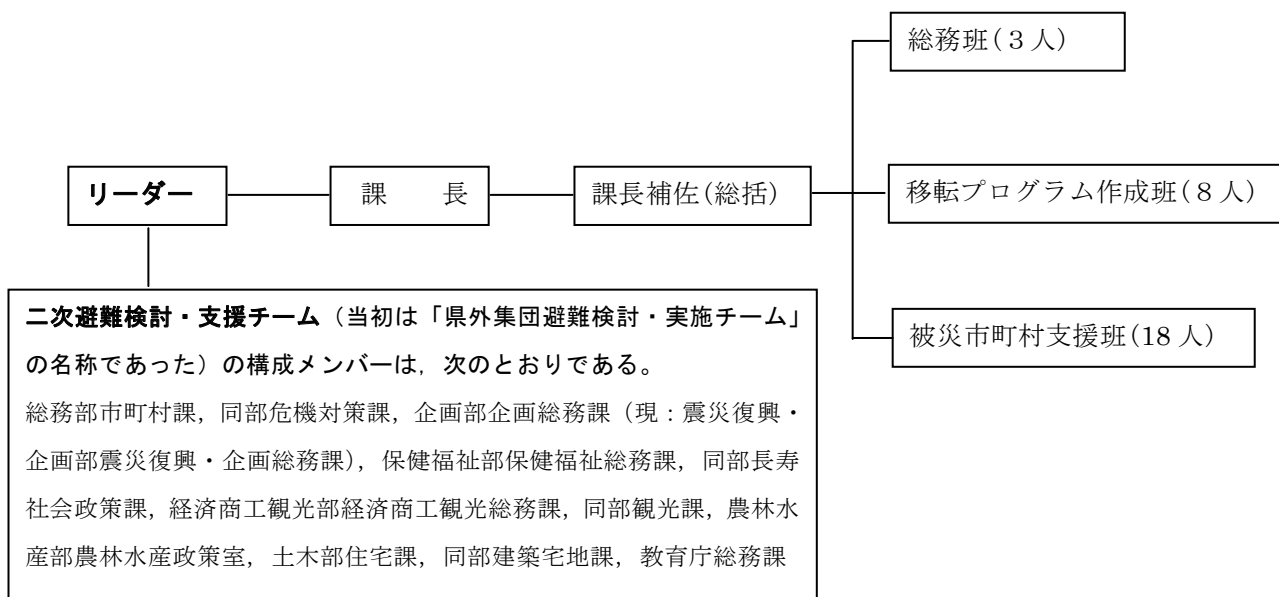


イ 二次避難の推進体制

二次避難対策については、「二次避難検討・支援チーム」を立ち上げ、関係課で連携し対応していくこととし、事務局を企画部地域振興課（現：震災復興・企画部地域復興支援課）が担った。

事務局は、受入施設の状況を確認し、受入条件を整え必要事項を調整する「移転プログラム作成班」と実際の避難を行うために整えなければならないことの調整、受入市町村との調整を行う「被災市町村支援班」及び全体調整やマスコミ等の広報を担当する「総務班」の3班体制で業務を推進した。

なお、県内旅館等に対する受入要請や避難者の配宿及び移送に関する業務は、経済商工観光部観光課が担った。また、業務の推進に当たっては、鹿児島県から1か月（5人）、山形県から10週（1人）、企画部統計課（現：震災復興・企画部統計課）から1か月（5人）の応援を得た。また、応援要請のあった石巻市に3月28日から7週間、職員を派遣の上、常駐させ、業務の推進に努めた。



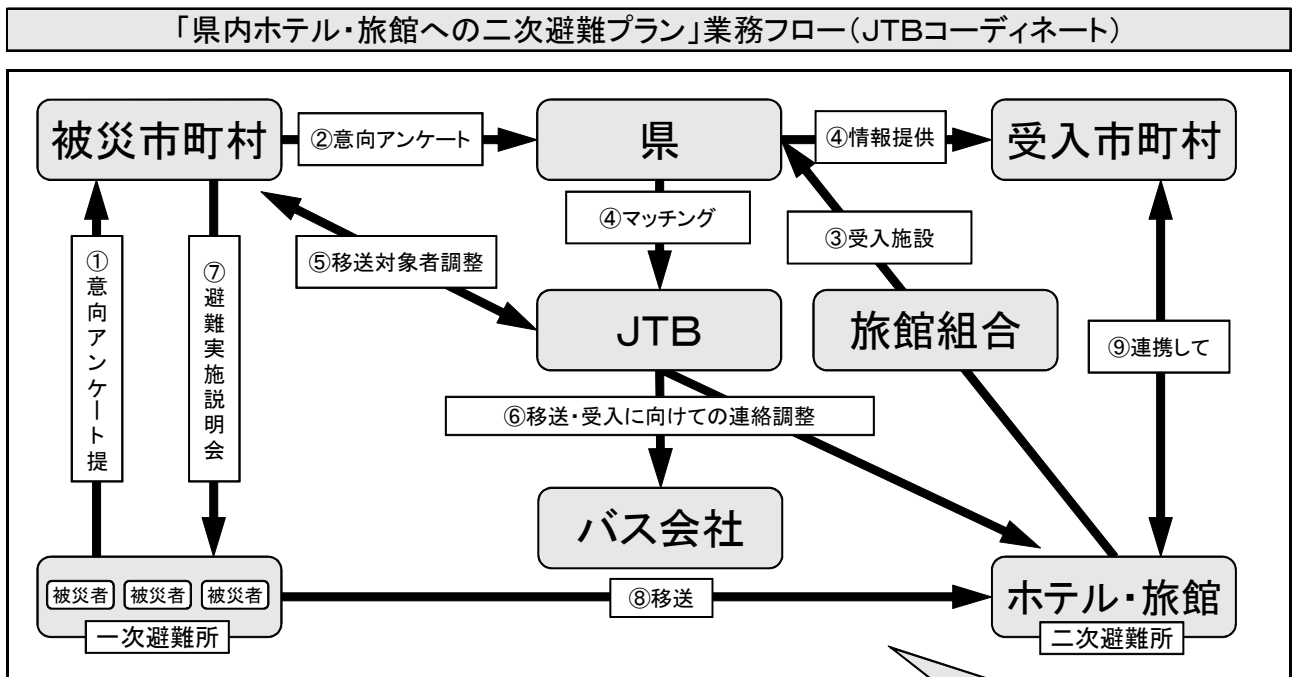
ウ 二次避難対策における県の対応

県では、二次避難を進めていく上で被災市町に対し、避難所の劣悪な生活環境の改善のため、二次避難の必要性を市町長等に説明し、理解を得るとともに、実際の二次避難に向けた準備を行うための住民意向調査、二次避難希望者のリストアップ作業、メディカルチェック等へ職員を派遣し、必要な支援を行った。

事務局の対応としては、南三陸町における住民説明会及び意向調査の集計作業、気仙沼市における避難所単位での意向調査、石巻市における避難所単位での意向調査及び集計作業及び、女川町における意向調査の集計作業へそれぞれ職員を派遣し、二次避難の推進に努めた。

さらには、受入市町と受入に係る準備事項（情報提供体制、相談窓口、生活必需品の提供、保健師の巡回訪問、医療機関との連携）について各市町と調整した。また、経済商工観光部観光課において、県内ホテル・旅館に対する被災者受入れの要請及び受入可能施設の取りまとめ及び県内ホテル・旅館への配宿及び移送等の対応を行った。

資料6 標準的な業務フロー



（業務フロー）

- ①市町村と県が連携し、二次避難に関する意向アンケート調査を行う。
- ②市町村が意向調査結果をとりまとめ（県も協力）、県へ情報を提供する。
- ③旅館組合を通して、ホテル・旅館の受入施設リストを県に提供する。
- ④県が市町村、JTBと連携してマッチングを行い、JTBへ二次避難実施を指示し、受入市町村に情報を提供する。
- ⑤健康状態等を考慮して移送対象者を調整後、JTB作成のホテル・部屋割り（案）を被災市町村と調整する。
- ⑥移送・受入れに向けて、バス会社、ホテル及び被災・受入両市町村と連絡調整を行う。
- ⑦市町村が二次避難対象者に対して「二次避難実施説明会」を行う。（県・JTBがサポート）
- ⑧JTBが中心となり移送を行う。（被災市町村と県がサポート）
- ⑨ホテルと受入市町村が連携して被災者を受け入れる。（※費用は受入市町村が負担し県へ請求）

二次避難を実施される際は、宮城県二次避難検討・支援

a 経済商工観光部観光課における被災者受入れの調整状況

災害救助法を所管する保健福祉部保健福祉総務課からの依頼を受けて、3月23日付けで各市町村あて市町村内の宿泊施設への協力要請について依頼するとともに、受入可能施設を3月30日まで回答を受けることとした。また、同日付けで、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合あてに市町村と同様の依頼を行った。

※取りまとめ結果：受入可能施設数130，受入可能人数5,462人

b 経済商工観光部観光課における被災者の配宿及び移送状況

受入可能施設の取りまとめと並行して、県内ホテル・旅館への二次避難の手法について検討を行った。

二次避難を実施するに当たっては、配宿や部屋割などのマッチング、移動車両の手配業務など、膨大なマンパワーが必要であったことから、当該業務を先行して実施していた岩手県の事例を参考に、旅行会社JTB東北のノウハウと人材を活用し、4月1日から二次避難業務に着手、第一陣として、4月3日に南三陸町から大崎市鳴子温泉への二次避難を支援した。その後も、事務局と連携を図りながら、随時、ホテル・旅館への二次避難を実施した。

エ 受入市町の対応

被災者の受入市町においては、情報の伝達と保健師の巡回による健康相談、医療機関との連携について体制を整え対応してもらった。受入体制が整えられるかどうかを県において調整し、体制が整えられる市町のみ限定して二次避難を実施したことから、特に大きな混乱は起きなかった。

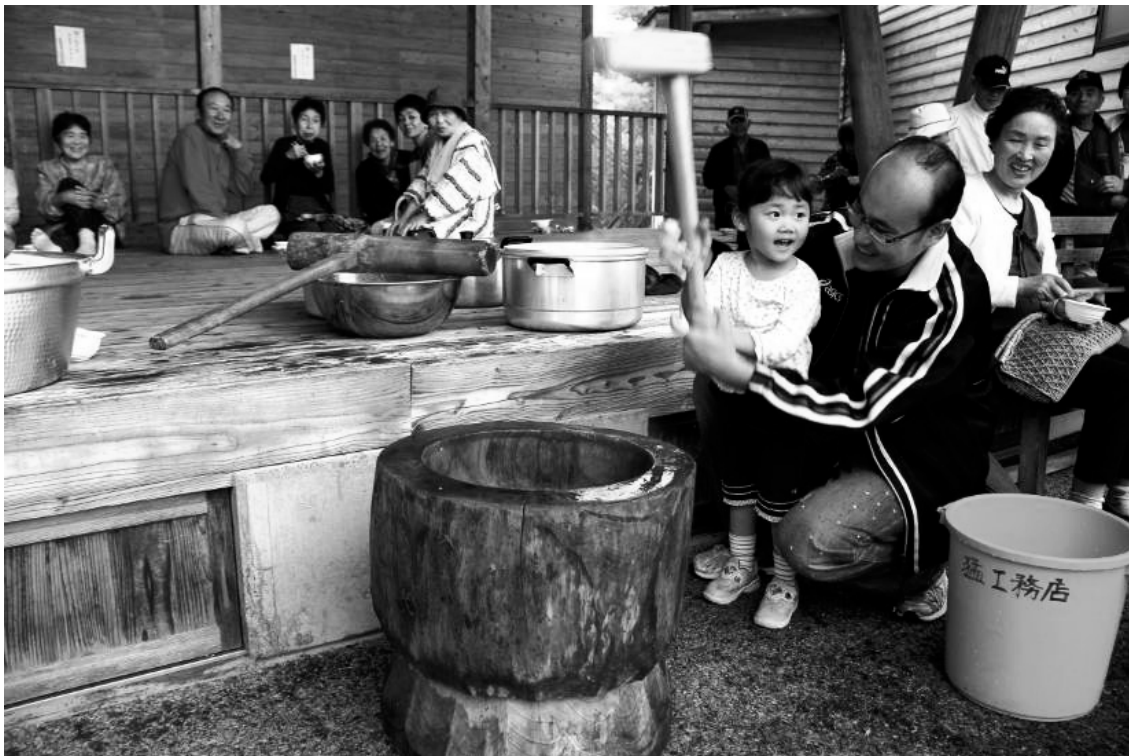
さらに、受入市町では、地元の団体と連携して避難者との交流会や諸行事を実施したことにより、被災者の心の支えや癒しになるとともに地域の活性化にもつながった。

特に1,000人を超える避難者を受け入れた大崎市鳴子温泉においては、現地対策本部を設置していただき、また、蔵王町や川崎町においても被災者の様々な要望に応えるため、役場一丸となって取り組んでいただいたことにより、被災者との良好な関係を保ちながら二次避難の終了に至った。

山形県、秋田県においても両県の避難者支援チームと該当市町が連携し、週1回の里帰りバスの運行や交流会を実施した。

このように県内の受入市町や秋田県、山形県の御協力と御支援がなければ、二次避難は、不可能であった。被災者を気遣い、やれることを精一杯やったことで受入市町と被災者の間で絆が生まれ、二次避難終了後も多くの地域で交流が続いていることから、二次避難は大きな成果を上げたのではないかと考えている。

資料7 交流会の様子



#### オ 二次避難受入情報の提供

3月19日に二次避難検討・支援チームを立ち上げると、他の都道府県から受入施設の提供、支援情報が寄せられた。県では、保健師などの巡回や情報提供等の受入体制が整っていることやコミュニティ機能が確保できる規模であるかなどを提供側と調整の上、被災地への週1回のバス送迎、生活資金の供与、無利子貸付、就労支援、生活用品の提供など様々な支援情報を含めた受入プログラムを作成し、被災市町へ提供した。情報提供は、最終的には35報まで発出したが、被災市町の反応は芳しくなく、秋田県、山形県への二次避難が実施されただけであった。

しかしながら、親戚知人を頼って他県に自主避難を行った方々は、避難先の都道府県において、住宅の支援を始め、就労支援など様々な支援の提供を受けることができたと聞いている。



資料8 受入概要情報

	日時	都道府県等	区分	施設	人数
第1報	3/24	徳島県	公営住宅	県営、県職員住宅の53戸	約200人
第2報	3/24	長崎県	ホテル等型	ホテル・旅館、公的宿泊施設等	約1,700人
第3報	3/24	山形県最上管内	大部屋型	公民館、体育館、寄宿舍など27施設	1,745人
第4報	3/24	県内10市町村	大部屋型	文化会館、体育館等15施設	2,370人
第5報	3/24	県内(大崎市)	研修所型	東北大学川渡共同セミナーセンター	100人
第6報	3/25	青森県(深浦町)	ホテル等型	町内ホテル、旅館、民宿など10施設	400人
第7報	3/25	山形県	ホテル等型	ホテル、旅館など317施設	10,863人
第8報	3/26	秋田県	ホテル等型	ホテル、旅館など9市町32施設	4,413人
第9報	3/27	鳥取県	公営住宅型	県営住宅40戸、大部屋も有り	約806人
第10報	3/28	北海道	大部屋型他	体育館等63施設、ホテル、賃貸住宅等	約30,000人
第11報	3/29	北海道(占冠村)	ホテル等型	アルファリゾート・トナム(6施設500室)他	1,500人
第12報	3/29	山形県	大部屋型	体育館、研修施設など151施設	約15,000人
第13報	3/29	広島県	大部屋型他	廃校、体育館等6施設、県営住宅等	約1,000人
第14報	3/29	富山県(黒部市)	公営住宅型	雇用促進住宅、民間会社社宅等61戸	約400人
第15報	4/3	徳島県	公営住宅型	民間賃貸住宅(7施設110戸)を県が提供	約200人
第16報	4/3	神奈川県(箱根町)	大部屋型	旧仙石原中学校(17室)	100人
第17報	4/3	静岡県	ホテル等型	旅館・ホテル、研修所等	14,860人
第18報	4/3	佐賀県	公営住宅型	雇用促進住宅(12施設463世帯)、ホテル有	1,996人
第19報	4/8	鳥取県	公営住宅等型	県営住宅40戸、コミュニティー施設、体育館	約1,000人
第20報	4/8	青森県(弘前市)	公営住宅等型	雇用促進住宅102戸	約400人
第21報	4/8	埼玉県(鳩山町)	公営住宅等型	旧職員宿舎44戸	約160人
第22報	4/8	神奈川県(湯河原町)	ホテル等型	ホテル等3施設45部屋	235人
第23報	4/8	鹿児島県(出水市)	公営住宅等型	雇用促進住宅37戸	約140人
第24報	4/8	長野県(白馬村)	ホテル等型	ホテル等1,466部屋	4,860人
第25報	4/13	山形県	ホテル等型	被災地向けバス支援、民賃住宅斡旋情報	
第26報	4/13	神奈川県(海老名市)	公営住宅等型	独身寮(鉄筋コンクリート6階建)	75室
第27報	4/13	愛知県	公営住宅等型	企業の社宅、職員住宅、公営住宅	222室
第28報	4/13	兵庫県	公営住宅等型	県内11地区の団地(各団地50戸以上)	828戸
第29報	4/13	兵庫県(淡路市)	大部屋型	県立淡路高校旧一宮校	32室150人
第30報	4/19	長野県	ホテル等型	7市町村のホテル・旅館	約8,000人
第31報	4/20	三重県	公営住宅等型	社員寮、社宅	92室
第32報	4/25	千葉県(浦安市)	ホテル等型	シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテル	150~200室
第33報	5/6	千葉県(成田市)	ホテル等型	ANAクラウンプラザホテル成田	18室
第34報	5/6	鹿児島県薩摩川内市	公営住宅等型	公営住宅、雇用促進住宅	3DK 75戸
第35報	5/16	神奈川県(藤沢市)	公営住宅型	一般住宅、工場用地や農地付きの住宅	249戸

カ 二次避難の収束

二次避難も応急仮設住宅への入居が始まると収束に向かい、7月に入ると、徐々に応急仮設住宅へ戻る方々が多くなった。県では、各市町に対し、二次避難から応急仮設住宅への入居等が計画的に行えるよう依頼したところ、各市町とも応急仮設住宅の完成時期や避難所の閉鎖時期を見据えて、9月末日までは二次避難を解消する計画を立て、二次避難者に伝えた。応急仮設住宅の完成や自宅修繕の遅れもあって計画どおりには進まなかったが、大きな混乱もなく10月末日には二次避難は解消された。

キ 二次避難の課題

a 関係機関との連携の必要性

二次避難については、想定外の災害規模による莫大な数の対象者、市町の極端な人員不足、災害救助法の理解不足、他の業務優先による優先度の低さ、人口流出への懸念、住民感情など様々な要因から取組が進まなかった。特に災害救助法が市町村の事務であるので「市町村がやるべきだ」という平時の考え方があったことは反省点であり、そのために起きた市町村や地方機関との連携不足や意志疎通不足が今後の課題と考えられる。

b 保健福祉事務所への期待

今回は、想定外の災害規模であったが、日ごろから市町と関係の深い保健福祉事務所が、所管している災害救助法の事務に精通していれば、もう少しスムーズに対応ができたのではないかと考える。

災害救助法は、市町村への委任事務ではあるものの、今後は、県において災害救助法に精通している人材を数多く育成し、身近な地方機関が支援できるような体制が構築される必要がある。また、二次避難には高齢者や精神疾患患者、様々な障害や疾患を持った方への対応が必要であり、さらには生活支援も必要とされる。そのような状況の中、保健福祉部の各課室が持っているノウハウや保健福祉事務所のネットワークを結集して、二次避難に当たれば、市町村の説得、受入市町村への配慮、高齢者等への配慮、災害救助法の取扱い等がスムーズに行われ、専門職が対応することにより、被災者の不安が大幅に軽減され、安心感を一層与えることができたのではないかと考える。

c 災害等におけるホテル・旅館との協力体制の構築

受入可能施設を取りまとめるまで、地震発生から約20日の日数を要した。ライフラインの復旧等に見通しが立たず、受入体制が整うまでに日数を要したことが大きな理由であるが、二次避難を円滑に進めるためには、ホテル・旅館側との間で、あらかじめ、災害時における二次避難受入に関する協力体制の構築が必要である。

（参考）徳島県と徳島県旅館業生活衛生同業組合との間で締結した「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書」

d 災害救助法の弾力的運用

二次避難を進めていく中で、栄養バランスのとれた食事の提供、プライバシーへの配慮、暑さ対策、車いすの対応など、当初示された目安の金額での、対応が困難な事例が数多く発生した。最終的には、弾力的運用通知や厚生労働省への問合せによる同省からの回答により対応可能となった部分も多く、その間、旅館等の善意で、食事を提供してもらった事例や、相部屋によるプライバシーの問題により、旅館等へ避難させられない事例もあった。

最初から、災害救助法が弾力的に運用できれば、もっと多くの被災者を二次避難させることができたとともに、食事の提供やキャンセルの発生で旅館等に負担を強いることはなかったのではないかと考える。

ク 二次避難対策の総括

様々な問題や調整不足が露呈した二次避難であったが、多くの被災者の健康を保持することができ、大きな問題も起こらず無事終了し、多くの二次避難者に満足していただいたものと思われる。

二次避難終了後、再度避難者を招待し交流会を行うなどの絆が生まれてきたことは、大変喜ばしいことである。

今回の二次避難において避難者の方々に満足していただいた要因は、受入市町や地元の方々が、被災者を元気にしたいという思いから献身的な対応を行っていただいたことが、一つの要因である。

さらに忘れてならないのは、被災者を受け入れた旅館・ホテルの対応である。災害救助法で宿泊代が補填されるとはいえ、1日5,000円と利益が得られる額でないにもかかわらず、被災者の健康を考えた食事の提供や病院への送迎等、被災者の様々な要望に応えるため、昼夜を問わず被災者の方々のお世話をしていただいたことは、被災者の不安を取り除き、安らかな生活によって落ち着きを取り戻すことに大いに寄与した。

なにもかも初めての中で、ひとつずつ問題を解決しながら、二次避難は進められたが、このように多くの人々の協力を得て、被災者にも満足していただいたということで一定の成果を上げたのではないかと考えている。今後は、日ごろから市町村との連携や地域団体とのつながりも重要視し、今回築き上げたネットワークやノウハウを継承し、次の災害に備えていく必要があるのではないかと考えている。

## 二次避難対策の検証

### ◆迅速な二次避難の取組は被災者の健康維持に役立ったが、県外への避難は限定的であった

#### ＜県庁外部との調整＞

現地の状況が詳細に分からない被災約1週間後の3月19日に、県外避難を進めるための二次避難検討・支援チームを関係各課で組織した対応は迅速であり、1.5次避難を含めて、避難者の環境改善、健康維持に役立った。

県外からの施設提供の申出が多数あったが、元の居住地の近くにとどまりたいという被災者のニーズがあり、結果的に二次避難先は県内がほとんどであった。しかし、利用は少なかったが、被災者にとっては幅広い選択肢があったことは望ましいと言えよう。実際、毎週送迎バスを出すことで秋田県、山形県に避難した事例もあり、遠隔地での対応を可能とした関係者の努力については銘記すべきである。

### ◆二次避難への理解を得るため、県職員が市町村を訪問、説明したことが役立った

#### ＜資源（職員）＞

二次避難では、一時的とはいえ生まれ育った故郷から離れることになるため、被災者の心理的な抵抗があった。また、自治体側でも人口流出につながる可能性がある二次避難に対しては温度差があった。例えば石巻市に対して3月28日から7週間、県職員を常駐させる支援を行ったように、県職員が被災市町を訪問し被災者に二次避難について直接説明したことは、被災者が二次避難についての理解を深めるために役立った。

### ◆宿泊施設や旅行代理店と、災害時の連携方法について事前に協議を進めるべきである

#### ＜県庁外部（宿泊施設等）との調整＞

配宿や足の確保などについては観光課が窓口となり、岩手県の事例を参考に旅行代理店を活用したのが、手続きをスムーズに進めるために非常に有効だった。大手旅行代理店では、エレベーターや介護ベッド等のあるホテルについての情報を有しており、要援護者の受入先となる宿泊施設の選定が容易となるメリットがあった。

一方、県内の旅館、ホテルにとって二次避難は経営支援にもなる一方、二次避難の期間が不明確だったことが営業再開の課題にもなった。宿泊予約受付の再開には、避難所となる期間の目処を付けておく必要があった。

ホテル・旅館は災害時の要援護者、避難者の受入先として貴重な資源である。それぞれの立場に配慮しながら、災害時に有効活用していくため、今後、旅行代理店や観光協会、旅館組合、庁内各部局等で、災害時のホテル・旅館の活用方法について事前の協議を行うなどの対策が求められる。

#### ◆最初は要援護者への対応が不十分であったが、迅速にケアの体制を整えることができた

##### ＜県庁外部との調整＞＜県庁内部での調整＞

二次避難では要援護者とその家族を優先したが、移動後の健康管理体制について最初は考慮されておらず混乱を招いた。しかし、受入市町にて保健師の確保の外部応援を求めたり、送り出す側でメディカルチェックをして健康情報をデータベース化したり、速やかに改善された。

大規模な二次避難が実施された事例は数少ない。今回、宮城県の各部局が連携して二次避難を実施した経験は貴重であるとともに、福祉避難所を設置する場合の対策にも応用可能である。受入市町村、送り出し市町村が実施すべき対策についてマニュアルを作成し、ノウハウとして伝えておくことが望ましい。

#### ◆自主避難をした被災者と、二次避難の制度を利用した被災者とで格差が生じた

##### ＜県庁外部との調整＞

県では、早期に二次避難の実施に向けて活動を始め、4月以降、被災者が移動できるようになったが、二次避難の枠組み以外でも、自主的に旅館やホテルで生活する避難者も多数存在している。その自主的な二次避難者については、宿泊費用が自己負担であるとともに、故郷の自治体についての情報提供が行きとどきにくいという課題が残った。また、二次避難においても、暑さ対策や冷房費として上乘せが認められるかどうか、災害救助法の解釈に時間がかかっている。

これらは二次避難というよりも被災者支援全体として捉えるべき問題である。自主避難や二次避難に関する災害救助法の適用の考え方、自主避難者への情報提供の方法等について、今後国とも協議しながら地域防災計画等で明記することが望ましい。

#### ◆沿岸市町から二次避難者への情報提供に苦慮した

##### ＜情報＞＜県庁外部（市町）との調整＞

北部地方振興事務所栗原地域事務所では、複数の沿岸の被災市町から栗原市に避難した住民の情報を、避難元となる沿岸の被災市町へ提供した。当該業務は、事前の防災計画等では想定されていなかったが、栗原市からの要請を受け、また、複数市町にまたがる業務であり、重要性も認識されたことから、同所にて実施された。ただし、時間の経過とともに、案件数が多くなり、業務の負荷が高くなった。また、事前に計画されていた業務ではなかったため、対応に苦慮する事例も生じた。

こうした二次避難者に関する情報は、津波で被災し域外へ住民が避難した沿岸市町にとって重要な情報であり、今後の津波災害時にも、類似業務の必要性は生じるものと想定される。ただし、二次避難にかかわる情報の収集・整理・提供業務は、複数の沿岸及び内陸の自治体のまたがる案件であることから、県あるいは国レベルでルールを定めることが望まれる。

(2) 1.5次避難対策

ア 背景及び事業概要

被災者の多くは住み慣れた地域への強い思いや愛着、行方不明者の搜索、仕事や子どもの教育への対応、医療・福祉への不安、荷造り等移転の手間、応急仮設住宅への入居開始情報が入らなくなることへの不安などの理由から、長期に及ぶ二次避難を選択する避難者は想定より多くなかった。

その一方で、避難者からは、短期間であれば、ホテル・旅館へ避難したいというニーズが多く聞かれた。

こうした背景とともに、夏季の到来を控え、避難所の衛生環境の一層の悪化が予想されることも踏まえ、二次避難業務と並行し、経済商工観光部観光課において、4月下旬から県内ホテル・旅館等を活用したショートステイ支援事業（以下「1.5次避難」という。）の実施について検討を開始した。

1.5次避難は、被災市町・受入市町村とも複数・広域にわたることから、県が全体のスキームを示し、県事業として調整・運用することとし、受入候補となる温泉地を有する市町村との意見交換を踏まえた上で、5月20日付けで各市町村あて1.5次避難事業の周知と参画希望の有無について通知を行った。

なお、1.5次避難事業の内容については次のとおりである。

a 事業主体

被災者（一次避難所避難者等、以下同じ。）を受け入れる市町村

b 対象事業

受入市町村が、地元のホテル・旅館等と協力して企画する、被災者の1.5次避難事業

c 事業実施期間

平成23年6月1日から平成23年8月31日まで

d 標準宿泊日数

2泊3日

※平日の宿泊を原則とし、最長5泊6日までの宿泊を可とした。

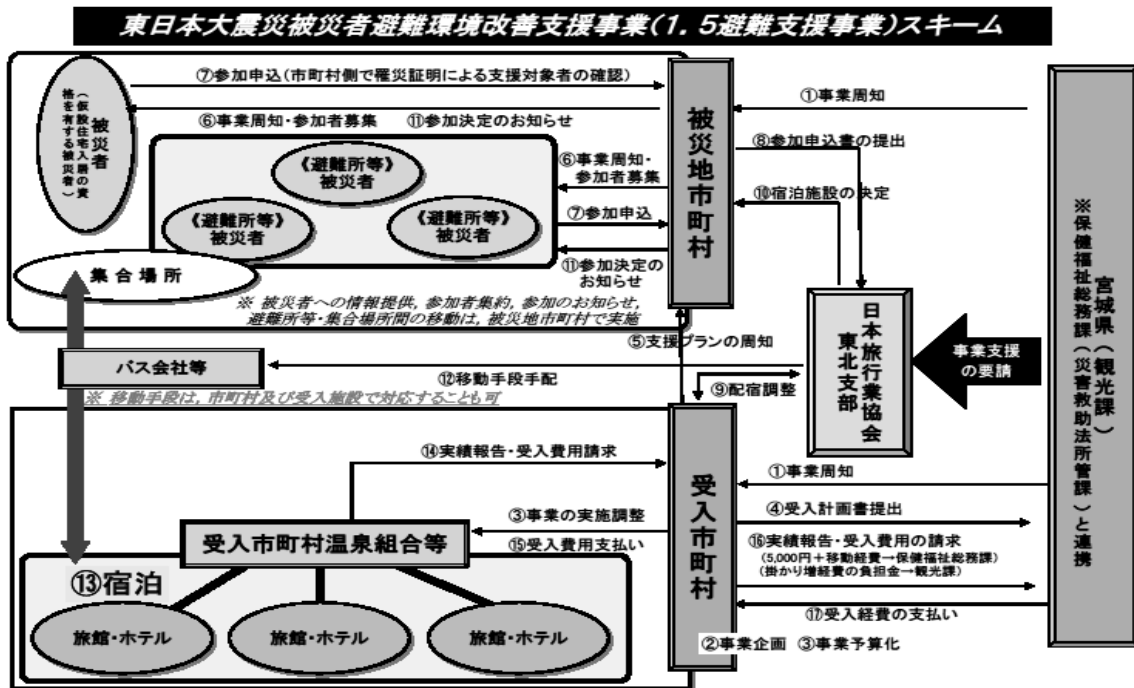
e 標準宿泊費

1泊3食当たり5,000円

※短期的な宿泊となることに伴い、通常の二次避難に比べ、ホテル・旅館側に掛かり増し経費が発生することや宿泊調整の困難度が増すことを踏まえ、事業主体となる市町村の判断で1泊当たり2,000円を限度に増額することを可能とした。この場合、増額分について、最初の2泊までは、1泊当たり1/2（1,000円）を限度に県が助成した。

f 配宿調整・移送

二次避難のスキームと同様に旅行会社が有するノウハウと人材を最大限活用するため、一般社団法人日本旅行業協会東北支部に支援を要請、協定を締結し、業務を行った。



イ 事業実績

温泉地を有する仙台市（秋保・作並温泉）、白石市（小原・鎌先温泉）、大崎市（鳴子温泉郷）、蔵王町（遠刈田温泉）、川崎町（青根温泉）が事業主体となって受入れを実施し、利用実績（実人員ベース）は次のとおりであった。

- ・ 第1期（6月避難分） 333世帯 807人
  - ・ 第2期（7月避難分） 406世帯 1,018人
  - ・ 第3期（8月避難分） 437世帯 1,096人
- 計 1,176世帯 2,921人

ウ 1.5次避難対策の総括

3か月間の実施であったが、受入市町・施設及び一般社団法人日本旅行業協会東北支部の全面的な支援により、大きな問題も起こらず、多くの避難者に喜んでいただいたものと思われる。

課題として、ホテル・旅館への短期避難については、5月下旬に初めて災害救助法の弾力的運用により認められたものであるが、震災直後から認められていたならば、もっと多くの被災者が短期避難を利用できたものと思われる。長期間、地元を離れられない様々な事情や健康面を考慮し、震災直後から二次避難対策と1.5次避難対策を並行して実施することが必要と考える。

## 1.5 次避難対策の検証

### ◆結果として、1.5 次避難が二次避難のテスト期間となった

#### ＜県庁内部での調整＞

1.5 次避難の目的は、環境が不十分な避難所で生活する被災者にリフレッシュしてもらうことであったが、一時的に避難者に移動してもらうことにより避難所のスペースの再整理を進めるきっかけになったり、ホテル等での避難生活を体験することで被災者が二次避難を決断するきっかけとなった事例がみられた。

二次避難で故郷を離れる判断をすることは、被災者にとって難しいものである。1.5 次避難と二次避難を組み合わせることは、被災者にとって遠隔地避難への心理的抵抗を軽減する効果が期待されるため、今後の巨大災害においても導入を検討すべきであろう。

### ◆キャンセル防止対策が効果を発揮した

#### ＜県庁外部（ホテル、旅館）との調整＞

二次避難では突然のキャンセルが発生する場合があります。特に相部屋の場合にはキャンセルが出やすい傾向がみられた。その教訓を活かし、旅館側には世帯ごとにひと部屋提供するよう依頼するとともに、避難者にはキャンセルした場合には再応募できないことを周知することが、突然のキャンセル防止に効果を発揮した。

多くの場合、宿泊施設にとっても、災害時に避難者を受け入れる経験は初めてとなる。二次避難や1.5 次避難時のトラブルを避けるためにも、今回の教訓を取りまとめ、宿泊施設や自治体等の間で共有し、今後の災害時に備えることが求められる。

### ◆災害救助法の解釈、調整に時間がかかった。また、自主避難者との費用負担額の格差が発生した

#### ＜資源（費用）＞

短期の1.5 次避難については、災害救助法の対象となるかどうか判断に時間がかかったが、最終的には認められることとなった。しかし、短期である1.5 次避難については、宿泊施設側は、二次避難よりもリネン等の費用負担が大きくなる。そのため、受入市町側で宿泊施設への支払いへの上乗せを認め、最大2千円分の半分（千円）を上限に、県が負担することにした柔軟な対応は適切であり、被災地の宿泊施設の経営支援策としても有効であった。

しかし、二次避難と同じように、自主的にホテル、旅館に避難した方については全額自費負担となるため、費用負担の公平性の点で課題も残した。これについては、二次避難と同様、被災者生活支援の枠組み全体の中で、議論を進めていく必要がある。

## 14 医療・保健・要援護者対策

### (1) 医療救護対策

#### ア 医療活動

##### a 3月12日から3月16日（DMAT活動期）

##### i DMAT活動の調整

- ・ 地震発生後3日間に全国から120チームが参集し活動したが、被害地域が広範囲だったことや状況把握が追いつかず、参集したチームを活用しきれなかった。
- ・ 被災した傷病者に対応する医療機関（仙台市立病院・石巻赤十字病院）へDMATを派遣した。

##### ii 災害医療コーディネーターによる患者搬送の調整

- ・ 救助者の搬送先の調整（3月12日から3月26日）
- ・ 陸上自衛隊霞の目駐屯地にSCU（広域医療搬送拠点）を設置（3月12日から3月15日）し、累計167人の傷病者を県内外の医療機関へ搬送
- ・ 病院が損壊したため治療が困難となった石巻市立病院や公立志津川病院から搬送
- ・ 負傷者を受け入れる空床を確保するため石巻赤十字病院から搬送

##### iii 医療機関の被災状況の収集・情報発信・広報

衛星携帯電話のほか県が整備したMCA無線の情報網を活用して情報収集

- ・ 災害拠点病院について被災状況等の情報を収集・情報提供（地震発生から3月17日）
- ・ 患者が集中する病院への受診抑制の呼びかけ（3月12日から3月17日）
- ・ 県内の医療機関の受診対応状況等の情報を収集・ホームページで提供（3月13日から）

##### iv 被災病院に対する物資・機材提供

医療機関において不足する資機材・薬剤等の情報収集と手配（地震発生から3月29日）

- ・ 3月11日以降も停電に伴い自家発電機用重油や酸素ボンベの調達が難航
- ・ 医療機器や電池等の消耗品等
- ・ 医療機材の不足と提供について宮城県政記者クラブへの投げ込み（3月13日）

##### b DMATから医療救護班への移行（3月17日～）

##### i 医療救護班の派遣要請

厚生労働省等に対して医療救護班（医師、薬剤師、看護師、事務などの方々によるチーム）の派遣要請を行うとともに、災害対策基本法に基づく医療救護班の派遣を3月14日付けで全国都道府県等関係機関に要請した。全国の都道府県等を通じて派遣された医療救護班により、避難所における医療救護活動や被災地内の病院支援等が実施された。

- ・ 3月17日に徳島県の医療救護班が活動開始
- ・ 3月末から4月のピーク時には約120チームが県内で活動
- ・ 最終的には10月5日まで3チームが石巻・気仙沼市で活動

##### ii 医療救護活動の連携体制の構築

医療救護活動の連携体制を強化するため、3月15日に災害医療対策本部会議を設置することとし、東北大学医学部の上原教授及び公益財団法人日本ユニセフ協会の國井医師を「災害保健医療アドバイザー」に委嘱、被災地における医療及び保健施策の強化を図った。



- ・ 庁内関係部及び日本赤十字社宮城県支部・社団法人宮城県医師会・自衛隊・仙台市等の関係者により構成
  - ・ 避難所及び避難者の状況を把握・評価し救護スタッフの配置のための緊密な連携体制を構築（3月30日まで毎日開催）
- iii 医療救護活動に当たっての避難所の情報収集
- 災害医療対策本部においては、設置当初、各避難所の状況把握が大きな課題となっていたが、石巻赤十字病院が中心となり、3月17日より石巻地区に展開していた医療救護班による巡回診療と併せて300か所以上の避難所のアセスメントを実施、各避難所が直面している課題を整理するなど、医療救護班のネットワークの活用により迅速な情報収集が可能となった。
- iv 医療救護関係各機関の連携による避難所の保健対策・物資供給の実施
- 医療救護班の連携体制は、参画した多彩な機関がそれぞれ持つネットワークを駆使し、避難所における保健・医療面の課題解決に取り組んだ。
- 当初、巡回診療等で把握された避難所における医療・保健面の課題解決のため、避難所への物的・人的な支援が必要な機会が生じたが、被災各市町の災害対策本部の対応が間に合わない場合も多く、課題が確認されながらも、十分な対策が取れない状況が見られた。
- このため、課題解決に向け災害医療対策本部に参画の各機関が協力し、打開策の対応を組織横断的に対応する場面がいくつか見られた。
- v 人工透析患者の県外（北海道）への大規模搬送（3月22日から3月23日）
- 被災地域の病院では対応が困難となっていた人工透析患者について、内閣府及び社団法人日本透析医会・災害医療コーディネーターの対応により北海道への搬送が決定、医療整備課は沿岸部の透析患者の送迎を担当した。
- c 地域医療の復旧・仮設診療所・病院開設に向けた支援
- i 地域別意見交換会の開催
- 震災対応が長期化する中で、急性期以降の現場ニーズの把握と対応が不可欠な状況となっていたことから、県内の沿岸部被災市町を一巡し、医療チーム等人的支援や救援物資等のニーズ把握、各種情報提供を行うとともに、被災地からの要望や意見を県の対策に反映した。
- <意見交換会の開催状況>
- |               |       |
|---------------|-------|
| 塩釜地区          | 4月4日  |
| 南三陸町          | 4月5日  |
| 気仙沼地域         | 4月5日  |
| 女川町           | 4月7日  |
| 石巻市           | 4月7日  |
| 東松島市          | 4月7日  |
| 名取・岩沼・亘理・山元地域 | 4月27日 |
- ii 被災病院等の仮設・再開に向けた調整
- ・ 3月28日南浜中央病院附属みなみはまクリニック開設
  - ・ 4月7日石巻市立病院仮設診療所開設
  - ・ 4月15日公立南三陸診療所開設

- ・ 6月 1日公立志津川病院開設（登米市米山）
- ・ 10月 1日女川町立病院診療所化
- iii 5月補正で予算化された仮設診療所等整備事業による仮設診療所の整備
  - ・ 医科：①石巻市雄勝地区，②石巻市寄磯地区，③南三陸町志津川地区（現状施設を拡充）  
④石巻市南境地区
  - ・ 歯科：①南三陸町志津川地区，②南三陸町歌津地区，③女川町女川地区，④気仙沼市本吉地区，⑤山元町，⑥石巻市雄勝地区

#### イ 歯科医療救護対策

##### a 歯科医療救護班の活動

地震発生後，保健福祉部健康推進課では，社団法人宮城県歯科医師会（以下，「県歯科医師会」）と締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき，県沿岸部（塩釜，石巻，気仙沼保健所管内）の被災市町を中心に歯科医療救護班を派遣し，各避難所にて応急処置を実施した。

##### i 活動期間

平成23年3月20日から6月30日まで

##### ii 活動内容

- ・ 派遣人員 延べ1,300人程度（歯科医師，歯科衛生士など）
- ・ 処置内容 口腔内衛生状態のチェック，義歯調整，歯の保存修復などの応急処置

##### b 人的支援及び救援物資の提供

##### i 厚生労働省からの人的支援及び救援物資の提供

歯科医療救護班の構成員は，基本的には県歯科医師会の会員で構成されるが，今回は会員の医師自らが被災し，また，災害規模が大きかったため人員が不足した。そこで，平成23年3月25日付け事務連絡「被災地への歯科医師等の歯科医療従事者の派遣について」及び「被災地への救援物資の提供について」に基づく県の要請に対し，厚生労働省から以下の支援がなされた。

なお，歯科医師等の派遣要請及び救援物資の提供要請に当たっては，現地で歯科医療救護班として活動している歯科医師らからの報告により，県歯科医師会を經由して必要な人数などを把握した。

- ・ 歯科医師等の派遣（他都道府県からの派遣）

平成23年4月11日から6月30日まで，他都道府県から歯科医療救護班として従事する歯科医師，歯科衛生士等190人（延べ960人程度）が派遣された。さらに，歯科医療救護班の活動が終了した7月1日から7月25日まで，被災市町からの要請により，口腔ケアに係わる歯科医師，歯科衛生士10人が派遣された。

- ・ 移動歯科診療車の派遣

平成23年4月3日から移動歯科診療車4台が派遣された。

- ・ 救援物資の提供

社団法人日本歯科医師会から，衛生用品（歯ブラシ77,000本など），診療用器具（ポータブルユニット3台など），医薬品（解熱鎮痛剤25,000錠など）が，県歯科医師会に提供された。

ii その他

3月29日に健康推進課から、企業に依頼して歯ブラシ6,000本、歯磨き粉1,800本の提供を受け、山元町、亘理町、岩沼市、名取市に配送したほか、全国から歯ブラシ等の救援物資が提供された。

ウ 医薬品等供給体制～3月12日から医薬品等集積所設置（3月16日）まで～

発災直後より、市町や各医療機関等から医薬品を含んだ物資供給要請が寄せられたことから、3月13日より災害対策本部事務局に保健福祉部薬務課職員を1人常駐させ、医薬品関連の発注を薬務課で一元的に行うこととなった。

薬務課では、以下のとおり医薬品供給に関して対応した。

- ・ 各市町、災害拠点病院等の医療機関の要請により医薬品等を卸売販売業者に手配した。  
（発災後1週間で医療機関約70件から要請があった。）
- ・ 道路分断・水没などで卸売販売業者が陸送できない地域や離島などへ、自衛隊・消防等と連携してヘリコプターで配送した（状況により薬務課が卸売販売業者まで積荷を取りに行き、自衛隊の飛行場まで届けた）。
- ・ 宮城県医薬品卸組合と連携を図るため、薬務課に同組合職員の常駐を依頼した。  
（卸組合員の職員2人が3月13日より4月1日まで常駐（9時30分から17時））
- ・ 地震発生から毎日、県医薬品卸売組合員と宮城県医療機器販売業協会員の営業状態を把握した。
- ・ 県内での調達が困難な以下4品目の医薬品などを厚生労働省医政局経済課（以下「経済課」）などに供給要請した。

- |  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| i 医療用酸素                                | 7,000L×70本他合計547本（3月14日、16日、18日）      |
| ii ダイアライザー（透析用装置）                      | 1,500本（PS-1.3 UW1,000本、PS-1.6 UW500本） |
| iii 破傷風トキソイド                           | 100本                                  |
| iv 透析用輸液（仙台社会保険病院と医薬品製造業者で直接需要調整を行った。） |                                       |

エ 医薬品等供給体制～医薬品等集積所設置（3月16日）以降～

様々な支援物資の提供申し入れがあったが、医薬品については薬剤師による管理が必須であるため、3月16日に地震による被害が少なかった東北自治総合研修センター（富谷町）を一次集積所とし、薬剤師による管理のもとで受入しつつ、救護所などに医薬品等の供給を開始した。

この期間における、薬務課の医薬品供給に関する対応については、以下のとおりである。

- ・ 被災地での医薬品需要の増大が見込まれたため、経済課や民間企業に医薬品等の提供を要請した（薬務課では、医薬品、医薬部外品、医療機器、マスクなどに限り受入を対応した。その他は災害対策本部事務局にて対応した。）。
- ・ 医薬品の受入については、3月16日から4月9日まで約50回以上を受入れ、品目数については、医療用医薬品258品目、一般用医薬品40品目等であった。
- ・ 各市町災害対策本部からの医薬品等の供給要請は、県災害対策本部事務局で受付し、薬務課で発注した（県に対する一般用医薬品の要請は、発災後2週間ほど続いた）。
- ・ 各医療機関からの医薬品等の供給要請は、保健福祉部医療整備課で受付し、薬務課で発注した〔通信手段が徐々に回復し、発災後10日目くらいにはほとんど県（災害対策本部事務局及び保健福祉部医療整備課）を通じての要請はなくなった〕。

- ・ 救護所等（保険診療を再開できない医療機関含む）からの医薬品等の供給要請は、発災1週間後から薬務課で直接対応した。
- ・ 3月30日より、日本赤十字社の活動拠点である石巻赤十字病院と気仙沼市内で活動する医療チームの拠点である「気仙沼市民健康管理センターすこやか」に医薬品・医療機器の定数配置を開始した（石巻赤十字病院：医薬品94品目、医療機器3品目 気仙沼すこやか：医薬品59品目、医療機器3品目）。
- ・ 4月22日より、明確化、迅速化を図るため、救護所等からの医薬品供給依頼対応を薬務課から県医薬品卸組合・県医療機器販売業協会に変更した（通知文書により、これまで対応していた救護所など及び各市町に周知した。）。

オ 医薬品等集積所の運営等

a 医薬品等集積所について

- i 設置時期：平成23年3月16日から平成24年1月19日
- ii 設置場所：東北自治総合研修センター（富谷町）
- iii 選定理由：東北自動車泉インターチェンジに近く、国道4号にも近いため交通の便が良い。  
                   駐車スペースも広く、大型トラックの受入れも可能である。  
                   宿泊施設もあり、ボランティア等が泊まり込みで対応できる。  
                   地震により建物の被害が少なかった。
- iv 管理体制：4月10日まで環境生活部保健環境センター職員（薬剤師など）が宿泊して対応
- v 保管場所：ロビー、101教室、廊下、食堂、テラス、特別教室、OA教室等
- vi 人員配置：薬務課職員1人以上、保健所職員1人（集積場の管内保健所職員、3/24～4/15）  
                   環境生活部保健環境センター職員3人（3/16～4/15まで）、県医薬品卸組合職員  
                   1人以上（3月末まで）、県薬剤師会1人以上（5/6まで）、各団体等からのボ  
                   ランティア

b 医薬品等の配送体制について

発災当初は、ガソリンや人手の不足等により、配送手段の確保が困難であったが、以下の協力により、無償提供医薬品などの配送手段を確保した。

無償提供医薬品等の配送依頼先について

依頼先	車両種類	配送実績 (日)	配送実績 (車両数など)	備考
陸上自衛隊	配送量に応じて 選定	4日	5台	3/19,3/20, 3/21,3/23
東北関東大震災・共同支援 ネットワーク (大分県のNPO法人等)	4t車1台	4日	4台	3/22,3/23, 3/24,3/25
(財)宮城県対がん協会	2t車1台, ハイエース1台	30日	42回	3/26～5/15

(社)宮城県トラック協会	配送量に応じて 選定	3日	3回	随時
--------------	---------------	----	----	----

c 医薬品等集積所運営管理状況について

i 医薬品等受入状況

医薬品等の受入当初は、手指消毒剤やマスク等の衛生材料の提供が多く、その後は経済課や各メーカーから相次いで一般用医薬品、医療用医薬品の提供を受けた。3月16日から4月9日まで約50回以上の医薬品などの受入れを行ったが、受入開始後10日程度で東北自治総合研修センターのキャパシティーがほぼ一杯になった。また、福島第一原子力発電所事故等の影響により、関東方面からの医薬品などの搬入が遅れ、必要な時期に必要な医薬品などが搬入されない事態も生じた。これが、医薬品などの在庫が生じた一因でもあった。

医薬品等集積所の設置当初は、提供者及び運送業者と連絡を取り合って搬入日時を決めていたが、予想外の交通渋滞等により搬送が遅れ、夜中に納入されることが度々あった。また、連絡もなく突然トラックが到着するケースもあり、職員も宿泊して対応せざるを得ない状況であった。医薬品の搬入のみとなった3月末ごろからは深夜の搬入はなくなった。しかし、夜間の緊急時に対応できるように4月10日まで職員が宿泊して待機した。

ii 医薬品等供給状況

3月下旬から宮城県対がん協会の協力を受けて、ほぼ毎日各被災地に医薬品等の供給を行った。しかし、5月15日より宮城県対がん協会が通常業務を再開したことに伴い、運搬手段がなくなった。このため、薬務課の体制も職員常駐から随時対応に切り替えた。

iii その他

無償提供された医薬品等を迅速に供給できるよう、現場の近くに二次集積所を設ける手段もあったが、沿岸部の保健所自体が被災したため、保管場所の設置が困難であったこと及び仕分け作業等に人手が必要になることから、一次集積所のみで厳重に管理して各地に供給した。

平成24年1月31日現在、医療用医薬品については、塩釜保健所黒川支所に36品目の在庫がある。一部、期限が切れた医薬品（降圧薬など）も生じている。一般用医薬品については、社団法人宮城県薬剤師会（以下「県薬剤師会」）の地域活動に活用してもらうため、6月下旬に県薬剤師会に対して全量移管した。手指消毒剤等衛生用品については、災害対策本部事務局で借用している仙台運送株式会社の倉庫に保管している。医療用医薬品については、今後の災害に備えて備蓄していく方針であり、手指消毒剤等衛生用品については、災害対策本部事務局と連携して供給体制を継続する。

カ 救護所等への薬剤師の派遣について

県薬剤師会との災害における医療救護活動に関する協定に基づき、薬剤師班の派遣を要請し、3月14日から7月31日まで延べ4,295人の薬剤師が県薬剤師会のルートで医薬品の仕分けや救護所等での調剤業務等に従事した。また、震災対応の薬剤師としては、上記薬剤師会ルートのほかDMATや医療救護班などの医療チームに帯同して救護所などで調剤や医薬品の管理に従事したが、発災後1か月程度にわたり、調剤に従事する薬剤師が不足する状況が続いた。そのため、災害拠点病院に対しては、厚生労働省を通じて一般社団法人日本病院薬剤師会に依頼して、薬剤師を派遣し

て頂いた。

社団法人宮城県薬剤師会の薬剤師の派遣状況

期 間	延べ人数	活動内容	活動場所
3月14日～ 5月14日	2,727人	救護所などでの調剤業務、服薬指導、避難所でのお薬相談、地区本部における医薬品集積管理	県内全域
5月15日～ 6月30日	1,257人	救護所などでの調剤業務、服薬指導、避難所でのお薬相談、地区本部における医薬品集積管理	石巻・女川地区、南三陸地区、気仙沼・大島地区
7月1日～ 7月31日	311人	救護所などでの調剤業務、服薬指導、避難所でのお薬相談、地区本部における医薬品集積管理	石巻・女川地区、南三陸地区

キ 災害救助法に基づく救護所などから交付された処方せんの取扱いについて

救護所や避難所救護センターなどから交付された処方せんに基づき調剤した薬局の調剤報酬に関して、各市町の支払対応にばらつきがあり、各薬局で混乱が生じていたことから、県が一括して支払うこととし、各薬局の請求取りまとめを県薬剤師会に依頼することとした。6月から支払受付を開始し、85の薬局から約21,600枚の処方せんに基づく調剤報酬を受け付けた。

ク その他特記事項

<県医薬品卸組合及び卸売販売業者関係>

a 非常災害用医薬品の流通備蓄

これまで県は、非常災害用医薬品確保対策事業として、県医薬品卸組合に医薬品等51品目を県内30店舗に流通備蓄を依頼し、負担金を支出しているが、今回の震災では災害想定を上回り、ほとんどの医療機関が被災したため、卸売販売業者が県からの依頼を待たずに各医療機関に医薬品などの注文を取りに回った。また、今回の震災では、救急時に使用する医薬品の需要が少なく、慢性疾患薬など、非常災害用医薬品として備蓄していない医薬品の供給が多くを占めた。そのため、非常災害用医薬品として備蓄していた医薬品などについては、13品目を使用するにとどまった。

<供給調整関係>

b 荒天によるヘリコプターの欠航

津波による浸水、大火災、家屋倒壊等壊滅的被害により、各地で孤立した地域が発生した。特に石巻市、女川町、南三陸町、気仙沼市の沿岸部ではヘリコプターでなければ救援活動も行えない状況に陥ったが、地震発生当日は雪が降り、また、その後数日間は風雪の影響により、予定どおりにヘリコプターが飛ばないケースが続いた。このことにより、供給要請のあった医薬品等の準備は整っていたが、現地に遅れて届くような状況であった。このことが、医薬品が不足しているとの報道がなされた要因の1つと思われる。

c 医薬品受注の特殊性（救助隊による医薬品受注の困難さ）

発災直後、孤立した地域の物品要請の聞き取りは、現地に派遣されている災害救助対応の自衛隊員が主に担うことになったが、医薬品の名称の把握には専門的知識が必要であり、正確に情報が伝達されず、また、現地に直接連絡が取れない状況もあったため、必要な医薬品を手配するの

に苦慮することが多かった。

d 血液製剤関係

発災翌日に当面の間、献血受付休止を決定し、血液製剤は全国から調達することにより供給することとなった。

宮城県赤十字血液センターでは、宮城県、岩手県、山形県の3県分の血液製剤を製造して供給していたが、製造不能となったため、宮城県、岩手県分は主に東京都赤十字血液センター、山形県は新潟県赤十字血液センターから血液製剤の供給を受けた。

ケ 各保健福祉事務所（各保健所）の対応

a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

沿岸部から避難してきた人工透析が必要な患者について、主治医のいる医療機関が対応できず、また、家族もいなかったことから管内の医療機関と調整し、当所職員が病院に搬送して人工透析に付き添った（3月14日）。その後の対応については、主治医を訪問し相談調整を行った。薬品関係では、管内主要医療機関の医薬品在庫状況を確認するとともに、薬局等医薬品販売業の被災状況調査を、薬務課や仙南薬剤師会との連携のもと実施した。

b 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

被災者の応急救護対策を実施したほか、医療救護チームの調整、医薬品（薬務課）の市町村及び避難所への配送を行った。また、保健所、医師会、病院、地元自治体を構成メンバーとした緊急地域連絡会議を開催し、災害対応について、状況報告、意見交換、連絡調整を実施した。（※現在まで9回開催。）

地震発生から2週間目ぐらいになると、管内に複数の医療チーム等も続々入ってきていたため、避難所への対応に重複が出ないように、チーム間における調整が重要。この頃になると、町内の診療所等も徐々に再開されつつあったので、医療チームでの対応から地域医療へのシフトが必要である。

c 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

人工透析患者の受入れ医療機関確保のため、DMATや管内病院、市町等との連絡調整を行い、燃料や薬剤等の確保を図るとともに、医療機関や市町への情報提供を行った。また、要支援者（感染症、難病、未熟児、精神障害、聴覚障害、女性相談部門）の方の安否確認を行い、必要な場合は医療確保に当たった。

精神科、産科、小児科など一般病院では代替が困難な診療科を有する医療機関について、診療再開状況を情報収集し、市町へ情報提供した。

d 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）が登米市や南三陸町、東部保健福祉事務所管内の医薬品・衛生用品等支援物資の中継基地となり、支援物資を保管の上、登米市等の医療機関、避難所等からの要望に基づき、医薬品等の物資を随時搬送した。

登米市と協力して人工透析患者や在宅酸素療法患者の相談に当たり、受入可能な医療機関との連絡調整を行うとともに、在宅酸素療法患者の酸素を確保するため、業者との連絡調整を行い安定供給に努めた。

避難所において、避難者から薬の相談が多数寄せられたことから、登米市薬剤師会に対し協力

要請を行い、相談対応の実施に結びつけた。

e 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

津波による浸水で事務所が4日間孤立し、通信も制限された。地震発生後、災害拠点病院、災害医療コーディネーター及び医療救護チームは活動を開始していたが、事務所機能を失った当所では遅延することとなった。

震災当初における連携構築の面で課題を残したものの、その後、石巻赤十字病院で開催されていた医療チームミーティングに参加し、救護活動の動き、感染症発生状況等を把握するとともに、管内の医療関係機関を対象とした地域医療会議を3月23日、3月31日及び5月13日に開催し、地域医療体制の情報共有、情報交換を図った。

医療従事者免許申請の問合せが県庁及び市役所等に多く寄せられたことから、地元の新聞社とFM局に事前広報を行い、3月下旬から4月上旬までの間、臨時窓口を石巻市役所で9日間、東松島市役所で4日間設置した。

f 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

医療機関の被災状況に関する情報については、地震発生2日後から、気仙沼市内の通行可能な範囲で、避難所の状況確認に出かけた当所の保健活動支援チームから随時入手したほかは、基幹病院である気仙沼市立病院や気仙沼市医師会から断片的な情報が入るのみであった。市郊外や南三陸町の状況はこの時点では全く分からず、発災5日後の3月16日になって先遣隊3人が南三陸町へ出向き、全壊した公立志津川病院の状況やニーズの把握を行った。

電気や通信が復旧してからは、多方面から舞い込む様々な要請に応えながら情報の集積・整理を行い、必要に応じて医療整備課と連絡調整を行った。

4月以降は、被災した医療機関の仮設による再開が相次ぎ、手続き面で復旧の遅れにつながらないよう迅速な現地確認や書類作成の援助など、申請者にできる限りの支援を行った。また、公立志津川病院が入院機能を移転する際は、移転先を管轄する登米保健所と連絡を取り合いながら、円滑かつ早期の開設に協力した。

一方、医薬品供給等については、道路網が寸断されていたことから当所は気仙沼市のみを対応し、南三陸町については登米保健所に対応を依頼した。医療用医薬品の供給については、3月14日に職員が管内卸売販売業者2社を訪問し、被害状況の聞き取りを行った。2社とも建物に被害はなく、発災直後から医薬品（麻薬も含む）の供給を行っており、基幹病院である気仙沼市立病院で使用している医薬品を中心に配送されていることを確認した。

一般用医薬品については、救援物資として厚生労働省等から提供されたため、気仙沼市の救援物資集積所に運び入れた。

DMA Tが救護所で処方する医薬品は、DMA Tが持ち込んだ医薬品のみで対応できない場合もあり、4月上旬にDMA T本部から卸売業者へ直接医薬品を発注できるシステムができるまで、気仙沼市立病院からの借り受けのほか、DMA T本部を運営する東京都や社団法人東京都薬剤師会が購入し、医療救護チーム交代の際に持ち込んで対応していた。医薬品の保管管理は、気仙沼市薬剤師会の薬剤師及び薬剤師ボランティアが行い、向精神薬については、紛失等防止のため当所でDMA T本部の鍵のかかる場所に保管してもらうようお願いした。

4月に入り、薬局も徐々に開局し始めると、DMA Tから災害時処方箋が発行され、使用方法



について気仙沼市薬剤師会、薬剤師ボランティア、保健所で打ち合わせを行った。

薬剤師ボランティアは、県との災害時における協定に基づき社団法人宮城県薬剤師会から派遣され、気仙沼市には、先遣隊として3月18日から7日間、社団法人東京都薬剤師会所属の薬剤師3名が避難所及び気仙沼市立病院、気仙沼市内DMAT拠点でのニーズ調査及び支援を行った。その後6月30日まで、30班延べ85人の薬剤師がボランティア活動を行った。保健所では、当初宿泊施設もないことから、第1班から第10班まで宿泊の受入対応を行うとともに、気仙沼管内の被害状況及び復旧状況説明を行い、引継に立ち会った。南三陸町では九州8県及び山口県、兵庫県、和歌山県、長野県、山形県等薬剤師会所属の薬剤師がボランティア活動を行った。

### 医療救護対策の検証

#### ◆保健福祉事務所、被災地の病院の被害状況に関する情報収集が困難であった〈計画とマニュアル〉

仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、東部保健福祉事務所（石巻保健所）など、地域の保健福祉事務所が被災したため、保健福祉事務所を通しての情報把握が困難であった。電話がつながりにくかったことから、保健福祉事務所との連絡は防災行政無線を、また、災害拠点病院からの情報収集はMCA無線などを活用して行われた。各病院に事前にMCA無線を配置していたことの意義は高い。しかしながら、病院や保健福祉事務所が被災した場合には、防災行政無線やMCA無線でも連絡が出来ないため、そのような場合にどのような通信手段で連絡をとるのかについては、今後、検討しておく必要がある。

宮城県は緊急医療情報システム（EMIS）に加入していなかった。県庁では災害拠点病院などの情報を県の救急医療情報システムを介して集約する予定であったが、同システムの停電及び地震により自家発電装置が故障したことにより機能しなかったため、MCA無線などにより情報収集を行った。また、県はEMISへの入力、閲覧が可能な状況にあったため、DMATの派遣情報のほか、県内の災害拠点病院の情報を代行入力し、被災状況の発信に努めていた。ライフラインの断絶によりEMISが使えない地域があったものの、EMISを通して、災害拠点病院の情報、医療関係者の派遣調整、物資支援などの情報が把握できていれば、より効率良く支援が実現されたと考えられる。

なお、県では、震災発生前は平成23年度当初からEMISへ再接続する予定で準備を進めていたが、震災を受けて作業が遅れ平成23年10月から再接続している。ただし、県内にはEMISに加入していない病院があることや、災害時に通信網が断絶しEMIS自体が機能しなくなる事態を想定した対策として、複数の通信手段の確保について検討を進めなければならない。

病院における食糧・物資・医薬品・医療資機材の支援ニーズや、看護師・薬剤師などの人的支援ニーズへの対応については、マニュアルなどで想定していた災害の規模を越える被害と、通信手段が限定された環境のもと、対応するスタッフ数にも限りがあり、膨大な支援要請に対応することが困難であった。支援ニーズを把握し着実に対応するために、災害時の通信手段の見直し、支援要請のための様式の策定、支援要請に対応するための情報フローを定めておくことが重要である。

#### ◆慢性期の患者の支援策が事前に検討されていなかった。医療救護所の設置基準を定めるとともに、医療救護班による被災者支援方法について具体的に検討を進める必要がある

〈資源（職員）〉〈県庁外部（DMAT・医師会など）との調整〉〈計画とマニュアル〉

災害発生直後の急性期の医療支援は、DMATによる支援を中心としたものであった。しかしながら、DMATの活動期間は災害発生後48時間程度を想定したものであり、今回のような長期に渡る医療救護班の派遣と受入体制については十分な準備がなされていなかった。

医療救護班の派遣は、県の大規模災害時医療救護活動マニュアルにおいては、被災地の保健福祉事務所のニーズ把握と要請に基づき行うことになっていたが、被災地の保健福祉事務所には、派遣ニーズ把握と要請を行う余裕がなかった。地域の医師会が中心となり医療救護班を編成し、避難所に救護所を設置して、被災者支援を行っていたところもあれば、外部からの支援が入り、ようやく救護所が設置されたところもあった。

今後は、一定規模の災害が発生した際には、自動的に救護所を設置するとともに、地域の医師会の支援を得て医療救護班を編成する、あるいは、外部の関係機関への派遣要請・受入体制を整える必要がある。そうした体制整備に向けて、今回の救護所の設置状況などを参考として、災害の規模に応じて想定される救護所数、設置場所をあらかじめ設定し、関係者で共有することが重要である。

#### ◆災害医療コーディネーターを通じた関係機関との連絡調整は有効に機能した<県庁外部との調整>

宮城県では平成21年3月に災害医療コーディネーター制度が設けられており、災害発生直後より、災害医療コーディネーターが災害対策本部において、患者の広域搬送や、外部からの支援の受入調整など、外部との支援調整に尽力していた。また、被害が甚大であり、エリア毎に対応が求められたことから、現地で調整にあたるコーディネーターを急遽配置した地域もあった。災害医療コーディネーター制度は、被災地の医療支援ニーズの把握、県との支援調整、支援に訪れた外部機関との連携調整において有効であり、高く評価される。今後は、県全域をカバーできるよう、災害コーディネーターの配置体制を検討することが重要である。また、入院患者の広域医療搬送調整は災害医療コーディネーターと、DMATの調整により行われた。県内の病院への患者搬送が中心であったが、人工透析患者については、県外に搬送された事例もみられた。災害時の患者の受入先を確保するためには、協力が必要だと想定される機関と、あらかじめ相互応援協定を結んでおくことが望ましい。

#### ◆外部からの応援受入・調整のシステムが必要であった<県庁外部との調整>

災害対応においては、県と災害医療コーディネーター、DMAT、東北大学医学部、赤十字などの外部組織との連携調整が不可欠であった。外部の関係者との調整のために、3月17日には災害医療対策本部が設置され、定期的な会合が開催された。また、東北大学医学部の支援により、災害医療支援室が設置され、そのイニシアチブにより関係者間の情報共有の同報メールが作られ、効果的に情報共有が行われた。

医療救護班や保健師の派遣要請・受入調整は、県が、被災地の保健福祉事務所、市役所・町役場・災害医療コーディネーターと協議のうえで行っていた。しかしながら、活動開始当初は、県が被災市町の情報を詳細に把握しているわけではなく、活動の重複がみられることもあった。さらに、被災市町での応援機関の活動情報を県に集約するための方策が事前に検討されていなかったことから、県域全体での応援状況を把握することが困難であった。今後は、市町に支援に訪れる応援関係者に対し、統一された様式を用いて情報提供を依頼するとともに、応援関係者から提供される情報を市町の災害医療コーディネーター、市町の行政機関、県に集約するような仕組みを構築する必要がある。

保健師の派遣要請については、全国知事会、全国市長会、全国町村会、相互応援協定締結先というように複数の派遣要請ルートが存在しており、それぞれの要請に応じて応援職員が被災市町に派遣された。災害

発生直後は、被災市町では、どの部署がこれらの応援職員を受け入れるのか、応援職員をどこに配置するのかなど、応援職員の受入体制が検討されておらず、受入対応に苦慮した事例もみられた。応援職員の受入体制についてもあらかじめ検討しておく必要がある。

看護師については、日本看護協会から災害支援ナースが派遣され、避難所の支援を行っていた。しかしながら、病院における看護師の派遣ニーズを把握するための方法が明確ではなく、必要であったにもかかわらず適時、適切な派遣が行われなかった。病院における人的支援ニーズの把握方法についても検討しておく必要がある。

**◆災害対策本部事務局（2階）と保健福祉部（7階）との連絡・調整方法を明確にする必要があった**

**＜県庁内部での調整＞＜指揮＞**

災害対策本部事務局（2階）では、県庁職員に加え、災害医療コーディネーター、DMAT など外部から応援要員により、支援情報の問合せ対応、物資などの支援調整、ヘリコプターの運用調整が行われた。一方、支援に関する意思決定は7階の保健福祉部において行われた。災害対策本部事務局と保健福祉部の情報共有方法については、適宜、伝令により行うこととしていたものの、情報伝達のタイミングは定められておらず、また、中には災害対策本部事務局内部において意思決定した方が迅速に対応できる事例がみられた。今後は、災害対策本部事務局と保健福祉部の担当業務の区分、情報共有方法、連携体制について事前に定めておく必要がある。

**◆歯科医療救護活動を他の医療救護活動と一体的に行う必要があった**

**＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞**

3月20日より歯科医療救護班による支援活動が行われた。歯科医療救護班の派遣地域や派遣人員等については、被災市町、保健福祉事務所からの情報に基づき調整することが想定されていたが、実際は、被災市町、保健福祉事務所とも県庁に情報を提供する余裕がなく、県が市町の状況を詳細に把握することが困難であった。このため、現地で歯科医療救護班として活動している歯科医師からの報告により、社団法人宮城県歯科医師会の支援を得て必要な支援内容を把握し、調整を行った。ただし、歯科医療救護班の活動は、他の医療救護班の活動とは別に行われており、避難所の状況や支援ニーズを独自に確認しなければならず、効率的ではなかった。今後は、歯科医療救護活動が、災害医療コーディネーター、DMAT、東北大学医学部、日本赤十字社などの外部組織と連携し、医療救護活動と一体的に行われるような仕組みを構築し、情報収集や支援活動を効率的に実施することが求められる。

**◆不足が想定される医薬品は厚生労働省に要請をしたが、福島県の原子力発電所の事故の影響で搬送が遅れた。さらに、ヘリコプターを用いての医薬品の搬送は天候に左右された**

**＜資源（物資）＞＜県庁外部との調整＞**

災害発生直後は、被災地の要請に迅速に対応するために、災害対策本部事務局に薬務課の職員を配置し、病院、医療救護班、市町の災害対策本部（関係部局と電話などでの通信が難しい市町）、自衛隊などからの医薬品の要請に対応していた。3日目以降は、宮城県医薬品卸組合の職員が薬務課に常駐し、県から卸組合に発注する体制に切り替えたことにより、迅速な対応が可能となった。

在庫が限られていた医薬品（医療用酸素、ダイアライザー、輸液など）や、津波の特殊性に配慮した医

薬品（破傷風トキソイドなど）は、不足することを予測して早い時期に厚生労働省や関係機関に対して支援要請を行っており、将来の課題を予測した対応ができていた。ただし、福島県の原子力発電所の事故を受けて、薬品の搬送が遅れるという想定外の課題もみられた。

被災地への医薬品の搬送は主にヘリコプターで行われたため、災害対策本部事務局のヘリコプター運用調整班と頻りに調整を行っていた。薬務課職員が災害対策本部事務局内に配置されたことにより、ヘリコプター運用調整班との調整は迅速に行われた。搬送に際しては、搬送先の病院・救護所などに、搬送日時を連絡していたが、ヘリコプターでの搬送は天候に左右され、さらに、自衛隊のヘリコプターの場合は受入側で誰かが待機していなければ荷降ろしが難しいなどの問題があり、要請があった場所に医薬品を届けることができない事例もみられた。ヘリコプターによる搬送が難しい場合に備えて、一定の備蓄を確保するとともに、ヘリコプター以外の搬送方法についても検討しておく必要がある。

**◆医薬品の集積所の必要性については、災害対策マニュアルに記載されていたものの、具体的な集積場所は事前に定められていなかった<資源（物資）><計画とマニュアル>**

医薬品の集積所は事前に定められていなかった。輸送ルートの方から高速道路のインターチェンジに近く、被災しておらず、大きなトラックを乗り入れることが可能であり、深夜の搬入に対応でき、ボランティアも泊ることができるなどの事情を考慮し、結果的に、富谷町の東北自治総合研修センターが集積所として活用されることになった。被災地に医薬品を迅速に届けるため、事前に集積所を定めるとともに、集積所における医薬品の管理・荷降ろし体制を検討しておくことが重要である。

(2) 保健活動

ア 保健師派遣・職員配置調整

被災市町の状況・要望を踏まえ、県の保健師を所属を問わず派遣するとともに、支援体制の強化のため、被災地の保健福祉事務所（保健所）への保健師の増員及び兼務発令、他都県からの長期派遣の受入れ等を実施した。

イ 保健活動支援

a 各保健福祉事務所（各保健所）からの情報集約と情報発信（3月11日から7月）

各保健福祉事務所・地域事務所の活動状況やコーディネーターからの情報を保健福祉部保健福祉総務課で集約し、部内各課及び各公所に電子メール、宮城県電子県庁共通基盤システムの活用、印刷物の配布等で情報発信を行い、部内の情報の共有化を行った。連絡手段が限定されており、部内各課でも情報が入りにくかったため、情報を提供したことは対応を検討するにあたって有効であったと考える。

b 災害時保健活動マニュアルの配布（3月11日から）

平成22年度に部内ワーキングを立ち上げ検討・作成した災害時保健活動マニュアルを、部内各課・室、各保健福祉事務所（各保健所）、市町村、派遣保健師に提供し、災害時保健活動の支援を行った。

各保健福祉事務所（各保健所）では、市町の課題を把握するため、要望がなくともコーディネーターとして職員を派遣するシステムを構築していたが、そのルールに基づき活動ができた。

c 被災者生活支援チームの立ち上げ（4月11日）

健康推進課及び疾病・感染症対策室を中心に、保健福祉部内関係各課との調整を行いながら避難所等における各種生活情報を一元的に収集・管理し、避難所等における課題の解決を図るため、保健グループ、栄養改善グループ、運動・リハビリテーショングループで構成する「被災者生活支援チーム」を設置した。

9月末までに関係課・室で14回の打合せ会議を開催し、情報共有を行いながら事業展開を行った。各グループでは、避難所等での課題を把握し改善の方向に動かすべく、必要な物品が手に入らなかったりすることもあったことから、今後は、災害対策本部事務局の避難所グループ・物資グループとの協働が必要である。

エ 保健師の派遣斡旋及び調整

保健福祉部医療整備課では、災害対策基本法第30条に基づき、3月13日付けで厚生労働省に保健師の派遣斡旋を要請するとともに、全国知事会に対し保健師派遣協力を依頼した。その結果、次の対応が取られた。

- ・ 厚生労働省健康局総務課保健指導室で一元的に調整し、被災県に派遣斡旋
- ・ 各市町の要請及び被害状況等をふまえて、派遣保健師を配置

また、3月31日厚生労働省に保健師追加派遣を口頭で要請したほか、4月12日、5月31日、8月11日に厚生労働省に保健師の派遣斡旋延長を再要請した。

発災後3日目となる3月14日に大阪市の保健師チームが岩沼市での活動を開始した。10月31日までに33都道府県から延べ22,273人（保健師14,727人 他7,546人）の派遣を受け、13市町2保健所1支所で活動を行った。

医療整備課では、厚生労働省及び派遣元都道府県との連絡調整、派遣先保健所・市町との連絡調整を行った。

当初は、派遣先が決定しないうちに派遣元都道府県から保健師チームが出発する状況だったため、保健師チームには一旦宮城県庁に立ち寄っていただき、当課から災害状況の概要説明のほか、災害時保健活動マニュアル、医療機関再開状況、現地までの道路状況等について情報提供し、現地に向かってもらった。受入側の体制が整ってきた時期からは、派遣先市町等の担当課・担当者等を情報提供し直接現地に向かってもらった。

派遣元の配慮により、保健師チームには、阪神・淡路大震災等大規模災害の保健活動経験者が含まれており、物心両面で市町や保健所の保健師を支え、保健活動全般にわたり適切な助言をいただいた。

保健師チームの主な活動は下記のとおりである。

a 避難所での健康・衛生管理

派遣先市町等の状況により避難所に常駐あるいは巡回して被災者の健康管理及び避難所の衛生管理を実施した。

外傷・感染症等の身体症状やこころの問題の有無、服薬治療者の残薬確認など、医療支援の必要な被災者を把握し医療チームや心のケアチームにつないだほか、高齢者の排泄介助や嚥下困難者への食事確保など直接的な支援を行った。また、避難所内に健康相談場所を設置し、随時被災者の身体面や心の健康相談を行うとともに、手洗い励行のポスター作成や感染症予防、エコノミ

ークラス症候群予防等の健康教育を行った。

避難所内の被災者のみならず、自動車内で寝泊まりしている被災者に対しても同様の活動を行った。

ライフラインの障害により、多くの避難所では水が出ずトイレの衛生状態の保持が困難だったため、手洗い場の設置や汚物処理等衛生面の指導に力を入れた。手洗いの励行や、手指消毒薬の使用法の周知など感染症予防活動を行い、インフルエンザや胃腸炎の発生時は、隔離室の設置等により避難所内への蔓延を予防した。

b 在宅被災者の健康調査・健康相談

市町や保健所、各種団体等と連携して在宅被災者を個別訪問し、被災者の健康状態を把握するとともに健康相談を実施した。把握された要支援者に対しては、医療チームや心のケアチームの診療に引き継ぐなど、適切な情報提供を実施した。

c 応急仮設住宅入居者の健康調査・健康相談

応急仮設住宅への入居開始後は、市町や保健所、各種団体等と連携して仮設住宅を巡回し、被災者の健康状態把握及び健康相談を実施し、医療チーム、心のケアチームの診療に引き継ぐなど、適切な情報提供を実施した。

d 市町事業等への協力

通常業務が再開された時期には、乳幼児健診等の実施・運営に協力した。また、被災者の健康状態のデータベース化、保健活動の計画づくり等へ協力した。

オ 看護師の派遣調整

公益社団法人日本看護協会、社団法人宮城県看護協会、公益財団法人結核予防会、財団法人宮城県成人病予防協会、財団法人宮城県対がん協会、財団法人宮城県予防医学協会から災害支援ナース等の派遣を受け避難所、福祉避難所等における避難者の健康管理、衛生管理等の支援を実施した。

- ・ 3月22日に公益社団法人日本看護協会災害支援ナースが活動開始
- ・ 7月1日に派遣終了

カ 熱中症予防対策

多数の被災者が集団で生活する避難所は、室内温度が上昇しやすい環境にあり、また、十分な空調設備が整っていないところもあることから、熱中症の発症が危惧された。このため、災害対策本部事務局において、全国の関係団体及び企業等から提供していただいた冷蔵庫、扇風機、熱中症対策グッズ（冷却シート、ウエットティッシュ等）、飲料水などを、市町村からの要望に応じて各避難所に配布した。また、被災者に熱中症の予防を呼びかけるため、ポスターを作成したほか、市町村を通じて、環境省作成の各種リーフレットや、全国の関係団体及び企業等から提供していただいたチラシ、熱中症計、温湿度計を各避難所に配布した。さらに8月には、各避難所に直接出向いて注意喚起を行った。

これらの対策を講じた結果、7月11日から9月4日までの県内避難所等における熱中症搬送人員は、避難所1人、応急仮設住宅8人であった。

キ 各保健福祉事務所（各保健所）の対応

a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

市町のみでは対応困難な状況にある避難所（二次避難所を含む）に保健師等を派遣し、市町と

連携しながら健康調査や巡回健康相談を行い、避難者の健康状態の確認や医療的ケアが必要な人の把握に努めた。そうした状況を踏まえ、市町の要望事項を確認しながら、保健指導・健康教育等を実施した。

- i 大河原町 [総合体育館（はねっこアリーナ）] 3月16日から22日
- ii 丸森町（旧筆甫中学校） 3月17日から4月12日
- iii 角田市 [総合保健福祉センター（ウエルパークかくだ）、婦人研修センター]  
3月25日から4月5日
- iv 川崎町（青根温泉旅館等） 5月6日から8月10日
- v 蔵王町（遠刈田温泉旅館等） 5月10日から7月12日

b 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

他県派遣保健師との支援体制調整、避難所での健康相談体制整備を行ったほか、多賀城市の避難所での健康相談への従事、塩竈市保健師会議への参加など、管内市町に出向き、状況把握・情報共有・災害時保健活動の支援を行った。また、在宅の被災者の把握等、在宅者も視野に入れた活動を行った。

このほか、避難所及び応急仮設住宅での健康イベント（からだプチチェック）の実施（山元町5月から10月）や、ハイリスク者支援、特定高齢者健康調査を実施した。

なお、地震発生後6か月を目前とした9月8日、現場の第一線で活動してきている、管内13市町村の保健師に当所から呼びかけ、被災後はじめて一堂に参集いただき、被災後から現在までの活動状況、今後の予定・計画等に関する意見交換を行い、現状認識及び今後の方向性等について情報を共有し、今後も市町村と当所が連携・協力しながら、管内の地域保健分野における復興を進めていく旨を確認した。

他県派遣の保健師等の協力も得て、6月までに管内のほとんどの応急仮設住宅入居者の健康調査を実施し、要支援者のリストアップ等を行った。また、その後は、市町村との連携のもとで、リハビリ支援部門や栄養支援部門等を中心に、必要とされる支援を精力的、継続的に実施している。

地震発生から10日目ぐらいには、避難者はもちろんのこと、支援者（消防団員、市町村職員等）への支援（メンタルケア等）が必要である。また、避難所、応急仮設住宅、被災地区それぞれの健康調査実施結果のまとめ及び要支援者へのフォローの実施方法、今後の保健活動方針が決まっていない市町に対する支援方法等の検討、さらに、応急仮設住宅に入居した高齢者に対する、閉じこもりや生活不活発病等への対応が課題となっている。

c 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

管内の市町を保健師・リハビリテーション専門職員が訪問し、避難所等の状況及び市町の支援ニーズの把握を行うとともに、当所が把握している情報の提供や助言等の支援を、「宮城県災害保健活動マニュアル」に基づき行った。また、避難所の炊き出し等の食品衛生状況の確認と指導を行った。

沿岸部における保健活動支援のため派遣された保健師の報告をもとに、被害が甚大な「気仙沼保健福祉事務所への支援のあり方」を保健福祉部保健福祉総務課に提案した。また、4月21日には、沿岸地域の保健福祉事務所の震災対応業務支援のあり方について、保健福祉総務課へ提案

した。

保健福祉総務課からの要請により、3月20日から4月9日にかけて気仙沼保健福祉事務所に保健師を派遣し、南三陸町を中心に保健活動の支援を行った。また、3月28日から4月30日にかけて東部保健福祉事務所に保健師等職員を派遣し、東部管内市町において保健活動や記録整理、連絡調整等の業務支援を行った。さらに、6月1日から6月24日にかけて仙台保健福祉事務所に保健師を派遣し、亶理町における津波被災地域住民調査及び応急仮設住宅健康調査の支援を行った。

東部保健福祉事務所兼務発令により、保健師及び栄養士各1人が、東部保健福祉事務所及び被災市町の保健活動・災害対応支援を行った（保健師5月1日から6月30日、栄養士5月16日から10月30日）。

d 北部保健福祉事務所栗原地域事務所（栗原保健所）

管内大規模避難所及び南三陸町からの二次避難者受入施設を保健師等が巡回し保健活動を行ったほか、被害が甚大であった気仙沼保健福祉事務所管内の支援ため、南三陸町に3月20日から9月27日にかけて保健師を派遣し、被災者の健康管理、感染症対策、町の保健活動の支援などを行った。同様に東部保健福祉事務所管内にも3月及び10月に保健師を派遣し支援を行っている。

e 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

登米市内の避難所の支援について登米市と役割分担の上、保健所では主に市民以外が多数避難した避難所を支援することで調整した。また、一部には、立ち上げから支援した避難所もあった。

南三陸町等から避難し、身体的不調や高血圧などの病気を抱える方に対して、避難所近くの診療所での受診を支援した。

被災直後は避難住民の中で不眠や不安の訴えや認知症で不穏となる者もいたため、健康相談でリストアップした要支援者には心のケアチームの診療を紹介し支援した。

登米市の設置運営した避難所等における保健活動（健康相談、健康調査、栄養調査、感染症予防対策、乳児・妊婦などハイリスク者への対応、エコノミークラス症候群及び生活不活発病対策等の啓発）の支援を実施した。

気仙沼保健福祉事務所及び南三陸町の保健活動を支援するため、南三陸町に保健師及び事務職員を派遣し、南三陸町の保健活動の調整、避難所運営指導及び避難者の健康管理等を行った。

f 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

合同庁舎・事務所の1階まで浸水し、庁舎内に閉じこめられた4日間は避難してきた地域住民の救護等に当たった。被災市町には3月18日から23日まで当所保健師・事務職等をコーディネーターとして派遣し、市町の被災状況の把握、避難所の感染症発生・予防対策、管内の医療情報の収集・提供等を行った。

3月23日以降は他保健福祉事務所等から保健師・事務職等の派遣を受け、当所職員と共に被災市町に対し保健活動（避難所の環境衛生改善対策、エコノミークラス症候群対策、栄養対策、福祉避難所設置の支援、二次避難に関する調整支援、乳幼児健診再開に向けた支援等）を実施した。所内体制としては保健所長を中心に各班の保健師等専門職で構成する所内横断的な「保健活動班」を整備して毎日ミーティングを開催し支援に当たった。



5月には他保健福祉事務所等から兼務となった保健師3名と当所保健師で市町担当制をとり、これまでの保健活動に加え、被災市町の災害時保健活動計画の策定支援を行った。市町への保健師等の派遣は6月まで継続したが、7月以降は、災害に伴う業務についても班の業務として行うこととし、「保健活動班」については技術総括を中心に継続し、福祉部門も加え定期的に（週2回）ミーティングを開催し情報の共有を図った。

市町への支援については、石巻市へは県外派遣保健師ミーティング、心のケアミーティング及びサポートセンター等打合せ会へ出席、東松島市へは情報収集を行いながらニーズに合わせた支援、女川町へは週2日程度の支援を継続していくこととした。

4月から9月までの間、大分県（公衆衛生医師、事務職）、石川県（公衆衛生医師）、東京都（公衆衛生医師や保健師等の公衆衛生チーム）、山形県（事務職）から保健所活動について支援を頂いた。

g 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

当初の保健福祉対策としては、発災2日後の3月13日から保健活動支援チームとして活動を開始した。気仙沼市内の避難所から巡回を始め、健康相談等に応じながら、健康調査を行った。

3月16日になって保健所長を含む先遣隊3人が南三陸町の現地調査を行い、そこで得られた情報等を踏まえて17日に所内で打ち合わせを行い、翌18日から、町の大部分が壊滅した惨状下にある南三陸町へ保健活動支援チームの派遣を開始した。保健活動支援チームは泊まり込み、その初期においては、2日から4日間のローテーションの体制を組んで対応した。

南三陸町では、3月18日に香川県保健師チームが活動を開始して以降、高知県、熊本県、兵庫県のほか、本県派遣の保健師チームなども順次加わった支援活動が行われていたが、情報の一元化や役割分担等の必要性が高まっていた。また、対応に追われていた医療ニーズもさることながら、本来の保健福祉活動に重点を移していかなければならない状況もあり、3月22日に保健所長も加わって南三陸町の保健師と打ち合わせを行い、当所の町への支援方針を確認した。方針の内容は、保健師チームの受入体制や指揮系統が皆無の状態であったことから、気仙沼保健所は全面的に支援するというもの。この基本方針により徐々に情報の一元化が図られて課題が見え始めるとともに、一応の指揮系統ができて保健活動が具体化してきた。また、当初の活動拠点は、他自治体から提供されたテントであったが、3月末には南三陸町役場の仮設庁舎にあらたに設置することができ、スペースと機能が広がったが、町民の保健福祉に関する基礎的な資料・データはすべて津波で失ってしまい前途は多難であった。

気仙沼市では、ボランティアの医療者が集まる在宅医療チームと、他県の保健師等が集まる巡回健康相談チームから構成される「気仙沼巡回療養支援隊」が3月25日に発足し、被災地区で取り残された孤立高齢者、障害者、母子など、要援護者を把握するため個別訪問活動が開始された。当所はそのミーティングに参加しながら、医療以外の支援が必要と判断されたケースを関係機関につなぐなど、外部支援者と地元関係機関との連携調整、巡回健康相談チームの活動の調整や情報提供など、巡回療養支援隊の活動支援を多岐にわたって行った。また、市内の避難所支援に入っていた他県保健師やボランティア看護師等の情報交換の場の設置に向けての支援や、応急仮設住宅の健康訪問調査の活動調整を行うなど、気仙沼市の保健活動全般への支援も継続して行った。

4月以降保健福祉支援の対象者は、1次避難所から市町外などの2次避難所へ、その後応急仮設住宅入居者へと変遷していった。活動内容も感染症対策から、栄養対策、心のケア対策、生活不活発病対策、夏季の熱中症対策などと対応の重点も変化していった。

7月の人事異動に伴い、保健活動支援チームメンバーにも交代があったが、当所の保健活動支援チームが中心となって、気仙沼市及び南三陸町の保健師・栄養士らと連携しながら、市町の災害時保健活動計画の策定をはじめ、被災者の健康管理、感染症発生予防、住環境の調整などについて技術的助言を行うなどの支援を行うとともに、交代で支援に入る派遣職員、組織ボランティアチームに対する活動調整を行い、業務に一貫性を持たせ円滑化を図るなど、ニーズに応じた臨機の対応を行った。

### 保健活動の検証

#### ◆避難所・応急仮設住宅・在宅の被災者支援においては、策定中であった宮城県災害時保健活動マニュアルが活用された<計画とマニュアル>

避難所・応急仮設住宅・在宅の被災者への支援提供においては、策定中であった宮城県災害時保健活動マニュアルが活用され、効果的であった。また、避難所の環境評価、栄養指導、応急仮設住宅・在宅の被災者支援などは、外部からの支援を得て保健福祉事務所の下で実施された。今後は、今回の災害対応の経験を踏まえて避難所、応急仮設住宅・在宅の被災者支援のあり方を見直すとともに、今回実際に活用された調査票などを整理し、それを反映したマニュアルを早急に完成させ、関係者に周知することが必要である。

#### ◆応急仮設住宅入居者の健康調査は、市町の保健師・県外からの応援保健師との調整により効果的に実施された<資源（職員）><県庁外部との調整>

応急仮設住宅の入居が始まると、県の保健師は市町の保健師や県外からの応援保健師とともに、応急仮設住宅への訪問健康調査を全戸網羅的に実施した。また、被災者への支援実施に際しては、調整を担当する保健師と、被災者訪問を行う保健師というように役割分担を定めた対応がとられた。

災害対応においては、県、市町の職員に加え、外部からの応援職員も対応に関わることから、これらの人員の効果的な配置と連携方策をあらかじめ検討しておくことが重要である。特に、災害時の連携・調整においては、地域に詳しく、高齢者支援や健康増進などにおいて経験豊かな保健師を調整担当として位置付け、調整における業務内容を明確化し、その人材育成に取り組むことが有効である。

#### ◆気仙沼保健福祉事務所では、県内他事務所などの協力を得て被災地で継続した保健活動を実施した<資源（職員）><県庁内部での調整>

気仙沼保健福祉事務所は、被害が甚大であった南三陸町を管轄していたことから、南三陸町での保健活動は気仙沼保健福祉事務所の保健師の支援により行われた。しかしながら、南三陸町に保健師を継続して派遣したため、同様に被害が甚大であった気仙沼市内の保健活動にかかわる専門職が不足した。そこで、県主務課に対し、県内保健師の兼務派遣を2人要請したものの、県内でも、通勤や家庭事情などの事情により、遠隔地で勤務可能な保健師が不足したため調整が困難であり、派遣された職員は1人の

みであった。

保健師は災害時に人員不足が想定される専門職であり、なかでも、長期にわたり被災地で保健活動に従事できる保健師を確保することは難しい。このため、特定の自治体と相互応援協定を締結しておく、あるいは、厚生労働省と保健師の長期派遣について協議しておくなど、事前の体制づくりが重要になる。また、被害の程度に応じて、保健福祉事務所の役割分担、保健師の勤務体制を臨機応変に見直し、対応できるように、県全体での事前の支援体制の構築の検討が望まれる。

**◆気仙沼保健福祉事務所は、積極的にミーティングに参加して関係機関と情報交換を行い、互いの活動を補完する形で支援を展開していた<県庁外部との調整><県庁内部での調整>**

気仙沼市では巡回療養支援隊（医療チームと保健チーム）が市内の在宅の被災者への対応を中心に、家庭訪問による健康課題の把握や当面の医療支援を行っていた。気仙沼保健福祉事務所の保健師は、ミーティングに参加する、あるいは、避難所を支援している他県からの応援保健師などとの情報交換を行い、それぞれの活動を補い合うことに努めていた。南三陸町では、毎朝医療チームと保健チームが集まったの全体ミーティングが行われており、その終了後に保健チームのミーティングが行われていた。また、週一回、保健活動を振り返り、今後の支援のあり方について検討できるように保健活動定例ミーティングを行っていた。このように定期的なミーティングを開催する、あるいは積極的にミーティングに参加したことにより、関係者と情報を共有することができ、円滑な保健活動を実施することができていた。

(3) 地域医療機関の復興支援活動

ア 地域医療復興検討会議の設置

a 検討会議の構成

i 全体会議

国立大学法人東北大学大学院医学系研究科長・医学部長，同大学病院院長，同大学大学院歯学研究科長・歯学部長，社団法人宮城県医師会長，社団法人宮城県歯科医師会長，社団法人宮城県薬剤師会長，宮城県看護協会会長，宮城県医療顧問及び宮城県保健福祉部長，以上9人

ii ワーキンググループ

11人（全体会議構成団体の副病院長，副会長等）

iii 地域部会

3部会（気仙沼，南三陸，石巻地域） ※地域の医療関係者各10人前後

b 検討内容

i 短期的課題

- ・ 避難所や応急仮設住宅における生活の長期化に対応した医療活動（仮設診療所の設置，入院（仮設）病床の確保等）
- ・ 医療従事者の流出防止対策
- ・ 医療機関の早期再開に向けた対策

ii 中・長期的課題

- ・ 自治体病院等の統合・再編等による医療資源の再配置（集約化，機能分化等）

- ・ 地域医療連携体制の構築・強化  
（病病・病診連携，在宅医療充実，連携システム構築・医療人材確保に向けた対策）

c 検討経過

- 5月18日 第1回全体会議，ワーキンググループ（合同開催）
- 5月24日 第1回石巻地域部会
- 5月26日 第1回気仙沼地域部会
- 5月31日 第1回南三陸地域部会
- 6月22日 第2回ワーキンググループ開催
- 6月30日 第2回全体会議
- 7月12日 第2回石巻地域部会
- 7月26日 第2回気仙沼地域部会
- 8月4日 第2回南三陸地域部会
- 9月15日 第3回全体会議，ワーキンググループ（合同開催）
- 9月20日 地域医療復興の方向性取りまとめ

イ 民間医療機関に対する支援の実施

緊急的医療機能回復に向け，8月9日の宮城県地域医療推進委員会において地域医療再生臨時特例交付金15億円を活用した民間病院，診療所，薬局に対する再開・復旧支援を決定（8月補正予算）。

a 国の第一次補正予算等による補助対象外経費（医療機器等）等の支援

支援対象：二次救急病院・災害拠点病院・県薬剤師会営業局等

b 被災した医療機関の再開・復旧支援

支援対象：各種補助制度の対象とならない医療機関

ウ 地域医療人材流出防止に向けた取り組み

雇用基金を活用した地域医療人材確保事業の募集を開始（7月1日から）

・ 事業概要

目的：震災で離職した医療従事者の流出防止，県内医療提供体制の回復及び復興

方法：事業を実施する医療機関等に対し，県から業務を委託し実施

予算額：473,000千円（平成23年度）

・ 委託事業内容

職を求める医療従事者を病院や仮設施設（診療所，薬局等），大学等で雇用し，医療の提供や医療従事者への研修指導，医学生等への教育，地域への保健指導等を行う。

エ 医療関連の支援物資・機材のマッチング

医療機器メーカーをはじめ各種団体・企業から申出のあった支援物資・機材について，支援を必要としている医療機関への橋渡しを行った。

被災医療機関と支援者を直接結びつけることで，復旧に必要な機材をスピーディーに供給することができた。半年間で機材や施設の提供を行った企業・団体数31社（8月末現在）。

(4) 感染症対策

ア 避難所向け注意喚起

東北大学大学院医学系研究科の協力のもと、避難所における感染症対策に関する資料及び啓発用チラシを作成し、3月18日、各市町村へ配付を行うとともに、県ホームページへ掲載した。

イ 衛生資材の配付

一般の流通経路から衛生資材の確保が困難な状況であったため、医薬品卸売業者の協力のもと、サージカルマスク50万枚、手指消毒薬約15万本、次亜塩素酸ナトリウム（消毒薬）約1,000本を確保し、3月18日から保健所を通じて避難所へ配付した。

ウ 避難所における衛生状況の巡回調査・指導

東北大学大学院医学系研究科と共同で、「避難所における感染症リスク対応チーム」を設置し、3月22日から延べ87か所の避難所を巡回し、避難所の責任者と意見交換しながら、感染症の発生のリスクを軽減するための指導を実施した。

なお、東北大学大学院医学系研究科の監修のもと、避難所における感染症対策として19項目にわたって調査を実施し、対応策について助言を受けた。

調査項目

- 1 ホールなどに大人数が収容されている
- 2 教室や部屋など個別に収容する場所がある
- 3 各家族同士の距離は1m以上離れている
- 4 水道水が復旧している
- 5 トイレは水洗で自動に流すことができる
- 6 トイレの清掃
- 7 調理者の手指衛生が可能
- 8 調理器具を洗うことができる
- 9 人数分の箸、コップ、皿など食器類
- 10 食器類を洗うことができる
- 11 換気扇や空調設備による換気が可能
- 12 構造上、避難場所の窓を開けることができる
- 13 避難者の健康状態を把握している人がいる
- 14 外部との連絡手段(電話・携帯)がある
- 15 石鹼の確保状況
- 16 速乾性アルコール手指消毒薬の確保状況
- 17 マスクの確保状況
- 18 消毒薬（亜塩素酸など）の確保状況
- 19 体温計の確保状況

エ 避難所サーベイランスの立ち上げ

避難所における感染症の発生に対して適切な対応を行うため、3月18日から急性呼吸器及び消化器感染症の患者発生数の把握を開始した。

集団生活の長期化及び疲労による免疫力の低下など、感染症発生リスクが日々増していることから、5月14日から国立感染症研究所感染症情報センターが開発した「避難所サーベイランスシステム」を活用し、避難所に係る感染症等症候群の把握を開始した。

## オ その他

今後の課題のひとつとして、断水が長期間続いたことから、水の無い中で何が出来るかを事前に検討する必要がある。

## カ 各保健福祉事務所（各保健所）の対応

## a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

管内市町に手指衛生、咳エチケットのポスターなどの感染症予防資料及び手指消毒薬、マスクなどの衛生材料を配布し、感染症予防対策に努めるよう依頼した。

## b 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3月中に市町村災害対策本部の衛生指導を実施したほか、地震発生後2週間で七ヶ浜町、松島町、利府町の主な避難所を巡回し、感染症予防対策啓発を実施した。また、5月まで避難所の衛生指導を行ったほか、塩竈市内の避難所での感染症防止対策を実施した。

感染症発生の防止のためには、避難所及び仮設トイレの衛生管理・予防対策を徹底する必要があるほか、避難所のトイレ（仮設トイレ含む）について、足が不自由等の高齢者が多く、和式トイレは使用不可能であるため、洋式トイレ（介護用）が必要である。

## c 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

3月18日から管内全避難所における感染症サーベイランスを開始し、10月末まで実施した。また、4月13日から10月末まで、二次避難者におけるノロウイルス集団発生への対応を行ったほか、管内全避難所において感染症サーベイランス（避難所の責任者などからの発生状況報告）を行った。

## d 北部保健福祉事務所栗原地域事務所（栗原保健所）

保健師が管内の大規模避難所を巡回し、衛生状態の確認、感染症予防に関する助言・指導を行うとともに、不足しているマスク・速乾性アルコール手指消毒剤を配布した。また、南三陸町からの二次避難者受入施設においても同様の活動を行った。

## e 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

登米市が設置した避難所の感染症対策として、避難所巡回による感染症生活環境アセスメントを実施するとともに、生活環境のアドバイス（虫、熱中症予防）や避難者への集団指導等により感染症予防対策について指導を行った。

感染症に対する避難所サーベイランス体制を整備し、登米市に対し定例の報告を求め、感染症発生時には発生状況と環境調査を実施し、感染拡大防止の助言指導及び要受診者の病院への受入れ要請、調整を実施した。また、衛生材料の手配・管理・配布を実施した（発生状況：ノロウイルス集団発生1件）。

保健所の結核対策として、登録中の患者について、震災により服薬中断の恐れがある3人のうち1人が中断していたが、訪問指導の結果、受診することにつながった。

南三陸町などの避難者を登米市内に受け入れた時には、次のiからiiの対応を行った。

## i 避難所開設支援（登米中学校）

避難所の健康管理や環境衛生などに必要と思われる物品の調達、避難所の設営（特に健康管理スペースの設置、トイレなどの流すための水の準備や消毒薬等衛生物品の設置、感染予防などのチラシの掲示）

ii 避難所の衛生管理

トイレの掃除、室内清掃、換気などのチェック・指導、調理従事者への手洗い等衛生指導、ゴミ分別、保管場所の管理・指導

f 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3月に全避難所のリスクアセスメントを実施し、避難所トイレ衛生化計画を策定した。4月からは避難所の衛生状態の改善のため、避難所清掃キャンペーンを実施した。その後も避難所を定期的に巡回し衛生指導を行うとともに、手指消毒剤やマスクなどを配布した。

避難所における感染症サーベイランスは、3月18日から5月13日まで2項目について医療救護チームのアセスメントから情報を探知した。5月16日からは避難所の責任者向けに避難所サーベイランスマニュアルを作成・配布し、呼吸器・消化器症状など10項目について報告を受けた。報告人数が多い項目については、随時現地確認・指導などを東京都派遣職員（公衆衛生医師）の協力を得て実施し、感染症の集団発生には至らなかった。併せて、その情報をもとに「感染症情報（避難所版）」を毎週作成し管内市町を通じて避難所へ配布した。また、破傷風や麻疹、レジオネラ等の感染予防に関し、リーフレットを作成し管内市町へ配布、石巻ラジオで放送するとともに当所ホームページに掲載し啓発活動を行った。

結核登録患者については、結核登録者情報システムやビジブルカード・申請書類などが水没したため、まず、ビジブルカードを作り直し、自宅や避難所を訪問し、安否確認と治療継続のための支援を実施した。

g 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

感染症の発生を早期に把握するため、保健活動支援チームの活動による情報収集とともに、避難所での感染症サーベイランスを導入し、3月18日から5月13日までは、呼吸器や消化器に症状がある人数（県内共通）、5月14日からは、さらに詳しく年齢別感染症の発生人数（全国共通）を各避難所から報告を受けて情報集約する体制をとり、流行調査及び避難所に対する感染拡大防止対策の指導を行った。

この報告は、医師の確定診断は必要ないが、避難者の健康状況の把握をする者が必要で、避難所数の多さから全避難所を巡回し確認することは困難であり、おおむね100人以上が避難する看護職や行政の職員が常駐する避難所に限定し実施した。地震発生当初は環境が整わず、感染症発生の危険が高い発災直後から約2週間の把握はできなかったが、3月下旬から4月下旬まで、急性呼吸器疾患（インフルエンザ含む）や感染性胃腸炎の発生が確認され、被災者に感染防止策の情報提供を実施した。また、避難所の衛生状況の確認と改善支援のために、3月23日から3月31日まで、市町が把握している全避難所を確認し（感染症生活環境アセスメント）、東北大学等の専門医の協力を受けながら、6月まで必要な避難所の巡回指導を行い、アルコール手指消毒剤やマスク、液体せっけん、次亜塩素酸などの感染防止のための物資の配布を実施した。従来の定点医療機関（7か所）での感染症発生動向調査は、3月21日から順次再開し、5月16日には5か所が再開した。

結核の発生数は、半年間で昨年1年間の発生の倍以上となり、うち避難所での発生は4件あったが、接触者の健診と保健指導を順次実施し、集団発生には至らなかった。

総合的に、感染症の届出は被災前に比較して増加し、特に被災直後の感染症胃腸炎は多発した

ものの散発的な発生であり、二次感染による集団発生はくい止められた。

### 感染症対策の検証

#### ◆より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策が必要であった

##### ＜計画とマニュアル＞＜資源（職員）＞

本災害においては、津波により沿岸部の保健所が被災し、燃料が不足し、電話やインターネットなどの通常の通信手段も機能せず、災害発生直後は、津波による被害を受けた地域の感染症の発生情報を把握することは困難であった。その後、東北大学や国立感染症研究所との連携により、避難所の基礎情報（入所者・避難所の生活環境）の収集が行われた。また、大学と協力して避難所における集団生活において、感染症が発生することなく生活を続けるための方策や、手指消毒の方法などについて避難所を巡回して、指導・助言が行われた。本災害において、国立感染症研究所により新たに構築された避難所における感染症サーベイランス（以下「避難所サーベイランス」）のシステムについては、現場への負担軽減策などの対策を講じたうえで、今後の災害においても適応させることが重要である。また、避難所サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておく必要がある。

本災害においては、感染症が発生した場合、必要に応じて感染症対策の専門家と連携し、対応がとられた。避難所において大きな集団感染が起きた事例はなかったものの、避難所という閉鎖された空間に多数の人が生活し、断水し、衛生環境が良くない状況においては、感染症がまん延するリスクが高くなるため、手洗いやトイレの水がない中で感染症を防ぐための方策を、あらかじめ検討しておくこと、また、そのために必要な衛生用品についても事前に準備しておくことが必要である。

本災害においては、インフルエンザ予防や消毒の仕方、感染症予防のチラシやポスターなどが、必要に応じて避難所に配布されるというように、流行が想定される感染症の対策が周知されていた。今回の災害対応において作成されたこれらの資料を整理し、今後の災害対応においても活用できるようにしておくことが必要である。

#### (5) 食生活改善対策

##### ア 避難所における栄養ケア

##### a 保健所職員による巡回（3月12日から）

避難所の食事・栄養状況を把握し、これを改善するため、保健所職員（管理栄養士）が市町村や避難所を巡回し、必要な支援を行った。

##### b 活動要領などの作成

- ・ 避難所での食生活改善に係る活動を迅速かつ適切に実施するため、「被災者の栄養・食生活支援活動要領」（4月1日付け部長通知）を市町村及び保健所あて通知し、支援体制を確立するとともに被災者の健康確保を進めた。
- ・ 「避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量について（4月21日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病室事務連絡）」に基づき、避難所における栄養管理の目標や食事提供の留意事項を示した「避難所の食事提供に係る栄養管理の適正な実施に



について（4月27日付け部長通知）」を市町村及び保健所あて通知した。

以降、この通知に基づき栄養量、献立作成、衛生管理などについて市町村や避難所での支援を行った。

イ 避難所の食事状況調査

各保健所経由で避難所の食事状況が良くないとの情報が入ってきていたため、避難所での食事の提供状況や提供される食事の栄養評価、必要な支援などの現状を把握し、栄養改善の対応を図ることを目的とした調査を7回実施した。また、調査結果に基づき避難所を運営する被災市町へ必要な助言を行った。

- a 調査方法：避難所の運営責任者などからの聞き取りによる。
- b 調査対象：第1・2回調査は沿岸部市町の全避難所、第3回以降は避難者が50人以上の避難所
- c 調査項目：食事の内容（献立、量）、食事の回数、個別配慮の状況 など
- d 調査者：管理栄養士（県職員、市町職員、他自治体派遣職員、社団法人宮城県栄養士会）

【調査期間等】

	調査期間	調査箇所数
第1回	4月1日から4月12日	332か所
第2回	5月1日から5月20日	241か所
第3回	6月11日から6月20日	49か所
第4回～第7回	7月11日から7月20日 (以降、10月まで毎月11日から20日)	33か所

ウ 管理栄養士等の派遣

- a 他自治体からの派遣（3月31日から）

3月12日以降、市町の状況を踏まえて、管理栄養士などの派遣要望について厚生労働省あて情報提供し、派遣調整を行った。3月31日から管理栄養士などの派遣が開始され、以後9月まで10都道県2市から延べ約530人の派遣を受けた。

派遣先は石巻保健所、石巻市、気仙沼市、東松島市、亘理町、南三陸町。

- b 関係団体からの派遣（4月4日から）

社団法人日本栄養士会から管理栄養士等派遣の支援を申出る通知を受領した（3月23日）。4月4日から同会及び社団法人宮城県栄養士会の管理栄養士等の派遣が開始され、9月までに延べ約620人が健康推進課、岩沼市、気仙沼市、石巻市、女川町、山元町で食生活・栄養支援活動を行った。

エ 関係者間の調整

関係者間での情報共有や活動方針について検討するため、保健福祉部健康推進課、保健所、市町、社団法人日本栄養士会などの参加による栄養改善活動の打合せを必要に応じて開催した（4月1日から）。

オ 各保健福祉事務所（保健所）の対応

- a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

3月14日から管内の給食施設の食事提供状況を確認したところ、非常時の備蓄食品（3日分

程度）の提供に切り替えていた施設が多かった。しかしながら、ライフラインの復旧が長期化されることが予想されたため、当初は1日3回提供を予定していたが1日2回提供に変更せざるを得ない施設があり、栄養不足が生じていた。そのため、施設の在庫量を定期的に確認するとともに、経管栄養剤、栄養補助食品の不足に対しては、施設が燃料不足で稼働できない状況にあったことから、逐次配送を行った。また、各避難所の食事提供状況についても3月14日から定期的に確認し、必要に応じて市町に対し栄養補助食品などを提供するとともに、献立や炊き出しへの助言などを行った。二次避難所についても個別の栄養相談・巡回指導を行った。さらに、食中毒予防等の指導も行い、また、その発生を未然に防止した。

4月4日から8月5日にかけて仙台保健福祉事務所の応援保健所として、名取市、岩沼市、山元町を担当し、特に山元町で応急仮設住宅居住者の栄養状況調査を行い、改善対策の検討、支援を実施した。

b 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3月中に避難所の食事提供に係る栄養指導を実施し、発災から2週間で岩沼地区の老人施設を中心に給食提供状況を確認したほか、病院及び老人施設などの「栄養関係の現況調査」を電話で確認した。

管内の被災した特別養護老人ホームから、管内外他施設への一時避難受入などに係る調整・支援等を実施した（～4月上旬）ほか、経腸栄養剤など、栄養補助食品の支援物資を施設へ提供した。また、避難所食事状況、栄養関連ニーズ調査を実施した（3月から7月に月1回実施）ほか、応急仮設住宅入居者の食環境調査（山元町）への協力を行った（6月から10月）。

栄養関係者情報交換会を開催（2回）したほか、栄養・保健ミーティングを実施し、情報共有を図った。

c 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

保健福祉部健康推進課からの要請により、4月11日から7月14日にかけて東部保健福祉事務所に栄養士を派遣し、避難所の栄養状況調査の支援を行った。また、5月19日から5月27日にかけて、管内の避難者10人以上の二次避難所（28か所）において、食事状況、食品衛生状況の調査を行った。

d 北部保健福祉事務所栗原地域事務所（栗原保健所）

管理栄養士、食品衛生担当職員が管内の大規模避難所を巡回し、避難者の栄養補給状況・食品衛生状況の確認、食生活等に関する助言・指導を行った。また、南三陸町からの二次避難者受入施設においても同様の活動を行った。

e 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

避難所対応としては、4月から各市町と連携し、避難所における栄養・食事状況に関する調査を毎月行った。この栄養・食事状況に関する調査結果をもとに、栄養バランスを考慮した食事となるよう、市町とともに避難所で提供する食事内容について検討し改善を図ったほか、避難所へ弁当提供している業者に対し弁当の内容について指導を行った。避難所、物資配送拠点、住宅避難者の食料配給拠点など食品衛生監視員と連携し衛生指導を行った。また、調査の実施や被災者への栄養相談の実施のため、宮城県栄養士会や社団法人日本栄養士会からの市町への支援について、調整を行った。

給食施設への対応としては、3月中に給食施設の被災状況及び食事提供状況の確認を行った。さらに、5月中旬から他保健福祉事務所から兼務となった栄養士1人を加え、病院、介護保険施設等の給食施設に対し栄養補助食品などの配布を行った。

6月からは、給食施設における災害対応の体制整備を検討するため、介護保険施設、学校、保育所、社会福祉施設、病院及び事業所への被災状況調査を実施した。

f 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

i 避難所対応

3月中は、管理栄養士、食品衛生担当者が避難所を巡回し、食事の提供状況や炊き出し場所の衛生状況の確認を行い、助言を行った（延べ19か所）。

4月以降、徐々に登米市内に南三陸町民の二次避難所が増加したことから、登米市と避難所の栄養管理体制について検討し、登米市が臨時雇用した避難所調理補助員、栄養士に対して、献立作成や衛生管理に関する教育を行った。

6月には暑さ対策の一環として、食中毒予防の啓発普及をするため、登米市栄養士と全避難所を巡回し、防虫対策や食品の温度管理の徹底、調理後提供までの時間の短縮などについて助言を行った。

ii 給食施設対応

管内給食届出施設（53施設）の被害状況及び食事提供状況の確認を電話及び現地調査により実施するとともに給食提供に関する相談に対応した。

老人福祉施設、病院等の給食施設に栄養補助食品や経腸栄養剤、飲料水、アルファ米、消毒薬等の配布を行った。また、給食施設の復旧による完全給食の開始に伴い、管内学校給食施設（13施設）の巡回指導を行い、衛生面などの指導を実施した。

iii 気仙沼保健所支援

保健福祉部健康推進課からの要請により、4月は、南三陸町の支援に重点を置き、活動を行った（支援日数15日、支援人員延べ29人）。

活動内容としては、他県派遣栄養士の調整や避難所における食事状況・栄養関連ニーズアセスメントの実施（避難所42か所）、民泊家庭、在宅被災者の食事状況調査（2地区）、支援物資状況調査などを実施した。また、調査結果などから被災者に対する栄養改善対策の検討を行った。

当所の管理栄養士1人が、5月1日から10月31日まで気仙沼保健福祉事務所兼務となり、同所に勤務し栄養活動を実施した。

g 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

被災者の避難生活の長期化が予想されたため、当所でも栄養指導担当者が、毎週実施された気仙沼市災害対策本部の炊き出し会議に気仙沼市の栄養士とともに参加して、提供量や味付けの濃さなどの調整を、配給が終了した7月上旬まで続けた。また、社団法人日本栄養士会による気仙沼市への支援にあたっては、避難所での栄養相談実施に関することなどについて調整を行った。南三陸町では、同町及び兵庫県や香川県、熊本県などから派遣された栄養士らとともに、避難所食事体制の整備などを、自衛隊炊事部隊が撤退した6月末まで行った。

一方、4月以降毎月1回、避難所の食事状況を調査し、取りまとめ結果は保健福祉部健康推

進課及び当該市町へ報告したほか、栄養補助食品などの物資を給食施設などに調整、配布した。また、避難所の炊事係や応急仮設住宅生活者からの栄養・食生活相談や食生活支援が必要な場合の要望に対し支援を行った。

栄養指導及び食品衛生担当者は、避難所及び避難所向け弁当調製施設へ日本栄養士会などの関係機関と合同で巡回するほか、独自に定期的に巡回し炊き出し及び弁当などについて衛生的な食品の取扱い、温度管理及び手洗いの励行などを指導し、食中毒防止に努めた。6月以降には管内の学校給食センターや福祉施設など給食施設に対し、災害対応状況を確認し、併せて栄養面の支援を行った。

これらの活動により、避難所内被災者全体の栄養状態悪化の防止や食事提供体制の改善が図られた。また、食品衛生担当者は、震災により被災した飲食店などの被害状況の把握と震災特例に基づく再建者へのアドバイス及び相談、消毒剤等の衛生資材の配布ならびに再建施設等に関する衛生指導を実施した。

さらに、気仙沼保健所管内食品衛生組合連合会と合同で例年よりキャンペーン会場を増やし、一般県民に対する食中毒予防啓発を実施した。

### 食生活改善対策の検証

#### ◆被災直後の避難所における食生活では、栄養バランスへの配慮に欠けることがあった。避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である〈計画とマニュアル〉

非常食では、水分とエネルギーの補給が優先されるが、避難生活が長期化する場合には、栄養不足や栄養の偏りが懸念される。本災害においては、社団法人日本栄養士会との調整により、4月4日から栄養士が避難所を巡回して栄養指導が行われていた。また、避難所の栄養状況の調査は、4月1日から、被害が大きかった13市町的全避難所を対象として実施された。調査の結果が、保健所及び市町に伝えられ、栄養バランスに配慮した物資の調達などに反映されたことは、避難者の健康維持に有効であった。

長期化する避難生活においては、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応が必要である。また、本災害において実施された避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、災害時の避難所調査実施方法や実施体制を検討しておく必要がある。

#### (6) リハビリテーション支援対策

##### ア リハビリテーション支援対策

発災後、各保健福祉事務所において、各管内における避難所などの状況把握が行われ、避難所などにおける環境調整や運動指導、補助用具の調整・提供などの支援要請があったことから、一般社団法人宮城県理学療法士会及び一般社団法人宮城県作業療法士会に対し、平成23年3月23日付けで保健福祉部より支援活動を要請した。

両県士会は、その要請に基づき、全国組織とも連携した支援体制を整え、平成23年3月24日よ

り支援活動を開始した。以降、13市町で、延べ1,312人（平成23年12月15日現在）の支援活動を実施している。

この支援活動に当たっては、各保健福祉事務所に配置されている理学療法士・作業療法士が、地域の実情を把握しながら、業務内容を調整、かつ両県士会から派遣されたマンパワーを有効に活用し、専門職の視点に立った被災者支援を行った。

リハビリテーション支援の具体的対応としては、次のとおりである。

a 避難所において

- ・ 環境調整
- ・ 福祉用具のニーズ把握及び提供
- ・ 機能低下防止のための集団運動指導
- ・ ADL・介助方法の指導
- ・ 摂食・嚥下障害への対応
- ・ 失言症への対応
- ・ エコノミー症候群予防指導

b 応急仮設住宅等において

- ・ 環境調整
- ・ 機能低下防止の為の集団運動指導
- ・ ADL・介助方法の指導や個別の運動指導
- ・ 各種障害への対応
- ・ エコノミー症候群予防指導
- ・ 福祉用具の提供

また、側面支援として、保健福祉事務所職員の増員や、災害派遣等従事者車両証明書の交付などについての調整を行った。

避難所から応急仮設住宅への入居に際しての住環境調整などについても、引き続き支援を行った。

今後の災害時の支援活動に当たっては、ニーズの把握方法や支援内容について事前に検討しておく必要があったと考えられる。

イ 福祉用具等の支援

発災後、各保健福祉事務所において各管内における避難所などの状況把握を行ったところ、使用していた福祉用具が津波で流出したため、福祉用具の提供を要望する声が数多く寄せられた。同時に、全国の関係団体及び企業などから、福祉用具などの提供についての支援の申出をいただいた。これを受け、健康推進課と長寿社会政策課との間で窓口などの調整を行い、リハビリテーション支援センターを物資調達・配布の調整拠点とし、各保健福祉事務所を通じて、施設や避難所において、福祉用具などを提供した。

リハビリテーション支援センターは、仙台市内に広い面積の建物を有していたことから、物資保管の役割も果たすことが可能であった。また、輸送の面で、災害対策本部事務局との調整が容易であり、必要な方へ必要な物資を適宜提供することができた。

平成25年4月には、リハビリテーション支援センターが名取市へ移転されることから、物資の保管・配布の拠点機能の確保が課題である。

## ウ 各保健福祉事務所（各保健所）及びリハビリテーション支援センターの対応

## a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

保健師、作業療法士等が管内の避難所を巡回し、エコノミークラス症候群の予防指導や福祉用具の調整などを実施した。また、二次避難所の避難者に対しても、市町と連携しながら運動リハビリスクリーニングにより実態調査を行い、その結果を踏まえて必要な指導やリハビリテーション支援を行った。

## b 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

松島町へのリハビリテーション支援必要数について、状況把握を行ったほか、通所リハビリテーションの再開状況について、電話確認を行った。

避難所を巡回し、リハビリテーション部門として支援活動を実施した（3月から5月まで、歩行不安定者の把握及び歩行指導、活動量低下予防のため運動指導、健康相談等、延べ76回）。

主にリハビリテーション支援の観点から、5月末から6月まで、住環境整備、福祉用具提案、物資提供等、応急仮設住宅での生活支援を延べ20回実施した。

仮設住宅入居者健康調査の際に、必要に応じてリハビリテーション面からも助言を行った（5月から6月まで、延べ6回）。

応急仮設住宅での健康イベント（生活動作チェック）（亘理町9月 延べ3回）や、名取市へのリハビリテーション支援を行った。

## c 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

4月15日から6月30日にかけて、二次避難者に対し、リハビリテーション相談や避難所生活リハビリテーションニーズ調査を実施するとともに、大崎市の事業とも連携してリハビリテーション支援を行ったほか、8月3日には美里町の応急仮設住宅の要支援者に対し、リハビリテーション支援を行った。また、5月8日から12日にかけて、東部保健福祉事務所からの要請により、リハビリテーション専門職員を派遣し、福祉避難所に対する支援を行ったほか、5月23日から10月31日にかけて、気仙沼保健福祉事務所からの要請によりリハビリテーション専門職員を派遣し、南三陸町の避難所や応急仮設住宅の要支援者に対するリハビリテーション支援を行った。

## d 北部保健福祉事務所栗原地域事務所（栗原保健所）

南三陸町からの二次避難者受入施設を巡回し、生活環境の調査を行うとともに、管内のリハビリテーション専門職員（作業療法士・理学療法士など）と連携して生活不活発病予防対策支援を行った。

## e 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

避難所などにおける生活不活発病の発症予防対策を支援するため、避難所運営におけるラジオ体操の実施などの啓発活動、生活不活発病チェックリストの実施、集団運動指導等を行うとともに、避難所などにおいて、日常生活を行いやすくするため、避難所の環境整備や福祉用具の活用を図った。

## f 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

4月より、各市町の依頼により、管内避難所の要援護者の活動性低下や身辺動作の困難さに対応し、環境調整への助言、福祉用具物資の提供を行った。

4月上旬から石巻市の避難所における要介護者の状況調査、深部静脈血栓予防のための検診を

県作業療法士会などとともに支援した。また、石巻市における福祉避難所の2か所（遊楽館、桃生農業者トレーニングセンター）の運営に関して、リハビリテーション関連団体の連絡会開催、各団体の活動調整、環境整備等運営に関する支援を行った。

2か所目の開設となった桃生農業者トレーニングセンター福祉避難所（4月29日開設）においては、開設前の計画、運営スタッフの確保、福祉用具物資の入手、施設整備の設置・配置、運営の調整を行った。

5月中旬からリハビリテーション支援センターから兼務となった専門職を加え、5月下旬より応急仮設住宅の入居が始まったため、管内2市1町の仮設住宅団地での移動や入浴動作などの相談に対応した。

7月から応急仮設住宅のバリアフリー化対応のため、東松島市と共同で、対象者の把握や福祉用具の設置方法などの対応策の立案、県作業療法士会ボランティアの活用による導入支援を行った。

g 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

当面は保健活動支援チームの理学療法士が管内を巡回して被災状況や避難所の支援状況を確認したが、4月初旬には、当所と県理学療法士会、県作業療法士会、気仙沼リハ・ケア勉強会とで第1回気仙沼圏域被災に関わる地域リハビリテーション支援活動情報交換会を開催し、両士会へボランティア派遣を要請した。

4月6日、気仙沼市、南三陸町においてそれぞれ「被災からの復興のための地域リハビリテーション支援チーム」を発足させ、9日から活動を開始した。また、6月13日からは県外のリハビリテーション関連10団体からの派遣支援も受け、これらの活動は9月30日まで行われ、当所は情報を共有しながら、円滑な支援が実施されるよう調整を行った。

これらの活動により、要援護者に対し、介護や福祉における各種サービスが被災前と同等に機能しはじめるまでの間、身体機能やADLが低下しないよう支援が行われたほか、身体機能が一時的に低下してしまった方を元の状態まで快復させる支援が行われるとともに、従来の地域リハビリテーション体制への移行が円滑に進んだ。

h リハビリテーション支援センター

昭和42年築の当センター建物は、被害のなかった部屋がないくらいほとんどの部屋で壁、柱に損壊を生じ、特に、理学療法室では天井からエアコンが宙づりとなり、梁に大きな亀裂が入るなど安全面が確保できた5月末まで使用禁止とした。

i 人材派遣：リハビリテーション支援班を中心に、リハビリテーション支援センターを挙げてリハビリテーションスタッフなどを派遣

- ・ 避難所支援（3月から9月：東松島市・石巻市・気仙沼市・南三陸町・亘理町・山元町）
- ・ 在宅訪問・個別支援・環境調整等（4月から9月：南三陸町・気仙沼市・東松島市・石巻市・亘理町・山元町・登米市・栗原市）
- ・ リハビリテーションボランティア活動のコーディネート（4月から9月：南三陸町・気仙沼市）
- ・ リハビリテーションスタッフ（理学療法士1人）兼務配置（5月から：東部保健福祉事務所）

- ・ 応急仮設住宅入居者支援（6月から：気仙沼市・南三陸町・東松島市・山元町・亶理町）
  - ・ 二次避難者支援（6月から：気仙沼市・川崎町・蔵王町・山元町）
  - ・ 保健福祉事務所支援（3月から）
- ii 福祉用具供給基地：一般社団法人日本リハビリテーション工学協会、日本生活支援用具・福祉用具協会（JASPA）会員などから多数の福祉用具提供を受け、当センターを基地として、杖、車いす、ベッドなどを被災地（避難所・施設・応急仮設住宅・在宅等）へ供給した（3月から1月）。
- iii リハビリテーション相談チーム派遣  
リハビリテーション支援関連10団体と連携した支援活動：①福祉的避難所（石巻市：5月から9月）②二次避難所（気仙沼市：6月から9月）

### リハビリテーション支援対策の検証

#### ◆リハビリテーション専門職については、厚生労働省に人的支援を調整する窓口がなく、民間の団体との調整により支援が行われた<県庁外部（国・民間団体など）との調整><資源（職員）>

県の行政機関（保健福祉事務所・リハビリテーション支援センター）には、理学療法士・作業療法士などのリハビリテーション専門職が23人配置されていたが、このスタッフで対応することは困難であった。厚生労働省にはリハビリテーション専門職の人的支援を統括する部署がなく調整が困難であったことから、民間のリハビリテーション関連団体との調整により専門職の支援を得た。

リハビリテーション専門職の受入れは、各地域の保健福祉事務所に配置されているリハビリテーション専門職により行われた。また、一般社団法人宮城県理学療法士協会・一般社団法人宮城県作業療法士会からの支援を得た。保健福祉事務所のスタッフで対応しきれない地域は、リハビリテーション支援センターと調整し、スタッフの増員が行われた。今回の教訓を活かし、災害時には外部からの支援を有効に活用する体制の構築が求められる。また、厚生労働省に対しては、災害時の人的支援調整のための窓口の設置など、災害時の対応を改善するよう働きかける必要がある。

#### ◆リハビリテーションに対する支援については、災害直後には、災害で被害を受けた福祉用具の提供が、その後は、避難所・応急仮設住宅における生活機能低下防止のための支援が求められた

##### <資源（職員）><県庁外部（民間団体など）との調整><計画とマニュアル>

災害発生直後は、津波により杖や福祉用具などが流された人への福祉用具の提供を中心とした支援が行われた。福祉用具の支援調整は、健康推進課とリハビリテーション支援センターにより行われた。また、リハビリテーション支援センターが、支援物資の集積拠点として活用された。

福祉避難所として活用された石巻市桃生農業者トレーニングセンターでは、東部保健福祉事務所の専門職員の調整の下で、理学療法士、作業療法士、リハビリテーション関係の民間団体などにより、生活機能低下を防ぐための支援が行われた。このように生活機能低下が想定される人に対し、施設・体制を整え、機能回復訓練を行った点については高く評価される。

特に、高齢者が多い地域では、災害後に長期化する避難生活において被災者の生活機能低下を防ぐための取り組みが重要になる。今回の取り組み事例を整理し、リハビリテーションの専門家・関係団体との連携



を図りながら、災害後の被災者の生活機能低下を防ぐための体制構築について検討する必要がある。

## （7）要介護者支援対策

### ア 福祉避難所

県では「災害時要介護者支援ガイドライン」を策定し、市町村に対し平時からの災害時要介護者支援に対する取り組みや、一般避難所及び福祉避難所における要介護者支援の取り組み等の手法を示していた。震災発生後、市町村から要介護者支援のうち、特に福祉避難所の設置・運営について多くの問合せが寄せられた。問合せの内容としては、「施設との協定をどう締結すべきか」「どのような経費が国庫負担の対象として認められるのか」などが多かった。

福祉避難所については、災害救助法が県内全市町村に適用されたことにより、国庫負担による財政支援を受けることが可能となったが、そもそも支援を受けられるという認識のない市町村も見受けられた。また、社会福祉施設及び福祉避難所における要介護者の受入に係る費用支弁等については、3月11日及び3月12日付けで厚生労働省から通知があり、各市町村に対し周知した。

震災発生前の県内市町村における福祉避難所の事前指定の割合（H22.3.31現在、消防庁調査）は、全国平均よりも高い水準にあり（35市町村中14市町で指定）、事前指定をしていたことからスムーズに受入れを進められた事例もあったが、事前指定をしても、福祉避難所となる施設自体の被災や、ライフラインの停止、物資の不足等により受入が困難になり、事前に想定していた受入れ人数を大きく下回った市町村も見受けられた。

一方で福祉避難所を事前指定していなかった市町では、震災後に急きょ対応したため、受入施設の調整等に手間取り、福祉避難所の設置までかなりの時間を要したケースも見受けられた。また、福祉施設以外の施設（体育館等）に看護師やヘルパー等のスタッフを配置し、福祉避難所として運営するなどの事例もあったが、人材が不足する等の問題が生じた。

このような状況の中、石巻市の遊楽館や桃生農業者トレーニングセンターは、福祉避難所として事前指定はされていなかったものの、発災直後に石巻赤十字病院等の医療現場や避難所からの要介護者の受入先として位置付けられ、県内外の医療やリハビリテーション関係者が連携して運営に当たり、要介護者のケアに大きな役割を果たした。

今後は、より迅速かつ適切に要介護者を受入れできるよう、平時から福祉避難所の事前指定を進めることはもちろん、指定した施設における物資等の備蓄や、災害時の人材の確保等について配慮することが重要である。

東日本大震災により福祉避難所を設置した市町村は35市町村中24市町村であり、福祉避難所の設置総数は152か所、福祉避難所に避難された方の実人数は合計2,299人となった（一部で実人数不明）。

福祉避難所の数の推移は、3月31日時点で134か所であり、その後7月1日で40か所、9月1日には12か所となり、11月10日ですべての福祉避難所が閉鎖された。

福祉避難所となった施設の種別としては、高齢者施設が100か所を超えて全体の2/3以上を占めた。これに対し、障害者施設向けの福祉避難所が10か所程度と少数であったことや、妊婦や乳幼児に配慮した福祉避難所が十分でなかった等の課題があった。

## イ 被災者受入調整

保健福祉部長寿社会政策課では、発災直後から被災施設の利用者の受入れについて、各施設や市町と受入れに係る調整を行った。避難所や医療現場における要援護高齢者の受入先の確保が課題となり、県の方針として、受入可能施設に対し、3月18日付けで最大限の受入れを、3月29日付けで最低限定員一割以上の受入れを要請するとともに、山形県等近県に応援を求め、受入先の確保に努めた。また、避難が長期化している福島県の避難高齢者の受入れについて申出を受付し、マッチングを行った。

被災者受入調整については、県が仲介したものでは5月2日までに在宅被災者を含めて338人(被災施設からの受入れ304人、在宅者の受入れ34人。また、県内での調整は185人、県外への調整は153人)を調整対応した。

なお、市町の行政機能回復とともに、受入れに係る調整は基本的には県が仲介せず市町と施設の間で行うこととした。

## ウ 高齢者福祉施設への支援

高齢者福祉施設から食料品やおむつ等衛生用品など支援物資の要請が多数寄せられ、これを受付し、災害対策本部事務局に対し物資の支援要請を行ったほか、個別に物資の提供申出があった場合については、超過受入をした施設に対し、災害対策本部事務局を通さず直接連絡し、支援物資の引き渡しに係る調整を行った。また、緊急支援物資の輸送車両等のガソリンや、施設の暖房用燃料など石油製品の供給不足について深刻な要請が多数寄せられ、災害復旧緊急車両（優先給油）書類の交付など可能な限りの支援を行った（4月10日までに計126枚交付）。

## エ 避難所等の介護支援

- 各被災市町において、保健師等（他県からの派遣等を含む）が各避難所を巡回し、健康や介護ニーズ調査を実施し、発災直後の混乱期のため大まかではあるが、避難所等での要介護者の把握が行われた。また、避難所生活の長期化が見込まれる中で、被災市町だけでは介護職員が不足し、他県等からの中長期的な介護職員派遣が必要となったため、他県〔厚生労働省経由\*〕及び介護関係団体に対して、避難所等への介護職員派遣要請を行い、派遣元と受入市町との調整を行った（8月2日までに、1都10県から計937人の介護職員の派遣を受け入れた）。

※3月18日、国から派遣要望提出について事務連絡があり、3月23日に電子メールで提出したもの（これに先立ち3月15日に国から各県に対して派遣依頼が出されており、国と本県でも派遣スキーム等の情報共有等行われていた。）。

- 避難所における介護等の提供調整を行うため、一般社団法人日本介護支援専門員協会、社団法人日本介護福祉士会、一般社団法人日本社会福祉士会等関係団体との連絡調整事務局を3月25日に設置した。さらに特定非営利活動法人災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード、独立行政法人福祉医療機構、全国社会福祉施設経営者協議会が5月17日に合流した（宮城県自治会館7月10日まで）。
- 3月17日から3月31日までに、一般社団法人宮城県介護福祉士会、特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会、公立大学法人宮城大学看護学部等関係団体に対し、避難所等の要介護者への支援について要請を行った。
- 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター、医療法人鉄蕉会亀田総合病院、

公益社団法人日本医療社会福祉協会等発災直後から避難所の介護支援に当たっていた民間団体と、市町との連絡調整を行った。

オ 介護保険制度の特例に関する対応

介護保険制度については、震災による緊急避難的な対応が求められる中、介護サービス事業者や関係市町の負担に直結するものであることから、介護報酬の取扱いや基準の運用等について迅速な情報提供が必要であったため、3月16日に必要な情報をホームページに掲載し情報提供を行った。

カ 支援物資への対応

日本赤十字社、社団法人日本福祉用具供給協会など、県内外の団体等からの車いすや介護用ベッドなど福祉関係用具等の寄贈の申出の受付、要望の取りまとめ、調整等を行い、施設など寄贈先との調整を行った。

キ 災害復旧事業等震災関連事業予算に係る対応

老人福祉施設等の災害復旧事業、介護サービス事業所・施設等復旧支援事業、地域支え合い体制づくり事業等、国の第一次補正予算に対応する震災関連事業の予算措置及び事業に着手している。また、市町村事業となる介護保険災害臨時特例補助金（国庫補助、事務委任）の申請取りまとめも開始した。

ク 応急仮設住宅等被災者生活に対する支援

a 仮設住宅サポートセンター及び宮城県サポートセンター支援事務所の開設

被災市町村に対して、応急仮設住宅に入居する高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせるよう、総合相談や生活支援等を行うサポートセンターの開設を働きかけた（平成24年1月現在、県内13市町で50か所を計画、49か所開設済）。また、サポートセンターの設置・運営に当たり、運営の相談やノウハウ提供、スタッフの人材育成などの支援を行う「宮城県サポートセンター支援事務所※」を開設した。

※宮城県サポートセンター支援事務所

・ 設置、運営

設置者：宮城県

運営：一般社団法人宮城県社会福祉士会

協力・支援団体：特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会、仙台弁護士会、特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台、特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会等

・ 開設日：平成23年9月5日

・ 所在地：宮城県社会福祉会館3階（仙台市青葉区本町三丁目7番5号）

・ 主な業務内容

サポートセンターの運営に関する相談・支援（協力団体等とのマッチング支援など）

サポートセンターへのノウハウ提供、人材派遣、運営参画

サポートセンタースタッフの研修

県内サポートセンターの情報収集、データベース化、情報提供等

## b 福祉仮設住宅等の整備

市町や被災施設の要望に対応し、グループホーム型仮設住宅の整備を進め、7月までに高齢者・障害者用を合わせて36棟290戸を整備した。また、誰もが利用しやすい集会所とするため、市町の要望に応じ集会所にキッチンや介護用浴室を整備した。

## ケ 国への要望活動

要介護認定期間の延長など制度の柔軟な運用、被災施設・事業所に対する財政支援、市町村介護保険運営に対する財政支援等について、国に対し要望活動を行った。

## コ 各保健福祉事務所（各保健所）の対応

## a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

管内の介護保険施設等について、電話やファクシミリ、電子メールなどで被害状況や不足物資を確認するとともに、それらの通信手段で連絡がとれない施設に対しては、直接訪問して水や栄養補助食品、毛布、マスク、手指消毒剤等の支援物資を配布しながら現況把握に努めた。

その際、民間企業等からの支援物資の受入れを直接当所が担当し、物資の受入れと提供の調整に努めた結果、迅速な対応が可能となった。また、被災した高齢者の受入れが可能な施設の実地調査を行い、入所希望者との調整を図るとともに、受入れ後の状況調査を行うなど入所者のフォローに努めた。

## b 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

社会福祉施設・事業所等の被害状況確認のほか、管内高齢者施設における受入れの可否について調整し、沿岸部で被災した要介護高齢者の受入れを行った。

管内高齢者施設等の物資不足状況（灯油、介護用品・用具、水・食糧等）を調査し、市町や県災害対策本部事務局に支援を要請するとともに、県外からの支援物資受入調整や現地への運搬車両の誘導などを行った。また、長寿社会政策課からの要請により、4月5日から8月16日にかけて管内介護保険施設・事業所と車椅子や介護用ベッド等福祉用具の受入調整を行ったほか、4月4日から7日にかけて、二次避難者受入れに当たり、介護サービスの必要な高齢者について、要介護認定手続きや介護保険施設・事業所利用の調整を行った。

## c 北部保健福祉事務所栗原地域事務所（栗原保健所）

被害が甚大であった沿岸部市町の要介護者について、管内介護施設への受入調整を栗原市と連携して実施した。また、介護関係施設等からの各種相談対応に当たった。

## d 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

長寿社会政策課、南三陸町、登米管内介護保険施設等からの電話による登米管内施設への緊急入所依頼について、管内施設等との調整を実施した。また、要援護者等の緊急受入れを行う福祉施設に対し、支援物資であるベッド・車いす等の福祉用具を確保し提供した。

登米市内の各避難所において、介護サービスの需要が把握できないことから、4避難所において、特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会登米支部、管内リハビリテーション専門職の協力を得て、介護保険・リハビリテーション相談を実施し、介護サービスの利用に結びつけた。

津波被害により杖、シルバーカー等を失った方の状況把握を行うとともに、保健福祉部健康推進課等からの支援物資を確保し、杖の長さ調整等を行い提供した。

高齢者・障害者施設に対する支援物資（食料、飲料水、衛生材料等）を提供した。

登米市内の応急仮設住宅に入居し、生活が困難な障害者・高齢者等の生活環境を整えるため、手すり・スロープ等の設置や、入浴用椅子などの福祉用具の活用等について支援を行った。

e 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

介護保険施設等を訪問し、被災状況を確認した。居宅サービス事業所については、電話で被災状況を確認し、電話で連絡が取れない事業所については、現地訪問し状況確認を行った。事業所等からの不足物資の要望は、災害対策本部事務局に支援を要請した。また、長寿社会政策課からの照会により、介護保険施設等と、福祉車両や車椅子、介護用ベッド等支援物資の調整を行った。

被災により一時的に活動を休止している事業所や、仮移転により連絡先が変わっている事業所が多数あったことから、事業所の活動状況、連絡先等を取りまとめ、更新の都度管内各市町へ情報提供した。

入所調整等の業務応援のため、4月25日から4月28日、5月9日から5月10日にかけて、石巻市介護保険課へ職員派遣を行った。

震災の影響により定員超過受入を行っている施設に対して、6月から7月にかけて現地調査を実施し、利用者の処遇を確認したほか、石巻市内の地域包括支援センターを7月に現地訪問し、震災後3月から4か月の活動状況を確認した。

f 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

沿岸部にあった介護施設は津波被害が甚大で犠牲者も多数に及んだ中、被災施設の入所者や避難所、病院で治療後在宅での生活が困難な高齢者について、被災していない施設への受入れ及び移送の調整を3月16日から順次行い、116件の相談のもと、25人の受入れ調整を行った。

一方、避難所に避難している要介護者支援のため、他都県からの介護職員等の派遣協力を受けるに当たり、3月下旬から8月初旬にかけて受入れ等の調整を行い、また、支援者の宿泊場所の提供や活動場所となる避難所への先導や送迎を行った。

難病療養者への対応としては、被災直後に、緊急性の高い筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者の安否確認や薬（副腎皮質ホルモン剤）のことで来所した被災者との相談を行った。また、9月からは、震災前まで訪問指導していた対象者の状況確認を順次開始した。

これらの活動により、管内で被災した要援護者の緊急かつ当面した支援の推進が図られた。

### 要介護者支援対策の検証

#### ◆長寿社会政策課と他課との連携が図られており、情報共有のための方法も確立されていた

#### ＜県庁内部での調整＞

沿岸部の市町村については道路状況やガソリン不足から情報収集が遅れたが、福祉避難所の指定や介護職員の派遣などについては、部内（特に災害救助法等を担当する保健福祉総務課）等との連携が図られていた。また、長寿社会政策課では、情報共有のため模造紙や透明フィルムを壁に貼り、問い合わせ内容や問い合わせ先情報を随時書き込んでいていたが、災害直後の混乱時に課内で情報を共有する方法として効果的であった。

**◆長寿社会政策課は、県外からの介護職員の派遣調整を行った。派遣された介護職員からの活動報告や避難所のニーズを保健福祉事務所や市町、派遣元都県を通じて入手し、避難所対策など県庁内の情報共有に努め、被災者支援に役立てた<県庁内部での調整><県庁外部（応援都道府県）との調整>**

長寿社会政策課は、国の派遣の枠組みで県外から宮城県内に派遣された介護職員の派遣調整を行った。保健福祉事務所を通じて市町の介護福祉担当課に対し、介護職員が必要な避難所と人数を聞き、避難所ごとに派遣人数を調整した。被災市町内で活動した介護職員の活動報告は、保健福祉事務所や市町から随時報告されたほか、派遣元都県が独自に介護職員から入手した情報も提供を受け、より正確な情報を、災害対策本部避難所グループ等に提供して、被災者支援に役立てることができた。これらの情報集約の方法を参考にして、県他部局においても県内外から被災市町村に派遣された職員からの情報を集約できるような仕組みづくりが望まれる。

**◆長寿社会政策課は、災害直後の情報が限られた時期に、市町村や民間団体と連携をとりながら情報収集を行い、これらの情報を災害対策本部事務局の避難所グループ等に伝えて対応に活かすことができた**

**<県庁内部での調整><県庁外部（民間）との調整>**

長寿社会政策課は、災害後早い段階から沿岸部に入っていた民間支援団体に対して、高速道路通行証の発行などの支援を行いながら、民間団体から現地の情報を収集することができた。県職員の人数が限られ、燃料が不足する中で、このような現地で活動する民間団体等との連携は被災地のニーズ把握等に重要である。今回の教訓を活かし、今後もその連携の在り方をより良いものにするため計画等に反映させることが必要である。

**◆被災地の状況にあった措置について国と調整を密に行うことができた<県庁外部との調整>**

県は、国に対して、災害対応活動の財政面での裏付けをしたり、市町村からの問い合わせを取りまとめて報告することが重要な役割となるが、災害発生直後、県庁に常駐していた厚生労働省の職員を通じて、国との報告や調整等ができた点は効果的であった。特に長寿社会政策課は、介護保険に関する柔軟な対応や、被災した福祉施設への被災者の受入れ調整に必要な措置等について、頻繁に厚生労働省と協議を行うことができた。今後の災害でも、県庁で、厚生労働省の職員と直接情報を共有したり対応を議論したりできる体制づくりを構築することが重要である。

**◆長寿社会政策課は、被災施設の入居者等の受入調整について、保健福祉事務所や県内外の施設と調整して進めた。しかし、施設の早期再開、長期的な地域福祉の基盤維持という視点では課題が残った**

**<県庁外部（国）との調整>**

長寿社会政策課は、被災した沿岸部の施設の入所者や、避難所や医療現場の高齢者等で福祉施設への入所が必要な被災者について、受入れ可能な施設について定員の1割増まで受入れを行うよう、県内外の福祉施設との調整を行った。

これは短期的には必要な措置ではあるが、中長期的には課題も発生した。それは、遠方の施設での定員超過の受入れが進むと家族の負担が増すだけでなく、被災地の高齢者等の施設入所者が減り、施設職員の雇用継続が難しくなり、地域福祉の基盤が揺らぐということである。

長寿社会政策課としては、被災した施設が早期に再開できるよう周辺に仮設福祉施設を建設できるように

国と交渉を行ったが、施設環境の質の維持等について意見がまとまらず、仮設福祉施設の建設が可能となる国の判断には時間がかかり8月になってからであった。その結果、入所者が被災地外に流出してしまい、現在では被災地内の福祉施設の入所者が減少している。

今後の災害対応では、短期だけでなく長期的な地域づくりにも配慮し、仮設福祉施設の迅速な許可や、地域外の福祉施設の入所者が元の地域に戻るための支援策等についても検討が必要である。

**◆災害時要援護者支援計画が策定された直後、あるいは未策定の市町村が多く、地震や津波防災の意識が高くない福祉施設もあった<県庁外部（市町村，民間）との調整><計画とマニュアル>**

災害時要援護者支援計画が策定された直後、あるいは未策定の市町村が多く、地震や津波防災の意識が高くない福祉施設もあった。特に県南部では、宮城県沖地震で大津波が来襲する想定でなかったため、津波の被害を受けやすい立地条件の福祉施設もあり、避難等がスムーズに進まない問題があったと考えられる。津波以外にも土砂災害の危険性のある福祉施設も多いため、施設の立地等、施設整備計画策定における防災上の観点からの検討、各福祉施設の職員や入所者の防災意識の向上のための取り組みや、災害時の業務継続に関する体制づくりなど、福祉施設の災害時要援護者の安全を確保するための長期的な防災啓発活動が必要である。

**◆災害発生前に福祉避難所の指定をしていた市町村は約半数であったことから、介護職員派遣費用等に関する災害救助法の適用を受けるため、実際に要援護者が多く避難していた施設等を福祉避難所として指定した<県庁内部での調整><計画とマニュアル>**

災害発生前に宮城県内（35市町村）で福祉避難所の指定をしていた市町村は14市町のみであった。被害が大きかった石巻市などでは事前指定がなかったために、厚生労働省の通知により介護職員の派遣費用など災害救助法の適用を受けるため、実際に要援護者が多く避難していた施設等を福祉避難所として指定した。

保健福祉総務課では、市町村からの福祉避難所設置に関する問い合わせに対して、支給対象となる費用内訳の説明や、福祉施設との協定の結び方について助言を行った。市町村は、介護職員の派遣費用や福祉用具等の費用負担を災害救助法の対象とすることができた。結果として、県内の24の市町村において152か所の福祉避難所が開設され、実人数で2,299人の災害時要援護者が避難した。

県は、災害後の混乱期において、市町村担当者への助言と厚生労働省との調整を行うことでパイプ役となり、市町村が心配なく福祉避難所が開設するための制度面での環境整備を行い、要援護者の避難環境の向上に関する重要な役割を果たした。今後は、災害時要援護者支援ガイドラインの福祉避難所の指定について、災害が起きてから対応するのではなく、平常時から民間福祉事業者や介護関連団体との協定を結び、さらに要援護者の避難環境整備を進めていくことが必要である。

**◆指定していた福祉避難所が津波で被災して利用できなかったことや、広域に災害時要援護者が多数発生することを想定した福祉避難所の運営体制にはなっていなかった<県庁内部での調整><計画とマニュアル>**

震災前に福祉避難所として指定あるいは利用を想定していた福祉施設の一部は、津波被害等により利用できなかった。また、宮城県沖地震の想定を超える状況への対応、すなわち、多数の災害時要援護者が避難

可能な施設を、県内の沿岸部のみならず内陸部も含め広域に指定して、介護職員等の専門職員を派遣するといった人材の配置についても、時間がかかった。実際には、要援護者の割合が高い避難所や広域避難者用の避難所を、実態に即して福祉避難所として指定をしたところも多かった。

県は、福祉避難所の指定について、津波や土砂災害等の被災リスクを想定した上で再検討するよう、市町村に働きかけるとともに、今回の広域避難時の災害時要援護者の支援体制における、市町村や保健福祉事務所の連携について検証し、早期に福祉避難所で介護職員等が活動できるよう、受入体制の再構築や調整を担う人材育成をさらに進めていくことが必要である。

#### ◆保健福祉部内で、福祉避難所の運営や制度面での所管がはっきりせず、情報共有が曖昧な部分があった

##### ＜県庁内部での調整＞＜県外部（市町村・民間）の調整＞

もともと福祉避難所に関する業務は多岐にわたり、介護保険の事務、災害救助法の事務、介護職員等の派遣調整、福祉避難所の実際の運営に関する助言等、多くの所管課が関わる。しかし、これらの福祉避難所としての整備を行う際の保健福祉部内各課の役割分担が、若干曖昧で、情報の共有が不足する部分があった。

今後は、県は、福祉避難所の位置づけをはっきりさせ、制度面で必要な業務と、避難所の運営面助言といった市町村支援に関わる担当の情報共有を綿密にとっていくことが望まれる。

#### ◆県内の福祉避難所では、保健福祉事務所の職員が市町村と協力しながら、生活機能低下防止のための積極的な活動が行われた＜県庁内部での調整＞＜県外部（市町村）との調整＞

東部保健福祉事務所では、理学療法士が中心になり、石巻市桃生農業者トレーニングセンターで、生活機能の低下を防ぐための避難所内の空間を利用してリハビリテーションにかかわる活動が行われた。また、北部保健福祉事務所では、広域二次避難で沿岸部の被災要援護者を受け入れた温泉施設等の福祉避難所において、大崎市と共に、被災者の健康状態調査や生活機能低下防止のための取組みが行われた。このように、本来は福祉施設ではない建物が福祉避難所になった事例等の意欲的な取組みを県内で共有し、今後の福祉避難所の指定計画や、運営のための事前準備や開設訓練等に活かすことが望まれる。

#### ◆広域避難先の宿泊施設を福祉避難所に指定することで、広域的な災害時要援護者の支援が行われた

##### ＜県庁内部での調整＞＜県庁外部（市町村）との調整＞

県内陸部の広域避難先の宿泊施設を福祉避難所に指定し、介護職員の派遣や避難環境の整備を行うことで、広域的な災害時要援護者の避難環境向上のための支援が行われた。県は福祉避難所の指定に関する助言や災害救助法の認定のための手続きを行った。

今後は、今回のように複数の市町村が大きな被害を受けた場合に備え、県は、各市町村内の福祉避難所の指定に関する助言だけでなく、市町村境界を超えた福祉避難所の指定や相互応援に関する協定についても検討していくことが望まれる。ただし、要援護者が遠隔地に避難した場合の家族の避難場所や、災害時要援護者が単独で遠隔地に避難した場合に、家族が福祉避難所に対して要援護者の支援をすべて任せてしまい、避難所が解消される際に戻る場所が無くなってしまわないような計画づくりが望まれる。



(8) 子育て・要保護児童支援対策

ア 被害の概要

a 人的被害の状況

児童福祉施設等における人的被害の状況については、利用可能な通信手段等により、地震発生直後から各関係機関を通して調査を開始した。さらに、3月18日には、各保健福祉事務所に対して、文書で調査を依頼するとともに、施設等の物的被害状況も含め、ライフライン及び周辺状況等の調査項目を示した上で、統一した書式による実態の把握を始めた。

児童福祉施設等の被害状況（平成23年12月21日現在）は、下表のとおり。

	入所者		職員（里親含む）	
	死者	行方不明	死者	行方不明
児童母子福祉施設	56人	15人	6人	2人

b 児童福祉施設の被害状況

児童福祉施設の施設被害状況についても、上記のとおり調査を行い、その結果を踏まえ、被災した施設の復旧支援に当たり、災害復旧事業費を3月補正予算、5月補正予算及び8月補正予算にそれぞれ計上した。

主な児童福祉施設の被害状況（平成23年12月21日現在）は、下表のとおり。

	施設総数	全壊	半壊（一部損壊含む）
保育所	357	18	235
児童館・児童センター	186	5	88

イ 要保護児童等の支援について

a 要保護児童（震災孤児を含む）の把握

3月18日に、地震被害に伴う要保護児童の把握について、各児童相談所及び各市町村に対して文書で依頼した。各児童相談所では、これ以前から避難所を巡回し、要保護児童の把握（継続調査中）とともに、心のケアが必要な児童の情報収集を開始していた。要保護児童については、児童相談所が援助内容を決定し、親戚等の保護による在宅支援（里親委託）や養護施設等入所の措置を行った。調査により把握された要保護児童（震災孤児）数は126人（12月21日現在）であった。

なお、里親委託後も要保護児童宅へは児童相談所が月に1回程度訪問し、状況の把握や保護者の相談に応じるとともに、経済的な支援制度等の周知も行った。また、県外への転出者及び県外からの転入者についても、転出転入先の児童相談所間及び都道府県（市）間での情報共有を行い、児童への支援が途切れることがないように努めた。

b 震災遺児の把握

4月6日に、保健福祉部子育て支援課から庁内関係課（総務部私学文書課，教育庁義務教育課，

教育庁特別支援教育室，教育庁高校教育課）に対し，震災孤児及び震災遺児等の把握について，依頼を行った。

5月16日に，保健福祉部子育て支援課から庁内関係課に対し，「震災により，片親が死亡または行方不明となった児童（震災遺児）」について，その要保護性の有無に関わらず，学齢別・市町村別の人数について照会を行った。また，7月28日に，各市町村及び庁内関係課に対し，「今般の震災により，両親のうち片親が死亡または行方不明となった児童生徒」の氏名，住所，学校，現在の養育者等について照会を行った。8月30日には，8月中旬までの各市町村等からの報告をとりまとめ，子育て支援課で把握していた情報との整合性について確認し，再度市町村に対して照会を行った。

調査により把握された震災遺児数は720人（12月21日現在）であった。

c 県内施設における入所者等の受入れ調整等

i 児童養護施設等入所児童及び保護者の安否確認

地震発生直後から，利用可能な通信手段等により，児童養護施設等の入所児童及び保護者の安否確認を開始した。その結果，児童養護施設等の入所施設に大きな被害がなく，入所している児童の施設間での受入調整は不要であることが判明した一方，震災により，保護者（親，祖父母，親戚などの養育義務者）が死亡または行方不明となった震災孤児の受入れ等の調整を行い，2人の児童について児童養護施設への入所措置を行った。（他の震災孤児については，親戚等により保護されている。）

ii 一時保護所等における超過受入可能人数の把握

3月18日に，関係施設等に対して，児童相談所一時保護所超過受入可能数，各児童養護施設超過受入可能数，登録里親委託可能児童数の照会を行い，4月6日現在で，児童相談所一時保護所超過受入可能数が43人，各児童養護施設超過受入可能数が45人，登録里親委託可能児童数が53人であることを把握した。

iii 個人（県内在住者）からの震災孤児等受入れ申出への対応

3月14日から，里親登録の有無にかかわらず，県内の個人及び団体より，14件（5月6日現在）の震災孤児等の受入れ申出があった。申出者に対しては，震災孤児の多くが親族に引き取られていたことや個人への児童の保護は依頼しないことを，それぞれ説明した。

d 他都道府県の施設における入所者等の受入れ調整等

i 他都道府県施設における受入可能人数の把握

3月22日及び3月28日付けの厚生労働省の通知を受け，全都道府県における児童・母子・婦人関係施設の受入可能施設及び人数が，2,393施設及び7,148人であることを把握した。

ii 個人（県外在住者）からの震災孤児等受入れ申出への対応

3月14日から，里親登録の有無にかかわらず，県外の個人及び団体より，118件（5月6日現在）の震災孤児等の受入れ申出があった。申出者に対しては，県内在住者からの申出に対する回答と同様に，震災孤児の多くが親族に引き取られていたことや個人への児童の保護は依頼しないことを，それぞれ説明した。

e 要保護児童への支援

i 宮城県震災孤児等対策会議

4月6日に、震災に伴う孤児等の把握と支援について、関係機関の円滑な連携を図るため、宮城県震災孤児等対策会議（構成機関：市町村、児童福祉施設等関係機関、県警、教育委員会、保健福祉事務所、県児童相談所等（事務局：子育て支援課））を設置した。

4月6日、4月22日、5月11日、5月25日、6月28日、7月25日及び8月29日に宮城県震災孤児等対策会議を開催し、震災孤児の状況、児童相談所の対応状況、被災児童の心のケア方針、里親委託の推進、二次避難所への対応、震災遺児対策等について情報交換及び検討を行った。

ii 里親制度の周知等

・ 里親制度の周知

4月28日から、児童相談所職員による震災孤児の家庭への訪問とともに、里親制度についての説明を開始した。

里親登録の認定希望者については、登録申請受理後、児童相談所が調査を実施し、宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子養護部会における審議の結果を踏まえ、里親認定登録を行った。

里親登録後、児童の委託を受けた里親に対しては、一般生活費等の措置費が支払われるとともに、委託後も児童相談所による家庭訪問等が行われ、里親の相談等に応じるなど、支援を継続している。

・ 里親登録及び委託の状況

5月26日、6月28日、7月25日及び8月29日に宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子養護部会を開催し、審議結果を踏まえ、親族（養育）里親の認定登録を行った。

なお、認定された親族（養育）里親は49世帯、委託された児童は64人（平成23年12月26日現在）となっている。

iii 他自治体等からの応援派遣職員の受入れ等

3月24日に、厚生労働省に対し、要保護児童等対応のために児童福祉司及び児童心理司の派遣を要請した。

この結果、4月5日から9月9日までの間、中央・東部児童相談所及び同気仙沼支所において、25都道府県、13市、2機関より57チーム、延べ798人の職員の派遣を受入れ、各チームは、おおむね1週間単位で交替し、主に避難所等を巡回しながら震災孤児等要保護児童の把握を進めるとともに、心のケアが必要な児童や関係者に対して、心のケアの初期対応等の支援を行った。また、地方自治法に基づく派遣として、8月1日から中央児童相談所に1人、8月1日及び9月16日から東部児童相談所に2人、9月1日から同気仙沼支所に1人、児童心理司の派遣をそれぞれ受入れ、派遣職員は、主に被災市町における乳幼児健診会場で、子どもの心のケアに関する個別相談等の支援を行っている。

f 東日本大震災みやぎこども育英募金

i 寄附口座「東日本大震災みやぎこども育英募金」の開設

本県に多数寄せられる震災孤児等支援のための寄附申出への対応について、4月27日、5月2日、5月6日及び6月6日に庁内関係課（総務部私学文書課、保健福祉部保健福祉総務課、保健福祉部子育て支援課、教育庁総務課、教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁スポ

一ツ健康課）との打合せ会議を開催し、寄附受入れのあり方等を検討した。

7月6日に、震災により親を亡くした子どもたち等が将来に希望を持って成長していくことができるよう、その支援に活用するため「東日本大震災みやぎこども育英募金」口座を開設し、企業・団体・個人等全国からの寄附の募集を開始した。

7月22日、8月5日、8月25日及び9月22日に「東日本大震災みやぎこども育英募金」による支援制度を検討するため、庁内関係課による打合せ会議を開催した。

#### 【寄附の受入状況】

	8月2日現在	9月6日現在
寄附件数	331件	764件
寄附金総額	741,612,960円	1,000,148,411円

#### ii 東日本大震災みやぎこども育英基金の設置

「東日本大震災みやぎこども育英募金」を活用し、本県独自の支援を長期的・継続的に推進するための基金の設置について、7月1日、7月13日、7月19日、7月27日及び8月22日に庁内関係課（総務部私学文書課、総務部財政課、保健福祉部子育て支援課）との打合せを行い、基金条例（案）の検討を行った。

なお、9月定例県議会において承認され「東日本大震災みやぎこども育英基金」を設置した。

#### ウ 妊産婦及びひとり親家庭等への支援について

##### a 母子保健事業再開支援

##### i 母子健康手帳等の提供

女川町において母子健康手帳が不足しているとの連絡があり、仙台市より当該手帳の提供を受け、3月19日に、女川町へ送付した。また、財団法人母子衛生研究会及び株式会社母子保健事業団、社団法人日本家族計画協会、株式会社東京法規出版から、被災した自治体に対し、母子健康手帳や母子保健教材等を無償提供する旨の申出があり、4月19日に、提供可能な母子健康手帳及び教材名の一覧を作成の上、各市町村の母子保健担当課に希望物品についての需要把握を行った。各団体等に対し、県内の延べ28市町から要望が寄せられ、とりまとめて各団体に申請を行った。

なお、その後も市町村より追加要望があり、同様の対応を行っている。

##### ii 母子保健事業等に必要な物品の提供

公益財団法人日本ユニセフ協会から、被災により遺失または損壊した母子保健事業及び児童福祉事業に必要な物品（市町村が実施する乳幼児健診等に必要な身長計、体重計等）を提供する旨の申出があり、4月21日に各市町村の母子保健担当課及び児童福祉担当課等に希望物品についての需要把握を行った。要望があった物品については、提供の可否を公益財団法人日本ユニセフ協会に確認を行い、5月2日、提供可能とされたものを一覧に整理し、文書にて同協会に要請した。県内の13市町（塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、村田町、亘理町、七ヶ浜町、女川町及び南三陸町）と仙台保健福祉事務所、東部保健福祉事務所及び東部児童相談所から、延べ295品目（2,429物品）の要請となった。

b 健康診査・医療を受ける機会の確保に関する支援

i 先天性代謝異常等検査の検査体制の準備

3月14日から、先天性代謝異常等検査に関する検査機関の被災状況・検査継続可否の確認及び検査継続不可の場合に備え、他県における検査体制の準備を実施した。他県との情報交換と調整は、主に先天性代謝異常等検査を委託している財団法人宮城県公衆衛生協会の協力のもと行ったが、結果としては、同協会での検査継続に支障がないことが確認されたため、他県への検査依頼は行わなかった。

同時に、財団法人宮城県公衆衛生協会に対して、検査の結果、精密検査等を要する者への連絡の可否について確認を行ったほか、検査結果に関する産婦からの問合せへの対応を行った。

ii 妊婦健康診査及び乳幼児健康診査等実施支援

3月15日から、避難先自治体での母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の受診の取扱い等について、各市町村母子保健担当課への情報提供等を行った。

3月18日から、厚生労働省の要請により、子育て支援課（子ども・家庭支援班）に妊婦等の受入体制相談窓口を設置した。相談窓口の設置については厚生労働省のホームページに掲載され、妊婦等からの問合せへの対応を行った。

3月21日に、相談窓口及びその他の妊婦等の医療に関する情報について、子育て支援課のホームページに掲載したほか、3月31日には県内市町村・保健福祉事務所に文書にて通知した。また、県内の印刷業者等も被災したことから、平成23年度の健康診査票（妊婦・乳児）等の印刷及び市町村への送付が不可能となったため、4月5日以降、各市町村に対し当面前年度の書式を適宜修正して使用するよう伝達するなどの対応を行った。

なお、結果的には対象者がいなかったことから具体化しなかったが、震災により1か月健診が受診困難な児童に対するビタミンK2シロップの投与体制の整備も行った。

7月29日から、厚生労働省の照会による「乳幼児健診の実施状況等に関する調査」を、各市町村母子保健担当課あてに依頼し、震災後の健診の実施状況や人的支援の必要性等についての情報収集を行った。

c 産前・産後の生活の場に関する支援

4月6日に、被災した妊産婦、乳幼児の住居の確保及び出産前後の支援について、各市町村の母子保健担当課に対し通知した。この通知には、北海道保健福祉部、山形県子育て推進部及び同県農林水産部からの医療機関等での妊婦等の受入れに関する通知を含んでいる。

4月15日に、青森県健康福祉部からの妊婦の受入れ（産科医療施設）の情報を、各市町村母子保健担当課に通知した。

なお、被災した産婦に対する義援金支給について、財団法人家族計画国際協力財団から通知があり、7月7日に、各市町村母子保健担当課あてに周知した。

d ひとり親家庭等への支援

i 児童扶養手当

発災直後から、児童扶養手当法に基づき、住宅・家財等の財産におおむね1/2以上の損害を受けた受給者への所得制限の緩和及び被災地から転入してきた者からの認定請求等についての添付書類の省略等について、適宜対応を行い、これらの対応について、3月17日に市町村及

び各保健福祉事務所に通知した。

ii 母子寡婦福祉資金貸付金

3月16日に、被災した住宅の補修費用として、住宅資金1億円（50件分）を3月補正予算に計上した。

3月17日に、被災した母子家庭等への貸付に係る支払い猶予、一部据置期間の延長、一部所得制限限度額の撤廃、国庫支出金交付率の嵩上げ等の特例措置について、市町村及び各保健福祉事務所に通知した。

4月1日に、激甚災害法に基づく激甚災害として指定されたことによる貸付枠として、約2億4千万円（国庫貸付金3/4、県繰入金1/4）を4月補正予算に計上した。また、住宅の修繕や応急仮設住宅等から恒久住宅への移転を円滑に行うとともに、負担軽減を図ることを目的として、住宅資金及び転宅資金貸付金の利子補給事業費を8月補正予算に計上した。

iii 母子自立支援員の増員

7月1日から、仙台、東部、気仙沼の各保健福祉事務所に母子自立支援員を各1人増員することとし、母子家庭等からの生活・就労相談や貸付金の相談業務などに応じる体制の強化を図った。

エ 保育所の再開支援等について

a 保育所運営状況（平成24年1月11日現在）

	通常保育	代替保育	計
県内合計	328	29	357

b 保育所の被災状況等の把握等

発災直後から、電子メールや電話により、市町村、私立保育所設置者、保健福祉事務所に対して保育所被災状況の把握を開始した。当初は電子メールや電話が不通であったが、県南地域等比較的被害の小さい地域から情報収集が進み、被害の大きかった沿岸地域からの情報については、市町村と連絡がとれた都度確認したほか、保健福祉事務所の職員が現地に出向き被害状況を把握した。

3月16日には、子育て支援課内に保育施設被害に関する相談窓口を設置した。

3月17日から、各市町村のホームページの情報や聞き取りにより、市町村保育所再開状況の把握を開始し、3月18日からは、宮城県保育協議会との連携による被害状況及び支援ニーズ等の把握を開始した。各種支援物資に関する情報については、宮城県保育協議会から各保育所に対して情報提供を行った。

市町村の保育状況を集約し、子育て支援課ホームページで3月28日から公表を開始した。公表された情報は、各種支援団体等が支援を実施する際の参考資料となった。

4月2日から、社会福祉法人全国社会福祉協議会との連携による被害状況・支援ニーズ等の把握を開始した。これは、県が把握した情報をもとに、社会福祉法人全国社会福祉協議会において、被災保育所等を訪問した結果について共有を行ったもので、ニーズについては、県が市町村等を通じて把握していたものと同様であった。

4月11日から5月19日まで、子育て支援課保育支援班職員が沿岸市町を訪問し、現況確認及びニーズ把握を行い、国への要望に反映させたほか、各支援団体等に対し支援要請を行った。

その結果、3市町3か所において保育所及び仮設保育所の早期整備が図られた。

c 保育所における被災児童の受入れ

3月15日に、被災児童の受入れに要する予算措置を行い、3月16日に、避難児童の受入れに関し、保育サービスに著しい支障がない範囲で柔軟に対応していただくよう、各市町村に対し依頼を行った。

3月25日に、市町村保育所所管課に対し、住民登録の異動を伴わない避難児童の受入れや、避難児童を受け入れたことにより、一時的に最低基準を満たすことができなくなる場合の保育を可能とすることなどの、国の見解を示した要保護児童の受入れに関する特例措置について周知を行い、利用児童の処遇に著しく影響を与えるものでない限り、安全・衛生面等に十分配慮した上で弾力的に入所を認めていただくよう、各市町村に対し依頼を行った。

d 保育所の財政及び制度に係る支援等

3月23日に、私立保育所の保育士継続確保等に向け、月初日の児童数に応じて支弁される保育所運営費について、東日本大震災により月初日の入所児童数が著しく減少した保育所の保育所運営費の特例措置について国へ要望し、6月17日に保育所事務費の特例措置が認められ、3市3か所の保育所において保育士の継続雇用が図られた。

3月28日に、延長保育等の保育対策等促進事業の実施に関する概算払い請求書の作成が困難な状況にある沿岸市町に対し、請求書の提出に代え県が概算交付額に関する証明書を作成し、概算交付に関する手続きの簡素化を行った。

4月26日に、災害復旧に関しては、原状復旧が基本であることから国庫補助適用外となっていた仮設保育所への国庫補助適用について国へ要望し、8月11日に国庫補助が認められた。

4月30日に、東日本大震災により被災した世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の減免措置を行う市町村への補助について国へ要望し、6月23日に国庫補助が認められた。

5月13日から、東日本大震災復興特別区域認定に向け、被災地域において早期に保育所が整備されるよう、現行の児童福祉法において、保育所整備の国庫補助対象外となる学校法人やNPO法人などの設置主体に対して国庫補助が適用されるよう、被災地域の要望等を反映させた提案調書作成等の準備を開始した。

6月20日に、社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助を活用した被災保育所の復旧整備支援に向け予算措置（236か所分）を行った。

6月21日から、震災に伴う市町村が抱える課題解決を支援するため、各市町村の保育料減免措置に関する対応状況を集約するとともに、各市町村が震災要因により抱えることとなった課題を集約した。それらの情報を整理し、市町村に対して還元したことにより、市町村間において保育料減免措置の考え方や広域入所のノウハウ等について情報交換が進み、29市町村において減免措置が実施され、18市町村において広域入所が図られた。

8月23日に、県の復興基金を活用した新たな事業「被災私立保育所等整備支援事業」を推進するための予算措置（155か所分）を行った。これは、保育所等の復旧整備にあたり、私立認可保育所及び認可外保育施設の設置者負担軽減を図るため、設置者負担費用の一部を県が補助する

ものである。これにより、社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助対象外となる学校法人等が運営する保育所や認可外保育施設の復旧整備支援が図られることとなった。

e 他都道府県等からの保育士派遣要請

4月1日から、沿岸市町及び被災児童の受入自治体を中心に、保育士派遣要請の確認を実施したが、要請はなかった。

f その他の保育所支援

4月6日及び7日に岩沼市等で開催された、「遊びを通した心のケア支援」（公益財団法人日本ユニセフ協会主催）の実施支援を行った。53人の保育士が参加し、心のケアを目的とした遊びについて学んだ。

オ 子どものこころのケアについて

a 宮城県の子どもの心のケア体制について

3月14日に、避難所等における子どもの心のケアに関して、庁内関係課（保健福祉部保健福祉総務課、保健福祉部子育て支援課、保健福祉部障害福祉課、教育庁総務課、教育庁義務教育課、教育庁特別支援教育室、教育庁高校教育課）及び関係機関（仙台市教育局学校教育部教育相談課）による打合せを実施し、避難所などの現地へ派遣が可能な専門職の人数等について把握を進めることとした。あわせて、保健福祉総務課より厚生労働省に対して、子どもの心のケアに関する専門職員の派遣要請を行った。

3月17日から、子ども総合センター及び児童相談所で構成する「宮城県子どもの心のケアチーム」（児童精神科医、保健師、心理士等により編成）が避難所等への巡回訪問を開始した。

3月22日に、被災者の心のケアに関して、庁内関係課及び関係機関による打合せを実施し、各機関において実施している心のケアに関する活動について情報共有を行った。

3月30日には、子どもの心のケアに関して、関係機関との打合せを実施し、これまで各機関において、それぞれ実施した子どもの心のケア活動を、「宮城県子どもの心のケアチーム」の設置に伴い、改めて整理・見直しをするとともに、各機関の役割分担について協議を行った。

b 子どもの心のケア活動

i 子ども総合センターの活動

3月17日から、被災により心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の症状等、心のケアを必要とする子どもたちや保護者、その他関係者等への助言を行うことなどを目的に活動を開始した。

被災程度の著しい沿岸部4か所（気仙沼地域、石巻地域、塩竈・多賀城地域、名取・岩沼地域）を中心に、4チーム編成、月延べ16日体制（7月より、6チーム編成、月延べ28日体制に拡充）でケア活動等を実施した（延べ162日、337か所訪問（12月末現在））。主な活動場所は、避難所や保育所、市町保健センター等であった。

ii 児童相談所の活動

3月18日から、震災孤児等、要保護児童の把握活動と並行し、子どもたちに関する保護者等からの各種相談に応じるなど、心のケアに関する活動を行っている。特に両親を亡くした子どもたちを養育する家庭に対しては、おおむね月1回程度の訪問を継続しており、ケアに努めている。また、保育所等への訪問を行い（延べ453日、988か所訪問（12月末現在））、子どもたちの状況等の把握に努めているほか、子どもたちと直接関わっている保育士等への助言を行っ



ている。

9月1日から、母子の心理的不安を和らげるための支援として、被災した沿岸市町が実施する乳幼児健診会場へ専門職（心理士）の派遣を開始し、3市4町において、延べ29回（12月11日現在）、個別相談会を実施している。

iii 子育て支援課の活動

国や市町村、関係機関等との連絡調整を行い、子どもの心のケアの体制充実を図っているほか、子どもの心のケアに関しての周知を目的としたパンフレットを作成し、8月12日に県内市町村等へ送付した。

なお、子どもの心のケアに関する相談窓口については随時、新聞、ラジオ等により啓発に努めている。

カ 各保健福祉事務所（各保健所）の対応

a 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

3月から保育所の被害状況・再開状況を確認した。8月からは、保育所監査に合わせて、保育所再建に係る補助制度や心のケアの相談等について情報提供を行った。また、被災遺児のいる家庭に母子寡婦貸付支援に係るリーフレットを配布した。

b 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3月から保育所の被害状況・再開状況を確認した。被災により利用できない保育所は、公共施設等での代替保育や他の保育所に受け入れてもらい対応しているところもあった。そのため、全保育所等の現地調査を行うこととした。また、今後、母子家庭からの相談が増加すると思われるため、7月から母子自立支援員を増員し、母子家庭等の相談体制の充実を図った。

子育て・要保護児童支援対策の検証

**◆子育て支援課は、3月中は被災した関連施設や市町村及び保健福祉事務所と連絡が取りにくい状況が続  
き、現地のニーズに即した支援を行うことが難しかった**

＜県庁内部での調整＞＜県庁外部（福祉法人）との調整＞

子育て支援課は、ガソリン不足で被災地に行くことができず、被災地の社会福祉法人や市町村の担当者、保健福祉事務所（東部など）とも、電話や電子メールでの連絡がつきにくく、現地の状況把握が困難であった。そのため、被害が軽微な北部保健福祉事務所等と協力し現地調査を行うことが、情報収集に効果的であった。

今後の災害への備えとして、保健福祉事務所や市町村、関連施設の県への連絡窓口担当者に対して、災害時に誰にどのように連絡するのか、あらかじめ検討するよう求める必要がある。また、県においても、現地調査の共同実施や、比較的燃料が入手可能であったLPガス車であるタクシーの活用などについて、検討が必要であろう。

**◆子育て支援課は、母子保健事業等の継続に必要な物品について市町村の需要を把握し取りまとめ、物資提  
供の申出があったユニセフ協会に回答した。しかし、被災地では、様々な支援団体が活動したため、それら  
の団体の活動内容調整や情報共有が困難であった**

#### ＜県庁外部（支援団体）との調整＞

県が現地の情報を把握しにくかった時期から、民間団体はそれぞれ支援に入り、要援護児童や母子への支援を行った。例えば、ユニセフ協会は、県に対して、市町村の母子保健事業等の継続に必要な物品について提供するという申出を行い、それに県が回答する形で、市町村が必要としている物品を確認してとりまとめ情報を提供したことで、円滑で効果的な支援につながった。しかし、多くの団体は、団体同士での活動内容の調整や、県への連絡をしていないため、活動内容や活動場所が重複したり、県が団体の存在を把握していないために支援団体に対して市町村が必要としている物品等の情報提供ができないという課題がみられた。今後は、支援活動について情報共有できるプラットフォームの構築を検討し、県や市町や民間団体の協力体制を構築しておくことが望まれる。

#### ◆避難所で生活する要保護児童の把握が困難であったことから、避難所を巡回して実態の把握を行った

##### ＜県庁内部での調整＞＜情報＞

被災地の各児童相談所は、災害により避難所に避難している要保護児童の確認を行うために、3月半ばより避難所訪問を実施した。また、被災した東部児童相談所においても、3月17日には仮事務所を設置し対応を開始した。このように、子育て支援課が各児童相談所に対して、要保護児童の実態把握のための避難所訪問を早い段階で働きかけたことは、要援護児童の支援に有効であった。

#### ◆避難所に様々な課や支援団体が実施する被災者の健康状況やニーズ調査が入り、被災者の負担となった。そのため、県が児童相談などを行いにくい環境であった

##### ＜県庁内部での調整＞＜県庁外部（関連団体）との調整＞

避難所では、県保健福祉部内の様々な課（高齢者・児童・母子対象など）や民間支援団体等による状況調査が多数行われていた。また、被災者は震災直後の混乱のなかで衣食住の確保に追われていた。このため、各児童相談所の職員が要援護児童相談のために避難所を訪れたにもかかわらず、面会や調査を断られることもあった。今後は、県内部の調査を一元化するとともに、関連支援団体との情報共有の仕方を検討して、同様の調査が多方面から行われて被災者の負担になることを減らす努力が必要である。

#### ◆子育て支援課は、被災地内の保育所の再開や継続のために、国に対して代替施設への補助や保育士の継続雇用について要請し、長期的な視点で地域の保育体制の維持に努めた

##### ＜県庁内部での調整＞＜県庁外部（国）との調整＞

子育て支援課は、被災地内の保育所の再開や継続のために、国に対して代替施設への補助や保育士の継続雇用について要請し、長期的な視点で地域の保育体制の維持に努めた。公的保育所で全壊した18施設の児童については、他の保育所、代替施設などにおいて代替保育の対応がとられた。また、私立の保育施設については、入所児童の減少による保育士等の職員の解雇を防ぐため、運営再開の保育施設に限らず、運営を継続していた保育所においても、保育士の継続雇用を可能にする運営費が支弁されるよう国に働きかけた。このような県の対応は、被災地の持続的な子育て環境の継続に有効であった。甚大な被害を受けた被災地では、一時的に地域外に移った被災者も多いため、地域による人口の増減が激しくなる。今後も被災地の人口の動向をみながらも、長期的な保育環境の維持のため、国、県が協力していくことが望まれる。

◆迅速に災害時における児童の安否確認及び震災孤児の実態調査に取り組んだ

＜県庁内部での調整＞＜計画とマニュアル＞

災害時の安否確認については県災害対応マニュアルで定められていたが、震災孤児支援のためのニーズ把握については事前に検討されていなかった。しかし、子育て支援課は、災害直後から災害孤児の問題について懸念しており、3月には実態調査を開始した。また、孤児の受入れに際し、県内の施設で対応できるのか等の検討も併せて行った。これらは迅速な対応と評価できる。ただし、親族に保護されている孤児や、県外に転出した孤児もいたため、完全な実態把握には至っていない。震災孤児については、育英資金支援の検討など、継続した支援が求められることから、今後も国や被災各県とも連携しながら生活状況の把握に努める必要がある。

(9) 障害者支援対策

ア 障害福祉施設等に対する支援

a 被害状況等の把握

震災翌日の3月12日、電子メールを活用して、障害福祉施設、障害福祉サービス事業所等に対して被害状況及び要援護者受入可能数に関する調査を実施した。停電等の影響で、調査票の回収に時間を要した施設等もあり、すべてを回収できたのは4月下旬であった。時間の経過とともに通信手段が復旧しはじめ、それに伴い電話等での被災状況等の確認が可能となり、上記調査結果と併せて、施設等で必要としている支援を災害対策本部事務局に要請した。また、民間の支援団体等からの物資提供等の支援申出もあり、連携して施設等の支援に当たった。

b 介護職員等の派遣

厚生労働省の仲介により、被災で介護職員等が不足した施設等に対して、介護職員等を派遣した。3月31日から派遣した気仙沼市内の施設をはじめとして、合わせて13施設に対して介護職員等を派遣するとともに、4つの相談支援事業所に相談支援員を派遣し、施設等での介護や相談支援に当たった。

イ 市町村に対する支援

a 避難所等における情報提供について

3月15日、3月21日及び4月18日、各市町村に対して避難所等における障害者への情報提供に当たって、視覚障害者は館内放送等の音声割れて聞こえないことがあることから、音量について配慮することを、また、聴覚障害者に対しては、貼紙やホワイトボードを活用した文字での情報を提供することを依頼した。

b 手話通訳の派遣

3月31日、厚生労働省が被災県に手話通訳等を派遣する体制を整備したことから、各市町村に派遣希望を確認し厚生労働省に派遣を要請した。4月11日から5月13日までは石巻市、東松島市、多賀城市、名取市及び亘理町に派遣、引き続き6月30日までは石巻市、名取市及び亘理町に派遣し、主に市役所・町役場の窓口、避難所で活動した。

ウ 精神科病院等への支援及び入院患者の転院調整

3月11日から、電話や宮城県精神科病院協会、精神保健福祉センター等の協力により、精神科

病院等の被災状況等について確認した。その結果、病院等で必要としている支援を災害対策本部事務局や民間支援団体等へ要請した。

石巻市、気仙沼市、岩沼市にある精神科病院が、被災により入院患者への医療の提供が継続できなくなったことから、他の医療機関への転院調整を行った。調整は3月13日から開始し、県内38医療機関、県外10医療機関に合わせて300人を転院させた。

#### エ 障害者に対する支援

3月11日から、障害者やその家族、市町村、医療機関、警察等から電話等により相談や問合せがあり、随時対応した。

4月28日から、県、国、支援団体、関係市町が協力して、視覚障害者の状況や支援ニーズの確認を行った。沿岸13市町で実施し、必要な物資等を把握し、支援を行った。

3月31日から5月25日にかけて、仙台、栗原、石巻、登米及び気仙沼地域の事業所や市町村等を訪問し、障害者の支援状況や在宅障害者等の状況を調査した。その結果支援が必要な地域に、県外から相談支援専門員の派遣を受けた。

#### オ 各地方機関の対応

##### a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

交通機関の不通やガソリン不足等により、精神障害のある人が主治医の元に通院することが困難になったことや管内の精神科病院が大きな被害を受けたことなどから、患者や家族、市町等からの相談、問合せが多く寄せられた。そのため、診療可能な医療機関や処方可能な調剤薬局等の情報収集・提供を行うとともに、仙南薬剤師会の協力を得て一般医療機関で精神科の薬の処方ができるよう調整を行った。また、障害者支援施設の被害状況を確認し、特に入所型施設に対して水、食糧等の支援物資を配送した。

##### b 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

障害者施設の被災・備蓄状況、必要物資等を確認し、水・食料等の支援物資を提供した。避難所等で不穏になり問題行動を起こした精神障害者に対して、相談に応じ受診支援を行った。また、管内精神科病院・医院の外来開設状況、入院受入れ等を確認して市町に情報を提供した。さらに、手話通訳の必要な聴覚障害者に対して、FAXで安否確認を行った。

##### c 北部保健福祉事務所栗原地域事務所（栗原保健所）

震災の影響により状態が不安定となった精神障害者の相談対応を行うとともに、必要に応じて受診・入院の支援を実施した。

##### d 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

保健所が把握している精神障害者に対し、被災前の治療内容を確認し、近医で必要な処方を受けられるよう調整するなど、精神障害者の継続治療の確保及び緊急対応など必要な対応を実施した。

東日本大震災聴覚障害者救援宮城本部が、6月初旬に実施した「聴覚障害者心のケア調査」に当所の手話通訳員が同行し、聴覚障害者の被災後の生活状況の把握を実施し、結果を踏まえて聴覚障害者の交流会の企画へとつながった。また、被災により精神的に不安定となった聴覚障害者の受診への同行支援を行った。

##### e 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

避難所等で病状不安定となった精神障害者の相談対応を行うとともに、必要に応じて受診・入院の支援を行った。また、自殺未遂で救急搬送されたケースなど精神科診療が必要なケースの入院支援を行うとともに、支え手のいない精神障害者に対しては、応急仮設住宅への生活移行の支援を行った。

f 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

精神障害者への投薬や入院治療の必要性の判断等、精神科救急医療を中心に、愛知県の心のケアチームが気仙沼市で支援活動を開始した3月20日以降、北海道、福岡県、自治医科大学附属病院などのチームが加わり活動が展開された。また、南三陸町においても、3月19日から岡山県のチームが滞在し、後に熊本県のチームも加わって、精神科救急医療活動が展開された。当所では、これら心のケアチームの活動先の選定や情報提供、活動結果の引き受け等の業務調整を毎日行い、被災した精神障害者の医療が継続的に確保されるよう配慮した。

聴覚障害者に対しては、手話通訳員が行政手続きの同時通訳、就労面接や失業保険に関する説明への同行通訳、各種手続きに関する代行電話等を行い、被災生活の支援を行った。

これらの活動により、避難所または在宅での精神障害者・聴覚障害者の生活が継続できるよう支援することができた。

f リハビリテーション支援センター

i 手帳所持者への対応

流失・避難に伴う手帳紛失者に対し交付証明書発行。療育手帳再判定期限の延長。

ii 手帳交付台帳の提供

流失市町村へは、申出により交付者名簿を提供。

iii 補装具判定

被災市町村での臨時巡回相談、避難所体育館、プレハブでの巡回相談など、津波被害、流失関係で75件の判定増

iv 課題等

更生相談所の判定業務は市町村からの申請で成り立っている。補装具の流失者に対して迅速に代替えを提供しなかったところであるが、情報発信源である市町村が被災して情報収集が遅れたこと、補装具製作者自体もガソリンの確保等で身動きが取れず、3月中は活動出来なかったのが実態である。災害発生時の補装具提供システムをマニュアル化しておく必要性を感じた。

g 拓桃医療療育センター

当センターは「肢体不自由児施設」及び「病院」であることから、発災後、病院機能をいかに維持・回復させるかが最大の課題であった。

各ライフラインが復旧するまでの間、非常用自家発電機、プロパンガス、給水車による給水等により最低限の機能を確保しながら、当センターが各患者に対してとった対策は以下のとおりである。

i 在院患者に対して

発災当日の朝の時点で入院患者総数は72人であったが、当日が金曜日であったこともあり外泊する患者が多く、その後も外泊者、退院者が増え、最低時には院内在院者数は23人とな

った。

こうした状況を受け、一時3つの病棟を集約して、1病棟体制とした期間もあったが、職員の配備体制は、休日・夜間でも入院患者を全員無事に避難させることができる人員体制とした。また、非常用自家発電機の燃料である軽油の調達ができなくなった場合を想定して、人工呼吸器を使用中の患者4人を他院に転院させる措置をとった。

なお、電気復旧まで固定電話は不通となり、携帯電話も一時圏外となったことから、患者やその家族への情報提供や連絡では、テレビのテロップにてメッセージを発信した。

ii 外来患者に対して

電話による連絡手段が復旧すると同時に、順次外来患者宅に外来予約日の確認をしながら、安否と内服薬等の残量の確認を併せて実施し、薬の不足が見込まれる場合は、入手方法を伝えた。また、在宅療養で使用中の衛生材料についても、次期来院の見通しが立たず間に合わないと思われる場合は、その入手方法についても伝える措置をとった。

さらに、被災により在宅での療養が困難な状況にある患者について、入院希望の確認を取り、3月16日から3月30日までの間に計7人の患者を受け入れた。

### 障害者支援対策の検証

#### ◆特に震災から半月の間は、沿岸部の市町村内の障害者の状況の把握が困難であった。民間支援団体との協力により情報が入手可能になった<情報><県庁外部（民間支援団体）との調整>

特に3月中は、市町村の担当者に連絡がとれないことに加え、ガソリン不足や人員不足、保健福祉事務所の被災により、県の職員による沿岸部の被災状況調査も難しく、被災地の障害者の状況把握が困難であった。そのなかで、県は、現場で障害者への支援を行っている福祉系の民間支援団体への、緊急通行車両の指定や災害派遣等従事車両証明書発行に係る側面支援を行ったことで、それらの団体から現地情報を収集するとともに被災地の障害者のニーズを把握することが出来た。これは県職員による現地調査が困難な場合の次善の策としては有効であったと評価できるが、県と市町村による現地調査を可能にするための対策（保健福祉事務所の防災対策の強化や、現地調査のためのガソリンの確保、市町村担当者との連絡体制の構築や情報通信手段の確保等）についても事前に取り組むべきであった。

#### ◆消防や地域組織での安否確認が困難な、巨大災害発生時の災害時要援護者情報の取り扱いについて、検討することが望まれる <情報><県庁外部（民間支援団体）との調整>

東日本大震災では、広域に甚大な被害が発生し、消防や地域組織だけでは、災害時要援護者の安否確認が難しい場面もあった。そのような場合、現地で支援活動を行っている災害時要援護者の関連民間団体が、当該団体の会員等の安否確認に大きな役割を果たした事例があった。しかし会員以外の災害時要援護者については、自治体が保有する個人情報の入手が困難であったことなどから、要援護者の状況確認を進めにくいという問題もあった。災害時要援護者情報の把握・共有方法については、県の災害時要援護者支援ガイドラインにおいて、各市町村に災害時要援護者支援台帳を整備するよう記載されている。災害時要援護者の個人情報の扱いは、一概に無条件で公開するということではなく慎重に検討すべき事項ではあるが、今後は、民間支援団体と市町村担当部局との間で、事前に災害時要援護者支援台帳等の個人情報の扱いについて検

討を始めることが望ましく、県としても市町村に助言等を行っていくことが重要である。

◆**担当課においては障害の種別に配慮した職員の配置が難しかった**

＜資源（職員）＞＜県庁外部（都道府県）との調整＞

福祉避難所指定や介護職員の派遣などについては、障害福祉課は、保健福祉部内（特に保健福祉総務課）等との連携や、部内調整会議で情報の共有が行われていた。しかし、障害福祉課職員の勤務体制については、障害種別ごとに（特に精神疾患など）専門性があることから、長期にわたる24時間体制では、業務に必要な専門性のある職員の配置が難しい状態であった。今後は、災害時に他県等から同じ専門性を持った職員の応援がスムーズに得られるよう、県内外で同じ専門分野の職員の人材交流などを通して、相互支援の体制を構築しておくことが望ましい。

◆**障害者の転院の受入先の確保、搬送に関する調整が難航した**

＜資源（職員）＞＜県庁外部（医療機関）との調整＞

被災により医療の提供が継続できなくなった精神科病院の入院患者の転院や新たな受入施設の確保、転院時の搬送の調整が難しかった。県内外の多くの病院を相手に、それぞれの患者の状態を伝えながら転院の調整を行った。特に、精神疾患に加えて身体疾患のある患者の受入先の調整に時間を要した。また、患者の搬送は拠点病院が優先され、精神科のような配慮が必要な入院患者の転院時の搬送に必要な機材や人手が不足した。被災して医療の提供が困難になった病院からの転院なので、精神科の入院患者の状態によっては早期に搬送・転院が必要な場合も存在する。そのため、県職員は、県内の転院情報の収集と調整を行うとともに、県外の受入病院については厚生労働省が調整した情報をもとに受入先を決定して、各病院や自衛隊、関連施設の車両などを利用して搬送した。今後は、受入先の確保や、搬送のためのガソリンや車両の調達も含め、事前の受入れや搬送体制の構築に向けた検討が必要である。

(10) 心のケア対策

保健福祉部障害福祉課では、3月13日、災害対策基本法に基づく心のケアチームの派遣について、厚生労働省に要請し、3月17日から派遣受入を開始した。19都道府県1市1団体12医療機関からの33チームが石巻市、気仙沼市、南三陸町等で避難所、応急仮設住宅及び在宅の被災者の支援に当たった。

県内の精神保健医療関係者による「心のケア対策会議」を3月18日から週2日、徐々に週1日、月2回程度、7月まで開催し、県内の精神保健医療の現状、課題、今後の方向性等の検討を行った。また、部内関係課との情報交換を適宜行っている。

厚生労働省に対しても現状と課題等を報告し、今後の心のケア対策についての要望等を行ってきた。これらを通して、「心のケアセンター」を設置することや心のケア対策に要する財源確保（国3次補正による障害者自立支援対策臨時特例基金への被災者心のケア支援事業費の積み増し）に結びついた。

・ 各地方機関の対応

a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

3月19日から31日にかけて、独立行政法人国立病院機構東尾張病院から応援のあった「心の

ケアチーム」の巡回診療・相談活動の調整を行い、チームの円滑な活動を支援した。

管内市町職員を対象に、被災者も含めた住民のこころの変化やその対応について学ぶことを目的として、6月21日に「震災後のこころのケア研修会」を大河原町役場で実施した。また、市町や関係団体が開催した「こころのケア研修会」において、当所の精神保健相談体制について説明した。

b 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

派遣された県内外のこころのケアチーム（11チーム）が効果的に活動できるよう活動先、活動内容等の調整を3月19日から6月まで行った。また、市町等関係者へこころのケアチームの利用啓発を行い、ニーズの掘り起こしを行うとともに、避難所での巡回診療・相談など積極的に活用し、住民、関係者のこころのケアに当たった。さらに、家庭訪問、支援者への講演等についても実施した。

こころのケアチームの協力の下、精神状態が悪化した患者の受診支援、薬がなくなった患者の服薬確保を行った。

こころのケア対策推進、連携強化のため、管内精神科医療機関、精神保健指導医、こころのケアチーム、行政等関係者で「災害時こころのケア推進会議」を5月、6月（2回）、9月に開催した。

支援者支援として、管内自治体職員・関係施設職員等のメンタルヘルスケアについて管内市町と協議し、23年3月から9月にかけて、精神科医による面接・個別相談（塩竈市、七ヶ浜町、名取市、岩沼市、山元町）、講話等（塩竈市、山元町）を実施した。

10月9日には、応急仮設住宅の支援者を対象に、今後予測される中長期のこころの状態、自殺対策について講演会を実施した。

震災により精神症状を表出している精神障害者や医療中断者等を対象として、県や医療機関が他職種で構成するチームにより重症化を防止するため訪問支援を行う「精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）（平成23年8月県委託事業）」を適切かつ円滑に推進していくため、7月から9月にかけて関係者と打合せを行うとともに、12月16日には研修会を実施した。

c 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

災害時PTSD[心的外傷後ストレス障害(大人,子ども)]に対応する管内の相談体制の調整を、障害福祉課、子育て支援課及び北部児童相談所とともに行った。また、4月12日に、二次避難受入市町支援として、災害時PTSD(大人,子ども)に対応する「心のケア相談体制」を管内市町に周知し、利用の促進を図った。

5月16日、大崎市の二次避難所における岡山県こころのケアチームによるスタッフへの講話と個別相談に係る支援を行った。

6月28日に管内精神保健福祉担当者会議を開催し、市町及び管内精神科病院等担当者と、震災後の精神保健活動及び今後の心のケアに関する取組に関して情報交換を行った。

子どもの心のケアに関し、6月9日及び10月3日に、市町の取り組み状況の把握として、「災害時における子どもの心のケアに関する情報」調査の実施、二次避難者及び既存の住民双方への働きかけの勧奨、北部児童相談所との情報交換を行った。このほか、保育所監査に合わせて、子どもの心のケアについて情報提供を行った（8月から継続中）。



d 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

南三陸町から多くの被災者が避難してきたことから、心のケアチームの派遣要請を行い、3月17日、18日、避難所等で診療に当たった岡山県心のケアチームへの活動支援等を実施した。

また、熊本県心のケアチームと定期的に情報交換し、早期に受診が必要な方の支援を実施した。

宮城県子ども総合センター作成の子どものメンタルケアに関するチラシを登米市教育委員会及び同市子育て支援課を通じて市内の保育所、小中学校、避難所に配布したほか、震災による心の反応についてのチラシを各避難所に配布した。

7月と9月に各3日間熊本県より精神科医の派遣を受け、登米市民等へのメンタルヘルス講話、避難所等への巡回等を実施した。

e 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

管内の精神科医療機関や行政等、関係機関の情報共有や連携体制の強化を図ることを目的に「石巻地域精神保健医療福祉推進会議」を6月から定期的で開催した。また、従来行ってきた精神保健福祉・アルコール・引きこもりに関する各種相談事業を6月から再開し、さらに9月からは拡充を図って実施している。各市町の心のケア対策が推進されるようミーティング等にこまめに参加し、市町支援を行った。

f 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

3月末から北海道及び札幌市の子どもの心のケアチームが管内の避難所、幼稚園、保育所、学校等への支援に入ったことから、活動先の選定や情報提供を行うとともに、活動結果の引き受け等の業務調整を東部児童相談所気仙沼支所職員に徐々に引き継いでいった。当支援活動は9月初旬まで続き、11チーム、181人が活動した。これらの活動により、震災後不安定になりやすい子どもやその保護者の心のケアが推進された。

前述の障害者支援対策と同時並行して、精神的に不安定になった被災者のフォローアップも行った。毎朝、当所保健師が中心となり「こころのケア連絡会」を開催し、事例への対応や避難所での啓発活動、職員や支援者に対する研修活動など、多方面にわたる活動の調整や連絡調整等を行った。この対応は、ほとんどの県外派遣チームが9月末に撤退し、最後の愛知県チームも撤収した10月下旬まで展開され、延べ34チーム1,465人が活動を終えた。

避難所や応急仮設住宅で活動している保健師チームからの「心のケアつなげ票」により、別々に活動していたこころのケアチームと巡回活動の保健師等との連携が図られ、タイムリーな個別ケアが推進された。

g 精神保健福祉センター

i 情報収集・提供

3月13日、大崎市内精神科医療機関の被災状況及び調剤薬局等の状況把握。

3月14日から被災地域等（石巻、気仙沼、登米、栗原など）の精神科病院、市町村、保健所に出向き被災状況確認とその情報提供を障害福祉課、管轄市町村、管轄保健所に提供した。

ii こころのケアチーム派遣調整等

3月17日から3月末にかけて、職員3人が障害福祉課に出向き、他県からのこころのケアチーム派遣調整を実施した。

4月1日以降は、障害福祉課に出向いた職員が当センターに戻り、こころのケアチーム派遣

調整を障害福祉課と連携して実施した。

こころのケアチーム派遣調整（派遣先の市町村、保健所からの要望を確認し、障害福祉課に情報を提供する。）、現地活動を支援するためこころのケアチーム会議（構成メンバー：障害福祉課、社団法人宮城県精神保健福祉協会、宮城県精神科病院協会、宮城県精神神経科診療所協会、東北大学病院、当センター等）への情報提供及び対応の確認を行った。また、こころのケアチームの派遣実績の集約、分析を実施した。

#### iii 診療業務等について

3月14日から予約者のみ診療。当院以外でも受診困難となった者に対して処方箋を発行した。

3月31日から通常の外来診療を再開した。

4月12日から5月6日まで、デイケアを一部再開（週2回午前のみ）した。

5月9日から通常のデイケアを再開（週4回午前・午後）した。

#### iv ホットラインの開設

3月23日から現在までのホットライン開設（災害時心の電話相談）状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
震災関係	168	303	283	183	85	79	63
その他	121	400	675	669	304	353	339

利用時間 3月23日から6月30日：土日、祝日含め午前6時から午前2時

7月1日から9月11日：土日、祝日含め午前9時から午後5時

9月12日から現在：土日、祝日を除き午前9時から午後5時

開設当初は、余震の不安・恐怖不眠の訴え、被災した病院に通院できない患者、交通手段やガソリンがない患者からの問合せが多かった。

2か月から3か月後では喪失感や自責の念、家族との同居によるストレスに関する相談、その後は人間関係の困り事や不安と相談内容が変化してきている。

ホットライン対応の人材を確保するため、臨時職員の増員や自衛隊災害派遣（4月25日から6月30日）での臨床心理士の支援を受けた。

#### v 保健所・市町村等への技術支援

- 3月14日から各保健所、被災市町村に災害対応情報の提供を行いながら活動を支援した。
- 4月中旬からは、被災地域（保健所ごと）の地区担当制による支援と情報収集、提供を開始した。
- 中長期プラン（大規模災害時の精神保健福祉対応）の作成及び提示し、保健所、市町村の中長期的な災害対応の指針を示した。
- 6月以降、こころのケアに関する地域ネットワーク会議開催の働きかけをおこない、圏域の医療機関、市町村、関係団体（こころのケアチーム）の連携を支援した。
- 支援者支援等の情報提供、こころのケアチームの全県的な活動情報を提供した。
- 地区に出向いての情報収集と話し合い（こころのケアチーム会議など）に参加し、地域特性に合わせた支援に努めた。

5月11日から6月5日にかけて、当センター機能を強化するため、兵庫県災害派遣により精

神保健福祉士の支援を受けた。

7月からは、被災地域での地域精神保健体制再構築のための支援を地域保健所、市町村のニーズに合わせて実施した。

例) 気仙沼地区 地域精神保健計画作成支援

女川町 こころのケアスタッフ養成研修，傾聴ボランティア養成研修等人材育成支援

石巻市 関係者による心のケアミーティング参加

技術支援の概要（災害対応支援件数）

	4月から9月末まで	備考
保健所	50件	被災保健所等への技術支援
県機関等	22件	職員厚生課・市町村課，警察，消防庁等
市町村	50件	
関係機関	9件	NPO，宮城県精神保健福祉協会等

vi 災害関連情報の提供

3月14日から災害時のメンタルヘルスに関するチラシなど情報の提供，保健所への活動マニュアルの配布など被災地域に出向いての書面で提供及びイントラネットを活用して配布した（チラシ：被災者用，支援者用，対象別，市町村用など）。

5月上旬から震災後の対応に関するチラシの作成と配布（PTSDに関する内容，避難所運営スタッフ向けのセルフケアに関する内容等）。

7月から市町村，保健所に災害関連情報「ゆり便り」のメール配信を行った。

vii 災害時のメンタルヘルス関連研修の開催

4月13日から災害対応に関する研修会を開催し，既存の研修（自殺対策研修）に災害対応の内容を追加するとともに，新規に災害対応研修を計画し実施した。実施に際しては，全県下対象の内容と被災地域の状況に合わせた内容とし，参加しやすいよう被災地域に出向いての開催や保健所との共催による開催を行った。

災害研修開催状況一覧（9月11日まで 講師派遣含む）

	開催日時	内容（テーマ）	開催場所	対象者
1	4月13日	大規模災害における精神保健福祉 対応研修会	当センター	市町村，保健所職員等
2	4月14日		石巻市	
3	5月11日		岩沼支所	
4	5月12日		気仙沼保健所	
5	5月14日	電話相談の基本	援護寮	電話相談員
6	5月19日	復興期のこころのケア	石巻市	市町村，保健所職員等
7	6月20日	災害時保健福祉活動研修会	仙台市会場	市町村，保健所職員等
8	6月21日	災害時保健福祉活動研修会	名取市	
9	同上	災害時保健福祉活動研修会	山元町	

10	6月29日	災害時の精神保健活動	登米市	市町村、保健所職員等
11	7月5日	こころの健康について	山元町	仮設の入所者
12	7月10日	セルフケアについて	気仙沼市2か所	消防団員
13	7月14日	自殺予防人材養成研修	角田市	民生委員
14	7月15日	震災復興支援対策本部	大河原町	医師等
15	8月22日	災害時保健活動研修会	仙台市会場	市町村、保健所職員等
16	8月23日	心のケアに関する講話	同上	建設関係者
17	8月24日	聴き上手ボランティア養成研修	女川町	住民
18	9月6日	職員のメンタルヘルス	気仙沼市	県職員管理者
19	9月7日	災害保健医療支援ワークショップ	仙台市	関係機関
20	9月9日	心のサポーター養成研修	栗原市	住民
21	同上	うつとうつ状態のケア	栗原市	医療機関職員

## viii 支援者支援について

5月17日から支援者支援として、消防署職員、警察官等を対象にした惨事ストレスに関する啓発やハイリスク者への対応及び、県・市町村職員等に関する支援として、健康調査の企画等の打ち合わせや健康教育・個別相談を行っている。また、教育庁との打ち合わせを通じた教職員の心のケアの対応を行っている。

- ・ 消防職員への支援：消防庁惨事ストレスチームとともに健康教育・個別面談への対応
- ・ 県職員の健康調査企画会議への参加及び結果分析
- ・ 市町村職員等（気仙沼市、女川町、山元町他）に対する健康調査及び支援に関する検討会及び結果分析等の実施

## ix その他

- ・ 来所者対応：過去にデイケアを利用した者が、不安定となり来所する等したため対応した。
- ・ 自宅から大崎市内医療機関に5時間かけ受診したが、帰宅困難となった者への対応（受診病院から相談を受け、宮城県援護寮に協力依頼し数日宿泊させた。家族・市町村への連絡調整実施。）。

## x 活動を振り返っての課題等

当センターは地域精神保健の三次機関として、保健所や市町村、障害福祉課に対して専門的な助言や災害時の技術支援を行うことが求められている。今回、各関係機関からの派遣職員の協力により災害対応を行ってきたが、大規模災害時の対応を行うためには、柔軟に医師やコメディカルスタッフの増員がおこなえるようなシステムを整えていくことが課題である。

未曾有の大規模災害に対して、結果的に「宮城県災害時こころのケア活動マニュアル（案）」（以下心のケア活動マニュアル）に沿った対応がおおむね実施できたが、地震発生時点では「こころのケア活動マニュアル」は作成中であり、今回の震災を踏まえた見直しと職員、関係機関へ周知を図る必要がある。

被災地域の保健所、市町村を支援するためできるだけ現地に出向き、被災医療機関の情報を収集し、保健所、市町村、障害福祉課に情報を提供したが当センターには公用車が1台しかなく、他の公所から公用車を借用しての機動力の確保が必要であった。

当センターには防災無線等の緊急時連絡の設備がないことから、情報の把握が困難となった。

「こころのケア活動マニュアル」では、こころのケアチームを立ち上げるとしているが、そのためには災害の概要を把握し、アセスメントが必要となる。このため被災情報の把握は欠かせない。今後は、防災無線・防災FAX・衛星電話などの設置をする必要がある。

地域における災害対応は、保健所を中心に行われるが、今回は保健所が被災する等で被災地域の医療機関の情報把握は困難を極めた。情報収集体制については、県として検討する必要がある。

災害時の対応に関して記録を保存することは、災害対応を考える上で重要であるが、地震発生直後から数週間は、活動の記録は十分ではなかった。災害時は煩雑な業務の中ではあるが、記録係や情報連絡員等の役割分担を平時から設けておく等、具体的な災害対応の記録や保存方法を検討しておく必要がある。

今回は、長期にわたるこころのケアチームの支援を受けた。被災地域の医療機関からは、こころのケアチームの活動状況や県の取り組みに関する情報提供の不足が指摘されており、医療機関への情報発信について対応を検討しておく必要がある。また、今後、各圏域で地元医師会、医療機関と災害対応に関する話合いと、今後の災害対応を見据えた地域の救護活動や災害時保健活動を含めた地域災害対策計画の作成が必要である。

被災した地域では、これまで培った地区組織活動の人材や社会資源に大きなダメージを受けた。今後、地域が復興していくためには、心身の健康の保持増進が欠かせない。地区組織活動や健康を守る地域づくりが推進されることや地域精神保健活動の再構築を図るため総合的な視点に立ち、保健所、市町村の活動を支援していくことが必要である（メンタルヘルスに関する情報の収集、分析、提供と調査研究の実施、地域ネットワークの構築支援等）。

今回のこころのケアチーム派遣調整は障害福祉課と当センターが行ったが、身体科救護チームの派遣は医療整備課が行った。各チームがばらばらに入ってくることで、多数のチームをどこに派遣するかを現場と調整するのに苦慮した。地震発生直後は医療救護活動が中心となり、被災者の心身全体を捉えた支援が望ましいとの意見もあり、派遣調整の課題として検討が必要である。

大規模災害では、こころのケアは長期にわたって取り組みを継続する必要がある課題であり、心のケアセンター（平成23年12月1日よりみやぎ心のケアセンター開設）と連携を図りながら地域のニーズを踏まえた支援やマネジメントをセンターとして担っていく必要がある。また、崩壊した地域精神保健活動の再構築に向けて、関係機関との緊密な連携を図っていく必要がある。

## 心のケア対策の検証

◆人員等の資源が不足する中、重要な通常業務を絞り込むことによって、災害後も継続させた

## ＜資源（職員）＞

災害発生後、精神保健福祉センターでは、人員等の資源に限られることから、すべての通常業務の継続は困難と判断し、重要な業務に絞り込んで継続させていた。すなわち、デイケアについては、震災発生後に一時中断し、1か月後に再開させた。その一方で、外来診療については、新患は受け付けられないものの、在来患者への薬の提供は災害後も継続させた。こうした本災害での対応を踏まえて、精神保健福祉センターでは、災害発生時における通常業務の継続と、県の災害対応業務への従事について、どのように両立させるか、主務課である障害福祉課とともに検討していくことが必要である。

◆障害福祉課は、精神疾患患者対応や心のケアに関して、被災後早い段階で市町村や保健福祉事務所から情報収集を行った＜県庁内部での調整＞＜県庁外部（市町村）との調整＞＜情報＞

障害福祉課は、県庁にて業務に従事していた精神保健福祉センターの職員とともに、市町村や各保健福祉事務所から情報を収集した。電話などでの情報収集に当たっては、各市町村や各保健福祉事務所側で連絡を受ける担当職員を決めてもらうことによって、情報の錯そうを防いだ。

3月14日からは、精神保健福祉センターの職員が、被災地の保健福祉事務所や障害者施設等を訪問して被害状況等を収集し、県庁の障害福祉課に報告した。現地訪問の際には、情報を収集するばかりではなく、県による活動状況などの情報を被災地の機関に提供した。こうした現地との密接な情報交換によって、障害福祉課では、より効果的な支援調整をすることが可能となったと考えられる。

今後、障害福祉課では、より効果的な初動対応ができるように、精神保健福祉センターや各保健福祉事務所、関係機関などと協力して、地域における情報収集や連携体制について検討しておくことが求められる。また、被災地の状況を把握するために必要となる、災害時の情報通信手段や車両等の配備および調達スキームについても、全県的に検討することが望ましい。

◆障害福祉課は、精神保健福祉センター等と連携しながら、被災した精神疾患患者への対応及び被災者の心のケアを効果的に進めた＜県庁内部での調整＞＜資源（職員）＞

障害福祉課は、精神保健福祉センターや保健福祉事務所と連携しながら、被災した精神疾患患者への医療面での対応と、被災者の心のケアへの対応を連続的・包括的に行った。精神保健福祉センターでは、障害福祉課が派遣する心のケアチームが、医療整備課の調整により派遣される医療救護チームと連携して活動できるように調整に努めた。その結果、心のケアチームが保健師など一体となって活動し、精神疾患患者への医療的対応と被災者の心のケアを包括的に行うことのできた事例があった。しかし、心のケアの活動に関する情報が、被災地域の医療関係者に、十分に提供できなかった等、課題も明らかになった。

今後、県は、精神疾患患者への医療的対応と被災者の心のケアを両立させた活動を、より効果的に災害時に実施できるよう、医療機関や福祉関係団体等と、災害時に派遣する専門家チームとの役割分担や連携体制などについて、あらかじめ協議しておくことが必要である。

**◆精神保健福祉センターでは、地域精神保健体制の再構築に向けた活動計画の作成を支援するなど、市町村に対して中長期的な支援を行った<県庁外部（市町村）との調整>**

精神保健福祉センターは、地域精神保健体制の再構築にむけて、保健福祉事務所及び市町村における、中長期的な活動計画の作成について助言を行った。また、保健福祉事務所や市町村の職員を対象としたメンタルヘルスケアに関する研修会の連続開催、災害対応を行う支援者の惨事ストレスに関する啓発活動、教職員や市町村職員が健康教育・健康調査を企画する際の相談なども行った。こうした活動は、中長期的な地域の精神保健体制の再構築に寄与したものと考えられる。

**◆未完成の「心のケア活動マニュアル」は、業務を実施する際に参考となったが、マニュアルの記載に不十分な点もあることが明らかとなった<計画とマニュアル>**

「心のケア活動マニュアル」は未完成であったが、精神保健福祉センターにおいて業務を実施する際の参考資料として役立っていた。今回のような大規模な災害では、対応に当たる関係者が多岐にわたるため、関係者が共通して参照できるマニュアルの価値が高かったと考えられる。ただし、「心のケア活動マニュアル」で想定していた対応計画では、不十分な点も明らかとなった。本災害では、精神保健福祉センターが障害福祉課と協力して調整業務を実施したため、人員が不足し、外部からの応援職員が必要となっていた。また、情報収集のための体制や機材の整備、災害対応を記録する必要性なども、強く認識されている。今後、こうした本災害での教訓や、関係機関との協議内容などを反映させ、「心のケア活動マニュアル」を完成させることが望まれる。

## 15 災害救助法

### (1) 災害救助法に関する相談体制

災害救助法に関する分掌は、保健福祉部保健福祉総務課が担当していたことから、同課担当職員2人が3月11日以降、同法に関する市町村等からの問合せへの対応に当たった。

発災後1週間が経過した頃から徐々に問合せが多くなった。内容は、避難所運営における人材の雇用や暖房器具の購入、ホテル・旅館等を二次避難先とする場合の取扱い、埋葬における保管料を委託できるのか、応急仮設住宅については事務委任をしていなかったことから、その時期をいつ示すのかなどの問合わせが多く寄せられた。

3月19日には厚生労働省から「災害救助法の弾力運用」に関する通知が発出され、3月中にその4までの通知があり、当該取扱いについての通知の都度、庁内及び市町村あての通知を行った。このため、市町村からその解釈等に関しての問合せが多くなり、保健福祉総務課内のすべての電話は止むことなく鳴り続けた。

こうした状況を踏まえ、4月2日付けで保健福祉総務課内に5人体制による災害救助法対応チームを新設して対応に当たることになった。その後、4月中旬までに奈良県からの応援職員2人及び高知県からの応援職員1人が加わり計8人体制となった（両県からは、引き続き交代で、奈良県は10月まで計14人、高知県は9月まで計12人の職員を派遣いただき、大変貴重な即戦力となっていた）。)

4月以降も1日当たり200から300件の問合せがあり、このような状況は応急仮設住宅として民間

賃貸住宅の借上げ制度の問合せによるものがそれまで以上に増加する5月初めまで続いた。

#### (2) 市町村への事務委任

救助を迅速に行うため、災害救助法第30条第1項に基づき、広域的な調整を要する応急仮設住宅関係を除き、救助の実施に関する事務を3月11日付けで各市町村に委任した。

なお、公営住宅に関しては、空きがあれば即入居ができることから、機動的な対応を可能とするため、応急仮設住宅関係のうち公営住宅に関する部分を3月25日に委任した。また、県の応急仮設住宅（プレハブ住宅）の建設計画が進むにつれ、一部市町村から住民ニーズに即した仕様で独自に建設したい旨の要望があり、その部分も追加で4月19日に委任した。

その後、応急仮設住宅（プレハブ住宅）における寒さ対策を迅速かつ実態に即した対応を行うため、民間賃貸住宅供与の関係を除き、10月26日に応急仮設住宅に関してすべて委任した。

#### (3) 他都道府県への救助要請

今回の震災は被害が広域に及んだため、親戚や勤務する会社の系列等を頼って県外へ避難する方も相当数になっていることに鑑み、各都道府県知事あて3月12日付けで、被災者の受入など応急救助の応援要請を行った。

#### (4) 今後の課題

災害救助法適用に関し、市町村からそれぞれの救助内容の具体的な適否について、終日問合せの電話が鳴り続けた。これまで各市町村担当者に対し災害救助法研修会を年1回実施していたものの、いざ被災した場合の対応は、被災の状況や緊急性から多様にわたったため、一つ一つ詳細に確認を求められた。被災時に迅速な対応を可能とするためには、平常時から救助内容について整理しておく必要性を感じた。また、市町村によっては市役所庁舎の損壊等により命令系統や役割分担が機能せず、同じ自治体から同じ質問を複数から問合せがあるなどしばらくの間混乱した。

こうしたことを避け、円滑な救助活動を行うには、県・市町村とも災害救助法の対応機能を1部署に集中させず、命令系統と役割分担を具体的に定め機能を分散させることが望ましい。また、今回の災害では、厚生労働省が相次いで「災害救助法の弾力運用」を行ったため、県内部や市町村において同法はあたかも万能であるかのような錯覚をまねき、あれもこれも適用できるだろう、といった問合せが増えた（同様の問合せは、被災地に派遣された各省庁職員からも、直接、県保健福祉総務課にあり、それを厚生労働省の担当課に確認して回答するなど、照会のチャンネルが多岐にわたったことも混乱に拍車をかけることになった。）。「災害救助事務取扱要領（厚生労働省）」で、同要領にない取扱いについては、厚生労働省と協議することになっており、実際の運用に際しては時間を要することになる。今回のような大規模災害時において、柔軟で迅速な救助を実施するためには、災害救助法の運用に関して、厚生労働省において具体的なガイドラインを示し、今以上の裁量権を自治体に与えることも必要ではないかと考える。



## 災害救助法に関する対応の検証

### ◆市町村への fax については、通知が届いていない可能性を考える必要がある

#### <情報>

災害救助法の適用が決まった後は、迅速に市町村防災管理部門に fax にて通知が行われた。しかし、庁舎が被災した市町では通知が受け取れていなかった。Fax が使える場合でも、災害時には災害時優先電話回線につながった fax 数台しか使えず、そこに膨大な枚数の fax が送られてくるため、用紙切れや誤配信等で担当者に通知が届かない可能性がある。

重要な連絡については、少なくとも最初の連絡については受領確認を求め、受領確認が不可能な場合には、連絡は届いていないという前提で他の連絡手段を検討すべきである。また、平時から、市町村の担当部門と複数の連絡方法について協議しておくことが望ましい。

### ◆災害救助法は災害対応全般に関わるため、十分な人員体制を整える必要がある

#### <資源（職員）>

費用負担に関わる災害救助法は、災害対応業務全般に関係することに加えて、厚生労働省、県庁内各部署、市町村各担当課からの問合せに対応しなければならないため、早い段階から十分な人員を配置する必要がある。災害救助法の担当は当初2人だけだったが、後に応援職員を含めて8人体制にまで強化されることになったが、初動体制においてはそれでも十分ではなかった。災害救助法担当は、災害対策本部の一部門として、十分な数の応援職員を配置した組織として設置することも含めて体制を検討すべきである。

### ◆問合せ窓口や分野の担当を定め、情報の流れを整理すべきである

#### <情報>

災害救助法は災害対応業務全般に関係するため、国・県・市町村の様々な部署から、多岐にわたる内容の問合せを受けることになる。4月以降も一日当たり200から300件の問合せがあり、業務の大きな負担となった。

これだけの問合せ数になると、多岐にわたる分野、地域についての問合せ内容の全体像を把握することは困難となる。そこで例えば住宅、生活支援など担当分野ごとに、県、市町村の双方が窓口となる担当者を決めるなどして、情報の流れを整理する必要がある。

### ◆すべてにおいて厚生労働省との協議が必要であり、問合せへの回答に時間を要した

#### <計画とマニュアル>

災害救助法は明確なガイドラインがあるものではなく、各災害の特徴に応じて弾力的に運用がなされてきた。特に東日本大震災のような前例のない災害においては、災害救助事務取扱要領にない対応が求められるため、その都度、厚生労働省との協議が必要であり、市町村や県庁各部署からの問合せへの回答には時間を要することになった。迅速な運用が出来る仕組みを、県としても国に要望していく必要があろう。

例えばポジティブリスト（許可事項だけを定める）ではなく、ネガティブリスト（禁止事項だけ定める）のガイドラインを定め、それ以外については各県の裁量に委ねるなどの方法について国において検討されるべきであろう。

## 16 水道事業体の応急・復旧対策

水道施設は、県全域で被害を受け、断水は35市町村すべてに及び、断水戸数は3月11日の本震及び4月7日の余震による被害を合計すると、約62万戸が断水となった。特に、津波被害を受けた沿岸部の地区では、復旧に長時間を要した。南三陸町では、町内の主要な4つの浄水場すべてが津波の被害を受け、水源となる浅井戸も冠水したことにより水質が塩水化するなどして、震災後に残存した世帯の水道が仮復旧したのは8月末となった。気仙沼市、石巻市などでは、市街地まで津波が及んだことから、災害廃棄物の撤去を進めながら、止水栓を閉め、その後、水道本管の漏水箇所の修繕、あるいは仮設配管を設けるなどして、給水区域を徐々に広げていった。9月末までには水道水を必要とする約59万9千戸すべてが復旧したが、残る約2万1千戸は津波により流出するなどして当面復旧が困難な地域が残っている。

### (1) 水道施設の被害状況

地震による浄水場の被害（傾斜板等の浄水施設や水質検査機器の破損など）、配水池内部のクラック、埋設された管路からの漏水、津波による水道事業所や浄水場の大規模損壊、橋りょう添架管の破損、水管橋の流出など、多種多様の被害を受けた。水道施設の被害は、9月末迄に約1万1千件あり、暫定被害額は約300億円にのぼった。

### (2) 水道の復旧状況

市町村等の水道事業では、管工業協同組合等の復旧作業の応援を受け、日本水道協会を通じて、名古屋市、新潟市など他都市から人員の応援を受けるなどして、漏水調査、漏水修繕を進めていき、復旧箇所が徐々に拡大していった。仙台市では、大都市間での相互応援の覚書により東京都や札幌市の応援派遣を受けるなどして複数の作業班を設け、配水幹線を優先して復旧工事を実施した。この結果、津波被災地区及び地滑りのあった地区を除き、3月29日までにはおおむね復旧が完了した。

震災による停電や電話回線の不通などにより、水道施設の被害把握には困難を極めたが、3月14日ごろになってようやく全県的な被害状況が確認できるようになった。それでも七ヶ宿町、女川町及び南三陸町の被害状況については確認が取れなかった。

なお、時系列による復旧状況は次のとおりである。

#### ア 3月16日時点

県内ではじめて加美町が全戸復旧したが、女川町、南三陸町とは依然連絡が取れず、被害状況の把握はできなかった。

#### イ 3月19日時点

色麻町も復旧し、全戸復旧は2町となった。また、女川町、南三陸町の状況が判明したが、両町とも全戸断水であった。

#### ウ 3月25日時点

七ヶ浜町、利府町、女川町及び南三陸町が全戸断水のままであったが、他の市町は一部断水が解消されるなど徐々に復旧が進んできた。登米市及び丸森町が復旧したことから、4市町が全戸復旧した。

#### エ 3月31日時点

白石市、角田市、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町の仙南圏域の多くの断

水が解消されたほか、内陸部の大崎市、大和町、大衡村及び涌谷町でも全戸復旧した。また、仙台市は津波により大きな被害を受けた沿岸部等を除いて、復旧済みとなった。津波被害を受けた沿岸部地域を含め、未復旧率は約18%になった。

オ 4月6日時点

女川町のみが全戸断水、南三陸町の大部分が断水であったものの、七ヶ浜町の断水も一部地区に限られ、沿岸区域を持たない21市町村はすべて断水が解消されている。未復旧率も約10%となった。

カ 4月9日時点

4月7日23時32分ごろに発生した大きな余震により、再び、断水市町村が増え、丸森町、川崎町、色麻町及び加美町の4町のみが全戸通水しているものの、柴田町、大郷町では再び全戸断水となるなど、31市町村に給水に支障が生じた。

キ 4月15日時点

七ヶ浜町及び利府町の全戸が断水のままであったが、内陸部の市町村はほぼ断水が解消された。また、仙台市及び名取市では津波等の被害を受けた地域を除き、復旧済みとなった。未復旧率は約32%であり、余震発生の影響は続いた。

ク 4月17日時点

塩竈市、気仙沼市、山元町、女川町及び南三陸町の5市町に一部断水区域が残るものの、30市町村では復旧済みとなった。ただし、石巻市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町及び七ヶ浜町では津波等の被害を受けた地域は復旧していない。未復旧率は約17%。

ケ 4月25日時点

22日に再び一部地区が断水した七ヶ浜町、気仙沼市、女川町及び南三陸町の4市町で一部地区の断水が続いた。未復旧率は約9%。

コ 5月1日時点

4月25日の状況と変化はなかったが、未普及率は約7%となった。

サ 5月8日時点

塩竈市が沿岸地域も含め復旧した。松島町、利府町とともに沿岸地域を有する3市町で全域復旧となった。

シ 5月10日時点

女川町が津波を受けた地域を除き復旧したため、一部断水となっているのは気仙沼市、七ヶ浜町及び南三陸町の3市町となった。未復旧率は約7%のままである。

ス 5月12日時点

登米市保呂羽浄水場の取水ポンプが故障したことから、同市内広範囲で断水、減水が発生したが、翌13日午後に復旧した。

セ 5月18日時点

七ヶ浜町が津波を受けた地域を除き復旧した。未復旧率は約6%となった。

ソ 6月20日時点

気仙沼市が津波を受けた地域を除き復旧したため、一部断水となっているのは南三陸町のみとなった。多賀城市が沿岸地域も含め、全域復旧した。未復旧率は約5%となり、南

三陸町を除いては、津波を受けた地域が未復旧地域として残る形となった。

タ 7月19日時点

1か月前と大きな変化はないが、石巻市、気仙沼市などで、沿岸地域において産業活動の再開などに対応し断水区域が減った結果、未復旧率は約4%となった。

チ 9月5日時点

南三陸町においても、津波を受けた地域を除き復旧した。未復旧率は約3.5%となり、津波で流出等した約2万1千5百世帯が当面の復旧が困難な戸数として残った。

ツ 9月16日時点

石巻市で一部復旧戸数が増えたことから、未復旧率は約3.4%となった。

テ 津波被害を受けて未復旧となっている地域における水道施設の整備は、今後の街作りの方向性や住民の要望などを踏まえて実施されることになる。

### (3) 応急給水状況

地震発生直後から、停電や漏水箇所が多数生じたことなどから、県内の22事業者（12市11町）において、給水車等による給水支援が必要となった。社団法人日本水道協会を通じた他都道府県の水道事業者からの給水車の派遣のほか、自衛隊や大都市間の水道局相互応援などにより、地震発生日の翌日から最も復旧が遅れた南三陸町での8月中旬までの給水支援活動は、日本水道協会関係分として、全国の215の水道事業者から、延べ4,262台の応援を受けた。

なお、3月26日には1日最大で129台の応援を17事業者（10市8町）で受けたが、断水区域の縮小に伴い、徐々に給水車の出動台数が減少していき、3月29日には106台の応援を16事業者（9市7町）で受け、4月15日には55台の応援を8事業者（6市3町）から受けた。4月20日には、石巻市、東松島市、気仙沼市、名取市及び南三陸町の4事業者で29台の応援を受けた。一方、4月からは、登米市、仙台市など県内の水道事業者からも石巻市や女川町などに対する給水車の支援を開始している。

5月に入ると、他都道府県の水道事業者による給水車の支援は、埼玉県、北海道、秋田県、岩手県、山形県となり、石巻市、東松島市、気仙沼市及び南三陸町が対象に限られ、5月1日時点では、26台となった。

6月8日の時点で、埼玉県からの支援が終了し、また、6月20日の時点で、北海道の支援が終了したことから、3市1町に対する支援は4県に限られ、その台数も14台となった。

6月27日の時点では、石巻市、東松島市及び南三陸町の2市1町に対する9台となった。さらに、7月4日には、給水支援が南三陸町のみとなり、仙台市、登米市、大崎市及び栗原市の県内4事業者から各1台の計4台の支援を受け、応急対策が完了した8月上旬まで登米市、大崎市の応援が続いた。

このほか、企業局の3浄水場いずれからも給水車への供給が可能であることの連絡を受けたことから、県内水道事業者へ情報提供するとともに、災害対策本部事務局へも伝え、災害対策本部事務局から自衛隊へ情報提供した。また、他の浄水場の稼働状況を調査し、給水車が取水可能であるかの調査を継続し、その結果を各水道事業者へ情報提供した。

### (4) 復興への対応

津波等により水道施設に甚大な被害を受けた水道事業者が行う水道の復興に対して、技術的支援を行うため、国、有識者、関係団体等で構成する「東日本大震災水道復興支援連絡協

議会」に参画した。気仙沼市、南三陸町、女川町及び石巻地方広域水道企業団（石巻市、東松島市）などの復旧、復興に向け、今後も意見交換を行い、これらの復興について協力して取り組んでいくこととしている。

### 水道事業体の応急・復旧対策の検証

#### ◆応急給水の支援ニーズの把握と関係機関への応援要請の実施に関して、食と暮らしの安全推進課の役割が不明確である

##### ＜県庁外部との調整＞

食と暮らしの安全推進課は、発災後直ちに、応急給水の応援に係る情報の連絡調整、助言指導及び関係機関への応援要請を実施することが求められている。同課は、発災直後から、各水道事業体に対し電子メールを用いて、被害状況ならびに給水支援の必要箇所について報告を求めた。その後も、12日5時頃、6時半頃と同様のメールを送信した。しかし、応急給水の応援要請に係る情報は十分に収集できていない。12日の早朝までの主な活動は、(社)日本水道協会と衛星携帯電話で連絡をとり、同協会が把握している各水道事業体による給水車の支援要請と東北ブロックに手配された給水車の支援規模に関する情報を入手し、これらの情報を随時厚生労働省に報告するに止まっている。

各水道事業体から同課に給水支援の要請がよせられない中、同課から能動的に各水道事業体にアプローチしていることは評価できる。また、県下の保健所に連絡し、水道施設の被害状況の把握に努めていることは、給水支援ニーズを予測するために有効であると考えられる。しかし、各水道事業体は日本水道協会に給水支援を要請し、同協会が各水道事業体の給水支援ニーズを把握していることから、応急給水に関わる同課の役割が不明確である。同課は、県災害対策本部や日本水道協会等を通じて、避難所や医療機関及び市町村災害対策本部から給水車の手配要請、ペットボトル等の供給要請があることを把握し、日本水道協会や各水道事業体に伝達している。こうした活動が、関係機関全体として、被災地への対応の見落としがないようにする効果があるのかもしれない。今後、応急給水の支援ニーズの把握と関係機関への応援要請の実施に関して、同課の役割とその効果を再検討されることが望ましい。

#### ◆食と暮らしの安全推進課は、県内の浄水場の稼働状況を調査し、給水車に給水可能な浄水場の情報を関係者に提供することで、応急給水活動に寄与した

##### ＜情報＞

断水が35市町村すべてに及ぶなか、3月26日には129台の応援の給水車が活動するなど大規模かつ広域的な給水活動が継続的に実施された。食と暮らしの安全推進課では、3月11日22時頃に把握した広域水道の全3浄水場が給水車に給水可能であるという情報を県内の各水道事業体や自衛隊（県災害対策本部事務局経由）に伝えた上で、その後、県内の浄水場の稼働状況を調査し、給水車に給水可能な浄水場について集約した情報を関係者に提供した。

本災害では、給水車が県内全域にわたり広域的に応急給水活動を展開するなか、県内で取水可能な浄水場を同課が代表して把握し、その情報を提供した意義は大きい。広域的な災害においては、個別的で別職員でも代替可能な対応よりも、大規模な応援部隊による広域的な活動を効率化するための業務など同課でしかできない対応に資源を集中させるべきである。

## 17 広域水道・工業用水道の応急・復旧対策

### (1) 被害状況の確認及び情報収集、発信

企業局水道経営管理室では、大崎広域水道事務所（加美町）、仙南・仙塩広域水道事務所（白石市）及び仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所（仙台市）との連携の下、3月16日には被災箇所への復旧計画を策定し、水道用水供給再開について、災害対策本部事務局にて報告するとともに、ホームページによる県民等への送水再開状況、送水再開目標日等の情報提供を開始した。

4月以降、社団法人日本水道協会、社団法人日本工業用水協会等の団体及び関連する学会等による被災状況調査が行われ、その時点での被害情報等を提供してきた。同様に企業局が所属する会議等においても必要に応じて報告を行った。

### (2) 人的支援等の確保

各広域水道事務所においては、現場での復旧対応要員の増員を必要としたことから、3月12日夜には派遣要請に関して、災害時応援協定を締結している社団法人日本水道協会（窓口：名古屋市上下水道局）との打合せを行い、正式要請後3日以内の現地投入という迅速な対応がなされた。派遣職員数は名古屋市上下水道局職員7人、派遣期間は全14日間（大崎広域水道事務所7日間、仙南・仙塩広域水道事務所7日間）であった。このほか、庁内他部局、維持管理業務受託業者等、社団法人宮城県建設業協会及び災害時応援協定を締結してはいないが社団法人日本工業用水協会に対しても派遣要請を行い、断・通水作業や復旧工事対応の円滑化・迅速化を図った。派遣職員数は、愛知県、三重県、富山県及び神戸市の職員各2人、派遣期間は全6日間であった。

企業局内においても各事務所と調整して職員の相互応援を行うなどの対応を行った。各広域水道事務所での応急復旧工事への支援として、水道経営管理室から職員2人を派遣し、早期の送水再開に向けた応急復旧工事の迅速化、工程の管理徹底（被災箇所の特特定と復旧計画の策定）を図った。

### (3) 資材等の調達

- ・ 復旧作業や移動のために必要な燃料や通信手段確保のために衛星携帯電話等を調達した。
- ・ 薬品メーカーの被災により、次亜塩素酸ソーダの入荷が困難な状態となったものの、それ以外の薬品については、復旧期間中の急激な濁度上昇等がなかったため、薬品類の使用見込みのめどが立ち、計画的に薬品の購入が可能であった。

### (4) 余震による再度の被災

大崎広域水道事務所管内、仙南・仙塩広域水道事務所管内ともに、4月1日までにすべての受水市町村に用水供給が可能な状況になったが、4月7日の最大余震により新たな被害が各事務所管内において発生したことから、本震の際と同様の対応を執った。

### (5) 災害査定等への対応等

- ・ 平成23年度当初予算の抜本的な見直しを行い、東日本大震災による災害復旧費用に充当するため、また、今後予想される収益の減少に対応するため、各広域水道事務所との調整の下、費用の圧縮に努めた。
- ・ 厚生労働省から災害復旧に係る国庫補助を受けるための計画書の作成、水道施設災害復旧費調査（災害査定）の事前準備を着実に進めた後、8月22日から26日に実地調査を受検し、所要の経費の補助を受けることが可能となった。
- ・ 工業用水道に関しても、経済産業省から災害復旧に係る補助を受けるために同省と協議等を行い、

5月27日に復旧工事の事前着手の了解を得るとともに、補助申請書の作成に着手した（その後10月25日付けで申請書を提出）。

(6) 各広域水道事務所の対応

ア 大崎広域水道事務所

a 大崎広域水道用水供給事業

i 緊急復旧工事等に係る業者への出動依頼

〔本震〕

地震発生直後から、被害状況の把握及び早期の復旧に向けて、職員、施設運転及び設備点検業務委託業者のほか、緊急復旧工事等指定業者3社、さらには、近隣の建設業者にも協力依頼するなど、被害復旧に向け、逐次、調査及び工事を進めた。

出動依頼などの状況は以下のとおり。

3月11日	緊急復旧工事等指定業者	3社
3月12日	協力依頼工事業者	3社
3月13日	建設コンサルタンツ協会へ調査協力依頼	1社
3月14日	調査協力業者	1社
	調査依頼業者	1社

工業用水道施設の復旧工事等も含め、出動依頼等の業者数は13者となった。

〔余震〕

4月7日23時32分の地震発生直後から、職員、施設運転及び設備点検業務委託業者並びに緊急復旧工事等指定業者によって、浄水場を始め取水・導水・送水の各施設点検に出動し、被害箇所及び状況の確認を行った後、被災箇所ごとの復旧工事担当業者を直ちに決め、翌8日6時30分から、各業者に着工を指示した。

出動依頼などの状況は以下のとおり。

4月8日	緊急復旧工事等指定業者	3社
	協力依頼工事業者	5社

ii 復旧工事及び通水作業に係る関係協会等の応援

〔本震〕

復旧工事については、3月11日の地震発生直後から、日本ダクタイル鉄管協会、日本水道鋼管協会、社団法人建設コンサルタンツ協会、社団法人宮城県建設業協会のほか、各種資材メーカーの協力を得て、早期送水再開に向け進めることができた。また、通水作業については、企業局内他公所、県庁他部局のほか、社団法人日本水道協会を通じた名古屋市の応援を得て、地震から12日後の3月23日送水再開にたどり着くことができた。

〔余震〕

復旧工事については、4月7日の地震発生直後から、日本ダクタイル鉄管協会、日本水道鋼管協会、社団法人建設コンサルタンツ協会、社団法人宮城県建設業協会のほか、各種資材メーカーの協力を得て、地震から5日後の4月12日に送水再開することができた。

iii 受水市町村への送水復旧作業工程の説明

3月11日の地震発生直後直ちに、二次災害防止のため送水停止措置を執ったことから、現

場では漏水箇所の発見が困難な状況となり、復旧作業完了段階で漏水箇所を確認しながら、また、充水・圧掛けして新たに漏水箇所が判明するなど、復旧作業開始当初は、送水開始目標日が判断できない状況であった。

そのような中で、大崎広域水道の末端受水池である栗原市より、高清水・瀬峰地区の「復旧説明会」で、県水道の復旧状況について説明要請があり、3月21日11時と13時30分から高清水及び瀬峰総合支所において、それぞれ区長、会長他14人及び22人の区長等に対して、広域水道の被災・復旧状況及び送水見通しについて説明し、現状に対する理解を得た。また、同日16時から、美里町水道事業所において、一部未通水の大崎市、栗原市、美里町及び涌谷町の各水道技術管理者に対し、同様の説明を行い復旧見通しの理解を得た。

4月7日の余震時においては、漏水流量が全体で200m<sup>3</sup>/h程度であったことから、送水を継続した結果漏水箇所の確認ができ、適確な復旧工事工程及び通水作業工程の作成により、送水再開目標日設定や情報提供を効果的に行うことができた。

4月9日には、復旧工事のため一時送水停止となる関係6受水市町に対し、復旧工事及び通水作業工程の詳細説明を行い、工程どおりの復旧、送水を果たすことができた。

#### iv 水処理施設等運転継続のための燃料確保

3月11日の地震発生直後から停電となったため、浄水場を始めとした水道施設及び無線中継所においては、電源確保のため自家発電設備の運転を開始し、長時間の停電が見込まれたため、これら自家発電用燃料としてA重油及び軽油の確保が必要となった。

A重油については、災害対策本部事務局への調達要請と併行して、麓山浄水場の暖房用燃料タンクから人力で汲み上げるほか、ローラー作戦で近隣の燃料店から1klを確保するなど、停電の復旧見通しのない中で人海戦術を展開した。

確保したA重油は、麓山浄水場、松山増圧ポンプ場及び中峰浄水場等の自家発電用燃料として、ドラム缶等を用いて運搬し、復電した3月15日までの4日間をつなぐことができた。

軽油については、契約業者の協力を得て、取水場、沈砂池及び無線中継所の自家発電用燃料を確保し、携行缶等で運搬して各施設のタンクへ補給した。また、復旧作業等に使用する公用車や作業用発電機等に用いるガソリンは、数少ない営業店でも数量が乏しく限られていたため、必要量の確保は難しい状態がしばらく続いたが、「緊急車両優先」の販売や、市町村発行の「災害復旧優先」整理券の交付を受け、携行缶にも給油できるようになったことで、時間は費やしながらも、何とか確保ししのぐことができた。

4月7日発生の最大余震による停電時は、2日後の9日未明までには全施設で復電したので、あらかじめ貯蔵していた燃料で対応が図れた。

#### v 水管橋等本復旧工事の調査設計

3月11日の本震及び4月7日の余震による送水管路等の被害は、本震については3月23日、余震については4月12日に応急復旧工事を完了し、市町村への送水を復旧させた。

この応急復旧工事に加えて、3水管橋の伸縮継手部復旧や支承部の補強工事及び取水・浄水・送水施設構内の沈下や擁壁部等の本復旧工事が必要であり、調査設計業務については応急復旧工事段階から一部着手し、災害査定への対応にも備えて順次進めた。



vi 水道施設等の災害復旧費調査（災害査定）

水道施設等の災害復旧費調査（以下「災害査定」という。）は、8月22日の週に現地調査が行われた。

災害査定への対応に当たり、応急復旧工事については早期の送水復旧のため事前執行した工事について、緊急復旧工事の出動依頼した業者と図面作成及び積算のための確認打ち合わせを重ねて、災害復旧費の設計積算を行った。また、本復旧工事については、コンサルタント委託業務として進め、災害査定スケジュールに対しては時間的に厳しい状況も生じたが、被害箇所の現地測量を始め、補修設計、施工計画、工事図面作成及び設計積算を行い対応した。

災害査定の結果は、ほぼ全額対象と認められた。

vii 応援給水

応援給水については、麓山浄水場及び中峰浄水場において、給水タンク等への補給をする形で、市町村等からの給水要望に対応した。

受付状況は、麓山浄水場及び中峰浄水場ともに、3月13日に最初の申込みがあり、最終は中峰浄水場の6月18日に及んだ。

給水先はほとんどが自衛隊であり、ほかに3町の申込みを受け付け、応援給水量は、麓山浄水場が27.7m<sup>3</sup>、中峰浄水場が1,376.6m<sup>3</sup>で合計1,404.3m<sup>3</sup>となった。

b 仙台北部工業用水道事業

i 緊急復旧工事等に係る業者への出動依頼

大崎広域水道事務所では、3月11日の地震発生直後から、職員、施設運転及び設備点検業務委託業者のほか、緊急復旧工事等指定業者2社、さらには近隣の建設業者にも協力依頼して、被害状況の把握を進めた。

出動依頼などの状況は以下のとおり。

3月11日	緊急復旧工事等指定業者	2社
	協力依頼工事業者	3社

仙台北部工業用水道の被害箇所復旧工事は、上水道の復旧を優先するため、被害箇所及び状況の把握までで一段落とし、3月24日から復旧工事及び通水作業の再開となった。

なお、4月7日の余震では、仙台北部工業用水道において被害は確認されなかった。

ii 復旧工事及び通水作業に係る関係協会等の応援

復旧工事については、3月11日の地震発生直後から、日本ダクタイル鉄管協会、日本水道鋼管協会、社団法人宮城県建設業協会のほか各種資材メーカーの協力を得て、早期配水再開に向け進めることができた。また、通水作業については、社団法人日本工業用水協会を通じ、4縣市（愛知県、三重県、富山県、神戸市）からの応援を得て、4月1日にはすべての受水企業への配水を復旧させることができた。

iii 受水企業への連絡

受水企業12社に対しては、工業用水道施設の被害箇所復旧は、上水道の復旧を優先させる旨連絡し、協力を求めて進めた。

3月24日から工業用水道配水管の本格的な復旧工事及び通水作業に入り、各受水企業ごとに配水復旧の予定月日を伝えた上、通水再開時には、各企業の担当者に立ち会い確認を依頼し

た。

iv 工業用水道施設等の災害復旧費

工業用水道施設等の災害復旧費については、経済産業省に対し10月25日に書類による申請手続きを行い、12月16日に交付決定されている。

イ 仙南・仙塩広域水道事務所

a 広域水道応急・復旧対策

3月13日 白石内田前漏水箇所の掘削，復旧完了

3月14日 災害対応職員の応援配置（3月29日まで，水道経営管理室より2人，3月31日まで庁内他部局の計量検定所より2人）

村田西原漏水箇所の掘削開始

白石福岡深谷(2)漏水箇所の掘削開始

3月15日 災害対応職員の応援配置（4月1日まで庁内他部局の監査チームより1人）

浄水場から低区調整池までの充水開始，洗管作業・水質検査を経て一部通水開始

白石市内田前受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始

白石市白石鷹巣受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始

高区系管路の空気弁等の調査も開始

電力が復電，自家発電機停止

村田西原漏水箇所の復旧完了

3月16日 船岡新栄漏水箇所の掘削着手

災害対応職員の応援配置（3月31日まで庁内他部局の保健環境センターより1人，仙南保健福祉事務所より1人）

水質検査は2人1組として2チーム編成で対応

検査項目は，水温，色度，濁度，残留塩素濃度，pHを確認し，水質基準である色度5以下，濁度2度以下，pH5.8からpH8.6を満たし，残留塩素濃度0.1g/L以上を確認する。

大河原町大河原金ヶ瀬受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始

3月17日 大河原町大河原稗田前受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始

柴田町柴田山田沢受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始

3月18日 角田市角田江尻受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始

3月20日 白石福岡深谷(1)(2)漏水箇所の復旧完了

浄水場から高区系送水管に充水開始

3月21日 船岡新栄漏水箇所の復旧完了

村田町西原受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始

柴田町柴田船迫受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始

亙理町亙理逢隈受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始

松森漏水箇所の復旧完了

名古屋市上下水道局からの応援受入れ（3月27日まで7人）

（主に高区系管路の空気弁調査，通水作業の補助の実施）

- 蔵王矢附(1)漏水箇所の掘削，復旧完了
- 3月22日 蔵王矢附(2)漏水箇所の掘削，復旧完了  
蔵王町蔵王受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
村田町菅生受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
亘理町亘理愛宕前受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
亘理町亘理吉田受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
仙台市坪沼受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
仙台市太白受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
仙台市には4月1日までに通水完了
- 3月24日 山元町大平漏水箇所の現地測量及び試掘  
岩沼市岩沼受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
名取市名取受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始
- 3月25日 仙台市仙台錦ヶ丘受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
仙台市仙台芋沢受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始
- 3月28日 富谷町富谷受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
仙台市仙台区見受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
利府町利府森郷受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始
- 3月29日 塩釜南錦町漏水箇所の掘削開始
- 3月30日 仙台市仙台松陵受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
多賀城市多賀城受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
利府町利府赤沼受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
塩釜南錦町漏水箇所の復旧完了
- 3月31日 松島町松島受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
塩釜市塩釜受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
仙台市仙台中山受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
山元町大平漏水箇所の復旧完了
- 4月1日 七ヶ浜町七ヶ浜受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
山元町山元大平受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
山元町山元山寺受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
仙台市仙台紫山受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
仙台市仙台高森受水池に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
全区間で通常送水完了（復旧に要した期間21日）
- 4月7日 震度6の余震発生  
白石市大平森合で漏水が発生し，低区系市町で断水
- 4月8日 白石市大平森合漏水箇所の掘削着手
- 4月9日 利府町加瀬で漏水の情報あり
- 4月10日 白石市大平森合漏水箇所の復旧完了
- 4月11日 低区系市町に洗管作業・水質検査を経て通水開始

船岡水管橋沓修繕工事出動依頼

- 4月12日 利府町加瀬漏水箇所の掘削開始
- 4月13日 利府町加瀬漏水復旧のため、利府町、松島町、塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町で断水
- 4月14日 仙塩関係市町村との、断・通水打合せ開催
- 4月15日 利府町加瀬漏水箇所の復旧完了
- 4月16日 高区系利府町以下4市町に洗管作業・水質検査を経て通水開始  
全区間で通常送水開始（復旧まで要した期間9日間）
- <緊急工事の依頼>
  - ・大平森合（その2）漏水復旧（空気弁交換）工事
  - ・テレメータ室水没他復旧工事
- 4月17日 緊急・配備体制の強化を開始
- 6月23日 船岡水管橋沓修繕工事完了
- 7月1日 災害査定に係る、企業局説明会  
災害査定のために現場確認と設計書作成
- 7月20日 宮送水管専用道路復旧工事「震災特例」発注
- 8月3日 古内水管橋修繕工事出動依頼
- 8月24日～26日 水道施設災害実地査定（傾斜板修繕工事他15か所）

※全体の被害の状況（当初想定）

15か所（可撓管・継ぎ手の離脱等）

本震（3/11）13か所、余震（4/7）2か所

概算被害総額 505,946千円

※平成23年11月1日現在の被害状況

単位(円)

被害想定額	支出総額 (概算額)	災害査定額	補正予算 支出予定額	既決予算額		H24 要求 概算額
				支出済額	未発注 概算額	
505,946,000	236,065,940	149,768,850	216,810,500	5,372,440	2,800,000	11,083,000

b 工業用水道応急・復旧対策

- 3月12日 職員及び施設管理委託業者により施設点検実施，アクセレータ（トラフ・傾斜板）・管理棟（建築・照明）・汚泥棟（建築・照明・ダクト）に被害発生，後日再調査予定
- 3月15日 大楯浄水場通常運転再開，熊野堂取水場復電，富谷配水池復電  
大楯配水池からの仙塩工水：仙塩幹線仙台地区・泉幹線鶴ヶ谷ポンプ場までの通水作業開始（通水先行ラインの空気弁点検・補修を含む。），3月21日までに仙台地区11社中8社給水可能  
水道施設等復旧業務出動依頼をした工業用水道施設管理委託業者より通水作業に当たる職員派遣開始（4月21日までの期間で2人から最大6人）  
仙塩工水：泉幹線松森地内の配水管の漏水復旧完了
- 3月16日 仙台圏熊野堂取水場通常運転再開，鶴ヶ谷ポンプ場復電

- 仙台圏工水：名取地区への給水開始
- 仙塩工水：泉西環状線の配水管及び大槻場内配水管の漏水復旧完了
- 3月17日 津波で甚大な被害を受けたJX・仙台港周辺の被害確認  
JX仙塩・仙台圏仕切弁全閉
- 3月18日 仙塩工水：卸町枝線の苦竹南目館地内の仕切弁の漏水復旧完了
- 3月19日 企業局文書（復旧予定日程等）をユーザーにi-FAxで一斉送信
- 3月22日 仙塩工水：富谷配水池への通水開始（富谷配水池からの逆通水後、鶴ヶ谷ポンプ場からの圧送通水）、3月25日通水作業完了  
ユーザー手配の給水車に大槻着水井から給水開始、4月28日まで3社に延べ65回・約260m<sup>3</sup>給水
- 仙塩工水：仙塩幹線の国道45号仙台港北インター付近の配水管の漏水復旧完了
- 3月24日 仙塩幹線梅田川水管橋伸縮可とう管の漏水復旧完了
- 3月26日 仙塩工水：泉パークタウン地区への通水開始
- 3月28日 仙塩工水：泉系復旧、ユーザーへの給水開始（14社中14社）  
仙台圏中野ポンプ場内流入管制水弁の漏水復旧完了
- 3月29日 仙塩工水：仙塩幹線～多賀城幹線通水再開  
4月1日までに仙台地区残り3社と多賀城地区13社中2社給水可能  
中野ポンプ場内中野連絡管制水弁の漏水復旧完了
- 4月2日 中野連絡管充水作業開始、連絡管②による仙台圏への充水開始  
4月5日までに仙塩工水：仙台港地区5社中2社、仙台圏名取地区（給水済）JR新幹線を除く12社給水可能
- 4月4日 大崎広域水道事務所から応援職員配備（1人で7日まで）
- 4月5日 中野ポンプ場復電、JR中野ポンプ場試運転正常、JR給水管充水作業  
仙台圏工水：七北田左岸弁まで充水後全開、仙台圏ライン全通  
仙南広水南部山勤務の職員2人が応援配備（7日まで）
- 4月6日 仙塩工水：多賀城幹線の仙台港水管橋の仮配管復旧工事開始
- 4月7日 仙台圏北幹線から連絡管③経由により多賀城市内管路充水作業  
仙塩工水塩釜、仙台地区の6ユーザーを除き復旧作業完了  
震度6の余震発生により、ほぼ全域で再度被災
- 4月8日 被害箇所調査（仙塩～連絡管①～中野P、仙塩泉ライン、梅田第二水管橋、多賀城市内、広瀬・名取水管橋の5班（管路点検委託業者を含む。）体制で対応）  
i-FAxでユーザーに給水停止依頼（仙台圏全NG・仙塩43社NG）  
仙台圏工水熊野堂取水場の系統からの供給による復旧作業再開  
4月15日まで仙塩工水：泉パークタウン地区・仙台地区2社・塩釜地区2社を除き給水可能
- 4月9日 仙塩工水：多賀城幹線の仙台港水管橋の仮配管復旧工事完了  
仙塩幹線苦竹トヨタカラー前配水管の漏水復旧完了
- 4月10日 日本工業用水協会応援職員6人（愛知県・三重県・神戸市から各2人）の派遣応援

による泉系統の充水準備作業再開（派遣応援は14日まで）

- 4月11日 仙塩工水：卸町枝線苦竹南目館地内の仕切弁及び泉幹線梅田第2水管橋可とう管の漏水復旧完了
- 4月13日 仙塩工水：中野連絡管旧アクセル配水管の漏水復旧完了
- 4月15日 多賀城市内閉鎖区間充水により仙塩ライン配水可能
- 4月16日 仙台圏で漏水が確認されたため仙塩に送水ライン切替
- 4月17日 仙塩工水：泉幹線七北田第2水管橋応急仮復旧工事完了及び松森水管橋仮復旧工事完了（引き続き本復旧工事を継続し、11月末完了予定）
- 4月18日 仙塩工水：泉系充水開始、4月20日までに仙塩仙台地区2社・仙塩泉パークタウン地区まで給水可能  
仙台圏中野ポンプ場内流出配水管の漏水復旧完了
- 4月19日 仙南広水南部山勤務の職員2人が応援配備（22日まで）
- 4月20日 仙塩工水：塩竈地区港橋枝線配水管の漏水復旧完了
- 4月21日 仙塩工水：塩釜地区充水開始。港橋枝線の充水時漏水の配水管及び仙塩幹線扇町地内幸楽苑前空気弁立上管の漏水復旧完了
- 4月22日 仙塩工水塩釜地区への再充水で応急復旧作業完了、全ユーザーへの供給可能復旧までに要した期間：42日
- 4月28日 仙台圏中野ポンプ場内流出配水立上管からの漏水箇所の本復旧完了
- 5月10日 アクセレータ水抜き清掃、メーカーによる被害調査を実施（31日まで）
- 5月13日 大楯浄水場管理棟・汚泥棟の被害の詳細調査を建築業者立ち会いで実施
- 5月20日 中南部下水道事務所仙塩浄化センターに浄化雑用水を供給開始
- 5月30日 津波で被災したユーザーからの流量計設置を伴う給水施設工事申請の受理（以降9月末まで12社から受理、指導・立会・検査給水作業実施）
- 6月6日 地震で被災した給水管の漏水復旧作業の支援（以降9月末まで4社から要請あり、復旧作業実施）
- 7月19日 津波で被災したユーザーからの給水設備の流末施設工事申請の受理（以降9月末まで2社から受理、指導・立会・検査給水作業実施）
- 8月22日 アクセレータ修繕を大楯浄水場浄水施設復旧工事として発注
- 9月6日 工業用水道施設災害復旧事業費補助金交付申請の企業局ヒヤリング
- 9月16日 配水量が増えてきても地震後生じていた取水量・着水量の差が減少しないため導水流量測定を決定、9月29日に観測実施（10月も予定）
- 9月26日 大楯浄水場管理棟・汚泥棟等の建築・建築設備修繕を大楯浄水場汚泥棟外復旧工事として発注

※ 被災の状況

被災箇所数：113か所（水管橋3か所、配水管12か所、空気弁98か所）

被害総額：522,641千円 本震（3/11）被害：57か所／365,462千円

余震（4/7）被害：56か所／157,179千円

## 広域水道・工業用水道の応急・復旧対策の検証

### **◆水道経営管理室は、各広域水道の3浄水場すべてにおいて給水車が取水可能であることを発災日中に関係者へ伝えた上で、浄水場の機能維持のための活動を実施した**

#### ＜県庁外部との調整＞

水道経営管理室及び各広域水道事務所は、宮城県内で広域的に断水し早期復旧が見込めない中、応急期を乗り切るために2つの重要な活動を実施している。

1つ目は、発災日のうちに各広域水道の浄水場が水処理機能を喪失していないことを把握し、いずれの浄水場においても給水車が取水可能であることを食と暮らしの安全推進課（応急給水に関連する業務を担当）に伝えたことであり、応急給水活動を早期に開始するために不可欠な活動であったと評価される。

2つ目は、燃料（A重油と軽油）の確保に試行錯誤で活動したことであり、長期停電が懸念される中、自家発電装置による各浄水場の運転を継続させるために最も重要な活動の1つであり、3月15日に復電するまでの4日間、燃料を枯渇させることなく供給させたことは、安定的な応急給水を支えたと言える。

災害対策本部事務局に対して調達を要請した燃料が届くことはなかったが、各事務所は、暖房用燃料タンクから人力でくみ上げたほか、販売店の支援で所要量を確保するなど試行錯誤で乗り切った。今後、長期的な応急給水を支えるための活動の重要性を認識し、確実にそうした活動が実施できる計画を作成することが望ましい。

### **◆水道経営管理室が公表した各水道事業者への送水再開目標日が、県民に送水が再開される時期であると誤解された**

#### ＜広報＞

水道経営管理室は、広域水道に関して3月16日には被災箇所での復旧計画を策定し、それに基づく送水再開目標日を災害対策本部事務局に報告するとともに、県民に向けてホームページを通じて発信した。この送水再開は、広域水道事業の顧客である各水道事業者（市町村）への送水再開を意味しており、一般家庭への送水再開ではない。しかし、一般家庭への送水再開目標日であると誤解する県民もおり、市町村への問合せが殺到し、市町村からその対応に忙殺されたとの苦情が同室に届けられた。

送水再開目標日を決定し内外に発信することは、関係者間の連携を促す効果があり水道の早期復旧のために重要な対応である。しかし、水道という被災者の生活再建に極めて重要な問題に関して正しく情報を理解されなかったことは問題である。一般家庭への送水を担う各水道事業者と連携し、一般家庭の送水再開目標も合わせて発信できておれば、このように誤解されることはなかったのではないだろうか。今後、水道の復旧に関する情報発信の方法については、関係機関とともに再検討する必要がある。

### **◆道路啓開などにより災害廃棄物が応急的に歩道上に積み上げられ、その下に埋設されている工業用水の管路被害を把握する妨げとなった**

#### ＜県庁内部での調整＞

水道経営管理室では、地震発生直後、工業用水の配水量の異常増加を速やかに把握し、漏水が発生したものと判断し、16時頃から配水停止の決定を受水企業に伝え始めた。一連の復旧に向けた同室の速やかな対応は評価できる。しかし、津波来襲後、漏水の発生を確認していた工業用水路の被害箇所を把握する段階

で、津波災害特有の対応上の難しさに直面した。すなわち、道路啓開などにより災害廃棄物が応急的に歩道上に積み上げられ、その下に埋設されている工業用水の管路の被害を把握するのが困難になったのである。工業用水路は大部分が沿岸域に整備されているため、こうした状況の箇所が多かったと推察される。

初動期においては、人命救助が最優先課題であるため、災害廃棄物が一時的に歩道上に積まれることは仕方のないことである。そのような中、マンホール付近の必要最小限の災害廃棄物を除去しながら、管路の被害状況の把握調査を進めた。工業用水に関しては多くの受水企業が被災しているため、避難者対応に関連する救援物資の輸配送や港湾の啓開などと比較すると、早期復旧の優先順位はそれほど高くなかった可能性がある。工業用水の早期復旧の観点からは、一連の対応は大変効果的であったと評価できるが、一方で、全体としての優先順位を踏まえた人的・物的資源の配分については、宮城県全体の対応の中で再度検討する余地があろう。



## 18 住宅・建築物対策

### (1) 被災者住宅相談対応

#### ア 「被災住宅相談窓口」の設置

3月22日から各土木事務所・地域事務所及び土木部建築宅地課に「被災住宅相談窓口」を設置し、り災証明、住宅の安全性の確認及び住宅の修繕・建替え等の被災住宅に関する県民からの相談や市町村の担当者からの問合せに対応した。

#### イ 「相談マニュアル」の整備・配布

住宅の応急修理、修繕、融資等に係る各種制度を分かりやすくまとめた「相談マニュアル」を作成し、市町村及び相談者等へ配布するとともに、ホームページへ掲載した。

#### ウ 相談員の市町村窓口への派遣

市町村が開設する「被災住宅相談窓口」に対し、関係団体（社団法人宮城県建築士会、社団法人宮城県建築士事務所協会、社団法人日本建築家協会東北支部）等の協力を得て、建築士等の相談員を派遣し、専門的な相談に応じられるようにした。

相談員の派遣状況 派遣者数：延べ2,036人（平成23年9月30日現在）

派遣先15市町村：（仙台市、塩竈市、大衡村、亘理町、涌谷町、登米市、大和町、多賀城市、七ヶ浜町、村田町、岩沼市、山元町、東松島市、女川町、南三陸町）

### 被災者住宅相談対応の検証

#### ◆住宅相談窓口を一元化し、最初に情報を整理して公開したことで、被災者や市町村からの問合せに対応できた<広報><県庁内部での調整>

建築宅地課・建築安全推進室は、通信網の不通やガソリン不足で対応業務が困難な時期に、住宅相談に関する情報や担当窓口となる部署を整理して、ホームページへの掲載や、市町村への情報提供を行い、関係者が連携して相談に対応できる環境を整えた。この対応は、市町村の担当者や県民からの大量の問い合わせに対して、部内の担当課以外の職員の協力を得ながら同一の情報を提供することを可能にし、効果的であった。

建築宅地課・建築安全推進室は、被災者には問合せ電話番号一つだけを広報して窓口を一本化し、その電話にでた職員が質問を聞いて直接担当部署につなぐことで、被災者にとってわかりやすい相談体制を実現できた。このような窓口の一本化の対応や、県民や市町村担当者への情報提供の対応は、今後の災害においても有効な方法と考えられる。東日本大震災で蓄積したノウハウを、内陸部を含めた県内の市町村と共有し、事前の対策やマニュアルの作成に活かしていくことが望まれる。

### (2) 危険度判定

#### ア 被災建築物応急危険度判定

地震発生当初からほぼ1か月の間は、情報通信網や道路交通網等のライフラインが遮断され、燃料も不足するなど、遠地からの応援を受け入れる体制がとれず、非常に限られた条件の中で実施せ

ざるを得ない状況であった。そのため、地元の判定士や市町村職員、県職員が中心となって判定を実施した。しかし、自らも被災した判定士や職員も多く、地域内での人員も非常に限られており、より一層厳しい条件での判定作業となった。また、被災建築物応急危険度判定を未実施の市町村に対しては、実施するよう働きかけを行った。

約1か月が経過したころ、判定士や職員は他の業務や住宅相談等に忙殺される状況となった上、津波浸水区域では瓦礫の撤去が進んだことにより、判定実施の要望が高まった。また、4月7日の最大余震の被害もあったため、より多くの人員が必要となった。この時期、燃料等が少しずつ入手できるようになってきたため、広域派遣を要請し、他都道府県（北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、埼玉県、東京都、神奈川県）の各都道府県及び市町村職員、民間判定士）の応援を得ながら判定活動を継続した。さらに、特に被害が大きく、応急危険度判定を実施する体制がとれない津波浸水区域に対して、簡略方法により省力化し、県職員も追加で判定作業を実施するなどの場合もあった。

その結果として、3月11日から5月10日までの2か月間にわたり、延べ1,472班、2,955人の判定士が50,721件を判定し、二次災害を防止するとともに、住民の方々の不安解消を図ることができた。

市町村実施状況		判定結果 (3/11～5/10)	
完了 12市18町	仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	危険 要注意 調査済	5,200件 7,553件 37,968件
		合計	50,721件

※「調査済」は「危険」または「要注意」に該当しないものを示す。

#### イ 被災宅地危険度判定

本震災においては、被害を受けた県内の宅地について、約2か月にわたり被災宅地危険度判定作業を実施した。県は、各市町村に設置された災害対策本部の要請を受け、県職員の派遣及び県外自治体職員等の受入支援を行った。また、被災宅地危険度判定を未実施の市町村に対しては、実施するよう働きかけを行った。

被害が広域にわたって発生したうえ、交通網及び通信手段が遮断され、燃料が極めて不足した状況のもと、4月7日の最大余震の被害が加わり判定作業は困難を極めた。

県に登録されている被災宅地危険度判定士名簿を市町村に提供し、市町村が直接地元の被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定活動を行った市町村もみられた。

仙台市は被害が大きいことから、県が国土交通省に依頼して、2次にわたる広域派遣による判定作業を実施した。派遣判定士は県外自治体が59都道府県区市延べ819人、県内自治体が栗原市延べ12人、独立行政法人都市再生機構延べ12人、社団法人全国宅地擁壁技術協会3人、仙台市宅地安全協議会延べ24人の応援を得ながら判定活動を行った。仙台市以外の自治体では、県職員等を

川崎町，利府町，岩沼市へ派遣した。

その結果として，3月11日から5月19日までの2か月間にわたり，3,996か所を判定し，二次災害を防止するとともに，住民の方々の不安軽減を図ることができた。

市町村実施状況		判定結果 (3/11～5/19)	
完了 3市7町	仙台市，角田市，岩沼市，川崎町，亘理町，山元町， 松島町，利府町，大和町，加美町	危険	886件
		要注意	1,470件
		調査済	1,640件
		合計	3,996件

※「調査済」は「危険」または「要注意」に該当しないものを示す。

### 危険度判定の検証

**◆被災建築物応急危険度判定調査・被災宅地危険度判定調査は，ガソリン不足や通信網の被害から派遣が遅れた。しかし，判定士の派遣調整については，県が広域派遣要請をするなど役割を果たした**

#### ＜県庁内部での調整＞＜県庁外部（関連機関）との調整＞

被災建築物応急危険度判定調査・被災宅地危険度判定調査は，ガソリン不足や通信網の被害から派遣が遅れた。これらの調査は震災後早期に行い二次災害を防止することを目的としているので，判定士を乗せた車を緊急車両に指定して，ガソリンを優先配分するなど，早期に現地に派遣するための対策をとることが望ましかったといえる。

今後，建築宅地課・建築安全推進室は，県内外の関連団体と協議して，連絡手段や派遣に必要なロジスティクスを確保することが必要である。また，県内の地域毎に，現場の調整や判定士の派遣をコーディネートできる人材を育成するための研修を行っていくと共に，広域災害が発生した時の広域応援体制について検討していくことが必要である。

### (3) 応急仮設建築物の存続許可

#### ア 仮設建築物に対する制限の緩和の区域指定（建築基準法第85条第1項）

建築基準法において非常災害が発生した区域においては，国，地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のため災害が発生した日から1月以内に工事に着手する応急仮設建築物については，建築基準法の基準を適用しないとされており，この区域を明確にする必要があることから，県内の特定行政庁（仙台市，石巻市，塩釜市，大崎市）と連携を図り，平成23年3月13日付けで全県を区域指定し，関係機関に通知した。

#### イ 応急仮設建築物の存続許可（建築基準法第85条第3項第4項）

災害があった場合に建築される公益的な応急仮設建築物は，その建築工事を完了した後3か月を超えて存続させようとするときは，特定行政庁（知事）の許可を受けなければならないとされており，各土木事務所・地域事務所において，応急仮設住宅，郵便局，仮設校舎等の応急仮設建築物の

存続の許可（期間2年以内）を行った。

許可件数（平成23年9月30日現在）

管轄 区分	大河原土 木事務所	仙台土木 事務所	北部土木 事務所	栗原地域 事務所	登米地域 事務所	東部土木 事務所	気仙沼土 木事務所	事務所計
応急仮設住宅	0	23	2	0	6	0	152	183
その他	0	0	0	0	2	11	6	19
計	0	23	2	0	8	11	158	202

#### ウ 応急仮設建築物・仮設建築物と扱う建築物の明確化

建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物又は同条第5項の仮設建築物と扱う建築物について、県内各特定行政庁（宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市）の運用の統一を図るため、「東日本大震災により被災を受けた建築物に係る建築基準法の運用方針」を定め、市町村立病院（仮設）、市町村営幼稚園（仮設）、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗、高中小学校の仮設校舎等に係る許可の円滑化を図った。

#### （4）住宅の応急修理制度

災害救助法に基づく住宅の応急修理の円滑な実施に向け、3月18日に建築関係団体に対して、構成員に対する制度の周知と実施に当たっての協力を要請した。また、市町村に対しては、3月22日及び30日に関係職員を集めて説明会を開催するとともに、津波被害が甚大だった気仙沼市、南三陸町、女川町については3月23日及び24日に個別訪問し説明を行った。

4月1日には、国（厚生労働省）との協議を経て「東日本大震災における住宅の応急修理実施要領」を決定し、県内市町村に周知するとともに、併せて様式などの記載例やQ&Aについても作成し配布した。以降、市町村や県民からの問合せ等に対応するとともに、マンションの共有部分の取扱い等具体的な制度に関する相談に対応した。判断困難事例や制度そのものに係る疑義等は厚生労働省への問合せや相談するなどして対応した。

市町村での具体的な応急修理の実施に向けては、建築関係業者リストの提供は行ったものの、被害の規模や業者自体が被災者となっている状況などを踏まえ、個別の市町村の区域以外の業者も応急修理に広く参入し可能な限り早期の工事完了が図れるよう、国と協議して、市町村ごとの応急修理業者の指定は行わないこととするとともに、通常であれば工事完了期限を設定して実施すべきところを、当分の間として、状況を踏まえながら申込受付期限を先に設定することとした。

被災された方々に向けては、4月3日及び16日に新聞5社への住宅の応急修理制度に係る県からのお知らせを掲載するとともに、5月1日発行の県政だよりにも掲載。以降、随時、新聞や県政だよりにも県からのお知らせを掲載し、制度の周知に努めた。また、建築関係団体に対しては、見積書の様式や記載例等をホームページに掲載するなどして実施に当たっての情報提供を行ったほか、被害の少ない地域の業者に被害の大きな地域への支援をいただくよう様々な機会を通じて要請を行うなどして取り組んだ。

9月6日までに、県全体で33,672件の申込書を受理し、うち11,455件の工事が完了している。

### 住宅の応急修理制度の検証

**◆県は、被害の大きさや避難生活場所の多様性を配慮し、より多くの被災者が応急修理の制度利用できるように柔軟に運用した〈県庁外部との調整〉〈計画とマニュアル〉**

巨大広域災害であったため、住宅の修理を担う業者が不足した結果修理に時間がかかった。加えて、被災者が広域避難したことや、被災した住宅の被害認定のための調査に時間を要したことなどから早期に応急修理の申請をすることが困難であった。そのため、県は、応急修理の「災害直後に居住できるように被災した建物を修理する」という制度を柔軟に運用して、〆切を「当分の間」にすることや市町村の応急修理業者の指定事務は行わないこととし区域以外の業者も広く参入できるようにした。その結果、制度を利用できる世帯が増え、被災者支援として制度を有効に活用する工夫をすることができた。

これを例外とせず、今後の大規模災害においても、このような柔軟な応急修理制度の運用が実施されるべきであろう。工事完了を早め、被災者の生活の安定を図るために、地元の建設業を活かしつつも、全国の建設業関連団体の広域応援体制の構築のために、県が応援協定を検討するなど、民間団体との連携や調整が必要である。また、長期にわたり業者が不足し各被災建物の修理開始が遅れたために、応急修理制度を活用した被災者も、震災直後の避難環境の確保のためではなく、実質的には被災者が今後暮らしていくための家屋の修理を行わざるを得ない状況となった。今後の制度運用の検討のために、応急修理制度と被災者再建支援制度の加算支援金の制度が、どのように利用されたのかを検証することが望ましい。

#### (5) 応急仮設住宅

保健福祉部保健福祉総務課では3月14日、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対して応急仮設住宅1万戸の建設を要請した。3月17日から市町村営住宅の被災状況や応急仮設住宅の建設用地、応急仮設住宅の建設要望戸数の聞き取り等の調査に職員（11班体制）が市町を巡回したところ、おおむね3万戸が必要と見込まれたことから、4月1日、社団法人プレハブ建築協会へ応急仮設住宅2万戸を追加し、合計3万戸の建設を要請した。

4月6日、県内事業者を含めた国内外の住宅生産能力を最大限に活用することとし、応急仮設住宅の建設事業者公募の実施を一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会に要請した。同センターを受付窓口として、輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅供給事業者の提案受付を4月15日から25日まで実施。また、県内事業者を含む国内の応急仮設住宅供給事業者の提案受付については、4月19日から4月28日まで土木部住宅課を窓口として実施し、応募案件の審査と評価を一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が行った。各々332件と156件の応募があり、このうち、県内に供給可能な要件適合数は204件及び77件となり、応急仮設住宅供給事業者リストとして整理した。

県は4月19日に、このリストに登載された供用事業者との契約に係るものに限り応急仮設住宅の供与事務の一部を市町村に委任する通知をし、リストを5月10日市町村あてに送付した。

最初の完成引渡は、4月28日、13市町1,312戸。また、市町からの要望に基づいて、被災者の障害状態に合わせた高齢者・障害者向けのグループホーム型仮設住宅を5市2町で計36棟290戸着工した。

4月から5月にかけて、市町村に対し応急仮設住宅の建設戸数に関するニーズ調査を実施した結果、

当初の見込み戸数よりも減少することが判明したため、5月19日、7千戸を減らし、建設戸数を合計2万3千戸に修正した。

第1次から第16次までの着工分として、これまでに、15市町において400団地、22,042戸全戸が着工し、そのうち386団地20,773戸が完成している（9月11日現在）。

※12月26日、最終的に406団地22,095戸すべての応急仮設住宅の建設が完了した。

### 応急仮設住宅の検証

#### ◆住宅被害が大きく応急仮設住宅の必要戸数が多かったために、国の基準では用地が不足し、方針転換した<県庁外部との調整><計画とマニュアル>

当初、県のガイドラインや国の用地選定方針により応急仮設住宅の用地選定が行われたが、建設可能な平坦な土地の大部分が浸水してしまったこと、建設必要戸数が多いことから、十分な用地が確保できなかった。また、震災前に居住していた集落・地域の近くにまとまって居住したいとの住民からの要望や、住民からの用地提供の申出があったことから、一定の標高と避難路が確保された用地であれば、浸水域での建設や共有・私有地でも災害救助法の対象となる応急仮設住宅が建設できるように、方針を転換した。途中からの変更であるため効果は限定的ではあるが、住民や被災地の実態をふまえた今回の柔軟な対応は、被災者の生活環境やコミュニティの維持のために有効であったといえよう。利用可能な用地が制限される巨大津波災害に備えて、応急仮設住宅建設用地選定のガイドラインを、今回の震災の教訓をもとに改定していく必要がある。

#### ◆県の調整及び関係市町村間の調整により、市町村境界を超えた応急仮設住宅の建設が進んだ

##### <計画とマニュアル>

市町村境界を超えた応急仮設住宅用地の選定の調整は、関係市町村間が直接行ったものだけでなく、県の仲介事例もあった。平成22年度に保健福祉部で応急仮設住宅の場所の想定調査を実施結果が、今回活用された。その調査結果から、用地が不足する市町村がある程度予測でき、また、県の調整が必要であることが分かっていたので、市町村境界を超えた応急仮設住宅団地の建設について速やかに県で調整を進めることができた。この教訓は、将来の津波災害でも有効と考えられるため、津波の危険性のある他の県や自治体においても参考とされるべきであろう。

#### ◆短期間での応急仮設住宅建設が求められたため、長期的な視野からの応急仮設住宅活用の検討が不十分であった

##### <県庁外部との調整><計画とマニュアル>

8月中旬までに応急仮設住宅を完成させるため、より長期的な視点で、応急仮設住宅を活用するための検討が不十分であった。例えば、長期間存続すると考えられる応急仮設住宅団地に仕様の良い応急仮設住宅を建設する、将来的に本設の復興公営住宅への転用に対応する、地元経済活性化のため地元業者へ発注する、などが考えられた。ただし、これらは迅速性を求められる災害後には難しく、平時において検討すべき事項であろう。本設の復興公営住宅の建設適地については可能な限り仮設住宅建設用地の候補から除外するなど、応急仮設住宅から復興期へと続く中長期的な被災者の住環境整備の観点から、応急仮設住宅用

地選定のガイドライン等の検討を行うことが望ましい。

◆**応急仮設居住についての方針が変更となり、一部で混乱があった**

＜県庁内部での調整＞＜県庁外部（市町村）との調整＞

国の用地選定基準の変更もあり、公有地内の応急仮設住宅が早期に完成し抽選で入居した後に、コミュニティを優先させた私有地・共有地での応急仮設住宅が建設された市町が多かった。また、県借上仮設住宅の戸数が大幅に増加したこともあり、立地条件の良くない応急仮設住宅については、一時期、入居がすまなかった市町村もみられた。

県として、応急仮設住宅用地や借上仮設住宅等について柔軟に運用改善していったことは評価できる一方で、被災者からすれば仮設居住についての支援制度の変化が分かりにくいという課題もあった。今回の教訓を踏まえて、可能な限り早い段階で支援制度の全体像を被災者に示すと共に、運用を改善した場合には、被災者に分かりやすく伝えるための方策についても検討が必要であろう。

(6) 民間賃貸住宅の借り上げ

ア 制度施行

県では、被災者の住宅対策として応急仮設住宅（プレハブ住宅）の整備を進めるとともに、用地取得や資材不足等の問題から建設が遅れることが心配されたため、その補完的な措置として、平成20年岩手・宮城内陸地震の際と同様に、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅とする制度を実施することにし、3月22日から24日に沿岸市町を中心に説明会を開催して、4月8日付けで取扱いについて各市町村に通知した。

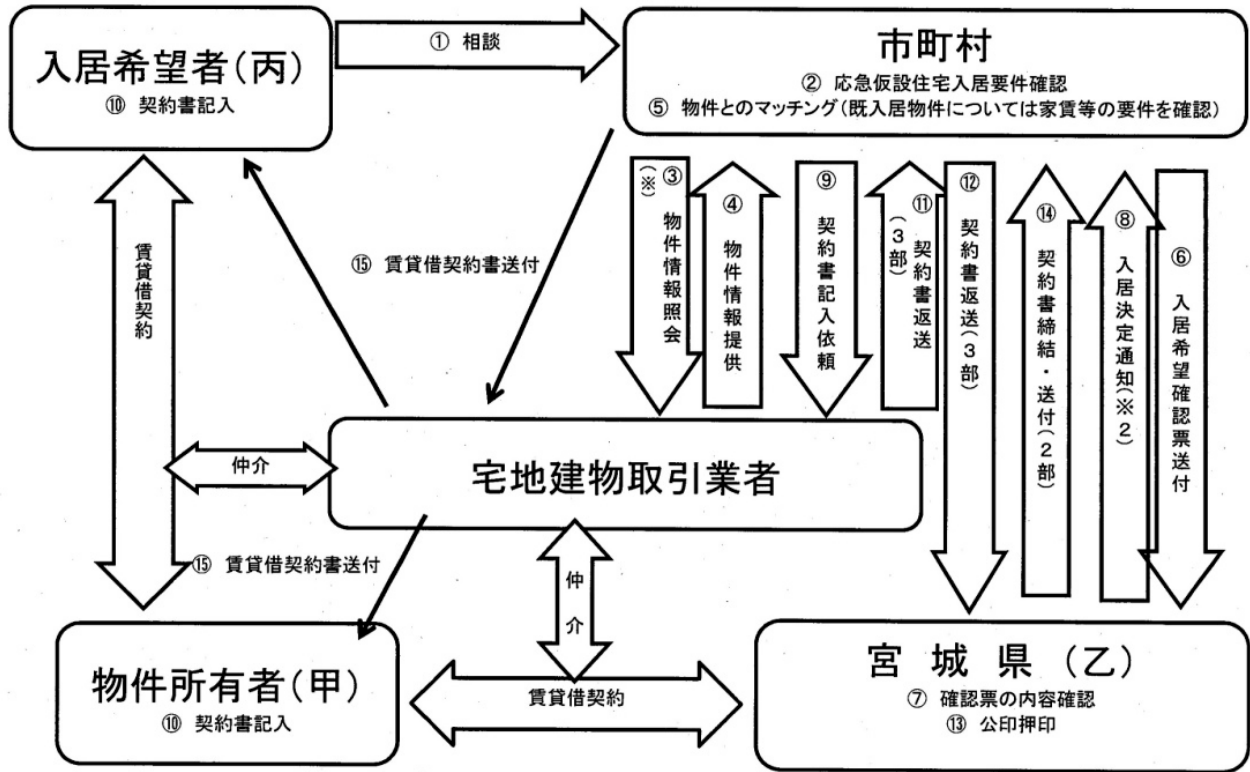
入居に係る契約の方法や内容については、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を締結している社団法人宮城県宅地建物取引業協会と調整を重ねた。契約の方法は、宮城県が民間賃貸住宅を借り上げて家賃等を負担し、被災者に無償で供与する「宮城県」、「貸主」、「入居者」の三者による定期建物賃貸借契約とした。

イ 対象範囲の拡大

民間賃貸住宅の借り上げ制度は、現に住むところがない被災者のために、県が民間賃貸住宅を借り上げるものであり、事務フローとしては、社団法人宮城県宅地建物取引業協会など不動産関係団体から県を経由して空き物件情報を市町村に提供し、各市町村が入居者とマッチングして契約を進めるものであった。

しかしながら、厚生労働省から4月30日付けで、発災以降に被災者自ら契約したものであっても、その契約時以降、県名義に置き換えた場合に国庫負担の対象とする旨の通知が出された（いわゆる切替契約）ため、同制度に関する問合せが増加し、事務フローも見直すことになり、5月13日付けで市町村に改めて取扱いについて通知することになった。

民間賃貸住宅借り上げ 契約の流れ



※既に民間賃貸住宅に入居している世帯の契約切替の場合は、③～④の流れはありません。

切替契約を認めたことに伴い、市町村において、マッチング作業の軽減を図るため、入居希望者が自ら物件を決めて持ち込みした場合も受け付けるところも出てきた。同制度は、応急仮設住宅（プレハブ住宅）に比べ、早期に入居できること、通勤や通学の利便性等を考慮して自分で場所を選ぶことが出来る点など、被災者にとって利点も多く、急激に申込みが増えることになった（1日200～300件）。

その中で同制度について十分に周知していなかった仲介業者の中には、県が借り上げる物件の目安として示した「住宅間取りと入居世帯員数」を絶対条件として取り扱うところがあり、また、取扱いについて誤解をまねく報道もあったため、県に対し苦情が殺到した。また、全国規模の大手業者の中には自社の契約書以外での契約は認めないことや、個人事業者には三者契約という通常以外の契約の方法に対して理解していただけないなど、様々な問題が生じたが、個々に粘り強く説明を行い、大部分の方に了承していただき協力を得ることができた。加えて、入居希望者には被災前の住居が持ち家の方が多く、賃貸住宅の契約に関して不慣れな面があり、その相談対応にも多くの時間を要した。

ウ 他都道府県への救助要請

今回の震災では、県外へ避難した方も多かったため、各都道府県では本県からの要請に基づき、被災者を公営住宅等に受け入れていただいたところであったが、宮城県内で民間賃貸住宅の切替契約を認めたことから、同様に他都道府県においても同制度を実施していただくよう5月11日付けで要請を行った（37都道府県において同様の制度を実施していただいた。）。



エ 事務処理の遅延

当初、民間賃貸住宅は全部で2,000件程度と見込んでいたが、前述の利点に加え、厚生労働省では入居要件の緩和やエアコンなどの設備を国庫負担にするなど次々と弾力的に運用していったこともあり、申込みが急増することになった（最終的に26,000件程度になる見込み）。これにより事務量が膨大になり、担当職員の配置が追いつかず、入居決定や契約締結などの事務処理が遅延した。

4月当初に担当していたのは、保健福祉部保健福祉総務課災害救助法対応チーム8人のうち2人（宮城県職員1人、奈良県応援職員1人）で、その後、5月中旬から部内兼務発令により同チームに6人増員され、民間賃貸住宅担当が6人（宮城県職員4人、奈良県応援職員2人）となった。7月1日には保健福祉部内に震災援護室が設置されたが、その頃は、奈良県応援職員2人及び高知県応援職員1人を含め、ほぼ室員全員の13人で民間賃貸住宅の事務処理に当たったうえに、電話対応専門の非常勤職員5人を採用し、殺到する問合せに対応した。また、窓口である市町村でも申込みの増加により受付事務が滞るおそれがあったため、市町村からの要請に基づき、県職員を随時派遣し、民間賃貸住宅関連業務に当たった。

特に石巻市においては、全体の25%を占めるほど多くの申込みがあり、市職員のみでは対応しきれなく、県職員を3か月以上の長期期間にわたり交替制で1日14人程度派遣し、民間賃貸住宅関係の一連の事務を担った。併せて、県庁内の契約書審査事務も追いつかないため、保健福祉部内職員10人に3週間の応援を得たが、それでも足りず山形県職員5人6週間、全庁から30人9週間の応援により、遅れていた事務の挽回に努めた。

重ねて、貸主や仲介業者から提出された契約書は、押印漏れなどの不備に加え、入居決定時の条件や契約書の条文を無断で修正されるなど、その補正作業を要するものが半数近くあり、契約締結が遅れる一因となった。また、相手方によっては、家賃と退去時修繕負担金（敷金相当）や1回目と2回目以降の家賃の振込先を別口座に指定されるなど、想定していない振込処理があったため、膨大な処理件数と併せて細かな設定が必要となり、支払い事務に相当の時間を要することになった。県の支払い業務の体系やシステムは、このような短期間に膨大な支払いを行うことは想定していないため、支出関係書類の作成にあたり、本庁部内各課庶務担当職員等に兼務発令を行い、併せて出納局会計課とも調整し、チェック・支払い事務を全員体制で対応することになった。

その他に、支払いを優先するため、明細書の発行を後回しにした結果、遅延分を数か月まとめて支払いをしたことにより、受取り側で対象物件を特定できなく、振込直後から問合せが相次いだ。

このことも含め支払遅延の関係では、県議会で問題となるなど関係者に多大なご迷惑をお掛けしてしまった。

オ 業務委託の開始

民間賃貸住宅の借上げ制度を円滑にするため、一連の業務のうち、契約書の審査、支払い、明細書の発行等を民間業者に、9月から一部、10月から本格的に業務委託を行ったが、同業者は、振込口座誤り、明細書の送付遅延、過払いなどのミスをしてしまい、その事後処理に追われている状況である。

カ 問合せの内容の変移

申込者の入居がほぼ終え、賃貸契約締結の進捗状況や支払いに関する問合せが下火になると、その次は貸主や近隣住民とのトラブル、家庭内の問題（DV）等に関する相談が増えてくることになっ

た。

### 民間賃貸住宅の借り上げ対応の検証

#### ◆民間からの県借上仮設住宅は2種類あることから、被災者に制度を理解してもらいにくかった

##### <広報><県庁内部での調整><計画とマニュアル>

東日本大震災は、県の借上仮設住宅の制度が大規模に利用された最初の例である。中越地震等過去の事例のある県リスト（災害時の協定を締結している民間関連団体等により提供された空き家情報に基づく）による市町村窓口での物件契約と、4月30日通達により有効となった被災者自らが探してきた物件や災害後に契約し既に居住している物件の契約切替、という2種類の方法があったため、被災者や仲介業者が混乱することとなった。

新たな制度の導入においては、このような混乱は避けられないものではある。今後の教訓として、不動産仲介業者や関連団体に対して、平時から借上仮設住宅制度や契約時の留意点等について周知を図る必要がある。

#### ◆空き家リストの物件については、災害時要援護者等の世帯を優先する対応が求められる

##### <県庁内部での調整><計画とマニュアル>

宮城県は震災前から「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を社団法人宮城県宅地建物取引業協会と締結していたが、需用が多い状態で各不動産会社が県リストの物件をどのように扱ったかが不明である。例えば、高齢者のみ世帯等、住宅が借りにくく避難環境が重要である弱者世帯に借上げ仮設住宅が早期に行きわたったかについては、明らかになっていない。

福祉避難所や福祉仮設住宅という制度があるように、民間賃貸住宅における借上仮設住宅においても、災害時要援護者の保護を優先する枠組みが必要であり、その実現に向けて関係団体と協議を進めることが望ましい。

#### ◆借上仮設住宅制度が、他の制度にも影響を及ぼした

##### <県庁内部での調整><計画とマニュアル>

借上仮設住宅制度については、建設型応急仮設住宅（プレハブ住宅）と重複して申請していた被災者が多く建設型応急仮設住宅（プレハブ住宅）の戸数調整に影響を与えた。また、応急修理を申請していたものの借上げ仮設に入居した世帯もあり、担当する土木部建築宅地課・建築安全推進室が応急修理の取り下げを行った。借上仮設住宅の申請は、震災時に居住していた市町村と借上住宅の住所がある市町村のどちらでも可能であったことに加え、認定の決定に時間を要したために両方の市町村で申請した世帯もあり、実際の申請数が把握しにくかった。

国との調整事項なので、県のみで対策を考えることは難しいかもしれないが、今後、県の借上住宅の希望を申請する時には、被災者の市町村への申請は1世帯1回の申請に限定し、その際に建設仮設住宅を希望しているかどうかを確認し希望している場合はどちらかを取り下げるなどの広報の徹底、確認が必要である。加えて、これらの重複をチェックできるよう、借上仮設・応急仮設・応急修理の申請世帯データベースを相互に確認できるものにするなどの工夫が望まれる。

**◆処理すべき業務量が予測できず、大量の契約申請の処理に長時間を要した**

**＜資源（職員）＞＜県庁外部（民間）との調整＞＜計画とマニュアル＞**

4月30日の国の通達により県の借上住宅として認めることになった物件、すなわち、災害後に契約し既に居住している物件の契約切替の件数も多かったことから、県が最終的に契約する借上げ仮設住宅の件数が予想できず、入居決定し大家に家賃が振り込まれるのが遅れた。委託業務量が予想できず、外部業者に事務処理を委託できたのは10月になってからであった。今後、大災害が発生する場合に備えて、需用や業務量の予測及び、業務フローや委託契約方法等についても検討しておくことが必要である。

例えば不動産会社によって家賃の日割り計算の仕方や契約書の書式が異なり業務が煩雑になったため、今後は不動産契約書の統一など、運用面についても協定先の不動産関連団体とルールを定め、それを徹底できるように調整しておくことが重要である。

加えて、現行のシステムで、県が多くの不動産会社や貸主に対して家賃の振り込みなどをすると事務が煩雑になることから、振り込みを含め業務委託するなど借り上げ住宅の業務体制についても再検討しておくことが必要である。

**◆市町村を超えて移動して借り上げ仮設住宅に居住する世帯数の把握が困難になっている**

**＜県庁内部での調整＞＜県庁外部（市町村）との調整＞＜情報＞**

県は、借り上げ仮設住宅の申請業務が膨大であったため、震災時に居住していた市町村外の借り上げ住宅に居住する世帯の情報把握や、従前に居住していた市町村への情報提供が遅れることになった（平成24年2月現在においても作業中）。

膨大な件数の認定事務などにより、これらの作業が遅れたのは致し方ないともいえる。しかしながら借り上げ仮設住宅に入居した世帯にとっては、震災前の居住市町村の復興情報や支援制度情報などは重要である。今後に向けて、借り上げ仮設住宅の入居世帯についての情報の収集、整理と、県庁各課や市町村への情報提供の仕組みを作っておくことが求められる。

**19 被災市街地の建築制限**

(1) 概要

被災市街地の復興に向けた都市計画を定める間、復興まちづくりの妨げとなる無秩序な建築行為を抑制するため、緊急の措置として、建築基準法及び東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律に基づき、特に区域を指定し、建築制限を実施した。

(2) 根拠法

ア 建築基準法（第84条）

市街地に災害のあった場合において、都市計画等のため必要があるときは、特定行政庁は、区域を指定し、災害があった日から1か月間、延長することにより最大2か月間、建築物の建築を制限することができる。

イ 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（以下、「特例法」という。）（第1条）

東日本大震災が極めて広域に甚大な被害をもたらしたことから、建築基準法第84条に基づく最大

2か月の建築制限の間に、復興に向けた都市計画決定等が困難な状況であるため、災害があった日から6か月間、延長することにより最大8か月間、特定行政庁は建築物の建築を制限することができる。特例法では区域指定の要件を次のとおり事業実施との関連を明確化。

- a 震災により相当数の建築物が滅失している
- b 不良な街区が形成されるおそれがある
- c 土地区画整理事業その他建築物の敷地の整備に関する事業などを実施する必要がある

(3) 対象区域

津波で浸水した地域のうち都市計画で定める用途地域等を対象とし、市町長の意見をもとに指定した（具体的な区域は告示により明示）。

ア 知事指定(3市3町) [市町別建築制限面積 単位：ha]

市町名	建基法第84条による建築制限 4月8日 ～5月11日	特例法による建築制限 5月12日 ～9月11日	特例法による建築制限の延長 9月12日 ～11月10日	備考
気仙沼市	669.8	465.1	266.7	198.4ha 縮小
南三陸町	175.7	175.7	175.7	
女川町	273.6	206.9	144.3	62.6ha 縮小
東松島市	162.3	162.3	162.3	10月31日まで延長
名取市	102.7	102.7	102.7	
山元町	—	198.1	198.1	7月1日から制限
合計	1,384.1	1,310.8	1,049.8	261.0ha 縮小

イ 石巻市長指定 ※石巻市（特定行政庁）は市長の権限により独自に指定

石巻市	434.1	543.4	94.0	449.4ha 縮小
-----	-------	-------	------	------------

(4) 対象建築物

次に掲げる建築物以外の建築物の建築を禁止。

- ア 停車場、官公署などの公益的な応急仮設建築物
- イ 工事現場の事務所、作業所などの仮設建築物
- ウ その他市町の意見を聴き震災復興に係る事業の施行に支障がないと認めて知事が許可した建築物

(5) 制限を受ける行為

制限を受ける建築行為は、新築、改築、増築、移転の4つ。

なお、修繕やリフォーム、用途変更は制限の対象外。

(6) スケジュール

月 日	建築制限	<参考> 被災市街地復興推進地域の都市計画決定手続き
3月11日	発災	/
4月8日 ～4月11日	建築基準法（第84条第1項）による建築制限の実施	
4月12日 ～5月11日	建築基準法（第84条第2項）による建築制限の延長	
5月12日 ～9月11日	特例法（第1条第1項）による建築制限の実施	
9月12日 ～	特例法（第1条第3項）による建築制限の延長	

11月10日	特例法による建築制限の終了	10月上旬	素案確定
		10月上旬	住民説明会
		10月上旬～下旬	都市計画案の縦覧
		11月上旬	都市計画審議会付議
		11月11日	都市計画決定（市町決定）

※特例法の施行後の7月から建築制限を開始した町、特例法の延長をせずに被災市街地復興推進地域の指定（都市計画決定）を9月12日に行った市がある等、市町によってスケジュールに差異がある。

(7) 制限解除の特例許可

ア 特例許可

県は、市町の意見を聴き、復興に向けた民間の経済産業活動との両立を図りつつ、震災復興に係る事業の施行に支障がない建築物について、建築制限を解除（建築を許可）した。

イ 実施体制

許可に当たっては、復興まちづくり計画との整合、高潮による影響、インフラの復旧状況等を確認する必要があることから、庁内関係課及び土木事務所との連絡会議を開催し、土木事務所において相談・申請受理をワンストップで迅速に行える体制を整備した。

ウ 許可実績（9月30日現在）

件数：13件

用途：物販店舗、造船作業場、倉庫、水産加工場、飲食店、作業所、物置、コインランドリー

20 生活救援対策

(1) 生活福祉資金

ア 生活福祉資金（緊急小口資金特例貸付）

従来から低所得世帯を対象として実施されている資金であるが、東日本大震災の被害の甚大さを受け、被災世帯も貸付対象に含める等の特例措置が取られた。

※ [国の補助率] 3/4（通常は2/3）

a 制度概要

項目	本則	特例措置
貸付対象	低所得世帯	被災世帯（低所得世帯に限らない）
貸付上限	10万円以内	10万円以内（特別な場合20万円以内）
据置期間	2月以内は返済なし	1年以内は返済なし
償還期限	据置期間経過後8月以内	据置期間経過後2年以内
貸付利子	無利子	無利子
連帯保証人	不要	不要

- ・ 3月11日から国に対して今回の災害に係る貸付制度の情報収集を行った。
- ・ 3月11日から26日まで社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）に対して貸付実施に向けた指導、調整を行ったほか、ホームページ（県、県社協等）、市町村広報誌、宮城県政記者クラブへの投げ込みによる、マスコミの各種媒体を使用した広報などにより制度の周知を図った。

b 実施体制

i 受付期間：3月27日から5月10日

- ・ 被災している市町村社協が多く、3月27日以降、受付体制の整ったところから順次受付を開始した。
- ・ 特に仙台市においては、3月27日から3月31日まで仙台市内3か所に特設窓口を設置し、被災者の貸付申込みの利便を図った。

※特設会場 KKRホテル仙台（仙台市青葉区錦町1-8-17）

宮城野高等学校（仙台市宮城野区田子2-36-1）

仙台東高等学校（仙台市若林区下飯田字高野東70）

- ・ 貸付申込み会場では相当の混雑が予想されたため、警察本部に警備の要請を行い、警察本部は巡回パトロールを実施した。

ii 市町村社協への支援

3月27日から4月21日まで貸付の受付を実施する市町村社協に対して、県社協及び他県の社会福祉協議会が延べ610人の人的支援を行った。

社会福祉協議会の人的支援の状況

日程	県	他県	計	支援会場
3月27日から4月1日	105	192	297	仙台市内3会場
4月4日から4月7日	28	8	36	石巻市，岩沼市，名取市
4月8日から4月9日	6	4	10	石巻市，山元町
4月8日から4月12日	15	90	105	気仙沼市，東松島市，南三陸町
4月13日から4月17日	11	90	101	仙台市，東松島市，南三陸町，女川町
4月17日から4月21日	6	55	61	仙台市，東松島市，南三陸町，女川町
計	171	439	610	

iii 貸付原資

- ・ 県社協は、通常的生活福祉資金の原資として内部留保していた23億円を当面の特例分の貸付原資として充当した。
- ・ 4月補正予算で貸付原資57億円※を措置し、県社協へ次のとおり概算払を行った。

4月25日 6億円

4月27日 31億円

6月2日 20億円

※セーフティーネット支援対策事業補助金 51億円（国庫3/4）

緊急雇用創出事業臨時特例基金 6億円（国庫10/10）

iv 実績

貸付実績 39,892件 56億8,112万2千円

※公的資金を原資とした「生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付」を悪用して不正に借り入れた暴力団組員について、警察本部が県社協の協力により、約1万件の貸付を受けた者の調査を行った結果、9月末現在で89人の組員が利用していたことが後日判明（10月28日警察本部発表）した。

これを受け、県社協ではこの89人に対し貸付金の返還を求め、12月15日までに28件4,520千円が返納されている。

なお、警察本部は残り約3万件についても調査継続中である。

v 貸付の終了

- ・ 実施主体である県社協が、被害の大きな沿岸部での申請がなくなりつつある状況を踏まえ、貸付窓口である各市町村社協の意見を聴き5月10日で受付を終了した。
- ・ 受付の終了に当たっては、厚生労働省に指導を仰ぎ、事前の受付分などについては、継続して対応し、利用者に不利益が生じないように配慮を行った。

c 事業施行に当たっての国からの関係通知等

[生活福祉資金]

i 生活福祉資金（福祉貸付[緊急小口資金]）の特例について

（平成23年3月11日社援発0311第3号 厚生労働省社会・援護局長通知）

ii 生活福祉資金（福祉貸付[緊急小口資金]）の特例に係る留意事項について

（平成23年3月18日社援発0318第1号 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

iii 生活福祉資金（福祉貸付[緊急小口資金]）の特例に係る留意事項について

（平成23年3月25日社援地発0325第1号 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

[平成23年度第一次補正予算]

iv 平成23年度第一次補正予算案における生活福祉資金貸付事業等について

（平成23年4月27日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）

v 平成23年度第一次補正予算に計上した生活福祉資金貸付事業の事務費及びホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業の活用について

（平成23年5月12日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）

vi 平成23年度第一次補正予算案における生活福祉資金貸付事業について

（平成23年5月26日厚生労働省社会・援護局地域福祉課予算係長事務連絡）

vii 課題等

- ・ 県社協は、受付開始に向け市町村社協と連絡調整を図ったが、他の優先すべき災害対応事務もあり、スムーズな体制、整備が図られなかった。
- ・ 県社協は、貸付決定者が膨大であったため、送金に相当の時間を要することとなり、社会福祉課は多数の貸付申込者の送金時期の確認の問合せに追われた。
- ・ 迅速な貸付を旨としたため、不正に借り入れた暴力団組員が89人いる事実が判明している（10月28日現在）。

イ 生活復興支援資金

被災者を対象とした生活福祉資金の一つとして新しく制度化された資金

※ [国の補助率] 3/4（通常は2/3）

## a 制度概要

## 〔資金種別〕

- 一時生活支援費〔生活の復興の際に必要な当面の生活費〕

項目	条件
貸付対象	東日本大震災により被災した低所得世帯
貸付上限	月20万円以内（単身世帯の場合は15万円以内）×6月以内
据置期間	最終貸付日から2年以内
償還期限	据置期間経過後20年以内
貸付利子	無利子（連帯保証人が立てられない場合は年1.5%）
連帯保証人	原則1名（ただし、連帯保証人が立てられない場合でも貸付可能）

- 生活再建費〔住居の移転費，家具什器等の購入に必要な費用〕

項目	条件
貸付対象	東日本大震災により被災した低所得世帯
貸付上限	80万円以内
据置期間	貸付日（一時生活支援費とあわせて貸付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日）から2年以内
償還期限	据置期間経過後20年以内（金額に応じて期間の設定あり）
貸付利子	無利子（連帯保証人が立てられない場合は年1.5%）
連帯保証人	原則1名（ただし、連帯保証人が立てられない場合でも貸付可能）

- 住宅補修費〔住宅補修等に必要な費用〕

項目	条件
貸付対象	東日本大震災により被災した低所得世帯
貸付上限	250万円以内
据置期間	貸付日（一時生活支援費とあわせて貸付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日）から2年以内
償還期限	据置期間経過後20年以内（金額に応じて期間の設定あり）
貸付利子	無利子（連帯保証人が立てられない場合は年1.5%）
連帯保証人	原則1名（ただし、連帯保証人が立てられない場合でも貸付可能）

※住宅補修費については「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付」との併用不可

## b 実施体制

- i 事業開始 平成23年7月25日から（厚生労働省通知 平成23年5月2日）

- 県社協は7月7日，8日と県内2か所に分けて市町村社協生活資金担当者説明会を実施した。
- 事業開始にあたり，県では7月21日にホームページで業務内容を掲載するとともに，報道機関に発表した。また，県社協では，ホームページ及び新聞広告にて広報周知した。



ii 事業開始が遅れた理由

- ・ 新設された制度であるため受付開始に当たり、運用上の多数の疑義が生じ、厚生労働省からの回答が一部に留まっていた。
- ・ 実施主体である県社協において、使用している社会福祉法人全国社会福祉協議会の生活福祉資金貸付業務関係のシステムが、生活復興支援資金に対応しておらず、システムの改修に時間を要した。
- ・ 生活復興支援資金の相談窓口となる市町村社協の人員体制を整える必要があった。

iii コールセンターの設置

- ・ 震災による被害が大規模だったことから、数多くの相談が寄せられることが予想され、その需要に対応するため、県社協がコールセンターを設置した。

受託業者：トランスコスモス株式会社

センター設置期間：平成23年7月25日から11月30日

相談受付時間：平日午前9時から午後5時まで

オペレーター体制：15人

対応内容：生活復興支援資金の制度内容、必要な提出書類等の説明、相談窓口（市町村社協、特設会場）の連絡先や場所等の説明

実績：相談件数 2,504件

iv 特設会場の設置

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会では、緊急小口資金特例貸付と同様に、特設窓口を設置し、相談及び受付を行った。

- ・ 特設会場：ショーケー本館ビル10階（仙台市青葉区五橋2-11-1）
- ・ 会場設置期間：平成23年9月1日から10月31日
- ・ 受付時間：平日午前9時30分から午後3時30分まで
- ・ 実績：申込・相談件数 374件

v 県の対応

- ・ 事業開始に当たり、貸付の現場が混乱しないように十分な体制整備への支援を厚生労働省に対して申し入れた。
- ・ 運用上の疑義については厚生労働省に対して質問し、早期の回答を求めた。

vi 貸付等原資等

- ・ 5月補正で貸付原資22億5千万円を措置、県社協へ概算払を行った（8月25日）。  
※セーフティーネット支援対策事業補助金22億5千万円（国庫3/4）
- ・ 5月補正で震災対応に関する事務費2億3千万余を措置、県社協へ概算払を行った（8月25日）。

二度にわたる特例貸付により増大した貸付・債権管理事務に対応するため、県社協及び市町村社協の生活福祉資金相談員62人を増員した。

※セーフティーネット支援対策事業補助金 2億3千3百87万6千円（国庫10/10）

vii 実績（11月30日現在）

貸付決定件数 68件 4千9百19万6千円

## viii 事業施行に当たっての国からの関係通知

- ・ 生活福祉資金貸付〔福祉資金（福祉費）〕の特例について  
（平成23年5月2日社援護発0502第3号 厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・ 生活福祉資金貸付（生活復興支援資金）の概要
- ・ 他の公的給付等との併用関係
- ・ 生活福祉資金（生活復興支援資金）にかかるQ&Aについて  
（平成23年6月9日厚生労働省社会・援護局地域福祉課予算係事務連絡）
- ・ 生活復興支援資金の貸付に係る借入申込書の様式例の送付について  
（平成23年6月17日厚生労働省社会・援護局地域福祉課予算係事務連絡）
- ・ 生活福祉資金（生活復興支援資金）貸付について  
（平成23年6月20日社援地発0620第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 生活福祉資金（生活復興支援資金）貸付に係る取扱いについて  
（平成23年6月20日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・ 生活福祉資金（生活復興支援資金）にかかるQ&Aの追加について  
（平成23年6月29日厚生労働省社会・援護局地域福祉課予算係事務連絡）

## ix 課題等

- ・ 事業実施に当たり、事前の準備が不十分なため、相談窓口で一部混乱が生じ、また貸付実施時期が遅れた。
- ・ 運用上の多数の疑義に係る厚生労働省との調整が図られなかった。
- ・ 事業実施主体である県社協において、使用している社会福祉法人全国社会福祉協議会の生活福祉資金貸付業務関係のシステムが、生活復興支援資金に対応しておらず、システムの改修に時間を要した。
- ・ 事業実施主体である県社協及び相談窓口となる市町村社協との人員体制が整わなかった。

## 生活福祉資金対応の検証

## ◆社会福祉課は、今後災害が発生した際の応援体制について、県社会福祉協議会と連携しながら事前に検討しておくことが望まれる

## ＜県庁内部での調整＞＜県庁外部（市町村社会福祉協議会）との調整＞＜計画とマニュアル＞

社会福祉課は、国と災害時の生活福祉資金の緩和措置に伴う申請受付業務の調整を行なった。生活福祉資金の貸付主体は県社会福祉協議会で、市町村社会福祉協議会が住民からの申請窓口を担当したが、沿岸部の市町社会福祉協議会はボランティアセンターの運営業務等も同時に担当していたため、貸付業務に関わる人員が不足した。そのため、県や応援都道府県の社会福祉協議会職員が受付業務の支援を行ったものの、受付業務を始めたのが一部を除き4月上旬となった。

社会福祉課は、県社会福祉協議会と連携して、今回の生活福祉資金の受付体制について市町村社会福祉協議会と検証し、今後、災害が発生した際に迅速に受付体制がとれるよう、市町村社会福祉協議会への応援体制等について、事前に検討しておくことが望まれる。

(2) 災害義援金

ア 国の動き

義援金の配分について、今回の震災は、大規模で広域な被害であるため、被災15都道府県への統一した配分基準が必要なことから、国が主導して「義援金配分割合決定委員会」が設置された。

「義援金配分割合決定委員会」は、東日本大震災に関して日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会並びに日本放送協会及びNHK厚生文化事業団を通じて、全国各地から寄せられた義援金の被災都道府県への配分基準を決定する。

a 平成23年4月8日 第1回義援金配分割合決定委員会

死亡、行方不明者、全壊（焼）、半壊（焼）、原発事故による避難世帯を配分対象に決定

b 平成23年6月6日 第2回義援金配分割合決定委員会

死亡、行方不明者、全壊（焼）、半壊（焼）、原発避難関係世帯数を被害程度の便宜の指標（ポイント）とし、その合計数で各自治体に按分することを決定

c 平成23年12月8日 第3回義援金配分割合決定委員会

i 9月30日までの受付分

- ・ 現在の被害指標により、第2次配分の配分ルールに基づきその全額を配分する。
- ・ 義援金募集期間終了後（3月以降）被害状況を確定し、精算する。残余があった場合は追加配分する。

ii 10月以降受付分

10月以降受付分は、第2次配分の配分ルールに基づく被害指標に基づく配分を行って、精算は行わないこと（渡しきり）とし、各都道府県の配分委員会で配分基準を検討する。その際、各自治体においては、震災孤児・遺児等の被災者支援基金に積み立て配付するなど、効果的に活用されることを期待する。

イ 県の動き

- ・ 3月12日、大震災の発生により宮城県として義援金を募集、受け入れすることを決定。ゆうちょ銀行、七十七銀行、仙台銀行と口座開設に向けた調整を行う
- ・ 3月14日、社会福祉課団体指導班に義援金に関する受付窓口を設置した。また、宮城県政記者クラブに「義援金の受付窓口の設置」の投げ込みを行うとともに、ホームページでの案内を開始。「義援金受付マニュアル」を作成し、庁内各部署主管課へ情報提供し、協力要請した。

・ 義援金受入に係る体制

職員体制について、社会福祉課団体指導班6人で対応していたが、電話、電子メールでの入金照会が殺到したため、急遽4月から臨時職員3人を任用し、体制を強化した。また、受付については発災3か月目（6月11日）までは、土曜日、日曜日にも職員を配置し24時間体制で対応した。

※3月14日から3月31日までの受付件数	119,848件	6,658件/日
4月1日から4月30日までの受付件数	27,684件	922件/日
5月1日から5月31日までの受付件数	8,109件	261件/日

- ・ 4月8日、「宮城県災害義援金配分委員会設置要綱」を改正
- ・ 4月11日、「宮城県災害義援金配分委員会」委員・監事の就任依頼

- ・ 4月13日、「第1回宮城県災害義援金配分委員会」  
「東日本大震災の義援金第1次配分割合について（決定）」に基づき配分することを決定
- ・ 4月14日、東日本大震災の被災者に対する通帳の再発行・新規口座開設等のサービスの提供について金融機関（社団法人宮城県銀行協会、宮城県信用金庫協会、宮城県信用組合協会、宮城県農業共同組合中央会、宮城県漁業協同組合、ゆうちょ銀行）へ依頼
- ・ 4月18日、災害義援金の配分に係る市町村担当者説明会を開催。災害義援金配付に係る第1次配分方針（モデル案）について説明、資料を配付した。
- ・ 4月20日、市町村に対し「義援金受付団体分（第1次配分）」の義援金の送金開始  
※毎週月曜日に送金しており、12月19日現在36回の送金を行っている。
- ・ 5月16日、「第2回宮城県災害義援金配分委員会」  
宮城県災害対策本部に寄せられている義援金について、義援金受付団体分（第1次配分）に上乗せして配分を行うことを決定。また、人的被害の配分対象として災害障害見舞金対象者、住家被害については大規模半壊、さらに、新たな配分対象として震災孤児を設定した。
- ・ 5月30日、市町村に対し「宮城県災害対策本部分（第1次配分）」の義援金の送金開始  
※毎週月曜日に送金しており、12月19日現在30回の送金を行っている。
- ・ 6月24日、「第3回宮城県災害義援金配分委員会」  
義援金受付団体分及び宮城県災害対策本部分の第一次配分として決定している配分額に上乗せして配分を行うことを決定。新たな配分対象として母子・父子世帯及び高齢者・障害者施設入所者等を設定した。
- ・ 7月4日、市町村に対し「義援金受付団体分（第2次配分）」及び「宮城県災害対策本部分（第2次配分）」の義援金の送金開始  
※毎週月曜日に送金しており、12月19日現在25回の送金を行っている。

#### ウ 市町村等への対応

- ・ 4月18日、災害義援金の配分に係る市町村担当者説明会を開催し、災害義援金配布に係る第1次配分方針（モデル案）について説明・資料の配付。
- ・ 4月20日、「市町村独自の義援金の上乗せについて」を通知
- ・ 4月21日、配分基準・配分内容をホームページに掲載
- ・ 4月26日、「義援金についてQ&A」（第1回）を通知
- ・ 5月11日、「東日本大震災の義援金の早期配付について」を通知  
「義援金についてQ&A」（第1回追加）を通知
- ・ 5月19日、「東日本大震災災害義援金（宮城県災害対策本部分）に係る第一次配分基準について」及び「東日本大震災災害義援金（宮城県災害対策本部分）についてのQ&A（第1回改訂版）」を通知するとともに、配分基準・配分内容を更新しホームページに掲載。
- ・ 5月25日、「東日本大震災の義援金の早期の配付等について」及び「義援金の支給対象者について」を通知。
  - i 人的被害（死亡者・行方不明者）の支給対象者を拡大した。  
直系の遺族がない場合、死亡者及び行方不明者の法定相続人に支給することとし、法定相続人もいない場合には、葬祭を行った親族に対して支給することとした。

ii 住宅被害の支給対象者を拡大した。

直系の遺族がない場合、死亡した世帯主の法定相続人に支給することとし、法定相続人もいない場合には、葬祭を行った親族に対して支給することとした。

- ・ 6月9日、「同一住家に複数世帯が居住している場合の義援金の支給について」を通知し、義援金の複数配分が認められるケースについての取扱いを変更した。

住民登録上で世帯分離しており、かつ、生活実態が別であることが確認できた場合は、それぞれの世帯に支給することとしていたが、住民登録上で世帯分離している場合は、それぞれの世帯に支給することに変更した。

- ・ 6月30日、「東日本大震災災害義援金（義援金受付団体分及び宮城県災害対策本部分）の第二次配分基準について」、「東日本大震災災害義援金の第二次配分についてのQ&A（第2回改訂版）」及び東日本大震災の第一次配分方針（改訂版）を通知。配分基準・配分内容を更新しホームページに掲載。
- ・ 7月21日、「災害義援金についてのQ&A（第3回改訂版）」を通知。
- ・ 9月16日、「義援金の誤支給に伴う対応について」を通知。
- ・ 9月28日、都道府県及び県内市町村に対して「旅行・出張等で宮城県に来県していた者が東日本大震災により死亡・行方不明等となった場合の義援金の取扱いについて」を通知。

エ 礼状の対応

4月18日、東日本大震災被災者に対する義援金協力者への礼状の様式を総務部秘書課に合議。

- ・ 寄附金（総務部消防課）、見舞金（保健福祉部保健福祉総務課）についても同様の様式とした。
- ・ 礼状送付の対象者については、100万円以上の寄附者とした。

※12月7日現在 約600件を発行

オ 受領書の対応

- ・ 4月18日 東日本大震災被災者に対する義援金協力者への受領書の様式を決定し、受領書発行願いの提出があった方について入金確認後、発行した。当初、入金確認に時間を要したため、発行ペースが遅かったが、5月25日以降は週1回のペースで発行に当たった。

※12月7日現在 約3,000件を発行

- ・ 5月17日 海外からの送金者に対する英語版の受領書様式を作成。

カ 義援金贈呈セレモニー対応

多くの企業や団体から「目録贈呈に当たっては知事に直接」という要望が寄せられたが、総務部秘書課と随時調整を行い対応可能な職員で対応した。

キ 義援金の受付状況

- ・ 義援金受付団体\*から宮城県への配分状況

第1次配分／503億5,772万円（平成23年11月25日現在）

第2次配分／989億3,798万3,232円（平成23年11月25日現在）

※義援金受付団体／日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団。

- ・ 宮城県（災害対策本部）の受付状況

240億1,873万6,276円（174,751件）[平成23年12月2日現在]

※海外からの義援金受付状況

24か国の個人及び団体より義援金が寄せられている。（1億9,184万4,835円）

ク 被災者への義援金の配分

4月13日に「第1回宮城県災害義援金配分委員会」を開催し、「義援金受付団体」に寄せられた義援金と、「宮城県災害対策本部」に寄せられた義援金の配分について検討し、第1次配分の考え方を決定した。

宮城県災害義援金配分委員会（4月13日開催）における決定内容

1 配分対象

地震又は津波による死亡者、行方不明者及び住家が全壊又は半壊した世帯（国の被害認定基準に基づき市町村が認定する世帯）。

2 配分割合

支給対象		義援金受付団体配分額
人的被害 (1人当たり)	死亡・行方不明者	35万円
住家被害 (1世帯当たり)	全壊	35万円
	半壊	18万円

5月16日に開催した「第2回宮城県災害義援金配分委員会」では、「宮城県災害対策本部」に寄せられた義援金について、その配分方法等について協議し、第1次配分の考え方を決定した。

第2回宮城県災害義援金配分委員会（5月16日開催）における決定内容

支給対象		義援金受付団体配分額	県配分額	合計
人的被害 (1人当たり)	死亡・行方不明者	35万	15万円	50万円
	災害障害見舞金対象者	—	10万円	10万円
住家被害 (1世帯当たり)	全壊	35万	10万円	45万円
	大規模半壊	18万円	7万円	25万円
	半壊 (大規模半壊除く)	18万円	2万円	20万円
震災孤児（1人当たり）		—	50万円	50万円

6月24日に開催した「第3回宮城県災害義援金配分委員会」では、「義援金受付団体」及び「宮城県災害対策本部」に寄せられた義援金について、その配分方法等について協議し、第2次配分の考え方を決定した。

第3回宮城県災害義援金配分委員会（6月24日開催）における決定内容

支給対象		義援金受付団体配分額			県配分額			合計
		第1次配分	第2次配分	合計	第1次配分	第2次配分	合計	
人的被害 (1人当たり)	死亡・行方不明者	35万円	50万円	85万円	15万円	—	15万円	100万円
	災害障害見舞金支給対象者	—	—	—	10万円	—	10万円	10万円
住家被害 (1世帯当たり)	全壊	35万円	50万円	85万円	10万円	5万円	15万円	100万円
	大規模半壊	18万円	47万円	65万円	7万円	3万円	10万円	75万円
	半壊 (大規模半壊除く)	18万円	27万円	45万円	2万円	3万円	5万円	50万円
震災孤児(1人当たり)		—	—	—	50万円	—	50万円	50万円
母子・父子世帯 (1世帯当たり) ※1		—	—	—	—	20万円	20万円	20万円
高齢者・障害者施設入所者等(1人当たり) ※2		—	—	—	—	10万円	10万円	10万円

※1 母子・父子世帯

- (1) 東日本大震災時に母子（または父子）世帯であり、震災により半壊以上の住家被害を受けた者。
- (2) 東日本大震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子（または父子）世帯となった者。

※2 高齢者・障害者施設入所者

東日本大震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者施設及び障害者福祉施設に入所していた者。  
ただし、震災による死亡・行方不明者を除く。

ケ 課題等

a 義援金の性格

義援金は市民の善意によって寄託された、感謝激励の見舞金としての性格を有するものであり、できるだけ早くかつ公平・適正に配分できるよう人的被害、住家被害を基本として配分対象を決定したが、対象とならなかった借家の貸主、店舗等が被災した事業者、資機材を失った一次産業従事者等から多数の苦情・問合せが寄せられる事態が生じた。

b 義援金の配分

i 義援金の配分対象者の変更を2度行ったため、支給事務を担当する市町村において、一時的ではあるが事務量の増となった。

- ・ 人的被害（死亡者・行方不明者）、住宅被害の支給対象者を拡大した。  
直系の遺族がない場合、死亡者及び行方不明者の法定相続人に支給することとし、法定相続人もいない場合には、葬祭を行った親族に対して支給することとした。

- ・ 義援金の複数配分の認められるケースについての取扱いを変更した。

住民登録上で世帯分離しており、かつ、生活実態が別であることが確認できた場合は、それぞれの世帯に支給することとしていたが、住民登録上で世帯分離している場合は、それぞれの世帯に支給することに変更した。

ii 義援金配分方針の作成にあたり、生活再建支援金、災害弔慰金などの被災者支援の類似の制

度との均衡を図ったことから相当の時間を要した。

iii 市町村においては、他に優先して行う災害対応事務を担っており、受付から支給までの体制整備に時間を要した。

iv 被害が甚大であるため、市町村は、り災証明書の発行が膨大となっており、義援金の支給対象者の把握に時間を要した。

c 事務処理手続きについて

- ・ 多くの企業や団体から「目録贈呈に当たっては知事に直接」という要望が寄せられた。
- ・ 個人の寄託者の中には、執拗に感謝状を要求してくる者もあり、その対応にも苦慮した。
- ・ 海外からの義援金に係る対応（英語版のホームページ、受領書、礼状）が遅くなった。
- ・ 義援金の受付、配分状況の広報は県ホームページを中心に行っていたが、十分な効果が果たされなかった。

d 事務処理体制について

義援金を担当した保健福祉部社会福祉課団体指導班は6人体制であったが、今回の地震が発生以後、義援金の事務量が膨大となったため通常の所管業務を停止して対応し、4月からは臨時職員3人を任用し、義援金の受付、配分業務に当たってきた。また、7月から職員1人を増員し、通常業務の開始に向け取り組んだ。

義援金業務を進める上で被災者生活支援金、災害弔慰金などの被災者支援制度との均衡を図ることが不可欠であり、業務の所管を1か所に集約することの検討が必要となるとともにワンストップの電話応対・相談窓口の体制整備の検討が必要となる。

※発災以後、4月末ごろまでに義援金以外に寄附金、生活再建資金、応急仮設住宅、緊急物資等々の震災対応に係る被災者支援の問合せが多数寄せられた。

e 苦情・問合せについて

義援金に関する以下の業務について被災者、一般市民から電話・書面での苦情・問合せが連日殺到した。

- ・ 義援金の募集受入体制について
- ・ 市町村における義援金の申請受付時期と申請方法について
- ・ 市町村における義援金の配付時期と配付金額について
- ・ 市町村から被災者への送金の遅れについて
- ・ 義援金の配分対象、配分基準の公平性について
- ・ 第三次の義援金配分の有無について

### 災害義援金対応の検証

#### ◆中央受付団体、国、被災都道府県の間で災害義援金の配分方法の調整に時間を要した

##### ＜県庁外部（国）との調整＞＜計画とマニュアル＞

中央受付団体分の義援金は、日本赤十字社の「義援金取扱いのガイドライン」に基づき、迅速・透明・公平に被災地の配分委員会に送金されることとなっている。東日本大震災では、被害が広域に及んだため、被害が甚大であった岩手・宮城・福島の3県をはじめとした15都道府県にどのように義援金を配分するか



ついて、中央受付団体、国（厚生労働省）と被災都道県の間で調整が必要となり、配分までに時間を要した。

未曾有の巨大広域災害である東日本大震災では、各県の被害件数の把握や、国や県同士の調整に時間を要するのは、ある程度仕方がなかったといえるが、今後、同様に複数県が被災する災害に備えて、義援金の受付・配分などの調整をどのように行うべきかについて、全国レベルで事前に決めておくことが必要である。

**◆宮城県災害対策本部受付分の義援金については、支給対象者枠を広げたり、住家の被害程度を細分化して支給するなどきめ細かい対応がなされた〈県庁内部での調整〉**

中央の義援金受付団体に寄託された義援金の「義援金配分割合決定委員会」が決定した配分基準ではカバーしていない対象者（震災孤児・母子父子世帯・高齢者障害者施設入所者等）や、住家被害についてより細かい区分での金額設定（大規模半壊）を行うなど、県内の被害・被災者の状況にあわせた配分基準をつくることができた。

**◆義援金の配分に関する市町村の事務を支援するために、担当者説明会やQ&A集の配付を通して市町村の業務が効率的に進むよう配慮した〈計画とマニュアル〉**

国や義援金配分割合決定委員会では、被災者に対する具体的な義援金の配分基準等については被災都道県に一任していたため、市町村から県への問合わせをまとめたQ&A集を作成・配付し、市町村事務が効率的に進むよう配慮した。人の派遣も支援のひとつであるが、こういった業務の効率化のための実務に関する情報をまとめて共有することも災害時における市町村支援として重要である。

**◆被災者生活支援関連の様々な支援金等の業務を一括して担うセクションが必要である**

**〈県庁内部での調整〉〈計画とマニュアル〉**

社会福祉課は、大規模災害時には災害ボランティアセンターの設置をはじめ、災害対応に係る業務を複数所管しているため、一部の業務を県庁内部の他部局課室へ振り分けるなど早い段階で業務分担の再考が必要であった。また、被災者への義援金や支援金等については多数の種類があり、複数部局が担当していた。今後、県の災害対応業務に関する体制全体を再検討する際に、緊急に対応が必要な被災者生活支援関連の様々な支援金等の業務を一括して担うセクションをつくり、業務効率を上げ、市町村への窓口を一本化する等の工夫が必要であろう。

(3) 被災者生活再建支援制度

ア 被災者生活再建支援法の適用

県は、3月14日、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）を県内全市町村に適用（同法施行令第1条第3号該当）し、公告を行うとともに、同法の適用について、各市町村担当課あてに電子メール及び防災FAXを活用し通知を行った。

イ 市町村担当者に対する説明

これまで、同法適用に係る被災者生活再建支援制度の事務を経験している県内の市町村は、ほと

んどなく3月24日と25日に市町村課及び税務課等との共催により各市町村担当者を対象として開催された「り災証明書発行に係る被害認定業務の説明会」において、「被災者生活再建支援制度に関するパンフレット」を配付し、制度の概要説明を行った。さらに3月28日から3月31日までの間、県南、県中、県北の各地域ブロックごとに会場を設け、各市町村担当職員等を招集し、被災者生活再建支援法人（財団法人道府県会館被災者生活再建支援基金部）（以下「支援法人」という。）が作成した「被災者生活再建支援制度－事務の手引き－」〔平成22年9月改訂〕をコピーして活用し、より詳細な説明を行った。

なお、特に被害が甚大となった石巻市、気仙沼市、東松島市、女川町及び南三陸町については当課から直接職員が出向いて説明を行った。また、内閣府から発出される事務連絡等について、逐次、市町村担当者あてに通知を行い、制度の周知に努めた。

#### ウ 県民（被災者等）への周知

県政記者クラブへの投げ込みを行い新聞やテレビ報道による情報提供のほか、県ホームページの各種相談窓口一覧に被災者生活再建支援制度の概要版を掲示するとともに県の広報誌等を活用し、制度の周知徹底に努めた。

#### エ 支援金支給申請事務等

市町村では支援金申請事務の処理に先立ち、り災証明書の発行が優先されていたことから支援金申請事務については4月から5月にかけて開始された。

当初、県では、担当職員3人での体制（7月からは、担当職員5人、兼務職員2人、臨時職員4人体制）であったため、殺到する市町村担当者や県民等からの問合せに対して、迅速に対応できなかった。また、「事務の手引き」に記載されたQ&Aに該当しない事例など新たな各種質問が日々途切れることなく多数寄せられ、支援法人等に問合せしても即答を得ることができず、対応に苦慮した。

##### 【問合せの例】

- ・ 一つの家屋に世帯を分けた二世帯が住んでいる場合
- ・ 転勤中で今は居住していないが戻るべき家が被災した場合
- ・ 母屋と離れの取扱い など

なお、これらの質問については、よくある質問に対する標準回答（FAQ）を作成し、市町村に情報提供を行った。

申請書の処理に関しては、当初は申請件数も少なく比較的スムーズに処理できていたが、市町村の申請事務が進んできた6月の段階では、毎日1千件単位で申請書が送付されてきたことから、処理が追いつかず滞りがちとなった。

#### オ その他

申請データ、支給データを市町村、県及び支援法人がそれぞれ独自のフォーマットで作成しているため、手間もかかる上、データの摺り合わせや照会等への対応に苦慮した。また、加算支援金（賃借）申請を受付した後に、「応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借り上げ制度」の導入などにより、多大な件数の取り下げや変更などの事務処理が発生し、結果として申請者に迷惑がかかる事例があり、支援法人における支払事務に係る弾力的運用についての調整や一元的なデータ管理システムの構築が必要であると感じた。

被災者生活再建支援金の申請・決定状況（平成23年9月5日現在）

区 分	申請件数			支給決定件数			決定率
	基礎支援金	加算支援金	計	基礎支援金	加算支援金	計	
全壊	61,514	11,927	73,441	58,174	7,892	66,066	/
大規模半壊	30,893	11,066	41,959	28,324	8,229	36,553	
長期避難	4,996	1,772	6,768	5,761	1,217	6,978	
半壊解体	332	131	463	484	134	618	
計	97,735	24,896	122,631	92,743	17,472	110,215	

※長期避難、半壊解体の一部について、全壊として申請されているものがあるため、支給決定件数の方が大となっている。

県内の住宅被災状況（平成23年9月7日現在）

区 分	全壊	半壊	一部損壊	計
戸 数	73,219	79,253	148,288	300,760

全壊被災戸数に対する申請率 84.0%

### 被災者生活再建支援制度対応の検証

**◆被災者生活再建支援金に関する申請業務を経験したことがある市町村は少ないことから、他の部署が早期に開催した市町村担当者対象の業務説明会に相乗りして、制度概要について説明し、制度の周知に努めた**

＜県内部での調整＞＜県庁外部（市町村）との調整＞

発災直後の混乱期に、被災者生活再建支援金に関する業務を経験したことのない市町村向けに制度の周知を行うため、「り災証明書発行に係る被害認定業務の説明会」にて、被災者生活再建支援金の概要説明を行い制度の周知に努めた。さらに続けて3月中に、県内各ブロックで担当者向けのより詳細な説明会を開催して、迅速な業務体制の構築に努めることができた。他部局の説明会などに相乗りして制度の知名度を高めるなど、部局を超えた連携は有効であり、今後も実施していくことが望まれる。

**◆市町村の申請対応業務を円滑に進めるための情報提供や県からの人的支援を実施した**

＜県庁外部との調整＞

昼間は殺到する市町村の担当者や県民からの問合せの対応に追われたが、これらの質問と答えを Q&A 形式でまとめ、申請業務を経験したことがない多くの市町村の業務を進めるために提供した。

被害の大きい市町村には、県職員が出向いて制度説明を行うとともに、特に申請対応業務を行うことが困難であった石巻市については、長期にわたり窓口や申請対応業務を県の内陸部の職員を派遣して対応した。これらは人員が不足する被災市町村にとっては、有効な支援であった。申請対象が多い市町村ほど、対応業務を行う職員が不足しており説明会等にも足を運ぶ余裕がない。こういった市町村への支援について、今後どのような体制で行うのかについてあらかじめ検討しておくことが大切である。

**◆被災者情報や申請状況に関する統一したデジタルのデータベースや書式がないため、市町村・県・国で類似の作業が膨大に発生し、作業が遅れた<県庁外部との調整><計画とマニュアル>**

東日本大震災ではじめて多く行われた県の借上げ仮設住宅の要件変更（4/30より、県の空き家リストに掲載されていない、被災者自らが探してきた物件も対象となる）の影響を受け、先行して行っていた被災者生活再建支援金業務の加算支援金（賃借による住宅再建）受付後の取下げについて変更作業が多く発生し、混乱を招くことになった。今後は、国や市町村とも協議しながら、様々な被災者支援・生活再建の申請について一元的に被災者の情報を管理するシステムの構築を検討していくことが望ましい。

市町村と県と国（都道府県会館）で別々の被災者情報や申請状況に関するデータベースを作成しているという非効率を見直すためには、書式を統一させ、市町村・県・国のそれぞれが入力・チェックできるようなデータベースとシステムの構築が必要である。

**◆消防課は災害対策事務局のヘリコプター運用調整グループを担当していたために、被災者生活再建支援金の業務まで手が回らない事態に陥った<県庁内部での調整><計画とマニュアル>**

内閣府からの被災者生活再建支援金に関する連絡が電子メールにより行われたが、担当の消防課員が、初動期に本部事務局ヘリコプター運用調整グループに所属していたため、その覚知が遅れた。さらに消防課は、被災者生活再建支援金の事務とヘリコプター運用の調整業務を並行して行わなければならない業務に遅れが生じた。今後、消防課は、本部事務局の業務に専念するべきであり、被災者生活再建支援金の事務は、他の部局に所管を移行する必要がある。

(4) 消費生活関連対策

- ・ 県消費生活センターにおいて、震災関連の消費者トラブルを含め消費生活相談の受付・対応を行った。また、震災に便乗し被災者の弱みにつけこむ悪質商法などへの注意を喚起するため、新聞、テレビ、ラジオ、県政だより、ホームページなど各種広報媒体を活用した消費者啓発を行った。
- ・ 市町村の消費生活相談窓口の相談機能を確認し、相談機能が喪失又は低下している市町村については県消費生活センター等が消費生活相談を受け付けるなどの支援体制を整備した。
- ・ 震災の影響で生活関連物資の調達に支障が生じていたことから、3月16日、県ホームページに「生活関連物資のお知らせ」を開設し、食品・日用品や薬品などを取り扱う店舗の営業状況等について情報提供を行った。

なお、「生活関連物資のお知らせ」は9月22日まで毎日更新した。

(5) 県税に係る特例措置

総務部税務課では発災翌日の3月12日から、津波により被災した自動車に関する問合せが殺到するとともに、ふるさと納税に関する問合せや申込みも、多数寄せられたことから、職員はその対応に追われた。

そのような中、3月11日以降に到来する県税に関する申告等の期限について、地域を指定して画一的に延長することの検討を始めた。その結果、別途告示により定める日まで期限延長すること及び期限を延長する課税地の指定地域を県内の全ての市町村とすることとし、3月25日に期限延長の告示

を行った（国税庁は3月15日、納税地の指定地域を青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県として告示）。

これについて被災納税者に周知を図るため、「県政だより」、各種新聞に「県からのお知らせ」として掲載したほか、ホームページや地上デジタルデータ放送において情報提供を行い、広報に努めた。

震災で被災し、使用不能又は所在不明となった自動車（軽自動車を除く。）については、阪神・淡路大震災における兵庫県の対応を参考に、自動車税の課税保留の方針を3月16日に決定し、申請により平成23年度からの自動車税の課税が停止される事について、3月25日に記者発表するとともに、「県政だより」、各種新聞に「県からのお知らせ」として掲載したほか、TBCラジオ及びDate fmでのラジオ広報、ホームページにおいて情報提供を行い、広報に努めた。

県税の減免の適用については、法人県民税、法人事業税及び軽油引取税の減免制度を創設することや、個人事業税の減免制度について大幅に見直しを行ったほか、不動産取得税、自動車税など県税全般にわたり、地方税法における特例措置の補完等について検討を重ねた。

さらに、自動車税及び個人事業税の納期限について、被災後間もない時期での課税を避け、被災者の負担軽減等を図るため、県税事務所長が別に定めることができることとするための条例改正の検討を行った。

これらの措置に係る県税条例の改正条例及び県税減免条例の改正条例については、5月議会（5月31日開会）に提案し、6月20日可決、同28日公布施行し、「県政だより」、各種新聞に「県からのお知らせ」として掲載したほか、ホームページにおいて情報提供を行うとともに、リーフレットを作成し各県税事務所に配置し、また納税通知書にチラシを同封するなど広報に努めた。

7月15日付で岩手県、宮城県、福島県に住所などを有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税に係るもの（個人の事業税にあつては申告に限る。）を除いた県税に係る申告等の期限を平成23年8月31日とする告示を行った。

8月19日付で岩手県の盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町、宮城県の仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町、福島県の福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町及び新地町に住所などを有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税に係るもの（個人の事業税にあつては申告に限る。）の申告等の期限を9月30日とする告示を行った（国税庁は8月5日、期限を指定する納税地を同様の地域で告示）。

10月25日付で岩手県の宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町及び山田町、宮城県の気仙沼市、多賀城市及び南三陸町に住所などを有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税に係るもの（個人の事業税にあつては申告

に限る。)の申告等の期限を12月15日とする告示を行った(国税庁は10月17日、期限を指定する納税地を同様の地域で告示)。

平成24年2月14日付で宮城県の石巻市、東松島市及び女川町に住所などを有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税に係るもの(個人の事業税にあっては申告に限る。)の申告等の期限を4月2日とする告示を行った(国税庁は2月3日、期限を指定する納税地を同様の地域で告示)。

これらについて被災納税者に周知を図るため、各種新聞に掲載される「県からのお知らせ」やホームページにおいて情報提供を行い、関係団体に個別に通知するなどして広報に努めた。

11月には、毎年発行している「くらしと県税」の2011年度版を県税の減免措置や地方税法の特例措置を取りまとめた内容を含めて作成し、より一層の広報に努めた。

県税の減免措置や地方税法の特例措置の内容については、以下のとおりである。

ア 申告・納付等の期限の延長

県内のすべての市町村を指定地域として、指定地域内に課税地を有する者に係る申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限を画一的に延長した。

延長期限については以下のとおり指定した。

	内 容	告示日	指定期限	
(1)	3月11日から8月30日までの間に到来する、岩手県、宮城県、福島県に住所などを有する方に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税に係るもの(個人の事業税にあっては申告に限る。)を除いた県税に関する申告等の期限	平成23年 7月15日	平成23年 8月31日	
(2)	3月11日から9月29日までの間に到来する、以下の指定地域に住所などを有する方に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税に係るもの(個人の事業税にあっては申告に限る。)の期限 (指定地域)	平成23年 8月19日	平成23年 9月30日	
	<table border="1"> <tr> <td>岩手県</td> <td>盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富</td> </tr> </table>			岩手県
岩手県	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町			
宮城県	仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富			

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>谷町，大衡村，色麻町，加美町，涌谷町，美里町</td> </tr> <tr> <td>福島県</td> <td>福島市，会津若松市，郡山市，いわき市，白河市，須賀川市，喜多方市，相馬市，二本松市，伊達市，本宮市，桑折町，国見町，大玉村，鏡石町，天栄村，下郷町，檜枝岐村，只見町，南会津町，北塩原村，西会津町，磐梯町，猪苗代町，会津坂下町，湯川村，柳津町，三島町，金山町，昭和村，会津美里町，西郷村，泉崎村，中島村，矢吹町，棚倉町，矢祭町，塙町，鮫川村，石川町，玉川村，平田村，浅川町，古殿町，三春町，小野町，新地町</td> </tr> </table>		谷町，大衡村，色麻町，加美町，涌谷町，美里町	福島県	福島市，会津若松市，郡山市，いわき市，白河市，須賀川市，喜多方市，相馬市，二本松市，伊達市，本宮市，桑折町，国見町，大玉村，鏡石町，天栄村，下郷町，檜枝岐村，只見町，南会津町，北塩原村，西会津町，磐梯町，猪苗代町，会津坂下町，湯川村，柳津町，三島町，金山町，昭和村，会津美里町，西郷村，泉崎村，中島村，矢吹町，棚倉町，矢祭町，塙町，鮫川村，石川町，玉川村，平田村，浅川町，古殿町，三春町，小野町，新地町		
	谷町，大衡村，色麻町，加美町，涌谷町，美里町						
福島県	福島市，会津若松市，郡山市，いわき市，白河市，須賀川市，喜多方市，相馬市，二本松市，伊達市，本宮市，桑折町，国見町，大玉村，鏡石町，天栄村，下郷町，檜枝岐村，只見町，南会津町，北塩原村，西会津町，磐梯町，猪苗代町，会津坂下町，湯川村，柳津町，三島町，金山町，昭和村，会津美里町，西郷村，泉崎村，中島村，矢吹町，棚倉町，矢祭町，塙町，鮫川村，石川町，玉川村，平田村，浅川町，古殿町，三春町，小野町，新地町						
(3)	<p>3月11日から12月14日までの間に到来する，以下の指定地域に住所などを有する方に係る法人の県民税，県民税の利子割，配当割，株式等譲渡所得割，法人の事業税，個人の事業税に係るもの（個人の事業税にあつては申告に限る。）の期限 （指定地域）</p> <table border="1"> <tr> <td>岩手県</td> <td>宮古市，大船渡市，陸前高田市，釜石市，住田町，大槌町，山田町</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>気仙沼市，多賀城市，南三陸町</td> </tr> </table>	岩手県	宮古市，大船渡市，陸前高田市，釜石市，住田町，大槌町，山田町	宮城県	気仙沼市，多賀城市，南三陸町	平成23年 10月25日	平成23年 12月15日
岩手県	宮古市，大船渡市，陸前高田市，釜石市，住田町，大槌町，山田町						
宮城県	気仙沼市，多賀城市，南三陸町						
(4)	<p>3月11日から平成24年4月1日までの間に到来する，以下の指定地域に住所などを有する方に係る法人の県民税，県民税の利子割，配当割，株式等譲渡所得割，法人の事業税，個人の事業税に係るもの（個人の事業税にあつては申告に限る。）の期限 （指定地域）</p> <table border="1"> <tr> <td>宮城県</td> <td>石巻市，東松島市，女川町</td> </tr> </table>	宮城県	石巻市，東松島市，女川町	平成24年 2月14日	平成24年 4月2日		
宮城県	石巻市，東松島市，女川町						

ただし，被災者に対しては，個別の申請に基づき，更に期限延長の措置を講じることとした。

※延長されている申告等の期限が指定されていない地域

【福島県】

田村市，南相馬市，川俣町，広野町，楢葉町，富岡町，川内村，大熊町，双葉町，浪江町，葛尾村，飯舘村  
イ 徴収の猶予

震災により財産に著しい損失を受け，税金を納期限内に納められない場合には，申請により納税を猶予する。

ウ 納入義務の免除

軽油引取税について，震災により軽油の代金及び当該税を受け取ることができなくなった場合，又は失った場合は，これに相当する税額を免除する。

## エ 個人県民税の特例措置

## a 雑損控除の特例

住宅や家財等について生じた損失の雑損控除について、平成23年度分の個人県民税において控除することができる。

雑損控除を適用した結果、その年分の総所得金額から控除しきれない損失額については、5年間（通常は3年間）繰り越すことができる。

## b 被災事業用資産の損失の特例

被災事業用資産の損失による純損失の金額について、5年間（通常は3年間）繰り越すことができる。また、保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めた平成23年分の純損失の金額について5年間繰り越すことができる。

## c 住宅借入金等特別税額控除の適用の特例

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができる。

東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合においては、滅失等をした住宅に関する住宅借入金等特別税額控除と新たに取得等をした住宅に関する住宅借入金等特別税額控除を重複して適用することができる。

## d 財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた東日本大震災により被害を受けたことによる財形住宅・年金貯蓄の不適格払出について、当該不適格払出に係る利子割の額がある場合において、平成24年3月10日までに、当該利子割の還付を請求することにより、還付を受けることができる。

## オ 法人県民税・法人事業税の特例措置

## a 法人県民税（均等割）の減免

平成23年3月11日において県内に所在する事務所・事業所のすべてが、地方税法に基づき市町村長が公示する「平成23年度分の固定資産税等の課税免除対象区域」内にある場合に、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度の県民税の均等割を免除する。

## b 法人県民税（法人税割）・法人事業税の減免

震災により資本・出資金の額（300万円未満の法人などは別に計算した額）の2分の1以上の額の損害を受けた場合に、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度の県民税の法人税割・事業税をそれぞれ10%減免する。

## カ 個人事業税の特例措置

## a 損失の繰越控除の特例

被災事業用資産の損失による損失金額については、5年間（通常は3年間）繰り越すことができる。また、保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、青色申告者は被災事業用資産以外の損失を含めた平成23年分の損失の総額について、白色申告者は被災事業



用資産の損失の合計額について5年間繰り越すことができる。

b 個人事業税の減免

次のいずれかに該当する者について、平成23年度の個人事業税を減免する。

複数に該当する者はいずれか有利な方法で減免申請することができる。

- i 平成22年の事業所得が1000万円以下であり、事業用資産にその価額の2分の1以上の損害（保険金等により補填される金額を除く）を受けた場合には、平成22年の合計所得金額に応じて以下の割合で減免する。

平成22年の合計所得金額	減免割合
500万円以下	100%
500万円超750万円以下	50%
750万円超1000万円以下	25%

- ii 事業用資産に課税標準額の10分の1を超える損害（保険金等により補填される金額を除く）を受けた場合には、以下の算式で計算された金額を減免する。

$$\{\text{損害額} - (\text{課税標準額} \times 1/10)\} \times \text{税率} = \text{減免額}$$

- iii 平成22年の合計所得金額が500万円以下であり、住宅又は家財にその価額の2分の1以上の損害（保険金等により補填される金額を除く）を受けた場合には、全額免除する。

キ 不動産取得税の特例措置

a 被災代替家屋の取得に係る特例

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者、その相続人又は所有者と同居する3親等内の親族が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する。

b 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者、その相続人又は所有者と同居する3親等内の親族が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地を平成33年3月31日までに取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する。

c 被災代替家屋の取得に係る不動産取得税の減免

被災家屋の所有者と生計を一にしていた親族（上記キ-aの適用を受ける者を除く。）が、代替家屋を平成33年3月31日までに取得した場合には、当該代替家屋の課税標準額に当該代替家屋の床面積に対する被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額を減免する。

d 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減免

従前の土地の所有者と生計を一にしていた親族（上記キ-bの適用を受ける者を除く）が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地を平成33年

3月31日までに取得した場合には、当該土地の課税標準額に当該土地の面積に対する従前の土地の面積の割合を乗じて得た額に相当する金額を減免する。

e 被災家屋に係る不動産取得税の減免

平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に取得した家屋が、震災により滅失・損壊した場合には、取得した家屋の税額を当該家屋の床面積をもって除して得た額に当該滅失・損壊した床面積を乗じて得た額に相当する金額を減免する。

f 被災農地に代わる農地の取得に係る特例

東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるもの（以下「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する。

ク 自動車取得税・自動車税の特例措置

a 被災代替自動車に係る自動車取得税・自動車税の非課税

震災により滅失・損壊した自動車の所有者又はその相続人が、その自動車の代わりに自動車を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税及び平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税を非課税とする。

b 被災自動車に対する自動車税の減免

震災により、所有する自動車が、損傷、交通途絶などの理由により運行することができなくなったと認められる期間が15日（損傷の場合は10日）を超える場合には、運行できなくなった日からその自動車が運行することができることとなった日の前日までの月数分を減免する。

ケ 軽油引取税の特例措置

震災により、宮城県に特別徴収義務者として登録している特約業者又は元売業者が所有する貯蔵タンクやタンクローリー車などから未課税の軽油が流出などした場合に、その流出などした軽油相当分を免除する。

### 県税に係る特例措置対応の検証

#### ◆県税務所の電話がつながりにくく、税務課に車被害課税保留の問合せが殺到し、対応に追われた

##### ＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

津波で浸水した自動車が多く、自動車税に関する問合せが税務課に殺到した。課税保留の手続きを始めたが、1週間システムが動かず対応することができなかった。

税務課は、自動車の課税保留の問合せ用の対応マニュアルを災害の5日後に作成したが、6万台を超える受付をしていたため電話対応で精いっぱいシステム入力やチェックができる状態ではなかった。また、ふろさと納税についても、電話や電子メールの申込が多く、対応に人手が必要だった。

このように税務課は問合せ対応等多忙であったにもかかわらず、災害対策本部地方支部の要請で、他の業務への応援に人員を派遣することとなり、税務関係の業務を行う人員の確保が困難であった。税の専門知識を有する職員については、外部応援ではなく、本来の税務業務を優先すべきであった。また、税務課では、

他県の職員等による応援を受けなかった。今後は税に対する問合せや災害時の措置業務のために、応援職員による支援を受けることも考えて、災害時の対応について検討することが必要である。

**◆自動車税の対応や県の税収見込の算定に、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の資料を参考にした**  
**＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞**

自動車税の対応や県の税収見込の算定に、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の資料を参考にしたが、津波災害の特性上、被災自動車数の規模が異なり、税収の落ち込みについても、過去の災害を単純に参考にするのは難しかった。東日本大震災の貴重な教訓を整理して、今後の津波災害時の参考にできるよう、後世や他地域に伝えていくことが求められる。

**◆県は、国が対応を地方に委ねた法人関連の税の減免を実施した＜県庁内部での調整＞**

被害を受けた法人の復興を支援するために、法人県民税及び法人事業税の減免について、県として独自に条例で対応して実施した。広域な津波災害で県民の住居だけでなく、働く場も多く失われたことを考えると、産業復興や雇用の確保の観点から有効であるといえる。

(6) 各種手続等の手数料の減免

震災により被災された方々が、免許証（状）などについて被災により再取得を余儀なくされた場合の各種手数料や、事業活動のために必要となる行政手続に関する各種手続の手数料等を次のとおり減免した。

ア 対象者

東日本大震災により被災した県民及び県内事業者等

イ 既納付者に対する措置

原則として、平成23年3月11日の地震以降に納付されたものについては還付

ウ 減免する手数料等の一覧

a 各種証明書等の再交付・書換に係るもの（主として個人に関するもの）

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
1	危険物取扱者免状の再交付手数料	1,800円	全額	平成24年3月31日まで
2	消防設備士免状の再交付手数料	1,800円	全額	平成24年3月31日まで
3	火薬類保安責任者免状の再交付手数料	2,400円	全額	平成24年3月31日まで
4	高圧ガス製造保安責任者免状の再交付手数料	2,400円	全額	平成24年3月31日まで
5	高圧ガス販売主任者免状の再交付手数料	2,400円	全額	平成24年3月31日まで
6	電気工事士免状の再交付手数料	2,600円	全額	平成24年3月31日まで
7	液化石油ガス設備士免状の再交付手数料	2,300円	全額	平成24年3月31日まで
8	狩猟免状の再交付手数料	1,000円	全額	平成24年3月31日まで
9	製菓衛生師免許証の書換え交付手数料	2,800円	全額	平成24年3月31日まで

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
10	製菓衛生師免許証の再交付手数料	3,500円	全額	平成24年3月31日まで
11	登録証再交付申請手数料（動物取扱業者の登録証再交付）	1,800円	全額	平成24年3月31日まで
12	許可証再交付申請手数料（特定動物飼養者の許可証再交付）	1,800円	全額	平成24年3月31日まで
13	クリーニング師免許証再交付申請手数料	3,400円	全額	平成24年3月31日まで
14	クリーニング師免許証訂正申請手数料	2,900円	全額	平成24年3月31日まで
15	准看護師試験合格証明書交付手数料	3,000円	全額	平成24年3月31日まで
16	准看護師免許証再交付手数料	4,100円	全額	平成24年3月31日まで
17	診療エックス線技師免許証再交付手数料	4,200円	全額	平成24年3月31日まで
18	歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料	3,000円	全額	平成24年3月31日まで
19	介護支援専門員証の書換手数料	2,200円	全額	平成24年3月31日まで
20	介護支援専門員証の再交付手数料	2,000円	全額	平成24年3月31日まで
21	栄養士免許の再交付手数料	3,800円	全額	平成24年3月31日まで
22	調理師免許の再交付手数料	3,800円	全額	平成24年3月31日まで
23	保育士証の再交付手数料	1,100円	全額	平成24年3月31日まで
24	薬局開設・医薬品販売業・高度管理医療機器等販売業賃貸業許可証再交付申請手数料	2,900円	全額	平成24年3月31日まで
25	販売従事登録証再交付申請手数料	3,200円	全額	平成24年3月31日まで
26	配置従事者身分証明書書換え交付申請手数料	2,000円	全額	平成24年3月31日まで
27	配置従事者身分証明書再交付申請手数料	2,900円	全額	平成24年3月31日まで
28	登録販売者試験合格証明書再交付申請手数料	3,200円	全額	平成24年3月31日まで
29	麻薬取扱者免許証再交付申請手数料	3,000円	全額	平成24年3月31日まで
30	覚せい剤原料取扱者指定証再交付申請手数料	3,000円	全額	平成24年3月31日まで
31	医薬品等製造販売業・製造業・医療機器修理業許可証再交付申請手数料	2,900円	全額	平成24年3月31日まで
32	毒物劇物製造業・販売業登録票再交付申請手数料	4,000円	全額	平成24年3月31日まで
33	毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請手数料	4,000円	全額	平成24年3月31日まで
34	計量証明事業登録証の再交付手数料	1,600円	全額	平成24年3月31日まで
35	職業訓練指導員免許証の再交付手数料	2,000円	全額	平成24年3月31日まで
36	技能検定合格証書の再交付手数料	2,000円	全額	平成24年3月31日まで
37	家畜人工授精師免許証の再交付手数料	1,700円	全額	平成24年3月31日まで
38	家畜商免許証の再交付手数料	1,100円	全額	平成24年3月31日まで
39	漁業許可変更手数料	2,400円	全額	平成24年3月31日まで

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
40	免許漁業原簿の謄本交付手数料	520円	全額	平成24年3月31日まで
41	漁業図謄本交付手数料	520円	全額	平成24年3月31日まで
42	免許漁業原簿の閲覧手数料	280円	全額	平成24年3月31日まで
43	漁船登録票再交付手数料	2,400円	全額	平成24年3月31日まで
44	漁船変更登録手数料	2,300円～ 4,000円	全額	平成24年3月31日まで
45	漁船登録謄本交付手数料	440円	全額	平成24年3月31日まで
46	二級建築士等免許証再交付手数料	5,900円	全額	平成24年3月31日まで
47	教育職員免許状再交付手数料	1,100円	全額	平成24年3月31日まで
48	銃砲刀剣類登録証再交付手数料	3,500円	全額	平成24年3月31日まで
49	運転免許証再交付申請手数料	3,650円	全額	平成24年3月31日まで
50	仮運転免許証再交付申請手数料	1,200円	全額	平成24年3月31日まで
51	銃砲刀剣類所持許可証書換申請手数料	1,800円	全額	平成24年3月31日まで
52	銃砲刀剣類所持許可証再交付申請手数料	2,200円	全額	
53	年少射撃資格認定証書換申請手数料	1,800円	全額	平成24年3月31日まで
54	年少射撃資格認定証再交付申請手数料	1,900円	全額	平成24年3月31日まで
55	警備員指導教育責任者資格者証書換申請手数料	2,000円	全額	平成24年3月31日まで
56	警備員指導教育責任者資格者証再交付申請手数料	1,800円	全額	平成24年3月31日まで
57	警備員検定合格証明書書換申請手数料	2,200円	全額	平成24年3月31日まで
58	警備員検定合格証明書再交付申請手数料	2,000円	全額	平成24年3月31日まで
59	機械警備業務管理者資格者証書換申請手数料	2,000円	全額	平成24年3月31日まで
60	機械警備業務管理者資格者証再交付申請手数料	1,800円	全額	平成24年3月31日まで
61	自動車保管場所証明書交付申請手数料	2,100円	全額	平成24年3月31日まで
62	自動車保管場所標章（再）交付申請手数料	500円	全額	平成24年3月31日まで
63	駐車監視員資格者証書換交付申請手数料	2,100円	全額	平成24年3月31日まで
64	駐車監視員資格者証再交付申請手数料	2,000円	全額	平成24年3月31日まで

b 営業活動の再開のために必要なもの（主として事業活動に関するもの）

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
1	移送取扱所の設置許可手数料	21,000円～	全額	平成25年3月31日まで
2	移送取扱所の変更許可手数料	10,500円～	全額	平成25年3月31日まで
3	移送取扱所の仮使用承認申請手数料	5,400円	全額	平成25年3月31日まで
4	高圧ガス製造許可手数料	7,400円～	全額	平成25年3月31日まで

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
		560,000円		
5	高圧ガス製造施設等変更許可手数料	3,200円～ 370,000円	全額	平成25年3月31日まで
6	高圧ガス貯蔵所設置許可手数料	25,000円	全額	平成25年3月31日まで
7	高圧ガス貯蔵所位置等変更許可手数料	11,000円～ 14,000円	全額	平成25年3月31日まで
8	高圧ガス容器検査所登録手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
9	容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力変更に係る刻印等手数料	1,400円	全額	平成25年3月31日まで
10	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料	630円	全額	平成25年3月31日まで
11	液化石油ガス販売事業者の認定手数料	55,000円～ 110,000円	全額	平成25年3月31日まで
12	液化石油ガス貯蔵施設等設置許可手数料	21,000円×貯蔵 施設等数	全額	平成25年3月31日まで
13	液化石油ガス貯蔵施設等変更許可手数料	17,000円×貯蔵 施設等数	全額	平成25年3月31日まで
14	液化石油ガス充てん設備許可手数料	28,000円× 充てん設備数	全額	平成25年3月31日まで
15	液化石油ガス充てん設備変更許可手数料	19,000円× 充てん設備数	全額	平成25年3月31日まで
16	電気工事業者登録証再交付手数料	2,200円	全額	平成24年3月31日まで
17	電気工事業者登録簿謄本交付手数料	600円	全額	平成24年3月31日まで
18	飲食店営業許可申請手数料	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
19	喫茶店営業許可申請手数料	9,600円	全額	平成24年3月31日まで
20	菓子製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成24年3月31日まで
21	あん類製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成24年3月31日まで
22	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成24年3月31日まで
23	乳処理業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
24	乳製品製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
25	集乳業許可申請手数料	9,600円	全額	平成24年3月31日まで
26	乳類販売業許可申請手数料	9,600円	全額	平成24年3月31日まで
27	食肉処理業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
28	食肉販売業許可申請手数料	9,600円	全額	平成24年3月31日まで

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
29	食肉製品製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
30	魚介類販売業許可申請手数料	9,600円	全額	平成24年3月31日まで
31	魚介類せり売営業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
32	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
33	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
34	清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
35	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成24年3月31日まで
36	氷雪製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
37	氷雪販売業許可申請手数料	14,000円	全額	平成24年3月31日まで
38	食用油脂製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
39	みそ製造業許可申請手数料	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
40	醤油製造業許可申請手数料	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
41	ソース類製造業許可申請手数料	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
42	酒類製造業許可申請手数料	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
43	豆腐製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成24年3月31日まで
44	納豆製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成24年3月31日まで
45	めん類製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成24年3月31日まで
46	そうざい製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
47	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
48	添加物製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成24年3月31日まで
49	加工業登録申請手数料	5,800円	全額	平成24年3月31日まで
50	加工業登録証書換え・再交付手数料	700円	全額	平成24年3月31日まで
51	行商登録証書換え・再交付手数料	500円	全額	平成24年3月31日まで
52	食鳥処理の事業許可申請手数料	19,000円	全額	平成24年3月31日まで
53	食鳥処理の事業変更許可申請手数料	10,000円	全額	平成24年3月31日まで
54	小規模食鳥処理場の確認規程の認定申請手数料	5,500円	全額	平成24年3月31日まで
55	小規模食鳥処理場の確認規程の変更認定申請手数料	2,300円	全額	平成24年3月31日まで
56	化製場設置許可申請手数料	24,000円	全額	平成24年3月31日まで
57	準用施設設置許可申請手数料	17,000円	全額	平成24年3月31日まで
58	飼養又は収容の許可申請手数料	6,800円	全額	平成24年3月31日まで
59	動物取扱業登録申請手数料	15,000円	全額	平成24年3月31日まで
60	興行場許可申請手数料	22,000円	全額	平成24年3月31日まで

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
61	旅館業許可申請手数料	22,000円	全額	平成24年3月31日まで
62	旅館業承継申請手数料	7,400円	全額	平成24年3月31日まで
63	公衆浴場許可申請手数料	22,000円	全額	平成24年3月31日まで
64	理容所開設検査手数料	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
65	美容所開設検査手数料	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
66	クリーニング所開設検査手数料	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
67	病院開設許可手数料	41,000円	全額	平成24年3月31日まで
68	診療所開設許可手数料	18,000円	全額	平成24年3月31日まで
69	助産所開設許可手数料	11,000円	全額	平成24年3月31日まで
70	病院検査手数料（実地検査）	43,000円	全額	平成24年3月31日まで
71	病院検査手数料（自主検査）	13,000円	全額	平成24年3月31日まで
72	診療所検査手数料（実地検査）	22,000円	全額	平成24年3月31日まで
73	診療所検査手数料（自主検査）	7,000円	全額	平成24年3月31日まで
74	助産所検査手数料（実地検査）	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
75	助産所検査手数料（自主検査）	5,000円	全額	平成24年3月31日まで
76	衛生検査所登録手数料	80,000円	全額	平成24年3月31日まで
77	衛生検査所登録証明書書換交付手数料	8,200円	全額	平成24年3月31日まで
78	衛生検査所登録証明書再交付手数料	8,200円	全額	平成24年3月31日まで
79	衛生検査所登録変更手数料	61,000円	全額	平成24年3月31日まで
80	介護老人保健施設開設許可申請手数料	63,000円	全額	平成24年3月31日まで
81	介護老人保健施設変更許可申請手数料	33,000円	全額	平成24年3月31日まで
82	薬局開設・医薬品販売業・高度管理医療機器等販売業賃貸業許可申請手数料	29,000円～ 30,000円	全額	平成24年3月31日まで
83	薬局製造販売医薬品製造販売承認・製造販売業・製造業許可申請手数料	90円～ 11,000円	全額	平成24年3月31日まで
84	麻薬取扱者免許申請手数料	4,500円～ 15,400円	全額	平成24年3月31日まで
85	向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料	4,500円	全額	平成24年3月31日まで
86	覚せい剤原料取扱者指定申請手数料	12,700円	全額	平成24年3月31日まで
87	医薬品等製造業・製造販売業・医療機器修理業許可申請手数料	31,800円～ 147,000円	全額	平成24年3月31日まで
88	温泉利用・掘削等許可申請手数料	7,400円～ 120,000円	全額	平成24年3月31日まで



No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
89	毒物劇物販売業・輸入業・製造業登録申請	14,700円～ 27,200円	全額	平成24年3月31日まで
90	特定計量器検定手数料	190円～ 37,800円	全額	平成24年3月31日まで
91	装置検査用計量器（タクシーメーター）装置検査手数料	700円	全額	平成24年3月31日まで
92	基準器検査手数料	13,400円～ 13,600円	全額	平成24年3月31日まで
93	産業技術総合センター施設機器使用料	250円～ 15,300円	全額	平成24年3月31日まで
94	産業技術総合センター試験等手数料	250円～ 27,200円	全額	平成24年3月31日まで
95	林業種苗法に基づく生産事業者登録証の書換交付手数料	3,500円	全額	平成24年3月31日まで
96	林業種苗法に基づく生産事業者登録証の再交付手数料	3,000円	全額	平成24年3月31日まで
97	小型漁船の総トン数測度手数料	14,000円～ 37,000円	全額	平成24年3月31日まで
98	漁業権免許に係る手数料	3,700円	全額	平成24年3月31日まで
99	漁業権共有認可に係る手数料	3,700円	全額	平成24年3月31日まで
100	定置及び区画漁業権の抵当権設定認可に係る手数料	1,200円	全額	平成24年3月31日まで
101	漁業許可手数料	2,900円	全額	平成24年3月31日まで
102	漁船登録手数料	4,600円～ 7,900円	全額	平成24年3月31日まで
103	風俗営業許可申請（パチンコ店）手数料	27,000円	全額	平成24年3月31日まで
104	風俗営業許可申請（パチンコ店、3月以内）手数料	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
105	風俗営業許可申請（上記台数）手数料	20円	全額	平成24年3月31日まで
106	風俗営業許可申請（パチンコ店以外）手数料	27,000円	全額	平成24年3月31日まで
107	風俗営業許可申請（パチンコ店以外、3月以内）手数料	15,000円	全額	平成24年3月31日まで
108	風俗営業許可申請（パチンコ店・減失特例）手数料	34,400円	全額	平成24年3月31日まで
109	風俗営業許可申請（パチンコ店以外・減失特例）手数料	34,400円	全額	平成24年3月31日まで
110	風俗営業許可証再交付申請手数料	1,200円	全額	平成24年3月31日まで
111	風俗営業所構造設備変更承認申請手数料	11,000円	全額	平成24年3月31日まで
112	風俗営業認定証再交付申請手数料	1,200円	全額	平成24年3月31日まで
113	遊技機変更承認（受付件数）申請手数料	3,400円	全額	平成24年3月31日まで
114	遊技機変更承認（台数）申請手数料	20円	全額	平成24年3月31日まで

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
115	古物営業許可証再交付申請手数料	1,300円	全額	平成24年3月31日まで
116	古物営業許可証書換申請手数料	1,500円	全額	平成24年3月31日まで
117	質屋営業所移転許可申請手数料	12,000円	全額	平成24年3月31日まで
118	質屋営業管理者新設・変更許可申請手数料	5,700円	全額	平成24年3月31日まで
119	質屋営業許可証書換申請手数料	1,500円	全額	平成24年3月31日まで
120	質屋営業許可証再交付申請手数料	1,300円	全額	平成24年3月31日まで
121	警備業認定証再交付申請手数料	2,000円	全額	平成24年3月31日まで
122	警備業認定証書換申請手数料	2,200円	全額	平成24年3月31日まで
123	探偵業変更届出手数料	1,500円	全額	平成24年3月31日まで
124	探偵業届出証明書再交付申請手数料	1,000円	全額	平成24年3月31日まで
125	自動車運転代行業認定証再交付申請手数料	1,900円	全額	平成24年3月31日まで
126	自動車運転代行業認定証書換申請手数料	2,100円	全額	平成24年3月31日まで

## c 復旧を促進させるもの

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
1	港湾施設使用料（支援物資運搬船等）	1円～1,050,000円	全額	平成24年3月31日まで
2	水域等占用料（支援活動目的）	32～2,592円	全額	平成24年3月31日まで
3	入港料（支援物資運搬船等）	1円～2円	全額	平成24年3月31日まで
4	道路使用許可申請手数料	2,300円	全額	平成24年3月31日まで

## d 経済的負担を軽減させるもの

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
1	宗教法人の境内地境内建物に係る登録免許税非課税証明手数料	3,000円	全額	平成24年3月31日まで
2	学校法人等の校舎等の取得等に係る登録免許税非課税証明手数料	1,000円	全額	平成24年3月31日まで
3	特定動物飼養保管許可申請手数料	16,000円	全額	平成24年3月31日まで
4	特定動物飼養保管変更許可申請手数料	9,000円	全額	平成24年3月31日まで
5	所有者からの犬又はねこの引取手数料	400～2,000円	全額	平成24年3月31日まで
6	引き取られた犬等の飼養保管費	500円(日額)	全額	平成24年3月31日まで
7	引き取られた犬等の返還費	2,000円	全額	平成24年3月31日まで
8	納税証明書交付手数料	400円	全額	平成24年3月31日まで
9	免税軽油使用者証交付手数料	400円	全額	平成24年3月31日まで

e その他

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
1	漁港施設使用料	7円～540円	全額	使用等不能期間
2	公共用財産使用料	3円～180円	全額	使用等不能期間
3	港湾施設使用料（野積場・荷捌地等）	1円～45円	半額	本復旧が完了するまで
4	道路占用料	2円～2,000円	全額	使用等不能期間
5	流水占用料等	3～4,880,000円	全部又は一部を返還	使用等不能期間

(7) 被災者の権利利益の保全等

ア 国の対応

3月13日、「平成23年度東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布、施行され、東北地方太平洋沖地震による災害が特定非常災害特別措置法\*に基づく「特定非常災害」に指定され、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことが決定された。

これにより、自動車運転免許のような有効期限のある許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、有効期限を最長で8月31日まで延長することが可能となり、3月16日以降、延長の措置を講じる具体的な権利利益が、順次、各府省等の告示により指定された。さらに、履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、6月30日までに履行された場合には行政上及び刑事上の責任を問われないとされた。

なお、延長の措置及び免責の措置が講じられたもので、特に継続する必要があるものについては、前述の期限が更に延長されている。

※「特定非常災害特別措置法」

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）。阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたもの。大規模な非常災害（特定非常災害）について適用される。

イ 県の対応

a 条例の制定

こうした国の動きを受け、県条例や規則等を根拠とする権利利益、義務で同様の措置が必要かどうか確認するため、4月6日、総務部行政経営推進課が庁内全課を対象に保全等を図るべき被災者の権利利益等について調査を行った。

調査の結果、措置の必要性が認められたことから、①条例等を根拠とする許認可等の行政上の権利利益の満了日を最長で8月31日まで延長することができること、②6月29日までに履行期限が到来する、県の条例等を根拠とする義務が6月30日までに履行されたときは、東日本大震

災による不履行について行政上及び刑事上の責任は問われないものとする事、を内容とする「東日本大震災の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例」を制定することとした。

できるだけ早期に被災者の権利利益の保全等を図る必要があるため、本条例は5月12日に知事が専決処分（6月20日、専決処分の県議会承認）し、翌日13日に公布、施行した。あわせて、満了日の延長の措置を講じる権利利益を告示で指定した。

b 被災者への周知

国や県が講じた許認可等の満了日の延長等の措置を被災者に広く周知するため、6月18日及び19日の各種新聞に「県からのお知らせ－東日本大震災に関するお知らせ－」として延長の措置及び免責の措置の主なものを掲載した。さらに、「県政だより（7月号）」に「東日本大震災に関連するお知らせ」として延長の措置の主なものを掲載した。

(8) 特例旅券の発給

旅券（パスポート）について、従来は滅失した旅券に対する再発行制度がなく、紛失届を提出後に再度新規申請する必要があったが、県内の被災者救済<sup>\*</sup>のため、4月9日、外務省に対し被災して滅失した旅券に対する救済制度の創設（従来の法律の改正）を要望した結果、4月22日に東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（「旅券特例法」）（案）骨子の提示があり、6月8日、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（「旅券特例法」）が公布され、同日施行された。

※早急に旅券が必要となった具体的事例

「津波による被災で財産をすべて失い、自分を証明するものも失ったが、すぐに遠洋漁業のため海外へ行きたい。」など

この法律は、東日本大震災により自宅が半壊以上の被害を受けた方に対し、滅失した旅券の残存有効期間を限度とする震災特例旅券を国の手数料なしで発行するものである。

これを受け、県では、宮城県手数料条例施行規則の一部改正を行い、①「旅券特例法」に基づく特例旅券の発給に係る手数料の減免、②東日本大震災により有効旅券を紛失し、「旅券特例法」施行前までに申請された一般旅券の発給に係る手数料の減免（還付）を行うこととした。

「旅券特例法」に基づく特例旅券の発給に係る都道府県手数料については、全都道府県が減免措置を取っている。

なお、県では被災者救済の観点から、「旅券特例法」施行前の申請に対して遡及適用することとしたが、国では遡及適用しないこととした。宮城県と同様に、青森県、岩手県、福島県も遡及適用することとしている。

9月11日までの処理件数としては、震災特例旅券の申請件数が387件、還付請求件数が80件となっている。また、震災特例旅券の申請に対応するため、7月1日から東部地方振興事務所登米地域事務所、東部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所に非常勤職員を増員している。

### 特例旅券の発給の検証

#### ◆国際経済・交流課は、旅券を滅失した被災者を救済するために、旅券の再発行の特例を国に要請し、特例旅券の手数料の減免措置を実施した<県庁外部（国）との調整>

国際経済・交流課は、津波などにより旅券を滅失し、早期に旅券を必要とする被災者の便宜を図るために、旅券の再発行制度について外務省に対して特例措置を要請した。国は、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を公布し、県は旅券の再発行の手数料の減免措置等を実施した。国際経済・交流課は、被災者のニーズを的確に把握し、国に対する要請と県による財政措置によって被災者の負担を軽減した。

#### (9) 外国人県民への対応

##### ア 県が直接把握している外国人県民への対応

地震発生直後から、県を通じてJETプログラム（外国語青年招致事業）により市町村に任用されたALT（外国語指導助手）68人及びCIR（国際交流員）3人の安否確認を行った結果、ALT58人、CIR3人の無事を確認した。しかし、津波到着前に無事を確認した者については、津波に巻き込まれた可能性もあることから再度確認を行った。

安否の確認方法については、任用団体である市町村が被災し、通信も途絶していたことから、本人の携帯アドレスに安否報告を求める電子メールを送信するとともに、各関係駐日大使館等と連携しながら、JETプログラム参加者のネットワークやフェイスブックを利用して友人・知人・関係者からの情報収集に努めた。

なお、外国人向けの災害情報システム（EMIS）について、地震発生前から不具合を起こし、システムが不安定であったところに震災があり、様々な要件により完全に使用不可となった。

このほか、仙台市及びALT派遣会社と連携し、県内のすべてのALT及びCIRの把握に努めた結果、震災発生から12日後の3月23日にすべてのALTの安否が確認された（死亡者1人）。

最後まで安否の確認が取れなかったALT1人への対応としては、経済商工観光部国際経済・交流課職員及びCIRを勤務地に派遣し情報収集・捜索に当たった。この活動の中、警察から死亡外国人の情報提供があり、捜索中のALTであることが確認された。この死亡したALTの親族が来日した際は、国際経済・交流課が同行して遺体の確認補助、死亡に係る関連手続補助等（市役所における手続き・車・ホテル・火葬等の手配）を行った。また、震災直後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により各国政府が自国民保護のため退避勧告等を出したことにより多くのALTが県外・国外へ退避し、各任用団体はALTの退避中の身分上の対応（給与・休暇等）及び退避地からの学校現場への復帰指示に困惑していた。このため、財団法人自治体国際化協会を通じてJETプログラムを所管する外務省・総務省・文部科学省に方針確認を求めるとともに、各任用団体に対し助言を行った。具体的には、退避期間の特別休暇の適用、復帰期限の伝達、期限までに復帰しない場合の対応等である。また、JET本人へ直接連絡を取り、滞在場所、帰国予定日の確認、任用団体側の意向を伝えた。

さらには、教育現場又は居住場所等が甚大な被害を受け、居住する場所を確保することが困難な

ALT等のため、県が滞在場所の確保や被災地等からの輸送手段の確保のための経費を負担する「東北地方太平洋沖地震に伴う緊急避難支援事業」を創設した。

県が直接把握している外国人県民への対応では、多くの任用団体が被災し、本来の機能が果たせず通信手段が不自由な中で、ALT本人の安否確認を的確に行い、その結果を財団法人自治体国際化協会、関係政府機関及び各大使館へ効果的に提供することにより、ALT本人及びその家族並びに任用団体に対し的確に対応することができた。

一方、ALT任用団体及びALT本人への連絡方法において、大規模災害が発生した場合、国際経済・交流課及び教育庁担当課が協力してJET参加者へ連絡を取るとともに、必ず本人からも連絡をするようにしていたが、地震発生直後には通信手段が途絶えたことと、その復旧に時間を要したため確認が遅れた。また、離島で勤務をしていた者については、さらに情報収集ルートが限定され確認が困難になった。今後は、電話や電子メールだけではなく、フェイスブックやツイッターなど有効な情報収集ツールを使用できる環境を整えることについて、常に気を配る必要があると考える。

#### イ 県が直接把握できない外国人県民

##### a 初動対応

地震発生後、各国大使館等から安否確認に関する問合せがあり、国際経済・交流課が確認したALTの情報は提供したが、それ以外については、県としては個々の外国人の情報を持っていないため、対応し得る市町村災害対策本部や警察窓口を紹介した。

##### b 情報収集、状況把握等

ALT本人（JETプログラムによらないものも含む。）に関する安否確認のすべての情報を、更新の都度、関係大使館に対し電子メールにより提供し、ALT以外の外国人の安否情報については国際経済・交流課では把握できないため、引き続き対応し得る市町村災害対策本部や警察窓口を紹介した。また、各国大使館から自国民への情報伝達（県外への退避手段の伝達等）に関し協力を求められた際は、県庁記者クラブの紹介や説明会場確保など最大限の協力を行った。

県内外国人県民の状況把握については、警察が発表した死亡者の情報、各国大使館等からの情報、財団法人国際研修協力機構からの情報及び研修員リスト等の情報を入手し、また、外国人を受け入れている企業等への確認、避難所を巡回するなど状況把握に努めたものの、県としては個々の外国人の情報を持っていないため、十分な状況把握は対応できなかった。そのため、多くの外国人が自国に脱出退避したが、出国状況について把握できなかった。

##### c 外国人県民支援

県が財団法人宮城県国際交流協会に委託し、外国人県民の様々な相談に対応するために設置している「みやぎ外国人相談センター（仙台市）」において、今回の震災対応のため、通常時の英語・中国語に加え、韓国語、ポルトガル語及びタガログ語も毎日対応できるよう、相談員を増員した。さらに、相談員に携帯電話を支給し、常時相談を受けられるようにした。「みやぎ外国人相談センター」の震災対応については、県政だより等により周知した。この結果、9月11日までに1,366件の相談に対応した。また、これまで災害時通訳ボランティア制度により、通訳ボランティアの登録を進めてきたところ、2件の派遣依頼があり、これに対応した。

さらに、地震などの災害時に使用するための「災害時多言語表示シート」を作成し、全市町村に配布していたが、今回の震災では津波被害等により消失した市町村もあったことから、改めて

配布し、利用を促した。

県が直接把握できない外国人県民への対応では、県が直接対応することはできなかったが、国際経済・交流課所管の財団法人宮城県国際交流協会と連携し、同協会が外国人県民支援に対応した。今回の震災では、財団法人宮城県国際交流協会が外国人相談センターの運営のほか、避難所巡回等により、外国人県民支援に当たった。

#### ウ 財団法人宮城県国際交流協会の活動

震災後約1週間程度は、各国大使館や海外等からの外国人の安否確認及び在住外国人からの国内外への退避方法の問合せの対応に追われた状況である。

前述の県が委託している「みやぎ外国人相談センター」での対応のほか、沿岸部の被災市町を巡回し、地域の日本語教師やリーダー的存在の外国出身者とともに避難所を回り、外国人県民支援を行った。また、県内6か所で、「在住外国人による東日本大震災をふりかえる会」を開催し、被災地の外国人県民の心のケアを行った。

#### エ 他県等からの職員の支援

外国人県民支援に対応するため、山形県及び外務省からの派遣職員を受け入れた。山形県からは、国際交流担当課の職員及びCIR、外務省からは中国担当の職員を受け入れ、山形県には主に英語圏の外国人対応、外務省には、中国人への対応をお願いした。

### 外国人県民への対応の検証

#### ◆国際経済・交流課は被災した市町村に代わり外国語指導助手（ALT）と国際交流員（CIR）の安否確認を行い、関連機関に対してその安否情報を提供した<情報>

ALTは小中学校や高等学校において外国語指導に当たる外国人講師であり、CIR（国際交流員）は地方自治体に派遣されて国際交流業務に携わる外国人である。ALTとCIRを雇用している市町が安否確認の責任主体であった。しかし、多くの市町教育委員会が被災し、ALTの安否確認ができなかったために、国際経済・交流課がJETプログラム（外国語青年誘致事業）で来日したALTと、JETプログラム外のALTも含めて安否確認を行った。その際に、ALT本人の携帯メールアドレスにメールを発信し、JETプログラムのネットワークやフェイスブックなどの手段を通じて、ALTの知人、友人、関係者からも情報を収集した。被災した市町村に代わり県の国際経済・交流課が積極的にALTの安否確認を行い、その情報を自治体国際化協会、関連政府機関、各国大使館等に提供することができた。今後、ALTとCIRの安否確認の態勢をどのように構築しておくべきかをあらかじめ検討する必要がある。

#### ◆国際経済・交流課は県民外国人の安否確認を行うことで、県民外国人の被災状況を把握しようとした

##### <情報>

外国人県民の安否確認は市町や県警が行うことになっているが、国際経済・交流課には各国大使館等から安否確認の問合せがあり、外国人県民の安否について可能な限りの情報を集約した。入国管理局や宮城労働局などに対して外国人県民の情報の提供を求め、市町村や県警からの情報に基づいて外国人県民の安否確認作業を行った。国際経済・交流課は、災害時における外国人県民の生命や安全に関する情報を内外に提供することで、国際交流の一端を担うことができた。

◆国際交流協会による避難所巡回によって、避難所に避難している外国人の状況を把握した<情報>

国際経済・交流課所管の財団法人宮城県国際交流協会は、気仙沼、石巻、仙台市内の避難所を巡回し、避難所での生活を余儀なくされている技能実習生などの外国人の情報を収集した。このような活動を通じて、外国人避難者の実態を把握することができた。

◆みやぎ外国人相談センターにおいて外国人からの相談に応じることで、県民外国人の不安を緩和した

&lt;広報&gt;

みやぎ外国人相談センターは、宮城県国際交流協会内に設置されている施設であり、日本での生活で困ったことを外国語で相談できる県のサービスである。休日を含めて午前9時から午後8時まで対応し、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語での対応を実施している。震災後は外国人県民からの相談が急増したことから相談態勢を強化した。こうした外国語による相談は、外国人県民にとって不安を解消できる手段の一つであり、震災時の外国人対応に有効であった。今後も、災害時の外国人県民からの相談態勢を強化し、災害対応に備える必要がある。

◆災害時多言語表示シートを市町村に発送することで、県民外国人に対して震災情報を提供した<広報>

国際経済・交流課は、避難所などの主要箇所に災害時多言語表示シートを掲示するように、各地方振興事務所経由で市町村あて発送した。災害時多言語表示シートは、日本語が不得手な外国人県民や外国人旅行者のために、防災に関する情報を各国語に翻訳したシートである。これは、すでに市町村に配備されていたが、再度、国際経済・交流課が市町村に対して送付した。このようなシートを活用することで、外国人県民の不安を多少なりとも緩和できたと考えられる。

◆気象庁からの気象、地震、津波情報を自動的に翻訳し、専用ウェブサイトに掲載する宮城県災害時外国人サポート・ウェブ・システム（EMIS）は計画通りに活用できなかった<広報>

EMISは、気象庁から宮城県総合防災情報システム（MIDORI）に入った気象、地震、津波の情報を自動的に主要な言語に翻訳し、専用ウェブサイトにも自動掲載するシステムである。停電前まではシステムが機能していたが、通電後は十分に機能しなかったために停止した。こうしたシステムは、外国人県民に対する有効な情報となり得るので、システムを再構築し、このシステムの存在を外国人県民に伝達する必要がある。

## (10) 被災動物の保護対策

## ア 県の動物救護活動の基本方針

今回の救護活動については、原則として「緊急災害時動物救護活動」として実施し、被災地域で保護した動物については、所有者への返還に努めるとともに、所有者が判明しない場合にあっては飼養希望者への譲渡を積極的に実施すること、すなわち殺処分しないことを基本方針とした。

## イ 県の動物救護活動体制

## a 宮城県緊急災害時被災動物救護本部

県と社団法人宮城県獣医師会（以下、県獣医師会という。）との間で、平成19年3月16日に



「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定（以下、協定という。）」を締結しており、今回、その協定に基づいて被災動物の救護活動を要請した。県獣医師会長を本部長とする「緊急災害時被災動物救護本部（以下、県救護本部という。）」を設置した。

b 行政本部（支援拠点）

県救護本部との総合調整を行うため、3月18日、宮城県動物愛護センター（以下、動物愛護センター）に行政本部（支援拠点）を設置した。

c 宮城県被災動物保護センターの設置

県救護本部では、動物愛護センター及び保健所・支所で収容していた被災動物により良い飼養環境を提供するため、義援金等を活用し、7月1日、宮城県被災動物保護センター（以下、動物保護センターという。）を動物愛護センター敷地内に設置した。

ウ 県救護本部の主な活動内容

- a 避難所での動物飼育状況の把握
- b 避難所にいる動物に対する飼養管理指導
- c 被災動物の収容・治療・保管
- d 被災動物の所有者への返還及び飼養希望者等への譲渡
- e ボランティアの統括・指揮監督
- f 救援物資の手配・管理
- g 被災動物に関する各種相談

エ 地震発生後1か月の対応

a 3月12日

各保健所・支所及び動物愛護センターに対し連絡を試みるも、県内各地での通信網の障害、停電などにより連絡が取れず、被災状況の把握が困難であった。

b 3月13日

財団法人動物愛護協会（以下、愛護協会という。）に支援要請を行った。また、仙台市と情報共有及び救援活動に対する連携を確認した。

なお、未だ動物愛護センターとの電話が不通であったが、動物愛護センター所長の携帯電話に連絡がついたため、動物愛護センター敷地内に救援物資保管場所、被災動物収容場所の確保・準備を要請した。また、新潟県、兵庫県をはじめとして、他自治体からの支援協力の申出が寄せられる。

一方、多くの個人ボランティアから救護活動支援の申出が寄せられたが、現時点では被災地の状況がわからないため、県内への立入をしばらく待っていただくよう説明した。

c 3月14日

協定に基づき、県から県獣医師会に対し、県内全域での被災動物の救護活動を要請した。また、通信手段の一部回復や衛星電話確保に伴い、連絡の通じる保健所・支所に対し、避難所における動物同行避難状況の確認や動物の飼育支援などを指示した。また、動物愛護センターにおいては、救援物資及び被災動物の受入準備が整ったことから、被災地へのペットフード、資材等の配布及び被災動物の収容などを本格的に開始した。

一方、愛護協会をはじめとして、社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会

及び社団法人日本獣医師会の4団体から構成される「緊急災害時動物救援本部（以下、動物救護本部という。）」が愛護協会内に設置され、同時に義援金、救援物資の募集も開始された。

県に対し、愛護協会から動物救護本部の設置の連絡があった際、県として必要な救援物資の提供と県外ボランティアの受け皿としてその集約、派遣調整をお願いした。

d 3月15日

通信状況の回復に伴い、各地の被災状況が鮮明になってきた。沿岸部の抑留所が1か所津波により水没したため、他の保健所・支所5か所の抑留所で被災動物の保護を実施した。

なお、今後、収容限界を超えた保健所・支所では、収容した動物の一部を動物愛護センターに移し収容することにした。

県では、個人や愛護団体等からの救援物資の送付先として動物愛護センターを指定していたが、津波による幹線道路の損壊、また、ガソリン等の燃料確保が困難であったため、その救援物資の各地の配布先への輸送に苦慮した。その後、全国各地からの救援物資のとりまとめは、動物救護本部で一本化され、県で必要な物資等は環境生活部食と暮らしの安全推進課より動物救護本部に要請することで対応した。

一方、避難所では、ペットフードなどが不足していたことから、各保健所・支所で保有するペットフード等を適宜配布するよう指示し、在庫がなくなった場合は、動物愛護センターで保有しているものを輸送することで対応した。

なお、動物愛護センターの水道、電気が復旧した旨の連絡があったが、未だ固定電話は不通であった。

e 3月16日

各保健所・支所から徐々に詳細な被災動物の情報がはいるようになってきた。一方、隣県の岩手県、福島県とも情報交換を行い、今後も情報共有などについて協力していくことを確認した。

f 3月18日

被災動物の救護活動を行う組織として県救援本部が県獣医師会内に設置され、併せて県内9か所に現地救護本部が設置された。

一方、主として津波被害の大きい地域を管轄する保健所において、救護活動に必要な人員や公用車等が不足していたことから、隣接する比較的被害の少ない保健所・支所などから、人員や公用車の応援を受けることで対応した。また、救護活動が効率的に実施できるよう県救護本部との総合調整を行うため、動物愛護センターに行政本部を置くとともに、救護活動に関する指示・命令等を動物愛護センター所長が実施するようにした。環境生活部食と暮らしの安全推進課では主に国、他自治体及び関係団体との連絡調整を行うことにした。

g 3月21日

県獣医師会石巻支部が中心となり、主に石巻市、東松島市、女川町の三市町における被災動物の応急処置等の救護活動を多くのボランティアとともに開始した。その後4月4日に「石巻動物救護センター」が東部下水道事務所敷地内に設置され、主に被災者からの動物の一時預かりを中心に実施し、被災地で保護した動物の収容及び所有者探し等も行うこととした。

h 3月24日

環境生活部食と暮らしの安全推進課における電話対応を円滑に行うための「被災動物に対する

相談対応マニュアル（Q&A集）」を作成し、業務の効率化を図った。

i 3月25日

県救援本部において、被災動物の救援活動等を行うための義援金の募集を開始した。

オ 発災後1か月以降の対応

4月13日、今回の救護活動で保護した被災動物の所有者への返還を積極的に実施し、所有者が判明しない場合においても飼養希望者へ譲渡を積極的に実施すること及び狂犬病予防法等の法令に基づく県の通常業務は当面の間、地域ごとの状況に応じて適宜対応することについて、環境生活部食と暮らしの安全推進課から各保健所・支所及び動物愛護センターに通知した。

4月24日、県救援本部による「(第2回)被災動物救護対策会議」が開催され、会議では、県救護本部及び各現地救護センターの活動状況等の報告の他、災害救護本部に対する義援金交付申請の説明等があった。

5月上旬、県救援本部において、動物救護本部に対し、一次シェルターの建設計画及び獣医療支援事業等に対する資金援助の交付申請を行った。

5月11日、県救援本部において、被災者支援事業の一環として、県内動物病院におけるペットの無料医療相談及び医療費の一部助成を開始し、7月10日まで実施された。

6月15日、県救援本部による「(第3回)被災動物救護対策会議」が開催され、会議では、県東部下水道事務所内に設置している「石巻動物救護センター」の移動に関する事項の他、現在、県の施設で収容している被災動物によりよい飼養環境を提供するため、動物救護本部の義援金を活用した「宮城県被災動物保護センター」の設置計画及びセンター長の人事等が承認された。

6月22日、一次シェルターである県動物保護センターが完成間近であることから、県では県救援本部に対し、現在、保健所・支所及び動物愛護センターで管理していた被災動物（犬）35頭を県救護本部に移管することを申し伝え合意した。手続の終了したものから順次、動物保護センターに動物を移動した。

6月24日、県救護本部では、収容している被災動物の飼養希望者への譲渡を目的として、「第1回被災動物譲渡会」を開催した。

7月1日、「宮城県被災動物保護センター」が正式に活動を開始した。

9月30日、石巻市内の避難所が全て閉鎖されることに伴い、石巻動物救護センターを閉所し、県動物保護センター1か所に統合した。

なお、石巻動物救護センターで収容していた一時預かり動物の多くは飼い主の元へ返還されたが、飼い主の希望ですぐに引き取ることができない動物の一部は、石巻地区獣医師会会員の動物病院で預かることになった。

(11月11日現在、動物保護センターでは県から移管された10頭の被災動物（犬）が収容されており、逐次、新たな飼い主の募集を行っている。)

カ 各保健福祉事務所（各保健所）の対応

a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

3月18日以降管内企業からの被災犬向けペットフード寄贈情報を動物愛護センターに提供するとともに、センターと連携し、パトロールや県民からの通報に基づく保護収容、被災者からの相談対応等被災犬等対策に当たった。また、管内全避難所のペットに関する情報収集と物資提供を

行うとともに、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）岩沼支所管内へ、職員を派遣し、放浪犬捕獲などの協力を行った。

b 北部保健福祉事務所

3月18日から6月1日まで、獣疫衛生業務支援として、週1回東部保健福祉事務所（石巻保健所）に職員を派遣した。

c 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

- ・ 3月17日に環境生活部食と暮らしの安全推進課と協議し、気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）が管轄する南三陸町の苦情処理（捕獲等）について、東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）が補完する方針を決定し、以降、咬傷事故処理、放浪犬の捕獲等の苦情に対応した。
- ・ 東部保健福祉事務所（石巻保健所）の庁舎被災により、畜犬パトカーが失われているとのことであったため、車両及び人員について支援することとし、栗原・登米の両地区の獣医師会及び北部保健福祉事務所栗原地域事務所（栗原保健所）・東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）による合同会議を実施し、沿岸部の診療・救援物資搬送体制について協議し、動物愛護センターに集積された愛玩動物用飼料、ケージ（かご）、ペットシート等の救援物資を、当所を中継点として、仙北獣医師会会員が主として南三陸町に搬送を行った。

d 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

合同庁舎、犬舎及び畜犬パトカー等が被災し、震災当初は機動的な獣疫業務活動は全くできなかった。4月以降、関係機関及び愛護団体等の協力を得ながら徐々に捕獲等獣疫業務活動が本格化した。

- ・ 4月6日に動物愛護センターから畜犬パトカーを借用し、保護された犬猫は動物愛護センター及び大崎保健所に搬入した。
- ・ 被災した犬舎の泥の撤去作業等を行い、5月5日から犬の抑留等本格的に使用し始めた。
- ・ ドッグフードやペットシートを求める住民からの連絡が多かったことからこれらへの配布だけでなく、犬を飼養している被災宅や避難所をパトロールしドッグフード等を提供してきた。
- ・ 避難所では2件の咬傷事故があったが、応急仮設住宅ではこれまで発生していない。

e 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

3月13日から避難所を巡回し、動物（ペット）と一緒に避難所生活をしている方々について、要望に応じて動物取扱業者が行っている一時預かりのボランティアの斡旋や施設への移送を行った。

その後、動物用救援物資を活用して避難所で必要としているフード（えさ）の配布やケージの貸し出しを行ったほか、迷い犬を随時保護し、飼い主への返還と里親への譲渡を推進した。

4月初旬、3週間漂流した後に気仙沼市沖で海上保安庁が救護した犬について、動物愛護センターと取扱いを調整したが、マスコミ報道の効果もあって飼い主に無事返還することができ、話題となった。

6か月間の活動実績で43頭の犬を保護した。そのうち、24頭が飼い主に返還され、9頭が譲渡された。また、これとは別に10頭の犬を動物取扱業者が行うボランティアの一時預かりに斡旋し、そのうち9頭が飼い主へ返還された。

避難所や気仙沼市役所などに配布した救援物資は、ドッグフードが約1000kg、キャットフードが約500kgであった。また、バリーケンネル7台と猫用ケージ2個を貸し出した。

### 被災動物の保護対策の検証

#### ◆被災動物対応の特別グループを食と暮らしの安全推進課内に設置することで、被災動物に関する問合せに対応した<資源（職員）>

食と暮らしの安全推進課において狂犬病予防法、動物愛護法、化製場等に関する法律を所管する職員は1人しかおらず、発災後の被災動物に関する問合せに対応できない状況になった。このため、食と暮らしの安全推進課では、被災動物の問合せを受ける特別グループを編成して体制を強化した。このように人的資源の不足を課内や地方機関から獣医師を補うことで円滑に対応できた。今後の災害においては、動物愛護に関する災害対応業務に当たるために、あらかじめ応援職員を庁内で確保できるように体制を構築しておくことが求められる。

#### ◆動物愛護センターにおいて被災動物を収容し、所有者を捜し、新たな飼育希望者を募ることで、震災が理由で殺処分される愛護動物が生じないように配慮した<資源（施設）>

被災地において保健所が保護した動物は保健所で収容し、保健所の収容頭数を超える場合には、県の動物愛護センターで保護した。食と暮らしの安全推進課は、保護した動物の飼い主がいる場合も考えて殺処分を行わない方針を立てた。また、最終的に飼い主が現れない場合には、新たな飼い主を探すことになった。このようにして、県では、災害を理由として殺処分される愛護動物が生じないように配慮することができた。今後の災害においても、災害を理由として動物が殺処分にされないことがないように、災害時における動物愛護の県の指針について整理しておくことが必要である。

#### ◆県と県獣医師会は、事前の協定に基づき被災動物の保護収容に関して協力体制を構築した

##### <県庁外部との調整>

県には、保護収容された動物のための動物愛護センター施設があるが、この施設において被災者の要望に応えられない部分を、宮城県獣医師会が補完した。宮城県獣医師会は、緊急災害時被災動物救護本部を設置し、各保健所エリアに現地救護センターを設立した。最大規模の石巻現地救護センターでは、餌や衛生用品の提供、ペットの一時的預かり、飼い主不明のペットの一時的預かりなどが行われた。今後の災害においても、県と宮城県獣医師会との間の愛護動物の救護活動に関する協定を強化することが求められる。

#### ◆県と日本動物愛護協会は被災動物向けの物資の受入れに関して協力体制を構築した

##### <県庁外部との調整>

宮城県に対する個人、団体、企業からの支援物資の提供の申出に対しては、緊急災害時動物救援本部（事務局、日本動物愛護協会本部）で集約し、物資は緊急災害時動物救援本部のストックポイントから、自治体の要請に応じて救護本部から被災地に輸送された。県では動物愛護センターが物資の受け先となった。愛護動物の物資に関しては、関係団体が集約し、輸配送が管理できるのであれば、県で対応するよりも効率的であろう。今回の震災を受けて、こうした愛護動物の飼料や物資に関する協定や仕組みを強化することが求めら

れる。

**◆被災動物対応のマニュアルを作成し、被災動物に関する問合せに対応した〈計画とマニュアル〉**

食と暮らしの安全推進課における被災動物対応の職員は当初1人であり、特別グループを編成することになった。組織的対応を可能にするため、問合せに対する共通の回答集「動物愛護関係FAQ」を作成し、修正を加えながら充実させていった。本来であれば、このようなマニュアルを事前に作成しておくべきであったが、災害時に応急的に作成することで対応に生かされた。今後の災害においては、このようなマニュアルが生かされるような措置をあらかじめ講じておく必要がある。

**◆災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書に基づいて、県は獣医師会との間の協力関係を構築した〈計画とマニュアル〉**

宮城県と宮城県獣医師会との間で、愛護動物の救護に関する協定を結ぶことによって、被災動物の収容や治療、保護、所有者への返還、飼育希望者への譲渡などについて協力関係を構築できた。ただし、協定の内容に関しては一般的事項に限られており、この協定の内容を実行するための具体的な細目やマニュアル等を作成しておく必要がある。

**◆被災地での動物愛護活動は各保健所が管轄し、被災地で活動していた動物愛護団体との協力によって行われた**

**〈県庁内部での調整〉〈県庁外部との調整〉**

被災地における動物愛護活動は保健所を中心に行われ、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって促進された。例えば、被災者が避難所で飼うことができない愛護動物は、ケージに入れて民間団体が一時的に預かってもらうなどした。災害時に行政だけで動物愛護業務を行うことは困難であり、動物愛護に関する民間団体や関係団体との連携を円滑に進めることが求められる。今回の東日本大震災での動物愛護活動を検証し、その成果と課題を浮き彫りにしたうえで、県庁内外での関係機関の間で、役割分担や費用負担等に関する具体的な連携のあり方について協議を進めておくことが望まれる。

## 21 し尿処理の対策

### (1) し尿班の設置

3月14日、環境生活部内各課からの職員で構成する技術次長以下4班体制による「震災廃棄物処理対策検討チーム」を設置し、そのうち、し尿処理維持管理体制の確保対策の担当として「し尿班（5人体制）」を編成し対応していくこととした。

### (2) し尿処理対策に向けた要請等

3月14日、宮城県環境整備事業協同組合に赴き、「災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定書」に基づく応援協力を要請した。

3月15日、山形県に対し「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づくし尿処理を要請したところ、被災現場からの直接の要請であっても協定に基づくものとして処理する旨受諾された。

3月16日、各市町村に対し仮設トイレ及びし尿収集車の必要数調査を防災行政無線にて確認を行った。加えて、山形県及び秋田県内のし尿処理受入可能自治体の調査を行った。県内各市町村に調査を行った結果、3月16日現在13市町で仮設トイレ914基、し尿収集車46台のニーズが確認された。また、同日までに、公益社団法人宮城県生活環境事業協会に対し「災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等に関する協定書」に基づく応援協力を要請した。

仮設トイレ及びし尿収集車について、環境省廃棄物対策課宮城県現地支援班と打ち合わせを実施し、同支援班が県の要望数を受付し、環境省で必要数量を調達の上、供給を受けることとなった。

3月17日、し尿処理について山形県を通じて社団法人山形県水質保全協会の会員事業者に対し山形県内での処理を要請するとともに、県内関係市町等とマッチングを行い、山元町分について3月19日から、多賀城市分について3月24日から、亘理名取共立衛生処理組合管内分について3月28日から、県内のし尿を汲み取り山形県内の処理場に搬送して処理が開始された。また、大崎地域広域行政事務組合管内分については、宮城県環境整備事業協同組合の支援により3月22日から山形県内において処理が開始された。

仮設トイレについては、発災直後から災害対策本部事務局が新潟県からの支援を受け、3月12日から供給を開始するとともに、し尿処理班が市町の要望を確認し、災害対策本部事務局へ調達要請した分と併せて、最終的に8市町に2,420基の仮設トイレを供給した〔他県等自治体支援712基、政府調達1,698基、民間業者無償提供10基（バイオトイレ）〕。

仮設トイレの供給内訳は次のとおりである。

配送日	供給先	数量	調達先又は支援先
3月12日	多賀城市	80基	新潟県（支援）
3月12日から14日	登米市	128基	新潟県（支援）
3月13日	東松島市	136基	新潟県（支援）
3月15日から17日	名取市	56基	新潟県（支援）
3月17日	気仙沼市	10基	国土交通省（災害対策本部事務局による調達）
3月18日	石巻市	100基	国土交通省（災害対策本部事務局による調達）
	南三陸町	20基	国土交通省（災害対策本部事務局による調達）
3月19日	石巻市	10基	経済産業省（災害対策本部事務局による調達）
	東松島市	500基	経済産業省（災害対策本部事務局による調達）
	多賀城市	200基	経済産業省（災害対策本部事務局による調達）
	気仙沼市	170基	国土交通省（災害対策本部事務局による調達）
3月22日	気仙沼市	40基	国土交通省（災害対策本部事務局による調達）
	石巻市	172基	兵庫県（全国知事会ルートによる支援）
3月23日	気仙沼市	158基	国土交通省（災害対策本部事務局による調達）
3月24日	多賀城市	100基	川崎市（支援）
	石巻市	200基	経済産業省（災害対策本部事務局による調達）
3月25日	南三陸町	20基	名古屋市（支援）

3月26日	女川町	20基	名古屋市（支援）
3月31日	村田町	22基	経済産業省（災害対策本部事務局による調達）
4月3日	村田町	78基	経済産業省（災害対策本部事務局による調達）
4月4日	南三陸町	60基	経済産業省（災害対策本部事務局による調達）
4月12日	石巻市	40基	経済産業省（災害対策本部事務局による調達）
4月13日	南三陸町	10基	経済産業省（災害対策本部事務局による調達）
	気仙沼市	50基	経済産業省（災害対策本部事務局による調達）
4月18日	気仙沼市	30基	経済産業省（災害対策本部事務局による調達）
5月28日	南三陸町	10基	民間事業者による支援
計		2,420基	

3月26日、鹿児島県環境整備事業協同組合から公益社団法人宮城県生活環境事業協会へバキュームカー9台及びパッカー車3台の無償譲渡を受け、気仙沼市、多賀城市及び石巻市へ順次提供された。

### （3）し尿処理対策の結果

今回の震災ではライフラインに大きな被害があり、水道管は多くの地域で被害を受け断水し、既設の水洗トイレが使用できなくなり、仮設トイレの設置が求められた。下水道が普及している地域ではし尿処理に慣れておらず、また、道路網の被害も大きく仮設トイレの設置が予想以上に遅れた。

し尿の汲み取りについても、し尿処理場の被災等のため処理できない状況に陥り、隣接山形県に処理を依頼したものであり、その後徐々に処理施設が復旧し処理可能になったものの、未だ復旧していない処理場にあっては山形県での委託処理を継続している。

仮設トイレについては、当初概算で1千台を超す必要数が見込まれたが、最終的には2倍強が必要とされた。し尿収集車については、山形県からの支援や鹿児島県環境整備事業協同組合からの無償譲渡及び県内事業者の事業再開により必要なし尿処理対策が行われたことにより、県においてし尿処理要請を行った地域は一部市町に留まった。

仮設トイレの搬送では、トラックに6基程度しか積み込むことができず、一度に大量の仮設トイレを搬送できない等により搬送に日数を要し、また、受入先においては、仮設トイレを置く場所の確保等ができず、配送日程調整等に時間を要する等の問題が発生した。また、避難者等からは、足腰の弱い高齢者にとって和式のトイレは使いづらく、洋式を設置して欲しいという意見や臭いや害虫等の発生が抑えられる衛生的なトイレの要望があったことから、意見・要望のあった市町に対し、無償提供に係る洋式の仮設トイレやバイオトイレ等を推奨するも、設置後の維持管理を理由に設置を見送られたケースがあった。このほか、仮設トイレの汚物処理に係る衛生問題が発生した事例もあり、避難が長期にわたるような場合には、当初からバイオトイレ等の設置又は状況により交換する等の措置が必要であったと思われる。



## し尿処理対策の検証

### ◆環境生活部廃棄物対策課では、3月11日中には市町村と連絡がとれなかった〈情報〉

災害によって水洗トイレが使用できなくなると、必ず発生する被災者のし尿は発災直後からその対応が求められる。東日本大震災では、ピーク時に50万人近くの避難者が発生しており、阪神・淡路大震災における約30万人の1.5倍以上であり、阪神・淡路大震災時を上回るし尿処理対応が求められたと推察される。

ところが、3月11日中は市町村などと連絡がとれなかったとあるのみで、何を実施したのかがよく分からない。し尿処理は、間違いなく発災直後から対応が必要になる業務であり、沿岸市町村が津波で被災していることがテレビ映像などからも予測できるなかで、被災市町村から要請がなくても、被災市町支援のための県の行動が求められていたであろう。

### ◆環境生活部し尿班が3月14日に編成された〈県庁内部での調整〉

3月14日、環境生活部内各課からの職員で構成される「し尿班」が編成され、し尿処理維持管理体制の確保を担当した。し尿処理の対応に専念できるチームを作り、県としての対応力が強化された点は評価できるが、飲用水や食糧などと同様に直後から対応が求められるし尿処理の担当チームの結成が発災4日目であったことは、対応が遅いと指摘せざるを得ない。

### ◆環境生活部し尿班は、被災市町からの要請に沿って、し尿収集車の調達支援を実施した

#### 〈県庁外部（市町村）との調整〉

環境生活部し尿班は、被災市町からの要請に沿って、協定を締結していた生活環境事業協会等を通じたし尿収集車の調達支援を実施した。結果として、津波による被害が大きく避難者が多い県北部市町に対する支援は行われていない。地元のし尿収集車が津波で失われる事例が報告されている上に、少なくとも3月末までは車両があってもガソリンなどの燃料調達が困難な状況が続いた。し尿収集に関して、被災市町の要請がなかったことが県の支援が不要であったことを意味したとは言えない。一般論として、災害時においては、要請がない場合には支援が必要ではないというのではなく、被災市町村には支援を要請する余裕すらなくが多く、要請がない場合でも、県として被災市町村の状況を把握し、支援する必要があるか、能動的な支援が必要であった。

### ◆し尿処理の状況を県として把握する仕組みがなかったため、要請に基づく仮設トイレの供給しかなかった

#### 〈資源（職員）〉〈資源（物資）〉

直後不足していた仮設トイレも、様々な応援組織から供給されるにしたいが、県が要請に応じて供給しても送り返されることがあった。しかし、その時点において避難所に十分な量のトイレが設置されていたということにはならない。4月に入ってもし尿を校庭に埋める被災者の様子が報道されていたことを踏まえれば、必要であったにも関わらず何らかの理由で避難所に設置できなかったため送り返されていた可能性も考えられる。今後は、仮設トイレやバキュームカーの支援要請を個別にとらえるのではなく、避難所などでし尿が滞りなく処理されているか、被災市町と連携して状況把握のための様式を事前に準備し、機械的にモニタリングした上で県として能動的に支援が行える体制を構築することが求められる。

## 22 埋火葬対策

津波被害や激しい揺れによる炉の損傷、停電などにより、3月15日の時点で、県内27か所の火葬場のうち20か所で犠牲となられた遺体の受入れが可能であったものの、合わせて1日50体程度しか火葬できない状況であった。また、交通網の寸断や燃料の不足も大きな問題となった。

県内火葬場の能力をはるかに超える遺体が発見・収容され、遺体のすべてを早期に火葬することが極めて困難な状況であったため、土葬による応急対応や、他県に対し火葬協力を依頼する必要が生じた。これらの状況を踏まえ、環境生活部食と暮らしの安全推進課では、以下の対応を行った。

### (1) 遺体安置所の設置調整

被災市町による遺体安置所の設置が困難であったところが生じたため、警察本部からの要請により、仙台東、仙台南及び塩釜警察署管内の遺体安置所については、宮城県総合運動公園（以下「グランディ・21」）内に設置するなど、施設を所管する教育庁等と遺体安置所の確保について調整を行った。3月中旬のピーク時には県内22か所に遺体安置所が設置された。

### (2) 物品等の調達・確保

- ・ 葬祭用品（棺、棺掛け、棺用布団、仏衣、納体袋、骨壺・骨箱、花束、ドライアイスなど）の供給については、宮城県葬祭業協同組合と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」により、3月12日に同協同組合に協力を要請し、市町村に代わって必要数量を調整の上、各遺体安置所に向け搬送を依頼した。併せて国を通じて全日本葬祭業協同組合連合会に対しても、葬祭用品の供給について支援を要請し必要数量の確保を図った。

宮城県葬祭業協同組合による供給は3月13日から始まり、3月末までに棺、骨壺・骨箱、ドライアイスをそれぞれ約3,300、仏衣、納体袋等はそれぞれ約6,500ずつ発注し、各遺体安置所に届けられた。また、警察本部では棺等葬祭用品を、環境生活部食と暮らしの安全推進課では遺体保管用ドライアイスの供給について、それぞれ国に要請し、これらについても同協同組合と搬送先や必要数量を調整の上、搬送を行った。

このほか、被災市町・自衛隊から依頼があった遺体収容袋についても、国や東京都等の支援を得ながら、約13,000枚を調達するとともに、警察本部や被災市町の要請に応じるため、テントやブルーシート等も調達した。

棺については、状況が落ち着いた6月中旬以降、県で対応していたグランディ・21分を除いて、各市町で調達することになった。また、ドライアイスについても、6月中旬以降は、気仙沼市を除く各市町で調達することになった。

- ・ 県内各地において遺体の搬送に困難を来したことから、3月20日、社団法人全国霊柩自動車協会に対し、遺体搬送協力の要請を行った。3月21日から3月28日までの間、霊柩車20台による協力を得た。

### (3) 県内火葬場の復旧支援

地震発生直後から、県内火葬場の被害状況や稼働状況に関する情報収集に努めるとともに、遺体の受入可能状況について、被災市町に対し随時情報提供を行った。併せて、火葬場の燃料確保や電源車の手配等の支援を行った。

燃料の確保については、県内の各火葬場から情報を収集し、不足分について経済商工観光部商工経営支援課を通じて関係機関に対し速やかな供給を依頼し、4月5日までに、火葬場延べ17か所に計

57 キロリットルを確保した。

県内火葬場の平常時における受入総数は200体程度であったが、停電及び炉の損傷等により、3月13日時点で50体程度しか受け入れることができなかった。4月以降、各火葬場の電力環境や燃料不足が徐々に回復したことに加え、稼働時間を延長するなどして対応したことから、通常死亡対応分を除く震災関連受入分として1日140体程度の火葬が可能となった。5月以降には、収容されたほとんどの遺体を県内で火葬できる状況となった。

(4) 仮埋葬（土葬）及び改葬への支援

県内火葬場の能力をはるかに超える数の遺体が収容され、一刻も早い対応が求められる状況となったことから、厚生労働省に対し迅速な埋火葬処理について働きかけを行った。その結果、3月14日付けで同省健康局生活衛生課長から「墓地埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例について」が通知され、埋火葬許可証の発行手続きの簡素化が図られた。また、仮埋葬（土葬）する場合の手順や墓地の選定基準を示したマニュアルを急ぎ作成し、3月17日付けで関係市町に通知するとともに、随時必要な助言を行うなど、仮埋葬（土葬）実施に向けた環境の整備を図った。

仮埋葬（土葬）は、3月21日に気仙沼市大島で開始され、県内3市3町で順次行われた。6月8日までに、石巻市で7か所993体、気仙沼市で2か所228体、東松島市で1か所369体、亘理町で3か所123体、山元町で1か所154体、女川町で1か所214体、計15か所、2,108体が仮埋葬（土葬）された。また、市町村による改葬（遺体掘り起こし及び火葬）については、4月16日の女川町から順次実施され、9月11日までには、気仙沼市及び東松島市を除く1市3町で完了した。

なお、11月19日に気仙沼市で完了したことで、県内すべての改葬が終了した。

(5) 他都道府県への火葬協力要請

発災後から、近隣の県に対して個別に火葬協力の要請を行っていたが、3月14日には全国知事会に対し、「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書」を提出し、他都道府県での火葬についての支援を要請した。受入れ可能との回答があった自治体の中から、遺体の搬送距離などを考慮し、東北5県、北海道、栃木県、埼玉県及び東京都の9都道県に対して改めて、火葬協力について、3月15日から31日にかけて、個別に文書による要請を行った。また、県外火葬場の受入れ状況に関する情報を随時入手し、3月16日には各市町あて情報提供するとともに、3月19日からは県ホームページに内容を掲載した。

5月31日までに、山形県で1,105体、東京都で860体、岩手県で399体など9都道県、77市町村等（事務組合含む）において計2,559体が火葬された。

(6) 東京都による火葬協力

3月14日付けの全国知事会あて火葬協力要請に対し、3月24日に東京都建設局から身元不明遺体の火葬について協力する旨回答があったことを受け、同日から被災市町との調整を開始した。都では、瑞江葬儀所、四ツ木斎場、臨海斎場の3か所を、一定期間又は時間を本県被災者の火葬のみに使用することにした。

4月1日、瑞江葬儀所において、名取市より搬送した遺体39体の火葬から開始された。また、4月5日には、村井知事から石原都知事に遺体の搬送を含めた火葬の協力を改めて要請し、これを受けた都では棺搬送専用の車両4台を用意し、本県から東京間の搬送の支援がなされた。4月15日からは四ツ木斎場、4月28日からは臨海斎場での火葬が行われた。

5月31日までの間、瑞江では165体、四ツ木で579体、臨海で116体、計860体が火葬された。東京都における火葬の支援を受けた市町別では、石巻市における被災者が519体、名取市が150体、東松島市82体などとなっている。

#### (7) 災害救助法の適用

県では、3月11日に県内全市町村に対し災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用した。これに伴い、同日以降における火葬料の全額減免措置について、3月22日付け及び4月22日付けで各市町村に通知した。

さらに、火葬料に加え、棺（付属品含む）及び骨壺・骨箱代、遺体搬送費（県外含む）、納棺費、遺体保管料、ドライアイス代についても減免となることを厚生労働省に確認の上、5月25日付けで各市町村あて通知した。また、仮埋葬（土葬）及び改葬に係る費用は、基準額にかかわらず、その全額について法を適用し、減免措置の対象とするよう、厚生労働省に要望していたところ、5月24日付けで対象となることが通知された。

#### (8) 身元不明遺骨の保管及び引き渡し

海上で発見され、グランディ・21内の安置所に収容された身元不明の遺体については、そのまま存置することは人道的にも許されないものであることなどの事情を勘案し、特例的な措置として県が対応することとし、県として火葬を行った上、遺骨を管理することとした。

4月時点では71柱を安置していたが、DNA鑑定などにより身元が判明し次第、随時遺族への引き渡しを行い、9月末時点の保管数は43柱となっている。

### 埋火葬対策の検証

#### ◆食と暮らしの安全推進課は、他部局と連携することで火葬場の燃料を確保することができた

##### ＜県庁内部での調整＞

宮城県内の火葬場においては、地震による施設の損壊を受けながらも、燃料や発電機があれば火葬を行える箇所もあった。県内全域で燃料が不足している状況のなかで、商工経営支援課から燃料の必要性について照会があり、食と暮らしの安全推進課は商工経営支援課を通じて燃料を確保し、県内27か所の火葬場のうち8か所に燃料を供給することができた。このような県庁内の調整によって、火葬場の円滑な稼働が可能になった。ただし、当初、災害対策本部での燃料調達の所管部署が明確でなく、火葬に関わる燃料調達についても計画を立てていなかったことから、今後、県全体として災害時における燃料の担当部署と調達計画を明確にしておく必要がある。一方、食と暮らしの安全推進課は、今後の災害における円滑な埋火葬を進めるために、火葬場で使用される燃料の種類、タンクの容量、ノズルの種類、取引燃料業者などの基本的な情報を把握しておくことが望まれる。

#### ◆県警が政府に対して棺の調達を依頼したが、この事実が県庁内で共有されていなかった

##### ＜県庁外部（県警）との調整＞

食と暮らしの安全推進課は、宮城県葬祭業協同組合から棺などの葬祭用品の提供を受けていたが、これと平行して、県警が棺を経済産業省に対して政府調達で確保した。県警が調達した棺の取扱について混乱が生じたが、結果的にすべての棺が利用されることになった。こうした問題が偶発的なものであるのか、制度

や組織に起因するものか明確ではないが、少なくとも災害対策本部事務局が県庁内の災害対応業務を把握し、関連機関との業務の齟齬が生じないような総合調整の役割を担うべきである。

**◆食と暮らしの安全推進課は、市町村に対して仮埋葬（土葬）の手続についての指針を県として示した**

**＜県庁外部（市町村）との調整＞**

火葬場の能力をはるかに超える遺体が生じたために、食と暮らしの安全推進課には、市町村から仮埋葬（土葬）の可否に関する問合せがあった。実際には、市町村が自らの判断で仮埋葬（土葬）を許可することは可能であったが、食と暮らしの安全推進課は、仮埋葬（土葬）の手続に関する県の指針を早期に示すことで、全県における埋火葬の促進を図った。今回の災害対応の経験を踏まえて、今後の災害においては、仮埋葬（土葬）の手続に関する情報を被災市町村に迅速かつ的確に伝達できるような体制を構築しておく必要がある。

**◆食と暮らしの安全推進課は、埋火葬に関して毎日定期的に市町村に連絡し、県警などとも連携しながら市町村の状況を的確に把握することで、県としての方針を示すことができた**

**＜情報＞＜県庁外部（市町村）との調整＞＜県庁内部での調整＞**

食と暮らしの安全推進課は、市町村との担当者との間で毎日連絡を取り合うことで、埋火葬に関する要望を吸い上げることもできた。一方、食と暮らしの安全推進課には、県警から遺体安置所・検視所の確保の依頼があり、教育委員会を通じて設置したこともあった。このような緊密な情報の交換によって、市町村の被災状況を把握し、県としての対応方針も立てることができた。

**◆食と暮らしの安全推進課は、他の都道府県からの火葬の支援を得たことで、約3割の遺体を他の都道府県で火葬することができた＜県庁外部（他の都道府県）との調整＞**

食と暮らしの安全推進課は、地元の火葬場が逼迫して遺体の火葬が追い付かず、県外に遺体を搬送して火葬するか、県内で遺体を土葬にするのかという判断に迫られることになった。とくに、南三陸町や山元町等において多数の遺体をすみやかに火葬できないという情報を得ることで、他の都道府県からの協力を得ることとした。この結果として、山形県、岩手県、秋田県などの隣県や東京都などにおいて火葬が行われ、宮城県における火葬場の逼迫は緩和されることになった。今後の災害に備えるために、隣県等との相互応援協定において、遺体の火葬の支援も含めて検討しておく必要がある。

**◆ホームページなどで利用可能な火葬場の情報を提供することで、遺族はすみやかに亡くなった家族を火葬できた＜広報＞**

震災直後は遺体の収容が急激に増加したこともあり、地元の火葬場が利用できない事態が発生した。そのため、食と暮らしの安全推進課は、県内及び山形県をはじめとする他の都道府県において利用可能な火葬場の情報を、県内市町村に対してファクシミリで提供するとともに、ホームページには県内火葬場の所在地及び連絡先等を掲載した。遺族はこれらの情報を頼りにして火葬場に予約を入れ、火葬場まで遺体を搬送して火葬することができた。また、火葬場に関する情報の提供は、宮城県内の火葬場の逼迫した状況を緩和させる効果があったと推察される。今後の災害においては、テレビやインターネットの情報にアクセスできないなどの情報手段が制約されている被災者に対しても、火葬場の情報を迅速かつ的確に伝達できる方法を構築

しておくことが求められる。

◆宮城県葬祭業協同組合との棺等葬祭用品の供給に関する協定が有効に活用された〈計画とマニュアル〉

県と宮城県葬祭業協同組合との間で、棺、ドライアイス、骨つぼ及び骨箱、その他葬祭用品の提供について協定が結ばれていた。この協定が結ばれていたことによって、食と暮らしの安全推進課は、宮城県葬祭業協同組合から棺などの葬祭用品を遺体安置所に必要数を供給することができた。今後、災害時における協定の細目を策定する際に、県と宮城県葬祭業協同組合の役割を明確に規定し、災害救助法の適用となる棺やドライアイスなどの単価等を決めておく必要がある。

## 23 震災廃棄物対策

### (1) 処理体制の整備

3月14日に環境生活部内各課からの職員で構成する技術次長以下4班体制による「震災廃棄物処理対策検討チーム」を設置し、市町村等からの相談に迅速に対応する体制を整備した。

### (2) 災害廃棄物の発生量の推計

航空写真から浸水地域を特定し、住宅地図上の建築物の棟数、統計資料での工場・事業場数を把握するなどして、災害廃棄物の発生量を約1,550万tから1,820万t（2,078から2,373万 $\text{m}^3$ ）と推計した。

宮城県の平成21年度の一般廃棄物（ごみ）の発生量は79.3万tであり、最大値1,820万tはその約23年分に当たる膨大な量となっている。

災害廃棄物の発生量

住宅・建築物系	1,301～1,411万t	1,744～1,892万 $\text{m}^3$
産業系	39万t	76万 $\text{m}^3$
自然系	34万t	85万 $\text{m}^3$
公共・公益系	173～335万t	173～320万 $\text{m}^3$
合計	1,547～1,819万t	2,078～2,373万 $\text{m}^3$

### (3) 災害廃棄物処理の基本方針の策定

災害廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、市町村が進めていくことになるが、地震・津波により被災した沿岸の市町においては、膨大な廃棄物の量に加えて、行政機能の一部を喪失したところもあることから、国に対して、県が代行して処理を行う方法について要望し、地方自治法による「事務の委託」により、市町村が自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合に、県が処理を行う方法が示された。

このことを受けて、宮城県では、3月28日に「災害廃棄物処理の基本方針」を定め、被災市町村からの受託も含めて、統一的な方向のもとに一体となって、迅速な処理を図ることとし、おおむね1年を目標として災害廃棄物を被災地から搬出し、おおむね3年以内に処理を終了することとした。

処理方法については、原則として、一次仮置き場で粗分別したものを二次仮置き場に搬送し、その後、分別・破碎等の処理により、可能な限り再資源化を図ることで、焼却や埋め立てによって処理・処分する廃棄物量の減量化に努めることとした。

(4) 宮城県災害廃棄物処理対策協議会の設置

4月13日に、官民一体となって災害廃棄物を適正かつ円滑に処理することを目的に、国の機関、県の関係部局（警察本部を含む。）、市町村、関係団体で構成する災害廃棄物処理対策協議会を設置した。

(5) 災害廃棄物処理実行計画（第1次案）の策定

県では、環境省から示された「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」に基づき、「宮城県災害廃棄物処理実行計画」を策定することとしており、当面の方向性を第1次案として7月に取りまとめ、8月に公表している。

第1次案では、津波被災市町について、既存の市町や一部事務組合の枠を越えた地域ブロックの単位で県が処理を実施し、地域ブロックは、広域市町村圏をもとに、気仙沼ブロック、石巻ブロック、宮城東部ブロック、亘理・名取ブロックの4つとし、ブロックごとに大規模な仮置き場を1か所または数か所設け、処理については、ブロックごとにプロポーザル方式による業務委託により実施することとした。

(6) 今後の対応

災害廃棄物処理実行計画については、今後、災害廃棄物の処理方法について、各地域のプロポーザルの結果を踏まえ、詳細な検討を行った上で本計画を策定する。また、計画期間内で処理を終了するためには、他都道府県の協力による広域処理が不可欠であるが、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の問題から、受入側の理解を得ることが課題となっており、環境省と連携して、広域処理体制の整備に取り組む。

(7) 各保健福祉事務所（各保健所）における対応

ア 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

発災直後から産業廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被害状況調査を毎日実施した。また、被災自動車処理に係る自動車リサイクル法関係施設立入指導や廃棄物処理に係る相談対応を随時実施し、いずれも特に問題が無いことを確認した。

イ 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

・ 災害廃棄物処理事業等被害状況調査

管内市町村の推定発生災害廃棄物量、一次仮置き場設置状況、災害廃棄物の仮置き場への搬入状況を市町村担当者から聴取し、各市町村の被害・対応状況の確認を行った。

（5月14日から6月3日まで毎日、6月4日以降は毎週）

塩釜保健所管内災害廃棄物推定発生量：4,757,851 t

一次仮置き場搬入済み量：3,829,867 t

（平成24年1月27日現在）

・ 災害廃棄物一次仮置き場パトロール

災害廃棄物一次仮置き場のパトロールを実施し廃棄物の搬入状況等を確認し、仮置き場の管理に関する助言や指導を行った。また、危険な廃棄物の存在や、廃棄物の過度な積み上げによる火災の発生等への注意を喚起し、二次災害の発生防止に努めた（平成23年3月30日から）。

管内一次仮置き場：93か所（平成24年1月27日現在）

・ 産業廃棄物処理業者被災状況確認

当所管内の産業廃棄物処理業許可を有する事業者の本社、事業場等の戸別訪問を実施し、許可

業者の被災状況等を確認するとともに、事業の継続の可否や事務所の移転時の届出方法等を聴取し、必要な助言や指導を行った（平成23年3月24日から平成24年1月13日）。

なお、管内許可業者443社のうち122社に事業の継続に支障のある被害が発生していた。

- ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有廃棄物保管状況等の確認

津波により被災した地域を中心に、PCB含有廃棄物（トランス等）の保管場所の立入調査を実施し、被災状況の確認、保管事業者への指導を行った。

なお、保管場所から流失したPCB廃棄物が災害廃棄物内へ混入することが危惧されることから関係市町村、現場作業員等に注意喚起を行った。また、震災被害に伴う建築物の解体工事に伴い、新しく発生するPCB廃棄物も多く（約50台）、新規保管事業者への適正保管の指導を行った（3月24日から）。

管内PCB廃棄物保管事業場数：191か所

津波により冠水した保管事業場数：42か所

災害廃棄物内から回収したPCB廃棄物：10台

- ・ 被災自動車への告知文貼付作業

被災市の要請に応じ、路上の被災自動車への撤去告知文の貼付作業（約500台）を行った（4月26日及び4月27日）。

- ・ 被災自動車等に係る自動車リサイクル業者の監視指導

震災により大量の被災自動車が発生し、自動車リサイクル業者に搬入されることが見込まれたことから、事業者への立入調査を行い保管基準の遵守等について必要な助言や指導を行った（4月1日以降、立入調査回数：延べ251回）。

- ウ 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物集積状況を確認するとともに、助言・指導等を行った（3月から継続中）。

- エ 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

3月23日から震災で破損した家財・家電等の生活用品、倒壊した家屋廃材等の不法投棄防止のため、山林・空き地・水田等を重点的に、また、倒壊した家屋の廃材、破損した家具等を簡単に処分できるため不法焼却が増えると予想されたことから、路地まで入り込んで「見せるパトロール」を実施する等、監視パトロールを強化した。

- オ 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

発災直後は、被災した事業場から災害廃棄物が大量に発生し、処分先を見つけるのに苦慮した事業者や市町から相談を受け関係機関と協議し、適正な処分先を模索し、速やかに処理されるよう助言・指導した。夏になり気温が上がってくると津波堆積物が付着した災害廃棄物に起因する悪臭苦情が増加、秋からは廃棄物処理業者が災害廃棄物を大量に保管していることに起因する騒音、悪臭苦情が発生したことで、市町や事業者に対し、技術的助言や指導を行った。

震災の混乱状況に便乗した不法投棄、不適正処理、野焼きが行われることが予測されたため、4月からパトロール車による監視を再開し、厳正な指導を行った。また、PCB廃棄物保管事業者の被災状況確認調査を実施するとともに、破損して発見されたPCB廃棄物は、トランスから油が漏れないように現地で補修したうえで、1次仮置場に移動し保管するよう市町に要請した。



アスベスト対策としては、平成23年10月に石綿使用被災建築物の解体に係るフローを作成して管内市町の指導を行ったほか、平成23年12月には関係機関との連携により、沿岸部に放置された石綿含有廃棄物のパトロール及び回収作業を実施した。また、平成24年2月には解体業者等を対象とした石綿講習会を開催し、石綿に関する知識や健康被害の防止について周知した。

被災自動車対策としては、気温上昇による悪臭・害虫等の発生を防止するため、平成23年5月から保管及び処理が適正に行われるよう、自動車リサイクル法に基づく立入調査を実施した。

#### カ 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

震災により発生した廃棄物（災害廃棄物）は、県が構想している「気仙沼・南三陸ブロック災害廃棄物処理場」（2次置場）が設置されるまでの間、各市町は管内各所に一次仮置場を設置し、市町内の災害廃棄物類を集約し保管している。災害廃棄物類の数量は定期的に県（廃棄物対策課）経由で国に報告することになっている。

気仙沼市については、同市が各仮置場に搬入したがいき類の数量を把握し、定期的に気仙沼保健福祉事務所で報告を受けているが、南三陸町では職員が被災したことにより数量の把握ができない状況であることから、同町の仮置場の災害廃棄物量は当所で測量することとし、実測した数値を同町及び国（廃棄物対策課経由）に報告している。

測量は5月20日から実施し、7月まで週1回、8月から2週に1回測量し、計14回実施した。9月11日現在、両市町とも16か所の仮置場を設置しており、災害廃棄物類の保管量は気仙沼市で約168万<sup>m</sup>、南三陸町で約43万<sup>m</sup>になっている。

### 震災廃棄物対策の検証

#### ◆震災廃棄物対策は、原則どおり市町村が対処できる状況ではないと判断し、国と相談の上で、甚大な被害が出た市町村については県が代行する方針を掲げた〈県庁外部（市町村，国）との調整〉

宮城県は、被害が甚大で市町村自らが処理することが困難な場合には、県が災害廃棄物の処理を行う方針を掲げた。「県が市町村の代行処理を行いたい」という県の要望が国によって認められたのちの3月28日に示された方針であった。実際には、県による代行は、一次仮置き場から最終処分及びリサイクルまでの事務が中心であり、散乱した廃棄物を一次仮置き場まで移動させる業務は市町村が実施している例が多い。

本災害では、沿岸市町村を中心に行政機能が著しく低下しており、本来市町村の対応業務であっても、県が代わって対応するという姿勢が早々に打ち出されたことは評価できる。しかし、この方針は「市町村が自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合」という文言の曖昧さを含んだ条件付きで示されており、被災市町村との役割分担の調整を行う上で障害になったのではないかと推察される。今後は、行政機能が著しく低下した市町村の災害対応業務を代行するという、県にとって重要な役割を強化するため、早期に明確な支援方針が示せるように見直す必要がある。また、現状では、県は委託業務で発生した費用を被災市町村に事後に請求しなければならないという事務の煩雑さなどがあり、国や市町村とも連携し、県としての役割を遂行する上で適切な費用の流れを検討することが求められる。

## ◆災害廃棄物の一次仮置き場への移動は行方不明者の捜索に配慮しながら実施された

## ＜計画とマニュアル＞

市町村だけではなく県も一部で実施している災害廃棄物の一次仮置き場への移動は、散乱した廃棄物の撤去に大型重機を用いなかった。また、撤去作業中に行方不明者が発見された場合には、撤去作業を中断し、業者は警察で行方不明者の第一発見者としての手続きを行った。

これらの対応は、災害廃棄物の一次仮置き場への移動という業務においても、行方不明者とその家族に対して特別な配慮をしている姿勢であると受け止められる。行方不明者が多数おられる本災害においては、こうした配慮があったと考えられる一連の対応姿勢を評価する。一方で、災害廃棄物を早期に撤去しなければ、被災地の復旧・復興に着手できないという問題もある。今後、災害廃棄物の撤去を迅速に行うことと行方不明者の捜索を丁寧に迅速に行うこと、その両方の方針を両立させられる形がないか検討する必要がある。

## ◆災害廃棄物対策に関わる予算の流れが明確になるのを待たずに、県は廃棄物の撤去作業を開始した

## ＜指揮＞＜計画とマニュアル＞

市町村だけではなく県も一部で実施している災害廃棄物の一次仮置き場への移動は、県でかかった費用を国費で賄う仕組みが明確になるのを待たずに対応を開始している。

それが十分に迅速なものであったのかは判断できないが、県のこの対応は、予算の整理は後からでも調整できるという判断をしたと予想され、迅速に災害廃棄物対策を行う上で大変効果的であったと評価できる。こうした仕組み上の問題に躊躇し、対応が遅れるということはあってはならない。仕組みが構築されていない中でのこの種の判断は、大規模で広域的な災害であるほど未整備である場合が多いと考えられる。責任を取れる立場の職員による判断力が問われているといえる。しかし、今後、できるだけこうした判断をしなくても済むように、事前の仕組み作りも重要である。

## ◆県内を4ブロックに分けて、廃棄物対策の状況把握につとめた＜県庁外部との調整＞

県内の被災地域を4ブロックに分けて4つのチームを作り、市町村に対して災害廃棄物対策に関するご用聞きを行い、業者の紹介や一次仮置き場の提供などを行っている。

ブロックごとに現地事務所を設置し、県職員を常駐させるなど（石巻では常駐2人、週3日1人）、共同企業体（ジョイントベンチャー）や市町との連絡調整に努めており、要請があったら対応するという姿勢ではなく、積極的に支援する姿勢を示している点は評価される。

## 24 津波により被災した自動車の処理対策

県は、津波により発生した多数の被災自動車の処理を迅速かつ適切に実施するため、3月29日に「被災自動車の処理方針」、5月25日に「被災自動車処理指針」を策定した。

現行の法制度上、被災自動車を含む災害廃棄物の処理は、原則として市町村が進めていくこととなっているが、被害が甚大で、市町村自らが処理することが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託により、県が自動車の処理を行うこととした。

「被災自動車処理指針」は、県が市町村の委託を受けて被災自動車の処理を行う場合の標準的な手法についてまとめたものであり、被災地から被災自動車を保管場所に搬出した後、当該被災自動車の所有

者等を捜し、処理に係る意思確認を行うこととした。所有者が、当該被災自動車の引き取りを求めた場合は引き渡しを行い、それ以外の所有者から処分を委ねられた被災自動車及び所有者から意思表示がなされなかった被災自動車については、県が使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、使用済自動車として引取業者への引渡しを行う。処理期間は、おおむね1年を目標として被災地から搬出し、1年6か月以内に処理を完了することとした。

(1) 被災自動車の数（推計）

航空写真等を参考に、浸水地域内の建物棟数から被災世帯数を推計し、自動車普及率、事業場数、中古車販売店舗数等を勘案し、推計値を算出した。

（単位：千台）

ブロック	地域	被災自動車台数
気仙沼・南三陸	気仙沼市・南三陸町	19
石巻	石巻市・東松島市・女川町	60
仙台東部	塩竈市・多賀城市・松島町・利府町・七ヶ浜町	24
仙台	仙台市	20
仙台南部	名取市・岩沼市	9
亘理・山元	亘理町・山元町	14
計		146

(2) 市町村からの受託状況

沿岸15自治体のうち、名取市約2,500台、東松島市約3,200台、南三陸町約2,000台、岩沼市の一部約300台、気仙沼市の一部約700台の計約8,700台について、県がその処理を行っている。

市町名	受託日	開始状況（契約開始日）			
		移動	警備	保管場所管理	処分
気仙沼市	11/30	12/20	12/20	12/20	未
名取市	4/25	5/9	5/3	7/1	12/1
岩沼市	4/15	8/22	8/22	8/22	未
東松島市	5/16	（市が実施）	6/1	6/15	12/28
南三陸町	5/11	7/1	7/1	7/1	未

25 被災地域の環境・衛生対策

沿岸部を中心に海底から巻き上げられたヘドロや、水産加工場から大量に流れ出た魚介類、あるいは、自治体が収集しきれない家庭等から出た生ごみや仮設トイレの衛生問題等により、悪臭の発生や衛生害虫のハエ、蚊等の大量発生、さらには、アスベストなどの粉じん等による地域住民の生活環境の悪化や健康被害が懸念された。

こうしたことから、県民からのがれきに関する各種問合せやがれき等に由来する悪臭及びハエ、蚊、ねずみなどの衛生害虫に関する相談に対応するため「電話相談窓口」を設置した。

- ・設置期間 7月4日から12月28日まで

- ・設置場所 行政庁舎13階 環境生活部資源循環推進課内
- ・受付時間等 平日、土曜日、日曜日及び祝日の午前9時から午後5時まで

※9月1日からは、平日の午前9時から午後5時まで

また、7月15日に、陸上自衛隊が宮城、岩手、福島の3県でハエの駆除活動を行うことを発表したことから、県は、県内市町村からの要請や日程・実施場所等の調整を行い、自衛隊は、9市町、約14ヘクタールでハエの駆除活動を実施した。

気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）では、5月初旬からハエ異常発生之苦情が出始めたことから、気仙沼市が5月下旬から害虫駆除を行い、その助言及び現地指導という形で協力した。公益社団法人日本国際民間協力会（NICCO）及び社団法人日本ペストコントロール協会（JPCA）の協力を得て、事前調査、薬剤散布及び定期的なモニタリングを実施し、津波による浸水被害のない地区については気仙沼市衛生組合連合会分会で対応した。市街に流入した汚泥の対策については、汚泥の除去後に殺菌消毒する方法として消石灰を使用することとなったが、震災の影響で気仙沼市では入手自体が困難な状況となっていた。そこで、東部地方振興事務所登米地域事務所畜産振興部が家畜伝染病防疫用に備蓄していた消石灰を気仙沼市で入手できるよう調整を行った。駆除開始当初は「クロバエ」がほとんどを占めていたが、気温が高くなるにつれ「キンバエ」「イエバエ」が増加し、夏最盛期は「キンバエ」「イエバエ」のみとなった。また、地盤沈下している地区での蚊の発生を懸念して、常時水がたまっている場所にも薬剤を散布した。気仙沼市衛生組合連合会各分会長等に対して、消毒剤の使用時の注意事項を説明するとともに、衛生害虫対策に関する研修会を実施した。

東部保健福祉事務所（石巻保健所）では、石巻市、社団法人宮城県薬剤師会とともに、石巻市内各避難所を対象に、殺虫剤の配布とその使用方法を説明し、避難所の害虫対策に努めた。

このほかの各保健福祉事務所（保健所）においても、各市町で行う害虫駆除、殺虫剤配布及びその使用方法に関する講習会に対して、助言及び現地指導を実施した。

以上の活動等により、広域的、集中的な薬剤散布作業により衛生害虫が激減し、生活衛生環境の保全を図ることができた。

## 26 農林水産業関連対策

### (1) 農林水産部全般

#### ア 農林水産関係被害の状況（平成24年2月24日現在）

a 農業関連被害額	549,451,115 千円	（うち津波被害額	518,181,717 千円）
b 畜産業関連被害額	5,009,460 千円	（うち津波被害額	1,577,876 千円）
c 林業関連被害額	55,117,016 千円	（うち津波被害額	51,598,319 千円）
d 水産業関連被害額	675,751,447 千円	（うち津波被害額	674,676,388 千円）
e その他（県所管施設等）	9,319,614 千円	（うち津波被害額	9,208,551 千円）
合計	1,294,648,652 千円	（うち津波被害額	1,255,242,851 千円）

#### イ 激甚災害の指定

a 政令公布：平成23年3月13日

b 名称：平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害

c 適用措置（対象施設等）

公共土木施設，農地・農業用施設，共同利用施設，養殖施設等。

d 復旧費等

農地等の被害は復旧費の8から9割，養殖施設は復旧費の9割が国庫補助となる見込み。

e 国への要望

復旧に当っては，通常の災害復旧にとどまることなく，農山漁村の復興を図るような対策を講じるよう国に対して要望。

#### ウ 農林水産部の総括的な体制

a 初動時

発災当日の18時20分に「情報収集対策チーム」及び「応急復旧対応チーム」を設置し，それぞれ対応を開始。

i 情報収集対策チーム

職員及び家族の安否確認，庁舎及び施設等の状況把握を実施。

ii 応急復旧対応チーム

大規模災害マニュアルに沿って，迅速な対応が取れるよう体制を維持。

b 現在

4月4日付けで「震災復旧・復興対策体制」を構築し，各分野に3つのプロジェクトチームを編成。

i 農畜産業・農地対策プロジェクトチーム

ii 林業・海岸林対策プロジェクトチーム

iii 水産業・漁港対策プロジェクトチーム

その後，4月25日付けで「東日本大震災農林水産部復興推進本部」として設置要綱を制定し，正式に組織化。

なお，参考として，10月18日付けで各分野の「復興計画」を策定し継続対応中。

## エ 災害査定

## a 災害査定状況（平成24年2月24日現在（確定））

所管	種別	査定結果		査定期間
		件数	金額(百万円)	
農村振興局	農地・農業用施設、 海岸保全施設、除塩等	2,449	116,005	1次査定(5/12)～22次査定(12月上旬)
林野庁	治山、林道施設	85	7,089	(治山)1次査定(6/6)～4次査定(12月上旬) (林道)1次査定(7/4)～3次査定(11月7～11日)
水産庁	漁港施設、海岸保全施設	1,439	252,519	1次査定(7/19)～13次査定(12月下旬)
計		3,973	375,613	

## b 国との協議

災害査定の調査方法（簡素化・期間の猶予等）について、農林水産省と協議を行った。

## 農林水産部全般の検証

## ◆効率性、関係団体の負担軽減のため、複数課による被害調査の共同化や窓口の一本化が求められる

## ＜県庁内部での調整＞

被害調査に当たっては、限られたマンパワーや自動車、燃料を効率的に活用するため、農林水産部の複数の課が共同で行う動きがあった。調査の対象は異なっても、訪問する地域や団体については共通である場合も多いため、共同調査は効果的であったと考えられる。

被害状況や農家・漁業者の安否状況について調査を受ける関連団体や市町村は、自らが被災し業務が多忙な状況で、何度も類似の調査に対応することは負担となる。関連団体や市町村の負担軽減のためにも、各課調整の上、被災地の調査については可能な限り共同化を進めるとともに、関係市町村や各種団体との連絡・調整については、窓口の一本化を図ることが望ましい。

## ◆被災地での被害状況調査等では、二次被害防止に向けた対策を徹底すべきである

## ＜情報＞

農林水産業関係の被害状況調査等では、津波で被災した海岸部の農地、保安林、漁港等に立ち入ることになるが、東日本大震災のような巨大地震の場合、余震や関連した地震、及びそれに伴う津波が発生する可能性がある。

職員の安全確保のため、被災地での被害状況調査等では、例えば一定時間内での避難が困難なエリアへの立入禁止や、余震や津波等の情報収集のためラジオ・無線の携行義務化など、二次災害を防止するための避難体制・避難情報伝達等の対策の徹底が求められる。

(2) 農林水産経営支援対策

ア 金融対策

震災後、農林水産業制度資金（以下、「制度資金」という。）を取り扱う県内の農協、漁協及び金融機関等の被災状況を確認するとともに、営業店舗・預貯金の取扱等について確認に努めた。

これらの関係機関及び市町村や県出先機関に対しては、制度改正や各融資機関等の対応について整理し、3月18日付けで情報提供を行うとともに、資金の円滑な融通について適切な対応を要請した。また、新たな情報や融資機関の復旧状況等を踏まえて、4月18日にも情報提供と要請を行った。

さらに、制度資金に係る貸付金の約定償還日が迫っているなど早急に対応が必要な事務や延期不可能な年度末事務及び年度初めの事務をリストアップし、関係機関と協議して対応方針を定めた。

a 農林漁業者の金融相談・制度資金の周知

3月14日、課内に平成23年東日本大震災金融相談窓口（農林水産分野）を設置し、資金の融通等の相談について、4月末までは休日も含めて、職員が交代で対応した。主な相談内容は、復旧のために利用できる新たな制度資金や既往債務の返済の相談であった。農林水産業者の場合は、最寄りの融資機関や市町村、県の出先機関に相談する機会が多いため、金融相談窓口への電話は融資機関や市町村からの問合せが中心で、件数は50件程度であった。

国の一次補正予算成立に伴う制度資金の拡充状況については、活用が図られるよう分かりやすく整理してホームページに掲載した。

b 被災農林漁業者への金融支援策

農林漁業者や融資機関の被災状況が徐々に明らかになると並行して、被災農林漁業者向けの金融支援策について検討を始めた。

制度資金の返済猶予等に関しては、必要な事項でなおかつ通知文書等では不明な点を国へ照会し、あわせて、新たな制度資金創設などの制度拡充を要請するとともに、返済猶予等対象者のリストアップ等により適切な対応を図った。

被災農林漁業者向けの金融支援に係る天災資金の発動や国の一次補正、県の災害対策資金の検討状況について、農林業関係機関向けの説明会を5月24日から県内6会場（5月24日：大河原・亘理、5月25日：登米・大崎、5月26日：仙台・美里）で開催したほか、水産業関係機関についても2会場に分けて開催（5月27日：気仙沼 5月30日：仙台）した。

県単独の大震災に対応する災害対策資金については、5月議会で創設し、市町村や関係機関と連携して利子補給を行うことにより、被災農林漁業者の負担軽減を図った。また、国の天災資金の発動に係る利子補給についても併せて予算措置した。

8月臨時議会において、県単独の災害対策資金に利子補給を行う沿岸部の市町村に対し、県の利子補給を上乗せする特別利子助成制度を創設し、被災市町村の財政負担の軽減を図った。

イ 経営支援

a 被災農業者へは、事業再開や経営改善に向けて、必要に応じて外部の専門家も活用して、事業計画、経営改善計画及び資金繰り計画の作成を支援していくこととした。

b 被災漁業者については、単なる原状復旧では持続可能な経営は困難であることから、宮城県水産経営支援協議会が運営する経営相談室等の関係機関と連携し、経営再建、経営安定に向けて協

業化・共同化の取組支援を中心に実施していくこととした。

- c 震災の影響を受けた農産物等直売所の経営体に対しては、専門家の指導、助言のもとに経営課題の明確化や具体的な改善策を提案し、直売所に出荷する生産者の生活再建と地域社会の復興を図っていくこととした。

ウ 団体指導・検査

- a 関係する農林水産団体の被害状況把握のため、団体と定時の連絡時間を設け（3月14日～6月6日）、団体の施設や職員組合員、地域等の状況について報告を受けた。
- b JAグループ宮城が農協の経営復興に向けて策定した「東日本大震災に伴うJA経営の再構築に向けた基本方針」に基づき、各農協が実施する財政基盤の復旧、中長期計画の見直し、組織対策等について、国、系統団体等の関係機関と連携して支援した。
- c 漁業の復興に向けて策定した「JFみやぎ漁業復興基本方針」に基づき、県漁協が行う、意欲ある漁業者の再建に向けた支援、漁業者グループ等の共同体組織による協業化の推進、支援制度を活用した漁船の確保、養殖施設等の再整備、漁協支所の集約化を基本とする組織の再編成を国、系統団体等の関係機関と連携して支援した。
- d 被災した農協等が所有する農業用共同利用施設の復旧に係る国庫補助事業について、5月議会で承認を受け、共同利用施設の復旧体制を整えた。また、農業団体、水産業団体の所有する施設・設備で災害復旧に係る費用が国庫補助対象とならないものに対しても、9月議会で県単独の被災施設等再建整備支援事業について承認を受け、施設・設備の復旧体制を整備した。
- e 被災した農林水産業協同組合に係る検査については、検査日数の短縮等組合の実情に応じた負担軽減を図り、復興に向けた活動を支援することとした。

### 農林水産経営支援対策の検証

#### ◆県単独で、農業団体、水産業団体が保有する施設の支援制度を設け、復旧を支援している

##### <資源（施設）><県庁外部との調整>

被災した農業者や漁業者に対して、農協・漁協等は復興に向けた支援窓口となる機能が期待されているが、震災によって保有施設が被災した団体も多い。共同利用施設ではない農協・漁協等の事務所等の施設については、国の補助対象とならないものがあるため、復興基金を活用した県単独の支援制度を設けたことは、復興を進める効果が期待される。

農業や漁業の再建や継続的发展に向けて農業団体、水産業団体の再建は不可欠であるが、各団体の施設・設備が被災する状況は、将来の全国各地の災害でも起こる可能性がある。今後は、地震保険・共済の活用などについて、宮城県だけでなく、各系統の上部団体を含めた全国的な検討を促していく必要がある。

#### ◆農業団体・水産業団体等の防災計画策定への指導を強化する必要がある

##### <計画とマニュアル><県庁外部との調整>

東日本大震災では、地震や津波により多くの農業団体・水産業団体が被災し、被害や安否情報の確認に困難が生じた。災害に対して被害を軽減し、速やかに復旧・復興を進めるためには、地域の農業・漁業の核となる各団体の役割が重要である。詳細については各団体の検証等を待つ必要があるが、今回の被災で



各団体が得た教訓をまとめて、今後の防災計画に活かすことが求められる。

農林水産経営支援課としても、特に沿岸部に立地する各団体については、津波からの避難拠点化や数日分の備蓄、関係機関との連絡体制等について、適正な防災計画が策定されるよう指導を強化していく必要がある。

### （3）農業関連対策

#### ア 被害状況の確認及び情報収集

地震発生当初、津波被害の甚大な沿岸部市町からの被害状況の情報収集は不可能な状況であり、災害発生時に被害情報の収集を担当している沿岸部の地方振興事務所自体も、一部を除き被災していたため、被害状況の確認は非常に困難な状況だった。

そのため、JAからJA所有施設の被害状況の聞き取りを行ったほか、津波浸水区域図から農作物や園芸施設の被害状況の推計、当課職員による現地確認等により、被害状況の把握に努めた。

#### イ 東日本大震災営農生活相談所・早期営農再開支援センターの設置

東日本大震災により被災した農業者の営農及び生活再建を支援するため、農業振興課及び各地方振興事務所農業振興部・農業改良普及センター、財団法人みやぎ農業担い手基金、宮城県農業会議、社団法人宮城県農業公社に相談窓口を4月8日に設置した。

相談窓口では、津波で塩類濃度の高くなった農地の除塩や農作物管理等の技術対策、経営再建に活用できる制度資金の紹介等、農業者個別に相談対応（相談件数735件：8月末現在）を行った。また、津波によって施設や農地のみならず、住宅も被害を受けた農業者に対し、県内外での移転営農や農業法人の雇用等の農業者の受入情報（延べ1,383件）を収集・提供して、速やかな営農再開に向けた総合的な支援活動を実施した。

#### ウ 農地復旧支援チームの設置

津波被害を受けた農地の復旧対策や農作物の技術対策を迅速、かつ的確に行うため、「農地復旧支援チーム」を4月28日に設置した。

支援チームは「農地の土壌改善」や「農作物等の技術対策」の業務を行う技術指導班と、「農地・農業用施設の災害復旧事業」や「農地の除塩対策」を行う農地対策班をおき、農地復旧事業の着実な実施から農作物等の技術対策まで一体となった支援を行う体制を整備した。また、必要に応じて東北大学、宮城大学等の大学、東北農業研究センター、農業工学研究所等の独立行政法人から技術的アドバイスを受けることとした。

技術指導班会議は5月6日、5月30日、6月14日、7月14日に開催し、土壌調査の実施方法や調査結果に基づく対策等を立案した。

農地対策班会議は5月12日、5月20日に開催し、災害復旧事業や除塩対策に係る対策を立案した。

#### エ 農業・園芸総合研究所及び古川農業試験場での取り組み

##### a 技術情報の取りまとめと発信

##### i 塩害対策に関する情報収集

##### ii 農作物の技術情報（第1報～3報）

- iii 園芸作物の技術情報，発信（第1報～4報）
- iv 米づくり推進本部等への情報の協力，発信
- b 調査分析等の研究業務
  - i 被災地の農業復旧・復興に向けた研究内容の技術的支援体制の構築
 

4月11日，農業・園芸総合研究所，古川農業試験場，畜産試験場の農業系3試験研究機関共同による震災（津波）対応プロジェクト研究「農業の早期復興に向けた試験研究機関連携プロジェクト」を立ち上げた。放射能汚染稲わら問題等に対応するため，7月下旬に放射能汚染対策の取組みを開始した。
  - ii 生産苗の確保などイチゴ産地復興のための支援
  - iii 被災農地の復興のための耐塩性植物のスクリーニング，被災土壌を用いない新たな栽培方法の確立
  - iv 堆積土壌調査
 

農業・園芸総合研究所，古川農業試験場，農業改良普及センター，農林水産部農業振興課，東北大学（農地復旧支援チーム）が協力して4班体制で津波被災農地344地点（堆積泥土，作土2層）の土壌採取を行った。農業・園芸総合研究所，古川農業試験場，東北大学が分担して分析を実施した結果，流入した堆積土壌中には，塩分が高いことに加えて微量ながら重金属が含まれていることがわかった。

    - ・ 5月11日 石巻管内（石巻市，東松島市）
    - ・ 5月13日 本吉管内（気仙沼市，南三陸町）
    - ・ 5月16日 亶理管内（名取市）
    - ・ 5月17日 亶理町
    - ・ 5月18日 山元町，岩沼市
    - ・ 5月19日 仙台管内（仙台市，多賀城市，七ヶ浜町，松島町）
  - v 園芸土壌調査
    - ・ 5月10日から13日 亶理管内
    - ・ 6月2日 石巻管内，仙台管内
- オ 魅力ある農業・農村再興プロジェクトの取組
 

農業改良普及センターでは，毎年，管内で重点的に取り組む活動を「プロジェクト課題」として取り上げ，計画的な支援を行っている。

平成23年度は県内全9か所の普及センターで73のプロジェクト課題に取り組む予定であったが，東日本大震災を受け当初の計画を見直し，復旧と生産再開等を内容とする「魅力ある宮城の農業・農村再興プロジェクト」の素案を農業振興課普及支援班において作成し，全農業改良普及センターで地域ごとに最重要プロジェクト課題に位置づけ，取り組むこととした（4月15日通知）。

プロジェクト活動の内容としては復旧期（H23～25）における取組事項について，次の4つの活動事項に整理し，東日本大震災営農生活相談所・早期営農再開支援センターと連携し活動を行うこととした。
- a 被害調査
  - ①浸水面積，②土砂堆積面積，③塩分濃度，④各種成分分析，⑤除塩可能(復元可能)面積について

て調査を実施し、課題を明確にした上で除塩・除油指導及びゾーニングに向けた基礎資料とする。

なお、調査内容や結果の活用については、「農地復旧支援チーム」で検討を行い共有する。

b 被災集落支援

被災農家に対してアンケート調査や個別カウンセリング等を行い、今後の営農意向を確認し、意向と各種施策のマッチングを行う。

あわせて、集落単位で意向調査結果をとりまとめ、将来の各地域復興プラン策定や事業導入に向けた基礎資料とする。

c 営農再開支援

営農再開を志向する被災農家に対し、ゾーニングに基づいた作付け誘導と除塩対策の実施指導、稲作から施設園芸等への転換支援を行う。

あわせて、農業者の組織化支援や単なる復旧ではない新しい発想での土地利用・営農計画策定支援を行う。

d 津波被害を受けない地域での生産拡大・就農受入支援

津波被害を受けなかった地域では、生産調整の見直しによる主食用米や園芸作物の生産拡大を推進する。

あわせて、市町・JA等関係機関と連携して、遊休農地や住居に関する情報を調査し、移転営農を希望する被災農家に対する受入体制を整備する。

カ 農地転用手続きの迅速化

被災により住宅が損壊し、農振農用地区域において建て替えを行う場合、当該土地を農用地区域から除外した後に農地転用許可手続きを行う必要があるが、平成23年3月18日付け東北農政局農村計画部農村振興課長事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に対応した農地転用手続きの迅速な対応について」に基づき、農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更手続きと農地転用手続きを同時に行う並行処理を行った。

具体的な処理件数は、津波により被災した地域を中心に38件（453.9a）である（9月11日までの転用許可件数）。

キ 農業委員会委員の選挙等の特例措置

a 選挙期日の延期

被災した地域においては、3年が任期である農業委員会委員の選挙（平成23年7月に集中）を予定どおり実施することが困難なため、「東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第44号）に基づき選挙期日を延期し、その期日の前日まで委員の任期を延長した。

延期後の特例選挙日は次のとおり。

・大郷町	平成23年11月27日
・亘理町，山元町，七ヶ浜町	平成24年1月29日
・岩沼市	平成24年2月19日
・名取市	平成24年6月10日
・石巻市，東松島市，女川町	平成24年7月8日
・仙台市，塩竈市	平成24年7月15日

## b 選挙人名簿作成時期の延期等

現行制度上、農業委員会委員選挙人名簿を確定させる時期は毎年3月31日となっているが、被災地域においては市町村選挙管理委員会がその時期までに名簿を調製することが困難であったことから、上記法律に基づき、選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議申出に対する決定に関する期日及び期間について特例措置を講じた（期日や期間については、選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する。）。

本県においては、選挙人名簿の調製が困難なものとして石巻市選挙管理委員会及び東松島市選挙管理委員会が指定された。

## ク 農業大学校の学生対応

震災直後から、全学生の安否及び被災状況の確認を全職員一丸となって実施、連絡が取れない学生については、職員が自宅を訪問するなど、一週間で県内全域全学生の安否を確認した。幸い、人的被害はなかったものの、津波で自宅が流されるなどの被害を受けた学生がいた。また、交通機関のマヒにより、帰省できない学生に対しては、全職員が自宅から食料を持ち込んで炊き出しを行うなど、学生第一の対応を行った。

さらに入学者も含めて、震災により被害を受けた学生の経済的負担軽減のため、制度化されている授業料の免除に加えて、寄宿舎料、入学金、入学者選抜手数料の免除措置を行った。

## ケ 米の作付調整

津波浸水等により、県内では約1万5千haの農地が塩害、水没など甚大な被害を受けた。

そのため、水稻を作付できない地域が発生し、平成23年産米の生産数量を確保すること及び被災地域への支援を目的とする米の作付調整（県内調整・都道府県調整等）が必要となった。そこで、宮城県水田農業推進協議会が中心となり、被災地域の水稲作付分を被災していない地域が肩替わりして作付した場合10a当たり約1万5千円の補償金を拠出してもらい、その補償金を被災した生産者に支援金として支払うという「地域とも補償事業」を活用して、推進してきた。

その結果として、津波等で被災した沿岸部から5,766haが削減希望面積として出され、県内調整2,554ha、県外調整1,785ha、併せて4,339haの調整実績となった。

水稻の播種作業等が既に始まっている時期からの作付調整であったが、関係機関が一致団結して推進した結果、県内・県外の農業者の協力・支援により、希望面積の約75%が調整でき、被災を受けた農業者に対し、地域とも補償金（約12,500円/10a）が支払われた。

## コ 営農再開へ向けた農業機械・施設等の復旧・整備

激しい揺れによる施設の損壊、津波による施設や機械・資機材の流失など、我が県の農業生産を支えてきた資本装備は甚大かつ広範囲の被害を受けた。

市町村や農業協同組合が所有する農業関連施設については、従前からの災害対策である農林水産業共同利用施設災害復旧事業により復旧する事が可能であるが、農業者組織等が所有する施設の多くは支援の対象となっていない。

このため、国が平成23年度第1次補正予算において創設した、東日本大震災農業生産対策交付金を最大限に活用して、園芸生産施設、水稻等の乾燥調製施設、畜産糞尿処理施設等の共同利用施設の復旧及び個別農業者も対象としたトラクタ、コンバイン等の農業機械等のリース並びに営農再開

に必要なパイプハウス等の資機材導入を支援してきた。

さらに、国交付金の交付率は1/2となっており、営農再開や生産活動の復旧に取り組む農業者にとっては、残る1/2の投資負担が過重となっていることから、県の8月補正予算により国の交付金事業の嵩上げ措置として、県の復興基金を財源とする宮城県農業生産復旧緊急対策事業を創設し、農業者組織の施設復旧の取組や、農業協同組合等が事業主体であっても、農業者へのリースや資機材供給を行う取組に対して、事業費の1/4以内の助成を行う事とした。

また、津波等で被災した農業者の経営再開を支援する被災農家経営再開支援事業（第1次・第3次補正予算）では、経営再開の意思のある農業者が地域で行う復旧の取組に対して、支援金を交付するため、沿岸部の12市町で合計38復興組合が設立され、除草作業等に取り組んでいる。

#### サ 耕作放棄地の活用による被災者支援

東日本大震災により施設が全壊したいちご生産者は、早期の生産再開への強い思いから、5月に耕作放棄地等を活用した営農再開を発意した。

7月、国と県は被災者が活用できる補助事業等を紹介し、地域耕作放棄地対策協議会（農業委員会、町等）及びJAは、約8割が荒廃している耕作放棄地を候補地として、その土地所有者との調整を行った。また、地域耕作放棄地対策協議会及びJAが主体となって、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（被災者支援実証ほ場）を活用し、再生作業、重機による整備、掘削等を実施し、ほ場を準備した。

さらに、町、JA及び県等の関係機関が連携し、東日本大震災農業生産対策交付金（補助率1/2＋県単事業1/4）の活用により、いちご生産に向けてポンプ、配水管の設置、パイプハウスの設置、育苗ハウスの設置、夜冷育苗施設の設置、管理機の導入等を実施し、営農の再開につながった。

生産出荷については、8月までに整備を終え、定植を9月に行い、12月に出荷が始まった。

#### シ いちご生産再開に向けた支援

作付面積の9割が壊滅的な被害を受けた亘理・山元地区のいちごの生産再開に向け、県、町、JA等の関係機関が一体となり、施設の整備や資材の確保に向けた支援を行った。特に、生産再開に欠かせない定植苗を県内はもとより、栃木県、全農栃木県本部等の協力を得て、平成24年産いちごの定植苗124万本を確保することができた。

資材調達の都合で、定植時期に遅れが出たものの、早いところでは、11月から収穫・出荷が始まった。

#### ス 3月末からの福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染に係る対応

国の調査と連携した土壌サンプリングや稲わらや米を始めとした農作物のモニタリング調査を行った。また、現場段階では、汚染に対する技術的対策と市町村や農業者の不安解消のために連絡会議等を開催するとともに、農業者等からの放射線が土壌や農作物に及ぼす影響等の問合せに対応するため基礎的知識の習得を目的とした普及指導員研修を8月29日に開催した。

#### セ 「みやぎの農業・農村復興計画」の策定

農業分野における被害額は、畜産関連被害と合わせて、約5,200億円（平成23年9月21日現在）にのぼった。

特に、津波による被害は、農業分野の被害額全体のうち実に94%を占め、沿岸部では、農地は原

形を失い、農業用施設、生産施設、農業機械等が一瞬にして損壊・流失するなど、甚大な被害となったことから、振興施策の抜本的な見直しを含めた取組により早期復旧及び復興を目指すこととし、「宮城県震災復興計画」における農業・農村分野の個別計画として、10月18日に「みやぎの農業・農村復興計画」を策定した。

本計画では、「県内の農業生産力の早期回復」及び「新たな時代の農業・農村モデルの構築」を復興に向けた基本的な方向性と定め、国の予算、企業からの寄附金等の財源や東日本大震災特別区域法を最大限に活用し、水稻作等の経営の大規模化や施設園芸の団地的な取組など実効ある施策を展開することとした。

### 農業関連対策の検証

#### ◆農家の防災体制への指導に努めるべきである＜計画とマニュアル＞＜県庁外部との調整＞

東日本大震災で多くの農地が被災したが、農家の方への防災体制、避難体制については、これまで十分に検討されてこなかった。また、被災後も、避難所や他地域に避難したため連絡がとれなくなった農家があり、営農意向確認調査が難航する一因となった。このように、農家に対する防災体制の備えが不十分であったことは反省すべき点であろう。

災害時の農家の被害を減らし早期復旧を実現するため、津波からの避難体制づくりや農業共済への加入、避難時の農協等への連絡先の届け出など、平時から農家の防災体制への指導に努めるべきである。

#### ◆農林水産省の応援職員によって現場のニーズが国に伝わり、制度運用が改善された

##### ＜県庁外部（国）との調整＞

農林水産省の職員が6月まで亘理農業改良普及センターに常駐し、その後も定期的な訪問を続けていった。これにより農家のニーズを把握し、制度の運用方法が改善されていったことは有効であった。

現場の状況は、電話や紙による報告だけでは十分に伝えきれない場合や、制度の運用方法について解釈が頻繁に変わる場合がある。柔軟な制度運用を実現するには、今回のように、国の職員が現場に近い場所に常駐することを含めて、農家の要望が国に伝わりやすくする体制が求められる。

#### ◆復旧事業のメニューを早期、事前に定めておくべきである＜県庁外部（国）との調整＞

復旧事業については、原型復旧のための9割の補助がでる一方、耐用年数が切れたものは東日本大震災農業生産対策交付金の方が有利になる場合もあるが、交付金の詳細の決定に時間を要したため、農家が事業制度利用の判断に遅れが生じるようになった。

これについては県ではなく主に国の問題であるが、現場が利用可能な制度を早期に決定できるよう、復興についての支援制度についてはできるだけ早く決定し、相談窓口等を経由して農業者に周知を図ることが望ましい。

#### ◆災害対応に必要な措置について、強制力を持つ権限がなかった

##### ＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

農地からの排水によって行方不明者の捜索や災害廃棄物撤去に支障が生じる場合には、農地への作付け

を自粛してもらう必要があった。また、除塩のためには大量の地下水が必要であるが、津波によって浅い井戸水は塩分を含むようになってしまったため、深井戸の地下水の利用が必要となり、水利権を調整する必要があった。

今回は関係者の理解により調整への協力が得られたが、災害時に迅速に対応するためには、最終的には強制力を伴う措置が実行できるよう、制度的な裏付けについて平時に検討すべきであろう。

**◆市町村に代わり、県が被害額の算出を行うことで、迅速な被害把握ができた**

**＜県庁外部（市町）との調整＞**

被害の取りまとめについては、台風などの通常の災害についての対応マニュアルはあったが、東日本大震災のような巨大津波災害に関しては想定されていなかった。通常の災害であれば、農業被害額は市町が算出すべきものであるが、今回の震災では、市町村からの報告が困難であるため、農業改良普及センターと農産園芸環境課の職員とで、ビニルハウスの被害や津波による農地の浸水面積の比率から被害額を概算した。これは被災市町村の負担軽減につながるとともに、被害額の概算を迅速に把握するために適切な判断だったと評価できる。

今回の推計手法をマニュアル化し、今後の広域巨大災害でも適用可能なものとして、他県にもノウハウを伝えることが望ましい。

**◆営農再開に向けて、地域を越えた支援の調整が実施され、効果をあげた＜県庁外部との調整＞**

被災した農家の営農再開に向けて、耕作放棄地や県内外の移転先と営農希望者との調整や、米の作付け調整による地域とも補償事業が実施され、被災地と被災地外との地域を越えた助け合いが推進され、一定の効果をあげた。農家が選択可能な幅広い施策を提示したことは、ニーズが明確に掴めない状況では適切な対応だったと言える。また、いちごの生産再開に向けて、栃木県から提供を受けたいちごの苗124万本は、農業者にとって非常に大きな支援となった。一方で県外に移転しての営農再開の動きは限定的であった。災害時の地域間の助け合いの教訓として、今後の災害対応の実績、課題を取りまとめられることが期待される。

(4) 農地・農業用施設対策

ア 被害状況調査等

地震発生直後より、次のとおり被害状況の調査を行った。

- ・ 3月12日 緊急ため池点検実施（ダム：栗駒ダム外15か所、ため池：179か所）した。
- ・ 3月12日 各地方振興事務所（農業農村整備部）において、被害調査を開始した。
- ・ 3月18日 農地・農業用施設及び海岸保全施設に係る災害概要について、農林水産省東北農政局長へ報告した。  
 農地・農業用施設：10億円を超える見込み  
 海岸保全施設：3億円を超える見込み
- ・ 3月28日 津波被害を含む農地・農業用施設等被害額を公表した。  
 農地・農業用施設等被害：379,283,055千円（津波被害375,230,000千円）  
 内訳 ① 農地・農業用施設 1,164か所 257,307,637千円

（津波被害 104 か所 354,740,000 千円）

② 生活環境施設 31 か所 1,485,418 千円

（津波被害 調査中）

③ 農地海岸保全施設 13.66km 20,490,000 千円

（津波被害 13.66km 20,490,000 千円）

- ・ 3月28日 被害報告（第1報） 東北農政局及び財務省東北財務局に報告した。  
1,195 か所 379,283,055 千円
- ・ 7月27日 津波浸水農地面積等の精査により、被害額を更新した。  
農地・農業用施設等被害：432,606,945 千円（津波被害 408,597,910 千円）  
内訳 ① 農地・農業用施設 4,617 か所 381,224,056 千円  
（津波被害 794 箇所 368,980,760 千円）  
② 生活環境施設 106 か所 26,850,739 千円  
（津波被害 21 か所 15,085,000 千円）  
③ 農地海岸保全施設 102 か所 24,532,150 千円  
（津波被害 102 か所 24,532,150 千円）

被害状況調査において、次の点について見直しが必要と考えられる。

- ・ 関係市町村や各種団体との連絡・調整に、窓口の一本化等、体制整備を図る必要がある。
- ・ 被害状況調査においては、二次災害を防止するための調査方法を検討する必要がある。例えば、余震や津波等に注意し、情報収集手段、避難体制をあらかじめ決めてから行う等。

#### イ 応急対策・災害廃棄物対策

- ・ 3月13日、名取地区の排水対策を東北農政局技術事務所に要請した。14日、東北農政局により、先ず名取地区に湛水排除用の応急ポンプが貸出・設置され、その後順次、亘理・山元地区、仙台東部地区、七ヶ浜地区、松島地区、鳴瀬地区、河南矢本地区、稲井地区、北上川沿岸地区にも貸出・設置された。

なお、本排水作業は、行方不明者捜索のためでもあった。

※湛水排除作業については、別途土木部河川課経由で国土交通省東北地方整備局へ要請し、その排水ポンプ車による排水作業も併せて実施していた。

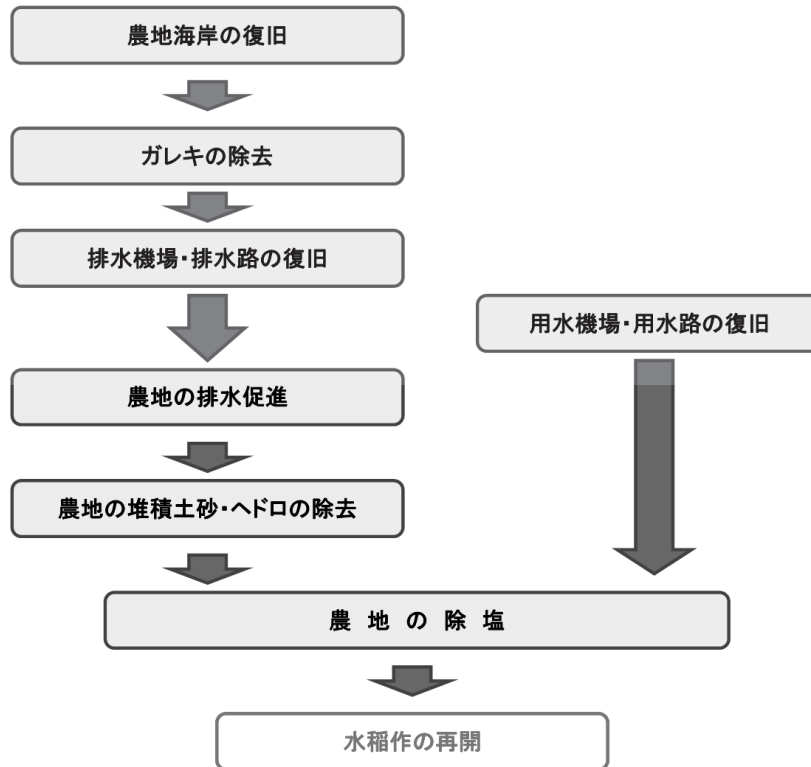
- ・ 3月17日、農地海岸早川地区（松島町）堤防応急復旧工事（L=160m）着工。
- ・ 3月24日、農地海岸 亘理町・山元町に係る農地海岸応急復旧工事着工 [大畑浜（鳥の海）、吉田砂浜、須賀海岸]。
- ・ 3月28日、農業用排水路と農地の災害廃棄物処理に試験的に着手した（亘理町・山元町）。
- ・ 3月29日、農業用排水機場の点検復旧に係る連絡会議を開催した。ポンプメーカー10社に協力依頼し、3月30日から排水機場診断復旧状況調査を実施した（69 機場）。
- ・ 4月15日、災害廃棄物処理は被災市町の業務であるが、津波等による廃棄物が膨大であり、行方不明者捜索も含め緊急的に実施する必要があることから、県と7市町<sup>\*</sup>が委託契約を締結し、農業用排水路と農地の災害廃棄物処理を緊急的に実施することを決定した。

手順としては、始めに基幹的排水路の下流部から作業に着手し、上流に向かって作業を進め、地域の湛水の排除を促進し、次に、広大な農地の撤去作業を行うなど、効率的に1次処理業務（仮



置場までの撤去・運搬）を実施した。

※7市町（名取市，岩沼市，石巻市，東松島市，亶理町，山元町，七ヶ浜町）



- ・ 4月15日，農業用排水路の災害廃棄物処理に着手した（仙台管内：5件 東部管内：4件）。
- ・ 4月22日，農業用排水路の災害廃棄物処理に着手した（東部管内：6件）。
- ・ 4月26日，農業用排水機場の応急工事について東北農政局と打合せを行った。
- ・ 5月6日，石巻市大川地区の行方不明者捜索のため災害廃棄物処理に着手した。
- ・ 5月31日，農業用排水機場の復旧状況（対象：69機場）は，5月末時点で31機場が応急仮復旧等で稼働中（全台稼働：17機場 一部稼働：14機場）。
- ・ 6月6日，農地の災害廃棄物処理に着手した（仙台管内：6件）。また，「排水機場の復旧方針」に係る東北農政局防災課と打合せした。このほか，「排水機場の復旧方針」完成稿とし，各地方振興事務所あて通知した。
- ・ 8月30日，農業用排水路の災害廃棄物撤去が完了した（仙台管内：4件 東部管内：2件）。
- ・ 8月31日，農業用排水機場の復旧状況（対象：69機場）は，8月末時点で47機場が応急仮復旧等で稼働中（全台稼働：32機場 一部稼働：15機場）。

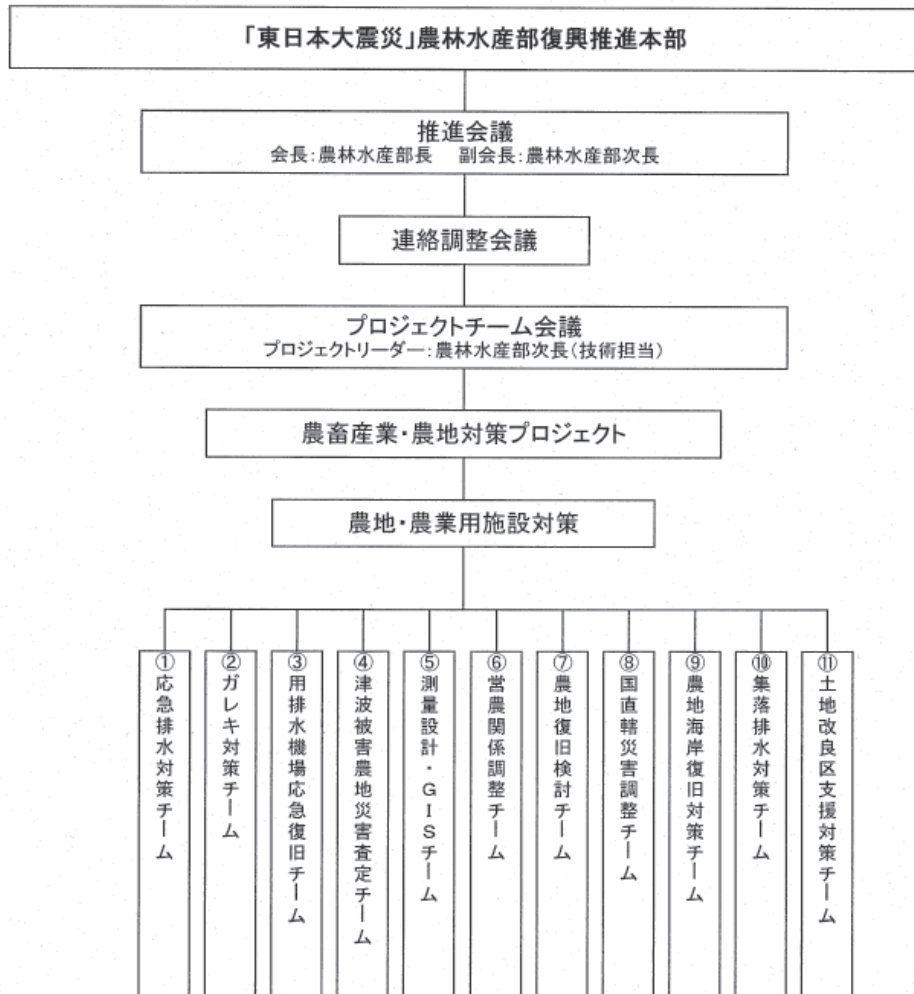
#### ウ 復旧対策の体制及び関係機関との調整

農地・農業用施設災害の事業主体は，通常は団体（土地改良区や各市町村）が担うが，今回は被害が甚大であったことから，国・県・団体の役割分担の中で，実施することとした。それに伴い，農林水産部農村振興課及び農村整備課において，横断チームを編成し対応に当たった。下記に時系列を示す。

- ・ 3月17日，「災害復旧体制」及び「被災市町村を支援して被害調査する際の役割分担」を決定し，各地方振興事務所に通知した。

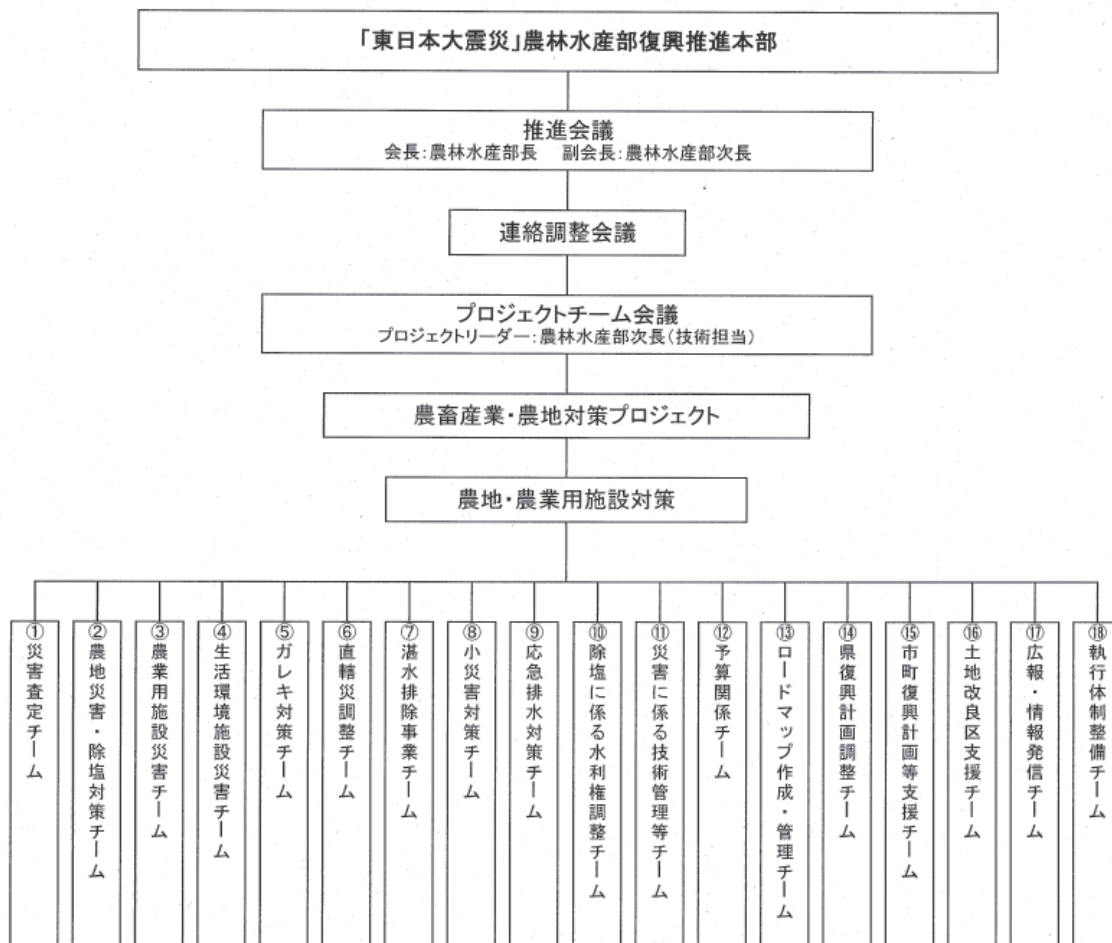
- 3月18日、農地・農業用施設災害に係る農村振興課（通常時はソフト対策）・農村整備課（通常時はハード対策）による2課体制を構築し、諸々の問題を解決するための横断的な11の対策チーム（①応急排水対策、②ガレキ対策、③用排水機場応急復旧、④津波被害農地災害査定、⑤測量設計・GIS、⑥営農関係調整、⑦農地復旧検討、⑧国直轄災害調整、⑨農地海岸復旧対策、⑩集落排水対策、⑪土地改良区支援対策）により災害対応に当たった。

※「チーム」（問題発生時に招集し、問題解決する組織）及び「通常の班体制」（被害状況の取りまとめ）での二重対応をしていた。



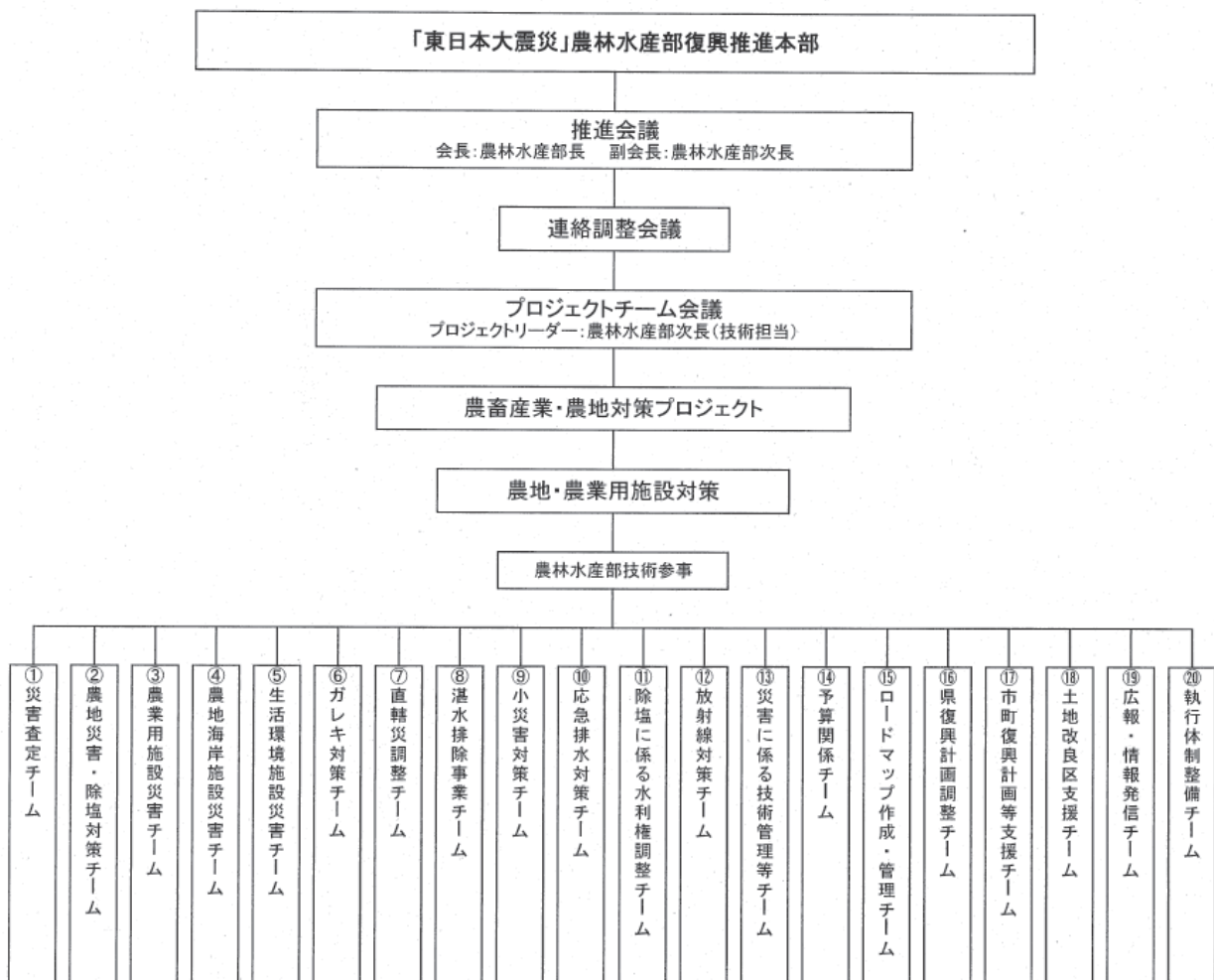
- 4月8日、熊本県農林水産部農村振興局農地整備課に除塩対策に係る参考資料の送付を依頼し、「平成11年9月23日～24日台風18号による塩害被害の対策に関する資料」を入手した。
- 4月28日、「東日本大震災」農林水産部復興推進本部プロジェクトチーム会議の下に、庁内の関係各課で構成する農地復旧支援チームが設立された。その中の農地対策班において除塩対策の手法等について検討した。同日には、関係省庁合同による「津波対策検討委員会」が開催され、海岸保全施設の復旧について検討した（以後、勉強会2回、委員会2回開催された。）。
- 5月11日、熊本県農林水産部農業技術課、農地整備課の職員が来庁し、「塩害被災農用地における今後の除塩対策と支援のあり方」についての意見交換を実施した。

- 5月12日、平成23年度水稲作付けに係る除塩対策について、検討した。  
A=1,139ha（石巻市、東松島市、仙台市、多賀城市、名取市）
- 5月27日、亙理・山元農地海岸区域の災害復旧の対応を国に要請するため、「特定災害復旧等海岸工事施工要請書」を農林水産大臣に提出した。
- 6月13日、山形県から災害復旧支援職員（8人体制）が派遣され、復旧体制が強化された。
- 6月21日、農村振興課、農業振興課及び関係する地方振興事務所農業農村整備部、農業振興部により、津波被災市町ごとの復興計画支援チームを設置した。農業や農地の復興・再編に係る視点で計画作成を支援した。
- 6月22日、亙理・山元農地海岸区域内の特定災害復旧等海岸工事について、国が代行で行うことが決定され、官報に公示された。
- 7月1日、要請に基づき、山元町・亙理町に農業土木職員各1人を派遣（平成24年3月までの予定）。同日、農地・農業用施設災害に係る農村振興課・農村整備課による2課体制を再構築し、18の対策チーム（①災害査定、②農地災害・除塩対策、③農業用施設災害、④生活環境施設災害、⑤ガレキ対策、⑥直轄災調整、⑦湛水排除事業、⑧小災害対策、⑨応急排水対策、⑩除塩に係る水利権調整、⑪災害に係る技術管理、積算、契約、被災者雇用、発注簡素化、災害復旧工法検討、⑫予算関係、⑬復旧・復興ロードマップの作成・管理、⑭県復興計画関係、⑮市町復興計画・区画整理計画・農地一括利用計画、⑯土地改良区支援、⑰広報、情報発信、⑱執行体制整備により災害対応に当たった。



- 8月9日、東北農政局主催の除塩実証試験報告会において、熊本県及び被災各県を交えての意見交換が実施され、効果的な除塩工法等について検討した。
- 9月1日、国、他都道府県から災害復旧支援職員が派遣され、復旧体制が強化された（農林水産省、17都道府県 計32人）。

農地・農業用施設災害に係る農村振興課・農村整備課による2課体制を再構築し、20の対策チーム（①災害査定、②農地災害・除塩対策、③農業用施設災害、④農地海岸施設災害、⑤生活環境施設災害、⑥ガレキ対策、⑦直轄災調整、⑧湛水排除事業、⑨小災害対策、⑩応急排水対策、⑪除塩に係る水利権調整、⑫放射線対策、⑬災害に係る技術管理、積算、契約、被災者雇用、発注簡素化、災害復旧工法検討、⑭予算関係、⑮復旧・復興ロードマップの作成・管理、⑯県復興計画関係、⑰市町復興計画・区画整理計画・農地一括利用計画、⑱土地改良区支援、⑲広報、情報発信、⑳執行体制整備）により災害対応に当たった。



- 9月9日、宮城県沿岸域現地連絡調整会議において「宮城県沿岸における海岸堤防高さ」が決定された（22地域海岸 新計画堤防高 2.6m～11.8m）。

エ 災害査定

- 3月17日、海岸堤防応急工事のための査定前着工に関する東北農政局との協議を実施した（以後、他の箇所についても順次協議を実施）。

- ・ 4月13日、災害査定の簡素化を図るため、GIS（地理情報システム）を活用した標準断面方式（新潟県よりアドバイスを受ける）による農地復旧について、東北農政局・東北財務局との協議を開始した。
- ・ 4月21日、査定簡略化を図るため下記事項に関して国より通知があった。
  - 5千万未満箇所における総合単価の使用
  - 3千万未満箇所における机上査定の実施
  - 津波被災箇所におけるGISシステム等を活用した申請図面の簡素化と標準断面による積算の実施
- ・ 5月12日、農地・農業用施設の災害査定が開始された（村田町 農道4件）。
- ・ 5月13日、災害関連農村生活環境施設復旧事業の農業集落排水施設の査定における財務省協議の金額が1,200万円から20億円に変更された。
- ・ 5月18日、「ため池・集落排水・道路・農地」に関する災害査定申請に関する県内統一方針を各地方振興事務所へ通知した。
- ・ 5月24日、GISを活用した標準断面方式による農地復旧について、東北農政局と東北財務局に対し、現地説明を行った。
- ・ 5月31日、本格的な災害査定実施に際し、査定関連手続き等について各地方振興事務所へ通知した。
- ・ 7月22日、東北農政局から査定の簡素化を図るため、農業集落排水施設の査定方針が示された。
- ・ 8月3日、GISを活用した農地災害の標準断面方式設計書を東北農政局及び東北財務局へ提出した。
- ・ 8月8日、GISを活用した標準断面方式農地災害の査定が開始された。
- ・ 8月22日、除塩事業の災害査定が開始された。
- ・ 9月9日、第13次査定終了。査定終了箇所：599か所、進捗状況：25.7%

### 農地・農業用施設対策の検証

#### ◆農地の災害廃棄物について、国、県、市町村が連携し効率的に処分を進めることができた

##### 〈県庁外部との調整〉

国、県、市町村の連携がスムーズに進んだ事例が、農地の災害廃棄物撤去である。河川、水路、農地についてそれぞれ国、県、市町村の管轄が分かれているが、県と農地被害の大きい7市町が委託契約を結ぶとともに東北農政局とも連携を図ることで、基幹的排水路の下流部から上流に向けて効率良く、災害廃棄物処理を進めることができた。これは市町村の負担軽減にも役だった。

災害廃棄物撤去が進むことで湛水の排水が促進され、除塩・営農再開のみならず、行方不明者の捜索にも役だった。今後の津波災害においても参考とすべき貴重な事例であり、今回の教訓を伝えていくべきである。

#### ◆通常業務と災害対応を両立させるため、二つの課の混成チームを作ったことが効果的だった

##### 〈県庁内部での調整〉

農村振興課と農村整備課において横断チームを結成し、通常業務は「班」体制にて、災害時の問題については組織横断的な「チーム」にて対応を進めた。これはニーズの変化に合わせてチーム数を変え、人員を柔軟に配置できるとともに、災害対応の各問題に対する責任・担当が明確になるメリットがあったと評価できる。

#### ◆新潟県のアドバイスによる効率的な災害査定など、外部からのアドバイスを上手く活用した

##### ＜県庁外部（国）との調整＞

農地・農業施設の被害が甚大であるため、災害査定の簡素化を図るために、新潟県からアドバイスを受けた標準断面方式の災害査定手法を導入し、効率的に業務を進めることができた。また、津波で被災した農地の除塩については、塩害の経験のある熊本県から資料提供を受け、その後、技術者2人の派遣を受けた。

極めて稀にしか起こらない災害への対応ノウハウは、被災を経験した自治体しか保有していない。他県からのアドバイスを積極的に活用するスタンスは、災害対応を迅速に進めるために効果的だった。未来の災害では、東日本大震災の経験を宮城県職員が各地に伝えられるよう、教訓等を整理しておくべきである。

#### ◆外部からの応援要員を受入れ、不足する職員数を補った＜資源（職員）＞

山形県をはじめ、他都道府県から災害復旧要員を受入れ、地方支部（地方機関）にも配置して災害査定等の業務を迅速に進めている。また、県の職員数が不足するなか、市町村に対しても、7月1日から亘理、山元各1人ずつ県職員を派遣し、災害復旧を県や国直轄で実施することで被災市町の負担を減らしている。大規模災害への対応では、外部からの応援要員の活用が必要となる。早い段階から外部応援要員を受入れを決め、地方支部（地方機関）や市町村の状況も考慮して応援要員の派遣を調整したことは、現場での復旧工事に関する業務の迅速化につながったと評価できる。

### （5）畜産対策

#### ア 被害状況

畜産関係の全体被害額としては約50億円（うち、津波被害額は16億円）となっている。

主な内訳としては、

- |        |                    |          |       |
|--------|--------------------|----------|-------|
| ・ 畜産施設 | 畜舎、たい肥センターの損壊等     | 108か所    | 約34億円 |
| ・ 家畜等  | 乳牛、肉用牛、豚、採卵鶏等      | 約150万頭   | 約7億円  |
| ・ 畜産品  | 孵卵用たまご廃棄、生乳廃棄・出荷停止 | 約8,000トン | 約9億円  |

#### イ 対応状況

##### a 相談窓口の設置

3月18日、農林水産部畜産課内に畜産関係被害相談窓口を開設し、畜産農家や関係機関からの相談に対応した。

##### b 肉畜出荷関係

3月17日、国に対し被害状況を説明し、国としての対応を要請した。また、同日、全国農業協同組合連合会宮城県本部長に対し畜産物出荷への支援協力についての要望書を提出した。

3月20日から東京方面へのお荷が開始された。

c 酪農関係

地震発生直後はライフラインの停止等により、酪農家は搾乳ができず、また、乳業工場が損壊したため、生乳が全量出荷停止となり、やむを得ず酪農家段階で廃棄処理を行った。

3月13日、家畜保健衛生所職員が県内9乳業メーカーを訪問し、牛乳の供給可能状況を調査した。また、県域3酪農協に被害状況と今後の対策を確認した

3月20日から一部で集乳が再開された。

学校給食用牛乳は4月下旬に、県内9乳業工場のうち5工場で製造を再開し、他の4工場も県外関連工場からロングライフ牛乳を取り寄せ等により、給食開始前までに供給可能となった。

5月25日まではすべての工場での製造が再開された。

d 被災家畜関係

3月22日から24日にかけて、いしのまき農業協同組合からの要請により石巻市北上地区の黒毛和牛35頭を宮城県農業公社白石牧場（白石市）に避難させた。

石巻市からの委託を受け、4月1日から10月19日までに239頭の死亡牛の回収・運搬・化製・埋却処理を行った。また、死亡豚については4月28日から6月16日までに350頭を回収し埋却処理を行った。馬については、5月6日に1頭、埋却処理を行った。死亡鶏については、4月4日から10月6日までに170,991羽の埋却処理を行った。今後も災害廃棄物内等から発見される家畜を平成23年度末まで処理する予定である。

さらに、市町村が実施する災害等廃棄物処理事業費補助金の助成対象とならない家畜約92万4千頭羽の処理に対し経費の助成を行った。

e 被災飼料処理関係

津波被害を受けた飼料保管施設等にある腐敗した家畜飼料について、市町村から委託を受け、石巻市にある11事業場の被災飼料約49,600 m<sup>3</sup>を4月21日から、塩竈市にある3事業場の約1,170 m<sup>3</sup>を4月28日から撤去を開始した（土木部港湾課に執行委任）。

畜産業対策の検証

**◆ライフラインや取引工場の停止による間接被害についても早期に把握し、関係者と協力して対策を実施する必要がある〈計画とマニュアル〉**

畜産業については、全体被害額50億円のうち津波被害額は16億円（32%）であり、地震の揺れによる畜産施設・給餌施設等の被害に加えて、水・飼料の不足、ライフライン・乳業工場等の被災による間接被害も大きかった。特に間接被害については事前に十分な対策が考慮されておらず、例えば、搾乳した原乳の廃棄場所や、家畜の水・飼料の輸送等に困難を抱えることになった。

間接被害については災害後の対応により影響を軽減することが可能であるが、対策には、飼料業界、乳業工場等の関係者との連携が不可欠である。今回の教訓を活かし、津波や地震の揺れに対する対策だけでなく、関係機関と協力した間接被害対策についても検討を進めるべきである。

**◆家畜の処分場所、処分方法について事前の検討が必要である〈計画とマニュアル〉**

家畜の処分について産業廃棄物の収集運搬の許可をもった県内の業者は3社あるが、ガソリン不足によ

り、震災直後には対応が出来なかった。一方、県において家畜処理の経費を一部助成したことは事業者の経営支援として有効であった。

東日本大震災はまだ寒い時期の震災であったが、仮に夏の地震であったとすれば、死亡家畜の処分が遅れることは、衛生状態の悪化を招くことになる。口蹄疫や鳥インフルエンザへの対策計画とも整合する形で、大量の家畜被害が出た場合の処分場所、処分方法について検討が必要である。

#### (6) 林業・木材産業対策

##### ア 林業・木材産業等の被害状況の把握・復旧の方向性の調査

###### a 津波被害額の推計

津波被害は甚大であり、個別の情報収集による被害額の把握は困難かつ時間を要することから、浸水区域図（土木部作成）、空中写真等から被災状況と津波被害額を推計し、3月28日開催の災害対策本部会議へ報告した。

###### b 木材加工施設津波被害現地調査

津波により甚大な被災を受けた合板工場、製材工場等の被災状況を把握するため、3月30日から現地調査を開始するとともに、被災事業者から今後の対応方針及び再建の見込等を聴取した。

###### c 林道施設被害状況調査

県内の県営及び市町村営林道の被害状況を確認するため、4月5日から7日及び4月12日から15日にかけて現地調査を実施するとともに、復旧方針(案)の検討や概算被害額の推計をし、災害対策本部へ報告した。

###### d 林業・木材産業事業者からの要望等収集調査

4月18日から28日にかけて、県内の素材生産事業者、木材加工関連事業者、きのこ生産事業者等の関係団体を訪問し、復旧に向けた対応方針、業界からの提案、行政への要望などを調査した。これらの調査結果を踏まえ、国や全国知事会等へ必要な予算措置や制度の創設等を要望するとともに、県の震災復興基本方針や基本計画等を作成した。

##### イ 海岸防災林等、山林種苗施設及び県有林等の被害状況の把握

###### a 津波被害の推計

津波被害は甚大かつ広範囲にわたり、個別の情報収集による被害把握は困難かつ時間を要することから、浸水区域図（土木部作成）、空中写真、関係部局からの情報収集等により海岸保全施設、海岸防災林の被災状況と被害面積等を推計し、3月28日開催の災害対策本部会議へ報告した。

###### b 山林種苗施設、県有林等被害現地調査

海岸部の山林種苗施設等の被災状況について3月31日及び4月10日に現地調査を実施するとともに、被災事業者から今後の対応方針及び再建の見込等を聴取した。また、県で管理する県有林の被災状況について巡回調査を実施した。

###### c 被害額等の精査

海岸部は被害が甚大で、また、被災者救助や行方不明者捜索活動が続けられていたことから、現地調査を行うことができなかった。しかしながら、被害額を早期に把握する必要があったこと



から、国土地理院及び民間航空測量会社提供の航空測量写真を活用し、被災施設の確認及び被害金額の算定を行うとともに、現地での補足調査などにより被害状況を精査し、林野庁及び県災害対策本部等へ報告を行った。

ウ 木材加工施設・特用林産物生産施設・種苗生産施設などの復旧に対する支援

被災した林業・木材産業事業者の早期復旧や、海岸防災林の再生に必要な種苗生産の確保に向けて、国の補正予算や震災復興基金等による補助事業を活用し、合板製造会社、製材工場、チップ製造事業者、特用林産物生産事業者、森林整備事業者、種苗生産事業者など被災事業者への支援を行っている。

エ 木材等の流通停滞回避に対する支援

木材需要を支えてきた海岸部の木材加工産業が甚大な被害を受け、県内の木材流通が停滞したことから、国の補正予算や震災復興基金等による補助事業を活用し、生産された素材や木材チップ等を緊急的に他の需要先へ移送する経費などについて、合板製造会社、製材工場、チップ製造事業者、森林整備事業者などに支援を行っている。

オ 治山施設、林道施設、林地被害等の早期復旧に向けた準備

現地調査の結果等を基に、災害復旧手法や事業申請手続について、国と調整を行った。現在、災害査定の実施中であり、年内には査定終了の見込となっている。

カ 海岸防災林の再生についての検討

倒伏、流出、折損などが広範囲に発生し、甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、防潮堤など被災した海岸保全施設の復旧と併せ、地盤沈下などにより変貌した海岸地の復旧対策との調整が必要なことや、塩害対策など植栽手法や樹種の選択など事前に解決すべき問題の整理や解決が必要なことから、「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会（林野庁主催）や「宮城県沿岸域現地連絡調整会議（国土交通省東北地方整備局主催）」において国や学識経験者など関係者と調整を行ってきた。

その結果、県南部の仙台湾については国が主導して再生を目指すこととなったため、国の方針決定に合わせた代行事業実施のための準備を進めている。県北部については県が主体となって再生を進めることとし、箇所ごとの復旧方向や手法等について検討中である。

なお、5月23日から6月2日までの間で、海岸防災林被災市町に出向き、復旧方針の説明を行った。さらに、8月3日から9月1日までの間には、前記検討会の概要説明も行った。

キ 震災廃棄物の処理に関する対応

a 集積地としての保安林の活用

大量に発生した震災廃棄物の処理に当たり、被災した保安林を当面の集積地として活用するため、4月6日、8日、環境生活部廃棄物対策課（現：環境生活部震災廃棄物対策課）及び農林水産部森林整備課で現地調査及び震災廃棄物集積候補地の選定を実施した。併せて、保安林内での緊急工事实施に係る関係部署との調整、協議を行った。

b 木質系震災廃棄物などの集積後の活用に関する検討

分別された木質系震災廃棄物の早期処理に向け、熱源や発電用燃料としての活用を進めるため、木質バイオマスボイラーなど利活用施設の設置の可能性について、関連企業と調整を行っている。

## ク 林業・木材産業に関する対応

今回の震災においては、平成20年の岩手・宮城内陸地震における山地災害への対応経験を踏まえ、発災後、速やかに関係機関と連携して体制づくりを行い、適確に現場のニーズを把握して国へ要望や情報伝達をしたことにより、復旧手法の迅速な検討や事務の簡素化、新たな事業の創出など、確実な対策の実施につなげることができた。また、4月からは農林水産部内に設置した「林業・治山対策プロジェクトチーム」を中心として、被害調査や各種事業等の全体調整を行ってきた。

その一方で、通常の災害時における被害把握の手法が機能せず、被害規模などを想定により判断せざるを得ない状況となったことから、今後は、大災害時における被害状況の把握手法の検討が必要である。また、復旧・復興業務と並行して、外部から多岐に渡る内容の問合せや提案が多数寄せられ、対応に苦慮したことから、外部提案などに関するルールづくりや、特化した受付組織の設置が必要である。

## 林業・木材産業対策の検証

◆林業・木材産業事業体の防災計画の策定が必要である＜計画とマニュアル＞

木材加工施設が津波によって施設が壊滅的な被害を受けた場合には、関係者が避難しているため連絡先が分からず、詳細な調査に時間を要した。今回のように面的に被害を受けた場合には、災害後に連絡先を把握することは難しいため、平時において、木材加工産業における防災計画の策定を促し、非常時の連絡方法等についても定めておくことが望ましい。

◆被災市町村の支援体制の構築を急ぐ必要がある＜県庁外部（市町村）との調整＞＜資源（職員）＞

南三陸町をはじめ、被災市町村においては林業に詳しい職員が少ないため、地方振興事務所林業振興部の職員が、地元の市町村の被害調査や復興業務の支援に当たった。林業・木材産業の分野においては、専門知識が必要とされるため、これらの支援は効果的だったと考えられる。また、地方振興事務所の職員が市町村支援に当たった場合には、県庁や他の地方振興事務所から、被災した地方振興事務所へ応援要員を派遣する仕組みが必要である。

◆木材産業のサプライチェーン全体で被害を把握し、ボトルネックを支援する必要がある

## ＜計画とマニュアル＞

木材加工産業のように、森林の生産から木材チップ製造、合板加工などサプライチェーンがつながっている場合には、沿岸部の合板工場、チップ製造事業体等が被災すると、木材流通全体が滞り、直接被害だけでなく、間接被害による影響も大きくなる。サプライチェーン全体の復旧には、ボトルネックとなっている沿岸部の工場等の復旧への支援が重要であり、今回、間接被害にも着目し、木材流通全体への支援を迅速に行ったことは効果的だったと考えられる。

◆航空写真による簡便で、迅速な被害把握を行った＜情報＞

平成20年岩手・宮城内陸地震において航空写真から被害調査をした経験を活かし、浸水区域図や航空写真等から被災施設の確認や海外防災林の被害面積、被害額の推計を行っている。これは、津波災害によって

被災面積が広大であることや捜索活動のため浸水域への立入が制限されるという制約の下、市町村に負担をかけず、迅速に被災の全体像をつかみ、その後の対応に活かすための方法として適切であったと考えられる。今後の津波災害時における被害推計手法の参考として、今回の経験を伝えていくことが求められる。

**◆復旧工事にて、関係機関との連携がスムーズに進められた<県庁外部（国）との調整>**

海岸復旧では、市町、県、国との連携、調整が有効に機能した。林野庁からの派遣職員の協力を得るとともに、「宮城県沿岸域現地連絡調整会議」において国土交通省とも調整を行い、県南部については国、県北部については県が主導する体制を構築した。今回のような広域巨大災害においては、県単独での復旧工事は困難であり、国とのスムーズな調整が行われたことは効果的であった。

(7) 水産業関連対策

ア 初動対応

農林水産部水産業振興課では、地震発生後、テレビ等での情報収集を行うとともに、職員の安否確認を中心に全職員が手分けし対応するとともに、地方機関及び水産関係機関の被害状況把握に努めた。しかし、大規模停電等により通信手段（電話）が遮断されたことから、インターネットのニュース情報や安否確認情報サイト、ラジオでの呼びかけや電子メールでの確認作業を行ったが、把握するのが困難な状況であった。

発災から1か月間は24時間態勢で関係機関等の被害状況把握に努めるとともに、他機関からの問合せに当たった。また、各種情報を共有するため、毎日定時（午後4時）に関係者（リーダー）が集まり、集計された現地情報や被害状況の確認を行うとともに、今後のスケジュール等を確認しながら対応や作業を進めていった。また、震災当初から課内職員と船舶職員の安否確認を行った。

宮城県が所有する漁業取締船「うみわし」と「うみたか」は両船とも週休日であったことから停泊港に係留中で、乗組員も全員週休日であったが、「うみたか」の状況確認へ向った職員一人が津波の被害に遭い、震災当日に亡くなったことが後日確認された。「うみわし」の乗組員2人は津波が到着した時には、沖への避難を試みたが津波に巻き込まれ第3波の引き波で船から脱出していたことが後日確認された。

船舶職員の地震発生直後の配備体制は、週休日であるか否かにかかわらず、乗組員全員が配備につき、状況に応じて沖合に避難させるとともに、流された船舶等の救助活動を行うことになっていたが、災害発生時には職員の身の安全確保が最も重要であることから、今後は配備体制について見直しが必要となった。

イ 関係者の安否確認作業

発災直後から水産業関係者・関係機関の被災状況確認を地方機関と連携して実施した結果、連絡の取れなかった関係者の新たな連絡先等を入手し、以後の連絡調整に活用した。

発災から1か月が過ぎ、発災直後の混乱も多少は落ち着きつつある中、水産業の復旧・復興に向けた具体的な検討をしていかなければならない時期となり、水産業関連の地方関係機関との情報共有を図るため情報提供をすることとしたが、従前のような通信手段が確保されていないことからFAXによる提供を実施した。

ウ 水産業関連被害額

発災後から継続して被害額調査の取りまとめを実施し、関係機関への情報提供を実施した。被害状況・被害額については調査が進むにつれ深刻な被害が発生していることが確認された。

被害額調査については、取りまとめを行い関係機関へ情報提供した。

※被害額

平成23年12月2日更新  
水産業振興課  
水産業基盤整備課

## 水産業関連被害額

### 1 漁船等被害

被害隻数	12,023隻	被害額	112,928,000千円
船外機船	9,533隻		9,533,000千円
動力船5トン未満船	1,892隻		47,300,000千円
5～10トン未満船	396隻		25,740,000千円
10～15トン未満船	97隻		9,215,000千円
15～20トン未満船	87隻		10,440,000千円
20トン以上	18隻		10,700,000千円
計	12,023隻		112,928,000千円

※ 被害隻数はJFみやぎ各支所からの聞き取り結果。  
船価は、建造申請書の見積り価格より次のように設定。  
船外機 100万円、5<sup>ト</sup>未満漁船 2,500万円、5～10<sup>ト</sup>漁船 6,500万円、  
10～15<sup>ト</sup>漁船 9,500万円、15～20<sup>ト</sup>漁船 12,000万円

### 2 漁港施設被害

213箇所 被害額 422,254,106千円

### 3 水産施設被害

583箇所 被害額 48,248,150千円

- (1) 共同利用施設（カキ処理場、荷捌き所等 構造改善施設）  
476施設 24,244,742千円
- (2) 流通加工施設（魚市場荷捌き施設、冷凍冷蔵施設等）  
85施設 22,996,564千円
- (3) 内水面施設（さけます増殖施場、内水面養殖場）  
22施設 1,006,844千円

(4) 水産加工場、冷凍冷蔵庫	※合計に含めない
680施設	192,400,000千円

### 4 養殖施設被害

106,969箇所 被害額 49,969,694千円

#### (1) 養殖施設

被害施設数	106,955施設	被害額	48,699,984千円
のり	50,874施設		5,301,200千円
わかめ	24,151施設		7,194,375千円
こんぶ	5,186施設		483,813千円
かき	13,697施設		24,110,791千円
ほたて	9,239施設		8,673,052千円
ほや	3,539施設		1,820,403千円
ぎんざけ	269施設		1,116,350千円
計	106,955施設		48,699,984千円

※ 水族被害は除く

## (2) 増殖場

被害施設数	14施設	被害額	1,269,710千円
-------	------	-----	-------------

## 5 漁業用資材被害

1,609箇所	被害額	19,290,770千円
---------	-----	--------------

## (1) 定置網 831ヶ統 被害額 10,316,268千円

小型定置	790ヶ統	7,900,000千円
大型定置	41ヶ統	2,416,268千円
計	831ヶ統	10,316,268千円

※ 施設数（ヶ統数）は平成20年9月の漁業権一斉更新時の数字。  
金額については、大型定置は免許申請時の施設費用の積み上げ。小型定置は、1ヶ統当たり1千万円として試算。

## (2) 養殖用資材 741台 被害額 8,674,525千円

のり自動乾燥機	130台	7,590,000千円
わかめボイル釜	611台	1,084,525千円

## (3) 漁協在庫品（燃油、資材等）37箇所 被害額 299,977千円

燃油等	29箇所	50,701千円
資材等	36箇所	171,888千円
水産製品等	2箇所	77,388千円
計(実数)	37箇所	299,977千円

## 6 水産動物等被害

## (1) 水産動植物

被害数量	99,045 <sup>トン</sup>	被害額	33,247,790千円
のり	10,581 <sup>トン</sup>	2,060,000千円	
わかめ	13,988 <sup>トン</sup>	2,120,000千円	
こんぶ	1,621 <sup>トン</sup>	180,000千円	
かき	10,870 <sup>トン</sup>	13,390,000千円	
ほたて	25,301 <sup>トン</sup>	6,910,000千円	
ほや	23,780 <sup>トン</sup>	2,800,000千円	
ぎんざけ	12,804 <sup>トン</sup>	5,640,000千円	
こい, ぎんざけ稚魚等	100 <sup>トン</sup>	147,790千円	
計	99,045 <sup>トン</sup>	33,247,790千円	

(2) 冷凍水産物	※合計に含めない
6.8万 <sup>トン</sup>	被害額 47,600,000千円

破損した冷凍庫内に保管してあった冷凍水産物 平均単価700円/kg

## 7 県施設被害

6施設, 6隻	9,208,551千円
---------	-------------

6施設：水産技術総合センター、気仙沼試験場、水産加工開発部、養殖生産部、漁業無線局、取締船待機所

合計 695,147,061千円（県施設除く 685,938,510千円）

漁船被害額算定にあたっては、被災から約2週間後に各漁協及び支所に被災を免れた船の隻数を聞き取りし、この値を被災前の漁船登録隻数から差し引くことで被災隻数を算定（トン数階層別に一般的な漁船価格を聞き取りして、被害隻数を乗じて漁船被害額を算定。）した。

#### エ 水産試験研究機関の復旧

宮城県の水産試験研究機関は、内水面水産試験場を除く4か所（水産技術総合センター・同センター気仙沼水産試験場・同センター養殖生産部種苗生産担当及び水産加工開発部）及び漁業調査船3隻（新宮城丸・拓洋丸・蒼洋）が被災し研究機能を失った。研究機関の拠点施設である水産技術総合センターについては、水産業の復興に向けた調査研究体制の確立のため早急に現状復旧する必要があるため4月に工事着手して対応したが、被害が甚大であったことから復旧するまで約8か月要した。

#### オ 水産加工・流通への支援

冷凍冷蔵施設に保管されていた水産物の処分対応については、3月27日に気仙沼市と石巻市の関係者から、冷凍冷蔵機能の喪失により大量の冷凍水産物が溶け出し、今後腐敗の進行に伴い悪臭の発生など衛生面において早急に対応する必要があるとの要望が寄せられた。しかし、被災した冷凍冷蔵施設の数や位置、被災の状況や貯蔵量、道路状況など被災地周辺の情報が不明であったため、過去の統計データ等を解析したところ、気仙沼市、石巻市、塩竈市、女川町の在庫量は、電力復旧が早かった塩竈市を除いた3地区で約5から6万トンと想定された。

この処分方法について、まず、環境生活部廃棄物対策課と協議したが、処分法として想定された焼却処分、埋立処分ともに県内の被災状況から不可能と判断されたため、国際条約で原則禁止されている海洋投入の可能性について検討することとした。そのため、日中は在庫量や被災地の情報収集にあたり、夕方から内閣府、環境省、国土交通省、農林水産省、水産庁、海上保安庁など、庁内に設置されていた政府現地対策本部と処分方法等についての検討会議が連日続いた。この検討会議では、まず「海洋投棄は有り得ない」という考え方からはじまっていたため、下記に示す複数の処分法について一つひとつ可能性を消去していき、最終的に海洋投棄しか処分方法が無いという結論に至るまでの調整に苦労した。

##### 不可能であった処分法

- ・焼却処分：施設が被災したため、処分不可能であった。
- ・埋立処分：県内の県有地等公共用地で埋立しようとしたが、土葬に使用される等で用地が確保できなかった。

検討会議による協議の結果、4月1日には、処分方法を海洋汚染防止法の特例により認められる産業廃棄物（動植物性残さ、摩砕したもの。ビニール等による梱包水産物は不可）の海洋投入とすることに決定し、同日付で国に対し知事名により申請を行った。申請に当たっては、搬出する冷凍冷蔵施設の所在地の確認や関係資料の作成とともに、併行して、許可後直ぐに対応できるよう搬出運搬作業や海洋投入処分作業に対応できる業者の選定、運搬船の手配等に当たった。

4月7日の告示により海洋投入が正式に認められ、4月8日から各冷凍冷蔵施設からの搬出作業に着手し、4月11日には第1船が気仙沼より約90km東方沖の海上にて最初の海洋投入処分を実施した。

なお、搬出作業開始直後は運搬経路の瓦礫堆積により作業が捗らなかったが、自衛隊による災害

廃棄物撤去（啓開）作業により搬出ルートが確保され、その後は作業効率が大幅に向上した。また、政府現地対策本部には、毎日、その日の処分量及び累計量を報告した。

冷凍冷蔵施設に保管されていた魚介類の処分対応は、4月11日から搬出・積み込み・投入を開始し、海洋投入できない梱包水産物は県外の産業廃棄物処分場に4月26日から搬出し埋立処分を開始した。処理の総量は、海洋投入5.3万トン、埋立処分1.7万トンで石巻地区（女川含む）は6月24日で、気仙沼は7月1日ですべて処理が終了した。

カ 支援物資調整

- a 国及び民間（漁業関係業界）による船舶による支援物資受入に関する調整  
次の別表のとおり。



○ 国及び民間（漁業関係業界）による船舶による支援物資受入に関する調整

平成23年4月1日  
水産業振興課

水産庁及び業界による支援物資について（4月1日11:00現在）

No.	船名 (トン)	出発	到着	支援物資	行き先 (支援先)	備考 (物資提供者等)
1	東光丸 (2,017トン)	3月26日(土) 函館港	3月28日(月) 鮎川、網走 3月29日(火) 石巻漁港 3月30日(水) 福貴浦、田代島 3月31日(木) 女川漁港	食料品 牛乳600本 (@600ml) うどん300食 燃料 軽油150kl その他 毛布50枚	牡鹿半島(福貴浦、鮎川) 網走島、田代島 石巻市 女川町	水産庁
2	白竜丸 (1,299トン)	3月15日(月) 東京有明埠頭	3月17日(木) 牡鹿半島沖	粉ミルク8,000缶 水100トン カップスープ10万食 あかゆ1,700食 軽油120kl	牡鹿半島(表浜・富貴浦・寄磯・前網・鮎川)、鹿勝(大須)	水産庁
3	なのつ (499トン)	3月20日(日) 横浜港	3月21日(月) 仙台塩釜港 3月23日(水) 牡鹿半島周辺	レトルト食品150C/S 医薬品600セット 紙おむつ150C/S	宮城県(行き先については調整中)	水産庁
4	みはま (499トン)	3月22日(火) 横浜港	3月25日(金) 10:00 仙台塩釜港	医薬品、生活用品 かぜ薬100箱等 マスク100箱等	宮城県(行き先については調整中)	水産庁
5	日新丸(調査捕鯨船) (8,044トン)	3月25日(金) 大井埠頭	3月28日(月) 鮎川、網走島 3月29日(火) 石巻漁港、伊予船 3月30日(水) 富貴浦、田代島 3月31日(木) 女川漁港	食料品 カップ麺10万食等 燃料 灯油8kl、A重油 500kl その他 ポリタンク等	牡鹿半島(福貴浦、鮎川) 網走島、田代島 石巻市 女川町	水産庁
6	開弁丸(運洋まぐろはえ網船) (489トン)	3月26日(土) 三崎港	3月29日(火) 気仙沼漁港 08:00	医薬品等	気仙沼市(行き先については調整中)	日本鯔鮪漁業協同組合
7	日本丸(海外まき網船) (744トン)	3月25日(金) 枕崎港	3月30日(水) 朝、石巻工業港 08:00	おむつ・下着・衣類・生活雑貨等、医薬品等 ペットボトル飲料 4,000c/s	石巻市(行き先については調整中)	海外まき網漁業協会
8	白嶺丸 (499トン)	3月26日(土) 函館港	3月28日(月) 鮎川、網走島 3月29日(火) 石巻漁港 3月30日(水) 福貴浦、田代島	食料品 粉ミルク200C/Sほか 燃料 軽油1,400L その他 ポリタンク200個	牡鹿半島(福貴浦、鮎川) 網走島、田代島 石巻市	水産庁
9	第81源福丸 (349トン)	3月20日(日) 焼津港	3月21日(月) 石巻漁港	食料、水、生活用品 (詳細不明) 【乗組員家族用】	乗組員出身地 (石巻地方の各浜)	海外まき網漁業協会
10	第112福一丸 (349トン)	3月20日(日) 焼津港	3月21日(月) 石巻漁港	食料、水、生活用品 (詳細不明) 【乗組員家族用】	乗組員出身地 (石巻地方の各浜)	海外まき網漁業協会
11	第1大慶丸 (349トン)	3月20日(日) 焼津港	3月21日(月) 石巻漁港	食料、水、生活用品 (詳細不明) 【乗組員家族用】	乗組員出身地 (石巻地方の各浜)	海外まき網漁業協会
12	第5わかば丸 (349トン)	3月20日(日) 焼津港	3月21日(月) 石巻漁港	食料、水、生活用品 (詳細不明) 【乗組員家族用】	乗組員出身地 (石巻地方の各浜)	海外まき網漁業協会
13	第2はやぶさ丸 (349トン)	3月20日(日) 焼津港	3月21日(月) 石巻漁港、22日(火)鹿野ヶ	缶詰1,944C/S 石巻漁港、22日(火)鹿野ヶ 水500C/S	石巻市(行き先については調整中)	マルハ・ニチロHD(海外まき網漁業協会)
14	第31百代丸 (349トン)	3月23日(水) 焼津港	3月25日(金) 12:00鮎川港	缶詰690C/S	石巻市(行き先については調整中)	海外まき網漁業協会
15	第11八幡丸 (119トン)	3月19日(土) 三崎港	3月21日(月) 気仙沼漁港、22日(月)鹿野ヶ	軽油200Lドラム×10缶 灯油200Lドラム×10缶 A重油200Lドラム×2缶 自転車34台 食料・水・医薬品・おむつ等	気仙沼市(行き先については調整中)	日本鯔鮪漁業協同組合

b 寄附漁船等に係る受入調整

自治体（三重県等），寄附予定者，受入窓口（漁協等）と連携しながらマッチングを図った結果，約100隻が県内漁業者に寄附された。

キ ヒアリングの実施

3月30日に水産関係機関連絡会議を開催し，地区（浜，漁港）ごとに実施する共通のヒアリング項目を次のとおり確認し調査を開始することとなった。

- ・ 漁業再開を希望している漁業者と漁業種目，再開時期
- ・ 残存している施設，種苗（種ガキ等）

- ・ 養殖漁場の再生（障害物除去、海底清掃等）箇所（要望）
- ・ 残存している漁船、今後必要な漁船（時期）
- ・ 残存している共同利用施設（カキ処理場等）、個人施設（ノリ乾燥機等）
- ・ 今後必要な施設（時期）
- ・ 経営形態（協業化、共同作業等）
- ・ 経営的支援（漁業再開に必要な資金の手立て等）の要望
- ・ 利用を希望する漁港（集約化、拠点化の必要を理解してもらう）
- ・ 当面使用に当たっての障害の有無
- ・ 住居の状況、被災した場合は今後の居住予定地（要望）

#### ク 魚市場の再開支援

県内主要魚市場は、国の一次補正予算「水産業共同利用施設復旧支援事業」の対象を魚市場関連施設に絞って優先的に実施されたこと、また、それぞれの産地主要取扱魚の水揚げ時までには機能を回復させたいとの目標を掲げ、県、市、地元業界が一丸となり水揚げ機能の応急復旧に取り組んだ結果、塩釜が4月14日から再開したのを機に、気仙沼6月23日、女川7月1日、志津川7月4日、石巻7月12日にそれぞれ再開することができた。

#### ケ 復旧・復興支援事業

国の水産業関連災害復旧・復興支援事業が次々と決定されたことで、その事業内容を関係機関、関係者への説明や調整作業を行い、被災を受けた水産業の早期再開に向けて復興・復旧への支援を行った。

#### コ 漂流漁船の処理

漂流船対応について海上保安庁宮城海上保安部・国土交通省東北地方整備局・関係県・宮城県漁業協同組合との連絡調整を行った。海上保安庁による生存者捜索活動に伴い506隻の漂流船舶が確認された。うち15隻の宮城県登録漁船が石巻工業港及び小名浜港に回収された。

水産業振興課では、回収された船舶を管理する国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所から情報提供を受け、漁船登録情報を参照して、所有者所属漁業協同組合に回収船情報を速報する情報連絡体制を構築して、所有者への漁船の返還を推進した。また、北海道から千葉県に至る太平洋沿岸道県と相互に情報交換し、他道県に流出した船舶についても、所属漁業協同組合への連絡体制を構築し漁船の返還を推進した。

その結果、6月21日には、6隻の漁船を所有者に返還できた。

#### サ 陸揚げ漁船の処理

関係省庁・環境生活部廃棄物対策課・漁船保険組合と断続的に連絡調整し、補正予算要求に向けて作業準備を行った。

4月11日から5月18日にかけて、県内の津波浸水区域全域を対象に打ち上げられた船舶の調査を6チーム、1班2から3人体制で実施し、被害の現状を把握した。その結果、3,768隻の被災船舶を確認した。同時に、登録番号を確認できた船舶については、国土交通省、関係都道府県及び日本小型船舶検査機構に登録情報を照会し、所有者に関する情報を収集した。

調査の結果得られた3,768隻の被災現場情報とともに、船舶登録情報を総合してデータベースを構築し、沿岸市町及び関係機関に提供することで、自治体及び道路・港湾等の施設管理者による被

災船舶処理業務を支援した。

単独で船舶の処理を行うのが困難な自治体については、地方自治法に基づく事務委託により、県が船舶の処理を代行した。

仮置場へ撤去した後の船舶の処分については、廃棄物対策課と調整した。所有者が自己責任で撤去する船舶については、宮城県漁船保険組合と定期的に情報交換し、処理対象船舶の調整を行った。

#### シ 陸揚げした取締船（2隻）の撤去及び修繕に係る調整

漁業取締船の2隻は、奇跡的に沈没は免れたが、津波により、宮城県が所有する漁業取締船「うみわし」が停泊港付近の民間会社（石巻市雲雀野町一丁目）敷地内に、「うみたか」が石巻工業港潮見埠頭に打ち上げられた。2隻は保険に加入していたため、宮城県漁船保険組合に連絡し、調査を受けたところ、保険金で打ち上げ場所からの救助及び修繕が可能と判断されたので、打ち上げられた土地の所有者と作業工程について調整の上、4月7日に「うみたか」、5月27・28日に「うみわし」を撤去し、県内のドックに搬入して修繕工事を行った。「うみたか」は、修繕まで4か月を要したが、8月17日に取締・監視活動に復帰している。その間、監視活動が手薄になっていたことから密漁が横行している情報が寄せられていたが、各密漁監視所・監視船や他の取締機関も被災し対応ができなかった期間が発生した。漁業取締船の従来からの係留箇所（石巻市潮見埠頭）が被災したことにより新たに係留箇所を探したが、管理上の問題や地盤沈下等の影響により適地が見つからず、暫定的に塩竈市の仙台地方振興事務所水産漁港部近くの岸壁へ係留し漁業取締への対応を行った。

#### ス 被災漁業指導船の対応

漁業指導船「新宮城丸」450トンは石巻湾で係留中に津波の被災を受け沈没したことから、修繕不可能となり廃船となった。船の乗組員は他の調査船等へ乗船し、海底状況（ガレキ等）ソナー調査、漁業養殖業再開のための海域の環境調査等を実施し関係機関への情報提供支援等を行った。

#### セ 漁業無線局（漁業無線局被災に係る無線業務維持のための調整）

3県（青森県、宮城県、福島県）災害協定、総務省、全国漁業無線協会、水産庁による全国バックアップ体制の構築、次年度以降の検討（3県あり方検討会の開催）の課題等について対応を行った。

震災により、無線通信の核となる通信所は施設被害、機器被害を受け機能を停止した。

青森県漁業無線局（青森局）・宮城県漁業無線局（宮城局）・福島県漁業無線局（福島局）との間で過去に合意された「災害等による漁業無線通信不能発生時における業務提携に関する申し合わせ」に基づき、震災後は青森局及び福島局が代行通信を行ったが、「災害協定」がおおむね2から3か月の協定のため、青森県と調整し、青森県無線局と宮城県無線局との間で改めて業務協定を結び、4月19日から宮城県無線局の通信職員（6人）が青森県無線局へ赴き通信業務を再開した。

これまで、青森・福島との3県間で将来の統廃合について協議を実施してきたが、来年度以降の早期の漁業無線体制の構築が必要となったことから、9月16日に開催した「3県あり方検討会」において、『来年度以降、宮城県は福島県無線局の施設を利用することとし、青森県は、当面の間は現行の体制を維持し、将来、福島県無線局の施設を利用することを検討することとした』を合意した。

## ソ 漁業調整（操業自粛のための委員会指示発動）

宮城県漁業協同組合（以下「宮城県漁協」）は、4月5日の経営管理委員会において、漁場に災害廃棄物が流入している状況を鑑み、安全操業（二次被害防止）の観点から浅海域における操業（養殖業における採苗作業は除く）を当面の間、自粛することを決議し、自粛の徹底が図られるよう、宮城海区漁業調整委員会（以下「海区委員会」）に対して委員会指示による操業の制限等の措置を要望した。

水産業振興課では、これらの取組が効果的に行われるよう関係業者と調整を図った結果、海区委員会では指示発動に際し、他の関係者からの理解が得られていること、関係業者との調整が図られていることから4月15日から5月31日までの間、区画漁業権の行使を停止する等、宮城県地先海面における操業を制限する指示を発動した。

なお、制限期間の満了後、宮城県地先海面では、漁船漁業や養殖業の一部が再開した。

## タ 水産業復興特区

5月10日開催の東日本大震災復興構想会議において、同会議の委員を務める知事は、養殖業等の沿岸漁業への民間による参入や資本の導入促進を目的とした「水産業復興特区」の創設を提案した（特区においては現行の漁業法で規定されている区画漁業権の免許の優先順位について優先順位1位である漁協のほか、地元漁民で組織される法人も同位とする）。これを受けて、宮城県漁協は翌日の5月11日に臨時役員会を開催し「水産業復興特区構想」について容認しないことと決議した。

その後、宮城県漁協の役員が5月13日に県庁を訪れ知事と意見交換するとともに、「企業は経営が悪くなると撤退する」等を理由に特区構想の撤回を求める要望書を提出した。また、宮城県漁協は要望書提出からおよそ1か月後にあたる6月8日には特区構想撤回の請願書を県議会に提出し、請願については継続審議となった。

6月21日、宮城県漁協の幹部およそ60人が県庁を訪れ知事と意見交換するとともに、特区構想に反対する約14,000人の署名を提出した。そして、県議会でも継続審議が続いていた「特区構想の撤回」請願について、県議会では10月18日の本会議で不採択を決議した。

水産業振興課では、特区制度に関し意見交換のため来庁した漁業者に随時、特区構想の説明を行い特区についての理解を図った。

## チ 漁業権の変更免許

津波により、特定区画漁業権に基づくかき・ほたて・のり・わかめ等の養殖漁場は壊滅的な被害を受けた。

現在、養殖漁場の早期再開に向け、災害廃棄物撤去や養殖施設の復旧作業等が行われているが、本県の主力養殖種である「かき・ほたて等」については、収穫まで少なくとも1年以上を要し、収入を得られるのは早くとも来漁期以降となることから、今漁期中に収穫・収入が期待できる「わかめ養殖業」への着業機運が震災後に高まった。

現行の区画漁業権における養殖種目の変更（わかめ養殖業の追加）は、津波による壊滅的な被害からの早期復興のため必要な措置であることから、県は、関係業者との調整や10月17日に開催した公聴会による意見を基に当該漁場の漁場計画を策定するなど、現行の区画漁業権の変更免許の手続きを進め、新たに漁場計画を樹立した計16漁場について変更免許を行うこととしている。

ツ 漁船調達支援

a 共同利用漁船等復旧支援対策事業

共同利用漁船等復旧支援対策事業実施要綱（平成23年5月2日付け23水管第277号農林水産事務次官依命通知）の制定により、5月議会にて予算を確保して事業化した。その後、漁協から事業活用見込み額を聞き取りし、8月議会で予算を増額した。9月末までに各地で説明会を10回以上開催するとともに、事業が円滑に進むように、国、漁協、関係団体等と適宜打合せを行った。

b 小型漁船修繕体制整備

日本舟艇工業会等による被災地支援の一環として、緊急的に仮設修繕場を設置して、漁船の修繕環境を整備する事業「被災小型船舶再生支援プロジェクト」が実施された。

同プロジェクトによる仮設修繕場所の選定に協力するとともに、同事業が円滑に進むように、漁協、関係団体と適宜打合せを行った。

c 漁船登録手続の緩和

速やかに漁船登録手続が進むように、失効返納、新規登録等に係る添付書類や取扱等を緩和した。また、被災者負担を減らすべく、手数料の減免措置を講じた。

テ 復興計画素案作業

a 復興基本方針素案の策定と同計画素案の検討・作成

基本方針策定・素案に対する業界意見聴取と内容調整、計画内容の骨子づくり、検討体制づくり、漁船漁業・養殖業の早期再開に係るロードマップ案作成、沿岸漁業経営モデルの検討を行った。

b 宮城県震災復興基本方針案及び同計画案の検討・作成

- ・ 震災復興基本方針ワーキングチームの一員として、水産分野の基本方針案、復興計画案の策定を行った。
- ・ 壊滅的な被害を受けた沿岸漁船漁業及び養殖業の早期再開に向けたロードマップ案を作成し、県として当面実施すべき復旧・復興支援の方向性を検討した。
- ・ 水産分野の復興方針の大きな柱とした「強い経営体づくり、新たな経営組織の導入」のため、主要な養殖種毎の沿岸漁業経営モデル案を作成した。

ト 復興に向けた取組

震災後から継続して県震災復興計画作成に向けた関係機関との調整、国震災復興計画策定に向けた意見調整、東日本大震災に対処するための追加予算措置（政府要望）に伴う関係者との調整などの支援対応を行った。

なお、平成23年9月補正予算までに対応された各事業の合計額は別紙「水産業分野における復興へ向けた取組について」のとおりである。

水産業分における復興へ向けた取組について

※事業費上段は9月補正までの合計額  
下段（ ）は、うち9月補正分

被災状況と課題	取組方向	事業名	事業費	事業概要
(1) 漁港、漁村 ・大規模な地盤沈下	漁港の整備を進める	気仙沼漁港等支障物撤去工事	( 715百万円 0百万円)	漁港内の航路及び泊地の支障物の撤去
		水産基盤整備災害復旧費	( 33,150百万円 31,795百万円)	備置漁港施設等の被災状況調査、設計、復旧工事等
		水産基盤整備調査事業費	( 100百万円 100百万円)	地震や津波に対する防災機能を備えた復興復旧のための事業計画策定調査
		漁港施設機能強化事業費	( 1,530百万円 1,530百万円)	流通拠点漁港の機能回復を図るための整備
		施設管理費	( 148百万円 148百万円)	被災した備置漁港管理施設（給水・給電施設等）の復旧工事費
(2) 漁場、資源 ・大量のガレキの漂流、堆積 ・水質悪化の悪化等に起因する ・漁獲生産力の低下 ・種苗生産施設の壊滅的な被害 ・機具資源の減少	ガレキの撤去を進める	漁場環境保全推進事業	( 15百万円 0百万円)	サイドスキャンソナーを用いたガレキ調査
		みやぎの漁場再生事業	( 3,375百万円 0百万円)	養殖漁場等に堆積するガレキの撤去
		漁場生産力回復支援事業	( 5,395百万円 0百万円)	漁業者自らによるガレキの撤去
		海底清掃資材購入支援費	( 100百万円 0百万円)	おきび船に搭載するガレキ回収網の購入補助
	資源管理の強化を図る	資源管理・漁場改善推進事業	( 9,4百万円 9,4百万円)	宮城県資源管理・漁場改善推進協議会からの調査事業等の受託
(3) 養殖業 ・沿岸農産施設がほぼ壊滅。 ・内水密着推進の一部も施設の破壊等。 ・機具用資材、種苗の確保	種苗を確保する	種苗生産施設整備事業	( 10百万円 0百万円)	天然ワカメの分布調査、人工採苗による種苗の供給
		沿岸養殖業の状況調査等を実施する	沿岸養殖業安定化対策災害復旧事業費	( 6,5百万円 0百万円)
	施設、資材を復旧する	さけ・ます生産地災害復旧支援緊急事業	( 181百万円 176百万円)	さけ・ます生産地の被災状況調査、緊急復旧
		養殖用資機材等緊急整備費	( 500百万円 0百万円)	ノリ乾燥機等の資機材を共同で設置する費用の補助
		養殖施設災害復旧事業	( 14,100百万円 0百万円)	養殖施設の復旧費用の補助
		水産業共同利用施設復旧支援事業	( 699百万円 0百万円)	漁業者の共同利用施設等の修繕や復旧への助成
		水産業共同利用施設災害復旧事業	( 334百万円 0百万円)	共同利用施設の復旧費用の補助
		漁場標識設置支援事業	( 150百万円 0百万円)	流出した浮標灯の設置灯への助成
		養殖業再生事業	( 4,894百万円 0百万円)	水産業共同施設、養殖施設の復旧及び種苗確保への助成
	衛生管理体制の強化	養殖生産強化支援事業	( 4,3百万円 4,3百万円)	備置施設が実施する衛生関係検査の費用に対する助成
	漁業経営振興の奨励	漁業経営改善支援強化事業	( 2,9百万円 0百万円)	被災漁業者の経営相談、協業化等の支援
	(4) 漁船漁業 ・漁船、漁具の再取得 ・現行の漁業許可制度の見直し ・船員の減少 ・資金面の不安	漁船・漁具の再取得 漁船の調査、漁具の復旧を進める	漁船漁業構造改革促進支援事業	( 9,700百万円 0百万円)
漁船の調査、漁具の復旧を進める		小型漁船及び定置網協同支援事業	( 29,038百万円 0百万円)	共同利用小型漁船の建造、修繕及び定置網漁具の復旧に要する経費の補助
漁業経営振興の奨励		沿岸漁業復興支援施設整備事業	( 400百万円 0百万円)	国庫補助対象外の漁船の復旧への助成
漁業経営振興の奨励		漁業経営改善支援強化事業【再掲】	( 2,9百万円 0百万円)	被災漁業者の経営相談、協業化等の支援
(5) 流通加工 ・農水産物による衛生面の不安 ・施設、機具の不足 ・水産加工団地等の地盤沈下	農水産物の処理を進める	水産都市活力強化対策支援事業	( 1,500百万円 500百万円)	気仙沼・石巻・女川の冷凍水産物の処分
		水産都市活力強化対策支援事業(水産業共同利用施設復旧支援事業)	( 1,117百万円 0百万円)	倉庫再建に係るベルトコンベア等の機器整備の補助、共同利用施設の復旧費用の支援
	農水産物や流通加工の振興に必要な施設を整備する	水産物加工流通施設復旧支援事業	( 4,571百万円 0百万円)	水産加工業協同組合等の水産物加工流通共同利用施設の復旧への助成
		中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	( 12,530百万円 0百万円)	中小企業等のグループ等の施設復旧の補助
		中小企業等施設設備復旧支援事業	( 3,000百万円 0百万円)	中小企業等の生産施設設備の復旧への助成
		卸売市場施設災害復旧事業	( 1,400百万円 0百万円)	卸売場、冷蔵庫施設等の施設整備の支援
	原料の確保	高鮮度魚介類安定供給事業	( 600百万円 0百万円)	倉庫再建に必要な鮮度保持に効果の高いスラリ-アイス製氷機の設置費用の補助
食品加工原材料調達支援事業		( 42百万円 42百万円)	被災地から原料調達が困難となり、他産地から調達する場合の掛かり経費を助成	
(6) 漁業経営 ・資金難により再建が困難 ・後継者対策、新規就業者の確保 ・各種関係組合の事務所、施設の壊滅的な被害	漁業再開に必要な資金等を確保する	東日本大震災水産業災害対策資金	( 38百万円 0百万円)	融資機関に対する市町村が実施する利子補給の上乗せ
		漁業関係資金無利子化事業	( )	漁業近代化資金、日本政策公庫資金等借受の無利子化
		漁業者等緊急保証対策事業	( )	漁船運賃資金や漁協の復旧資金等に対して無担保・無保証人融資を推進するための保証制度を策定
団体の支援	水産業団体被災施設等再建整備支援事業	( 250百万円 250百万円)	水産業団体（協同組合等）の施設、設備等の再建を支援し、当該団体の運営基盤の復興、強化を支援	
	漁場の整備を進める	果単独試験研究費	( 102百万円 0百万円)	漁場環境評価のための調査及び機器整備
(7) 試験研究 ・試験研究機能の喪失	漁業調査・指導船代船建造事業	漁業調査・指導船代船建造事業	( 258百万円 258百万円)	被災した沿岸調査船「龍洋」の代船建造、及び調査指導船再建に係る船代建造
		水産物の安全性を確保する	水産物安全確保対策事業	( 15百万円 0百万円)
(8) 原子力発電所事故による影響への対応 ・原子力発電所事故による放射性物質の拡散による影響	消費の回復を図る	農産農林水産物等イメージアップ推進事業	( 10,1百万円 0百万円)	農水産物の生産団体等に対する農産品の広域活動等への助成
		合計	( 1,300百万円 343百万円)	

ナ 水産業復興プランの策定

震災により、本県の水産業は壊滅的な被害を受けたため、平成15年に制定された「水産業の復興に関する基本的な計画」による施策の展開は事実上困難となった。このため、水産業の復興が果たされるまでの間、宮城県水産業復興プランを策定することとした。本プランは、宮城県震災復興計画に基づく水産業分野の個別復興計画として位置づけ、これに基づいて、震災からの本県水産業の復旧・復興のために展開すべき施策の方向性を示すものとし、平成23年10月に策定された。

ニ 地方機関の対応状況

a 水産技術総合センター

i 初動対応

【水産技術総合センター本所（石巻市渡波）】

海に面している当施設は、地震発生後停電したが、自家発電が起動しテレビから大津波警報の情報を得たので、職員を施設北西側の高台へ自家用車で避難させるとともに、施設内にいた修繕工事業者の作業員も誘導し避難させた。

避難先の高台には地元の佐須浜地区の住民が先に避難していた。道路は電柱が倒壊するなど、移動は危険であるため、地元住民と一緒に高台で待機していたが、その間、施設が津波で被災した。

職員の安否確認や報告を行うため、個人の携帯電話で関係者と連絡を取ろうとしたが不通であった。

夕方、1kmほど西方の洞源院や宮城県慶長使節船ミュージアム（以下「サン・ファン館」）は被害がなく避難者を受け入れているとの情報を元に移動を検討したが、日が暮れ危険があったので、その日はそのまま車中泊をした。

翌朝、車を置いたまま徒歩で洞源院へ移動したが、既に多くの方が避難して余裕が無く、サン・ファン館へ避難した。

サン・ファン館では同館職員と仮設トイレの準備作業の手伝いや、センターの被災状況の確認などを行いながら可能な範囲で援助活動を行い、2・3日間避難後、家族の安否確認のため各自帰宅した。

当センターの漁業調査指導船「拓洋丸」「蒼洋」の2隻は、調査準備のため接岸中であったが、「拓洋丸」は、他県へ出張中の2人を除き、船内に職員4人、臨時職員2人が勤務していた。地震直後から防波堤に高波が当たり、操船要員の不足及びエンジンを切っていた状況などから、沖合への避難をあきらめ、下船を決定し全員で高台に避難した。

同じく職員2人が乗船中の「蒼洋」も、下船を決定し船外へ避難したものの、1人は港内道路の液状化部分で抜け出せなくなり、津波に流されたが、救命胴衣の着用等により難を逃れた。

なお、「拓洋丸」の職員1人が県外の出張先で発病し緊急搬送された病院で亡くなったが、数日間連絡がとれなくなるなどの課題が出たので、出張先の職員との連絡方法について検討が必要となった。

今回の地震は、接岸中の乗船時であったこと、沖合への避難を取り止めたことなどで、船舶職員が陸への避難行動をとったが、当センターではこれらの調査船のほかに連絡手段となる無線機の装備もない小型船も所有していることから、職員がこれら船に乗船している際の避難行

動のあり方や連絡体制、安否確認方法などが今後の課題である。

【水産技術総合センター養殖生産部種苗生産担当（石巻市谷川浜）】

海に面した施設である。地震による停電により自家発電が稼働した。当日は職員3人が在席中で水槽用の電気ヒーターによる火災を防止するため、直ちに安全確認を行った。

作業中に防災無線で6mの津波予想が出されたので、日ごろの訓練のとおり各自自家用車で谷川小学校まで避難した。児童や住民約30人と校庭に集まったが、念のため一段高い道路に移動した。そこから沖に津波が見えたことから、さらに高台へと全員で避難した。到達した津波の高さは谷川小学校3階校舎の屋上を越えたが、既に高台へ移動した後であったため、児童を含め谷川小学校の校庭に集まった全員は無事であった。

夕方になり屋外では寒く児童たちもいるので、不安があると判断し谷川小学校北側の神社へ移動した。そこで児童たちは社務所で、大人は屋外でたき火を囲み一晚を過ごした。

翌日、明るくなってから施設まで徒歩で移動し、壊滅的な被害で建物のほとんどが流失したことを確認した。その後、各自で自宅や家族の安否確認のため帰宅した。

【水産技術総合センター水産加工開発部（石巻市魚町）】

石巻漁港から200mほどの立地条件で平坦な地区に建っている。地震発生後、職員全員で公開実験棟の機械類や2階の実験室の片付けを行っていた。そこに、漁港停泊中の当センター調査船職員が大津波警報の情報を避難の途中に伝えてくれたことにより、初めて津波の情報を得て職員は自家用車で避難した。

通信手段が切れて情報入手が遅れたため全員の避難が遅れ、一部の職員は途中、渋滞に巻き込まれ車ごと津波に吞まれ流された。たまたま運良く脱出でき事なきを得た。

施設は津波により壊滅的な被害を受け、建物は2階床上1mまで浸水し使用不可能となった。職員は全員個別に避難所等で夜を過ごし、自宅や家族の安否確認のため帰宅した。

ii 以後の対応

3か所で勤務していた全職員は石巻圏域に勤務場所を見つけられず、また、ガソリン不足から遠距離通勤ができないことで各職員の居住地が考慮され、県庁及び各地方振興事務所水産漁港部等の5か所を勤務先として指定した。

これら分散勤務した職員の取組状況や各地域の被害状況については、定期的に県庁水産振興課のセンター本部に集められた。センター本部では全職員の安否確認を行うとともに、毎朝定期的にミーティングを開催したほか、センター本部に集まった情報をFAXで各分散箇所に送信し情報共有を図った。その間1か月以上指定勤務先の職員として水産関係のみならず、被災者支援等不慣れな業務に従事し、職員自身の被災と相まって相当困難な勤務となった。

その後、使用可能となった石巻専修大学体育館（石巻市）に仮事務所を設け、養殖生産部種苗生産担当、水産加工開発部と合わせ4月18日より業務を再開した。

職員は被災した3施設の建物や敷地内から重要物品や再使用可能な機器等を搜索し回収作業を行った。特に水産加工開発部は、腐敗した魚介類の異臭がひどく困難を極めた中、被災した施設の後片付けを行った。

センター本所は本県水産研究機関の拠点施設であることから、他の被災を受けた研究施設に先駆けて4月に復旧方針が決定され工事に着手した。



津波時点で漁業調査指導船「拓洋丸」「蒼洋」の2隻は接岸中で乗組員は乗船していなかった。「拓洋丸」は岸壁に打ち上げられ航行不能。「蒼洋」は沈没した。売り払い予定であった漁業調査船「開洋」は津波で被災し使用不可能となったことから売買契約を解除し解体処分となった。

センター本所は工事途中ながらも9月26日から2階部分へ戻り事務を再開した。また、養殖生産部種苗生産担当、水産加工開発部はそれぞれ壊滅的な被害を受け復旧のめどが立たないため、引き続きセンター本所で業務を行った。

センター敷地周辺は1m以上地盤が沈下したため、荒天時には波しぶきが建物まで到達する状況にある。また、センターへ通じる道路も潮の加減で浸水していたが、9月に道路の嵩上げが行われ海水の冠水は無い状況に改善した。

iii 主な緊急実施業務

津波で被災した中で水産研究機関として対応可能な地域の要望に即した事業に着手した。

企画情報部の漁業調査指導船「拓洋丸」120トンは岸壁上に打ち上げられ、修繕が完了する11年半ばまで運航不能となった。その間、漁業者からの漁場等の「がれき」の状況調査要望に適えるべく、秋田県より船「第二さむかぜ」を借用し、養殖業再開のための海域のソナー調査（6月～8月末）を実施した。その結果については、県内3地区で説明会を実施するとともに、関係機関へデータ提供を行い有効に活用された。また、10月からは東北大学より船「翠皓」を借用しソナー調査を実施中。結果については随時関係者へ情報提供中である。11年半ばから拓洋丸・翠皓の2隻体制でがれき調査に加え通常の漁場調査等実施可能な業務に対応している。

環境資源部では4・5月に緊急県内環境調査を沿岸29か所で実施し、7月に公表した調査結果として、阿武隈川河口付近での大腸菌の状況から下水処理施設の仙南浄化センターの被災による影響が見られるなどの報告をした。

養殖生産部では、種苗生産担当と一体になって、種ガキ、ホヤの浮遊幼生調査やノリの採苗・育苗期等の漁場環境調査を実施し情報提供を行った。また、ワカメの種苗不足が懸念されたため、6月からセンター本所に仮設水槽を設置し種苗生産を行い、11月に県内漁業組合に配布した。12月からはホヤの種苗生産を行い主な養殖場に配布し、ホヤの被囊軟化症の発病を継続的に観察することとしており、養殖復興に向けた調査研究指導に取り組んでいく。

水産加工開発部は、当面センター内に小規模の加工室を設け、施設が十分とは言えない中、技術開発研究に対応する。また、地元産の水産物及び加工品の放射能汚染状況について把握するため東北大学と連携し、放射線量測定業務の一端を担っている。今後も関係者の検査ニーズに対応すべく、産業技術総合センター等と連携し新たな測定体制を準備している。

センターとして、養殖生産部種苗生産担当及び水産加工開発部の本格的な復旧は今後の課題となるが、12月中に本所の復旧工事が全て完了し、研究施設の拠点機能として再開することを目指している。

b 水産技術総合センター気仙沼水産試験場（気仙沼市波路上）

i 初動対応

地震発生とともに大津波警報が発表されたことから、試験場内にいた職員は気仙沼市の指定避難場へ自家用車で避難した。その他出張中の職員については通信手段が途切れてしまったこ

とから全職員の安否確認が終了するまで数日間を要した。当試験場は海岸のすぐそばにあったので、津波警報が出た場合の避難について常に話し合っていたため、大津波警報発表後速やかに避難の行動を起こすことが出来き、人的被害を出さずに済んだことは幸いであった。本館及び付帯施設の生物飼育・種苗生産棟などすべて津波により被災を受け、試験場としての機能が失われた。

## ii 以後の対応

職員全員が災害対策本部気仙沼地方支部の構成員となり、被災を免れた気仙沼保健福祉事務所の2階を仮執務場所として、被災地情報収集等の業務や陸上へ打ち上げられた漁船の悉皆調査を気仙沼地方振興事務所水産漁港部と合同で実施した。5月以降は、災害復旧に係る新規事業等や、養殖再開に向けて動き始めた被災漁業者支援に対応するため、以下の調査業務や現場指導等を実施した。9月26日以降は、新たに建設された気仙沼合同庁舎仮設庁舎に執務場所を移転した。

### 【養殖漁業への支援・情報提供】

震災直後に破壊された庁舎内の恒温室からワカメフリー配偶体（培養試験管200本）を回収し、庁舎近くの民宿崎野屋に保管を依頼した。4月4日に岩井崎に通じる崩壊した橋に仮設橋が完成して車の乗り入れが可能になったことから、回収したフリー配偶体を震災後の種苗生産に使用するため塩竈市にある東北区水産研究所に移送するとともに、気仙沼水産試験場が品種開発した「早苗」株と、地元漁業者が大切に継代保存していた地種「ゆきお種」株を4月15日、宮城大学（仙台市）に移送して、高温耐性ワカメに関する研究を再開した。

震災後最初に漁業収入が得られる養殖種目としてワカメが注目され、管内の各地で新規参入者が増加したことから、普及指導チームがワカメの採苗指導を行った。また、震災後にワカメ養殖を実施する被災漁業者のために、漁場環境調査を行い養殖通報として取りまとめて関係者に情報提供した。10月にはワカメ養殖漁業者に向けて、漁場栄養塩情報も提供を開始した。

徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究所から県漁協気仙沼総合支所にワカメ種苗4,000mが計2回無償提供され、地元被災漁業者と共に種苗糸の巻き直し、仮移植作業を実施した。

5月にホタテガイの天然採苗を実施した被災漁業者のために、海洋観測と浮遊幼生分布調査を行い、養殖通報として取りまとめて関係者に情報提供を行った。8月には採苗器の付着状況調査を実施し養殖通報として関係者に情報提供を行った。

震災後にマガキの天然種苗を実施した被災漁業者のために、8月から9月に海洋観測と浮遊幼生分布調査を行い、養殖通報として取りまとめて関係者に情報提供を行った。

養殖生産物出荷再開に先駆けて、貝毒プランクトン調査やムラサキガイ貝毒調査を6月28日から再開した。その結果、ムラサキガイ検体の下痢性貝毒が規制値を超えたため、7月29日に震災後初めて出荷自主規制が発令された。

### 【漁場環境の情報提供】

震災により大量の災害廃棄物が養殖漁場に流入したこと、気仙沼湾内の岸壁周辺に設置されていたオイルタンクが総て破壊され大量のA重油が流失したこと、ヒ素を含んだ大谷鉱山の廃土が山崩れを起こし一部が沿岸海域に流出したことから、以下の漁場環境調査を重点的に実施

した。

気仙沼地方振興事務所水産漁港部で実施していた漁場災害廃棄物撤去作業が効率的に進むように、簡易サイドスキャンソナーによる区画漁業権内の海底災害廃棄物調査を実施し、情報提供した。

気仙沼湾及び志津川湾等の水質調査を5月24日から毎月開始し、関係機関への情報提供を行った。

地域被災漁業者から懸念されていた気仙沼湾内の底質環境を把握するために、気仙沼地方振興事務所水産漁港部とともに湾内海底油濁状況調査を実施し、関係機関に情報提供を行った。

気仙沼海底油濁状況調査結果を踏まえ、財団法人漁場油濁被害救済基金の専門家派遣事業を活用して、同基金から派遣された油防除の専門家による現地視察とコンサルティングを実施した。

震災後初めて気仙沼市エースポート付近の海面が赤変しているとの情報が入り、9月5日に調査を実施したところ、赤潮原因プランクトン2種（*Prorocentrum triestinum*, *Heterosigma akashiwo*）が確認され、関係機関に情報提供を行い注意喚起した。

#### 【磯根資源の情報提供】

震災後の本県磯根資源の被害状況を調べるため、気仙沼市岩井崎において潜水による磯根漁場調査を東北区水産研究所と共に6月29日に実施した。東北区水産研究所が牡鹿泊浜、気仙沼市岩井崎の潜水調査結果をプレスリリースし、キタムラサキウニの減少、エゾアワビ当歳貝の減少、大型海藻の一部喪失等の調査結果が朝日新聞やNHK等で報道された。

その結果を受けて、本県全域にわたる震災後の磯根資源の被害状況を把握するため、アワビ浮遊幼生調査を7月14日から開始するとともに、9月13日からは県内11漁場において他機関と合同で潜水調査を10月27日まで実施した。調査結果は10月下旬に開催された県漁協磯根資源部会において関係漁業者に報告して、アワビ漁業再開の判断情報として活用された。

県漁協志津川支所からの要請により、震災後の志津川湾磯根資源の利用方法を支所が検討する資料とするため、支所研究会・青年部と現場が共同して、潜水による磯根被害状況調査を志津川湾内6漁場で実施した。

#### 【その他】

8月29日に毎年恒例の「浜と水試の情報交換会」を兼ねて、気仙沼市魚市場会議室で東日本大震災に関する平成23年度水産関係調査報告会（県北部地区）を開催し、震災発生以降に気仙沼水産試験場が行った調査結果を関係者に報告した。沿岸漁業者28人、漁協関係者7人、流通関係者1人、市町関係者5人、大学・水研関係者5人、岩手県関係者3人、宮城県関係者24人、報道関係者6人の計79人が参加した。

津波によりふ化場施設が甚大な被害を受けた南三陸町サケふ化放流事業の今後の対応について検討するため関係機関と協議を行った。

9月26日にこれまで間借りしていた気仙沼保健福祉事務所から新たに建設された気仙沼合同庁舎仮設庁舎に執務場所を移転し活動を開始した。

気仙沼水産試験場では船外機付きボートを2艘所有し、日頃から海上での調査作業を行っていたが、津波により1艘は流失し、1艘は船外機が大破した。今後、海上作業中に津波が発生

した場合、近くの陸上に避難するなど避難方法を検討し確認しておく必要があると思われる。

c 水産技術総合センター内水面水産試験場（大和町吉田）

i 初動対応

地震発生とともに大津波警報が発令されたものの、当該試験場は山間部に位置しており、津波到来の懸念はなかったことから避難はせず、まず、職員の安否確認を実施、出張中及び休暇取得中の職員も含めた全職員の安全を確認した。

その後、試験場内の各施設の破損状況確認、及び飼育魚の状況確認を実施したところ、建物、水槽及び敷地内舗装面において、ひび割れ、タイルの崩落及びコンクリート片の落下等が確認されたものの、いずれも小規模であり、大きな破損及び危険箇所は認められなかった。また、飼育水の濁り等の異常も認められなかった。

なお、震災後の停電に伴い、停電直後から災害時停電用自家発電機が自動運転を開始したものの、約2時間後の16時30分には、原因不明の故障により停止したことから、その後は電源供給がなされない中での対応を余儀なくされた。

17時20分、大和警察署員が来庁。当該試験場の唯一の連絡路である県道及び接続する大和町道に崩落のおそれがあり、日没後の移動は非常に危険であることから直ちに下山するよう勧告されたことから、農林水産部水産業振興課とも協議し、翌日の日中に再度、作業等を実施することを確認した上で、直ちに下山した。

ii 以後の対応

震災発生直後から当該試験場への唯一の通勤路である県道のうち旧升沢集落以西の区間約6.5kmが異常気象時通行規制区間に設定され、一般車両の通行は原則通行禁止とされた。そのため、通勤にあたっては、集団で行動し全員による路面等の安全確認を十分に行うなど安全に配慮した。

なお、当該試験場は豪雪地域に位置しているが、平成23年冬期は特に積雪が多く、震災後も4月下旬まで降雪による積雪が継続した。しかし、上記通行規制により除雪作業が実施されなかったため、大雪時には自動車による通勤を途中で諦め、数キロメートルに及ぶ雪中の徒歩通勤を余儀なくされた。

このような状況下の中において、当該試験場では次のような震災への対応等を行った。

- ・ 内水面民間養魚場の被害状況調査
- ・ 津波による影響が懸念される天然アユの遡上状況調査
- ・ ギンザケ養殖業の早期復旧に向けた支援
- ・ サケふ化場への業務支援策の提案
- ・ 余震等の新たな災害に備えた体制の整備

iii 内水面民間養魚場の被害状況調査

当該試験場が把握している県内36養魚場の被害状況調査を3月下旬から電話等で実施した。その結果、36経営体中22経営体で飼育魚又は施設への被害が確認され、うち7経営体では施設の流失、飼育魚の全滅など甚大な被害を被ったことが確認された。

iv 津波による影響が懸念される天然アユの遡上状況調査

アユは、県内河川漁業の最重要種である。津波発生がアユの沿岸滞留時期であったことから、

内水面漁協関係者及び遊漁者等からは、天然アユ稚魚の減少を懸念する声が出されていた。

そのため、当該試験場においては、従前同様、宮城県内の河川における稚アユの遡上状況を確認するための調査を継続して実施した。

その結果、天然稚魚の遡上は確認されたものの、その数量は例年を大きく下回るものと推察された。

v ギンザケ養殖業の早期復旧に向けた支援

ギンザケ養殖は50から60億円を水揚げする本県の基幹的養殖業であるが、震災によりすべての海面養殖と県沿岸部の種苗生産用淡水養魚場が壊滅した。また、内陸部の養魚場でも大震災による停電などで稚魚が大量へい死し、県全体のギンザケ種苗の51%が失われたことが確認された。特に、石巻市と南三陸町の淡水養魚場では長年継代飼育してきた自家採卵用親魚のすべてが津波により流失してしまったため、このままでは県内における国産種苗の生産が途絶えることとなる。

このため、当該試験場では、石巻市と南三陸町の養魚場へ無病で高成長、遺伝子多様度を保っている親魚候補のギンザケ種苗を希望のあった2業者に対し提供した。

今回の支援により直ちに従来規模の生産は不可能であるが、計画的な継代飼育により2から3年後の完全復旧が見込まれる。

vi サケふ化場への業務支援策の提案

本県の秋サケ漁業は、増殖河川に設置されたふ化場の稚魚放流活動により支えられてきているが、震災により沿岸部のふ化場は卵管理施設、飼育池に甚大な被害を受けた。

このため当該試験場では、サケ卵管理時期までに施設が機能しないふ化場を支援することとし、そのための準備を行っている。

vii 余震等の新たな災害に備えた体制の整備

当該試験場は山間部にあり携帯電話も通じないことから、停電及び自家発電装置の原因不明の故障により、外部との通信手段が一時期すべて絶たれる事態となった。このことから、新たに衛星携帯電話を事務所に配備し緊急時にも対応出来る通信手段の確保を行った。また、老朽化した非常用自家発電装置の更新に向け作業を進めている。

viii その他

その他、庁内水産関係各課及び公所への人的支援を行ったほか、被災市町の業務支援を実施した。

d 各地方振興事務所水産漁港部の対応状況

i 初動対応

仙台地方振興事務所水産漁港部（塩竈市）、東部地方振興事務所水産漁港部（石巻市）及び気仙沼地方振興事務所水産漁港部（気仙沼市）の3つの事務所は、津波の浸水により現場調査が出来ないため、関係漁協、組合及び水産業界関係者に連絡し、養殖、漁船等、市場、漁港等の被災状況と安否確認を行った。ただし、ほとんどが連絡の取れない状況であった。

東部地方振興事務所水産漁港部では、23人の職員中、出張者を除く約11人が地震後の津波に伴う浸水により石巻合同庁舎に閉じ込められた。職員は、他部や保健福祉事務所等の職員と協働して避難してきた住民約300人の救護にあたりるとともに、自作の筏や近所の船舶販売店の

了解を得て調達したボート等を活用して、合同庁舎付近で孤立していた近隣住民の救出作業に従事した。4日目（＝3月14日）の夕方に自衛隊の救命ボートで合同庁舎を脱出し、東部下水道事務所にて市内出張先から避難してきた水産部職員と合流するとともに、漁業関係者の安否確認と被害状況の把握作業を開始した。

気仙沼地方振興事務所水産漁港部では、地震発生後、事務所には職員17人に対し速やかに災害対策本部気仙沼地方支部となる気仙沼保健福祉事務所への移動を指示した。うち1人は移動中津波により自家用車が流失したものの市内の避難所に避難し、翌日無事を確認した。保健福祉事務所に到着した職員は直ちに衛星電話1台の設置に取りかかったが、設置方法を熟知していなかったため設置に時間を要した。

気仙沼地方振興事務所長が到着後、所内に災害対策本部を設置したことから、職員は支部の指示の下、情報収集や無線の電源となるポータブル発電機の稼働に従事した。

3日目ごろから気仙沼合同庁舎から職員が避難してきたことから、地方支部内に情報管理部と本部体制維持部の体制作りを行い、地方支部としての災害対応ができるようになった。

## ii 発災後1か月間の主な対応

各地方振興事務所水産漁港部の共通対応事項は次のとおり。

- ・ 道路状況の確認と目的地までのルート選定作業
- ・ 漁業関係者の情報収集や安否確認
- ・ 管内の漁協・支所に巡回相談に向き、情報把握と情報共有に努めた
- ・ 被災船舶の悉皆調査を水産振興課と連携して実施

### 【仙台地方振興事務所水産漁港部】

発災当初から関係者の安否確認を行うとともに、3月16日より継続的に被害状況を現地確認し、被害額算定、被害マップ等被害状況の取りまとめを行った。被害状況の把握にあたっては、漁船や養殖・共同利用施設等被害状況把握に努めた。

発災後、1か月間職員は、24時間体制で勤務しているため、体調・精神的にも負担が多く、被災後の勤務態勢について、県として適正な配置体制の調整を行うことが必要である点は課題を残した。

### 【東部地方振興事務所水産漁港部】

事務所が津波により被災し使用不可能となったため、3月18日から被災を免れたJFみやぎの3階に間借りして業務を再開した。仮設事務所の立地上、県の情報ネットワークにアクセスできず、また通信手段も衛星携帯電話のみに限定されるというきわめて厳しい執務環境ではあったが、JFみやぎ及び水産技術総合センターの職員と連携し、毎日おおむね3班体制で管内の漁協・支所に巡回相談に向き、被害状況の把握に努めるとともに、水産振興課と連携して被災船舶の悉皆調査に従事した。また、市町村管理漁港も含めた管内漁港の被災状況を調査して被害額の概算、被災マップの作成等の取りまとめを行いつつ、石巻漁港と女川漁港を最優先に管内漁港の啓開作業を実施した。一方、4月上旬から津波被害により常温のまま水産加工団地の冷凍庫内に放置されていた加工品及び加工原料の処分を開始した。

### 【気仙沼地方振興事務所水産漁港部】

県災害対策本部気仙沼地方支部を気仙沼保健福祉事務所に設置されていることが東北電力

株式会社に伝わっていなかったため、電気の復旧が遅れ、夜間の作業が出来ない状況が続いたが、東北電力株式会社へ依頼し気仙沼市役所から2日遅れで復旧対応された。また、支部組織の充実により、被災を免れた他公所の公用車の使用が可能となり、各種の被災状況の把握を行った。さらに、保健福祉事務所に市内の県各地方機関が集まったため、作業場所もない状況であったが、水産漁港部で1室を確保することができ、各種収集情報の整理及び部内での情報共有を図った。

iii 発災後1か月以降の対応

各地方振興事務所水産漁港部の共通対応事項は次のとおり。

- ・ 水産関連施設等の被災状況調査を継続して実施し、被害額等の把握に努めた。
- ・ 養殖や沿岸漁業等の再開に向けた施設整備や種苗確保支援を行った。
- ・ 加工・流通施設整備に向けた指導。
- ・ 共同漁船建造・漁具等整備に向けた指導を実施した。
- ・ 陸上へ打ち上げられた漁船の悉皆調査を水産業振興課と合同で実施した。
- ・ 中小企業グループによる施設復旧での制度活用に向けた説明・指導を実施した。
- ・ 被災した漁船の抹消手続き事務を随時実施した。

【仙台地方振興事務所水産漁港部】

- ・ 被災した漁業者の復興を支援するため、生産再開に向けた協業化等の指導を各浜で実施したところ、被災後は水産業の再開の目処が立たず、離職するとの声も多かったが、生産再開に向けた各浜での話し合いが進んだことで、離職を考えていた漁業者が再度従事するとの声が多くなった。これらの取組は評価できる取組であった。
- ・ 県庁や仙台合同庁舎では、各種情報の入手は可能であったが、被災した公所等では、情報の入手が難しい状況にあったことから、情報の共有手段の検討が必要である。また、被災地の情報収集のため、各現場を調査する場合、災害廃棄物等により危険が伴うため、安全靴やマスク着用が必要であった。
- ・ 震災対応業務を行うには各職場の取組業務を把握し、全庁的な必要な人員調整を行うことが課題であった。
- ・ 被災地復興に向けて支援を進めたいが、基本は国の補正を前提に対応しているのが現状である。このため、今後、大規模災害が発生した場合、必要と判断される事業について、国と調整し、事前着手できる県としての事業枠の設定をすることが必要であった。
- ・ 被災した水産業の復興のための国などに補正予算などを活用し、取組を進めるが、大規模災害の場合、支援対応に通常業務より大幅な業務量が発生する。このため、各職場の取組状況内容を判断し、全庁横断的に、各公所から要求が出された人員の調整を早急に進める必要があった。

【東部地方振興事務所水産漁港部】

- ・ 4月18日に石巻専修大学体育館を間借りし、JFみやぎから移転した。
- ・ 管内57漁港のうち、緊急支援物資等の入港や離島航路を確保するため、まず、石巻漁港、女川漁港、網地、仁斗田、鮎川漁港等の啓開作業を優先して実施し、その後は随時、他港の災害廃棄物撤去作業も実施した。

- ・ 3月30日の発足後、おおむね毎週開催される石巻地区の水産復興会議に出席し、県が実施する復旧工事の内容やスケジュールなどについて関係者に情報提供を行った。また、国・県・民間等による各種支援に関する情報を、管内市町、漁業協同組合、商工会議所、商工会等に随時提供した。
- ・ 大震災に伴う地盤沈下の影響で高潮時の冠水が顕著であった石巻市渡波地区の災害復旧応急工事に着手し、大型土のうや排水ポンプ等の設置により冠水被害の軽減を図った。
- ・ 水産関連企業を訪問して被災状況の把握に努め、国から情報収集した支援制度の活用に向けた説明・指導を実施した。
- ・ 水産技術総合センターと連携して、養殖漁業の再開に向けた種苗確保等への支援を行った。
- ・ 4月18日以来、間借りをしていた石巻専修大学体育館から石巻合同庁舎の復旧工事完了に合わせて、9月26日に元の執務場所へ戻り業務を再開した。

#### 【気仙沼地方振興事務所水産漁港部】

- ・ 復旧に向けた取組では各種支援等事業への取組支援を行い、水産業の復旧に努めるとともに、市町等の災害対策本部会議等へ出席し、県の災害復旧取組状況を説明するとともに、地元からの要望把握に努めた。
- ・ 魚市場再開など施設復旧への支援、流通加工業界への支援を行った。
- ・ 気仙沼市内の冷凍水産物の海洋投入にあたって、地元の関係する業界調整等（連絡体制の整備など）を実施した。
- ・ 養殖や沿岸漁業、さけます増殖事業の再開に向けた施設整備や種苗確保等への支援を行った。
- ・ ワカメやホタテガイの種苗生産を気仙沼水産試験場と共同で指導し、必要な種苗を確保した。
- ・ 被災したサケ孵化場について関係者と協議を重ね復旧計画を策定した。
- ・ 9月26日にこれまで間借りをしていた気仙沼保健福祉事務所から新たに建設された気仙沼合同庁舎仮設庁舎に執務場所を移転し活動を再開した。

#### ヌ 復旧復興への水産試験研究機関の課題（3月時点で想定されたもの）

##### a マンパワー・機器類・施設の残存状況の把握

復旧復興のための調査や検査を実施するために以下の項目の現況把握が急務であった。

- ・ 各種技術を持った職員の実数（検査・分析・種苗生産・野外調査）
- ・ 調査船（復元の可能性）
- ・ 外部設置センサー類（水温自動観測装置、ブイ等）
- ・ 顕微鏡類（生物、実体、倒立、紫外線、万能投影機）
- ・ 調査機器類（水温、水質、底質、流向流速、プランクトンネット、潜水、漁獲）
- ・ 検査機器類（遺伝子、魚病、微生物、組織、成分）
- ・ 生物飼育施設（取水、濾過、パイプワーク、ブロアー、水槽、加温）
- ・ 種苗生産施設（上記に加え、餌料培養、選別装置）

##### b 緊急性、重要性を有する試験研究内容の精査

###### i 環境と資源の状況把握



大津波による海岸地形や海底の変化、陸域からの汚泥の流入、それに伴う沿岸水質の悪化等、沿岸部で劇的な環境変化が起きている。このような状況において水産資源はどのような影響を受けるのかを把握しておくことは、今後の資源復元や管理に重要である。また、資源に対する漁獲努力量は半減するものの取締能力が低下しており、違反操業が横行することが予測される。このような状況下で資源はどのように変化するのも将来に残さなくてはならないデータである。具体的には以下の項目が該当する。

- ・ 内湾、沿岸域の水質、底質調査（重金属、油分含む）
- ・ 浮遊生物調査（イサダ含む）
- ・ 重要生物の稚仔発生状況調査（ホタテ、カキ、ホヤ、アナゴ、イカナゴほか）
- ・ 三陸沿岸・仙台湾底魚調査（市場調査も含む、底質変化との関連）
- ・ 三陸沿岸・仙台湾回遊魚調査（水質悪化と来遊動態の変化）
- ・ 岩礁域資源・藻場調査（シルトを被った岩礁でアワビが生息できるか・・・）

ii 食品としての水産物の安全性確保

現在、下水処理場が機能を停止しており、復旧までに相当の月日を要すると予測されている。その間、下水が垂れ流し状態になり海域は糞便由来の汚染が進行し、富栄養化も加速されることが見込まれる。これは、食品であるノリやカキの安全性を脅かすものであり、徹底した監視と浄化手法の検討が必要である。

福島第一原子力発電所事故による風評被害や健康被害は漁業や養殖業の復興に大きな支障となるので、関係機関と連携を密にし、リアルタイムな情報収集が必要である。

- ・ 漁業、養殖生産海域の細菌、ウイルス汚染調査
- ・ 漁業、養殖生産物の汚染実態調査
- ・ 汚染された水産物の簡便な殺菌、滅菌、浄化手法開発
- ・ 安全な利用の仕方の普及
- ・ 海水、生物中の放射性物質に関する情報収集

iii 短期で収益の上がる漁業・養殖の復興

養殖施設のみならず、漁船や加工施設を失った生産者が大半であるが、残った漁船を共同利用すれば、カゴや延縄などの小資本漁業は開始できる。また、養殖では半年で収入が見込めるワカメ、コンブ等の海藻類（ワカメは三陸ブランドとして需要が高い）、残存加工施設を共同利用してのノリ養殖が有望である。

カキ養殖では海底に沈下しているカキの回収と本年の種ガキの増産が急務である。種ガキは他県も松島湾や石巻湾に依存しているだけに需要が大きい。これらも少ない投資でしかも半年で収益が見込めるので救済に向いている。また、ホヤの種苗も同様である。シロサケ増殖も水産庁がふ化場復旧のために大型予算を要求しており、壊滅したふ化場を近代化するチャンスである。今年もサケは帰ってくるので河川環境整備と海面での利用手段の復旧が急務である。

- ・ 沿岸域の水産動物（底魚、甲殻類、貝類）の分布調査と情報提供
- ・ ワカメ、コンブ、ホヤの種苗生産の指導
- ・ 天然ワカメ、コンブの分布調査（採苗用の母藻）
- ・ 種ガキ、ホタテガイ、ホヤ幼生分布調査と情報提供

- ・ 養殖ノリ，ワカメ生育状況調査と情報提供
- ・ 秋サケ利用促進のための情報提供
- ・ さけ放流事業の復旧と近代化

これらのような水産試験研究に関する残存能力と緊急課題を十分に考慮した上で今後の研究課題を検討していくことが重要である。

### 水産業関連対策の検証

#### ◆船舶職員等の災害時の配備体制を見直す必要がある

##### ＜計画とマニュアル＞

船舶職の地震直後の配備体制は、休日であっても乗組員全員が配備につき、状況に応じて船舶を沖合に避難させることになっていたが、それにより漁業取締船「うみたか」の状況確認へ向かった職員が津波の犠牲となった。

津波の到達が予想される場合には海岸部に近づくこと自体が危険であり、震災当時の配備体制は適切ではなかった。この犠牲を忘れることなく、職員の生命の安全を第一に考え、船舶及び沿岸部の庁舎・事務所における災害時の防災体制について見直す必要がある。

#### ◆関係機関との検討会議を重ね、水産廃棄物の海洋投入のための調整を迅速に実施できた

##### ＜県庁外部（国）との調整＞

停電により、石巻市、気仙沼市の冷凍冷蔵庫に保存されていた水産物の処分が課題となった。当初は困難と思われていた海洋投入であるが、過去の統計データから水産廃棄物となる量を速やかに推計できたことで、定量的な検討が可能となり、焼却処分、埋立処分の可能性を排除することが出来た。さらに県庁において、国関係機関や庁内関係課と検討会議を重ねたことは、関係者が状況認識を共有し、課題を解決するために有効であった。また、地域においても調整のための活動が実施された。例えば東部地方振興事務所水産漁港部が、地域の水産関係者による水産復興会議海洋投入部会と調整を実施したことは、海洋投入を円滑に進めるために役だった。

#### ◆事前の漁業無線に関する協定が機能し、震災後も漁業無線の通信が維持された

##### ＜資源（設備）＞＜県庁外部との調整＞

宮城県漁業無線局（宮城局）は、震災により通信所が施設被害、機器被害を受けて機能停止した。しかし事前に「災害等による漁業無線通信不能発生時における業務提携に関する申し合わせ」を青森県、福島県と結んでいたため、震災後は青森局及び福島局が沖合の漁船との無線通信を代行し、漁船との通信が途絶えることなく維持された。

これは、災害に備えた事前の協定が役立ったモデル的な事例と言えよう。漁業無線以外においても、災害時に有効とされる相互支援の協定等があれば、平時において締結に向けた検討を行うべきである。

**◆市町管轄漁港についても、県にて被害調査を実施した。また、被害調査と同時に、漁業者の安否調査も実施した**※調査については、水産業基盤整備課と共通

＜県庁内部での調整＞＜県庁外部との調整＞

市町が被災し職員数が不足していたため、市町が管轄する漁港についても、水産業振興課と水産業基盤整備課が連携して初期の被害調査やニーズ把握を実施することで、各地区（浜、漁港）の詳しい状況を把握することができた。これは市町の負担の軽減と迅速な被害把握のために効果的であった。

津波浸水地域に打ち上げられた船舶の被害調査についても、市町に任せるのではなく、県職員で調査チームをつくり、現地調査だけでなく船舶登録情報のデータベース化を行った。さらに単独で船舶の処理を行うのが困難な市町については県が船舶の処理の代行まで行った。職員数が少なく、被災者対応に注力せざるを得ない市町にとっては、これは非常に効果的な支援であった。

**◆漁港を早期啓開し、物資輸送に活用した**

＜計画とマニュアル＞＜資源（施設）＞

燃料の不足等により、陸路による被災地への救援物資輸送だけでは不十分であったため、各地の漁港と水産庁、民間の漁船とが活用され、海路での緊急支援物資輸送が実施された。津波による被害の大きかった石巻、女川の漁港においても、航路の啓開のため女川町、石巻市に東部地方振興事務所水産漁港部から連絡要員が派遣され災害廃棄物の置き場所について調整を進め、3月28日には両方の漁港が開港となり、救援物資が運ばれた。

漁港を使つての物資輸送は事前に計画されたものではなかったが、船による大量輸送は効率的であり、今回の経験をもとに漁港を活用した緊急物資輸送についても平時から検討し、地域防災計画に位置付けるべきである。

(8) 水産業施設対策

ア 情報収集及び被害状況の確認

農林水産部水産業基盤整備課は、地震発生直後から宮城県漁業協同組合及び水産業関係者から電話等により各漁港等の被害状況について情報収集したほか、職員が現場確認を行い、各漁港等の被害状況の確認を行った。また、県内に支店・営業所がある建設コンサルタント業者に委託し、被災状況調査や被災額の算定等を行った。

4月初旬には、海上保安庁のヘリコプターに職員が同乗し、上空から県中部から北部にかけての漁港被害状況を調査した。

9月末時点での漁港被害 漁港施設・・・213か所  
被害額・・・422,254,106千円（調査継続中）

イ 復興に向けた取組（国への要望）

漁港等の早期復興のため、次の政府要望を行った。

- ・ 養殖施設・種苗生産施設の再建に対する支援
- ・ 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- ・ 被害状況調査費に対する国庫支出金交付制度の創設

- ・ 水産養殖生産物被害額に関する国庫支出金交付制度の創設
- ・ 特定施設に対する国による復旧事業の復旧の実施
- ・ 津波浸水区域に係る災害復旧事業期間の延長
- ・ 災害復旧事業の対象とならない漁港区域への国庫支出金交付制度の創設
- ・ 災害査定手続きの簡素化 等

#### ウ 漁港の災害廃棄物撤去

緊急優先的に取り組まなければならなかったことは、救援物資の受入れ等に必要な輸送航路を確保するため、先ず災害廃棄物を撤去することであった。

航路・泊地内の災害廃棄物を撤去するため、社団法人日本埋立浚渫協会に依頼し、日々、作業船の回航予定を別表により調整しながら全国から作業船を呼び集めて、対応にあたりるとともに、作業の進捗状況について別図により日々、情報共有を図った。最大時には25隻の作業船で災害廃棄物撤去を行った。

県営主要5港（気仙沼・石巻・塩釜・女川・志津川漁港）の緊急物資海上輸送航路確保のため、3月19日に気仙沼漁港から災害廃棄物撤去に着手し、4月1日までに5漁港を開港した。それ以外の県営22港においても航路・泊地の災害廃棄物を撤去し、7月11日までに工事を終了した。

市町営漁港においても災害廃棄物撤去を実施しており、12月末の完了を目標に順次撤去工事を実施した。

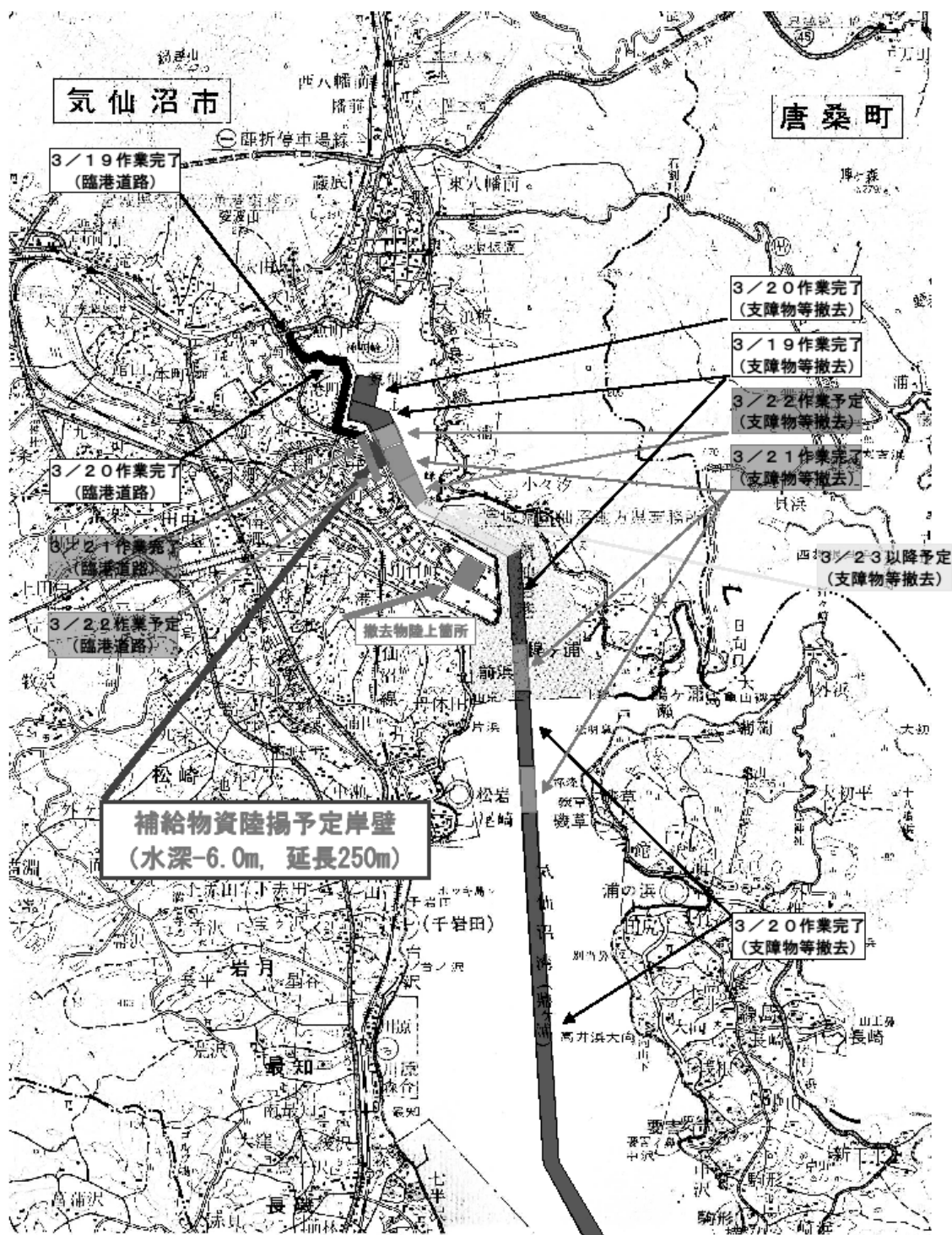
#### 作業船回航予定表(例)

2011/3/16 現在

漁港名	担当会社	所有者	所在港	船名	総トン数	船舶馬力	長さ	幅	出港日時	入港予定日時
気仙沼	東亜建設工業	宏栄建設	函館	ひやま	1700	1000	50	21	3/16・18:00	3/18・9:00
志津川	東亜建設工業	幸盛海運	高知	高砂	3140	3300	87	20	3/15・16:00	3/20・16:00
女川	東洋建設	錦海運建	大阪	KT-3		2800	58	22	3/20	3/20・16:00
石巻	東洋建設	海洋開発興業	神奈川	M-300		1800	58	22	3/20	3/20
塩釜	東亜建設工業	栄伸海事工業	袖ヶ浦	78栄進		2000	57	21	3/16・10:00	3/17・20:00

## 気仙沼漁港 支障物撤去作業進捗図(例)

平成23年3月21日  
午後5:00現在



〔災害復旧に係る浦の浜漁港の応急工事概要〕

事業名：災害復旧事業

地区名：浦の浜地区（宮城県気仙沼市）

応急復旧の概要

●東北地方太平洋沖地震及び大津波により、漁港及び漁業集落が壊滅的な被害を受け、津波の爪痕として航路・泊地を多くのガレキが埋め尽くした。このため、船舶による救援物資の受け入れに支障を来したことから、ガレキ撤去を緊急に応急工事により実施したもの。



エ 漁場の災害廃棄物撤去

漁場の災害廃棄物撤去については、沿岸漁場を5つのブロック（気仙沼市沿岸、南三陸町沿岸、石巻市北上町～牡鹿半島先端沿岸、牡鹿半島先端沿岸～東松島市波島先端、東松島市波島先端～山元町）に分け、石巻市北上町～牡鹿半島先端沿岸漁場は5月16日、気仙沼市沿岸は5月19日、牡鹿半島先端沿岸～東松島市波島先端と東松島市波島先端と山元町沿岸は5月23日、南三陸町沿岸は6月6日から撤去作業に着手した。撤去作業は、早期に養殖再開が期待されるワカメや種ガキの漁場から優先して行い、9月9日現在、全作業予定面積の約62%の作業を終了し、約127,000 m<sup>2</sup>の災害廃棄物を撤去した。撤去した災害廃棄物は、漁港岸壁等へ仮置きし、環境生活部廃棄物対策課や関係市町と調整の上、各市町村の指定する一次仮置き場まで分別の上運搬した。

なお、優先的に撤去作業を行ってきたワカメや種ガキ漁場は、7月末で一通り終了した。また、漁場のどの場所に災害廃棄物が堆積しているかを調べるため、サイドスキャンソナーを用いた海底状況調査を4月26日から実施し、7月末で終了した。調査の結果、気仙沼湾から万石浦にかけては全般的に災害廃棄物が多く、特に各湾の湾奥ほど多い傾向が見られた。東松島市から山元町にかけての仙台湾については、災害廃棄物の分散に大きな偏りはみられなかった。また、一部災害廃棄物が少ない海域も見られた。松島湾については、湾奥部は少ないものの、湾口部で比較的多い状況にあった。これらの調査結果については、県が委託する災害廃棄物撤去業者へ情報提供し、作業の効率化を図った。

オ 漁港の応急工事（地盤沈下による冠水対策）

気仙沼漁港、石巻漁港などでは、航路・泊地の災害廃棄物撤去と同時に、海上からの救援物資の受入れ準備として、地盤沈下した岸壁や臨港道路等の嵩上げ応急仮工事を実施した。臨港道路の嵩上げ工事については、3月末から5月末までにおおむね完了した。また、気仙沼漁港においては、6月のカツオの水揚げに対応するため、岸壁L=200mを60cm嵩上げし、6月28日には震災後初のカツオの水揚げが行われた。

〔災害復旧に係る石巻漁港の応急工事概要〕

事業名：災害復旧事業  
地区名：石巻地区（宮城県石巻市）

**応急復旧の概要**

●東北地方太平洋沖地震により地盤沈下が原因で、岸壁等の漁港施設及び背後用地が沈下し、満潮時や低気圧の際に、漁港が冠水する事態となった。このため、臨港道路も冠水し復旧活動等に支障を来したことから、復旧事業が一日を通して可能になるように、臨港道路の嵩上げ工事を実施したもの。



気仙沼漁港の岸壁応急工事状況



※気仙沼、石巻漁港の直轄代行について

全国的な水産物の生産・流通の拠点漁港である気仙沼、石巻では、壊滅的な被災を受け、漁港機能が失われた。また、全国の水産業や水産物の安定供給に及ぼす影響が大きいことから県は宮城県水産業復興プランに最優先に復旧復興を図る漁港として位置付け、水産庁と協議の上、漁港施設として最も重要で早期の復旧が必要な施設について、直轄代行を要請することとなった。

水産庁では、宮城県の代行要請を受け、新たに災害復旧代行班を編制し対応が図られることになった。

カ 漁場生産力回復、海底清掃資材購入の支援

業者によるクレーン船等を用いた漁場の災害廃棄物撤去を進めるとともに、早期の漁業生産力の回復を図るため、漁場を漂流している細かい災害廃棄物や磯場に漂着した漂流物の回収などを実施する漁業者や漁業従事者及び地域住民に対し労賃を支給する事業を行った。また、効率的に漁場へ堆積した災害廃棄物の撤去を行うため、海底清掃のために底曳網漁船が使用する災害廃棄物回収装置（災害廃棄物撤去専用の底曳網）の購入費等を補助する事業を創設した。



キ 漁港の災害復旧

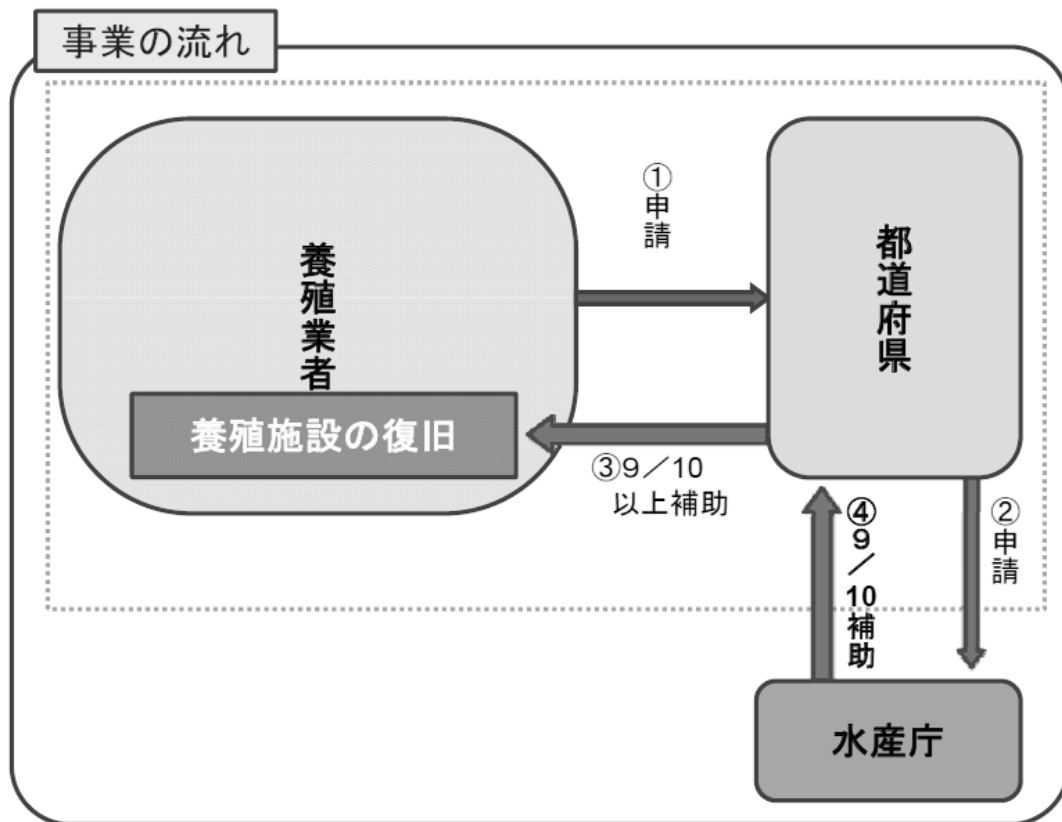
甚大な津波被害を受けた県営漁港の災害復旧工事を実施するため、国の災害査定を受けた。これに先立ち、業者に委託し、被害調査・詳細調査及び設計業務を実施した（7月19日から22日まで第1次査定、8月8日から12日まで第2次査定、8月29日から9月2日まで第3次査定を実施した。）。また、市町営漁港の災害査定についてもスムーズに行われるよう査定随行及び実施査定における技術的助言などの支援を行った。

ク 水産業共同利用施設及び養殖施設の復旧支援

震災により、県内沿岸域の水産業共同利用施設や機器等及び養殖施設は、そのほとんどが滅失し、気仙沼市、南三陸町、石巻市、仙台市及び柴田町内の一部内水面養魚場も被災するという、平成22年2月に発生したチリ沖地震に伴う津波災害とは比較にならない甚大な被害を受けた。

国においては、3月12日に、東日本大震災を激甚災害に指定することが閣議決定され、3月13日には政令で指定されている。

本県の水産業にとって、主要な業種である養殖業の早期再開を支援するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）」や「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）」に基づく国庫補助事業の実施に向けて、国（水産庁）主催の担当者会議への参加や、県として、漁業協同組合や関係機関等への説明会や打合せを実施しながら、国から提示された事業実施要領や事業調査要領等に基づき、水産業共同利用施設及び機器等は約1,000件、養殖施設にあつては約2,200件に及ぶ被害額や災害復旧事業費等を算出するなど、12月に国の災害査定を受けるための準備を行った。



## ケ さけふ化場の応急復旧

県内18河川20か所のさけふ化場のうち7河川8ふ化場が壊滅的な被害を受け、親魚捕獲施設については8河川8ふ化場が大きな被害を受けた。また、県内4地域で実施されていた海中飼育の施設も津波により全壊した。さらに、内陸部で津波被害を免れた12ふ化場や親魚採捕施設についても、地震による被害が多く見られ、復旧に多額の費用を要する状況であり、平成24年春のサケ稚魚放流に向けた生産に大きな障害となった。このため、平成24年春にさけ稚魚を放流できるよう、大きな被害を受けた5か所のサケふ化場の飼育池や揚水ポンプなどの応急復旧や4か所の海中飼育施設の整備等への支援を行った。また、サケは加工・流通等の関連産業を含め、本県の沿岸漁業をさせる重要な魚種であることから、平成24年春のサケ稚魚生産・放流を最大限に確保するための調査や計画づくりを行うとともに、本県が定めた平成23年度のサケ稚魚生産計画を達成するため、緊急支援として放流種苗の確保に要する経費の支援を行った。

## コ 県管理漁港（波路上漁港）の災害廃棄物仮置き場における火災への対応

8月28日20時15分ごろ、防災無線にて気仙沼市の波路上漁港の災害廃棄物置き場（気仙沼市が県から占用許可を受けた部分）から火災が発生したとの連絡を受けたため、気仙沼地方振興事務所水産漁港部では、部長ほか2人で現場に向った。20時40分ごろ現場に到着し、現場確認をしたところ、火は大きく、黒煙も出ており、消防は既に放水している状況であった。8月29日3時頃まで、消防本部にて、消防、市、警察、県で情報共有を図るなどの現場対応を行った。災害廃棄物約25,000㎡が焼け、8月29日6時ごろによく鎮火した。

9月11日にも再び同じ場所で火災が発生したため、火災発生防止策等の徹底及び発生の際の連絡について、市町長あて通知を行った。

## サ 指定施設の業務停止命令

宮城県ではプレジャーボート（漁船以外の海洋レジャーを目的とした船舶）の漁港内への無秩序な放置・停係留等によるプレジャーボート利用者と漁業者とのトラブルを防止する目的で漁港内に漁港管理者の許可を受けてプレジャーボートを係留できる施設を指定しており、震災以前は県管理漁港だけで合計700隻近くの船舶が許可を受けて施設を利用していたが、3月11日の地震及び津波により、県が管理する漁港すべてが被災し、ほとんどの船舶が流失した。

気仙沼市では、魚市場の屋上にある「気仙沼漁港の駐車場」まで津波は到達しなかったものの、陸には多くの大型船舶が打ち上げられ、その撤去について大きな問題となっていた。

漁港施設自体の被害もまた甚大であり、基本施設である岸壁等が崩れ、船舶の係留が事実上不可能な状態となり、また、地盤沈下による冠水が著しく、係留施設として根本的に機能しない状態となっていることが想像された。そのため、水産業基盤整備課は、至急、漁港管理者として指定施設の状況確認等行う必要があったが、発災直後は余震が断続的に発生する危険な状況が続いており、また、指定管理者側も混乱期にあったことから、状況が落ち着くまで具体的なアクションを起こせなかった。

しばらくして、県内の状況が被災の混乱期から相対的安定期に入った段階で指定管理者に対して調査・ヒアリングを行うこととした。3日間に及ぶ調査・ヒアリングの結果、奇跡的に仙台管内にある磯崎漁港や桂島漁港では船舶が流失していないことが確認された。塩釜・松島周辺は多くの島々が津波に対して緩衝材として機能したことにより自然に減災されたものと推察される。

一方、東部管区、気仙沼管区において船舶が残っていた施設はなく、予想通りプレジャーボートの係留機能を果たさないことが明らかとなった。

船を指定施設以外に無秩序に係留されることは、震災復興の妨げになる恐れがあること、また、使用可能性がある施設の指定管理者に継続意思があったことから、使用可能な施設については従来どおり指定管理者が管理することとし、被災により、しばらく使用可能となる見込みない施設等については、指定管理者に業務停止命令を行い、県が直営で管理することとした。現在、施設が復旧するまでは原則許可しないこととしている。

指定管理による施設管理は施設が復旧した段階で、順次再開させる予定であり、8月1日には平成24年度の指定施設の管理者を公募している。

指定管理施設の業務停止命令状況

（平成23年9月11日現在）

所在地	指定管理施設	指定管理者	指定期間	平成23年度の対応		
				業務	選定	
気仙沼市	気仙沼漁港駐車場	気仙沼市	平成21年4月1日～平成24年3月31日	一部停止命令 (H23.4.1～H23.9.30)	実施 (非公募)	
気仙沼市	指定施設・小鯖	唐桑支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
	指定施設・鯖立	〃	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
	指定施設・気仙沼(梶ヶ浦、大浦、浜町及び魚浜町地区)	気仙沼地区支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
	指定施設・松岩	〃	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
	指定施設・波路上	〃	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
	指定施設・浦の浜	〃	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
	指定施設・日門	大谷本吉支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
南三陸町	指定施設・泊	宮城県 歌津支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
	指定施設・伊里前	〃	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
	指定施設・志津川	漁業協 志津川支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
	指定施設・波伝谷	〃	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
女川町	指定施設・女川	同組合 女川町支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
石巻市	指定施設・雄勝	雄勝町 雄勝湾支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
	指定施設・桃ノ浦	石巻地区支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
松島町	指定施設・磯崎	松島支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	-	実施 (公募)	
塩竈市	指定施設・塩釜(越の浦)	塩釜市第一支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
	指定施設・桂島	浦戸支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	-	実施 (公募)	
名取市	指定施設・	閑上(泊地)	閑上支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難
		閑上(陸置き) フィッシャリーナ	閑上支所	平成23年4月1日～平成26年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	-
亶理町	指定施設・荒浜	亶理支所	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
気仙沼市	指定施設・気仙沼(南町及び魚市場前地区)	気仙沼漁業協同組合	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	
塩竈市	指定施設・塩釜(物揚場等) (籾)	塩竈市観光物産協会	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H23.5.31)	実施 (公募)	
塩竈市	指定施設・塩釜(釜の淵)	塩竈市漁業協同組合	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H23.9.30)	実施 (公募)	
石巻市	指定施設・鮎川	牡鹿漁業協同組合	平成21年4月1日～平成24年3月31日	全部停止命令 (H23.4.1～H24.3.31)	実施困難	

シ 県管理漁港（志津川漁港）の一時的な利用計画変更

「漁港施設用地等利用計画の策定について（平成2年3月15日付け2水第40号水産庁長官通知）」に基づき、漁港ごとに漁港施設用地等利用計画が策定され、利用計画どおりの目的に使用されることとされているが、東日本大震災からの復旧・復興のためには、利用計画に縛られずニーズに応じた使用が迅速にできることが求められる。そこで、水産庁は漁港施設用地等の利用の取扱いについて検討を行い、「一時的な利用計画を変更する場合の取扱いについて（平成23年6月6日付け水産庁漁港漁場整備部計画課長通知）」や「東日本大震災復興に伴う国庫補助事業等により取得した漁港施設の財産処分及び国庫補助事業で整備された漁港施設用地の一時利用の取扱いについて（平成23年8月5日付け23水港第1433号水産庁長官通知）」により、簡易な手続きで一時的に利用計画と異なる使用をすることが認められることになった。

そこで、水産業の早急な復旧を図るため、志津川漁港に以下のものを設置することとなり、上記の通知に基づき、一時的な利用計画の変更の手続きを行った。

a 仮設荷捌き所

震災により、志津川漁港では荷捌き所が被災し、魚市場機能が喪失した。志津川漁港の主力はシロザケであり、南三陸町の産業復興の起爆剤としてシロザケ回帰・漁獲時期の秋までに魚市場を再開する必要があるため、早期に魚市場機能を復旧させるため、被害の比較的少ない野積場用地及び道路用地に仮設荷捌き所を設置する必要が生じた。そのため、「利用計画変更届（一時利用）」を提出し、水産庁に受理された。

b 仮設造船所

震災により、岩手県から福島県までの広い地域の小型漁船の建造や修理等を担ってきた造船所が全壊し、土地も一部流出して被災したため、漁業者が使用する小型漁船の修理・新造ができなくなった。このため、南三陸町は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業を活用し、町が運営・管理する仮設造船所を設置し、町内の造船、鉄工、電気事業者からなる業界団体に事業を行わせることにより水産業の早急な復旧を図ることとなった。そのため、「補助事業で整備された漁港施設用地の一時利用届」を提出し、水産庁に受理された。

ス 拠点漁港の選定

拠点漁港の選定については、各管理者（県・市・町）が6月から12月にかけて、漁協等からヒアリングを行い、地元調整を図りながら、各地域の拠点となり得る漁港を選定し、早期の漁港整備・復旧を目指すこととした。

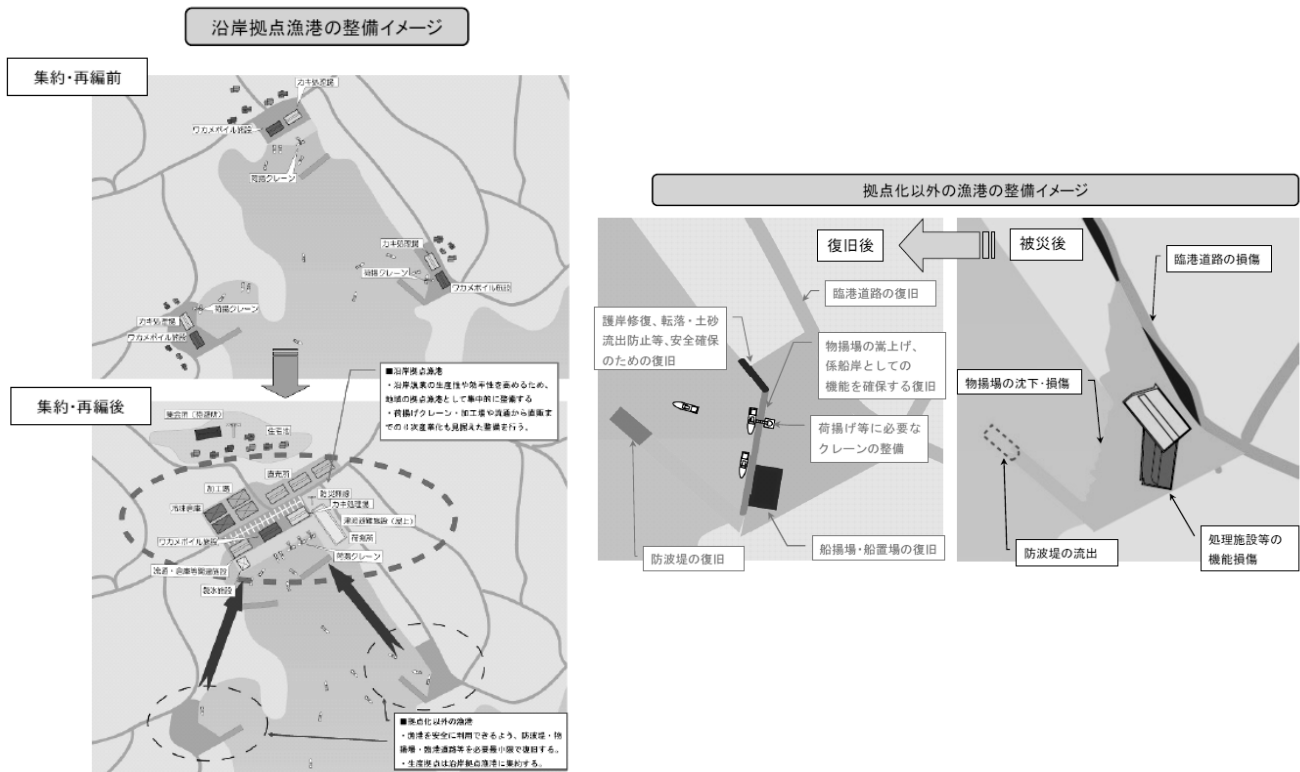
なお、拠点漁港は、今後、漁港機能や防災機能の強化充実を図り、生産・加工・販売までを行う6次産業化も目指し整備するものである。

漁港機能の集約・再編の分類の考え方及び拠点漁港等の整備イメージは次のとおり。

漁港機能の集約・再編の分類

分類	目的	整備内容
①水産業集積拠点漁港	○5漁港 気仙沼、石巻、塩釜、女川、志津川漁港	・水産都市の中核施設であり、魚市場等流通機能や水産加工業の復興のために、最重要漁港として早急に機能回復を図る。 ・漁港や魚市場の整備は、冷凍・冷蔵施設や水産加工業など水産関連産業を含めた一体的なものとして進める
②沿岸拠点漁港	○沿岸漁業の生産性や効率性を高めるため、地域の拠点漁港を選定し集中的に整備する。	・原則として県営漁港とし、さらに市町営漁港の一部につちて拠点機能等を有する漁港として再整備する。 ・漁港集落全体のあり方を踏まえ、背後地の利用等も含めた新たな計画を策定し整備を進める。
③拠点化以外の漁港	○漁港を安全に利用できるよう必要な施設の災害復旧工事等を行う。	・被害を受けた施設について、安全に利用できるよう流入した災害廃棄物等の撤去や防波堤・物揚場及び臨港道路等を必要最小限で復旧する。 なお、原則として新たな整備は行わない。

沿岸拠点漁港・拠点化以外の漁港の整備イメージ



## 水産業施設対策の検証

### ◆被害調査や災害査定において、被災市町の支援を行った

#### ＜県庁外部（市町）との調整＞

4月に実施した建設コンサルタントへの各漁港等の被害状況調査の委託では、市町管理漁港を含めて県から委託を行い、被災市町の負担を軽減しつつ、迅速な被害状況把握を行った。また、市町営漁港の災害査定においても、県職員が査定随行及び技術的助言を行った。

市町は専門職員が少ないため、外部からの支援が必要である。県営漁港の被害調査、復旧対応だけでも業務多忙となる状況で、調査発注を代行することで市町への支援も実施していることは、漁港の早期復旧に向けて適切な対応と言える。

### ◆外部からの応援職員を確保することで、復旧に向けた体制を整えた

#### ＜資源（職員）＞

津波による漁港被害は深刻であった。市町への支援を行いながら被害調査や災害査定を進めるためには、水産業基盤整備課の人員の増強が必要であった。そこで農林水産部内の応援7人と、県外自治体からの応援職員を含めて最大30人を災害査定随行要員等として確保し、現地事務所に送った。

仙台、東部、気仙沼地方振興事務所の水産漁港部は、いずれも津波により大きな被害を受けており、地方機関間での技術者の融通は困難な状況にあった。県庁の水産業基盤整備課にて外部からの応援要員を確保、調整したことは、各事務所が活動を進めるために効果的だったと評価できる。

### ◆輸送航路確保のための漁港啓かい作業船が不足し、他県との競合が発生した

#### ＜資源（船舶）＞

輸送物資受入れのための航路確保のためには、まず災害廃棄物の撤去を進める必要があったが、それに必要な漁港啓かい作業船が全国的に不足し、他県との競合が発生した。複数県が津波で被災した場合には、国にて啓かい作業船を一括して調達し、派遣の調整が行われることが望ましい。

県内の漁港の啓かいにおいても、どの漁港から啓かいを進めるかという調整が必要となった。啓かいを進める順番については、物資輸送における漁港の重要性や啓かい業務の効率性、漁期との関係など基準を平時から明確に示し、関係者の理解を得ることが求められる。

## 27 公共土木施設の応急・復旧対策

### (1) 土木部全般

#### ア 土木部災害対策本部の設置

地震発生後、県は直ちに災害対策法に基づき知事を本部長とする宮城県災害対策本部を設置した。土木部では宮城県災害対策本部が設置されたことから、「宮城県土木部災害対策本部及び事務局の組織並びに運営に関する要領」第2に基づき、行政庁舎8階土木部会議室に宮城県土木部災害対策本部を設置し、被害状況の把握などに全力を挙げて取り組んだ。

#### イ 土木部BCP（土木部事業継続計画）

公共土木施設の復旧に災害応急・復旧対策として、地震発生以前に策定していた「土木部BCP（土木部事業継続計画）」に基づき、土木部として主に次のとおり対応した。土木部各課の詳細な対応事項については、次項以降に示す。

##### a 発災から3時間後（3月11日18時00分）

【計画】〈活動目標〉初動体制構築期 〈土木部対応〉情報収集班の構築

【実際の対応】

- ・ 情報収集班は土木部各課の担当班が担い、3時間以内に情報収集を開始した。

##### b 3時間後（3月11日18時00分）から3日後（3月13日15時00分）まで

【計画】〈活動目標〉人命の救命・救助期、緊急輸送道路確保 〈土木部対応〉道路点検開始

【実際の対応】

- ・ 道路点検は3時間以内に開始されており、順次報告も実施。
- ・ 津波被害のあった地区においても仮事務所を確保し、3日以内に土木部地方機関のすべての事務所において点検、パトロールを開始済み。
- ・ 緊急輸送路の調整について国土交通省及び警察本部と実施。
- ・ 津波被害が甚大な沿岸地域へのルート確認を実施。

##### c 3日後（3月13日15時00分）から7日後（3月18日15時00分）まで

【計画】〈活動目標〉生活支援、ライフライン確保 〈土木部対応〉道路応急復旧開始

【実際の対応】

- ・ 道路の応急復旧は、燃料輸送ルートの確保のため、災害廃棄物撤去作業など特に重要な路線から順次着手。
- ・ 港湾物流ルートとして仙台塩釜港仙台港区3バース確保、塩釜港区の航路及び臨港道路の啓開作業実施、石巻港の臨港道路啓開作業実施。
- ・ 流域下水道流末処理施設は被害が甚大であったことから、一次放流を実施するとともに応急対策として沈殿池の掘削に着手

##### d 3週間後（4月1日）まで

【計画】〈活動目標〉応急復旧期、施設復旧 〈土木部対応〉ライフライン等応急復旧

【実際の対応】

- ・ 県管理道路の応急復旧として、落橋10か所のうち、7か所で仮道、迂回路により通行可能とした。これを含め全規制箇所235か所中84か所解除。
- ・ 主要な港湾については発災直後より、国土交通省、海上保安庁、自衛隊等の関係機関の協力



を得ながら、航路、臨港道路等の啓開作業を実施し、救援物資等の緊急輸送に最低限必要な物流ルートの確保が完了。通常の物流機能の回復に向けた本格的な復旧作業を実施した。

- ・ 流域下水道終末処理施設のうち、機能停止中の3流域について、マンホールからの溢水を回避する応急対策を実施

ウ 土木部の災害復旧体制

沿岸部にある東部土木事務所、気仙沼土木事務所、仙台塩釜港湾事務所、石巻港湾事務所、仙台港背後地土地区画整理事務所は、津波で事務所そのものが被災したため、災害調査や応急復旧は、内陸部にある事務所で支援することにより、早期復旧を目指した。

対応区間	担当・支援担当事務所	現地駐在箇所（案）	当面のルートの確認・被災調査等
気仙沼市 ・旧唐桑町 ・気仙沼市の中心部	気仙沼土木事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	（仮）気仙沼土木 （気仙沼保健福祉事務所）	・国道284号からの進入ルート確認（国道45号の確認） ※国道284号一関IC～気仙沼は県警が緊急交通指定路線 ・馬場只越・気仙沼唐桑、気仙沼本吉線の確認
気仙沼市 ・気仙沼市の南部 ・旧本吉町のうち国道45号 小泉大橋の北側	北部土木事務所 └ 栗原地域事務所 └ 栗原地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	気仙沼市本吉支所	・国道346号からの進入ルート確認 ・気仙沼本吉線の確認・馬籠志津川線の確認 ・本吉へ入る代替林道等の確認
気仙沼市 ・旧本吉町の小泉大橋の南側 南三陸町 石巻市 ・旧北上町 ・旧河北町の北上川左岸側	東部土木登米地域事務所 └ 大崎地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	ベイサイドアリーナ	・国道398号から志津川侵入ルート確認（代替農道） ・馬籠志津川線～弘川町向線の確認 ・柳津大橋から国道45号經由国道398号に入るルートの確認（戸倉） ・北上津山線から国道398号に入るルートの確認（旧北上町）
石巻市 ・石巻市の北上川右岸分 東松島市 ・旧鳴瀬町の鳴瀬川左岸	東部土木事務所 └ 仙台地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	東部下水道事務所	・国道45号～河北桃生～国道398号（旧雄勝） ・東松島市から石巻市街地
東松島市 ・旧鳴瀬町の鳴瀬川右岸 仙台土木管内市町村 ・大河原土木対応区間を除く ※ただし直轄海岸分は直轄で 担当	仙台土木事務所 └ 仙台地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	仙台土木事務所	・松島町～仙台港、仙台空港から阿武隈川までのエリア
亘理町、山元町 ※ただし直轄海岸分は直轄で 担当	大河原土木事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	亘理町町役場	・阿武隈川以南のエリア

エ 災害査定

a 国土交通省水管理・国土保全局の災害査定

3月11日の地震発生から2か月以内となる5月10日から災害査定を開始した。また、土木部としては、沿岸市町のうち、要請のあった亘理町、山元町、東松島市、石巻市、女川町、南三陸町、気仙沼市の災害査定における調査・設計・積算・査定の災害復旧業務について、全面的に支援している。

b 国土交通省都市局の災害査定

6月6日から公園災及び都市災について災害査定を開始した。

c 国土交通省港湾局の災害査定

7月7日から港湾施設について災害査定を開始した。

d 国土交通省住宅局の災害査定

9月1日から災害公営住宅に係る住宅減失戸数の災害査定を開始した。

災害査定状況(平成23年9月21日現在)

市町村名	区分	県所管分		市町村所管分 (仙台市除く)		合計	
		件数	額(千円)	件数	額(千円)	件数	額(千円)
水管理・国土保全局	決定分	1,096	24,973,626	2,088	18,430,990	3,184	43,404,616
(下水道)	決定分	55	15,571,896	215	13,284,310	270	28,856,206
都市局	決定分	10	525,289	38	504,081	48	1,029,370
港湾局	決定分	83	14,436,931	—	—	83	14,436,931
住宅局	決定分	—	—	—	—	—	—
合計	—	1,244	55,507,742	2,341	32,219,381	3,585	87,727,123

## オ 土木関係法令等の指定

今回の震災に伴う甚大な被害は、従来の激甚災害指定基準を明らかに超えるものと内閣府は全国を対象として指定した。併せて、当該災害に対して「適用すべき措置※」を指定することにより、災害復旧等の国庫補助のかさ上げなどで地方公共団体に対する特別の財政援助を実施する。

※「適用すべき措置」の指定

- ・ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）
- ・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
- ・ 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）
- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

そのほか、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例など、合計18の措置を適用している。

## 土木部全般の検証

## ◆防災砂防課は、膨れ上がる業務に対応するために人員の増強と業務の外部委託を同時に行った

## ＜県庁内部での調整＞＜資源（職員）＞

防災砂防課は、平時の職員数で処理することができない量の情報が入ってくるようになるにしたがい、不足する人員を、管理施設をもたない土木部の他課（事業管理課，都市計画課，土木総務課）から集めるとともに、協定関係の業務や緊急車両関係の業務など、本来は同課が行う計画になっていたものを他課に委ねた。

同課は、災害時において土木部のとりまとめ役としての機能を担っており、膨れ上がる業務によってその機能を失わないように対応したことは適切であった。特に、災害規模によって求められる業務量は変化するため、本災害のように、事前に決められていた業務分担を柔軟に見直して対応できたことは評価できる。

**◆防災砂防課は、通信手段を喪失した土木事務所に対して衛星携帯電話を配布し、県庁と各土木事務所との通信手段を確保したが、課題も残された**

**＜県庁内部での調整＞＜資源（職員）＞**

防災砂防課では、通信手段を喪失した各土木事務所（気仙沼土木事務所、東部土木事務所、仙台土木事務所）との連絡手段を確保するため、衛星携帯電話を配布した。いずれの事務所も停電により非常用電源で電力を確保していたため、予備バッテリーを配布するとともに、相互に決めた電話連絡の時間のみ電源を入れるようにすることで対応した。

この対応によって、各土木事務所から県庁土木部各課に支援要請をしたり、情報を報告することができるようになったなど、県庁と地方機関との通信手段は確保できており、有効な措置であったと評価できる。しかし、自衛隊（ヘリ）に依頼して届けたはずの衛星携帯電話が、気仙沼土木事務所に渡らないという問題が発生したり、各事務所で組織的な対応を行えるほど十分な携帯を配布できなかったり、衛星携帯電話は屋内で使用することが困難であったり、課題も残っており、今後の災害対応に向けてこれらの課題についての検討を続ける必要がある。

**◆通常の予算や権限のルールが土木事務所間の連携を阻害した**

**＜県庁内部での調整＞＜指揮＞**

土木部長の指示により、発災直後、東部土木事務所の管轄エリアの東松島市に仙台土木事務所から支援に入り、手薄になる仙台土木事務所の亘理・山元エリアに大河原土木事務所が支援に入った。東部土木事務所は、津波により拠点を失い災害対応機能が著しく低下したため、土木事務所間で連携し、事態の打開を図った点は評価される。

しかし、予算や権限のルールについては通常のままであったため、業者発注は支援に入った事務所ではできなかった。予算はあくまでそのエリアを管理している事務所に付けられることになっていたためである。こうした事務の煩雑さもあり、結果として7月1日以降はこうした事務所間の連携は解消され、通常通りになった。今後、土木事務所の予算や権限のルールについては、災害時には事務手続きの委任等を検討し、事務所間の連携が円滑に行われる体制を構築することが望ましい。

**◆近隣土木事務所や県庁土木部の支援により、被災した土木事務所も被災市町村の支援を行った**

**＜県庁内部での調整＞**

津波で庁舎を喪失した土木事務所（気仙沼土木事務所と東部土木事務所）は、いずれも仮事務所を設置した。また、対応能力が低下している土木事務所に対しては、近隣の土木事務所や土木部各課が支援した。

本災害においては、庁舎を失った土木事務所であっても、大規模に被災した市町村の支援まで行っている。それを可能にしたのは、仮事務所が機能するようになるまでの全面的な近隣土木事務所と土木部各課による災害対応の代行と、仮事務所が機能するようになってからも継続された支援があったからであると考えられる。仮事務所の設置には、様々な資機材を用意しなければならないため、準備に時間が必要であり、また、仮事務所が機能するようになって、その事務所の管理エリアは大きな被害が発生しており対応業務は膨大になる。土木部では、そうした状況に土木部全体として対応することで、県として被災市町村の支援を行ったと言える。今後、こうした仕組みが一層効果的に機能するように、人事ルールや権限のルールについて見直されることを期待したい。

#### ◆他県及び他事務所からの応援職員の受入体制の強化が求められる<資源（職員）>

災害査定等の多大な業務を遂行するためには、他県及び他事務所からの応援職員の受入体制の強化が必要であり、被害状況及び被災額が未確定の状況下で、他県に要請する応援職員数を確定することが求められる。現有職員のマンパワーが不足した際には、早期に県の他事務所職員の兼務辞令発令を行い応援体制の強化を図るなど、被災状況に応じて早急かつ柔軟に職員の派遣を実施する体制が必要である。県庁内での職員の配置転換は、県庁内の事務手続きの改善である程度対応できると考えられる。さらに、他県からの応援職員のための宿舍及び通勤手段の確保、各県ごとの積算システムの相違による査定方法の違いなどについて確認しておくことが求められる。

#### ◆市町村支援のため東部土木事務所に別事務所を設置した<県庁外部（市町村）との調整>

東部土木事務所は、市町と当初連絡が取れなかった。そこで東部土木事務所は本来業務と災害対応関係とを分けて、災害対応（県管理の河川・海岸施設を除く。）については石巻市向陽町に専任事務所を設置した。向陽町事務所には衛星携帯電話も配備し、同所から市町への支援を行った。その後、業務量が余りにも多く向陽町事務所でも対応しきれなくなり、一部の道路施設の復旧作業は東部土木事務所本所が対応することになった。向陽町事務所では、主に県管理道路の復旧作業及び災害査定と、市町の災害査定の受託を行った。

このように、市町支援について特別の体制で対応に当たったことは、被災市町に対する積極的な支援として評価される。

#### ◆円滑に災害査定が行われるように対応したが、結果的に災害査定に多くの時間と労力がかかった

##### <県庁外部（国、県、市）との調整>

円滑に災害査定が行われるように、3県1市で協議し統一方針を出した。災害廃棄物処理のほか災害査定のためにも航空測量やレーザープロファイラを活用しようとした。これらの費用について、災害査定の予算で対応しようとしたが、結果的にこの予算は認められなかった。また、国の災害査定の実施方針が二転三転して、結果的に災害査定は多くの時間と労力を要する業務となってしまった。今回のような巨大広域災害に対し、通常時の災害査定のルールを適用しようとしたことが原因と考えられる。今後は、巨大広域災害における効率的な査定の進め方について国と協議して、円滑に災害査定が進むように改善すべきである。

#### ◆災害廃棄物の一次仮置き場への移動は、一部の市町村において県有地上のものに限り宮城県が事務を代行した

##### <計画とマニュアル><県庁外部（国・市町村・警察）との調整>

災害廃棄物の一次仮置き場への移動は、一部の市町村において県道など県有地上にあるものに限り、解体・撤去を含めて宮城県が事務を代行した。3月28日に宮城県が「災害廃棄物処理の基本方針」の中で示した、市町村が自ら処理を行うことが困難な場合には県が事務を代行するという方針に基づく対応であった。

市町村支援の必要性は土木部BCPの中で指摘されていたものの、具体計画にはなっていなかった。そのような中で、土木部では、この廃棄物の移動をはじめ、市道の被災状況の確認や緊急工事、さらには災害査定の代行など、県として様々な市町村支援を実施しており、役場機能が著しく低下した市町村の大きな助

けになったと評価できる。しかし、この廃棄物の移動に関しては、「市町村が自ら処理を行うことが困難な場合」に支援を行うというような方針の曖昧さが見られ、被災市町村との役割分担の調整を行う上で障害になったのではないかと推察される。今後は、被災市町村に対する支援という、県としての役割を強化するため、早期に明確な支援が示せるように見直す余地はある。

**◆仙台土木事務所は、計画どおり被災した5つの仙台地区関係機関に仮事務所としてスペースを提供した**

**＜県庁内部での調整＞**

津波で事務所が被災して使えなくなった仙台塩釜港湾事務所、中南部下水道事務所、仙台港背後地土地区画整理事務所、宮城県下水道公社、宮城県フェリー埠頭公社の仙台地区の5つの事務所に対して、仙台土木事務所は、会議用のスペースなどを仮事務所として提供した。BCPの観点から配線の準備ができており、仮事務所として有効に使用できたことは評価できる。

**◆仙台土木事務所は、食料や燃料の調達などロジスティクスを充実させた＜資源（物資）＞**

被災した5つの仙台地区関係機関に仮事務所としてスペースを提供した仙台土木事務所では、仙台市内で食料の入手が困難であったため、職員同士で自宅から食材を持ち寄って、有志の炊き出しが行われた。こうした取組みは、同事務所内の職員を業務に集中させ、組織として本来業務を遂行するために効果的であったと評価できる。また、3日分しか用意されていなかった自家発電の燃料（軽油）を安定的に調達するために、調達担当の職員を決めて対応している。食料や燃料の問題は、いずれもロジスティクスの観点から非常に重要であり、職員同士で知恵を出し合いながら対応したことは評価できるが、こうした体制を強固なものにするために、今後、事前計画を検討されたい。

**◆東部土木事務所が津波で被災したために、事務所の立地については、少なくとも今回の浸水エリア外に設置することを検討するべきである＜計画とマニュアル＞**

東部土木事務所が津波で被災したことにより、同事務所は、3月13日から東部下水道事務所に仮執務室を設置した。東部土木事務所周辺が津波で冠水し、職員の一部が3月13日まで孤立してしまったために、土木事務所としての機能は完全に低下し、孤立解消後も、同事務所として組織的な対応体制を構築することに、数々の困難があった。今後、事務所の立地については、少なくとも今回の浸水エリア外に設置することを検討するべきである。また、津波については、事務所が被災することが想定されていなかったが、地震や洪水などで事務所が被災し、職員が被災した場合のBCPを整備しておく必要がある。さらに、県庁全体として、被災した事務所をバックアップする体制も求められる。

**◆東部下水道事務所は、被災した東部地区関係機関の仮事務所となったため、一般の通信回線が復旧し始める発災から1週間程の間、防災行政無線1本と衛星携帯電話数本を他機関と共有して災害対応を行う事態となった＜資源（設備）＞**

東部下水道事務所は、津波で事務所が使用できなくなった石巻合同庁舎内に入っていた各事務所（東部地方振興事務所、東部保健福祉事務所など）のほか、東部土木事務所、石巻港湾事務所などが仮事務所として使用した。平時20人の職員が職務を行っている同事務所に、複数の東部地区関係機関の職員が同居し200人以上となった。同事務所を、被災した周辺の事務所のための仮事務所とする計画はなかったため、

一般の通信回線が復旧する発災後1週間程度は、防災行政無線1本と数日後に県庁から持ち込まれた衛星携帯電話数本を複数の事務所で共有して災害対応を行わざるを得ない状況となった。

計画にない中で、東部下水道事務所は被災した周辺事務所を受け入れたものの、この仮事務所で東部地区関係機関にできた対応には限界があり、同下水道事務所を関係機関の仮事務所としたことの効果は限定的であったと言わざるを得ない。今後、津波に限らず、地震や洪水などで事務所が被災した場合に、どこを仮事務所とするのか、また、仮事務所とする場合に必要な資機材は何かなど事前に検討しておく必要がある。さらに、宮城県全体として、こうした事態に備えたバックアップ体制について再検討する必要がある。

#### ◆災害査定は市町村に代わり県で実施した〈県庁外部（市町村）との調整〉

市町村の支援については、（社）宮城県建設センターがサポートすることになっているが、今回は被害の甚大さゆえに、宮城県が同センターと委託契約を結び、直接県が市町村の支援を行った。一次調査のみを実施したケースと災害査定申請まで実施したケースなど市町村毎に支援の程度に差はあるものの、災害査定は膨大な作業になる上に、専門的な職員が必要になるため、県が市町村に代わり対応したことは、被災地の復旧作業を早めることになったと想像される。しかし、災害査定のための人員は、県内で派遣調整可能な状況ではなかったため、県外からの応援（地方自治法派遣）を受けている。

それでも災害査定が終了したのは12月下旬であった。作業を迅速に行う上で、今後、災害査定を一層簡略化できないか県・国で検討する必要がある。

#### ◆気仙沼土木事務所は、津波避難ビルに指定されていた気仙沼合同庁舎内への避難者を湛水エリア外の避難所に誘導してから、気仙沼保健福祉事務所にて初動対応の体制を構築した〈計画とマニュアル〉

気仙沼合同庁舎（以下、合庁と呼ぶ）は津波避難ビルに指定されていたため、津波から緊急避難した約200人の近隣住民がいた。同合庁は、津波により湛水したエリア内にあったため、これらの住民は庁内にいた多くの職員とともに合庁内に孤立した。当然、庁内に事務所があった気仙沼土木の職員も同様である。従って、気仙沼土木事務所が本来の土木事務所としての業務を開始できたのは、3月13日に湛水エリア外にある小学校まで住民を避難させた後で、同日午後、気仙沼土木の全職員が気仙沼保健福祉事務所（その後、土木事務所は仮事務所とした）に移ってからのことであった。3月12日に孤立した合庁から湛水エリア外にある避難所（気仙沼小学校）までのルートを確認した先遣隊5人も土木職員であった。

このように住民の安全ため、想定されていなかった事態に対して臨機応変に対応したことは高く評価できる。こうした一連の対応により初動体制の構築が遅くなったことは、今回の津波の規模を踏まえれば仕方のない部分もある。しかし、一般に、数百人オーダーの人間をヘリでつり上げ救助するのは技術的に困難とされ、本事例は陸路で安全な避難所まで移動できたが、それは不幸中の幸いであったと言える。このことは、決して看過できるものではなく、今後は、県全体の問題として、住民をこのような危険にさらさないために、津波避難ビルが湛水により孤立した場合に多数の避難者が長期間ビル内に滞在できる方策や安全な場所まで誘導する方策について検討しなければならない。

#### ◆気仙沼土木事務所は、気仙沼保健福祉事務所に仮事務所を構えた初期の段階において、使用できる通信手段は衛星携帯電話3台のみであった〈資源（物資）〉

気仙沼土木事務所が、被災後、初めに仮事務所とした気仙沼保健福祉事務所には、職員宿舎に準備され

ていたバックアップ用のV-SAT（電話とFAX）が設置されていた。しかし、この限られた通信手段を気仙沼土木事務所が使用することはほとんどできなかった。気仙沼土木事務所が使用できる通信手段は、宮城県庁（宮城県災害対策本部事務局と防災砂防課）から持ち込まれた合計3台の衛星携帯電話のみであった。

そのため、土木部BCPの計画に沿って管理エリア内の公共土木施設の被害状況の把握のために職員を被災地にパトロールに向かわせるも、仮事務所と現場に出た職員との連絡手段は足だけが頼りで、きめ細かな指示や現場職員からの報告をリアルタイムでやりとりすることは不可能だった。こうした乏しい通信手段だけでは、気仙沼土木事務所における初動対応を効率的に行うことは不可能だったと推察される。しかし、この3台の衛星携帯電話は、本庁からの指示を受けることや気仙沼土木事務所から本庁に支援を要請することなど、本庁とのやりとりをするためには有効であった。

今後、地区毎の通信手段のバックアップ体制をどうするのか、さらには宮城県全体として最低限の災害対応を実施するために用意しておくべきことは何か、特に、現場対応が求められる土木事務所などのことを念頭において再検討が求められる。

**◆気仙沼土木事務所は、道路被害の確認業務を開始する段階においては、県道の管理委託業者との通信手段が断たれていたため、直接、仮事務所まで来た業者とともに業務を開始した〈計画とマニュアル〉**

気仙沼土木事務所では、気仙沼合同庁舎が津波で被災して使用できなくなったため、気仙沼保健福祉事務所を仮事務所とした。県道の管理委託業者との通信手段がなかったために仮事務所の場所を伝えることはできなかったが、直接、仮事務所に来た業者があり、それらの業者とともに、道路の被害状況のパトロールを開始している。平成22年6月に気仙沼保健福祉事務所で業者と災害時の対応訓練をしており、そのことが、いざというときの気仙沼土木事務所の動きを認識させる効果があった可能性がある。

こうした業者との災害時の対応訓練の効果については、今後、業者への調査を行わない限り正確には把握できないものの、土木事務所の建物が被災した場合のバックアップの計画を知らしめる効果が期待できるため、今後も計画的に行われるべきである。

**◆管理エリア内に甚大な被害があり、さらに対応拠点を失った気仙沼土木事務所は、半年以上にわたり近隣土木事務所からの支援を受けて対応した〈県庁内部での調整〉**

土木部長からの指示により、気仙沼土木事務所は、東部土木登米地域事務所と北部土木事務所の支援を受けることになった。その結果、気仙沼土木事務所は旧唐桑町と旧気仙沼市エリアのみに資源を集中させることができた。仮事務所が、気仙沼保健福祉事務所から民間ビル（マルタクビル）（4月1日以降）へ、さらに仮設合同庁舎（9月26日以降）へと移動する度に業務環境は改善されたが、両事務所からの支援が欠かせない状況に変化はなかった。

気仙沼土木事務所は、災害対応拠点を失い、車輛や通信手段を失うなど災害対応能力が著しく低下した。こうした事態に近隣の土木事務所の支援は不可欠であり、今回の宮城県土木部の対応は評価できる。一方で、甚大な被害が出た土木事務所が、職員の応援を要請することの難しさも明らかになった。状況が目まぐるしく変化する大規模災害時において、先を見越してどの時期に何人の応援職員が必要であるかを見積もることは難しい。臨機応変に周辺の土木事務所と職員を融通しあえる方策についても、今後検討しておくことが望ましい。

**◆気仙沼土木事務所では、気仙沼港湾（商船）の係留の認可業務が継続できなくなり、4月末まで本庁の港湾課が代行した〈県庁内部の調整〉**

気仙沼土木事務所では、津波により災害対応拠点を失い、3月末まで気仙沼保健福祉事務所を仮事務所としたが、有効な通信手段が衛星携帯電話3台しかなかったため、事業者からの連絡を受けることができず、気仙沼港湾（商船）の係留の認可業務を継続することが困難になった。こうした事態を受けて、4月末までは本業務を県庁の港湾課が代行している。このほか、石巻港のバース調整業務については石巻港湾事務所に代わり3月31日まで、仙台塩釜港のバース調整業務については仙台塩釜港湾事務所に代わり4月7日まで、港湾課が業務を代行した。

土木部地方機関が被災し、係留認可の業務継続ができなくなったことを受けて本庁で代行したことは、気仙沼エリアの緊急対応や復旧対応に必要な資源を海路から大規模に供給し続けるために非常に効果的であった。土木部BCPでは、本庁舎が使用不能となる事態の想定はできていたが、地方機関が使用不能となる事態にまでは検討が及んでいなかった。従来想定されていた災害規模を踏まえれば、仕方のないことかもしれないが、今回の事態を受けて、今後検討されることが望ましい。

**◆気仙沼土木事務所は自身が被災したにも関わらず、本庁土木部や近隣土木事務所の支援を受けながら、気仙沼市の災害対応を支援した〈県庁内部での調整〉〈県庁外部（市・国）との調整〉**

気仙沼市は、人口約74,000人でピーク時（3月17日）に約2万人の避難者が発生したため、市役所の職員は、避難者への対応に多くの人員が必要であったと推察される。そのような中、気仙沼土木事務所では、本庁土木部からの指示もあり、様々な形で気仙沼市の支援をしている。例えば、気仙沼土木事務所は、国にも協力を要請して、気仙沼市内の道路の通行可否情報をまとめた地図を作成し、気仙沼市に提供している。市道の情報収集が芳しくなかったため、県道のみならず市道についても県職員が状況把握を行っている。気仙沼土木の仮事務所で地図のたたき台を作成し、それを気仙沼市災害対策本部が設置されていた気仙沼市広域消防本部に持っていき、そこで国道や市道の情報を合わせて地図を完成させていた。そのほかにも、災害査定では全面的な支援を実施している。

土木部BCPの中で、市町村への支援について言及はされているものの、具体的な仕組みや体制作りについては今後の検討課題となっていた。気仙沼市が甚大な被害が発生するなどして、同市で処理できない事務が発生したことを受けて、東日本大震災では、気仙沼土木事務所は、自身も被災しながら様々な形で同市への支援を実施したことは高く評価できる。また、そうした市町村支援ができるように本庁土木部や近隣の土木事務所の支援があったことも特筆に値する。今後、今回の対応を踏まえ、こうした支援の仕組みや体制を整備する必要がある。

(2) 防災用資機材等の調達対応等

ア 防災用資機材等の調達

- ・ 3月12日、仙台土木事務所より衛星携帯用発電機の調達依頼を受け、社団法人宮城県建設業協会へ要請を行った。
- ・ 3月13日、気仙沼合同庁舎への公用車・携帯電話の搬送と、気仙沼市街地から同市本吉地区の通行可能道路の調査を行った。



- ・ 3月14日付けで、土木部各課が災害時における防災協定を締結している次の業界団体に対し応援協力依頼を行った。

社団法人宮城県建設業協会、社団法人宮城県測量設計業協会、社団法人建設コンサルタンツ協会、社団法人日本土木工業協会東北支部、社団法人日本埋立浚渫協会、社団法人宮城県造園建設業協会、宮城県宅地建物取引業協会、社団法人全国特定法面協会東北支部、社団法人プレハブ建築協会、東北地質調査業協会、社団法人全日本不動産協会宮城県本部、独立行政法人住宅金融支援機構、社団法人宮城県建築士会、社団法人宮城県建築士事務所協会、社団法人日本建築家協会東北支部宮城地域会、社団法人日本建築構造技術者協会東北支部

- ・ 3月18日、社団法人宮城県建設業協会会員企業が必要とする軽油確保のため、カメイ株式会社から90,000ℓを購入する契約を締結し、緊急時の給油体制の構築を図った。

なお、防災用資材（土のう袋）は、調達及び現地までの運搬を社団法人宮城県建設業協会に対応した。土のう袋は、倉庫に保管していたものを活用したほか全国から調達を行った。

3月12日には約2万袋、最終的には約4万袋を調達した。また、後日、関西広域連合から土のう袋の支援の申出があり、約4万4千袋を提供頂いた。

これらの土のうは7土木事務所に配送したほか、各市町村へも提供した。

#### イ 建設工事等に関する調整

- ・ 3月14日から震災に伴う労働災害発生状況の情報収集を行った。
- ・ 3月16日土木部長・農林水産部長・出納局長連名による被災した建設工事等の一時中止に関する通知を行った。
- ・ 3月16日から震災に伴う入札契約制度等に係る各種通知を土木部内へ周知し、また、県内市町村・建設工事等請負者へ情報提供した。
- ・ 3月17日から工事施工中に損害を受けた工事等の損害金の取扱い方法の整備を行い、4月5日からは損害金算出方法について国土交通省東北地方整備局や庁内各部局との調整を行った。
- ・ 3月24日、被災した建設工事等の契約に関する相談窓口を土木部事業管理課内に設置し、電話番号をホームページに掲載した。
- ・ 3月29日、被災者等の積極的な雇用について県内建設業団体に通知を行った。
- ・ 3月下旬より、災害査定総合単価（拡大版）を作成した。
- ・ 3月31日、土木部が災害時における防災協定を結んでいる業界団体に対する暴力団排除依頼を行った。
- ・ 4月上旬から5月末まで、がれき処理の概算設計書単価を作成した。
- ・ 4月12日、被災により一時中止した建設工事等の再開に関する通知を行った。
- ・ 4月12日より災害復旧工事等の迅速な執行に向けた総合評価落札方式（特別簡易型）の制度設計を行った。
- ・ 5月27日、請負工事の不可抗力による損害額算定要領（案）を制定した。
- ・ 5月27日から震災に伴う入札契約制度の運用変更（特例措置）に関する問合せ対応を行った。

#### ウ その他

- ・ 3月14日から5月8日まで、災害調査等のための通行票の発行を行った。その他、緊急通行車

両確認証明書及び有料道路料金免除のための災害派遣等従事車両証明書の各申請受付を行った。

- ・ 津波により事務所が被災を受け、事務所に孤立した東部土木事務所職員救出のため、社団法人宮城県建設業協会等から船を手配して現地に向かった。

### 防災用資機材等の調達対応等の検証

#### ◆事業管理課は、土木関係以外の業務で必要となる機材の調達まで実施した

##### ＜県庁内部での調整＞＜資源（物資）＞

事業管理課は、食と暮らし安全課からの要請を受けて、遺体安置用のブルーシートを900枚調達した。事業管理課は、本来、公共土木施設の復旧に必要な資機材を土木部内のために調達する役割を担っているが、それに固執せず得意とする対応を他部局のためにも発揮しており、適切であったと評価できる。

#### ◆事業管理課で災害調査等のための通行票を発行した＜県庁内部での調整＞＜資源（職員）＞

事業管理課は、災害調査等のために災害派遣等従事車両証明書を発行するとともに緊急通行車両確認証明書及び有料道路料金免除のための証明書の申請受付も行った。これらのうち、災害派遣等従事車両証明書は「宮城県災害対策本部時事務局内規」で災害対策本部事務局庶務グループが実施する計画になっていたが、災害調査等に関係する分については同課で対応した。

庶務グループを担当する消防課は、二次災害に発展する可能性がある高圧ガス等危険物対策を本来業務として抱えていた。事業管理課が計画にないにもかかわらず通行票の発行を行ったことで、消防課の負担を軽減し、その分の余力を二次災害対応に回せたと考えられ、県全体の対応としては適切であったと評価できる。土木部としても、公共土木施設の早期復旧のために有効であったと考えられる。そもそも、初動期から人命に関わる危険物対策の業務を抱えている消防課が庶務グループを担当するという計画に無理がある。今後、改善するべきである。

#### ◆内陸側の建設業者などの限られた資源を沿岸部の応急復旧に集中させるために、内陸側の工事を一時停止した＜県庁外部との調整＞＜資源＞

入札関係については、既に動いていた内陸側の工事を一時停止し、復旧作業に回れるようにした。3月16日に行った土木部長・農林水産部長・出納局長連名による被災した建設工事等の一時中止に関する通知である。内陸側の建設業者などの限られた資源を沿岸部の応急復旧に割り振ったことは緊急応急復旧に効果的であったと考えられる。

#### ◆資機材（土嚢袋）を他の自治体よりも早く調達することを考えた

##### ＜県庁外部（他の都道府県）との調整＞＜資源（物資）＞

事業管理課は、現場から大型土嚢袋5万袋を要請されたとき、これだけの量を調達しても余るのではないかと認識しながらも、事前に必要量を正確に予測して調達するのは困難であると判断し、集められるものは集める方針をとった。関西広域連合から44,000袋の申出があったとき、有償か無償かも分からなかったが、早く回答しなければ後になって必要な事態になったときに困ると考え、支援の受け入れを決定した。

県下に利益を誘導するための対応としては評価できるものの、宮城県の県域を超えて、被災地全体の最適

な対応を念頭に置いた場合には、国レベルの調整が必要であった可能性も指摘される。

(3) 道路施設（橋りょう含む）

ア 県内全域の通行規制及び被害状況

土木部道路課では、県内全域の県管理道路の通行規制情報の収集及び被災状況の収集を行い、同時に通行規制情報の一般への提供に努めた。

道路の通行規制箇所については、まず緊急輸送道路の通行規制の解除に取り組んだ。

道路別図1には、約半年間の通行規制の推移、道路別表1には、一般国道（以下（国）と表記）及び主要地方道（以下（主）と表記）の全面通行止め箇所解除日を示す。

※一般県道については以下（一）と表記

地震・津波の発生と同時にライフラインが遮断され、早急にライフラインの回復を図る必要があったなか、特に重要であったライフラインの拠点は以下のとおりであり、道路管理者として、主要施設に至るまでのアクセスルートを確認する必要があった。

- a 仙台塩釜港（仙台港区）内のJX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所（仙台市）への燃料輸送ルート確保
- b 仙台塩釜港（塩釜港区）内のカメイ物流サービス株式会社宮城支店塩釜貞山油槽所（塩竈市）への燃料輸送ルート確保
- c 石巻市鮎川方面への救援ルート確保
- d 東北電力株式会社女川原子力発電所へのアクセス道路確保
- e 東北電力株式会社の停電解消作業への対応
  - ・ 塩竈・多賀城地区のライフラインの確保のための対応。
  - ・ 新仙台火力発電所（仙台市）からの送電線確保のための対応。
  - ・ 被災変電所へのルート確保について、鹿折変電所（気仙沼営業所管内）へのルート及び仙台港変電所へのルートの災害廃棄物撤去作業。

次に、各ライフラインの確保のため以下のとおり対応した。

・ 3月13日

東部土木事務所が、ライフラインの復旧支援として、女川原子力発電所までの輸送ルートの確認を行う。

対象路線：（一）牡鹿半島公園線，（主）女川牡鹿線，（主）石巻鮎川線

・ 3月14日

東北電力株式会社が自ら女川原子力発電所側から（主）女川牡鹿線を啓開（災害廃棄物撤去）し、14日中に（一）牡鹿半島公園線（通称「コバルトライン」）到達の見込みとなった。また、女川原子力発電所へのアクセス道路（コバルトラインのうち、大六天から小積インター地区の各道路）についても、15日までに大型車両が通過できるようルートを確認できる見込みとなった。

なお、(一) 牡鹿半島公園線の女川から鮎川間の通行は、緊急車両のみを対象としたが、随所に段差や路面の開きがあるため、車高の高い四輪駆動車や自衛隊のトラックなどに限定した。こうした状況から、東部土木事務所が早急に応急作業を実施し、前述以外の車両の通行ができるよう対応した。

一方、東北電力株式会社は、国土交通省東北地方整備局に対し、塩竈・多賀城地区のライフラインの確保のために(国)45号の災害廃棄物撤去を依頼した。それを受け、国土交通省東北地方整備局は、塩竈市内について仙台市方面から災害廃棄物撤去を開始した。また、多賀城市内については浸水がひどく、レスキュー隊が救助作業中であったため、撤去着手時期の見通しが立たなかった。

・ 3月15日

国土交通省東北地方整備局は、14日から引き続き、塩竈市内について仙台市方面から啓開作業を実施した。多賀城市内については、15日から啓開作業に着手した。

(主) 仙台塩釜線(通称「産業道路」)の仙台市宮城野区出花から多賀城市大代間では、タンクローリー数台と数百台以上の乗用車、トラック等が散乱していたため、自衛隊などにより撤去作業が実施されていた。

道路課では、JX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所への燃料輸送ルートを確認するために啓開作業を行った。

・ 3月16日

東部土木事務所は、女川原子力発電所へのアクセス道路の確保するため、16日より(主)石巻鮎川線などの路線を含めて応急作業を実施し、救援ルートの早期確保に努めた。(一) 牡鹿半島公園線の女川から小積インター間の通行については15日に確保された。また、小積インターから鮎川間の通行については、16日より、東部土木事務所が通行確保のための工事に着手した。

(主) 仙台塩釜線(産業道路)は、自衛隊による啓開作業によって、タンクローリーのアクセスルートとして利用が可能となった。

なお、(主) 仙台塩釜線(産業道路)の仙台塩釜港仙台港区入口から多賀城市町前交差点間でタンクローリー輸送時に仙台土木事務所が交通規制を行った。

・ 3月17日

道路課が塩釜貞山油槽所への燃料輸送ルートを確認するため、(主) 仙台塩釜線の多賀城市笠神から塩竈市牛生間を啓開作業し、タンクローリーのアクセスルートとして利用することが可能となった。ただし、タンクローリー輸送時には仙台土木事務所が交通規制を行った。

(国)45号の早期通行については、構造物の被害が比較的少ないと思われる仙台市から石巻市、及び石巻市から南三陸町までを、緊急の輸送路として早期に通行能力を確保するよう国に対して要望した。

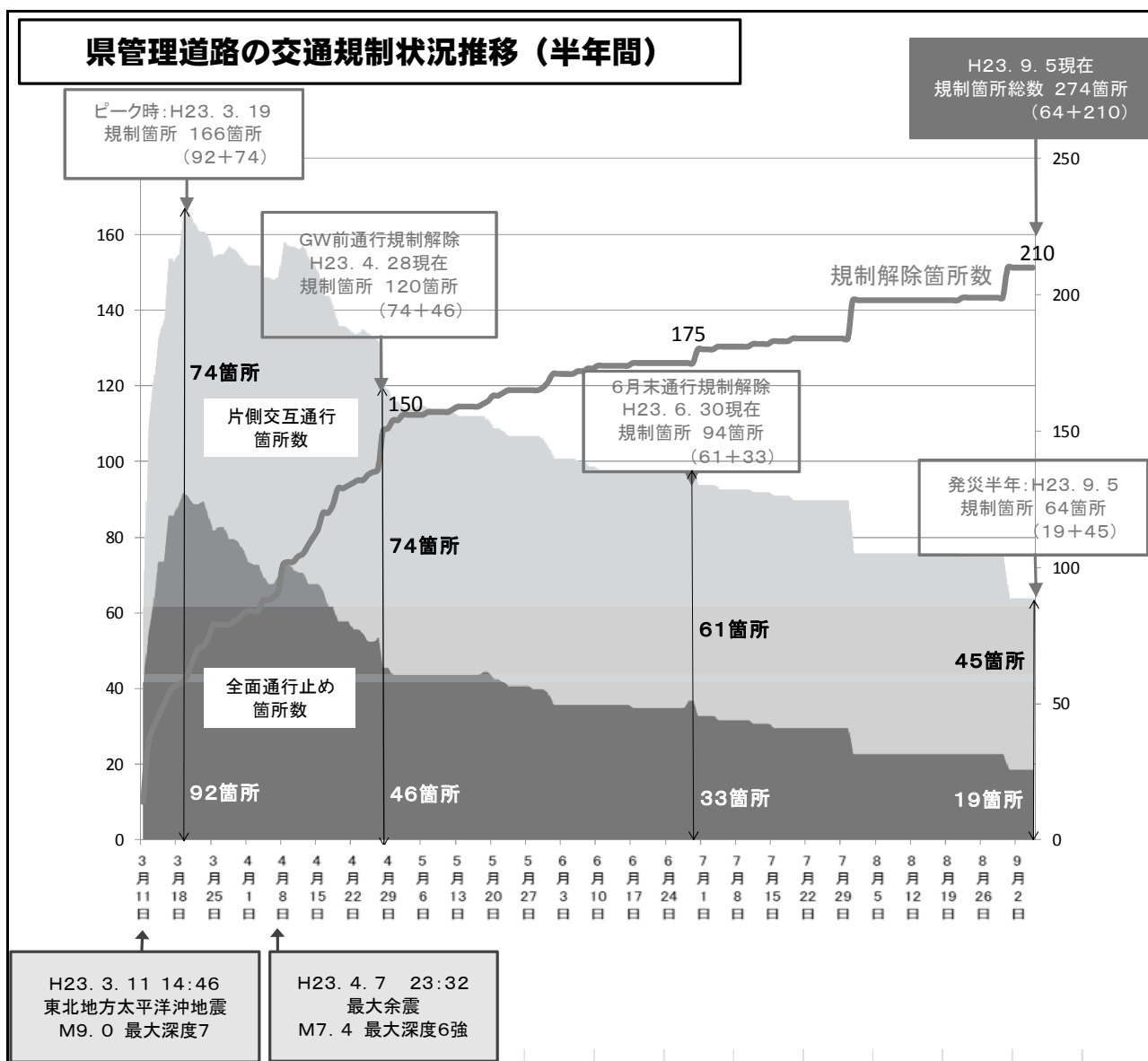
東北電力株式会社とは、早期通電を調整しており、新仙台火力発電所からの送電線確保について、両者ともに現地立会を実施し、東北電力株式会社より要請のあった道路の啓開作業を実施した(市町道を含む)。

・ 3月18日

JX日鉱日石エネルギー仙台製油所への燃料輸送ルートについて、(主) 仙台塩釜線（産業道路）の仙台塩釜港仙台港区入口から多賀城市町前交差点間にてタンクローリー輸送時の車線を確保できたため、予定していた交通規制を実施しなかった。

塩釜貞山油槽所への燃料輸送ルートについて、タンクローリー輸送時の車線を確保できたため、予定していた交通規制を実施しなかった。17日には東北電力株式会社が通電を開始し、タンクローリーの輸送を開始した。

道路別図1 県管理道路の交通規制状況推移



道路別表1 一般国道及び主要地方道の全面通行止め箇所解除日（6か月間）

種別	路線番号 路線名	箇所名	解除又は片 交確保日	
一般国道	113号	白石市郡山（村井林業近く）	3月11日	
	286号	川崎町川内川崎 IC～小野大橋	3月12日	
	346号	登米市中田町（錦桜橋）	3月11日	
		涌谷町涌谷（新涌谷大橋）	3月11日	
		登米市米山（山吉田橋）	3月13日	
		気仙沼市本吉町岳の下花見橋	3月20日	
		気仙沼市本吉町岳の下岩崎橋	3月20日	
	347号	大崎市古川塚目（塚目跨線橋）	3月18日	
	349号	角田市江尻交差点付近	4月16日	
	398号	石巻市河北町釜谷	3月16日	
		石巻市渡波栄田	3月20日	
		石巻市雄勝町船戸	3月22日	
		石巻市中瀬東内海橋・西内海橋	3月25日	
		女川町堀切山	4月5日	
		登米市東和町（米谷大橋）	4月8日	
		石巻市中瀬（岡田劇場前）	4月8日	
		女川町女川	4月16日	
		石巻市中浦	4月28日	
		女川町石浜崎山 崎山展望公園前	5月28日	
		南三陸町横津 横津橋	6月1日	
		南三陸町戸倉折立 折立橋	6月1日	
		石巻市北上町月浜～南三陸相川	6月6日	
		登米市迫町（錦橋）	6月30日	
		457号	大衡村大衡（歩道）	3月11日
	白石市八宮		6月1日	
	主要地方道		1 古川佐沼線	大崎市古川江合（江合橋）
栗原市高清水下町（小山田橋～造川橋）				4月8日
2 石巻鮎川線	石巻市桃浦～十八成浜	3月22日		
7 石巻港線	石巻市中央2丁目	4月28日		
9 大和松島線	大郷町中村（山崎橋）	3月11日		
10 塩釜亙理線	岩沼市下野郷（仙台空港トンネル）	5月20日		
	閑上大橋～仙台空港トネル逢隈高屋	5月20日		
11 塩釜港線	塩釜市港町～貞山通り	4月28日		
15 古川登米線	大崎市田尻小塩	3月12日		
	大崎市田尻沼部（春日跨線橋）	3月12日		
	登米市米山町善王寺	3月20日		
16 石巻鹿島台大衡線	東松島市赤井（赤井小学校付近）	3月16日		
17 栗駒岩出山線	大崎市岩出山下真山	3月21日		
	大崎市岩出山葛岡	6月17日		
	大崎市岩出山（堂の沢橋）	6月30日		
19 鹿島台高清水線	大崎市（野田橋）	3月11日		
20 仙台空港線	仙台空港 IC 塩釜亙理交差点～仙台空港	6月10日		
21 河南米山線	登米市豊里町 豊里大橋	4月10日		
23 仙台塩釜線	多賀城市町前～塩釜市港町	4月30日		
25 岩沼蔵王線	岩沼市大師～村田町字姥ヶ懐山	4月11日		
26 気仙沼唐桑線	気仙沼市唐桑町舞根	3月17日		

27	奥松島松島公園線	松島町手樽～東松島市境	4月4日
		東松島市大塚～東名	4月4日
		東松島市宮戸字大浜	6月30日
		東松島市野蒜	7月4日
28	丸森柴田線	角田市坂津田	3月31日
29	河南築館線	大崎市田尻宝森	3月12日
		涌谷町太田 のの岳中学校付近	3月19日
		大崎市田尻大貫	4月8日
36	築館登米線	登米市迫町新田（新田跨線橋アプローチ）	3月11日
		栗原市築館照越	3月30日
39	仙台岩沼線	名取市高館川上	4月7日
40	利府松山線	大郷町粕川（新堀橋）	3月11日
		大郷町粕川（粕川大橋）	3月11日
41	女川牡鹿線	女川町飯子浜	3月16日
		女川町野々浜野々浜橋	3月28日
		女川町大石原	4月1日
		女川町塚浜	4月5日
		石巻市鮫浦	4月17日
		石巻市谷川浜	4月17日
43	矢本河南線	東松島市矢本字上町（矢本アンダーパス）	4月13日
44	角田山元線	山元町（坂元川）	4月28日
47	蔵王川崎線	川崎町役場～（国）286号	3月12日
50	白石柴田線	白石市白川（中島街道踏切）	3月12日
		白石市（内親）	7月15日
56	仙台三本木線	大崎市三本木（市道多高田線）	4月25日
58	塩釜七ヶ浜多賀城線	笠神橋～念仏橋	3月21日
		七ヶ浜町吉田浜	4月19日
		七ヶ浜町菖蒲田浜	4月19日
59	古川一迫線	栗原市高清水小山田（天神橋南）	3月14日
60	鹿島台鳴瀬線	大崎市～松島町（二子屋橋）	3月11日
64	北上津山線	石巻市橋浦	4月1日

イ 発災から約半年後の道路輸送経路の確保状況

- ・ 通行規制か所については、274か所のうち210か所が規制解除済みであり、64か所（全面通行止め19か所、片側交互通行45か所）が規制中である。そのうち、緊急輸送道路については、通行規制67か所のうち52か所が規制解除済みであり、残り15か所（全面通行止め5か所、片側交互通行10か所）が規制中である。
- ・ 通行規制か所については、大規模被災箇所などを除き年内の規制解除を目指す。

【交通規制解除の見込み】※[ ]は緊急輸送道路。

規制種別	規制数 (9月5日 現在)	規制解除時期			
		平成23年12月末		平成24年3月末	
		解除数	規制数	解除数	規制数
全面通行止め	19 [5]	13 [4]	6 [1]	4 [—]	2 [1]
片側交互止め	45 [10]	35 [6]	10 [4]	4 [3]	6 [1]
合計	64 [15]	48 [10]	16 [5]	8 [3]	8 [2]

i 全面通行止めか所の内訳（合計19〔5〕か所） ※〔 〕は緊急輸送道路

【付近に迂回路無し（小計11〔4〕か所）】

- ・ 橋りょう重大損傷・・・・・・・・・・3〔2〕か所
  - （国）398号 新北上大橋
  - （一）石巻工業港矢本線 定川大橋
  - （主）古川松山線 志田橋
- ・ 土砂崩壊など・・・・・・・・・・6〔1〕か所
  - （一）牡鹿半島公園線 小積浜から鮎川浜など
- ・ 津波による路面流出など・・・・・・・・・・2〔1〕か所
  - （国）398号 石巻市北上町橋浦など

【付近に迂回路有り（小計8〔1〕か所）】

- ・ 橋りょう重大損傷・・・・・・・・・・1〔-〕か所
  - （一）相馬亙理線 高浦橋
- ・ 土砂崩壊など・・・・・・・・・・1〔-〕か所
  - （一）釜谷大須雄勝線 石巻市雄勝町名振船越
- ・ 津波による路面流出など・・・・・・・・・・6〔1〕か所
  - （一）閑上港線 名取市閑上など

ii 片側交互通行の内訳（合計45〔10〕か所） ※〔 〕は緊急輸送道路

- ・ 橋りょう損傷・・・・・・・・・・3〔2〕か所
- ・ 土砂崩壊など・・・・・・・・・・16〔5〕か所
- ・ 津波による路面流出など・・・・・・・・・・2〔1〕か所
- ・ 段差陥没など・・・・・・・・・・24〔2〕か所

#### ウ 地域別

##### a 大河原土木事務所

- ・ 被害状況調査を3月11日から3月23日までは毎日実施した。
- ・ 危険箇所の通行規制措置と応急処置（段差，陥没等）を実施した。
- ・ 社団法人宮城建設業協会仙南支部及び宮城測量設計業協会仙台支部に支援を依頼した。
- ・ 道路管理施設（橋りょう，トンネル，ロック・スノーシェッド等）の調査，点検を実施した。
- ・ 通行規制箇所の早期解除への取り組み  
全面通行規制箇所19か所 → 2か所（7月15日時点）のみとなった。
- ・ 道路の段差，陥没など通行危険箇所の早期補修  
小規模な補修はおおむね3月末までに完了した。
- ・ 通学路の安全点検を実施した。
- ・ 仙台土木管内（亙理町，山元町）のがれき撤去，災害調査，災害査定等の業務を支援した。
- ・ 応急復旧対応として，応急工事28件，災害調査委託24件を契約した。（国）349号江尻，（主）白石上山線滝見台などの応急工事を実施した。
- ・ 災害査定を5月10日から実施し，9月30日で完了した。



b 仙台土木事務所

i 初動対応

【3月12日から13日】

- ・ 職員による道路パトロール実施 道路（7班）
- ・ 管理委託業者による道路パトロール実施
- ・ 被災状況（第1報）として、交通規制（4路線）、全面通行止め（3か所）、片側通行（13か所）を報告。
- ・ 社団法人宮城建設業協会仙台支部、塩釜支部、名亘支部及び社団法人宮城測量設計業協会仙台支部に対し、応援協力依頼を行ったものの、各協会事務局等が被災し連絡がつかず。各代表支部員に連絡し、3月14日付けで「大規模災害時の応急対策業務に関する協定」などに基づき、各協会へ正式に応援協力を依頼。

【3月14日（調査・点検・応援体制）】

- ・ 各協会への依頼  
社団法人宮城測量設計業協会に対し、3月12日に調査の準備を要請し、3月14日には6班体制を確保（道路4班・河川2班）した。  
社団法人宮城建設業協会所属の3社へ支援協力を依頼した。
- ・ 橋りょう点検について、点検体制を確保した。
- ・ 職員支援として、仙台地方ダム総合事務所より2人（3月22日まで）の協力を得た。

ii 応急対応全般

- ・ 緊急輸送路の通行確保及び通行不能区間の早期解除に取り組んだ。
- ・ 復旧に向けた幹線道路等の災害廃棄物を撤去した。
- ・ 管内の沿岸部においては広範囲で地盤沈下し、発災後も供用している県道等において潮位変動により湛水する箇所があり、車通行への支障箇所は通行止めとし、浸水侵入側を土のう等での締切の対応を行った。
- ・ 現地調査を行うためのアクセスルートが海水の湛水により不通となり、徒歩での調査を強いられ時間を要した。また、足場が非常に悪い状況での徒歩による調査で相当危険を伴う調査でもあった。
- ・ 排水ポンプによる強制排水にも時間を要し、現状の把握や災害査定の方針決定にも時間を要すなどの影響が生じた。仮応急対応や行方不明者の捜索などについて、国土交通省東北地方整備局と調整し、浸水範囲のポンプ排水の支援を頂いた。

c 北部土木事務所

- ・ 社団法人宮城測量設計業協会による被災状況調査を実施。
- ・ 社団法人建設コンサルタンツ協会による被災状況調査（被災橋りょう及びの法面崩壊箇所）を実施。
- ・ 道路・河川災害測量設計6件、橋りょう災害復旧詳細設計1件、道路災害設計1件の業務委託を契約した。
- ・ 津波による被害が甚大な沿岸地域の支援として、気仙沼土木事務所管内の被害状況概略調査、津波浸水区域外の道路・河川被害状況を調査した。

- ・ 通学路の安全確保のための緊急点検を実施した（加美町，色麻町，美里町内）。
  - ・ 道路2路線2か所の応急災害復旧工事契約を実施した。
  - ・ 道路管理委託業者により被災箇所の応急対応を行った。
  - ・ 災害査定（査定設計書作成，査定受検）の対応を行った。
  - ・ 応急復旧工事を実施し，早期の通行規制解除に努めた。
  - ・ 気仙沼土木事務所（南三陸町分所管の東部土木事務所登米地域事務所）へ職員派遣。
  - ・ 通学路の安全確保のための緊急点検を実施した（涌谷町，栗原市内）。
- d 北部土木事務所栗原地域事務所
- ・ 通行止め箇所を早期に解消し，残った通行規制箇所（片側交互通行）の減少に努めた。
  - ・ 地震発生直後はアスファルトプラントも被災し路面復旧に支障となったため，被災地以外の新潟県及び九州地方の民間会社から常温合材の無償提供を受け道路面の応急工事に有効活用した。
  - ・ 管内道路施設の災害査定に係る調査設計，災害査定設計書の作成，災害査定，その後に速やかな災害復旧工事の発注を行った。発災後2か月以内で災害査定に着手し，道路（路面）災害・河川災害・橋りょう災害に係る災害査定は8月上旬までにすべて終了した。このうち橋りょう災以外の災害については，7月中に復旧工事の発注手続きを完了させた。年度内の復旧に向け，努めている。
  - ・ 占用物件に起因する振動・騒音対策について対応した。
  - ・ 津波による被害が甚大な沿岸地域の支援として，南三陸町へ応援職員を派遣したほか，気仙沼市本吉地区の県及び市が管理する道路・河川の被災調査を実施し，その後災害査定に係る調査設計・災害査定を実施した。
- e 東部土木事務所登米地域事務所
- ・ 通行に大きな障害である路面陥没や堤防の崩壊した箇所は，災害時応援協定に基づき宮城県建設業協会登米支部に応急工事を依頼した。
  - ・ 被災した橋りょうの調査・設計を災害時応援協定に基づき，社団法人宮城県測量設計業協会と社団法人建設コンサルタンツ協会に依頼した。特に緊急輸送路に指定されている「錦橋」・「豊里大橋」・「錦桜橋」については，応急工事を実施した。
  - ・ 津波による被害が甚大な沿岸地域の支援として，南三陸町と石巻市北上町の県管理国道・県道及び河川の応急工事を支援した。
  - ・ 通行止めとなっている「錦橋」ほか2橋の早期の解放を目指し，河川管理者と協議するとともに設計を進めた。
  - ・ 沿岸部の被災者救助するために，重要な路線である（国）398号の応急工事を気仙沼土木事務所に代わり実施した。
- f 気仙沼土木事務所
- ・ 気仙沼市災害対策本部へ県管理道路に関する情報（通行止，通行可能）を提供した。
  - ・ 県管理道路の通行確保のための応急工事を実施した。
  - ・ 道路施設の被災調査を実施し，災害査定の対応を行った。

道路施設（橋りょう含む）応急・復旧対策の検証

**◆道路課では、集約した道路通行可否情報を、県に出向している道路交通情報センターの職員を通じて、同センターのホームページなどから公表した**

＜県庁外部との調整＞

道路課で把握した県下の道路の通行可否情報（道路課市町村道班が把握した市町村道の情報を含む）は、それらの情報を集約した地図を災害対策本部事務局（県庁2階講堂内）に提供するだけでなく、平常時から県に出向している道路交通情報センターの職員を通じて、同センターのホームページなどからも公開された。

県庁外部の関係者については、発災当初の停電の影響を受けた一般住民などは入手できない情報となってしまったが、被災地に向かう応援関係者は利用可能な情報であり、カーナビ（VICS）からも閲覧できるため一定の効果はあったと評価できる。一方で、県庁職員については、こうした情報の存在すら知らなかったという例があった。同課は災害対策本部資料や宮城県ホームページ及び宮城県電子県庁共通基盤システム（職員ポータルサイト）で、県道と国道の通行可否情報について周知していたが、そのことが他部局一般職員にまで十分に伝わっておらず、全庁的な情報共有の方法に問題があった可能性がある。また、同センターのホームページでも同様の情報を提供していたが、県庁内では十分に活用できていなかった可能性がある。

**◆津波で庁舎を喪失した気仙沼土木事務所と東部土木事務所の管内に関しては、発災後数日間は、道路通行可否の状況把握は不可能であった**

＜県庁内部での調整＞

気仙沼土木事務所と東部土木事務所は、活動拠点である庁舎が津波の来襲を受けて、職員が庁舎内に3日間孤立した。その後、仮事務所に拠点を設けるも、通信手段や車両などの資機材を失っていたために、さらに数日間は、宮城県庁から受け取った衛星携帯電話を用いて、仮事務所での活動体制を整えるための支援を要請する段階であり、委託管理業者と連絡を取り合いながら管内の道路の通行可否情報を収集し、県庁に報告するには至っていないと推察される。

両土木事務所から連絡が途絶えた段階で、道路課は近隣土木事務所が代替機能を担うように指示を出し、両土木事務所に代わって、応援事務所が道路通行可否情報の収集を開始している。また、13日には、気仙沼合同庁舎に公用車と衛星携帯電話を搬送した事業管理課が周辺の通行可能道路の調査を行った。早期に県内全体の道路の被害状況を把握するために、被災土木事務所と連絡がとれるのを待つのではなく、速やかに全庁体制で行動を開始したことは、こうした大規模災害時に求められる行動であり評価できる。こうした初動対応に加え、その後の対応においても、被災した土木事務所が管内の被災市町を県として支援できるように、近隣土木事務所や土木部の支援体制は維持されており特筆に値する。

しかし、こうした全庁体制に関しては、平時の予算執行上のルールや応援職員の人事上のルールが障害になるなど課題も明らかになった。今回、試行錯誤で実施されたこれらの対応が、今後は円滑に行えるようにルールを再度検討されることが望ましい。

**◆道路の啓開作業は、各土木事務所の管轄エリアの境界を超えた宮城県全体の状況を踏まえた優先順位付けが行われ、対応が進められた**

**＜指揮＞＜県庁内部での調整＞**

通常の災害であれば土木事務所毎に管轄エリア内の公共土木施設の復旧対応が行われるが、今回のようなスーパー広域災害となると、宮城県内全体の状況を踏まえた「選択と集中」による対応が求められる。宮城県の公共土木施設の復旧作業に関しては、「災害対策本部→県庁土木部各課→各土木事務所各班」という指揮系統でそうした調整が行われており評価できる。

具体事例としては、燃料供給の早期回復と電力の早期復旧を意図して指示されたものがあつた。前者は、JX 日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所から県内への燃料輸送ルートを確認するための道路啓開作業であり、後者は、東北電力の早期停電解消のための道路復旧であつた。

**◆道路の啓開作業に関して、土木事務所では対応できない案件は、土木部が直接対応した**

**＜資源＞＜県庁内部での調整＞**

燃料供給の早期回復と電力の早期復旧を意図して災害対策本部から直接指示があつた道路啓開作業は、いずれも土木事務所では対応できなかった。土木事務所に人的余裕がまつたくなかつたものと考えられる。そこで、直接県道路課が業者発注を行い対応した。「県庁内部で総合調整」という方針も考えられるが、県道路課は県内すべての工事について業者発注する権限を持っており、その仕組みを活用しうまく対応したと言える。

人的資源、物的資源が逼迫するスーパー広域災害では、中小規模の災害の対応の延長、つまり「対応の量的変化」ではなく、「対応の質的变化」が求められる。そういう観点においては、道路課による対応は適切であつたと考えられる。

**◆市町との情報共有及び連携強化が求められる**

**＜県庁外部（市町）との調整＞**

県の方針として、孤立解消のため特に牡鹿半島部の啓開作業が最優先となり、石巻市街地は後回しとなつた。このような県の方針を的確に市町に伝える必要があつたが、電話が話し中で業務に支障が生じたため、常時連絡が取り合える体制の構築が必要であつた。土木事務所の情報連絡員を各市町の災害対策本部に常駐させることも必要である。このほか、通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び市町との情報の共有化が重要である。

**◆道路の迂回ルートを被災者に広報する際に、東部土木事務所が案内板を設置した**

**＜広報＞**

県道の啓開と共に、市町道を使つての迂回ルートについて、市町と情報交換しながら、東部土木事務所が案内板を設置するなどして被災者に広報した。このように単に通行止めと表示するだけでなく、どのように迂回すれば目的地まで到達できるのかも示した案内板を設置したことは、被災者の立場に立つたものであり評価される。

（4）河川施設（ダム含む）

土木部河川課では、地震発生直後から、県内河川施設の被害状況について、各土木事務所及び各地方ダム総合事務所から情報を収集し取りまとめを行い、次のとおり土木部災害対策本部で報告を行った。

ア 初動対応

【3月11日16時20分 第1回土木部災害対策本部会議開催時点】

a 河川施設

- ・ 大津波警報発表による防潮水門の閉扉状況を確認中  
（気仙沼土木事務所：13水門，東部土木事務所：3水門，仙台土木事務所：1水門）
- ・ 迫川佐沼橋下流堤防沈下

b ダム施設

1次点検中であるが異常なし

【3月11日18時30分 第2回土木部災害対策本部会議開催時点】

a 河川被害状況調査結果

七北田川左岸白鳥団地付近決壊の様相，砂押川笠神新橋下流200m付近左右岸堤防決壊の様相，名取川秋保馬場字フカノ地内左岸堤防決壊の様相，七北田川の白鳥団地付近左岸破堤の情報あり。

b ダム施設 被害状況調査結果

- ・ 化女沼ダム，南川ダム漏水あり，惣の関ダム湖周道路亀裂あり
- ・ その他8ダム目視異常なし，1次点検中で異常なし

沿岸部河川の初期の被災情報の収集については、津波による浸水や災害廃棄物により被災状況確認が困難であったため、ヘリコプターからの映像や国土交通省国土地理院等の航空写真を利用し情報収集に努めた。現地での被災状況確認は津波注意報の解除後となった。

イ 発災から1か月後【4月11日9時30分 土木部災害対策本部会議開催時点】

a 河川

津波による浸水地域における河川の調査状況については、以下のとおり。

調査対象 河川数	机上調査済み 河川数	一次調査済み 河川数	二次調査済み 河川数	二次調査中 河川数
51	51	51	32	19

- ・ 浸水地域における調査対象河川51河川のうち32河川については、二次調査が完了。
- ・ 気仙沼市内（旧本吉町），南三陸町内，石巻市内（旧北上町）の19河川について二次調査を実施中。
- ・ 迫川・七北田川・砂押川など県内117河川，454か所で被災を確認。
- ・ 七北田川・定川・大川など61か所で応急工事を実施。うち45か所が完了。
- ・ 県内の北上川・鳴瀬川・阿武隈川・名取川の直轄管理区間については、堤防決壊や沈下など817か所の被災を確認。24か所で緊急復旧工事を実施。うち6か所が完了。
- ・ 河川（河道）の被災箇所107河川433か所。概算被害額18,164百万円。
- ・ 防潮水門（その他閘門・無線化含む）の被災箇所17河川21か所。概算被害額5,520百万円。

b ダム

- ・ 土木部管理 14 ダム（全ダム）のダム本体点検結果，異常なし。
- ・ 周辺設備等については，被災箇所 5 か所。概算被害額 51.3 百万円。
- ・ 建設事業中ダムについては，長沼ダム湖内の護岸の法欠け。被災箇所 23 か所。概算被害額 900 百万円。
- ・ 大倉ダムの白沢水位観測所が崖崩れにより転倒。応急工事を実施。
- ・ 化女沼ダムの護岸・通信設備被災。通信設備については応急工事により復旧。
- ・ 上大沢ダムの放流設備被災。
- ・ 南川ダム鞍部ダムの表面遮水壁に亀裂発生。
- ・ 七北田ダムの天端舗装に亀裂。
- ・ 樽水ダムの寺野警報所傾斜。応急工事を実施。
- ・ 払川ダム（建設中）異常なし。ただし，生コンプラント被災のため工事一時中止
- ・ 長沼ダム（建設中）副堤，護岸，承水路等計 28 箇所では被災を確認。うち 4 か所で応急工事を実施。
- ・ 燃料不足により，無線中継局の自家発電設備が停止。重要箇所については山形県より燃料の供給を受ける。商用電源の全面復旧は 3 月 17 日。

ウ 発災から3か月後【6月15日9時30分 宮城県土木部災害対策本部会議開催時点】

a 河川

- ・ 河川（河道）の被災箇所 146 河川，611 か所。概算被害額 59,818 百万円
- ・ 防潮水門（その他開門・無線化含む）の被災箇所 20 河川，24 か所。  
概算被害額 48,027 百万円
- ・ 浸水区域外の河川は，出水期前の5月末までに仮復旧工事を完了，今後おおむね2か年で本復旧工事を完了。
- ・ 本復旧については，被災自治体のまちづくりとの調整が必要な箇所は5か年程度で完成。

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
まちづくり復興計画 調整なし箇所	応急復旧	災害査定 断面検討	本復旧		
まちづくり復興計画 調整あり箇所	応急復旧	災害査定・計画調整 断面検討	本復旧		

- ・ 浸水区域の河川は，洪水期前の6月中に災害廃棄物撤去，応急復旧を実施，台風期前の8月中に堤防補強。
- ・ 河川の応急工事状況

応急工事箇所	うち完了箇所	応急工事完了箇所
70	55	七北田川，定川，大川ほか

※残 15 箇所は，応急本工事を施工中

- 津波による浸水地域における河川の調査状況

調査対象	机上調査済	一次調査済	二次調査済	二次調査中
51	51	51	51	0

- 浸水地域における調査対象河川 51 河川について、二次調査が完了。
- 迫川・七北田川・砂押川など県内 146 河川，635 か所で被災。七北田川・定川・大川など 70 か所で応急工事を実施。うち 55 か所が完了。
- 県内の北上川・鳴瀬川・阿武隈川・名取川の直轄管理区間については、堤防決壊や沈下など 953 か所で被災。30 か所で緊急復旧工事を実施。うち 15 か所が完了。

b ダム

- ダム施設については、洪水期終了後の 10 月からおおむね 1 か年で本復旧を完成。
- 大倉ダムの応急工事（仮設水位計設置）完了。
- 樽水ダム寺野警報所の応急工事完了。
- 長沼ダム（建設中）の応急工事（4 か所）が完了。
- 化女沼ダム，南川ダム，七北田ダム，樽水ダムの災害査定完了。

エ 発災から 6 か月後【9月21日9時30分 宮城県土木部災害対策本部会議開催時点】

a 河川

- 河川（河道）については、被災箇所 146 河川，617 か所。概算被害額 61,619 百万円。
- 防潮水門（その他閘門・無線化含む）については、被災箇所 21 河川，25 か所。概算被害額 48,226 百万円
- 浸水区域外の河川は、出水期前の 5 月末までに応急復旧，今後おおむね 2 か年で本復旧を完成。
- 浸水区域の河川は、台風期前の 8 月中に堤防補強，本復旧についてはまちづくりとの調整が必要な箇所は 5 か年程度で完成。
- 津波浸水エリアにおける施設の早急な復旧と行方不明者の捜索活動のための排水作業はすべて完了（排水終了箇所 全 11 市町，全 86 か所）。
- 浸水地域における調査対象河川 51 河川について、二次調査が完了。
- 迫川・七北田川・砂押川など県内 146 河川，642 か所で被災。七北田川・定川・大川など 70 か所で応急工事を実施し，すべて完了。
- 県内の北上川・鳴瀬川・阿武隈川・名取川の直轄管理区間については、堤防決壊や沈下など 953 か所で被災。30 か所で緊急復旧工事を実施し，すべて完了。

- 河川の応急工事状況

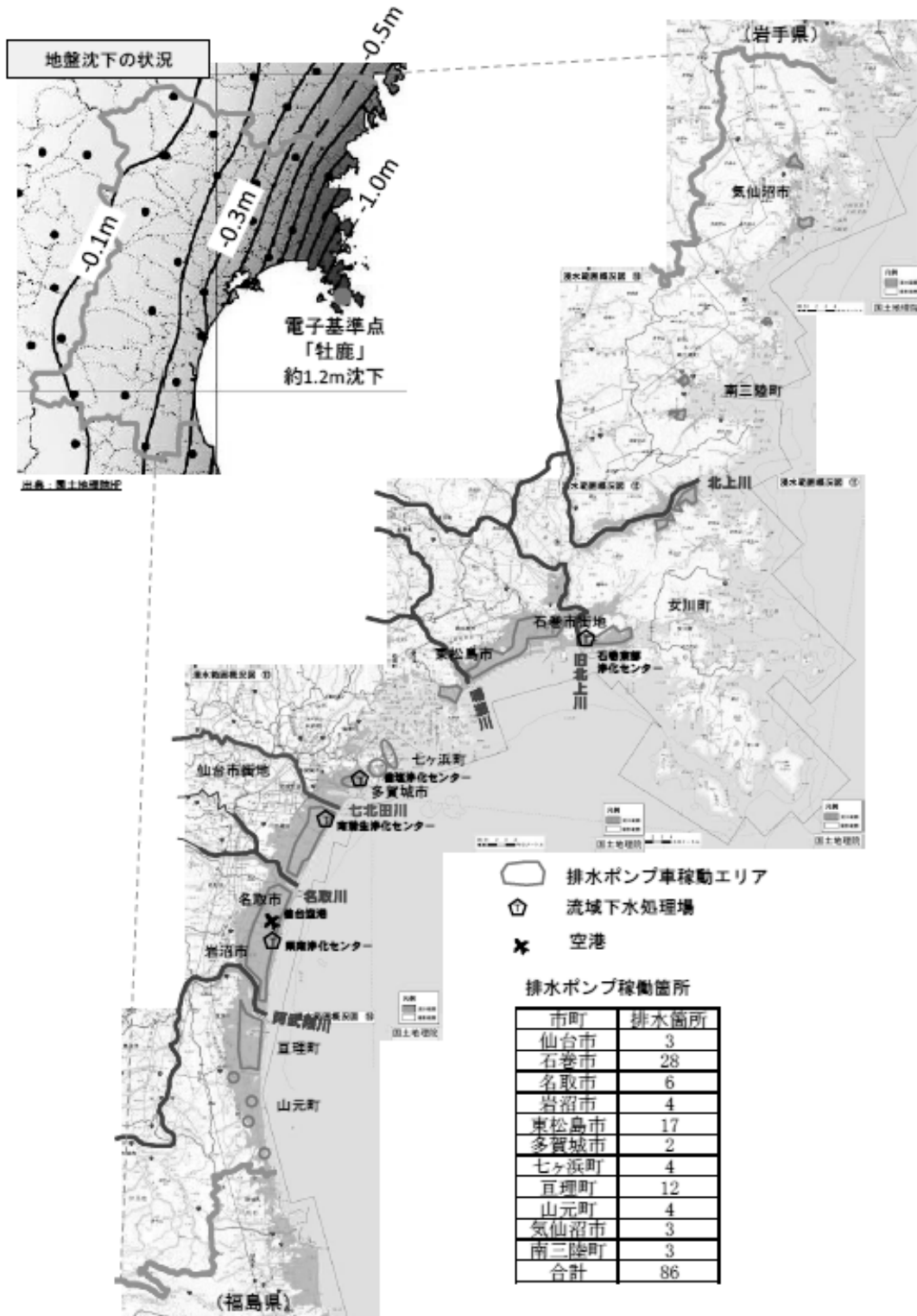
応急工事箇所	うち完了箇所	応急工事完了箇所
70	70	七北田川，定川，大川ほか

b ダム

- ダム施設については、洪水期終了後の 10 月からおおむね 1 か年で本復旧を完成。
- 大倉ダム，上大沢ダムの災害査定完了
- 弘川ダムの建設工事再開

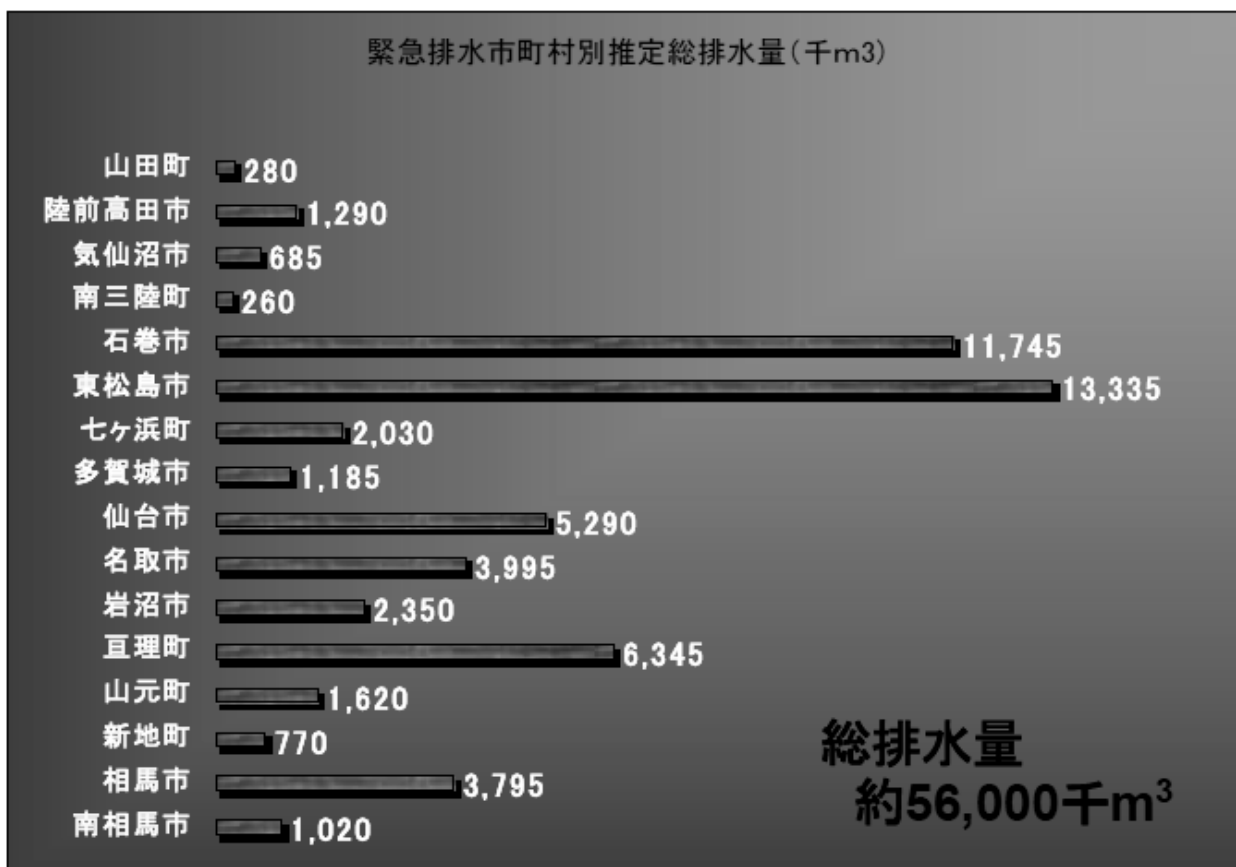
オ 津波浸水エリアの排水対策

津波浸水エリアにおいて、施設の早急な復旧と行方不明者の搜索活動のため、土木部関係各課、自衛隊及び警察本部等と調整しながら排水ポンプ車による排水対策を国土交通省に要請した。3月17日から作業を開始し、6月15日までに各エリアの排水作業を完了した。市町別の排水ポンプ車稼働箇所については、河川図1のとおりであり、石巻市、東松島市等7市4町全86か所の浸水区域において、排水作業が行われた。



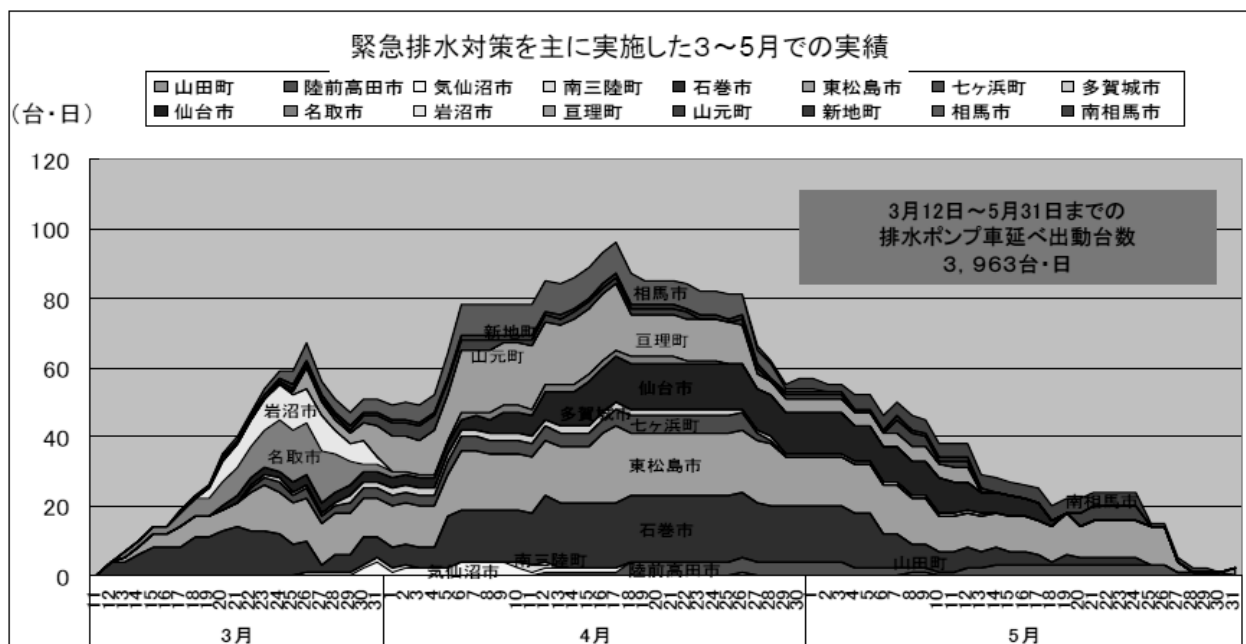


宮城県の大排水量は、河川図-2より48,840千m<sup>3</sup>である。



河川図-2 緊急排水市町村別推定総排水量(千m<sup>3</sup>) 出典：国土交通省東北地方整備局

河川図-3は、3月から5月における市町村別日当たりポンプ稼働台数を示している（岩手県、福島県の市町も含む。）。



河川図-3 排水対策を実施した3月から5月の実績 出典：国土交通省東北地方整備局

カ 宮城県沿岸部における地震に伴う地盤沈下について

5月26日、国土交通省及び宮城県は地震に伴う地盤沈下について次のとおり発表した。

東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、宮城県の沿岸部では広範な地盤沈下が発生した。また、津波により、堤防等の施設が破壊され、高潮等に対する安全性が著しく低下していることから、航空レーザ計測等<sup>※1</sup>により得られたデータより、宮城県沿岸の地盤高を把握し、海面との高さの関係を整理した。

地震後には、これらの地域において、海拔0m<sup>※2</sup>以下、大潮の満潮位<sup>※3</sup>以下、過去最高潮位<sup>※4</sup>以下の面積<sup>※5</sup>が増加しており、それぞれ、56km<sup>2</sup>、129km<sup>2</sup>、216km<sup>2</sup> となっている。

	地震後	地震後増加した割合 (推定値) <sup>※6</sup>
海拔0m以下の面積 (T.P. ±0m)	56 km <sup>2</sup>	3.4 倍
大潮の満潮位以下の面積 (T.P. +0.7m)	129 km <sup>2</sup>	1.9 倍
過去最高潮位以下の面積 (T.P. +1.6m)	216 km <sup>2</sup>	1.4 倍

※1 一部現地測量等の成果を使用して補正

※2 東京湾平均海面 (T.P. ±0m)

※3 朔望平均満潮位：新月及び満月の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値。ここではT.P.+0.7m

※4 T.P.+1.58m (観測所：仙台新港験潮所 1980年から2010年の統計)をT.P.+1.6mとして算出

※5 面積は、国土交通省国土地理院発表の津波到達範囲(浸水範囲)内のみを計測。

小数点第一位を四捨五入

※6 上記津波到達範囲(浸水範囲)内で、かつ地震前後の航空レーザ計測結果がある地域より計算

キ 仙台湾沿岸低平地の浸水被害軽減に向けて ～関係機関の連携による7つの取り組み～

5月30日、国土交通省東北地方整備局主催による宮城県沿岸域現地連絡調整会議において、仙台湾沿岸低平地の浸水被害軽減に向けて、関係機関の連携による7つの取り組みを示した。

仙台湾沿岸低平地は従来から浸水しやすい地形条件だったが、今回の東日本大震災により、堤防や排水路の損傷、排水機場の壊滅的な被害とあわせ、広範囲な地盤地下により、降雨時に水が貯留しやすい状態となっている。これに対し、できるだけ被害の軽減を図るために、関係機関が連携して、ハード・ソフト対策を組み合わせ実施し、浸水被害の軽減を図ることとしている。

- a 大雨警報等、警報・注意報の発表基準の引き下げ
- b 堤防・水門等の応急復旧、地盤沈下が著しい箇所への土のう積み
- c 排水機場の仮復旧
- d 排水路の応急復旧及びがれき撤去
- e 水防活動の基準水位を厳しく設定し、大型土のう等をあらかじめ製作・備蓄
- f 仮設ポンプの設置、排水ポンプ車の広域配備による迅速かつ機動的な支援
- g 浸水リスクマップの公表、浸水センサーの設置及びメール等による浸水情報の提供

このほか、上流域における自主的な転作が行われるなど、地域の努力も図られている。

■概要

浸水リスクが増大した宮城県沿岸域の浸水しやすいところに水位センサーを設置し、関係機関及び地域住民に浸水関連情報を提供。

【全体イメージ】



■浸水センサー観測値

仙台湾沿岸域の浸水センサーの観測値の推移を、携帯サイトからいつでもご覧いただけます。以下のURLにアクセスしてください。



浸水情報センサー 地点別情報 (平成23年10月下旬時点)

番号	地区	地点	登録数	アラーム回数
①	北上地区	北上津山線 JA北上支店前	51	0
②	渡波地区	赤松 万石涌中学校前	40	5
③	石巻地区	国道398号 石巻商工信用組合遠支店前	106	32
④		石巻港線 石巻港湾病院前	89	359
⑤		眼鏡橋ポンプ場前	92	5
⑥		北北上渡河 大街道新橋	107	0
⑦	東松島地区	定川 定川橋	97	8
⑧		鳴瀬南線 東松島市小野	63	7
⑨		定川橋付近大曲良田	71	6
⑩	仙台東部地区	塩釜巨理線 仙台市荒浜	97	3
⑪		塩釜巨理線 仙台市井土	89	2
⑫	名取地区	七北田川 河口	96	2
⑬		塩釜巨理線 名取市小塚原	79	0
⑭		鈴木堀(下増田第一臨空公園)	77	0
⑮		仙台空港線 岩沼市新相野谷地	91	26
⑯	岩沼地区	塩釜巨理線 岩沼市蒲崎	85	0
⑰		新拓雨水ポンプ場	78	17
⑱		粟の本郷 平沼橋	73	0
⑲		五間堀川 藤宮根大師橋	91	6
⑳	巨理・山元地区	川内沢川 6号橋	76	1
㉑		塩釜巨理線 巨理町遠野高屋	90	0
㉒		相馬巨理線 山元町牛橋公園	83	2
合計			1,821	481

※登録数は重複のある延べ数。重複のない登録者数では292人。



台風15号時では、道路及び水路を対象とした17箇所中11箇所まで水位が基準高さ(路面、周辺地盤高)を超過し、アラームが配信された。

【反響】

周辺自治体からは、側溝や水路の水位情報が把握でき、高潮対策用に設置している仮設ポンプの運転確認などに活用している。との反響を頂いている。同様の意見は土地改良区等からも寄せられている。

浸水リスクマップの公表 出典：国土交通省東北地方整備局

ク 水防活動の基準水位について

県が管理している河川では、地震により堤防など多くの河川管理施設に大きな被害を受けており、その機能が低下していることが懸念される。

このため、大雨の季節に備え、河川管理施設が復旧するまでの間、河川の洪水予報などを発表する際の基準となる河川の水位について、4月21日から暫定的に引き下げて運用を行っている（6月1日 一部改定）。

◇ 指定河川洪水予報

水防法に基づき、流域面積が大きく、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときに、宮城県と仙台管区気象台が共同して発表する予報である。

県内では、白石川、七北田川及び迫川の3河川を指定しており、このうち堤防の被災した七北田川及び迫川について次のような暫定的な基準で運用している。

（二段に表記しているものは、上段が現行の水位、

下段が今回適用する暫定水位）

知事指定（水防法第11条）

河川名	区	域	基地	準点	量水標設置所	はん濫注意水位（警戒水位）(m)	避難判断水位（特別警戒水位）(m)	はん濫危険水位（危険水位）(m)
七北田川	左岸 仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先 赤生大橋から海まで 右岸 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先 赤生津大橋から海まで	市名坂	仙台市	仙泉	仙台市	4.00	4.30	4.50
						↓	↓	↓
白石川	左岸 白石市蔵本堰堤から柴田郡柴田町大字槻木字寺入山1番2地先まで 右岸 白石市蔵本堰堤から柴田郡柴田町大字下名生字須川前106番地先まで	大河原	白石市	柴田郡	大河原町	2.50	3.40	3.90
						15.20	17.10	17.80
迫川	左岸 栗原市留場橋から旧北上川合流点まで 右岸 栗原市留場橋から旧北上川合流点まで	留場	栗原市	栗原市	栗原市	4.45	5.30	5.90
						↓	↓	↓
						3.90	4.70	5.30
						15.45	16.30	16.70
						↓	↓	↓
						15.00	15.90	16.30
若柳	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	5.30	5.70	6.10
						↓	↓	↓
						4.80	5.30	5.70
						4.20	4.60	5.00
佐沼	登米市	登米市	登米市	登米市	登米市	4.20	4.60	5.00
						↓	↓	↓
						3.60	4.20	4.60

◇ 水位周知河川

水防法に基づき、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定している河川である。この河川については、避難判断水位を設定し、その水位に達したときは、県が水防管理者

（市町村等）に対して通知することとしている。

県内では、広瀬川、増田川など21河川を指定しており、このうちの堤防が被災した3河川について暫定的な基準で運用している。

（二段に表記しているものは、下段が暫定水位）

※1指定水位 ※2警戒水位 ※3特別警戒水位 ※4危険水位

河川名	区 域	量水標名	水防回待機水位※1(m)	はん濫注意水位※2(m)	避難判断水位※3(m)	はん濫危険水位※4(m)	計画高水位 (m)	
斎川	左右岸	谷津川合流点から	郡山	2.00	2.80	4.20	4.50	4.590
		白石川合流点まで						
荒川	左右岸	村田町東北自動車道から	本関場	3.60	3.80	3.90	4.50	—
		白石川合流点まで						
小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から	小田	2.90	3.30	3.90	4.50	7.030
		阿武隈川合流点まで						
坂元川	左右岸	山元町大川橋から	道合	1.10	1.60	2.20	2.20	3.100
		海まで						
増田川	左右岸	上町川合流点から	上増田	1.70	2.00	2.70	3.00	3.000
		海まで		↓	↓	↓	↓	
広瀬川		仙台市愛宕橋から	広瀬橋	0.50	1.30	2.20	2.70	4.124
		広瀬橋まで						
梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から	苦竹	2.10	2.50	3.00	3.00	3.330
		七北田川合流点まで						
砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から	八幡橋	1.40	2.40	2.80	2.90	3.213
		海まで		↓	↓	↓	↓	
高城川	左右岸	松島町三陸自動車道から	高城	1.40	1.70	2.00	2.00	3.120
		海まで						
鳴瀬川	左岸	加美町田川合流点から	中新田	5.55	6.15	6.80	7.57	7.570
	右岸	大崎市古川引田まで						
江合川	左岸	大崎市岩出山二ツ石堰から	岩出山	1.50	2.12	4.30	4.40	—
	右岸	大崎市古川桜目まで						
三迫川	左右岸	栗原市金成沢辺達田橋から	岩ヶ崎	1.50	2.12	2.80	3.533	3.533
		迫川合流点まで						
夏川	左岸	登米市中田町糠塚	佐沼	3.60	4.20	4.60	5.00	6.028
	右岸	登米市石越町小谷地から迫川合流点まで		↓	↓	↓	↓	
二股川	左岸	登米市鱒淵川合流点から	岩ヶ崎	8.50	9.50	10.20	10.80	13.299
	右岸	登米市東和町米谷字森合まで						
旧迫川	左右岸	小山田川合流点から	大沼	5.30	5.80	6.80	6.80	7.384
		旧北上川合流点まで						
小山田川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から	大沼	"	"	"	"	"
		旧迫川合流点まで						
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から	大沼	"	"	"	"	"
		小山田川合流点まで						
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から	大沼	"	"	"	"	"
		小山田川合流点まで						
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から	大沼	"	"	"	"	"
		萱刈川合流点まで						
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から	大沼	"	"	"	"	"
		萱刈川合流点まで						
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から	大川本町	1.95	2.75	3.15	3.99	3.992
		海まで						

◇ 水防警報

水防法に基づき、あらかじめ指定した河川について、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表である。

県内では、白石川、広瀬川など24河川を指定しており、このうち5河川について暫定的な基準で運用している。

（二段に表記しているものは、下段が暫定水位）

河川名	区 域	量 水 標 名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	計 画 高 水位(m)
白 石 川	白石市蔵本堰堤から 左岸 柴田町大字槻木字寺入山まで 右岸 柴田町大字下名生字須川前まで	白 石	1.50	2.50	—
		大 河 原	14.55	15.20	18.546
斎 川	左右岸 谷津川合流点から白石川合流点まで	郡 山	2.00	2.80	4.590
荒 川	左右岸 村田町東北自動車道から白石川合流点まで	本 関 場	3.60	3.80	—
小 田 川	左右岸 角田市阿武隈急行線から阿武隈川合流点まで	小 田	2.90	3.30	7.030
坂 元 川	左右岸 山元町大川橋から海まで	道 合	1.10	1.60	3.100
増 田 川	左右岸 上町川合流点から海まで	上 増 田	1.70 ↓ 1.20	2.00 ↓ 1.70	3.000
広 瀬 川	左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで	広 瀬 橋	0.50	1.30	4.124
七北田川	左右岸 仙台市泉区赤生津大橋から海まで	市 名 坂	3.35 ↓ 2.85	4.00 ↓ 3.35	6.032
梅 田 川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで	苦 竹	2.10	2.50	3.330
砂 押 川	左右岸 多賀城市市川橋から海まで	八 幡 橋	1.40 ↓ 1.10	2.40 ↓ 1.40	3.213
高 城 川	左右岸 松島町三陸自動車道から海まで	高 城	1.40	1.70	3.120
鳴 瀬 川	加美町田川合流点から 左岸 大崎市古川引田まで 右岸 大崎市三本木齊田まで	中 新 田	5.55	6.15	7.570
江 合 川	大崎市岩出山二ツ石堰から 左岸 大崎市古川桜目まで 右岸 大崎市古川小泉まで	岩 出 山	1.50	2.12	—

（二段に表記しているものは、下段が暫定水位）

河川名	区 域	量水標名	水防団待機 水位(m)	はん濫注意 水位(m)	計 画 高 水 位 ( m )
迫 川	左右岸 栗原市留場橋から三迫川合流点まで	留 場	3.90 ↓	4.45 ↓	7.200
			3.40	3.90	
	左岸 栗原市若柳三迫川合流点 右岸 栗原市志波姫三迫川合流点 から旧北上川合流点まで	大 林	15.00 ↓	15.45 ↓	17.620
			14.50	15.00	
	若 柳	4.80 ↓	5.30 ↓	6.800	
		4.30	4.80		
		佐 沼	3.60 ↓	4.20 ↓	6.028
			3.10	3.60	
三 迫 川	左右岸 栗原市金成沢辺達田橋から迫川合流点まで	岩 ケ 崎	1.50	2.12	3.533
夏 川	左岸 登米市中田町糠塚 右岸 登米市石越町小谷地 から迫川合流点まで	佐 沼	3.60 ↓	4.20 ↓	6.028
			3.10	3.60	
二 股 川	登米市東和町鱒淵川合流点から 左岸 登米市東和町米谷字森合まで 右岸 登米市東和町米谷字大沢まで	大 泉	8.50	9.50	13.299
旧 迫 川	左右岸 小山田川合流点から旧北上川合流点まで	大 沼	5.30	5.80	7.384
小 山 田 川	左右岸 栗原市瀬峰東北本線から旧迫川合流点まで	〃	〃	〃	〃
瀬 峰 川	左右岸 栗原市瀬峰根川橋から小山田川合流点まで	〃	〃	〃	〃
萱 刈 川	左右岸 栗原市瀬峰東北本線から小山田川合流点まで	〃	〃	〃	〃
大 水 門 川	左右岸 栗原市瀬峰東北本線から萱刈川合流点まで	〃	〃	〃	〃
西 川	左右岸 大崎市田尻市道橋から萱刈川合流点まで	〃	〃	〃	〃
大 川	左右岸 気仙沼市平前橋から海まで	大 川 本 町	1.95	2.75	3.992

ケ 地域別

a 大河原土木事務所

- ・ 被害状況調査を3月11日から3月23日までは毎日実施し、その後も被害状況の把握に努め、調査は地震発生から約1か月でおおむね終了した。
- ・ 応急工事としては、白石川等の応急復旧工事を実施した。

b 仙台土木事務所

3月12日から13日までに次の対応を行った。

- ・ 職員による河川パトロール実施 河川（4班）
  - ・ 管理委託業者による道路パトロール実施
  - ・ 河川決壊 3か所  
3月14日（調査・点検・応援体制）
  - ・ 各協会への依頼  
社団法人宮城測量設計業協会に対し、3月12日に調査の準備を要請し、3月14日には6班体制を確保（道路4班・河川2班）したほか、社団法人宮城建設業協会所属の3社へ支援協力を依頼した。
  - ・ 河川堤防の破堤箇所等の仮応急工事を実施した。
  - ・ 行方不明者の捜索及び降雨等の二次災害防止に向けた河川等の災害廃棄物の撤去を行った。
- c 北部土木事務所
- ・ 社団法人宮城測量設計業協会による被災状況調査を実施。
  - ・ 社団法人建設コンサルタンツ協会による被災状況調査（被災橋りょう及びの法面崩壊箇所）を実施。
  - ・ 河川管理業務委託により被災箇所の応急対応を行った。
  - ・ 道路・河川災害測量設計6件の業務委託を契約した。
  - ・ 河川2か所の応急災害復旧工事契約を実施した。
  - ・ 津波による被害が甚大な沿岸地域の支援として、気仙沼土木事務所管内の被害状況概略調査、津波浸水区域外の道路・河川被害状況を調査した。
- d 北部土木事務所栗原地域事務所
- 河川は堤防の沈下・クラック等の被災箇所が多く、大型土のう・ブルーシート等の応急対応資材を確保するとともに、河川管理業務委託及び応急工事の発注により、被災箇所の応急復旧に努めた。同時に、被災箇所の災害査定に向け調査設計業務委託を発注し、現地で業者と申請内容の確認をした。
- e 東部土木事務所登米地域事務所
- 津波による被害が甚大な沿岸地域の支援として、南三陸町と石巻市北上町の県管理国道・県道及び河川の応急工事を支援した。
- f 仙台地方ダム総合事務所
- ・ 津波による被害が甚大な沿岸地域の支援として、仙台土木事務所及び東部土木事務所への人的支援を行った（仙台土木事務所へは3月22日まで。東部土木事務所へは4月26日まで）。
  - ・ 大倉ダム白沢水位観測所の法面崩壊による一部埋没について、復旧工事の検討を実施した。
  - ・ 樽水ダム寺野警報所の津波による施設の傾きについて、撤去作業の検討を実施した。
  - ・ 南川ダム、鞍部ダムのアスファルトフェィシングの亀裂発生について、復旧工事の検討を実施した。
  - ・ 七北田ダム天端のクラック発生箇所について、亀裂部をシートで覆った。
  - ・ 非常用自家発電機の燃料確保に努めた。（仙台地方ダム、樽水ダム、惣の関ダム及び笹倉山無線中継所）



g 大崎地方ダム総合事務所

- ・ 津波による被害が甚大な沿岸地域の支援として、本来気仙沼土木事務所所管の南三陸町内を代行することとなった東部土木事務所登米地域事務所に対し、3月17日及び18日まで人的支援を行った。
- ・ 地震発生後、直ちに各ダムの緊急点検を行い、ダム堤体等の安全を確認した。
- ・ 庁舎やダム施設の被災状況の確認を行い、土木部河川課へ被災報告を行った。
- ・ 上大沢ダムの放流管の漏水に対して取水塔を閉塞、ポンプによる排水等の応急対応を行った。
- ・ ダム施設の小規模な被災は応急復旧工事（2件）として対応した。
- ・ 災害復旧を申請するため、災害調査設計業務（2件）を発注した。
- ・ ダム施設の安全確保、機能維持のために、余震発生の度に緊急点検（5ダム合計20回）を行い、安全を確認した。

h 栗原地方ダム総合事務所

- ・ 3月18日、各ダムの被災状況調査を実施。
- ・ 被災箇所応急復旧工事〔若柳水位計、留場水位計、荒砥沢ダムモニター、小田ダム照明灯、小田ダム舗装（取水塔）〕の発注。
- ・ 3月25日及び4月8日に花山ダム、荒砥沢ダム、小田ダムの二次点検を実施
- ・ 震災により減少した東北電力株式会社の電力供給量を少しでも補うため、花山ダム直下にある細倉金属株式会社発電所の発電量が多くなるようにダムからの放流量を可能な限り増加させ電力量の確保に努めた。
- ・ 荒砥沢ダム湖右岸上流部斜面に発生したクラックを職員による追跡調査を行った。

(5) 海岸保全施設

土木部河川課では、地震発生直後から県内海岸保全施設の被害状況について、仙台・東部・気仙沼土木事務所から情報を収集し取りまとめを行い、次のとおり土木部災害対策本部で報告を行った。

ア 初動対応

【3月11日16時20分 第1回土木部災害対策本部会議開催時点】

- ・ 大津波警報発令による陸こう水門施設852か所の閉扉状況を確認中

所管	陸こう	水門	計
市町	217	68	285
県	482	85	567
合計	699	153	852

- ・ 海岸津波表示モニターは地震後システムダウン。システム復旧後東松島市設置の2基はシステム上で点灯表示確認したが、気仙沼市周辺設置機器の動作確認出来ず。現地確認は出来ない状況。

【3月14日】

- ・ 津波注意報解除により、各土木事務所にて夜明けから現地調査を開始。アクセス道が全域で寸断されていたことから主に徒歩で調査を実施した。

## 【3月15日9時30分時点 土木部関連公共施設等の状況 第15報】

- ・ 被災海岸63か所。概算被害額37,800百万円。
- ・ 航空写真から机上で海岸施設の被災状況を把握。
- ・ ほとんどの海岸堤防が流出したと見込まれる。

海岸部の初期の被災情報の収集については、津波による浸水や災害廃棄物によりアクセス道が全域で寸断され被災状況確認が困難であったため、ヘリコプターからの映像や国土交通省国土地理院等の航空写真を利用し情報収集に努めた。現地での被災状況確認は津波注意報の解除後となり各土木事務所からの情報は定期的に開催された土木部災害対策本部会議で報告された。

## イ 発災から1か月後

## 【4月11日9時30分時点 土木部関連公共施設の状況 第49報】

## a 被害状況

- ・ 被災海岸63か所。概算被害額62,879百万円。
- ・ 国土交通省国土地理院の調査で沿岸部の大きな地盤沈下（数十cm）が確認され、施設の倒壊などの被災のない区間でも堤防嵩上げ等の復旧対応が必要である。
- ・ 調査対象海岸63地区海岸のうち55地区海岸については、一次調査が完了。計測等の二次調査を実施中。
- ・ 未調査となっている離島等の8海岸については、交通手段を確保し、順次調査を実施予定。

調査対象 海岸数	机上調査済み 海岸数	一次調査済み 海岸数	二次調査済み 海岸数	二次調査中 海岸数
63	63	55	0	55

## b 応急工事等の状況

仙台湾沿岸仙台南部海岸（建設海岸）31.7km（国土交通省管理13.9km、県管理17.8km）における災害復旧工事は、国土交通省による代行施行が決定した。現地への進入が可能な6海岸については応急復旧工事を実施、うち5海岸で完了した。

宮城県沿岸域の全体の応急対策は、海岸保全施設の復旧のみならず、内水対策を含めた面的な対応が必要であることから、国土交通省東北地方整備局、農林水産省東北農政局及び宮城県が互いに情報を共有し、復旧に向けた情報交換や応急復旧工事等、多岐にわたる連絡調整を図りつつ、早期復旧を目指し、国土交通省東北地方整備局が主体となって「宮城県沿岸域現地連絡調整会議」を開催することになった。

## ウ 発災から3か月後

## 【6月15日9時現在 土木部関連公共施設等の状況 第80報】

## a 被害状況

- ・ 被災海岸63か所。概算被害額98,900百万円。
- ・ 二次調査が完了、被害額を新たに算定。

## b 応急工事等の状況

- ・ 三陸南沿岸・仙台湾中部沿岸において、災害廃棄物撤去、海岸堤防破堤・欠壊箇所において大型土のう等による応急仮復旧工事（仮締切）を実施中。6月中の完了を目標。また、台風等

の波浪対策として平行し堤防の補強工事も実施中でありの台風期前の8月までの完了を目標とし、その後の本復旧はおおむね5か年程度で終える計画で進めることとした。

※応急復旧工事の対応結果参照

- ・ 仙台湾南部沿岸は、国土交通省が県と同様のスケジュールで復旧予定。

【海岸の応急工事状況】

応急工事箇所	うち完了箇所	応急工事完了箇所
15※	13	石巻長浜海岸, 折立海岸, 他

※港湾海岸2箇所（石巻港堤防応急工事完了）を含む

エ 発災から6か月後

【9月21日9時30分現在 土木部関連公共施設等の状況 第91報】

a 被害状況

- ・ 被災海岸63か所。概算被害額98,900百万円。
- ・ 二次調査結果等を基に災害査定に向け作業を実施中。
- ・ 今後の査定結果により被害額が変更となる見込み。

b 応急工事等の状況

- ・ 応急仮工事は8月末までに全26海岸で完了。

【海岸の応急工事状況】

応急工事箇所	うち完了箇所	応急工事完了箇所
28※	28※	石巻長浜海岸, 折立海岸, 他

※港湾海岸2箇所（石巻港堤防応急工事完了）を含む

- ・ 本復旧に向け海岸堤防の高さや構造は学識者、海岸を所管する省庁と岩手・宮城・福島県の関係者による「海岸における津波対策検討委員会」で検討が行われ、委員会の検討内容を踏まえ、設計津波の水位を設定し、9月9日の「宮城県沿岸域現地連絡調整会議」で、新たな海岸堤防の計画高さについて承認された。各海岸管理者が統一した考え方・基準に基づいて復旧に取り組むこととなった。

オ 気仙沼・東部・仙台土木事務所の対応

a 被害状況の確認

現地での被災状況確認は、海岸施設までのアクセス道が災害廃棄物や流出により寸断され、現地にたどり着けない状況であったため十数キロを徒歩で被災確認を行った。

現地での調査は、たびたび起こる余震の影響や津波の発生が想定されたため、ラジオや携帯電話のテレビから地震情報を入手しながら実施した。

b 応急復旧工事等

応急復旧工事は行方不明者捜索活動との調整や沿岸漁業関係者による瓦礫除去作業と調整を実施しながらの作業であった。また、津波により既設堤防が完全に流失している箇所については、仮復旧堤防を民地部に設置せざる得ない箇所もあり、地権者も被災し連絡がつかない状況で地元市町と連携し地権者の了解を得ながら進めていった。

※応急復旧工事の対応経過

津波により海岸線が変化している箇所や堤防が被災した箇所については、本復旧に先立ち応急対策を26箇所

所で実施し8月末に完了している。

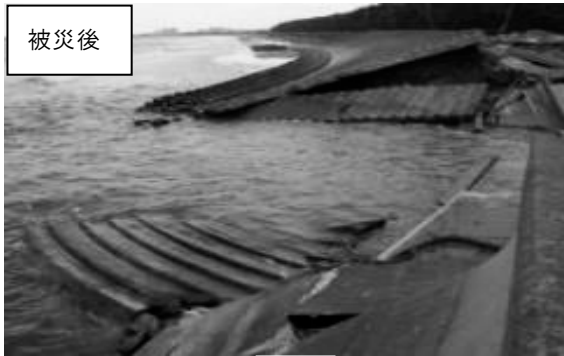
第1段階 — 6月までに完了

海岸堤防をT.P.2.0mまでの高さまで仮復旧を実施した。

第2段階 — 8月までに完了

既存の海岸堤防の高さまでの仮復旧を実施した。

長浜地区海岸の例



被災後



第1段階応急復旧後



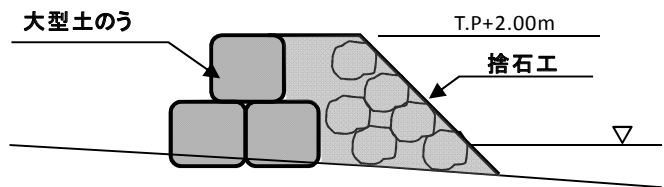
第2段階応急復旧後

位置図

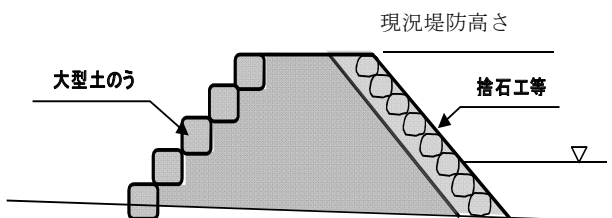


長浜地区海岸

第1段階復旧図



第2段階復旧図



### 河川施設・海岸保全施設応急・復旧対策の検証

#### ◆宮城県は国に要求し、国土交通省が仙台湾沿岸仙台南部海岸の県管理（17.8km）の災害復旧工事を代行施行した＜県庁外部（国）との調整＞

宮城県は、仙台湾沿岸仙台南部海岸の県管理（17.8km）の災害復旧工事を国の直轄代行となるように国と調整した上で、県は北部の海岸の復旧工事に集中した。

本災害では、海岸の被害は県全域に及んでおり、国による直轄代行を受け入れて対応したことは、県全体の海岸復旧工事を迅速に行うために有効な手段であったと評価できる。

#### ◆津波と台風の複合災害に留意すべきであった＜資源（施設）＞

河川課によって応急復旧済みの河川堤防が台風15号で再び被災した。応急復旧は被災した構造物の機能を最低限保持するものであり、本復旧を行った構造物ほどの性能は期待できない。また本災害のように広域的に堤防被害が発生した場合には、本復旧を完了させるまでに時間がかかるため、今回のような事態は発生しやすくなると考えられる。しかし、応急復旧を行った箇所が再び被災した場合は、当然、これを再度復旧するために費用と時間がかかってしまう上、最悪の場合には人的被害を拡大させる可能性さえある。今後は、このような事態が発生しないように、応急復旧であっても、ある程度の性能を持たせられるような技術的な進歩を期待したい。さらに、万一、今回と同様に応急復旧を行った箇所が再び被災しても、人的な被害が拡大しないように警戒態勢や住民などへの避難の呼び掛けなどについて検討する必要がある。

#### (6) 砂防・地すべり・急傾斜地崩壊防止施設

被災箇所数は26か所。このうち、緑が丘（仙台市）、黒崎沢（大崎市）、氷室（大崎市）の3か所については、応急対策工事が完了。本復旧工事については、災害査定後、順次着手する。

#### (7) 港湾施設

港湾管理者として、地震発生直後より主要な港湾については、国土交通省、海上保安庁、自衛隊等の関係機関の協力を得ながら、航路、臨港道路等の啓開作業を実施し、救援物資等〔緊急支援物資の受入れ、フェリー航路の再開、石油タンカー（ガソリン、石油不足対策）・自動車運搬船（企業活動の再開）の受入れ等〕の緊急輸送に最低限必要な物流ルートの確保に努めた。

##### ア 3月の復旧対応

- ・ 3月13日、港湾物流ルートとして仙台塩釜港仙台港区3バース確保、塩釜港区の航路及び臨港道路の啓開作業実施。
- ・ 3月15日、石巻港の臨港道路啓開作業開始。
- ・ 3月17日、港湾物流機能確保のための対応は次のとおり。

（仙台塩釜港仙台港区）

雷神埠頭2バース、中野埠頭5バース、高松埠頭1バースの利用が可能。

輸送道路は確保済み

（仙台塩釜港塩釜港区）

臨港道路啓開作業

（石巻港）

臨港道路啓開作業（釜北線1.5車線，東1号線1車線，東海岸線1車線は完了）。

（気仙沼港）

航路確保のための浮遊物撤去着手。

- ・ 3月21日，港湾物流機能確保のための対応は次のとおり。

（仙台塩釜港仙台港区）

輸送道路は確保済み。

高松埠頭1バースと雷神埠頭2バースの合計3バースが入港可能。

中野埠頭は5バース供用可能。

（仙台塩釜港塩釜港区）

臨港道路啓開作業中，航路啓開作業20日終了。

石油配分基地3バース供用可能。引き続き奥のバースの啓開作業を実施。

（石巻港）

岸壁エプロン背後の段差すりつけ作業一部完了。

その後，順次入港可能な岸壁を確保していった。

イ 港湾物流再開の動きとして，次に時系列で示す（9月末まで）

- ・ 3月25日 発災後，仙台塩釜港へフェリーが初入港。
- ・ 3月26日 発災後，仙台塩釜港へ5000kl積み油輸送船が初入港。
- ・ 3月26日 気仙沼港を一部供用開始。
- ・ 3月28日 女川港を一部供用開始。
- ・ 3月23日 石巻港を一部供用開始。
- ・ 3月30日 気仙沼港を一部供用開始（第2報）。
- ・ 4月1日 仙台塩釜港及び石巻港における一般船舶の利用を再開。
- ・ 4月8日 発災後，仙台塩釜港へ自動車運搬船が初入港。
- ・ 4月11日 仙台塩釜港にて，太平洋フェリー株式会社の定期航路が再開された。
- ・ 4月16日 発災後初めて，仙台塩釜港より完成自動車が出荷された。
- ・ 4月21日 発災後初めて，仙台塩釜港より県内で生産された完成自動車が初出荷された。
- ・ 4月27日 発災後初めて，石巻港に貨物船が入港した。
- ・ 5月27日 発災後初めて，仙台塩釜港へ外航船が入港した。
- ・ 5月31日 仙台塩釜港にて，コンテナ荷役用のクローラークレーンを設置した。
- ・ 6月1日 仙台塩釜港にて，震災後初のコンテナ荷役が行われた。
- ・ 6月8日 仙台塩釜港にて，震災後初の輸出貨物を載せたコンテナ船が出航した。
- ・ 6月15日 仙台塩釜港へ，震災後第2船目となる外航船が入港した。
- ・ 7月11日 石巻港に大型貨物船が入港した。
- ・ 7月26日 仙台塩釜港にて，名古屋港からストラドルキャリア2台の無償提供を受けた。
- ・ 8月17日 仙台塩釜港にて，博多港からストラドルキャリア1台の無償提供を受けた。
- ・ 9月5日 仙台塩釜港にて，ガントリークレーンの供用を再開した。

- ・ 9月6日 仙台塩釜港にて、北九州港からストラドルキャリア1台の無償提供を受けた。
- ・ 9月15日 日本初、45フィートコンテナが公道輸送され、北米に輸出された。
- ・ 9月30日 中国／韓国航路が再開した。
- ・ 1月22日 北米西岸／東南アジア航路が再開した。

ウ 復興会議

仙台塩釜港及び石巻港の物流機能の早期回復と各港湾背後企業の早期復興に向けて、各港湾における復興会議を開催し、「仙台塩釜港復旧・復興方針」、「石巻港復旧・復興方針」を策定した。

- ・ 仙台塩釜港復興会議

第1回：4月2日，第2回：6月24日，第3回：8月8日

- ・ 石巻復興会議

第1回：4月1日，第2回：6月23日，第3回：8月5日

復興に向けて港湾利用者等と連携を強化するするとともに、石油タンカーや自動車運搬船の入港についてホームページへの掲載や記者発表を行うなど、情報提供に努めた。

エ その他

- ・ コンテナヤードの被災状況を船社、荷主等へ情報提供。
- ・ コンテナヤード早期再開に向けた関係機関との調整。
- ・ 港湾施設災害復旧事業の査定は7月から実施された。9月から約1か月間、国土交通省東北地方整備局内において、各地方整備局からの応援職員（元査定官4人）による設計方針等の指導をいただいた結果、査定の早期終了が実現した。

港湾施設応急・復旧対策の検証

◆港湾機能が被災し燃料を運び出す機能が低下した

＜資源（物資）＞＜資源（施設）＞

仙台塩釜港（仙台港区）が津波被害により災害廃棄物が散乱し、当初は港湾埠頭内の道路及び航路が利用できなかった。港湾機能だけでなくタンクローリーなども含めて被災した。このため、油槽所等に貯蔵されていた石油を運び出す手段がなくなってしまった。また、停電したため、被災したタンクにガソリンが残っていたが、それを汲み出す装置が電動であったので手動で対応した。このことから電気が途絶した時の対応も考えておく必要がある。

◆地震と津波により港湾機能が低下したため、海路を活用した大規模な物流ルートが失われた。港湾課では救援物資の早期入港が喫緊の課題となった

＜資源（物資）＞

港湾課は、救援物資などを大量に輸送できる海上の物流ルートを確保するために、被災した港湾機能を早期に回復させることを発災直後からの最重要課題の一つであると位置づけていた。航路や岸壁、港湾へのアクセス道路などが同時に複数被災したため、復旧作業に優先順位をつけて対応した。まず仙台塩釜港（仙台港区）の復旧作業に着手し、その後、石巻港及び仙台塩釜港（塩釜港区）の復旧作業に着手した。仙台塩釜港（仙台港区）の中の復旧作業においても優先順位をつけて対応しており、具体的には、高松ふ頭（耐震

強化岸壁)の供用再開、フェリー航路の再開を優先させる方針の下で、臨港道路、航路の啓開作業、航路の水深測量を実施した。

なお、高砂コンテナターミナルは耐震化されていたにもかかわらず被害が大きかったために復旧作業を後回しにした。臨港道路の啓開作業については、民間だけでなく自衛隊にも協力を要請した。その結果、3月17日に仙台塩釜港(仙台港区)に救援物資輸送船が入港、3月21日に仙台塩釜港(塩釜港区)に石油タンカーが入港、3月23日に石巻港に救援物資輸送船が入港した。

どの港湾を最優先で復旧させるかという広域的な優先順位づけに加えて、一つの港湾の復旧作業の中でも優先順位を決めて対応していることは、限られた人的・物的資源を最大限に活用し効率的に復旧作業を進めるために重要な判断であったと評価できる。さらに、自衛隊に協力を要請したことは、外部の応援を動員することで、同課はそれ以外の対応に資源を集中させることができるという観点から効果的であったと言える。ただし、限られた自衛隊という資源をこのような形で活用したことが最適であったのかは全体的な視点からの評価が必要である。

#### ◆港湾機能を早期に回復させるための浚渫船などの資機材が不足していた

##### <資源(物資)>

資機材の調達について、県内部でも海底に沈降していた震災廃棄物を取り除くための作業船と港の水深を測るための機械(測深機)が、日本に何台とないため、取り合いが発生した。宮城県だけでなく、他県でも必要となることが考えられるため、日本国内だけでなく、海外からの調達も視野に入れて対応すべきである。

#### ◆岸壁使用についての広報を積極的に行った

##### <広報>

土木部のBCPでは、被災後12時間以内に港湾の利用可否情報を公表することになっていたが、津波警報が出ていたので、実際に情報を公表することはできなかった。使用できる岸壁などの情報については、3日後からホームページへの掲載を行った。港湾課は、港湾利用者が被災してパソコンが使用できない場合のことも考慮して、発災から2、3週間後には紙ベースでの復興便りを事業者提供した。港湾課は、情報提供は迅速に行うべきであると考えて行動したことから、このような行動は評価される。また、いつまでに港湾施設を修繕するという目標を港湾課で決定して、対外的にも示した。

#### ◆他機関との情報共有や連携に課題があった

##### <県庁内部での調整><県庁外部との調整>

本庁と現場の連携を円滑なものとするうえで、港湾課と出先事務所との意見交換が少なかったことは問題である。また、各市町の復興まちづくりについても、L1やL2との対応など、河川課、水産業基盤整備課、農村整備課といった各課と市町が個別に情報交換をしたので、情報や対応が重複することになった。県の窓口を一元化した方がよく、市町の復興まちづくりを推進する目的で新たに設置された復興まちづくり推進室が窓口になるべきであった。

このように、出先事務所や市町との情報共有や連携がうまくいかなかったことは、改善すべき点としてあげられる。



(8) 下水道施設

ア 被害状況

地震及び津波により、県管理の主に3流域下水道施設（終末処理場、中継ポンプ場）が甚大な被害を受け、水処理が不可能となったことから、各処理場付近の流域下流部の低地や、中継ポンプ場の直上流でマンホールからの溢水が発生した。

発災当初には溢水が見られなかったものの、一週間を過ぎて段階的に上水道が復旧するにつれて、3月19日には角田市で、その以降も多賀城市、名取市、七ヶ浜町等で溢水が発生した。終末処理場の主ポンプの応急仮復旧と中継ポンプ場の仮復旧により、4月1日にはマンホールからの溢水は収束した。その後、溢水は見られなくなっていたが、5月30日の豪雨により再度溢水が発生した。この溢水は翌日には収束した。

その後は、処理水の放流先の水質や異臭対策が問題となっている。

次項から、より具体的な対応内容を示す。

イ 下水処理の緊急措置（初期段階）

主ポンプの被災により揚水能力が失われた被災直後の緊急時においては、主ポンプの応急仮復旧を最優先とし、市町内における公共マンホールからの未処理汚水溢水の回避に全力を傾注した。

津波による浸水により主として電気操作盤や駆動モーター一部等が被災し、水処理施設への送水ルートも水処理管廊の浸水により被災状況が確認できない状態であり、主ポンプの再稼働まで時間を要することが予測された。

津波被害を免れた内陸部の地域や被災地内の避難生活者、支援活動者などから排水される生活排水の流入が継続する一方で、停止した各処理場流入渠の緊急遮断ゲートが閉鎖されたままであることから、下水管渠に滞留した汚水によるマンホールからの溢水が懸念された。このことから、緊急的に沈殿・消毒放流や緊急消毒放流を組み合わせることで溢水防止に全力を傾注した。

各下水処理場における溢水対策及び揚水能力の段階的復旧計画を以下のように定めて対応した。

なお、仮設ポンプや発動発電機等の資機材手配は

- ・ 指定管理者ルート
- ・ 災害対策本部事務局ルート
- ・ 災害時応援協定ルート（社団法人宮城県建設業協会）
- ・ 北海道・東北ブロック下水道災害時支援ルート（日本下水道施設業協会他）

a 仙塩流域下水道の溢水対策

i 基本方針

本格復旧までの間は処理場内において沈殿・消毒の簡易処理を行う。

ii 復旧手順

- ・ 既設主ポンプ（φ600mm～φ900mm・4台・286m<sup>3</sup>/分）の5月中旬までの段階的整備・復旧を急ぐ
- ・ 既設主ポンプのうち大ポンプ1台（φ900mm・95m<sup>3</sup>/分）の4月下旬までの整備復旧を図る。
- ・ 主ポンプ復旧までの間、多賀城緩衝緑地内に設置した仮設沈殿池及び仙台市泉区地内の要害川に設置した仮設沈殿池を併用する。

iii 市街地における当面の溢水防止対応方針

応急対応として、75m<sup>3</sup>/分（晴天時平均流入量）以上の排水能力を確保する。

【内訳】

- ・ 仮設ポンプ使用によるハード対策・・・60m<sup>3</sup>/分以上  
（最終的には仮設ポンプだけで75 m<sup>3</sup>/分を確保）
- ・ 広報等によるソフト対策・・・15m<sup>3</sup>/分  
（節水の呼びかけや自衛隊駐屯地などの排水自粛など）

b 阿武隈川流域下水道の溢水対策】

i 基本方針

本格復旧までの間は処理場内において沈殿・消毒の簡易処理を行う。

ii 復旧手順

- ・ 既設主ポンプ（φ350mm～φ700mm・5台・192m<sup>3</sup>/分）の5月中旬までの段階的整備・復旧を急ぐ
- ・ 名取市の増田川に設置した仮設沈殿池及び浄化センター内に設置した仮設沈澱池を併用し、排水を実施

iii 市街地における当面の溢水防止対応方針

応急対応として、61m<sup>3</sup>/分（晴天時平均流入量）以上の排水能力を確保する。

【内訳】

- ・ 仮設ポンプ使用によるハード対策・・・46m<sup>3</sup>/分以上
- ・ 広報等によるソフト対策・・・15m<sup>3</sup>/分  
（節水の呼びかけや工場などの排水自粛など）

c 北上川下流東部流域下水道の溢水対策

i 基本方針

本格復旧までの間は処理場内において沈殿・消毒の簡易処理を行う。

ii 復旧手順

既設主ポンプ（φ350mm・2台・34m<sup>3</sup>/分）の6月末までの段階的整備・復旧を急ぐ

iii 市街地における当面の溢水防止対応方針

- ・ 応急対応として、9m<sup>3</sup>/分（晴天時平均流入量）以上の排水能力を確保する。
- ・ 市街地の地盤沈下に伴う管渠への海水侵入を石巻市と協力して抑制することとし、管渠の汚水収集機能が回復するまでの当分の間は一部を上流域の真野川河川敷に設置した仮設沈澱池から旧北上川へ一次放流する。

【内訳】

- ・ 仮設ポンプ使用によるハード対策・・・19m<sup>3</sup>/分
- ・ 広報等によるソフト対策

ウ 応急復旧期の具体的対応方針

a 既設主ポンプ復帰後、処理場内水処理施設を利用した沈殿処理

既設主ポンプが復帰した後は場内の水処理施設の中から応急沈殿用の系列を選定し、沈砂池ポンプ棟から送水し、沈殿・消毒放流を行う。

b 仮曝気<sup>かりばつき</sup>を加えた簡易処理

今回被災した下水道施設についての復旧のあり方を検討する「下水道地震・津波対策技術検討委員会」が国土交通省において設置され、議論が進められている。

下水処理場については段階的の応急復旧と目標処理水質の考え方が第2回委員会（5月24日開催）に提案された。この案を踏まえ、被災3終末処理場について本格復旧と並行する形で簡易な生物処理工程を導入することとし、放流水質の改善を図り、段階的に水質改善を図るもの。

暫定目標水質：BOD60mg/L、大腸菌群数 3,000 個/cm<sup>3</sup> 以下

エ 完全復旧に向けて

仙塩流域・阿武隈川下流流域・北上川下流東部流域下水道については、処理場内において沈殿・消毒による簡易処理を行いながら復旧工事を行い、平成23年度下期から段階的に高級処理（生物処理）に切り替え、平成24年度中に水処理施設の復旧を図る。

下水道施設応急・復旧対策の検証

**◆石巻東部浄化センターでは、指定管理者の職員1人が津波の犠牲になった。県南浄化センターでは、指定管理者の職員約49人が湛水の影響で施設内に孤立した〈計画とマニュアル〉**

石巻東部浄化センター（石巻市）の指定管理者の職員1人が津波の犠牲になった。家族の安否確認に向かうために同センターを離れようとしたところ、一階で遭難したという。また、県南浄化センター（岩沼市）では、指定管理者の職員約49人が同センターの屋上に避難し一度は津波から難を逃れたものの、氾濫した津波が湛水したため、同センターで孤立した。

このように指定管理者の職員が自らの身の安全を確保されていない状況では、津波で被災した下水機能を早期に回復させるための行動はまったく期待できない。実際、県南浄化センターでは、3月12日に陸路で避難できるようになるまで、施設内にあった菓子などを食べて飢えをしのいでいたという。降雪の寒さや空腹と向き合わなければならない状況では、復旧のための活動は行えていないと推察される。宮城県土木部下水道課の「地震災害における汚水処理対策マニュアル（平成14年度策定）」では、二次災害の防止や下水機能の早期回復を目指しているが、今後、こうしたマニュアルの中で、指定管理者の職員の安全確保の視点を盛り込む必要がある。

**◆県南浄化センターの早期復電のために、知事が災害対策本部会議において指導力を発揮した**

**〈県庁内部での調整〉**

津波で被災した中南部下水道事務所の県南浄化センター（岩沼市）の下水処理機能を回復させるためには主ポンプの復旧が不可欠であった。平時における下水処理量を仮設ポンプで代替できなかったからである。さらに、非常用発電機では出力が小さいため、主ポンプの早期復旧には、通常の電力供給システムの回復が必要であった。東北電力によると、沿岸部にあった同浄化センターへ電力を供給する配電線は津波により壊滅的な状況であったために復旧には新設同様の工事が求められた上、浄化センターの受電設備も復旧させなければならなかった。復電は容易でなかったと推察される。しかし、知事の要請を受けて、その後速やかに復電をしている。

マンホールからの溢水は、津波による被災者のみならず、津波で被災しなかった住民にとっても大きな問

題である。知事の要請は、県民の代表者の要請であることから、優先順位が高く効果的であったと考えられる。

**◆平時における中南部下水道事務所での下水処理量に対応するには、応急的な排水作業では十分な代替機能を果たせなかったため、出水期までに主ポンプを復旧させることが重要な課題となった**

**<資源（物資）>**

中南部下水道事務所では、津波により2つの浄化センター（仙塩浄化センター、県南浄化センター）の主ポンプが被災した。そこで応急的な排水作業（ポンプ車や仮設ポンプ）を行ったが、平時と比べるとまったく処理能力が足りず十分な代替機能を果たせなかった。新品の主ポンプの調達を試みるもうまくいかず、結局、被災した主ポンプの修理を待った。結果として、主ポンプの復旧は出水期に間に合ったものの、応急対応期に実施した県民などへの節水の呼びかけを行っても、出水期に主ポンプがなければ、マンホールから大量に下水が溢水する事態を避けられなかった可能性がある。

本災害では、出水期までの猶予期間があったことがいい方向に働いたが、災害は我々に都合のいいタイミングで発生するとは限らない。今後は、主ポンプが被災しないような復旧工法を検討するべきである。

**◆東部下水道事務所は、通信手段が限定されていた発災から1週間程度の間、本庁の下水道課との連絡調整が困難であった<県庁内部での調整>**

発災直後の1週間程度は、非常用の通信手段が少なかった上に、周辺の津波で被災した県の地方機関の職員を受け入れたために、東部下水道事務所は、本庁の下水道課と連絡調整が困難な状況であった。

今後は早期に緊急工事が行えるように、緊急時の通信手段を強化するとともに、連絡がとれない状況でも下水道事務所の判断で緊急工事が行える方法を検討する必要がある。

**◆石巻東部浄化センターの復旧に不可欠な復電は6月になってからであった<県庁外部との調整>**

東部下水道事務所が管理している石巻東部浄化センターは津波により主ポンプが被災するなどし、下水処理機能が停止した。主ポンプを復旧させるために必要な復電は6月になってからであった。

東部下水道事務所では、浄化センターの下水処理量が比較的小さいため、それまでの間、同事務所によって応急的に実施された仮設の水中ポンプの設置などの措置は、市街地から汚水が溢水する事態を抑えるために効果的であったと評価できる。しかし、これらの仮設ポンプに電力を供給していたのは非常用の発電機で、それを稼働させるための燃料の調達は不安定な状況が続いていた。そのため、一連の応急対応も決して安定的ではなかったと言える。

今後は、大規模災害時であっても仮設ポンプを安定的に運転させるための体制について、特に今回問題になった非常用発電機の燃料供給体制などについて再検討されたい。また、6月の復電に関しては、県民の代表である知事が電力会社に対して、下水処理施設への早期復電を要請したことが効果的であったと考えられる。宮城県と重要インフラ事業者が、相互の対応過程を共有し、直接協議する場としての災害対策本部の重要性が改めて認識されたと言える。

**◆5月10日に特定の業者と協定を締結するまで、仮設水中ポンプ用の仮設発電機に必要な燃料を安定確保することが困難であった<資源（物資）>**

東部下水道事務所は、浄化センターが被災し、下水処理機能が停止したことを受けて、応急対応として仮設の水中ポンプを設置した。このポンプへの電力は仮設の発電機から供給された。津波によって事前に設置されていた自家発電機が水没したために、発電機も急きょ設置しなければならなかった。水中ポンプは、浄化センターの施工業者やメンテナンス業者の協力により確保できたものの、仮設発電機のための軽油やA重油は、県庁の災害対策本部に支援を要請してもうまくいかず、同事務所が独自に調達しなければならなかった。

ガソリンの供給は3月末までに回復の兆しが見られたが、軽油とA重油に関しては、5月10日付けで同事務所長が業者との間で優先供給に関する協定書を締結するまで不安定な状況が続いた。早期復電が見通せない中で、応急措置が長期間安定的に機能するように対応したことは効果的であったと評価できる。今後、消防法による燃料備蓄の制約はあるものの、緊急時の安定的な燃料供給体制について検討する必要がある。

**◆東部下水道事務所では、早期に災害査定作業に着手したが、その後、国の基準との整合性から作業の重複が生じた<県庁外部（国、被災県）との調整><県庁内部での調整>**

二度と同じ被害を出さないという観点から下水道施設の本格復旧を行う際、今回のように複数県に被害が及ぶ場合には、地域間や被災県でどう復旧の基準を統一するか、統一性の議論が迅速な復旧作業を遅らせる可能性がある。

浄化センターが津波により機能停止に陥った東部下水道事務所では、浄化センターを塀で囲む方策や水密式のドアにして屋内の浸水を防止する方策など、早期に災害査定作業に着手している。しかし、その後、国との協議により決定した基準との相違から、それらの方策の一部は認められず、資料を作成し直すなどの業務の重複が生じている。同事務所の迅速な行動は結果として作業を早める効果があったと評価できる反面、統一基準の決定時期が原因で生じた業務の重複がなければさらに迅速な復旧作業が行えたと考えられる。今後は、宮城県における各下水道事務所や他の被災県、国などと今回の対応を振り返り、災害復旧の基準が発災後早期に決定できる仕組みを再検討しなければならない。

(9) 仙台空港及び関連施設

仙台空港及び関連施設は、津波により甚大な被害を受けた。3月14日、土木部空港臨空地域課は空港ビルの復旧支援を開始した。地元企業の協力により通信機器、発動発電機、給水タンク等を調達し、空港ビルの事務所機能を復旧した。また、国土交通省、自衛隊、米軍、県、市との連携により空港敷地内の災害廃棄物撤去を実施した。国土交通省及び自衛隊からの要請を受けて、仙台空港に隣接する中坪・荷揚場県有地を緊急的に被災した自動車を含む災害廃棄物類の一次仮置き場として確保した。

ア 仙台空港について

a 復旧経緯

- ・ 国土交通省は、救援復旧対策に使用するヘリポート4機の駐機スペース確保し、3月15日7時から運用開始した。
- ・ 国土交通省は、3月16日、自衛隊及び米軍による緊急物資輸送のためのミニマム1500m滑走路を供用開始し、同日、空港復旧作業協力のため米軍輸送機が着陸した。3月17日より、救援機による物資輸送が可能（ヘリ・陸路で各被災地等へ配送可能）となった。

- ・ 3月18日、救援物資輸送の1番機・米軍救援機（C-130）が到着。また、同日午前、仙台空港に全日本空輸株式会社オペレーション専門集団約20人が入り、早期復興に向け、現地調査を開始した。
- ・ 3月20日より、大量輸送を可能とする米軍機（C-17）が着陸。救援物資輸送を本格化した。
- ・ 3月25日、仙台VOR（超短波全方向式無線標識）／DME（距離情報提供装置）が復旧した。
- ・ 3月29日、滑走路及び滑走路灯などの復旧により、救援機のみ夜間を含む3,000m滑走路の使用が可能となった。
- ・ 3月31日、国土交通省は、非常用管制塔での情報提供業務を開始した。
- ・ 4月11日、国土交通省は、空港の管制塔での情報提供業務を開始した。
- ・ 4月13日、国土交通省は、仙台ILS（着陸援助施設）、気象施設運用、飛行場管制業務及び進入管制業務を再開した。これにより、1日6往復で民航機の就航が再開した。  
全日空3往復（羽田便3往復）、日本航空3往復（羽田便1往復、伊丹便2往復）

#### b 仙台空港運航状況

国土交通省、空港ビル及び航空会社等の協力により4月13日に空港ビルを一部暫定供用し、国内線民航機の運航が一部再開した。7月25日には国内定期便（1日41往復）の運航が再開するとともに、国際線臨時便が就航した。

9月25日にターミナルビルが完全復旧するとともに、国際定期便の運航が一部再開した。

#### イ 仙台空港アクセス鉄道の復旧支援について

レール、路盤・防音壁、空港敷地内のトンネルなどが損傷したほか、仙台空港駅1階の通信・指令設備、運行管理中央装置などが津波により全壊するなど、甚大な被害を受けた。

空港臨空地域課からは、応急復旧工事等への応援、国所有の空港トンネル部の早期排水・復旧の要請、国庫補助制度の拡充の要望及び復旧工事費の財源確保等の支援を行った。

発災後から4月1日まで完全運休、4月2日から仙台空港鉄道株式会社がJR名取駅から仙台空港間で代行バスを運行し、4月13日から社団法人宮城県バス協会がJR仙台駅から仙台空港間で臨時バスの運行を開始した。

7月23日に一部区間（JR名取駅～美田園駅間）で暫定運行が再開され、10月1日に仙台空港駅までの全線で、震災前の通常ダイヤによる運行が再開した。

#### ウ 仙台空港ビル等の復旧支援について

空港ビルは中2階まで浸水し、1階部は壊滅状態であった。1階部に設置してある電気設備・受変電設備・ボイラー・空調設備・自家発電・消防設備・監視カメラ等の機械電気設備は全滅状態であった。仙台エアカーゴターミナルの各上屋建物は津波により使用不能となり、特に国際貨物棟（保税蔵置場等）は火災により全焼した。空港臨空地域課は、民航機の運航再開に向けた空港ビル等の応急復旧を支援した。また、空港ビルへの電力及び水道の供給復旧に向け、関係者（東北電力、空港ビル、岩沼市）で協議を早期に開始した。

## 仙台空港及び関連施設応急・復旧対策の検証

### ◆空港臨空地域課が、災害廃棄物の一次仮置き場として提供した県有地が、トモダチ作戦（仙台空港の滑走路の災害廃棄物撤去部分）への支援と市町への支援との間で競合した

#### ＜県庁外部（国，米軍，自衛隊，市町村）との調整＞

空港臨空地域課は、3月22日以降、仙台空港の早期復旧を目指し、国土交通省（空港管理者）、自衛隊、米軍、県によるトモダチ作戦の「共同運用調整所」（作戦会議）に出席していた。米軍による大規模支援活動の計画日が迫る中、「共同運用調整所」の席上、空港滑走路上の災害廃棄物（瓦礫、自動車等の漂着物）の一次仮置き場の確保が課題の一つに上り、同課が空港隣接地に保有する土地の一部で、既に岩沼市（市災害対策本部）に対して同課が市の災害廃棄物の運び込みを許可していた区画の隣を、災害廃棄物の受入地として貸地するよう要請された。同課は時間がない中で急ぎ関係者（国土交通省、県、岩沼市から災害廃棄物処理の委託を受けていた建設業者）と現地確認を行い、その結果、「共同運用調整所」に対して土地の貸地を承諾した。

しかし同課は、岩沼市災害対策本部に対して空港の災害廃棄物受入れの連絡を遅延してしまったため、一時的に廃棄物受入地で混乱が生じ、再度関係者（国土交通省、県、岩沼市災害対策本部）による調整を実施することとなった。

同課が県として仙台空港復旧に関する関係者に対して県有地を提供したことは、外部応援機関の活動に応えるために、また、空港の早期復旧を実現するために効果的であったと評価できる。しかし、結果として、岩沼市の災害廃棄物処理に混乱を生じさせたことは、県が本来被災市町村支援を行うことを期待されていることを踏まえれば、同課の対応には改善の余地がある。震災時の混乱の中であっても、同課と市災害対策本部との連絡を徹底するなど、空港の復旧現場が混乱しないような対応が必要であった。

### ◆地元業者との協力で空港再開に必要な資機材の調達を行った＜県庁外部（業者）との調整＞

空港臨空地域課は、4月13日の空港再開のために大型発電機と受水タンクを手配しなければならなかった。先ず初めに相談した土木部事業管理課はこれらの資機材を確保できなかったが、続いて相談した地元業者から対応可能との回答を得た。大型発電機と受水タンクは丸本組（土木）が確保し、仮設事務所用の発電機は深松組（建築）が確保してくれた。第三セクターである仙台空港ビルの担当であったトイレ及び燃料の安定供給については、問題は生じなかった。

これらの地元業者は、同課の職員と平時から良好な関係があった。こうした関係性が、同業者の迅速な対応につながった可能性がある。このことは、平常時からこうした地元業者などの関係者と関係性を築いておくことが、災害時にそれらの関係者とうまく連携し円滑に対応を進めるために重要な要素であることを示唆している。

### ◆空港に避難していた住民に対して指定避難所へ行くように早期に対応した

#### ＜県庁外部（第三セクター，市）との調整＞

空港利用者だけでなく近隣住民も含め1,600人の避難者がいたが、空港臨空地域課として空港が所在する名取市に情報を伝え、救援物資を届けるよう手配した。空港に近い相の浜地区の住民は暫く仙台空港ビルを避難所として使っていた。3月12日に住民が一部自主避難を開始し、3月14日に県職員が空港ビル

に入った際には、避難している人は百数十人になっていた。3月18日、空港ビルの屋根を支えていた部材が折れていて余震で落ちることが懸念されたため、このときにいた避難住民にも指定避難所に行くように手配した。

#### (10) 都市公園・仙台港背後地

##### ア 被害状況の確認

- ・ 仙台港背後地土地区画整理事業地内・街路事業地内の津波・地震被害状況の確認を行った。
- ・ 県立都市公園〔仙台港多賀城地区緩衝緑地（多賀城市）、矢本海浜緑地（東松島市）、岩沼海浜緑地（岩沼市）、加瀬沼公園（利府町）、宮城県総合運動公園（利府町）〕の津波・地震被害状況の確認を行った。
- ・ 仙台港背後地土地区画整理事務所（仙台市）の被災状況の確認を行った。
- ・ 市町村からの公園・都市災害に係る被災状況報告の取りまとめを行った。
  - 発災当初は、沿岸の被災市町については状況把握が困難であった。
- ・ 国土交通省に対する公園・都市災害に係る被災状況の報告を行った。

##### イ 応急復旧対応

- ・ 仙台港背後地土地区画整理事業区域内道路の被災した自動車など災害廃棄物の撤去を行った。緊急物資の運搬ルートを確認するため、特に、仙台塩釜港（仙台港区）から一般国道45号及び仙台東部道路にアクセスする道路を優先的に行った。
  - 仙台市と調整し、事業地内の仙台市管理用地を災害廃棄物の一次仮置き場として確保した。
- ・ 中南部下水道事務所が仙塩流域下水道の応急対応として仙台港多賀城地区緩衝緑地内に仮設沈殿池を設置。
- ・ 3月26日から5月24日まで、加瀬沼公園を自衛隊の活動拠点として使用を許可した。
- ・ 仙台港多賀城地区緩衝緑地及び岩沼海浜緑地を、行方不明者捜索のため撤去された災害廃棄物等の緊急仮置き場として使用した。
- ・ 被災した仙台港背後地土地区画整理事務所の移転先の調整

##### ウ 災害査定及びその後の応急対応について

- ・ 応急復旧事業・災害関連予算の確保及び震災による通常事業の翌債・繰越承認申請手続き
- ・ 内陸部県立都市公園（加瀬沼公園、宮城県総合運動公園）や仙台港背後地土地区画整理事業地内の災害復旧（査定）に向けた被災調査
- ・ 沿岸部の被災県立3公園（仙台港多賀城地区緩衝緑地、矢本海浜緑地、岩沼海浜緑地）の指定管理者による継続管理の検討
- ・ 市町村に対する都市災害復旧事業に係る説明会・相談会の実施（4月5日から7日）
- ・ 都市局所管災害復旧事業に係る災害査定の実施
  - 第1次査定（6月6日から10日／28件）
  - 第2次査定（6月13日から17日／8件）
  - 第3次査定（7月11日から15日／12件）
- ・ 市町村に対し、都市災害復旧事業に係る情報提供及び相談会を実施（6月20日から23日）



- ・ 仙台港多賀城地区緩衝緑地、岩沼海浜緑地及び矢本海浜緑地は、仮置きしている災害廃棄物の撤去が完了次第、本復旧工事に着手、岩沼海浜緑地を除き、平成24年度内に復旧工事を完了する予定である。
- ・ 加瀬沼公園及び宮城県総合運動公園は、今年度下半期に本復旧工事に着手し、平成24年度の早期時期に完了させ、全面供用開始を目指している。
- ・ 仙台港背後地土地区画整理事業については、街路、下水道、宅地等の本復旧工事を10月までに着手し、平成24年度上半期に工事を完了する予定である。

### 都市公園・仙台港背後地応急・復旧対策の検証

#### ◆事前の計画にはなかったが県立都市公園を災害廃棄物の仮置き場として活用した

##### ＜資源（施設）＞＜計画とマニュアル＞

都市計画課は、管理している県立都市公園を災害廃棄物の仮置き場や応急的な下水処理のための仮設沈殿池の用地などとして使用する判断をした。（この決定は、最終的には土木部幹部の判断を仰いだ上で行われた。）

県立都市公園のうち、仙台港多賀城地区緩衝緑地、岩沼海浜緑地、矢本海浜緑地、宮城県総合運動公園を災害廃棄物の一次仮置き場として活用した。前三者は津波の浸水域にあった。

宮城県地域防災計画では、県立都市公園を、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点として整備することが定められている。しかし、県立都市公園を災害廃棄物の仮置き場として活用することは、定められていなかった。

自衛隊の活動や災害廃棄物処理、応急仮設住宅の建設など、様々な災害対応において用地確保が問題となる中で、復旧・復興における災害廃棄物の一次仮置き場の必要性を重視し、県立都市公園をそうした用途に利用することを決定した土木部の判断は、有効な対応であったと評価できる。一方で、災害時の県立都市公園の活用方法について、発災後に検討するのではなく事前に検討しておくべきであった。

#### ◆社団法人宮城県造園建設業協会との応援協定が有効に機能した＜県庁外部（業界団体）との調整＞

県立都市公園は、土木部として災害時の応援協定（社団法人宮城県造園建設業協会）を結んでおり、発災の翌日に、造園建設業協会が県立都市公園について被害調査を行った。また、被害調査のための測量機材は、宮城県建設業協会が提供した。

事前に協力関係を築いていたことにより、造園建設業協会の人材と宮城県建設業協会の機材を活用でき、県立都市公園の調査は効率的に進められた。

## 28 県発注工事等における特例措置

震災により甚大な被害を被った本県の早期復興のため、県発注工事等の入札及び契約手続き等に関して、被災者の雇用や施工地により近い地元企業に加点評価する「特別簡易型」総合評価落札方式の導入や、前金払の割合引き上げなどの特例措置を6月1日（一部5月13日）から講じた。

### (1) 手続の簡素化・迅速化

ア 総合評価落札方式について、入札・契約の簡素化と迅速化を図るため、施工計画等の提案を省略した「特別簡易型」を導入した。

イ 入札・契約の期間短縮を図るため、設計額が5億円未満の工事について、入札保証金の適用金額を緩和した。

ウ 入札・契約の迅速化を図るため、調査基準価格を下回った場合の低入札調査を簡素化した。

#### (2) 被災者等の雇用の促進、受注機会の拡大

ア 総合評価落札方式について、被災者等の雇用や地元企業の受注を促進するため、被災者等の雇用や施工地の地元企業に加点評価する「特別簡易型」総合評価落札方式を導入した。

イ 受注機会の拡大を図るため、同一部所発注の2件の工事間で現場代理人の兼務を可能とした。

ウ 円滑な施工の確保を図るため、前金払割合の引き上げ等を行った。

#### (3) 低入札対策の徹底

より適正な競争環境の形成と品質の確保を図るため、失格判断基準の見直しを行った。

## 29 交通対策

### (1) 発災後1週間の対応

- ・ 発災直後の移動手段としては、タクシーを除きバスが唯一の公共交通機関であったため、県から県内交通事業者（宮城交通株式会社、株式会社ミヤコーバス）へ安定的なバスの運行を口頭で要請し、交通事業者の努力により順次県内外の路線が再開された。
- ・ 地震の影響により交通機関が麻痺し、関東方面への帰宅困難者等が多く発生したことから、これらに対応するため、県外へのバス運行の確保について、3月13日に他県（山形県、新潟県）や県外交通事業者（山交バス株式会社、新潟交通株式会社）に増便の協力を要請した。山形県のホームページで関東方面への公共交通機関を紹介いただき、県ホームページからリンクさせた。
- ・ 高速バスの高速道路通行について、3月13日に新潟県から過去の事例（緊急交通路に指定された高速道路等は事前届出のあった車両のみ通行可能とされたが、特別に高速バスの通行が認められた事例がある）について情報提供を受け、同日、警察本部へ情報提供した。3月15日国土交通省及び警察庁通知により、交通事業者からの申出があった場合は通行が許可されることとなった。
- ・ 燃料不足からガソリンスタンドの周辺では、給油待ちのための渋滞や車両の放置などが発生し、路線バスの運行に支障をきたしている旨、交通事業者から相談があり、警察本部に対応を依頼するとともに、総務部広報課に依頼しラジオ放送等で道路の確保への配慮及び交通整理への協力の呼び掛けを行った。
- ・ 県内外の公共交通機関の運行状況を県民に周知するため、交通事業者からの情報を基に行政庁舎1階ロビーに発災直後から4月11日まで運行状況を貼り出すとともに、企画部総合交通対策課（現：震災復興・企画部総合交通対策課）のホームページで情報提供した。また、県民等からの公共交通機関に関する電話等の問合せに対応した。

### (2) 発災後2週間以降の対応

- ・ 地震や津波で被災し、鉄道（JR各線、阿武隈急行線）が運転を見合わせている区間において臨時バスを運行するための手続き等について、国土交通省東北運輸局へ確認を行い、市町村への情報提供を行った。新規運行、路線変更、時刻改正等の道路運送法の各種手続の弾力的運用により、迅速

な臨時バスの運行が可能となった。

- ・ バスの燃料が不足したことから、3月17日から4月15日まで、経済商工観光部商工経営支援課で行った軽油供給支援のうち、バス事業者への軽油供給の支援業務を総合交通対策課が実施し、3事業者に合計59.2klの軽油を提供した。
- ・ 鉄道の運転見合わせ区間に対する代替交通手段の確保について、随時、JR東日本に対して代行バス運行の要請を行うとともに、各市町及び交通事業者等の調整を行った。
- ・ 鉄道の早期運転再開を図るため、国土交通省東北運輸局主催による沿線市町、東日本旅客鉄道株式会社、県で構成する「復興調整会議」に参画し、関係者間の調整が行われている。
  - a JR仙石線・石巻線復興調整会議（5月23日設置）
  - b JR常磐線（亘理～相馬間）復興調整会議（6月2日設置）
  - c JR気仙沼線復興調整会議（7月19日設置）
  - d JR大船渡線復興調整会議（7月19日設置）
- ・ 離島航路の被災状況の把握と、運航再開に向けて関係者（港湾管理者、漁港管理者、国土交通省東北運輸局海事振興部、離島航路事業者等）との調整を行った。
- ・ 3月下旬より被災市町及び交通事業者を訪問し、被害の状況等を確認するとともに、要望の聞き取りを行い、被災市町村の生活交通確保のため、随時、各市町及び交通事業者等の連絡調整を行った。

(3) 被害状況の把握と要望活動

発災以降、随時、交通事業者の被害状況及び復旧状況の把握を行い、国に対して、既存の国庫補助制度の拡充や国による新たな支援制度の創設などの復旧支援を行うよう要望活動等を行った。

なお、交通事業者ごとの被害額は、下記のとおりである。（平成23年9月21日現在）

阿武隈急行株式会社	386百万円（継続調査中）
仙台臨海鉄道株式会社	1,742百万円（継続調査中）
仙台市営地下鉄	1,250百万円（継続調査中）
東日本旅客鉄道株式会社	継続調査中
日本貨物鉄道株式会社	7,282百万円
バス事業者 （仙台市営バス、宮城交通株式会社ほか）	1,318百万円（継続調査中）
塩竈市営汽船	26百万円（継続調査中）
大島汽船株式会社	328百万円（継続調査中）
網地島ライン株式会社	40百万円（継続調査中）
シーパル女川汽船株式会社	30百万円（継続調査中）

(4) 交通対策の課題等

《評価できる対応》

- ・ 他県の協力により、日本海側経由で関東方面への移動手段を確保できたこと。
- ・ 国土交通省の柔軟な対応及びバス事業者による早期の運行体制の確保により、高速バスの高速道路の通行、臨時バスの運行が可能となったこと。

《見直しが必要と考えられる点または課題》

- ・ 発災直後、電話が不通となったため、交通事業者と連絡を取る手段がなかったこと。
- ・ バス等の燃料不足やガソリンスタンド渋滞等の課題が明らかとなったこと。
- ・ 鉄道網が寸断された場合の代替交通手段について、太平洋側と日本海側の広域的な連携が必要であること。

### 交通対策の検証

#### ◆被災後の移動手段の確保として、隣県との協力体制が重要であった

##### ＜県庁外部（他の都道府県）との調整＞

被災後の県外への移動手段の確保が課題となったが、山形県まで移動するルートが有効であった。山形県までの交通情報を提供すれば、山形県から先の交通情報、宿泊情報の提供、手配については、山形県にて対応していただけたため、宮城県の負担が少なかった。これらの教訓を活かし、隣県との連携として日本海側と太平洋側の協力を進めるとともに、交通情報の提供や移動手段の確保について、被災県を周辺県が支援する体制を平時から検討する必要がある。

#### ◆交通が止まった時の情報の出し方が課題であった

##### ＜広報＞

交通が止まった時に、情報をどう出すか、膨大な問合せにどう対応するかが課題であった。宿泊情報は観光課、道路情報は道路課、公共交通情報は総合交通対策課が担当であるが、被災者が欲しい情報をまとめて受け取れるよう、各課及びマスコミとが連携した情報提供の体制について、平時から検討を進めるべきである。

#### ◆緊急時の燃油の調達や備蓄の配分の優先順位が課題となった

##### ＜資源（物資）＞

バス事業者等への緊急時の燃油の調達や配分の問題は重要であり、どこにどれだけ回すのか、という判断が難しかった。特に、通勤通学ルートの確保のため、バスの車両、燃油の確保が求められたが、すべてへの対応は困難であった。どの程度の燃料を確保できるのかが分かれば、事業者も運行の対応ができることから、緊急時の燃油や備蓄の問題について、通常時からどの部署が指揮をとり、どのように優先順位付けを行うかを考えておくことが重要と考えられる。

#### ◆バスは限られた資源であり、広域でバスを融通する体制が必要

##### ＜資源（物資）＞

公共交通機関が途絶したためニーズが高く、各部署からバスの要請があったが、バスの台数が不足していたため特定の部署からの要請を特別対応はできなかった。市町村からも、仙台へのルート開設と燃料調達の要請があった。運輸局などが調整して広域でバスを融通する体制が必要である。また、タクシーはLPガスで動くので、直後から要援護者の輸送などに役立った。その教訓を踏まえ、タクシーを活用するための方法の検討や、タクシー業界との意見交換を進めることが望ましい。

### 30 商工業・雇用・観光対策

#### (1) 商工業支援対策

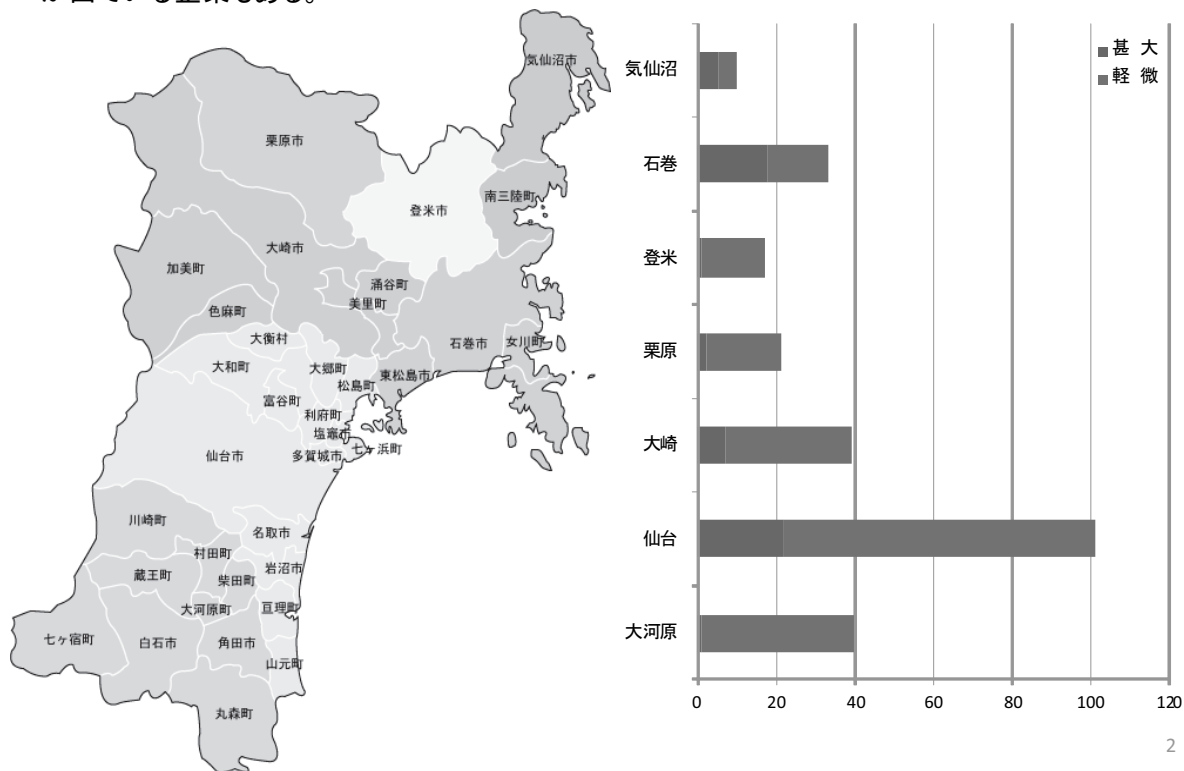
##### ア 県内自動車関連企業の被災状況等調査

みやぎ自動車産業振興協議会会員のうち、製造業企業等 270 社を対象に3月15日及び4月8日（最大余震の翌日）に電子メール、電話で被災状況調査を行った。また、4月5日からは、経済商工観光部自動車産業振興室職員と宮城県自動車産業振興アドバイザーがチームを組み、訪問調査を行った。10月末までに、261社を対象に延べ337回を訪問し、被災状況、復旧状況、取引上の支障の有無など、生産再開に向けた課題等を聞き取るとともに、融資制度、補助金などの情報提供を行った。

上記訪問調査の結果、生産能力については9割以上が復旧しており、受注状況についても8割以上の企業が震災前水準まで回復していることが分かった（平成24年2月末とりまとめ）。

#### 【被災状況】

津波の被害を被った地域に立地する企業を中心に、建屋及び生産設備に甚大な被害を被った。内陸部に立地する企業は、概ね軽微な被害であるが、その後の余震で建屋や生産設備に被害が出ている企業もある。

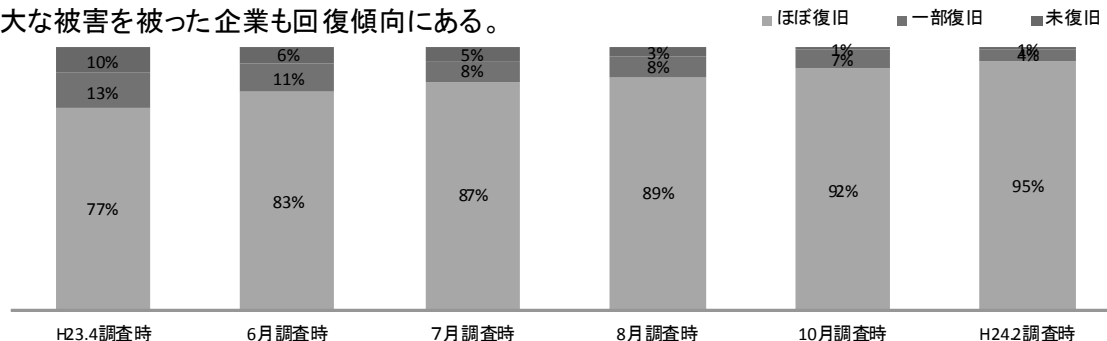


【復旧状況】

生産能力の面、受注の面、両者を併せた総合面で復旧状況を調査し、平成23年4月、6月、7月、8月、10月、平成24年2月末時点の状況について比較した。（数値は構成比）

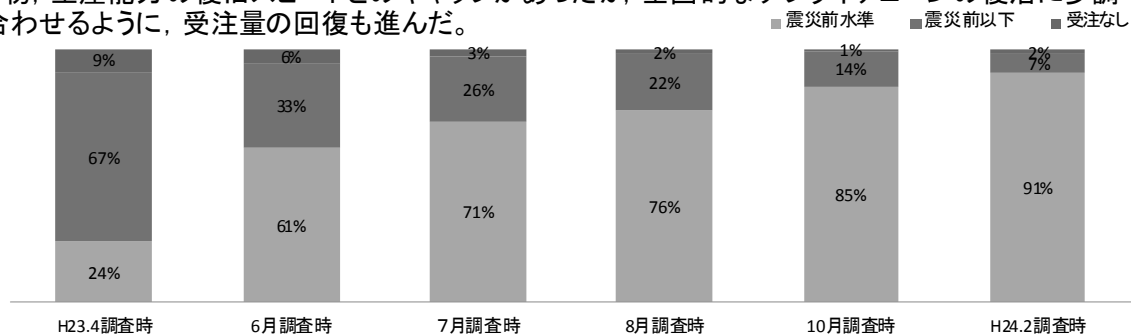
(1)生産能力（建屋、生産設備等の復旧状況）

2月末には、生産能力は、約95%の企業が震災前水準まで復旧済み。補助金の活用等により津波で甚大な被害を被った企業も回復傾向にある。



(2)受注状況（受注量の状況）

当初、生産能力の復旧スピードとのギャップがあったが、全国的なサプライチェーンの復活に歩調を合わせるように、受注量の回復も進んだ。



イ 復興へ頑張ろう！みやぎ“ものづくり企業”大会の開催

5月30日に、ホテルメトロポリタン仙台（仙台市）において、みやぎ自動車産業振興協議会、みやぎ高度電子機械産業振興協議会及び県の共催により、「復興へ頑張ろう！みやぎ“ものづくり企業”大会」を開催した。当日は、高度電子機械産業や自動車産業をはじめとする“みやぎものづくり企業”の東日本大震災からの復興に向け、関連企業・団体、学術機関、行政関係者約260人が参加し、復興に向けた決意や熱意を宣言する「復興へ頑張ろう！“みやぎものづくり企業”復興宣言」が採択された。

ウ 「東北の自動車産業・次世代移動体システムの未来像を描くための産学官連携促進セミナー」の開催

5月25日に、東北大学片平さくらホール（仙台市）において、東北大学と宮城県の共催により、東北大学の研究開発シーズの紹介や震災後の東北地方の自動車産業・次世代移動体システムの未来像について考えるセミナーを開催した。当日は、産学官の関係者約180人が参加した。

エ 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」による復旧支援

県内製造業については、東日本大震災に伴い、沿岸部を中心に津波や地盤沈下による甚大な被害が発生した。さらに、内陸部においても、地震による揺れの大きかった地域を中心に建屋や工作機械の損壊等が生じたほか、余震により本震後に整備した測定機器等に再度障害が発生するなど、さらなる被害が発生した。また、自社の被害が少なかった企業でも、震災の影響で必要な部品・部材

のサプライチェーンに障害が発生した。

こうしたことから、甚大な被害を受けた地域において、県の認定する中小企業等グループの復興事業計画について国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」「被災地域の復興」「コミュニティの再生」「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進する事業として、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」（補助率：中小企業の場合、国1/2、県1/4、大企業の場合、国1/3、県1/6）を実施することとし、5月議会において65億3千万円が予算措置された。

5月補正予算に対応した補助金については、6月13日から24日まで募集を行い、14グループを交付決定したが、予算規模を上まわる補助要望があったことから、8月議会において追加の予算を提案し、さらに60億円が予算措置された。

※本事業の第2次募集は平成23年9月5日から9月22日までの期間で実施した。また、第3次募集は9月議会で109,285,500千円の予算措置がなされ10月19日から11月8日までの期間で実施した。

オ 「中小企業施設設備復旧支援事業」等による復旧支援

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の採択要件は、国の制度設計もあり、産業を支える大きなサプライチェーンの復旧等、産業競争力の維持・強化という観点が強事業であることから、県内すべての被災企業がその対象とはなり得ないことが考えられた。一方、それら要件に合致しないものづくり企業であっても、相当程度、地域の経済や雇用を支えている企業もあったことから、そうした企業を対象とした支援も必要であった。

このため、中小製造業者が単独で行う生産施設及び生産設備の復旧を県単独事業として支援する「中小企業施設設備復旧支援事業」（補助率：1/2以内、補助限度額は、上限2千万円、下限100万円）を実施することとし、8月議会において30億円が予算措置された。また、商業者等の事業継続を支援する事業としては、店舗等の復旧に要する費用を補助する「商店復旧支援事業」（補助率：1/2以内、補助限度額は、上限300万円、下限100万円）に4億5千万円、早急に復旧できない商業者には、当面の営業再開に必要な仮の店舗を確保するために必要な経費を補助する「商業活動再開支援事業」（補助率：1/2以内、補助限度額は、上限300万円、下限100万円）に4億円が8月議会において予算措置された（いずれも県単独の補助事業）。

※申請の受付は、本庁のほか各地方振興事務所でも行った。

※本事業の第1次募集は平成23年9月28日から10月12日までの期間で実施した。また、第2次募集は11月議会において「中小企業施設設備復旧支援事業」は20億円、「商店復旧支援事業」は14億円、「商業活動再開支援事業」は6億円の予算措置がなされ平成24年1月10日から1月27日までの期間で実施した。

カ 中小企業基盤整備機構が実施する「仮施設整備・貸与事業」実施への支援

本事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が被災市町村の要望に基づき、被災を受けた中小企業等が仮入居する仮施設（店舗・事務所・工場等）を当該市町村有地等に整備する事業である。

本格的な復旧までの道のりの中で、仮設の事務所や工場による早期の営業再開に対する支援は、被災事業者の生活と雇用を支える重要な施策であることから、県としても最大限支援をすべく、4月12日から、中小機構の担当職員とともに、七ヶ宿町を除くすべての市町村や商工会議所・商工会を訪問し本事業に関する説明を行い、本事業の活用を最大限促した。また、本事業は、仮施設を

当該市町村有地に建設することが原則となっており、使用可能な用地は、災害廃棄物の仮置き場や応急仮設住宅への振り向けが優先されている現状であり、大変不足していたことから、市町村からの要望に応じて、使用可能な県有地を提供する等の措置も講じ、仮設施設による県内事業者の早期復旧に努めた。

その結果、6月9日には、本事業を活用した仮設店舗として、塩竈市海岸通に「しおがま・みなと復興市場」が20区画で開設される等、仮設施設による県内事業者の早期復旧、更には、市民生活の利便向上に大きく寄与した。

#### キ 被災企業への清掃支援

県産業技術総合センターでは、企業の被災状況調査を行いながら、沿岸部の津波被害の大きかった企業に対して、4月4日から5月19日にかけての8日間、5社に延べ58人の職員を派遣し、生産再開に向けた復旧のための清掃支援として、工場内の床や設備・部品の洗浄、汚泥のかき出し等を行った。

この復旧支援に当たっては、ケルヒャージャパン株式会社から提供された高圧水洗浄機（総数20台）を活用したが、この洗浄機についてはこのほか、4月7日から6月30日までに22社へ貸出しを行い、復旧に役立ててもらった。

7月以降は、洗浄機の管理が被災市町村へ移管された。

#### ク 被災企業向け実用化研究室の施設開放及び手数料等の減免

産業技術総合センターでは、被災して建物や設備を喪失した企業が実験室として使用できるように、新たに7部屋を実用化研究室として確保し、被災した企業4社に研究開発スペースとして提供した。また、設備や機器に損害を受け、その影響で新たに産業技術総合センターの技術的支援が必要となった被災企業に対して、技術改善支援事業等の手数料や機器使用料を減免した（6か月間減免実績／31件、約160万円相当）。

#### ケ 被災企業と支援者のマッチング

産業技術総合センターでは、被災企業の情報収集を進める一方で、被災していない地域からの支援の申出の中から、緊急性・必要性が高いものやマッチングの可能性があると判断したものについては、関係各機関への情報提供や支援の仲介を行った。

主な対応については、次のとおりである。

- ・ 4月20日、被災企業と学生ボランティアとのマッチング
- ・ セントラル自動車株式会社から提供された遊休工具等を6月14日から8月31日までに県内の工業系高等学校・高等技術専門校へ配布
- ・ NPO法人キッズデザイン協議会の会員企業等から提供された支援物資を7月7日から7月14日までに宮城県及び岩手県の被災地で活動している団体・機関へ配布
- ・ 全国の公設試験研究機関に、被災した酒造会社への遊休設備の提供支援を依頼した結果、7月22日から兵庫県の桜正宗株式会社及び鹿児島県の酒造メーカー4社から設備の無償提供が実現した。

#### コ 被災企業に対する補助制度の情報提供

今回の震災に対し国等では、様々な補助制度を用意してその支援に充てているが、ほとんどが競争的資金であるため復旧作業で忙しい被災企業は申請をためらったり、補助制度の存在も知らない



例が多く見受けられた。そこで、産業技術総合センターでは、早くからこれら補助制度の情報を被災した顧客企業に提供し、申請の意思がある企業に対しては可能な限りその支援を行った（13グループ、58企業）。

サ 節電対策支援

津波により沿岸部にある原子力発電所及び火力発電所の多くが被災して電力供給がひっ迫したため、夏季においては、ほとんどすべての企業で節電への取組が必須になった。このような中、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターから被災地への技術的支援の申出があり、すでに東京都で進めている節電対策等の支援を宮城県内でも実施することとして、7月14日から8月5日まで11社に対し、無料で配電盤における使用電力量や作業環境の明るさ等を測定し、節電に関する助言を行った。

シ 特別相談窓口の設置

震災により、県内の多くの中小企業者は、事業所、工場、生産設備の損壊・流失、また停電や物流の停滞による売上減少や取引企業の債権回収不能など、直接的・間接的に甚大な被害を受けた。県では、これら被害で事業活動に支障を来している中小企業者の資金繰り支援のため、3月14日、経済商工観光部商工経営支援課内に特別相談窓口を設置した。9月11日までの約6か月間に2,268件の相談が寄せられ、その多くは震災関連融資や返済猶予などに関するものであり、特に特別相談窓口の設置当初は電話が鳴りっぱなしの状態であった。また、この間、内閣府特命担当大臣（金融）、日本銀行総裁及び金融庁監督局長から、各金融機関あてに、被災中小企業者への金融上の適切な措置について要請がなされ、さらに、県においても被災中小企業者の個々の実情に応じたきめ細やかな金融対応について依頼を行ったところである。

・ 出張特別相談の実施

津波により多くの事業所が壊滅的な被害を受けた沿岸市町においては、当該地域の金融機関、商工会議所、商工会等支援機関の被災による閉鎖や事業縮小で、中小企業者等が相談する場が十分確保できない地域が見受けられた。

そのため、特別相談窓口に加え、宮城県商工会連合会、日本政策金融公庫、宮城県信用保証協会、宮城労働局、県内金融機関などと連携し、沿岸部の商工会議所や商工会を会場にして、臨時の出張相談窓口を開設した。4月12日から6月22日までに延べ12日間開設し、446件の相談があった。

そのほか、東北経済産業局主催の被災者支援施策説明会・ワンストップ相談会での相談も行われた。

ス 中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）の創設

特別相談窓口においては、多くの被災中小企業者から県による金融支援を望む声が寄せられた。特に早期復旧を図ろうとする内陸部や比較的被害の小さかった中小企業者からは、当面のつなぎ資金による融資を望む声が寄せられた。これを受け、県では、新たな制度融資資金「災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）」を創設し、4月1日から取扱いを開始した。9月9日の取扱期限までに1,593件12,323百万円の融資が実行された。

対象者は、宮城県内に事業所を有する次のいずれかの交付を受けた中小企業者。

a 市町村長が発行する罹災証明書の交付を受けた方（直接被害）

- b 市町村が発行するセーフティネット5号保証の認定を受けた方（間接被害）
- c 最近1か月の売上が前年同月比で10%以上減少し、知事、市町村長、商工会議所会頭及び商工会会長の認定を受けた方（間接被害）

※cは一番ゆるやかな基準であり、救済できる対象者を広げるために措置したものの。

融資の条件は、次のとおり。

融資限度額：1,000万円

融資利率：1.0%

償還期間：10年（うち据置期間2年以内）

資金使途：運転資金 保証料：0.5%～1.59%

#### セ 「みやぎ中小企業復興特別資金」（県中小企業融資制度）の創設

災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）は、震災後の当面のつなぎ資金という位置づけであったため、インフラや施設等の復旧が進むにつれて徐々に本格的な復興に対応した資金を望む声が寄せられるようになった。これを受け、県では、融資限度額、償還期間や資金使途などを拡充し本格的な復興に対応した新たな制度融資資金「みやぎ中小企業復興特別資金」を創設し、6月27日から取扱いを開始した。9月末日までに1,116件35,152百万円の融資が実行された。

対象者は、宮城県内に事業所を有する次のいずれかの交付を受けた中小企業者。

- a 市町村長が発行する罹災証明書の交付を受けた方（直接被害）
- b 市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定書の交付を受けた方（間接被害）

融資の条件は、次のとおり。

i 融資限度額：8,000万円

ii 融資利率：1.5%

iii 償還期間：15年（うち据置期間3年以内）

iv 資金使途：運転資金・設備資金 保証料：0.5%（保証料は通常の融資に比べ低く設定）

#### ソ 二重債務問題への対応

被災事業者の事業再開・再生を図る上で、震災前からの既往債務が原因で新たな融資を受けることができない、いわゆる二重債務問題への対策が急務となっていた。9月21日、国、県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、県内金融機関等と「宮城県産業復興機構設立等準備委員会」を設立し、債権買取等を行う機構の設立など、二重債務問題への対応について詳細な検討を開始した。同委員会における検討を受け、ワンストップ相談窓口である「宮城県産業復興相談センター」を11月14日に設立し、11月16日から相談業務を開始した。また、12月27日には「宮城産業復興機構」を中小企業基盤整備機構、県、県内金融機関の共同出資により設立し、二重債務問題に対応する支援体制を整えた。

#### タ 商店街復興サポーターの配置

県内沿岸部に所在する商店街では津波による甚大な被害が生じた。商店街の復興に当たって人手が不足することが見込まれたため、各地域の意向を受けて、7月1日から県内4地域の商工会、商工会議所に商店街復興サポーター12人を配置し、被災商店街のパトロールや清掃、復興イベントの支援等、被災商店街の復旧・復興支援に対応した。

## 商工業支援対策の検証

### ◆既存統計をもとに、県において簡便な被害推計を行った

#### ＜県庁外部（国）との調整＞

産業被害の調査は、市町村が関係団体や事業者からのインタビュー、アンケートを元に推計するのが一般であるが、被災地が広域で壊滅的であるため、既存統計調査を元に経済商工観光部において推計を行った。これにより、被害調査のための市町村や関係団体等の負担が軽減されるとともに、被害状況の概要を迅速に把握することが可能となった。大規模災害においては、このような簡便な被害推計手法の採用について国とのコンセンサスを得ておくことが望ましい。

### ◆国の制度を補うため、県単独の支援制度をつくった

#### ＜県庁内部での調整＞

国及び県による中小企業等グループ施設等復旧補助事業だけではカバーできない企業を支援するため、県単独事業として生産施設及び生産設備の復旧を支援する中小企業施設設備復旧支援事業などを8月議会にて予算措置された。また、災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）、みやぎ中小企業復興特別資金を創設するとともに、間接被害を受けた企業をも対象としている。

国の事業からもれる企業への支援を、県として制度化し、幅広い事業者を対象としたことは、産業復興に向けた対策として効果的だと考えられる。

### ◆産業支援制度の普及啓発、補助制度への応募に向けた説明・支援等が必要である

#### ＜資源（職員）＞

沿岸部においては商工会議所・商工会や市町が被災し、支援制度についての十分な説明や、応募のための書類作成の支援が不足していたと考えられる。県においても、出張相談所の設置などの対策は実施しているが、産業支援制度の普及啓発、補助制度への応募に向けた説明・支援等において被災市町村の産業部局の支援ができるよう、県としての体制強化が望ましいと考えられる。

### ◆基金を活用した多様な支援制度の充実が必要である

#### ＜県庁内部での調整＞

国による企業への支援制度は、私有資産への補助に当たるという理由から適用される制度が限定されるため、過去の災害においては復興基金や被災中小企業復興支援基金の活用により、企業に対する多様な支援が展開されてきた。仮設店舗、仮設工業の設置に対する補助や伝統工芸・伝統産業への支援、企業の新規立地への補助など、被災中小企業のニーズや過去の災害における中小企業復興支援策の教訓を参考とした多様な支援施策が必要である。

(2) 雇用対策

ア 採用内定取消者に対する県立高等技術専門校の追加募集

震災から間もなく、3月22日ごろの新聞報道等で、震災により多くの採用内定取消者が確認されたことから、一人でも多くの若者に対し職業訓練機会を提供することを目的とし、県立高等技術専門校の追加募集を行ったが、応募者はいなかった。

校名	募集訓練科	訓練期間	募集期間
白石高等技術専門校	通信システムエンジニア科	2年	平成23年4月15日 ～ 平成23年4月22日
	プログラムエンジニア科	2年	
	オフィスビジネス科	1年	
仙台高等技術専門校	建築製図科	1年	
	塗装施工科	1年	
	広告看板科	1年	
大崎高等技術専門校	建築科	1年	
気仙沼高等技術専門校	オフィスビジネス科	1年	

イ 県立高等技術専門校入学金等の免除

震災により被災した県立高等技術専門校の選考出願者及び入学予定者の経済的負担の軽減を図るため、4月上旬に県立高等学校と同様に平成23年度分の入学者選抜手数料及び入学金の免除を実施することとした。このため、4月15日付けで専決処分により職業能力開発校条例を改正した。

- ・ 免除対象／入学者選抜手数料（2,200円）及び入学金（5,650円）
- ・ 免除期間／平成23年4月15日から平成24年3月31日

実施の結果、入学金免除は41人であった。

ウ 震災復旧に必要な人材育成のための特別訓練コース（建設重機操作科）の創設

震災により被災し離職を余儀なくされた方の就職支援を図るため、災害廃棄物処理をはじめ、復興に向けた基盤整備に欠かせない車両系建設機械（油圧ショベル、ホイールローダー）の操作資格を取得するための訓練コースを、次のとおり5地区で実施した。

- ・ 対象者  
18歳以上でハローワークに求職中の方（被災により離職、内定取消しとなった方を優先）
- ・ 訓練期間等

実施地区 (実施校)	訓練期間	訓練実施場所
気仙沼地区 (気仙沼高等技術専門校)	平成23年8月25日 ～平成23年9月1日	気仙沼高等技術専門校
石巻地区 (石巻高等技術専門校)	平成23年9月2日 ～平成23年9月9日	学科／石巻高等技術専門校 実技／小野リース仙台教習センター（黒川郡大和町）

仙台地区 (仙台高等技術専門校)	平成23年9月13日 ～平成23年9月21日	小野リース仙台教習センター
大崎地区 (大崎高等技術専門校)	平成23年10月5日 ～平成23年10月13日	大崎高等技術専門校
白石地区 (白石高等技術専門校)	平成23年10月19日 ～平成23年10月26日	白石高等技術専門校

- ・ 訓練日程 学科／2日間  
                  実技／4日間 計6日間（42時間，行事・試験等を含む）
  - ・ 訓練定員 各地区20名，計100名
  - ・ 受講料 無料
- エ 震災復旧に必要な人材育成のための特別訓練コース（玉掛け・小型移動式クレーン運転科）の創設

震災復旧・復興を担う産業人材育成のために，玉掛け，小型移動式クレーンなど被災地における人材ニーズに対応した特別訓練コースを，次のとおり2地区で実施した。

- ・ 対象者  
18歳以上でハローワークに求職中の方（被災により離職，内定取消しとなった方を優先）
- ・ 訓練期間等

実施地区 (実施校)	訓練期間	訓練実施場所
気仙沼地区 (気仙沼高等技術専門校)	平成23年11月9日 ～平成23年11月16日	気仙沼高等技術専門校
石巻地区 (石巻高等技術専門校)	平成23年11月16日 ～平成23年11月24日	石巻高等技術専門校

- ・ 訓練日程 玉掛け技能講習／3日間  
                  小型移動式クレーン運転技能講習／3日間 計6日間（41時間）
  - ・ 訓練定員 各地区20名，計40名
  - ・ 受講料 無料
- オ 緊急的な雇用の維持・確保と生活支援

震災により，沿岸部では中小企業を中心に，工場の操業停止や事業縮小に追い込まれる事業者が多数に上り，従業員の解雇，休業や新規学卒者の採用内定取消し等の雇用問題や，被災した漁業者や農業者等の生活再建などの問題が深刻化することが懸念されたことから，被災した企業に対して雇用を維持するための支援を行うとともに，被災した漁業者や農業者等を復興事業等で積極的に雇用するなど，緊急重点事項として，被災者の雇用・生活資金の確保に取り組んだ。

a 新規学卒者に対する採用内定の確保に関する経済団体への要請実施

震災により，多くの新規学卒者が採用内定の取消しを受けることが懸念されたため，3月22日に宮城県知事，宮城県教育委員会教育長及び宮城労働局長の3者が県内主要経済5団体に対し，新規学卒者の採用内定の取消しを極力行わないよう要請を行った。

## b 「宮城県雇用維持奨励金制度」創設等による雇用の維持

震災により、沿岸部を中心に多くの企業が事業活動の縮小を余儀なくされたことから、被災者の失業の予防と被災企業の事業再開に向けた雇用維持を図るため、4月8日に国に対し、「雇用調整助成金」（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）の支給割合（雇用調整のための費用の大企業3分の2、中小企業5分の4に相当する額が国から助成される制度）を拡充し、休業手当等の全額国庫負担を要望した。また、4月13日には、国の「雇用調整助成金」及び県の「災害復旧対策資金」等を活用した雇用維持についてのリーフレットを作成し、ホームページ等により周知を図るとともに県内主要経済5団体に送付した。

「雇用調整助成金」の支給割合の拡充については、6月24日、8月4日、9月9日にも国に対し要望したが実現せず、また、震災から6か月が経過した時点でも、全面的な事業再開に至っていない企業が多数に上り、長期間に及ぶ雇用調整は企業にとって大きな負担になることから、県単独で、国の助成金に上乘せして、事業主負担の一部を助成する「宮城県雇用維持奨励金」制度を創設し、被災者の失業の予防と被災企業の事業再開に向けた雇用維持を図ることとした。

## 【宮城県雇用調整助成金の概要】

## i 支給対象事業主（次のいずれにも該当する事業主）

- ・ 震災発生時、宮城県内に雇用保険適用事業所を有し、当該事業所において震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされたこと。
- ・ 平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間に、雇用維持のために雇用調整（休業、教育訓練又は出向）を適正に実施したこと。
- ・ 当該雇用調整について、国から雇用調整助成金等の支給を受けたこと。

## ii 奨励金の額

雇用調整のために要した費用の1/10（大企業は1/9）。ただし、休業及び教育訓練については、1人1日1,000円、出向については、1人1支給対象期（6か月）132,000円が上限。

## c 基金を活用した雇用機会の創出

震災に伴う離職者等の当面の生活安定を図るため、平成20年度に国の交付金を基に県が創設した「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、緊急的な追加の雇用機会を創出することから、3月末までに、厚生労働省や宮城労働局に対して、既存基金事業の要件緩和、新基金の創設等の要請を行った。

4月以降は、平成24年度当初から実施予定としていた県の実施事業について、委託候補先の被災に伴い実施困難となった事業以外の早期事業着手に努めるとともに、国の要件緩和措置（4月5日付け）により臨時職員等の直接雇用が可能となったことから、県の実施困難となった事業予算を活用して、県及び市町村の直接雇用に振り替えることによって、雇用期間6か月として約1,000人の追加雇用枠を確保した。

国の第1次補正予算の成立に伴い、当該基金の重点分野雇用創造事業に「震災対応事業」が創設され、145.5億円が交付されたことから、被災市町を訪問し雇用状況等に関して意見交換を行ったほか、他県や他市町村の事業事例の情報提供等を行い積極的な事業実施を支援した。

これらの取組によって、県及び市町村において9月1日現在で5,727人の雇用創出を図っている。

- ・ 「重点分野雇用創造事業」等の要件緩和による雇用分：3,473人（9月1日現在）
- ・ 国第1次補正予算成立による「震災対応事業」の雇用分：2,254人（9月1日現在）

d 「勤労者地震災害特別融資制度」の創設による被災者支援

従来から、県内中小企業に働く労働者が必要とする生活資金を東北労働金庫と連携して融資していたが、今回の震災により被災した労働者に対して、より低利の特別融資制度を設けた。

昭和53年に発生した宮城県沖地震の際には、住宅等復旧等融資を実施していたので、それを参考にしながら制度内容を検討した。また、早くから各金融機関が災害復旧資金融資の取扱いを始めていたので、それらも参考とした。

提携する東北労働金庫と3月下旬から検討を始め、5月上旬に制度要綱を策定し、5月19日に記者発表した。

5月20日から申込み受け付けを開始し、その後も新聞や県政だより、ラジオ、データ放送などを活用しながら、積極的な広報活動を行った。また、各市町村へ広報チラシを送付し、広報誌等での周知を依頼した。

平成23年8月末での融資実績は、93件114,800千円となっている。

なお、申込みは平成24年3月末まで受け付けることとしている。

e 雇用保険失業給付の拡充

雇用保険失業給付については、国において、以下の2点の特例措置が講じられた。

- ・ 実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できること。
- ・ 事業再開後に再雇用が予定されている場合も基本手当を受給できること。

今回の震災により、沿岸部を中心に県内企業は壊滅的な被害を受けており、被災企業の事業再開に伴う雇用の改善には相当の期間が要するものと予測された。そのため、県では、被災離職者が安心して再就職活動に専念できるように、4月8日に国に対し、雇用保険失業給付期間の延長を要望した結果、国の平成23年度第1次補正予算により、給付期間が最大120日延長された。

なお、現行の雇用保険制度では、雇用保険失業給付受給者が、離職した事業所に再就職した場合は「再就職手当」の対象にはなっておらず、被災企業の事業再開に向けた人材確保及び解雇された従業員の再就職を阻害する要因になりかねないことから、震災により解雇された事業所に再就職した場合も、「再就職手当」の支給対象とするよう、8月4日及び9月9日に国に対し、要望したが実現しなかった。

カ 被災者等や新規学卒者の就職支援

県内の雇用情勢は、平成20年秋以降の世界同時不況の影響により大変厳しい状況にあったが、震災が追い打ちをかける形となり、さらに厳しい状況になることが予測されたため、被災者等や新規学卒者を雇い入れた事業主に対する奨励金制度の創設や合同就職面接会の開催などにより、被災者、若年者及び新規学卒者等の就職促進を図ることとした。

a 「被災者等再就職促進奨励金」制度等による被災者等の就職支援

今回の震災により、4万人を超える県民が失業状態となっていることから、県では、「被災者等再就職促進奨励金」制度を創設し、被災者等を雇い入れた事業主へ奨励金を支給することにより、被災者等の再就職を促進するため、4月8日に国に対し、新たな国庫支出金交付制度の創設を要

望した。

国においては、県からの要望を踏まえ、平成23年度第1次補正予算により、県の奨励金制度と同様の制度である「被災者雇用開発助成金」制度を創設したことから、県では、宮城労働局等関係機関と連携し、当該助成金制度を活用し、求人確保による被災者等の再就職支援に取り組んだ。

なお、現行の助成金制度では、元の従業員を再雇用した場合は受給対象とはなっておらず、被災企業の事業再開に向けた人材確保及び解雇された従業員の再就職を阻害する要因になりかねないことから、震災により解雇した従業員を再雇用した場合も、助成金の支給対象とするよう、8月4日及び9月9日に国に対し、要望したが実現しなかった。

b 被災者の雇用維持・確保及び新規学卒者の採用枠の確保に関する雇用要請

今回の震災により、4万人を超える県民が失業状態となり、また、平成24年3月新規学卒者についても、大変厳しい就職状況になることが懸念されたことから、7月20日に、宮城県、宮城県教育委員会、宮城労働局、仙台市及び仙台市教育委員会の5者が連携し、被災による離職者や宮城県の将来を担う新規学卒者が一人でも多く、早期に安定した就職ができるよう、県内主要経済5団体に対し訪問要請するとともに、県内32業種別団体、12,617事業所及び県外255経済団体、1,005事業所に対し要請書を送付した。

c 合同就職面接会の開催

被災者等及び新規学卒者の就職を支援するため、参加者向け送迎バスの運行や臨床心理士による「こころの相談」を実施するなど、被災地域に配慮した合同就職面接会を開催した。

被災者等の就職面接会については、当初7月開催を計画していたが、当時、多くの被災者は、家族が行方不明であったり、避難所住まいであったことなどから、本格的な求職活動を行うことができない状況にあり、また、十分な参加企業の確保も困難であったため、雇用保険支給期間が終了し始める9月に開催した。開催結果は、以下のとおりである。

- ・ 9月8日：仙台市、参加企業111社、参加求職者505人
- ・ 9月14日：気仙沼市、参加企業31社、参加求職者76人
- ・ 9月20日：石巻市、参加企業43社、参加求職者66人

新規学卒者の就職面接会については、震災前から4月に新規大卒者等を対象とした就職面接会の開催準備を進めていたが、震災の発生により延期し、会場や参加学生、参加企業が確保できる見込みが立った7月に開催した。

なお、開催に当たっては、県内企業の参加が少ないことが予測されたことから、震災対応として県外企業の参加も認めた。開催結果は、以下のとおりである。

- ・ 7月22日：仙台市、参加企業129社、参加学生1,082人



## 雇用対策の検証

### ◆県立高等技術専門校の追加募集措置を実施したが、結果的に応募者がゼロであった

#### ＜広報＞＜県庁内部での調整＞

採用内定取消者に対して県立高等技術専門校への追加募集を行ったが、結果として応募者がいなかった。可能な対策を早期に発表したことは適切であるが、募集期間が4月15日から22日の1週間だけであり、被害の大きい被災市町においては十分に情報を周知する手段も少なかったことから、今後、このような場合には情報の周知や募集期間を十分に確保することが望ましい。

### ◆過去の災害の教訓から、復旧・復興を担うための職業訓練を実施した

#### ＜県庁外部との調整＞

阪神・淡路大震災の取組を参考として、離職者向けの国からの委託訓練として重機免許取得のための特別コースを設置し、定員を上回る応募があった。被災地においては、復旧・復興のための重機作業のニーズが高く、被災者の雇用対策と復旧・復興への貢献という点で、効果的な訓練であったと考えられる。

なお、民間教習所が仙台地区にしかないため、訓練は、各地の高等技術専門学校において実施された。これは公共交通の利便性が悪化した被災地の事情に配慮した対応であった。より早期に、より多くの被災者に対して訓練を実施するため、今後の災害では、例えば民間教習所で訓練を受ける被災者への受講料の補助など、民間教習所の活用を含めた対応についても検討されるべきである。

### ◆既存事業を用いて、速やかに雇用確保のための対策が実施された

#### ＜県庁外部（市町村）との調整＞

緊急雇用創出事業臨時特例基金を用いて、国の要件緩和措置の後、県及び市町村による直接雇用が進められた。また、国の第一次補正予算の成立後には、市町村を訪問して雇用状況についての聞き取り調査を行い、他県・他市町村の参考事例を提供し、市町村の雇用創出を支援している。

これらは迅速かつ市町村のニーズの応えた効果的な対応であるが、被害の大きい市町では、雇用創出のための事務手続きを行う職員が不足していたと考えられる。例えば事務手続きについても県で行うなど、市町村の負担を減らす対策の導入があれば、より望ましかった。

### ◆再雇用について、制度面の制約から対応が不十分な制度があった

#### ＜県庁外部（国）との調整＞

被災者等を雇用した場合に事業主に90万円が支給される「被災者雇用開発助成金」は、非常に有効な制度であるが、企業がいったん解雇した人の再雇用は対象にならないという問題があった。企業にとっては、解雇した人材の方が会社の業務に熟知しているため、再雇用する場合も望ましい。今後は、国あるいは県の制度として、被災者が元の会社に再就職する場合でも対象とすることが望ましい。

### ◆県単独の補助事業で中小企業の負担軽減に努めたが、より迅速な対応が望ましかった

#### ＜県庁外部（国）との調整＞

国に対して雇用調整助成金の支給割合の拡充を要望してきたが実現しなかったため、県単費（復興基金

事業)での上乗せ制度となる「宮城県雇用維持奨励金」を設けて、中小企業の事業主負担を減らす対応を行った。本奨励金は利用件数も多く、効果が期待される。ただし、国への要望が無理となった段階での対応であったため、8月補正予算での決定となった。本来であれば企業が従業員を解雇する前の奨励金の給付が効果的であるため、より早い決定が望ましかった。県が単費で実施すべき事業を早期に決定するために、激甚災害法、災害救助法のように大規模災害時には適用される雇用支援制度や復興基金の設置について、あらかじめ定められていることが望ましい。

### (3) 観光対策

#### ア 宿泊施設等に関する情報提供

震災により、県内のホテル・旅館等の多くが被害を受け、営業休止を余儀なくされたほか、営業していたホテル・旅館等でもすべての予約がいったんキャンセルされ、大量の空室が発生した一方で、他県からの支援部隊、復旧作業部隊等から宿泊施設に関する問合せが殺到した。

このため、経済商工観光部観光課では以下の情報提供を実施した。

##### a 日帰り入浴施設及び宿泊施設の営業再開情報

電気、ガス、水道などライフラインの停止により、多くの県民が自宅で入浴することができない状況となり、温泉旅館等を含む日帰り入浴施設の営業情報が求められた。

3月16日から4月18日まで情報を収集し、随時観光課ホームページで情報提供した（地震発生直後は、観光課が各施設に直接電話等で問合せ、その後は市町村観光担当課に取りまとめを依頼して情報収集した。対応期間中、情報は毎日更新した。）。

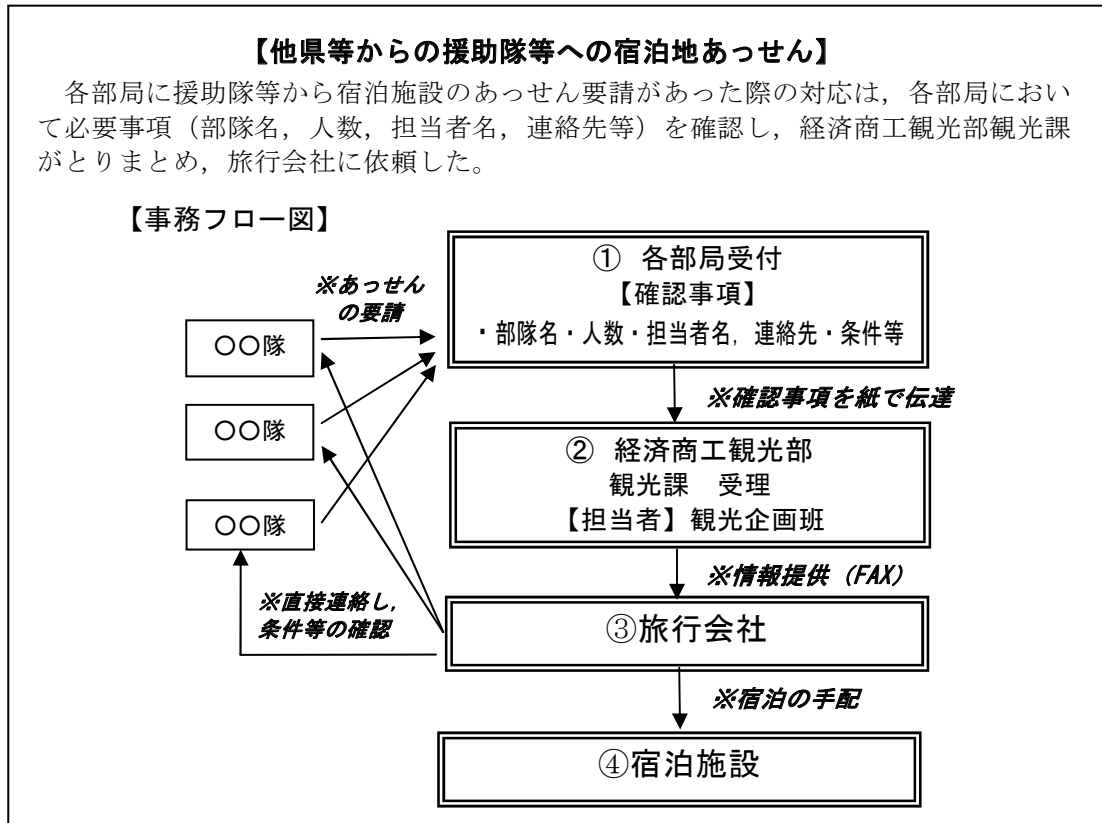
情報提供開始時点では、6施設のみであったが、4月18日には、145施設について情報を公開した。

##### b 他県からの支援部隊に対する宿泊あっせんの仲介

庁内各部局に他県からの援助隊等から寄せられた宿泊施設のあっせん要請に対し、3月18日から観光課が取りまとめ、旅行会社に依頼する仕組みを立ち上げた。

開始当初は、大手旅行会社の各支店も被災しており、1社のみによる対応であったが、営業所等の復旧状況に応じ、他社も参加するようになり、3月28日には大手5社による体制ができあがった。

この仕組みにより、9月末日までに145件、延べ18,438人（人数×泊数）に宿泊あっせんの仲介を行った。



イ 観光PRの再開

a 宮城の観光復興情報誌「むすび丸だより」の発行

観光施設の再開情報などを中心とする情報誌を4月16日から毎週水曜日（7月からは隔週水曜日）に発行し、県ホームページで公開したほか、電子メール、郵送等により関係者に送付した。

b 震災復興キックオフデー（4月29日）を契機とする観光PRの本格再開

4月29日、東北楽天ゴールデンイーグルス（野球）とベガルタ仙台（サッカー）の震災後初のホームゲームが開かれ、知事がこの日を「震災復興キックオフデー」と宣言した。この日を境に、観光自粛ムードを払拭し、多くのお客様を再び宮城県にお迎えするための取組を再開した。

i 平成25年4月のデスティネーションキャンペーン（DC）の仙台宮城での開催が決定（平成23年5月6日）

ii 仙台・宮城【伊達な旅】復興キャンペーンの開催（平成23年7月～）

iii 国や民間企業・団体など各機関から寄せられる物産観光展や復興市などのイベント開催に関する調整・参画

- ・ 東日本復興イベント（東京都台東区浅草）の開催（平成23年6月18～19日）
- ・ デパート等での復興支援観光物産展などの開催（東京都、横浜市、名古屋市）
- ・ 南三陸町での復興市（地元物産等の販売）の開催（4月～）
- ・ その他被災地における復興市・各種イベントの開催など

iv MICE誘致など外国人観光客誘致（インバウンド）の再開

- ・ 減少している海外からの旅行客の誘客を推進するための海外旅行展などにおけるプロモーション

ション活動の実施。

- ・ 観光施設等の職員を対象にした研修会の実施など外国人観光客の受入体制の整備
- ・ MICEの誘致（WTTC, UNWTO, APECなどの国際会議の開催が決定）
- v 宮城・東北における広域的な観光の促進
  - ・ 岩手県「平泉」の世界文化遺産登録を契機とした市町村、東北6県の連携した誘致活動などの取組等による広域的な観光ルートの構築
  - ・ 東北観光推進機構を中心とした連携の強化による宮城・東北の広域的で魅力的な観光を実現するための資源の発掘等
- vi 震災体験、防災教育等を目的とする新たな観光の推進
  - ・ 震災体験の語り伝え等（「語り部」活動等）の取組の支援
  - ・ ボランティア・ツーリズムや震災体験・防災教育等を題材とした旅行の誘致
  - ・ 津波体験館（気仙沼市）のリニューアル等の震災体験、防災教育等を目的とする施設の整備

#### ウ 観光施設の復旧

民間観光施設等の復旧・再生を支援するため、県単独補助金（補助率1/2、上限1千万円、平成23年度予算総額10億円）を創設し、平成23年9月5日から同月22日まで募集を行い、観光施設（対象は主に宿泊施設）の復旧を促進した。

※申請の受け付けは、本庁のほか各地方振興事務所でも行った。

### 観光対策の検証

#### ◆観光客の安全確保に向けた取組を進める必要がある

##### ＜県庁外部（民間、観光協会）との調整＞

今回は、十分なマニュアルがなかったにも関わらず、帰宅困難者となった観光客を山形経由で、被災地外に送り出すための情報提供を県庁1階に掲示するとともに、3月下旬から県のホームページにて宿泊施設や入浴情報等を掲載し、利用者、施設側共にメリットのある対応が実施された。

しかしながら、観光客のすべてが県庁1階の掲示物やホームページを見ることができた訳ではなく、観光地や主要ターミナルにおいても情報提供されることが望ましい。また、外国人や視聴覚障害者等にとっては、様々な言語、方法での情報が必要である。これらを実施するために、平時から観光地、観光施設での防災マニュアルの策定や自治体・観光協会等との連携を進めていくべきである。

#### ◆旅館、ホテルという災害時の貴重な資源のマネジメントが必要である

##### ＜県庁外部との調整＞

3月18日という早い段階から、県庁内部から情報を集めて、他県からの応援職員に対して旅行代理店経由でホテル等を斡旋する対応を実施した。これは応援職員だけでなく、宿泊施設の経営支援にもつながる迅速で適切な対応だったと評価できる。

一方で災害時の宿泊施設は、要援護者の福祉避難所として活用されるなど、災害時に様々な活用可能な貴重な資源である。この貴重な資源である宿泊施設を、災害時にどのように活用するべきなのか、福祉避難

所等としての活用を含めた総合的なマネジメント方法について、経済商工観光部（観光課）、保健福祉部等が連携して検討する事が望ましい。

**◆外部の支援を有効に活用した、観光振興が必要である**

**＜県庁外部との調整＞**

4月29日に村井知事が「観光復興キックオフデー」で宣言し、観光振興を進めることとなったことに伴い、各地から物産展への出展の呼びかけなどの支援が多数あったが、旅費や物品の仕入れ、販売代金の管理等の手間等の問題があって、すべて対応することができなかった。

外部からの応援の申出に対応するのではなく、「このようなパッケージを用意してもらえば、このような形で参加します」というような、外部の支援を積極的に呼び込み、費用対効果の高い観光振興キャンペーンを行う工夫が求められる。特に今後は被災地の資源を活用しながら、修学旅行、教育旅行の誘致につなげることが望ましい。

## 31 教育対策

(1) 被害状況（公立学校分のみ。私立学校の被害状況は616ページに記述）

ア 人的被害（継続調査中／平成24年2月29日現在）

区 分	幼児・児童・生徒		教職員	
	死 亡	安否不明	死 亡	安否不明
幼 稚 園	7人	2人	0人	0人
小 学 校	166人	20人	14人	0人
中 学 校	67人	8人	3人	0人
高 等 学 校	77人	10人	1人	0人
中等教育学校	0人	0人	0人	0人
特別支援学校	5人	0人	1人	0人
計	322人	40人	19人	0人

イ 施設被害（継続調査中／平成24年2月29日現在）

区 分	校（施設）数	被害額	摘 要
県立学校	91	279億円	教職員宿舎2施設の被害額を含む
市町村立学校	671	511億円	共同調理場45施設の被害額を含む
社会教育施設	591	285億円	
文化財施設等	351	53億円	
国立学校施設	5	690億円	
研究施設等	5	14億円	
計	1,714	1,832億円	

ウ 応急危険度判定について

3月15日から4月21日まで文部科学省及び東京都の応援により、県立学校及び市町村立学校等の応急危険度判定を実施した。

エ 自治法派遣職員について

東日本大震災の復旧対策として、6月1日から6都県より延べ14人の職員が派遣され、県立学校及び市町村立学校施設・社会教育施設等の復旧業務や災害査定関連業務に従事している。

## 教育対策全般の検証

## ◆教育庁総務課が中心となって学校施設の被害状況を把握し、各課からの情報を集約した

&lt;情報&gt;

教育庁総務課が中心となって学校施設における被害状況の把握に努めた。市町村教育委員会や各教育事務所（地域事務所）を通じて、義務教育課は小中学校の被害状況の情報収集を行い、高校教育課は県立高等学校、特別教育支援室は特別支援学校の被災状況について情報を収集した。また、教職員課は県内の教

職員の安否情報の確認を行った。電話などが停電や輻輳などの事情により途絶しがちではあったが、こうした情報を教育庁総務課が集約し、教育関係の被害状況の全体の把握に努めた。

**◆各教育事務所（地域事務所）は市町村から児童生徒の安否や学校再開に関する情報を収集し、教育庁各課に情報を伝達した**

＜情報＞

教育事務所（地域事務所）は、発災当初から市町村教育委員会を通じて児童生徒の安否確認や、小中学校の被災状況に関する情報の確認、小中学校の休業と始業に関する情報の集約を行った。このような情報のうち、児童生徒の人的被害については義務教育課、学校施設は施設整備課、社会教育施設は生涯学習課、スポーツ施設はスポーツ健康課に提供した。これらの情報に基づいて県庁各課が対応することになった。今後、教育事務所（地域事務所）と各市町村教育委員会との間で、情報の収集に関する仕組みを整理し、統一的なフォーマットを取り決めて、情報集約の効率化を図る必要もある。

**◆教育庁総務課は、教員の加配措置、スクールカウンセラーの緊急派遣、教育施設の復旧等に係る国に対する要望を集約し、早期に国に対して提起した**

＜県庁外部（国）との調整＞

教育庁総務課は本庁各課室を通じて市町村教育委員会等からの要望を集約し、国に対して要望を提起した。その結果として、被災した児童生徒や教職員に対するスクールカウンセラーの緊急派遣、教員の加配措置、教育施設の復旧に対する財政支援などの要望に予算措置が取られることになった。市町村教育委員会が被災している困難な状況のなかで要望を集約し、国に対してこれを早期に提起したことは、教育分野における迅速な応急復旧を進めるうえで有効であった。

**◆他の都道府県からの教職員の応援の申出があったが、沿岸被災地域での交通手段の確保と宿泊先の確保が問題となった**

＜県庁外部（他の都道府県）との調整＞

他の都道府県から教職員の派遣の申出があり、教育庁総務課及び教職員課が窓口となった。文部科学省が都道府県教育委員会に対して教職員の応援に関して照会を行い、これを受けて宮城県教育委員会に応援の申出があった。宮城県教育委員会は、沿岸の被災地域の小中学校に応援教員を派遣しようとしたが、実際には、交通手段と居住環境に制約があり教員の派遣には困難が伴うことになった。被災地域から転入して児童生徒数が増大した地域では、心のケアなどの手当でも必要になった。これらの教職員の派遣は発災後に対応されることになったが、隣県教育委員会等との間で応援協定を締結しておくなど、発災前からの制度やルールを構築しておく必要がある。

**◆教育企画室は、業務量が増大した高校教育課の災害対応を支援し、高等学校の生徒の通学手段確保の業務を担った**

＜県庁内部での調整＞

高校教育課が県立高校での生徒の安否確認や施設の被害状況などを把握する業務に追われることになり、教育企画室は県立高校の生徒の通学手段を確保する業務を支援した。東日本大震災での宮城県災害対

策本部の対応では、本部事務局を中心に短期間に大量の業務を抱え込むことになり、県庁全体での業務の調整が十分に行われなかったことが反省点としてあげられる。一方、教育庁の事例は、教育庁内での人員と業務が調整されることで、災害対応に逼迫する課とそうではない課との間の業務量の差が緩和された一例である。

**◆広報誌「ぶらねっと」の臨時号を配布し、相談窓口の案内、学校再開の見通しなどの状況を、児童生徒・保護者に対して提供した**

**＜広報＞**

教育庁総務課は、保護者向けの情報をホームページで提供するだけでなく、広報誌「ぶらねっと」の臨時号も紙媒体で発行し、保護者に配布することで広報活動を行った。ホームページでは、教科書、教材、文房具などの学用品の給与、就学・転入学関連の相談窓口の情報を提供し、広報誌「ぶらねっと」では、被災者教育相談フリーダイヤルをはじめとする相談窓口の案内、県立高校の学校再開対応状況、県社会教育施設の再開予定について広報が行われた。ホームページという広報媒体だけでなく、直接保護者に情報提供できる広報誌を発行することで、県教育委員会は児童生徒、保護者、地域に対して積極的な広報を行うことができた。

**◆他の都道府県等から応急危険度判定や災害査定のための応援職員を受け入れた**

**＜県庁外部（他の都道府県）との調整＞**

文部科学省及び東京都からは、4月8日から28日までの期間に、学校施設の被害状況調査のための支援を受けた。また、東京都、大分県、愛媛県、鳥取県、三重県及び宮崎県からは災害査定に関わる手続きの支援を受けている。このような応急危険度判定や災害査定に関わる手続きの支援は、宮城県職員だけで対応できるものではなく、他の都道府県等からの応援職員を積極的に受け入れて、災害対応の迅速を図ることができた。

(2) 県立学校への対応

ア 県立高等学校

a 県立高等学校の被害状況確認及び避難者等の受入れに関する検討

高校教育課内全員が分担し県立高等学校へ連絡し、人的・物的被害の確認を行った。また、避難場所としての使用状況及び避難者数についても調査した。

b 避難所・検視場所等に係る調整

i 避難所の調整

東松島市・亶理町より災害対策本部事務局を通じて避難所として県立高等学校の借用要請があり、了解した（東松島高等学校・石巻西高等学校・亶理高等学校）。

ii 遺体安置所の確保調整

県警本部（環境生活部経由）より、遺体安置所の確保のため学校体育館を借用したい旨の要請があったことから、対象校と連絡・調整を行った。

（遺体安置所として使用：旧角田女子高校・本吉響高校・石巻北高校飯野川校・石巻西高・東



- 松島高校，予備：旧築館高校，柴田高校，小牛田農林高校，仙台南高校，名取高校）
- c 連絡不通の県立中学・高等学校を直接訪問し，状況を確認  
高校教育課員によるチームを複数編成し，連絡が取れない高校（特別支援学校を含む。）について順次直接訪問。人的・物的被害の状況確認や入試合格発表に向けての支障の有無等を確認した（延べ40校）。
- d 平成23年度入学試験について
- i 合格発表及び二次募集の延期を決定  
3月15日予定の一般入試合格発表日を3月22日以降に延期することに決定。  
3月22日予定の二次募集を延期することに決定（日程は別途設定）。
- ii 高校入試処理状況の確認及び入試事務スケジュールの変更  
3月19日：第二次募集を3月22日から4月5日に延期することを決定した。  
出願，実施内容については，手数料免除，合同受付，面接のみなど可能な限りの弾力化を図ることとした。
- e 連絡系統の確立  
高校教育課と通信連絡が取れる学校（学校が不通の場合は個人）の固定電話，携帯電話，宮城県電子県庁共通基盤システム，防災行政無線等の番号を一覧にした連絡先一覧を作成し，教育庁内関係課に提供した。
- f ガソリンスタンドに関する情報収集と学校への情報提供  
災害対策本部事務局等から情報提供を受け，給油可能なガソリンスタンドの情報を各学校に伝達した。
- g 避難所となった学校の状況把握  
各県立高等学校への避難者数，避難状況等を把握し，教育庁総務課に報告した。
- h 借り上げタクシーの配置  
移動手段を欠いていた石巻管内の高等学校を中心に，タクシーを借り上げて配置し，学校の情報収集活動を支援した（3月20日～3月31日）。配置先は，石巻西，東松島，石巻，石巻好文館，石巻工業，石巻商業，宮城水産，石巻北，女川，亘理，宮城農業の各校。
- i 生徒の安否確認  
地震発生直後の被害報告では，情報が錯そうしていたため，「生徒の安否確認」について様式等を整えて照会し，報告を集約した。4月中は毎日，5月以降は集計数値に変動があった都度，関係者に集計結果を報告した。
- j 緊急対応経費調査  
地震発生により，緊急に必要なとなる経費について，調査を行い予算要求を行った。
- k 学校再開までの取り組み
- i 学校再開までの流れ  
3月12日に3月14日から18日まで休校とすることを決定し，県立中学・高等学校に連絡を行った。以降の学校再開までの流れは以下のとおりである。  
3月16日：3月中の授業の打ち切りを決定した。  
3月21日～4月1日：各県立高校に対し，公共交通機関の回復状況及び道路状況等を踏まえ

た生徒の通学手段に関する状況調査を行った。

3月19日：始業式・入学式は4月21日をめどに準備を進めることを決定した。

3月29日：教育課程編成について、標準を下回ることも認めるが、学習に著しい遅れが生じることのないよう可能な限り必要な措置を講ずることとする基本的な考え方を各県立高等学校に示した。

4月1日：気仙沼向洋高等学校，農業高等学校分散化の方向について決定した。

4月13日：各県立中学・高等学校の始業式・入学式の日程を公表した。

4月20～22日：始業式・入学式を実施した。

## ii 具体的な取組について

「学校再開用チェックフロー」により，すべての県立中学・高等学校において，生徒の状況確認及び学校施設，通学手段等の総点検を実施した。

特に被害が大きかった農業高等学校（名取市），気仙沼向洋高等学校（気仙沼市），水産高等学校（石巻市）及びライフラインの復旧の目処が立たない志津川高等学校（南三陸町）については，以下のとおり，隣接地区等の高等学校の施設を間借りするなどして授業の再開を図ることとし，その旨を4月1日に公表するとともに，各校において生徒・保護者に説明した。

また，石巻市立女子商業高校についても，以下のとおり分散して学校を再開した。

- ・ 農業高等学校 → 柴田農林高等学校（大河原町），亘理高等学校（亘理町），加美農業高等学校（色麻町）に分散して学校を再開。

その後，農業・園芸総合研究所敷地内農業大学校グラウンドに建設した仮設校舎に，9月1日から移転した。

- ・ 気仙沼向洋高校 → 気仙沼西高等学校（気仙沼市），本吉響高等学校（同），米谷工業高等学校（登米市）に分散して学校を再開。

その後，気仙沼高等学校第二グラウンドに建設した仮設校舎に11月1日から移転した。

- ・ 水産高等学校（石巻市） → 石巻北高等学校（同）敷地内の仮設校舎で学校を再開。  
周辺地域の地盤沈下に伴う冠水対策の進捗状況を踏まえて，既存校舎への復帰を検討した。
- ・ 志津川高等学校 → 登米高等学校（登米市），上沼高等学校（同）に分散して学校を再開。

ライフラインの復旧により8月10日から既存校舎へ復帰した。

- ・ 石巻市立女子商業高等学校（石巻市） → 石巻西高等学校（東松島市），石巻商業高等学校（石巻市），石巻市立女子高等学校（同）に分散して学校を再開。

その後，石巻市立女子高等学校グラウンドに建設した仮設校舎に，平成24年1月10日から移転した。

さらに，被災により校舎移転を余儀なくされた農業高等学校，気仙沼向洋高等学校，水産高等学校及び志津川高等学校を対象に，校舎復帰や仮設校舎への移転が終了するまでの間（水産高等学校においては10月31日まで），通学バスを運行した。加えて，遠隔地から通学している生徒への対応として，米谷工業高等学校の寮（気仙沼向洋高等学校の生徒2人）を一時的に利用した。

- ・ 平成23年7月，産業教育審議会に「震災被害の大きい農業高校・水産系高校の再建につい

て」諮問し、平成24年1月、「被災3校の学校再建に向けた具体的な方針等を早急に示すことが必要」との中間答申が出された。

- ・ この内容も踏まえ、以下のとおり、被災3校の「再建に係る基本方針」を定めた。

水産高校は、現在の校舎を改修した上で平成24年度中に復帰し、平成28年度末をめぐりに現在の校地内で新校舎の建設を進める。農業高校は名取市内西部での、気仙沼向洋高校は気仙沼市内南部での再建を目指し、平成29年度末完成をめぐりに新校舎の建設を進めることとした。

#### 1 学校への支援活動

高校教育課から各県立中学・高等学校教職員に被災校への支援を呼びかけ、県立学校13校に51校から延べ367人（養護教諭を含む）を派遣し、学校機能復旧のための校舎等の整備、生徒の面接指導、避難所における保健指導、健康観察、健康相談、衛生管理などの支援を行った。また、文部科学省に対し、教職員の定数加配を要望した。

加配の内示を受け、校舎を分散して学校を再開せざるを得なかった3校に教諭15人、被災地に所在する高校10校に養護教諭10人を配分するとともに、石巻市立高校についても加配を要望し、教諭1人、養護教諭2人を配置した。また、震災対応で業務量の増加した県立高等学校25校に対し、緊急雇用創出事業を活用し、計26人の臨時職員を配置した（平成23年9月30日現在）

特に被害が大きかった農業高等学校、気仙沼向洋高等学校、水産高等学校については、高校教育課内に支援チームを設置し、諸課題の解決のため指導・支援を行った。

#### m 被災した生徒等への経済的な支援等

##### i 既存の奨学金制度について

被災者の奨学金の償還について、対象者全員の償還を平成23年度中猶予とした。また、被災生徒に対する奨学金の貸付については、申請の方法を簡素化し、広く貸付できるよう配慮した。

##### ii 新たな奨学金の設置

震災により被災し、経済的に修学が困難（半壊以上、父母死亡、家計収入の半分程度の減など）と認められる生徒の修学支援を行うため、「高等学校等育英奨学資金貸付事業」において、当該生徒に対する奨学金を新たに設け、月額2万円（年額24万円）を貸与した。

この奨学金については、償還時の収入により償還を免除することとした。

##### iii 入学者選抜手数料等の免除

被災した生徒の入学者選抜手数料、寄宿舎料及び入学金を免除することとした。

[免除実績：入学者選抜手数料168人、入学金1,883人（平成23年12月20日現在）]

#### n 雇用確保のための対策

平成23年3月新規卒業生の雇用確保及び平成24年3月卒業予定者の雇用拡大のため、以下の訪問活動や事業を行った。

##### i 経済主要5団体に対する雇用要請訪問

- ・ 3月22日に、知事、教育長、宮城労働局長連名で要請を行った。
- ・ 7月20日及び11月22日には、宮城労働局、県、県教育委員会、仙台市及び仙台市教育委員会の5者が連携し、新規学卒者の採用枠の確保に関する要請を行った。

- ii 県立高校への人的支援
  - ・ 今年度当初からキャリアアドバイザー等を全県立高校に配置した。
  - ・ 今年度から新たに就職支援推進員を10校に配置し、在校生や卒業生の就職支援に当たった。
- iii トライアル23事業の活用（4月から9月期／53人 10月から3月期／25人）
  - ・ 就職未内定及び内定取消の卒業生を、臨時職員として県立学校等で採用した。  
延べ59人応募 → 平成24年2月27日現在の配置17人、就職内定等による退職42人  
（退職内訳／内定24人、進路準備10人、待機解除入社5人、その他3人）
- iv 就職達成セミナーの開催
 

就職希望者を対象に、就職試験前の8月までに就職ガイダンスや模擬面接などを実施した。前期は、学校開催23回、公共施設開催15回、2,632人の参加があり、後期は、9回の開催で86人の参加があった。
- v その他
  - ・ 被災者対象求人県立高校に提供した。
  - ・ 首都圏で開催された企業説明会に、希望する就職担当教員が参加をした。
  - ・ 9月9日に開催された宮城新卒者就職対策本部会議にて、新卒者就職応援メッセージ及びみやぎ新卒者就職応援プランが採択され、就職支援への取組が確認された。
  - ・ 10月14日に仙台市内で、宮城労働局や県と連携し、県外企業合同面接会を開催した。
  - ・ 県内で開催された合同面接会すべてに送迎バスを準備し、被災地域や遠方の生徒に対して参加の支援を行った。
- o 被災生徒・保護者に対する相談活動
  - i 被災者教育相談フリーダイヤルの開設
 

4月1日から5月31日までの2か月間、被災した児童生徒や保護者からの教育相談に応じる専用フリーダイヤルを設置した。

相談内容としては、奨学金や転入・転出等に関するものが多く、転入については特に福島県からの転入生を積極的に受け入れることとした（相談実績334人）。
  - ii 生徒の心のケア
 

被災した生徒の心を支えていくために、カウンセラーを長期にわたり継続的に派遣することとし、スクールカウンセラーを配置しているすべての学校（県立高校76校、特別支援学校3校）に対して、第Ⅰ期（4月から9月）・第Ⅱ期（9月から3月）それぞれ8回分（1回6時間）派遣回数を上積みした。

さらに、特に被害の大きかった石巻地区、本吉地区、名取・亶理地区の17校には、5月から7月までの3か月間、通常配置のカウンセラーとは別に週2回程度緊急派遣カウンセラーを派遣した（県内から3人、県外から8人）。また、9月以降についても、11校に対して、3月まで緊急派遣カウンセラーを派遣する体制を組んだ（県内から1人、県外から8人）。
- p 被災した県立高校の生徒の通学手段の確保（県立高校通学手段緊急確保事業）
  - i 事業概要
 

震災により校舎の使用ができなくなり、他校の校舎を使用して学校活動を行うこととなった県立高等学校に在籍する生徒のうち、通学に当たって東日本旅客鉄道株式会社の鉄道路線等の

利用ができない生徒について通学手段を確保するため、仮設校舎への移転等までの間、業務委託により通学バスを運行した。

通学バスの運行业務委託手続きに当たっては、県立高校再開の目標日に設定された4月21日に向け、バスを利用する生徒数の把握及びバスの所要台数の確保、道路の被災・復旧状況を踏まえつつ、利用生徒の避難先や学校のタイムテーブルに応じた運行経路・運行時刻表等の設定等について、極めて短期間において業務受託者及び当該高校との調整を行った。

なお、運行経路の設定については、職員が直接現地に出向き試走を重ねるなどして、より効率的なルートを選定やバスの乗降箇所の確保に努めた。

ii 対象高校

農業高等学校、水産高等学校、志津川高等学校、気仙沼向洋高等学校

iii 業務委託先

社団法人宮城県バス協会

iv 受入校・最大利用生徒数、運行期間等

高校・学科	受入校・最大利用生徒数	車種・台数	運行期間
農業高校 ①農業機械科 ②農業・園芸科（1年のみ）	加美農業高校（計239人） ①118人 ②121人	中型6台	5月9日～ 8月22日
水産高校 全学科（海洋総合科，情報科学科）	石巻北高校・120人	大型2台 中型1台	5月7日～ 10月31日
志津川高校 ①情報ビジネス科，普通科（3年） ②普通科（1・2年）	（計351人） ①登米高校・160人 ②上沼高校・191人	大型2台 中型4台 小型4台	5月9日～ 7月30日
気仙沼向洋高校 ①産業経済科 ②情報海洋科，専攻科 ③機械技術科	（計314人） ①気仙沼西高校・87人 ②本吉響高校・112人 ③米谷工業高校・115人	大型3台 中型3台 小型2台	5月9日～ 10月28日
4校合計	1,024人	27台	

v 運行経路

- ・ 農業高等学校  
名取市民体育館～加美農業高等学校
- ・ 水産高等学校  
JR石巻線渡波駅前～石巻北高等学校
- ・ 志津川高等学校
  - ① 旧歌津町内～登米高等学校～上沼高等学校  
ファミリーマート榊沢店前→登米高等学校→上沼高等学校
  - ② 気仙沼市内～旧歌津町内～登米高等学校  
小泉中学校→平成の森→登米高等学校
  - ③ 旧歌津町内～上沼高等学校  
平成の森→上沼高等学校

- ④ 旧志津川町内～登米高等学校  
ベイサイドアリーナ→登米高等学校
- ⑤ 旧志津川町内～上沼高等学校  
ベイサイドアリーナ→上沼高等学校
- ⑥ 旧志津川町内～登米高等学校～上沼高等学校  
ホテル観洋→志津川自然の家→横山公民館前→柳津小学校前→登米高等学校→上沼高等学校
- ⑦ 旧志津川町内～登米高等学校  
志津川高等学校→登米高等学校
- ⑧ 旧志津川町内～上沼高等学校  
志津川高等学校→上沼高等学校
- ⑨ 旧志津川町内～登米高等学校～上沼高等学校  
入谷入口バス停付近→登米高等学校→上沼高等学校
- ⑩ 気仙沼市内～上沼高等学校～登米高等学校  
友愛団地→階上公民館前→大谷・海洋館→本吉体育館→東和国際交流センター→林林館  
→上沼高等学校→登米高等学校
- ・ 気仙沼向洋高等学校
  - ① 旧志津川町内～旧歌津町内～本吉響高等学校  
ベイサイドアリーナ→皿貝→平成の森→ファミリーマート榊沢店前→蔵内→本吉響高等学校
  - ② 旧歌津町内～気仙沼西高等学校  
ベイサイドアリーナ→平成の森→ファミリーマート榊沢店前→小泉中学校→本吉体育館  
→大谷・海洋館→階上公民館前→友愛団地→気仙沼西高等学校
  - ③ 気仙沼市内～気仙沼西高等学校  
階上公民館前→友愛団地→気仙沼西高等学校
  - ④ 旧唐桑町～気仙沼西高校～本吉響高等学校  
唐桑・さんさん館→八幡大橋（鹿折）→JR 気仙沼線気仙沼駅→エースポート→気仙沼西  
高等学校→赤岩→友愛団地→階上公民館前→大谷・海洋館→本吉響高等学校
  - ⑤ 旧唐桑町内～本吉響高等学校  
唐桑・さんさん館→八幡大橋（鹿折）→JR 気仙沼線気仙沼駅→エースポート→本吉響高  
等学校
  - ⑥ 旧唐桑町内～気仙沼市内～米谷工業高等学校  
唐桑・さんさん館→八幡大橋（鹿折）→JR 気仙沼線気仙沼駅→エースポート→米谷工業  
高等学校
  - ⑦ 気仙沼市内～米谷工業高等学校  
赤岩→大谷・海洋館→本吉体育館→米谷工業高等学校
  - ⑧ 気仙沼市内～米谷工業高等学校  
友愛団地→階上公民館→本吉体育館→米谷工業高等学校

vi 生徒の費用負担

なし

vii その他

県立高校通学手段緊急確保事業の実施と併せて、JR線の不通に伴い通学困難な県立高等学校の生徒の通学手段を確保するため、県立高等学校の学校再開（4月21日）に向けて、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社及び宮城交通株式会社に対し、4月11日、要望活動を行った。

- ・ 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社に対する要望内容  
不通区間の早期再開，列車の増便・車両編成の配慮，代行バスの増便等
- ・ 宮城交通株式会社に対する要望内容  
不通路線の早期再開，増便・新たな路線の開設等

q 学校給食実施上の課題への対応

気仙沼高等学校（定時制）において、学校給食の実施に向けて調整を行い、政府調達米（備蓄米）から300kg、ロータリークラブから500kg及び株式会社日本テトラパックから牛乳（1年分）の支援を受けた。

イ 県立特別支援学校等

a 特別支援学校の被害状況確認

特別支援教育室の職員が分担し県立特別支援学校へ連絡、人的・物的被害や帰宅困難児童生徒の滞在状況などの確認を行った。

b 連絡不通の県立特別支援学校を直接訪問し、状況を確認

3月12日に気仙沼、迫、角田、山元の各支援学校へ公用車により訪問し状況を確認。また、北部教育事務所へ特別支援教育室職員を派遣し、古川、金成、迫、聴覚支援学校小牛田校及び小牛田高等学園の状況確認を行った。また、小牛田高等学園の寄宿舎に滞在していた生徒への食料や、「災害派遣等従事車両証明書」の発行等について、調整を行った。

3月13日には高校教育課職員とともにチームを複数編成し、12日に訪問できなかった特別支援学校を直接訪問。すべての県立特別支援学校の状況を確認した（延べ19校）。

c 連絡体制の確立

固定電話、FAX、宮城県電子県庁共通基盤システムのいずれかが利用できる学校と、不通により個人所有携帯電話で連絡を取る学校があるなど通信状況に差異があったため、3月13日より県立特別支援学校全校において、毎日9時、12時、16時の3回、特別支援教育室へ報告することとした。

報告内容については、児童生徒及び教職員の安否確認状況や寄宿舎での保護状況、避難所となっていた石巻支援学校及び岩沼高等学園においては、避難者の滞在状況等であった。

d ガソリンスタンド情報収集と学校への情報提供

災害対策本部事務局等から情報提供を受け、給油可能なガソリンスタンドの情報を各学校に伝達した。

e 学校再開に向けた各校との調整

県教育委員会が定めた4月21日の学校再開に向け、3月15日、校舎の安全性や学校運営に関わるインフラの確認、給食提供の可否、登下校手段の確認等の「開校に向けたチェックフロー」

を提示し、各校に学校再開目標日までの対応を依頼した。

f 学校再開までの流れ

3月12日に3月14日から18日まで休校とすることを決定し、県立特別支援学校に連絡を行った。以降の学校再開までの流れは以下のとおりである。

3月16日：3月中の授業の打ち切りを決定した。

3月19日：始業式・入学式は4月21日をめど（石巻支援学校については、5月12日をめど）に準備を進めることを決定した。

3月29日：教育課程編成について、標準を下回ることも認めるが、学習に著しい遅れが生じることのないよう可能な限り必要な措置を講ずることとする基本的な考え方を各県立特別支援学校に示した。

4月13日：各県立中学・高等学校とともに、県立特別支援学校の始業式・入学式の日程を公表した。

4月20～22日：石巻支援学校を除き始業式・入学式を実施した。

5月12日：石巻支援学校の始業式・入学式を実施した。

g 県立学校支援チーム派遣

石巻支援学校では、石巻赤十字病院からの要請を受けて、全介助を要する避難者を受け入れていたことから、介助を行っている教員への支援として、各特別支援学校に支援を要請。各特別支援学校では、2泊3日のローテーションで人的支援を実施した。

（避難所となっていた石巻西高等学校に対しても、特別支援学校の教員を派遣）

石巻方面の人的移動においては、船岡支援学校及び金成支援学校の学校が有する学習バスを利用し、他課及び他部局の人や物資搬送も行うなど、組織を越えた対応を実施した。

h 学校給食実施上の課題への対応

山元支援学校において、給食の提供を受けていた山元町立中浜小学校が被災し、給食提供の目処が立たないことから、山元町や他の支援学校と実施に向けた調整を行った。給食再開まで支援団体（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）から弁当支援を受け、8月からは亘理町学校給食センターから完全給食を受けている。

i 学校再開後の対応状況

i 学校の再開について

石巻支援学校を除き4月21日に再開した。石巻支援学校は避難所解消に時間を要したことなどから、5月12日に再開した。

学校運営においては、児童生徒の避難場所等を反映したスクールバス運行経路の変更を運行受託業者に依頼するなど、弾力的に対応した。また、全校完全給食を6月中旬より実施した。

ii 児童生徒の支援について

遠隔地から自力通学をしている児童生徒については、公共交通機関の状況を踏まえた寄宿舎の一時利用対応を実施した（夏季休業前まで。聴覚支援学校及び小牛田高等学園で各1人）。

気仙沼支援学校においては、道路状況等の兼ね合いから志津川方面のスクールバス運行において、夏季休業前まで、NPO法人による輸送サービスを受けた。

これまで、各特別支援学校の教員が家庭や避難所に出向き、児童生徒への心のケアや指導を



実施してきたが、学校再開を受けて、スクールカウンセラー派遣回数を増やすなどの対応をしている。

特別支援教育センターに対し、指導主事による避難所等の巡回教育相談を依頼・実施した。

iii 被災児童への経済的援助（就学奨励事業）について

国の第一次補正予算により措置された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」により積み増しした「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金」を活用し、震災により就学等が困難となった幼児児童生徒を対象とした特別支援教育就学奨励事業を実施している。

iv 震災体験を踏まえた各校への指示・対応

事務長会（5月14日）において、震災体験を踏まえた各校の対応を確認した（危機管理マニュアルの見直し、備蓄、避難訓練など）。

事務長会等の機会において、発電機整備の要望を受けたことから、医療的ケア対象児童在籍校（10校）より、順次発電機を配備した（NPO法人の協力もあり、年度内に全校に配備）。

8月26日から9月3日までの間に各校に赴き、備蓄品の状況等、震災後の対応を改めて確認した。

9月14日、県内の特別支援学校長会において、各校の状況を説明し、情報共有を図った。

### 県立学校への対応の検証

#### ◆高校教育課は高等学校の被災状況を把握し、学校再開に向けて具体的な指示を出した

<情報>

高校教育課は、休校措置に関する全県統一の見解を示した上で、県立高校の被害状況を把握し、津波被害が甚大であった高等学校の情報収集をとくに行った。また、4月21日をめどに学校を再開するために、高等学校に対して校舎の安全性の確認、被災生徒のケア（制服、教科書などの準備作業）、通学手段の確保、校舎内外の清掃作業を指示した。県教育委員会として学校再開の目標日を設定したことは、それに向けた準備の促進につながるだけでなく、児童生徒や保護者の安心感を与えることにもつながった。また、津波被害等が甚大であり学校再開が困難であった4校（宮城県農業高等学校、宮城県水産高等学校、気仙沼向洋高校、志津川高等学校）に関しては、施設の借用について4月1日に公表し、生徒や保護者に対して比較的早期に説明会を開くことができた。

#### ◆高校教育課は被災した県立学校に県立学校支援チームを派遣し、教職員の人的体制を強化した

<資源（職員）>

高校教育課は被災した県立学校の教職員の交代要員として、県内の県立学校から職員を募り、3月17日から夏期休業までの間、県立学校13校に対して51校からのべ367人の教職員を派遣した。学校機能復旧のための校舎の整備、避難所における保健指導、夏期休業中の生徒との面接指導などがその業務であった。発災直後から被災地の県立学校に対する人的支援を実施して、教育機能だけでなく災害対応能力も強化することで児童生徒の教育を支援できた。

◆**高校教育課は被災の甚大な地域の高等学校にスクールカウンセラーを派遣した**

## ＜県庁外部（関係機関）との調整＞

高校教育課は、4月、文部科学省をとおして各都道府県及び各政令指定都市の教育委員会に対し、被災地に長期間滞在して心のケアに当たることが可能な臨床心理士等の推薦や派遣を依頼した。高校教育課は、スクールカウンセラーのための宿舎や移動車両を準備したうえで、5月から7月までの約3か月間にわたって被災地に滞在可能なスクールカウンセラーを確保し、被災の甚大な地域の高等学校に派遣した。また、9月以降については、全国臨床心理士会の協力により、平成24年3月まで継続して活動可能な臨床心理士を確保し、被災した高等学校に定期的に派遣した。このように、高校教育課は、スクールカウンセラーを頻繁に交代させることなく一定の期間派遣できるように配慮して、生徒や職員を精神面で継続的に支援し、相談に応じる体制を整えることができた。

◆**被災した高等学校において施設の分散利用を行い、仮設校舎を建設することで早期の教育活動の再開を図った**

## ＜資源（施設）＞

津波の被害等を受けて校舎の使用が困難な高等学校は4校（農業高等学校、水産高等学校、気仙沼向洋高等学校、志津川高等学校）であった。これらの高校では、他校に分散して教育活動を再開した。他校に分散している間に、施設整備課が中心となって仮設校舎の建設を進めるとともに、仮設校舎に必要な設備の復旧を行った。高校施設の分散利用や仮設校舎の建設といった対応が比較的迅速に行われたことにより、生徒の負担は早期に緩和された。

◆**県立高等学校において市町村職員・地域住民・NPO/NGOと連携して避難所の運営に当たった**

## ＜県庁外部（市町）との調整＞

宮城県下の被災した高等学校の一部は避難所として利用された。これらの避難所では、市町村や地域住民だけでなく、教職員がその運営を担った。避難所運営に際しては、市町村担当者、地域住民、日本赤十字社やボランティア団体などの職員との調整を行い、市町村に対する要望は市町村災害対策本部や市町村担当者に対して行った。今後の災害に際しても、教職員が避難所運営に従事する可能性があるため、県教育委員会は現行の避難所運営マニュアル（例示）を補強し、市町村教育委員会が地元の市町村と調整して、学校での避難所運営についての共通認識を得られるように調整を行う必要がある。

◆**教育企画室は移転を余儀なくされた高等学校にバスを調達し、生徒の通学手段が確保された**

## ＜資源＞

教育企画室は、高校教育課を支援し、通学困難者の交通手段の確保を行った。沿岸部を中心に公共交通機関が壊滅的なダメージを受けており、高校生の通学手段を確保することが急務であった。教育企画室は交通困難者数を割り出して、確保すべきバスの台数を推計したが、最終的には、被災により移転を余儀なくされた高校4校（農業高等学校、水産高等学校、気仙沼向洋高等学校、志津川高等学校）の通学バスを確保することになった。通学困難の高校生すべてが恩恵を得られたわけではないが、通学困難者に対する対応を早期に行うことができた。今後、学校再開の条件の一つである通学手段の確保について再検討し、将来の災害に対応できる体制を構築しておく必要がある。

**◆通学手段がない児童生徒のために、民間交通会社に対する代替バスの手配などの協力を依頼した**

**＜県庁外部（関連機関）との調整＞**

教育企画室は、4月11日にJR線の不通区間・普通バス路線の早期再開、代替バスの手配について東日本旅客鉄道株式会社仙台支社・宮城交通株式会社各社に対して正式に要請を行った。また、宮城県バス協会の全面的な協力を得ることで必要なバスの台数を短期間で手配することができた。災害時には、契約関係の手続きを迅速化するためにも、民間交通会社との間で事前に協定を結ぶなどの対応が必要である。

**◆特別支援学校の児童生徒の安否確認や避難場所を確認した**

**＜情報＞**

特別支援教育室は、県内の特別支援学校の児童生徒の安否確認、児童生徒の避難場所の把握に努めた。また、特別支援教育室は、学校再開に向けて、通学手段や給食提供可否等、震災直後からチェックフローを作成し、学校に細かく指示を出した。発災後、一部の特別支援学校は、安否確認などのための連絡網を見直し、固定電話だけでなく携帯電話やメールアドレスなど多重の連絡網も構築しはじめている。今後は、無線電話などを学校に整備することで、災害時においても情報の収集や集約が可能になるように、さらなる強力な連絡体制をつくる必要がある。

**◆特別支援学校の児童生徒が通学できるようにスクールバスの路線に配慮した**

**＜情報＞＜資源（輸送）＞**

特別支援教育室は、道路状況や児童生徒の避難場所を把握した上で、バス会社と調整するように特別支援学校に指示を出した。特別支援学校では、児童生徒がスクールバスを利用できるようにバス路線を変更するなど細やかな対応を行った。特別支援学校の児童生徒は、災害に対して脆弱な立場に置かれるおそれが多分にあり、特別支援学校の児童生徒に対する手厚い支援が可能になるように、さらに、マニュアルを強化し、特別支援学校での訓練を重ねることが求められる。

**◆特別支援学校において児童生徒のための食糧確保が課題となった**

**＜資源（物資）＞**

特別支援教育室は、特別支援学校寄宿舎に待機した児童生徒のために食糧や水を確保する必要に迫られたが、寄宿舎の食堂に残された缶詰を分け合うなど、各学校が可能な対応を行った。災害当日は卒業式の学校もあったことから、帰宅困難となる児童生徒の数は限られていた。しかし、今後の災害では、帰宅できない児童生徒が大量に生ずるおそれもあるので、少なくとも数日間分の備蓄を確保しておくことが求められる。また、災害時に、被災していない特別支援学校や高等学校、近隣の商店などから備蓄や物資・食糧を供与してもらい協力関係をあらかじめ構築しておくことも効果的である。

**◆学校施設の多くが被害を被ったが、耐震化を進めていたために倒壊は免れた＜資源（施設）＞**

施設整備課は、学校施設の被害を把握するために情報収集を行った。高等学校のほとんどの施設で被害があり、石巻市をはじめとする沿岸地域の津波被害だけでなく、内陸部でも地震によって建物被害が生じたことが判明した。しかし、宮城県では学校施設の耐震化を進め、耐震化率は90%以上に達していたこともあり、学校施設の倒壊は免れた。学校施設の耐震化を通じて、児童生徒の安全を確保しようとした宮城県の先

進的な取り組みは成功した。

◆施設整備課は事前着工制度を活用することで、学校生活の早期再開を図った〈資源（施設）〉

施設整備課は国の災害査定を待たずに、学校の早期再開を実現するために事前着工制度を用いた。今後とも、児童生徒の安全性を確保するために事前着工制度のように施設を迅速に修復する方法を用いることが望ましい。

◆施設整備課は学校施設の被害状況を把握し、応急仮設住宅等への転用を図った〈資源（施設）〉

施設整備課は、学校施設のなかで検視所・遺体安置所、資材置き場、災害廃棄物置き場、応急仮設住宅の建設用地として活用できる場所を把握した。また、学校のなかには浄化装置を備えたプールを整備している箇所があり、飲用水として提供できるかも含めて調査した。学校施設は災害対応において重要な拠点でもあることから、今後の災害においても、迅速に学校施設の状況を把握して、遺体安置所や資材置き場等に活用できように行動することが求められる。

(3) 市町村立学校等への対応

ア 児童生徒の心のケア

a スクールカウンセラーの緊急派遣等

i 県内スクールカウンセラーの緊急派遣

宮城県臨床心理士会の協力を得て、平成23年3月17日から要請のあった小・中学校や避難所に県内スクールカウンセラー（臨床心理士等）の緊急派遣を行った。平成24年2月3日までの派遣実績は、16市町へ延べ309人であった。

ii 県外スクールカウンセラーの緊急派遣

沿岸部の被災地においては、スクールカウンセラーの配置が少ない学校もあったことから児童生徒、教員が相談できる体制づくりを早急に行うことが必要と考えた。

4月22日、文部科学省に「宮城県へのスクールカウンセラーの緊急支援派遣協力依頼」にて要請し、一般社団法人日本臨床心理士会の協力を得て、県外のスクールカウンセラー（臨床心理士）の緊急派遣を行った。

平成23年5月10日から平成24年2月3日まで延べ1,480人を沿岸部の小・中学校に派遣した。

第Ⅰ期は、県教育委員会が市町村教育委員会の要請を受け、被災学校へ派遣し、第Ⅱ期以降は各学校の要望を踏まえ派遣を行った。

- ・ 第Ⅰ期 5月10日から6月17日まで11市町、94校へ派遣  
支援県（18県）／兵庫県、三重県、福岡県、島根県、山口県、山形県、石川県、山梨県、愛知県、福井県、群馬県、徳島県、岐阜県、宮崎県、滋賀県、長崎県、長野県、愛媛県
- ・ 第Ⅱ期 6月21日から8月4日まで11市町、43校へ派遣  
支援県（22県）／兵庫県、三重県、福岡県、島根県、山口県、山形県、千葉県、石川県、

山梨県，愛知県，福井県，徳島県，岐阜県，宮崎県，滋賀県，長崎県，  
長野県，愛媛県，神奈川県，京都府，香川県，岡山県

- ・ 第Ⅲ期 8月23日から12月2日まで11市町，28校へ派遣  
支援県（15県）／兵庫県，福岡県，島根県，山口県，三重県，山形県，石川県，山梨県，  
愛知県，岐阜県，宮崎県，滋賀県，愛媛県，千葉県，東京都
- ・ 第Ⅳ期 12月5日から平成24年3月30日まで8市町，35校へ派遣  
支援県（16県）／兵庫県，福岡県，島根県，山口県，三重県，山形県，石川県，山梨県，  
愛知県，岐阜県，滋賀県，愛媛県，千葉県，東京都，神奈川県，長野県  
※石巻市教育委員会では鳥取県から独自のルートで支援をいただいている。  
※2月上旬以降追加派遣として，大崎市，山元町，石巻市が文部科学省と日本臨床心理士会との委託  
契約方式のルートを活用し，直接臨床心理士の派遣を実施している。

iii スクールカウンセラーの通常配置

- ・ 従来通り全中学校150校（仙台市を除く）に配置した。
- ・ 平成23年度は新たに広域カウンセラーを全34市町村（仙台市を除く）に配置し，域内の  
すべての小学校に対応している。
- ・ 平成23年4月14日に宮城県スクールカウンセラー連絡協議会を開催し，東日本大震災心  
理支援センター高橋哲氏を講師に緊急対応に係る研修を行い，共通理解のもと4月15日か  
ら活動を開始した。

iv 各教育事務所（地域事務所）の専門カウンセラーの配置

- ・ 7教育事務所（地域事務所）に各1人配置し，4月1日から勤務を開始した。
- ・ 平成23年度より相談日を倍増し，教育相談及び域内のスクールカウンセラーのスーパー  
バイズを行うとともに，緊急対応として域内の小・中学校の巡回相談等も行っている。
- ・ 教育事務所（地域事務所）ごとに域内の実態に応じ，緊急対応のためのスクールカウンセ  
ラー研修会等を2回程度実施した。

b 心のケアに係る他県からの支援

全国知事会を通じた他県からの人的支援を受け，沿岸部13市町の小・中学校に養護教諭等を  
延べ890人派遣した。

各県とも，3月に先遣隊を派遣し，現地の状況とニーズを把握して支援に当たった。刻々と変  
化する現地の状況に合わせて，心のケア，避難所の衛生管理，学校の再開，保健室の整備等の支  
援を展開した。

c 心のケアに係る研修会の開催

宮城県内の心のケアに当たる人たちを支援することを目的に，ケア・宮城<sup>\*</sup>と県教育委員会の  
共催で，「子どもの心を支援する教師のための研修会」を実施した。教育庁内各課の連携を図り，  
教育庁全体で「子どもの心を支援する教師のための研修会」の開催を推進し，5月下旬から9月  
月上旬まで40回実施した。

10月からは研修内容を変更し，震災後半年の状況を踏まえた研修会の開催を推進し，「第2回  
子どもの心を支援する教師のための研修会」として10月上旬から2月中旬まで18回実施した。

※一般社団法人日本学校心理士認定運営機構宮城支部，一般社団法人日本臨床発達心理士認定運営機構東

北支部，宮城県臨床心理士会の有志により構成された団体

【研修会実施内訳】

- ・ 市町村単位の実施／延べ14市町で実施（義務教育課担当）
- ・ 学校（園）単位の実施／延べ34校（園）で実施（スポーツ健康課担当）
- ・ 県教育委員会開催／3回（教職員課担当：初任研指導教員研修，2年目研修，幼稚園初任研修）
- ・ 私学関係の実施／4回（私学文書課担当）
- ・ その他開催／3回（町職員研修，保育所・児童館職員研修，岩手県保健師・養護教諭研修）

d スクールソーシャルワーカーの活用

平成23年度当初から，13市町に13人のスクールソーシャルワーカーを配置し，域内の小・中学校からの要請を受け活動している。学校を中心に，市町教育委員会，保健福祉等関係機関による個々の児童生徒に関するケース会議を立ち上げ，連携を図り，家庭や児童生徒への支援を展開した。また，被災により震災遺児・孤児を含めた様々な問題を抱えた児童生徒が増加し，スクールソーシャルワーカーの緊急配置が必要となり，文部科学省の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を活用し，配置スクールソーシャルワーカーの活動を拡充するとともに，新たに石巻市へ2人の追加配置を行った。

平成23年度配置13市町

（当初）角田市，柴田町，塩竈市，岩沼市，多賀城市，大和町，大崎市，涌谷町，栗原市，石巻市，女川町，登米市，気仙沼市

13人任用（うち精神保健福祉士の有資格者8人）

（追加配置）石巻市2人任用（うち精神保健福祉士の有資格者2人）

イ 教科書について

a 平成23年度使用の教科書の供給について

震災直後から，株式会社宮城県教科書供給所の協力を得て，平成23年度の教科書の震災による被害報告書にてその都度状況を把握し，文部科学省初等中等教育局教科書課と連絡を取り対応した。

株式会社宮城県教科書供給所の尽力により，宮城県内すべての学校で学校開始日までに，平成23年度の教科書が供給できた。

b り災のため補給を要する教科書（災害救助法適用教科書）について

平成23年4月12日付け義号外で「東北地方太平洋沖地震り災のため補給を要する教科書等冊数の調査について」文書を発出し，り災のため補給を要する教科書の定義や手続きを周知し，平成23年度使用教科書冊数と「り災のため補給を要する教科書」冊数を整理することにした。「り災のため補給を要する教科書」については，株式会社宮城県教科書供給所，市町村教育委員会との数回にわたる確認を経て7月末に確定し，市町村教育委員会で災害救助法に計上することができた。

c 中学生の受験等学習に必要な教科書の無償給与について

i 「東北地方太平洋沖地震により被災した生徒への教科書の給与について」（平成23年4月11日付け事務連絡 文部科学省初等中等教育局教科書課）により「中学校，中等教育学校前期課

程及び特別支援学校中学部の生徒については、学習上必要となる場合には、滅失・棄損した下学年で使用した教科書についても、無償給与する。」という内容の文書を市町村教育委員会等に発出し、手続きを進めた。

ii 市町村教育委員会への指導・助言

前述の文書について、文部科学省に詳細を確認の上、指導・助言を行い、確実な供給を促した。

ウ 市町村教育委員会への支援

a 指導主事等を被害の大きい市町村教育委員会へ派遣

関係市町村教育委員会と調整の上、義務教育課及び各教育事務所等の指導主事等を被害の大きい市町村教育委員会に派遣し、支援に当たることとした。

・ 派遣期間

平成23年4月から7月末日まで（状況に応じて派遣日数及び派遣期間の延長にも柔軟に対応）、週4日程度

・ 派遣人数

1市町村教育委員会あたり1人から5人（状況に応じて派遣職員の増員にも柔軟に対応）

・ 身分

関係市町村教育委員会へ公務出張という形で派遣（従事する業務内容によっては、市町村教育委員会職員との併任発令もできるよう検討）、旅費は県で負担

・ 派遣実績

12市町教育委員会（気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、大崎市、七ヶ浜町、塩竈市、亶理町、岩沼市、名取市、山元町）に指導主事等32人を延べ1,024回派遣（7月末日まで）。

・ 業務内容

転入・転出の手続き、就学資料の作成、就学援助事務の支援、避難所業務や支援物資の仕分け作業、小・中学校の学校再開に向けてのハード面・ソフト面での支援、児童生徒の安全確保や生徒指導等多岐にわたる。

※派遣の延期：学校への支援として、8月以降も継続して教育事務所の指導主事等を派遣（石巻市）

b 事務職員の市町教育委員会への派遣

上記aの指導主事等の派遣と同様、事務職員についても関係市町教育委員会からの要請等に基づき派遣し、支援に当たることとした。

・ 派遣期間

平成23年4月から10月末日まで（ほとんどは9月末日までの派遣）、週4日程度

・ 派遣人数

1市町教育委員会当たり1人

・ 派遣実績

市町教育委員会（気仙沼市、南三陸町、東松島市、亶理町、山元町）に延べ12人を派遣

・ 身分及び業務内容

指導主事等と同様（生徒指導を除く）

## c 指導主事学校訪問

## i 支援のために派遣中の7月までは実施せず

計画していた市町村教育委員会の要請による指導主事学校訪問を平成23年7月までは行わない旨、4月5日に各市町村教育委員会及び各教育事務所（地域事務所）に通知した。

## ii 8月以降は要請に応じて実施

教育課程、学習指導、生徒指導、その他学校教育に関する専門事項について、各学校の課題や被災の状況に応じた指導・助言を行うため、8月以降、市町村教育委員会の要請に応えながら指導主事訪問を実施する旨、5月27日に各市町村教育委員会及び各教育事務所（地域事務所）に通知した。

## エ 教育課程の編成

## a 課程の修了の認定、補充のための授業等についての指導・助言

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」（平成23年3月14日付け22文科初第1714号文部科学副大臣通知）を受け、県教育委員会として各方面からの問合せに対応した。

## b 学校再開マニュアルの参考送付

3月14日に地震災害時における学校再開のマニュアル（兵庫県教育委員会作成）を学校再開の参考として活用するよう、各市町村教育委員会及び各教育事務所（地域事務所）あて通知した。

## c 年度またぎの卒業式・修了式の実施にかかる助言

被災地教育委員会からの「年度をまたいでの卒業式及び修了式の開催について」の問合せへの助言とともに、3月17日に全市町村教育委員会あて回答を発出した。

## d 新学期始動日の提示

新学期始動の日を4月21日と定め、各市町村教育委員会にも説明し、この日をめどに学校再開の準備が進められるよう支援を開始した。

## e 学校行事や授業時数の確保にかかる指導・助言

「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について」（平成23年3月25日付け事務連絡 文部科学省初等中等教育局教育課程課）を受けて、入学式などの学校行事や授業時数の確保についての指導・助言を市町村教育委員会等に行った。

## f 教育課程編成にかかる指導・助言

被災市町村教育委員会に派遣した指導主事が、学校再開に向け、教育計画作成等教育課程編成の助言を行うとともに、4月には、各学校が作成した学校経営要録の点検を基に、教育事務所（地域事務所）ごとに、適切な教育課程が編成されるよう指導・助言を行った。

## g 方向性確認のための指導主事代表者会議の開催

4月21日に各教育事務所（地域事務所）の指導主事による指導主事代表者会議を開催し、指導行政の方向性や教育課程の編成等、災害時の柔軟な対応を含め、協議、確認を行った。

## h 教育課程の実施状況、実施上の支障の状況等の把握

## i 「当面校舎等を使用できない小中学校」の状況把握（4月9日から継続実施）

## ii 「学校再開後の教育課程の実施上の支障の状況等について」（6月3日付けで調査、状況を把握し、文部科学省に報告）



iii 教育課程の実施状況等に関する調査（6月1日付けで調査）

臨時休業しなければならなかった学校や、週当たりの授業時数を減じて実施せざるを得ない学校もあったことから、県としての教育課程の実施状況等に関する調査を実施し、授業時数確保のための手だて等について全小中学校の状況を確認した。

オ 被災者への教育相談

地震発生翌日の3月12日から1週間程度は、学校への連絡が取れないため、休校の確認や再開予定に関する問合せが相次いだ。その後も、転入学や就学支援等に関する問合せが多数寄せられたため、4月1日から「被災者教育相談フリーダイヤル」を開設し、義務教育課職員が輪番制で小中学校保護者等からの各種相談に応じた。開設に当たっては、平成23年3月30日に記者発表を行い、翌31日付けで各市町村教育委員会及び各教育事務所（地域事務所）あて通知を行うとともに、各種新聞に「県からのお知らせ」として掲載し保護者等への周知に努めた。

なお、平成23年6月1日以降は通常の電話番号により、執務時間の範囲内で引き続き教育相談を実施した。

フリーダイヤル開設期間中の相談実績は278人であった。

カ 公立小中学校児童生徒等への就学等支援

a 国への要望等

平成23年3月13日付けの総務大臣に対する「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書」をはじめとする国への各種要望書等において、被災児童生徒に対する就学援助やスクールバス運行に係る現行制度の要件緩和及び新たな国庫補助制度の創設について、継続して国に対し要望した。

その結果、平成23年5月2日に成立した国の平成23年度第一次補正予算において「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（以下「交付金」という）」が創設され、被災に伴う経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼稚園、小・中学校（中等教育学校前期課程を含む。）の幼児児童生徒に対し、緊急的な就学等支援が実施されることとなった。

なお、当該交付金による通学費の支援については、保護者負担とされていないスクールバスの運行経費は対象とされなかったことから、対象経費の拡充や新たな国庫支出金交付制度の創設については、引き続き国に対し要望していたところ、平成23年12月に文部科学省から連絡があり当該経費についても交付金の対象として認められることとなった。また、国の平成23年度第三次補正予算により、平成24年度から平成26年度までの3か年分の経費が措置された。

b 本県における予算措置等

国の平成23年度第一次補正予算の成立に伴う文部科学省からの通知等に基づき、当該交付金に係る県事業名を「被災児童生徒就学支援事業」とし、必要経費を5月補正予算に計上し19億円が予算措置された。

なお、当該事業の実施主体である各市町村教育委員会において、事業の趣旨を踏まえ被災児童生徒に不利益が生ぜず効果的かつ円滑に事業が実施されるよう、各市町村教育委員会担当者等への説明会を平成23年6月30日に開催し周知徹底を図った。

キ 被災児童生徒の転入学等への円滑な対応

a 国への要望

転学時の事務手続きの弾力化や、受入先の学級編制の関係から学齢簿の取扱いあるいは指導要録の取扱いについて、全国的に統一化が図られるような周知徹底について国に対し要望した。

b 市町村教育委員会への依頼

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（平成23年3月14日付け22文科初第1714号文部科学副大臣通知）」を受け、被災児童生徒の受入れについては可能な限り弾力的に取扱い速やかに対応するよう、平成23年3月17日付けで各市町村教育委員会に対し依頼した。

### 市町村立学校等への対応の検証

#### ◆義務教育課はスクールカウンセラーを被災した市町村に派遣し、児童生徒や避難者の心のケアに当たった

##### ＜県庁外部（市町）との調整＞

義務教育課は、市町村教育委員会や学校への人的支援（教職員の加配）や物的支援を実施するだけでなく、児童生徒の心のケアのために、スクールカウンセラーを派遣した。スクールカウンセラーは、3月15日の女川町教育委員会の要請を手始めにして、被災した市町村等の小中学校に派遣され、児童生徒の不安を和らげるだけでなく、避難所での避難者の心のケアにも対応することができた。

#### ◆日本臨床心理士会と宮城県臨床心理士会からの応援によって、義務教育課は小中学校にスクールカウンセラーを派遣した

##### ＜県庁外部（関係機関）との調整＞

義務教育課は、文部科学省、日本臨床心理士会と宮城県臨床心理士会から、臨床心理士の派遣の申出を受けて、小中学校に臨床心理士をスクールカウンセラーとして派遣した。今後、災害時におけるスクールカウンセラーの派遣について、その成果と課題を洗い出し、宮城県と臨床心理士会との間の協定をさらに強化する必要がある。

#### ◆義務教育課は他県から養護教諭の人的支援を受け、小中学校に養護教諭を派遣した

##### ＜県庁外部（関係機関）との調整＞

義務教育課は、関西広域連合などの他の都道府県から養護教諭の人的支援を受けて、小中学校に養護教諭を派遣した。養護教諭の派遣によって、学校の衛生管理や指導だけでなく、養護教諭の業務負担の軽減や避難者対応を行うことも可能になった。

#### ◆義務教育課は学校の再開と教育課程の編成のために市町村教育委員会を支援した

##### ＜県庁外部（関係機関）との調整＞

義務教育課は、兵庫県教育委員会作成のマニュアルを市町村教育委員会に通知し、円滑な学校の再開を促した。また、義務教育課は市町村教育委員会に対して県立学校が4月21日を新学期の始業日としたことを説明し、この日をめどにして学校再開の支援を行うことになった。臨時休業や週当たりの授業時数を減らし

て対応した学校もあり、教育課程に必要な時数を確保するために、市町村教育委員会等に対して指導・助言を行った。義務教育課が、宮城県下の小中学校の再開と教育課程の円滑な編成と実施を率先して促進したことは効果的であった。

**◆義務教育課は児童生徒の就学支援と就学機会の確保のために国に要請を行った**

**＜県庁外部（国）との調整＞**

義務教育課は、被災による経済状況の悪化によって就学が困難になった児童生徒を支援するための措置を国に要望し、被災児童生徒の就学支援のための特例交付金が創設されることになった。また、義務教育課は転学時の事務手続きの弾力化等について国に要請し、国は児童生徒の就学機会を確保するために転入学の弾力的な対応を求める通知を出し、義務教育課は当該内容について各市町村教育委員会に周知した。このようにして被災した児童生徒の就学支援と就学機会が確保されることになったが、引き続き、被災児童生徒が教育を滞りなく受けられるように特別に配慮することが求められる。

**◆義務教育課は保護者からの相談を受けるために「被災者教育相談フリーダイヤル」を開設して対応した**

**＜広報＞**

義務教育課は、保護者から休校、学校再開、転入学、就学支援などの問合せが寄せられたことから、「被災者教育相談フリーダイヤル」を設置し、保護者の相談に応じた。このように保護者からの相談を受けることで、児童生徒や保護者の不安を解消し、早期の学校復旧を促進した。

**◆各教育事務所等の指導主事・社会教育主事が、市町村教育委員会の応援のために派遣された**

**＜資源（職員）＞**

各教育事務所（地域事務所）の指導主事、社会教育主事は各市町村教育委員会に対する事務の補助業務や、市町村の避難所運営、物資の管理などの業務のための支援に入った。市町村教育委員会や小中学校では本来の業務のほかに避難所や物資の管理といった災害対応業務に追われており、このような人的支援は有効であった。

(4) 県立大学への対応

ア 初動対応

a 情報収集

総務部私学文書課では、所管する公立大学法人宮城大学（以下「大学」という。）について、地震発生直後から情報収集を試みたが、電話回線の輻輳と通信規制により、大学との連絡は極めて困難な状況にあった。しかし、職員個人の携帯電話メールが、不定期ではあったが通信が可能な状況にあり、施設の被災状況、学内教職員及び学生の安否、翌12日に実施が予定されていた入学者一般選抜試験後期日程の延期決定について、情報を入手することができた。

入学者選抜試験の延期については、情報入手後速やかに、私学文書課から県政記者クラブへ情報提供を行い、周知を依頼した。

大学に対しては、余震への注意と学内の安全確保とともに、継続して情報収集と提供を依頼し

た。

翌12日の午前中には、大学から職員が来庁し、被災状況及び12日朝までの対応について報告がなされ、直近の情報を入手することとなったが、この段階では、大学での状況把握が途上であったためか、要望及び要請が提示されることはなかった。

#### b 大学の対応

震災発生直後の大学の対応としては、危機対策本部を設置し、学生及び教職員の安否確認、入学者選抜試験、卒業式及び入学式の対応、施設の被害状況調査、関係機関等への報告等を行うことを申し合わせ、以後、教職員により対応が進められた。

震災発生時に学内に所在した教職員及び学生の状況については、早急に把握に努め、全員の無事が確認された。その後、施設の被災状況等の情報収集が行われ、本部棟や連絡通路の天井の破損、落下等があり、施設内への立入制限を行うこととなったが、構造部に関わる重大な被害は確認されなかった。また、大学では翌12日に予定されていた入学者一般選抜試験後期日程の延期が決定され、前述のとおり、私学文書課を通じての周知が図られた。

なお、避難のため、大学に残った学生に対しては、備蓄の非常食等の提供が行われた。

#### イ 初動以後の対応

大学では、震災発生後24時間以降も、継続して被害状況等の把握が行われるとともに、状況に応じた対応・対策が、私学文書課と連携して進められた。

##### a 安否確認

大学においては、3月20日までに学生1人の死亡を含む、学生及び教職員全員の安否が確認され、その旨私学文書課では報告を受けている。

##### b 入学者選抜試験

震災直後、延期とされた入学者一般選抜試験については、3月15日に中止することに変更決定され、個別学力試験に代えて大学入試センター試験の結果等をもって合否判定を行うこととされた。大学では未だサーバーが復旧せず、インターネットによる情報発信ができなかったことから、合格発表日程等と合わせ、私学文書課を通じ、県政記者クラブへ情報提供を行い、周知が図られた。

その後、後期日程とともに前期日程の合格者に係る入学手続きについては、期間の延長や電話による意思確認等を含め、被災者を考慮した柔軟な対応がとられ、震災を理由に入学を辞退する者は発生していない。

##### c 卒業式・入学式

震災直後の混乱収束と、施設復旧までに時間を要する見込みであったことから、平成23年度卒業式及び平成24年度入学式は中止とされ、私学文書課を通じ、県政記者クラブへ情報提供を行い、周知が図られた。

その後、入学式は9月24日に行われ、平成22年度の卒業式は、1年遅れで平成24年3月17日に開催されることとなっている。

##### d 施設の復旧と教育研究の再開

天井の破損落下等の施設被害について、震災発生時は、学年末で講義への影響はなかったが、新年度の講義開始までには、学内の安全確保のため、復旧が必要であった。そのため4月中旬に

は、緊急に復旧が必要な施設の工事に着手、4月末までに完了し、5月2日のオリエンテーション及び5月9日の講義開始に対応している。

通常に比べ1か月遅れて講義が開始されたことに対しては、夏期休暇を短縮することなどにより、講義時間数を確保した。

復旧工事に関しては、大学から県に対して費用負担の要請があり、県においては、全額補助することで、予算措置を行った。また、8月には文部科学省の災害査定が行われ、設計費用等の対象外となる経費を除き、国庫負担約8割が認められ、平成23年度内には、すべての復旧工事が完了する予定となっている。

e 就学支援

大学においては、被災学生の就学を支援するため、被災の程度に応じ入学金及び授業料を減免することを決め、対象者約230人、総額約1億1千万円が減免される見込みとなっている。

県では、大学からの要請に応え、減免に伴う大学の減収を運営費交付金の追加交付により補てんする予定としている。また、県では国に対し、当該運営費交付金についての財政措置とともに、就学支援策として無利子奨学金の枠拡大及び給付型奨学金の創設を要望してきたところ、財政措置及び無利子奨学金の枠拡大については実現され、給付型奨学金については、現在も検討が継続されている。

県立大学への対応の検証

◆私学文書課は、宮城大学から被害状況についての情報を確保した

<情報>

私学文書課は、宮城大学から電話や文書の形式で施設の被災状況、学生や教職員の安否、試験の実施予定等についての情報を得た。しかし、私学文書課と宮城大学との間で災害時の情報連絡体制が構築されていたのではない。今後、災害発生時における私学文書課と宮城大学との間の情報や連絡の交換に関する取り決めやルールを構築しておく必要がある。また、私学文書課と宮城大学との間のコミュニケーションが拡大し、災害対応時における対応能力を高められるよう期待する。

(5) 私立学校への対応

発災直後から、電話が不通となったため、電話回線が回復した13日に被害状況を確認するためにファクシミリにより調査票の送信を試みた。また、14日からすべての私立学校の代表電話又は学校関係者の携帯電話に連絡し、園児児童生徒や教職員の安否確認、施設被害の状況等の情報収集に努めた。しかし、津波被害や電気の復旧の遅れにより連絡が取れない施設も多く、確認作業は難航し、すべての学校と連絡がつくまで相当の時間を要し、4月中旬までかかった。

なお、3月24日までは24時間体制で職員を配置し、各学校の被害状況や卒業式、始業開始日などの情報を随時ホームページでお知らせするとともに、個別相談や問合せに対応した。

ア 被害状況について

私立学校では、幼稚園157園、小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校32校、専修・

各種学校 63 校において建物に被害があった。また、人的被害については、園児児童生徒及び教職員 72 人が死亡となり、その内、学校管理下における死亡者は、15 人となっている。

なお、津波による被害で、移転改築等が必要とされる幼稚園もあるが、現在 1 園を除き、仮園舎や同一法人が運営する姉妹園で教育活動を再開している。

【私立学校の被災状況】（継続調査中／平成 24 年 2 月現在）

	幼稚園	小学校	中学校	中等教育	特別支援	高校	専修・各種	計
学校数	176	4	7	1	1	19	73	281
人的被害(人)※死亡者	64(61)			1(1)		6(6)	1(1)	72(69)
施設被害(校(園)数)	157	4	7	1	1	19	63	252
休校・休園(校(園)数)	1	0	0	0	0	0	0	1

※人的被害数のうち（ ）は園児・生徒数で内数。本数字との差は教職員の被害者数となる。

【私立学校の施設被災状況】（継続調査中／平成 24 年 2 月現在）

区 分	学校(園)数	被害額(百万円)	摘 要
幼 稚 園	157	2,212	
小 学 校	4	73	
中 学 校	7	17	
高 等 学 校	19	6,536	中等教育学校の被害額を含む
中等教育学校	1	—	
特別支援学校	1	19	
専修・各種学校	63	2,553	
計	252	11,410	

イ 復旧対策について

国庫補助制度により教科書等学用品の無償給与や授業料・入学金等の軽減措置への支援を行うとともに、私立学校の当面の運転資金を確保するため、例年 7 月の運営費補助金の交付時期を 5 月に早める等の措置を講じた。また、政府に対して、①私立学校に対する災害復旧費の補助率の嵩上げ、②授業料等軽減措置に対する国庫支出金交付対象範囲の拡充及び継続的支援、③災害復旧査定の簡素化、④学校法人以外が設置する専修学校・各種学校への補助対象拡大、⑤日本私立学校振興・共済事業団が行う融資の償還免除又は猶予などの要望を行った。

ウ 災害復旧について

災害復旧に係る国庫補助は、学校教育法の第 1 条校、学校法人立専修学校や学校法人立各種学校（修業年限 2 年以上の課程を有する学校）が対象となっており、補助率は予算の範囲内で 2 分の 1 となっている。

なお、被災した私立学校の早期復旧を支援するため、県としては、東日本大震災復興基金を活用し、国庫補助の対象とならない学校法人立以外の専修学校及び各種学校に対しても支援を行う。

エ 教育現場正常化支援事業について

被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、緊急スクールカウンセラー等派遣事業を行い、スクールカウンセラー等を希望する高等学校や幼稚園及び専修・各種学校の各連合会に配置した。また、緊急雇用創出事業を活用し、マンパワーが不足している私立学校等に対して補助職員等を配置し、教育活動のサポート業務や復旧・復興事務支援業務を行うことにより、一刻も早い教育現場の正常化を図った。

私立学校への対応の検証

◆私学文書課は、私立学校から被害状況や再開時期についての情報を集約した

＜情報＞

私学文書課は、発災当初から私立学校に対して人的被害と建物被害の状況の把握に努め、休校期間や新学期の開始日についての情報も収集し、その情報を整理して災害対策本部に伝達していた。より迅速に被害状況を把握するために、私学文書課と各私立学校との間に災害時における情報の集約に関する仕組みを構築しておく必要があるだろう。

◆私学文書課と教育庁との間で、迅速かつ効果的な調整が求められる

＜県庁内部での調整＞

私学文書課による災害対応は、教育庁での災害対応を受けて行われることが多く、それだけスピード感が欠けるものになった。教育庁での災害対応の動向を知るために、教育庁との定期的な協議の場を設けるなど、宮城県内の公立学校と私立学校の間で災害対応の格差や齟齬が出ないように仕組みが今後必要になる。

◆私学文書課は、私立学校へのスクールカウンセラーの派遣を支援した

＜県庁外部（関連機関）との調整＞

私学文書課は、スクールカウンセラーを私立学校に派遣するために、独自にスクールカウンセラーを雇用し、私立学校に委託する形で派遣した。一方、公立学校の場合、義務教育課が中心となり、日本臨床心理士会と宮城県臨床心理士会から臨床心理士派遣の申出を受けて、小中学校に対して臨床心理士をスクールカウンセラーとして派遣した。宮城県と臨床心理士会との間で災害時の応援協定がすでに締結されているので、私立学校についても、災害時におけるスクールカウンセラーの派遣について臨床心理士会との間で協議しておく必要がある。

(6) 甚大な被害を受けた公立学校に係る人的体制の確保

ア 現有体制による震災直後の緊急的な人員の配置

各学校においては、震災直後から教職員自らも被災者でありながら不眠不休で献身的に避難所運営に当たっていた状況や、震災の中にあっても学校においては児童生徒が進級・進学し、新年度の教育活動が始まることも踏まえたとき、まずは現にある勢力で、被害の大きい学校の新年度に向けた教職員の体制を緊急に整えることが必要であった。

そのため、各市町村教育委員会からの理解と協力を得て、被害の大きな学校に対する手厚い人事体制を確保<sup>\*</sup>するために、あえて、4月1日付けの教職員人事異動の発令を行った。

※被害の大きかった地域の学校について、当該学校からの転出予定の教職員に兼務発令を行い、引き続き現任校に留まって（実質的な異動の延期）継続的に当該学校の業務に当たれるようにし、転入予定の教職員はそのまま転入することで、当該学校の人的体制の強化を図ったもの。

#### イ 教職員の加配要望

児童生徒の心のケア、学習支援の充実、校舎・施設等の復旧に関する業務、保護者や地域住民と一体となった学校づくりに関する業務等を手厚く進め、児童生徒の生活環境、教育環境の回復を早急に図っていくために、教職員を加配する特例措置を講ずるよう国に要望し、平成23年4月28日及び6月24日に義務教育諸学校で216人、高等学校で25人の加配定数が認められた。

##### a 各市町村教育委員会の加配要望の把握

県立学校については校長から、公立小・中学校については次の日程で加配希望を取りまとめた。

4月4日 各教育事務所を通じ、「教職員の加配に係る調査」実施

→ 各市町村教育委員会の被災実態に基づく加配要望数の集約（4月7日まで）

→ 要望内容の精査と加配配置希望の集約（4月12日まで）

4月12日 加配対応が必要と思われる学校数と人員数の集約

##### b 被災した学校に対する加配

児童生徒の心のケア、津波で被災した学校の復旧と教育活動の再開、他校を間借りした形や仮校舎での教育活動の再開などに関して人的支援の必要性が高いと判断し、教員の加配措置を行った。

##### c 児童生徒等受入学校に対する加配

被災地からの児童生徒を受け入れる側の学校においても、児童生徒の心のケアや学習支援、他校との校舎や施設設備の共有、地域との連携による学校教育活動の推進、学級数の増加などに関して人的支援の必要性が高いと判断し、教員の加配措置を行った。

#### ウ 他自治体からの派遣教員の受入

上記「イ教職員の加配要望」で文部科学省から認められた加配定数については、下記「エ 臨時講師の募集」等で応募のあった講師等から充当したが、それでも不足する状況にあった。

このため、文部科学省を通して全国の自治体へ教員の派遣依頼がなされ、東京都をはじめ多くの自治体から派遣支援の申出があった。これらの自治体と地方自治法第252条の17に基づく教員派遣の協定書を結び、5月より順次派遣を受け入れた。

平成24年2月1日段階の派遣延べ教員数及び校種別人数は以下のとおりである。

秋田県・・・5人（小学校3人，中学校2人）

栃木県・・・1人（高校1人）

東京都・・・90人（小学校44人，中学校21人，高校21人，特支4人）

石川県・・・1人（高校1人）

岐阜県・・・12人（小学校9人，中学校2人，高校1人）

兵庫県・・・2人（高校2人）

愛媛県・・・1人（小学校1人）



熊本県・・・1人（高校1人）

県教育委員会所管分総計113人（小学校57人，中学校25人，高校27人，特支4人）

※他に仙台市教育委員会に係る受入13人（小学校8人，中学校5人）。また，教育関係施設の災害復旧に当たするため，1都4県から6人の技術職員派遣を受け入れた。

#### エ 臨時講師の募集

文部科学省に教職員の加配要望をするとともに，加配定数に充当する教職員を確保し，被災地の人的体制を強化するために，「臨時的任用教育職員」，「非常勤講師」の緊急募集について，4月22日に県のホームページに掲載した。あわせて，在仙の報道機関に依頼し，ラジオ及びテレビ放送を通じて全国に臨時的任用教育職員，非常勤講師募集の広報活動を行った。

なお，この際，下記「オ 緊急学校支援員」の募集広報もあわせて行った。

この結果，5月末までに総計784人の応募が全国から集まり，加配された定数の充当等に充てるなど，人的体制の強化につながった。

#### オ 緊急学校支援員の配置について

平成23年3月31日に退職された方，又はその前に退職された方で，教職員として豊富な経験を有する方を「緊急学校支援員」として一定期間任用した。長年の教職生活で培った豊富な知識と経験を活かし，児童生徒の心のケアや教育活動の正常化などに関する業務に従事させ，学校教育活動の復興支援に当たらせた。

##### a 平成24年2月8日現在までの配置人員と配置学校数

小学校28校に37人，中学校13校に14人，高等学校8校に11人，特別支援学校1校に2人，計50校に64人を配置した。

##### b 退職時の職名別人員

校長11人，教諭25人，養護教諭6人，事務職員22人であった。

##### c 国の支援

既存の制度では経費に対する国庫補助制度がないことから，新たな国庫支出金交付制度創設について要望したところ，国庫補助10/10の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」が補正予算で措置され，緊急学校支援員に要する経費もこの事業の対象とすることとされた。

#### カ 学校事務職員の加配（小中学校）

学校教育活動の正常化に向けて，破損・流失した備品等の整備，校舎の改修等業務が大幅に増加し，また，被災により経済的な理由から就学困難となった児童生徒の急増に伴う事務処理が増加したことから，要保護・準要保護等の児童生徒数が一定の基準を超え，定数加配の要件を満たした学校等に，市町村教育委員会からの要請に基づき事務部門強化のための学校事務職員の加配を順次配当している（2月29日現在／小学校25校25人，中学校17校17人）。

## 甚大な被害を受けた公立学校に係る人的体制の確保の検証

◆教職員課は退職した教職員を再雇用することで、教職員の人的支援を強化した

## ＜資源（職員）＞

教職員課は、退職した経験豊富な教職員を緊急学校支援員として採用し、子どものケアや担任のサポート、指導計画の作成補助といった業務を通して教育活動の復旧に当たらせている。このように宮城県内の教育現場での人的資源を強化することで、教育活動における迅速な復旧・復興を促進した。

◆教職員課は人事異動を通じて被災地における教職員の人的支援を強化した

## ＜資源（職員）＞

教職員課は、4月1日付の人事異動において被災地域の人的支援の強化を図った。被災地域の教員に関しては、異動前の職場（被災地）と異動後の職場を兼務する形をとり、児童生徒の心のケアや教育活動の復興に引き続き従事できるように配慮した。

◆教職員課は他の都道府県から教職員の応援を受けて、被災地の学校や被災地からの児童生徒を多数受け入れた学校に教職員を派遣した

## ＜県庁外部（国・他の都道府県）との調整＞＜資源（職員）＞

文部科学省が都道府県教育委員会に対して教職員の応援に関して照会を行い、東京都をはじめとする都道府県が宮城県教育委員会に対して教職員の派遣を申出た。これを受けて、教育庁総務課及び教職員課が各市町村等のニーズを集約した上で、地方自治法の規定に基づいて、被災地の学校や被災地から児童生徒を受け入れた学校に応援の教職員を派遣した。今後、都道府県間の教職員の応援体制についての統一の制度やルールを構築することで、今回の震災での経験を生かすことができるであろう。

◆義務教育課及び高校教育課は国に対して教員の加配を要望し、教職員の人的支援を強化した

## ＜県庁外部（国）との調整＞＜資源（職員）＞

義務教育課と高校教育課は、国に対して教員の加配措置を要望し、教員を必要とする小中学校・高等学校の加配を実施した。このようにして教員の体制を増強することで、児童生徒の心のケア、教育現場での復旧復興が促進されている。また、引き続き、加配措置が継続されることで、被災児童・生徒に対するきめ細やかなケアを継続することが求められる。

## (7) 学校保健・学校給食（私立学校を除く）

## ア 学校保健について

## a 健康診断の適切な実施に向けた対応

児童生徒等の健康診断は法令により毎学年6月30日までに実施することになっているが、被災の大きな学校においては当該期日までの実施が難しかったため、それを過ぎた実施を認め、宮城県医師会や検診委託業者と連携の下、状況に応じた対応を図った。

## b 学校環境衛生について

- ・ 被災した学校の再開について、学校環境衛生基準に基づき、学校薬剤師の指導のもと、保健所の協力も受け衛生管理に努めるよう周知を図った（4月）。
- ・ 財団法人日本学校保健会より、消毒用固形塩素剤を被災にあった県立学校と小中学校を対象に、希望校へ無償で提供した（7月）。
- c 心のケアの研修会の開催  
学校再開に向けて、被災した子どもたちへの対応や、心のケアの基礎知識を学ぶため、管理職や学校保健担当職員を対象とした研修会を4月15日に実施した（参加者数：約300人）。
- d 健康課題を解決するための研修会の開催  
平成23年度子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業（文科省委託事業）を活用して、学校や地域が抱えている健康課題を解決するために、児童生徒や教職員及び保護者等を対象にした研修会を開催した。今年度は震災対応に限ったテーマに絞った結果、心のケア42校、命の教育5校、歯科衛生指導1校、放射能と健康5校（地域）の活用があった。
- e 保健衛生用品の提供について  
4月から9月にかけて全国及び各NGO団体等から被災した学校等に次のとおり保健衛生用品の提供があった。
  - ・ 衛生用品1・・・マスク（100万枚）・消毒ジェル（20,000本）・うがい液（5,000本）を県内の小中高に配送（4、5月：日本ユニセフ協会、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンから配送の協力）  
小学校450校、中学校216校、高校83校、特別支援学校20校 計769校
  - ・ 救急用具・・・救急箱・救急バックのセットを被災した13市町村の小中学校全部に支援（5、6月：日本ユニセフ協会、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）  
小学校127校、中学校70校 計197校
  - ・ 衛生用品2・・・日本学校歯科医会と県歯科医師会より歯ブラシ〈13,308本〉、デンタルミラー〈4,000本〉、歯科探針〈500本〉、『被災時の歯・口の対応マニュアル』〈230冊〉、『歯科保健パネル』〈154冊〉、日学歯のパンフレット本〈1,200冊〉、舌みがきタブレット〈4,000個〉、歯みがき用ガム〈7,560個〉を被災した県内の学校に支援（5～7月）  
また、日本赤十字社島根県支部より歯科探針〈200本〉、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンよりプラスチックコップ〈1,000個〉を被災した学校に支援
  - ・ 衛生用品3・・・消毒ジェル『手ピカジェル』を県内の幼小中に〈18,000本〉を支援778校（県内 幼・小・中）（6月：健栄製薬株式会社）
  - ・ 生理用品・・・災害対策本部の依頼により県立高校及び市町村教育委員会と連絡調整公立高校5校（7月）
  - ・ 鼻鏡（健康診断器具）・・・日本赤十字社島根県支部から提供〈500本〉。サイズ大を宮城県農業高校あて、サイズ小を南三陸町教育委員会あてに直送（6月）
  - ・ 保健室備品・・・身長計・体重計・ベッド等11品目から今すぐ必要な物を被災した13市町村に支援（7～9月：日本ユニセフ協会・日本赤十字社）  
幼稚園1校、小学校76校、中学校50校、高校9校 計136校

## イ 学校給食について

## a 震災後の対応等

現状把握の必要があったため、4月7日に、給食施設被害状況等の調査を行った。また、甚大な被害のあった地域へ訪問し、状況確認や抱えている課題など聞き取り調査を行った。

その情報をもとに、財団法人宮城県学校給食会や農林水産部畜産課と連携し、給食施設の被害等が大きく給食の提供が困難であっても、簡易給食としてパンと牛乳については、確実にすべての学校に届けられるよう、連絡調整を図った。市町村からの問合せにも応じながら、給食再開に向けて調整を行った。また、支援団体と市町との連絡調整を行い、必要な支援が行き届くよう調整した。

## 【使用不能となった給食施設】

- ・ 津波により使用不能となった施設（5施設）  
山元町立山下第二小学校，山元町立中浜小学校，石巻市湊学校給食センター  
石巻市渡波学校給食センター，南三陸学校給食センター
- ・ 地震被害で使用不能となった施設（5施設）  
大崎市古川東中学校，七ヶ浜学校給食センター，登米市米山学校給食センター  
登米市石越学校給食センター，東松島市鳴瀬学校給食センター

## b 学校給食再開時の状況等

完全給食への回復状況は、5月末で76.5%、6月末で88.2%、7月末で91.2%と改善していた。完全給食を行っている市町の中には、市町内の施設間での融通、近隣市町村からの応援、外注弁当の活用等の対応が行われたところもある。また、完全給食まで回復していない市町においても、6月以降は1品以上のおかずの提供が行われていた。

夏休み中、施設被害が大きかった七ヶ浜町、石巻市、南三陸町から、今後の方針や課題等について聞き取りを行い、再度支援の方法などについて検討した。

夏休み明けには、女川町の被災調理場の復旧（夏休み前は、1施設で町内すべての完全給食を賄っていた）、石巻市の大規模修繕（1施設）の終了に伴い、両市町の給食内容の更なる充実が図られた。また、南三陸町は、2年前に閉鎖した合併前の施設を仮設調理場として整備し、汁物の提供が可能となった。加えて、被災した炊飯委託業者の復旧や協力体制の整備などにより、県内全ての地域でのごはん給食の実施が可能となった（パン給食は、学校開始当初から全地域で実施可能となっていた）。

## 【取組事例】

- ・ 七ヶ浜町…中学校2校分については、多賀城市からの完全給食提供  
小学校1校分については、松島町からの完全給食提供  
小学校2校分は外注弁当対応
- ・ 石巻市…市内6施設中4施設で給食実施。各施設、被災前の約2倍の食数を受け持ち  
「主食＋牛乳＋調理したおかず2品」の提供。献立の工夫により栄養バランスに配慮。
- ・ 南三陸町…仮施設で「主食＋牛乳＋支援のおかず弁当＋調理した汁物1品」の提供

## c 団体からの主な支援

## i 学校給食物資開発流通研究協会

- 県内5市町，1施設，1県立高校に給食用デザート<sup>①</sup>の無償提供
- ii セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
山元支援学校…給食再開までの弁当と牛乳の無償提供  
石巻市…補習授業の際の補食。マイ食器と持ち帰り用袋トレーなどの提供  
東松島市…完全給食再開まで，金曜日に軽食の無償提供  
七ヶ浜町…外注弁当校への飲み物無償提供。1学期間，午前授業学年へ軽食の無償提供
- iii ワールド・ビジョン・ジャパン  
南三陸町…週1回ごはん付き弁当，週4回おかずのみ弁当の資金援助  
(2学期からは，週4回のおかずのみ弁当の資金援助)  
児童生徒用スプーンとはしセットの無償提供  
仮設センターの備品など給食再開にかかる費用支援
- iv 日本ユニセフ協会  
女川町…女川一小調理室の修繕，備品などの費用支援。
- v 日本赤十字社  
石巻市と県立支援学校3校への給食用備品の提供

### 学校保健・学校給食（私立学校を除く）の検証

#### ◆スポーツ健康課は学校給食の再開にむけて，NGO/NPOとの間で協力関係を構築した

#### ＜県庁外部（関連機関）との調整＞

スポーツ健康課は，学校給食の再開に向けてユニセフ協会やワールド・ビジョン・ジャパンと協力関係を構築して，給食設備を修繕し，子どもたちに給食を提供したり，弁当を提供したりする取り組みを実施した。このような取り組みは，行政と民間のNGO/NPOが連携し，相互が持っている資源を共有することで，被災者の福祉の向上につながったケースである。

#### (8) 学校安全関係

##### ア 学校安全の当面の要点についての周知

学校再開に向け4月11日に，県内の市町村教育委員会及び県立学校に対して，大規模な余震を想定して避難経路，避難場所の再確認や通学路の安全確保など，学校安全の当面の要点について通知した。

##### イ 「みやぎ学校安全基本指針」の策定

県教育委員会では平成21年2月に宮城県沖地震の発生を想定した「みやぎ防災教育基本指針」を策定し県内幼小中高等学校及び特別支援学校に配布し防災教育を推進してきた。さらに，平成22年度からは，学校安全教育の更なる充実を目指し，「みやぎ学校安全教育推進プログラム」の策定に取り組んでいたが，その最中に，これまでの想定をはるかに超えた東日本大震災が発生した。このことを受け，防災に関する新たな指針の作成が必要という考えに立つとともに，生活安全や交通安全も合わせて児童生徒の安全・安心を確保するため，外部の有識者からの協力を得て「みやぎ学校

安全基本指針」の策定に取り組むこととした。

- ・ 策定委員会 9月6日, 12月20日開催
- ・ ワーキング 9月16日, 11月22日開催

### 学校安全関係の検証

#### ◆みやぎ防災教育基本指針を通じて、防災教育の強化が求められる

##### ＜計画とマニュアル＞

宮城県教育委員会は、将来発生が予想されている宮城県沖地震に対応するために、みやぎ防災教育基本指針を策定していた。今回の東日本大震災の経験を踏まえた上で、児童生徒が自らの判断で危険を認識し、避難行動を開始できるように防災教育を強化する必要がある。また、中学生や高校生を中心に、地域での防災訓練やボランティア活動に参加する経験を積ませることで、宮城の復興の新たな担い手となるような防災教育を推進していくことも求められる。

#### ◆震災対応マニュアルにおける二次避難に関する対応の強化が求められる

##### ＜計画とマニュアル＞

宮城県教育委員会災害対策マニュアルには震災応急対策マニュアル（例示）が設けられており、ここには、津波警報発表時における高台等への二次避難について言及されている。しかし、宮城県沖地震における被害想定よりも、今回の震災では津波の浸水域が広く、津波警報時における児童生徒の避難誘導が大きな課題として指摘されることにもなった。例えば、多くの児童生徒が在校中・下校中に津波が襲来したために、教職員が児童生徒をどのように安全な場所に避難させるのかに苦慮した。また、学校に避難してきた住民をどのように安全な場所に誘導するべきなのかも問題となった。今後、宮城県教育委員会は、学校が海岸や河川の近くに立地されており、津波によって被災するおそれがある場合に、どのように児童生徒や地元住民を避難させるのかを検討するために、避難所、避難経路、避難に必要な時間を具体的に調査し、避難場所や避難経路を確定するよう、市町村教育委員会を指導するべきである。

#### ◆東日本大震災での経験を踏まえて、避難所運営マニュアルの改訂を進める必要がある

##### ＜計画とマニュアル＞

宮城県教育委員会災害対策マニュアルにおける避難所運営マニュアル（例示）では、市町村の避難所運営を教職員・学校が協力するための指針が示されている。今後、東日本大震災において小中学校、高等学校、特別支援学校において避難所運営に当たった教職員からの聞き取り調査を実施し、その成果と課題を検討することで、避難所運営マニュアル（例示）をより実践的なものに強化することが求められる。

#### ◆東日本大震災での経験を踏まえて、心のケア対応マニュアルの改訂を進める必要がある

##### ＜計画とマニュアル＞

宮城県教育委員会災害対策マニュアルにおける心のケア対応マニュアル（例示）では、児童生徒の症状に応じた対応策について言及されている。発災してからしばらくして、児童生徒の心の問題が顕在化するおそれがあるため、このマニュアルを拡充して、教職員に対して指導を強化する必要もある。また、心のケアに

関する教職員への研修を実施することで、児童生徒の心の問題が深刻化する前に、早期に対応をすることが求められる。

(9) 学用品支援関係

3月下旬、学校の再開を間近にひかえ、全国から被災した児童・生徒のために、ランドセルや学用品等についての支援の声が数多く寄せられた。当時、津波被害の大きかった沿岸部の市町との連絡がままならず、ニーズの把握が困難であり、送付されてきたランドセルや学用品等は当面宮城県武道館（仙台市）柔道場に保管することとした。そのような折、既に被災現場で支援活動を実施していた日本ユニセフ協会などのNGO団体等と子どもたちへの支援についての意見交換を行う機会があり、その場でランドセルや学用品等の支援について協力していくことを確認し、毎週月曜日の午前に被災地のニーズ等の情報交換や支援方法についての話し合いを実施していくこととした。その結果、各NGO団体等が支援を担当する市町や役割等の分担を決め、4月から5月上旬にかけて以下のとおり県内のほとんどの市町村（仙台市は独自に実施）にランドセルや学用品等を始業前に配布することができた。

【支援NGO団体等】

日本ユニセフ協会、ジャパン・プラットフォーム、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン、プラン・ジャパン、宮城県学用品協会

【支援物資】

ランドセル：約 5,000 個

学用品セット\*：約 20,000 セット

\*鉛筆、消しゴム、シャープペン、筆入れ、ノート、定規、コンパス、色鉛筆等

当面必要となる学用品等の配布の目処がたった後、学校の始業後に必要となる運動着や各種ドリル、絵の具セット、習字セット、楽器等の物資についても供給できる仕組みを各NGO団体等と協議した。その際、これまでの支援は県外から送られてくるものであったが、今後はできるだけ地元の業者から供給できる仕組みが必要と考えた。その結果、必要とする物資を各市町村教育委員会でとりまとめ、県教育委員会が内容を確認し、各NGO団体等の承認を得た上で、各学校が地元業者等に発注し、各NGO団体等が代金を業者に支払う仕組みをつくった。この仕組みによる支援は、5月から9月にかけて実施し、約1万8人に対し約2億7千万円分の物資を供給できた。

今回の震災では、多くの方々から支援をいただいたが、正確なニーズを把握することが困難だったこともあり、ランドセル等の支援物資が結果として余ってしまった。余分となったランドセル約1千5百個については、今回の震災で支援をいただいた東京のカバンメーカーである株式会社協和に引き取っていただき、今後、6年間被災した児童にランドセルの支援をしていただくことになった。

## 学用品支援関係の検証

### ◆スポーツ健康課は学用品の調達と配布にむけて、NGO 団体等との間で協力関係を構築した

#### ＜県庁外部（関連機関）との調整＞

スポーツ健康課は、ランドセルや学用品などの援助物資を宮城県武道館柔道場に受入れ、すでに被災現場で支援活動を実施していた各 NGO 団体等との間で支援の内容を調整したほか、各団体が支援を行わない市町村に対しては、受け入れたランドセルや学用品の支援を行った。物資の管理と輸配送に関しては、災害対策本部事務局の対応能力を超える事態になっていたために、教育庁は本部事務局を介さずに、NGO 団体等と連携して対応した。スポーツ健康課は、こうした NGO 団体等との定期的な協議を行っており、それにより物資の輸送の調整について円滑に行うことができた。

### (10) 教職員への措置等

#### ア 勤務時間の特例

未曾有の大震災という非常事態に鑑み、特別休暇の判断に齟齬がないよう、また、災害対応のための緊急的・臨時的な業務に対応できるよう、以下のとおり各種通知発出等の措置を行った。

##### a 特別休暇

下記の場合について当該条項に該当し特別休暇として承認して差し支えない旨、平成 23 年 3 月 14 日付けで関係機関、県立学校等及び各市町村教育委員会に通知した。

- ・ 学校職員の配偶者並びに二親等内の血族・姻族の看護等の必要な世話又は捜索を行う場合
- ・ その他、上記に準ずる場合（例：近密な知人を捜索する場合等）で決裁権者が必要と認める場合

##### b 勤務時間の割振り

発災以来、連日不眠不休で業務にあたってきた職員の疲労回復にも配慮しつつ、余震等不測の事態に終日対応できる体制の確保のため、勤務時間の割振り変更ができることし、平成 23 年 3 月 14 日付けで関係機関に通知した。あわせて、県立学校及び市町村教育委員会に、勤務時間の割振りを変更する場合の参考例を通知した。

##### c 週休日の振替

県立学校職員、県費負担教職員及び教育委員会事務局職員を対象に、災害対応業務のために土曜日等の休業日に勤務する場合の週休日の振替等について、人事委員会の承認を受け、平成 23 年 4 月 1 日から振替期間を延長し、勤務日を起算日として「前 4 週・後 8 週」から「前 4 週・後 16 週」までの期間内に振替可能とした（平成 23 年 4 月 5 日付け通知）。

##### d 安否不明職員への対応

震災により安否が不明となった教職員 4 人について、本人の身分保障と家族の生活保障の観点から、地方公務員法並びに職員の分限に関する条例及び県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例に則り、平成 23 年 4 月 12 日付けで退職扱いとした。

#### イ 教員特殊業務手当の支給

市町村の機能が十分図られない状況下にある避難所運営の支援業務については、非常災害時にお



ける緊急の防災業務として特殊勤務手当（教員特殊業務手当）の支給対象業務とすること並びに命令又は届出ができる状態でなかった場合については、事前の命令又は届出がなされていない場合でも従事者本人からの報告による確認を経て、支給可能とするなどの特例措置について、3月14日付けで通知した。

さらに支給限度額の規定（給料月額の20/100までを限度）を適用除外とする条例改正が行われたことから、その取扱いについて、4月19日付けで通知した。

#### ウ 教員研修の取扱

- a 初任者研修，10年経験者研修については，研修日数を縮小するとともに，校外研修を校内研修へ振替えたほか，当該研修以外の研修についても，縮小，延期及び中止など学校等の実情に応じて実施した。
- b 東日本大震災に対応した次の教員研修等を実施し，災害への対応能力の向上を図った。
  - i 新たな研修
    - ・ 防災教育等推進者緊急研修会（平成23年12月6日，8日及び平成24年1月12日）
    - ・ 新規採用等養護教諭研修会（平成24年2月1日）
  - ii 研修項目の変更等
    - ・ 初任者（2年目）を対象とした「健康教育・体育施設等体験研修会」において心のケアに関する内容を新たに実施（平成23年8月2日）
    - ・ 初任者研修に係る「指導教員，拠点校指導教員研修会」において心のケアに関する内容を新たに実施（平成23年8月23日）
    - ・ 初任者研修における心のケア・防災教育に関する研修の追加実施（平成24年2月24日）
    - ・ 10年経験者研修での防災教育ワンポイント講座の実施
    - ・ 教育相談研修の当初計画に「心のケア」に関連した内容を追加実施

#### エ 教育職員免許事務の取扱

##### a 教育職員免許手数料の免除

教育職員免許状の再交付等申請に係る手数料について，被災者の負担軽減，不利益の解消（更新講習が受講できないことによる失効の防止）のため，以下のとおり手数料を減免した。（平成23年5月1日施行）

- i 教育職員免許状の再交付に係る申請 1件当たりの手数料 1,100円
- ii 免許更新修了確認期限の延期及び延長 1件当たりの手数料 2,000円
- iii 減免件数等（平成24年1月末現在）

- ・ 再交付 362件
- ・ 期限延期，延長 11件

##### b 教育職員免許状授与の柔軟な対応

免許状出願関係書類のうち，戸籍抄本などを他の書類で代替できることとした。また，他の都道府県に対して，本県採用内定者のうち，免許状出願関係書類の本県への提出が困難な者からの申請があった場合には，柔軟に受理し，授与されるよう依頼した。

##### c 教員免許更新制に係る対応

文部科学省からの通知に基づき，免許管理者として「東日本大震災の影響で免許状更新講習の

受講が困難な場合」を修了確認期限等の延期事由に該当するとした。また、県内更新講習開設大学に対して、被災者の受講申込み方法についての配慮を依頼した。

#### (11) 被災した教職員へのメンタルヘルスケア等

学校現場の正常化に向けては、児童生徒及び保護者への支援はもとより、自らも被災するなど厳しい環境の中で学校現場を支える教職員への支援が不可欠であった。このため教職員の心のケアを目的として、他都道府県教育委員会からの協力を得ながら、カウンセラー（臨床心理士）を派遣している。

さらに、震災対応の管理職メンタルヘルスの研修会や、一般教職員を対象とした震災に伴うメンタルヘルスセミナーを開催し、心のケアに努めている。

##### 【具体の取組】

- ・ 3月29日、全教職員向けに健康管理のポイントとメンタルに関する電話相談先を記載した資料の配付を行った（小中学校分は公立学校共済組合宮城県支部が対応した。）。
- ・ 被災教職員に対し、既存宿舎・閉鎖宿舎の再開などにより教職員宿舎の貸与あっせんを行った。5月までに56戸（入居者183人）が利用した。
- ・ 4月3日から4月28日までの期間に、気仙沼市・南三陸町・石巻市・女川町・山元町・亘理町・松島町・多賀城市・名取市・岩沼市・塩竈市に、東京都教育委員会・群馬県教育委員会・公立学校共済組合本部・公立学校共済組合直営病院（東北中央病院・関東中央病院・東海中央病院・四国中央病院）の協力により、カウンセラー（臨床心理士）等が派遣され、教職員への面談を実施した。面談は54か所で、673件の相談が行われた。
- ・ 5月11日から6月2日までの期間には、東京都教育委員会・千葉県教育委員会の協力により、気仙沼市で面談を実施した。面談は19か所で、226件の相談が行われた。
- ・ 震災に伴う福利厚生事業（県・共済組合・互助会）周知のため、5月に臨時広報誌を発行した。
- ・ 管理職を対象とした震災対応のメンタルヘルス研修会を県内3会場で実施した。  
7月7日石巻市，7月8日気仙沼市，7月13日多賀城市 受講者計168人
- ・ 7月に震災に伴う福利厚生追加事業等周知のため教職員向け広報誌を発行した。
- ・ 他県からの派遣教員への宿舎あっせんを行った。
- ・ 全教職員を対象とした震災対応のメンタルヘルスセミナーを県内4会場で実施した。  
8月11日石巻市，8月12日・19日仙台市，8月18日気仙沼市  
受講者155人（希望者については個人面談も実施）
- ・ 被災教職員のうち要件をみだす職員宿舎入居者の宿舎料減免を行った。
- ・ 8月4日に震災関係福利厚生各種事務手続きの周知・確認のため、教育事務所等福利厚生事務担当者会議を開催した。

#### 被災した教職員へのメンタルヘルスケア等の検証

◆教育庁福利課は、教職員宿舎の被災状況を把握したうえで、被災した教職員を教職員宿舎に入居させた

<資源（職員）>

教育庁福利課は、教職員宿舎の被害状況を現地で把握した。仮眠場所として教職員にホテル白萩を提供

し、利用可能な教職員宿舎の入居を斡旋して、5月までに教職員とその家族183人が新たに入居した。教職員からのすべての要望には応えられなかったが、被災した教職員の居住環境を確保するための手段を講じた。

**◆教育庁福利課は教職員の健康管理のためのリーフレットを配布し、管理職や養護教諭が中心となって教職員の健康管理を行った**

**<資源（職員）>**

教育庁福利課は、教職員の健康管理のためにリーフレットを配布し、教職員の健康管理を促した。また、東京都や公立学校共済組合などから臨床心理士や看護師の派遣を受け、避難所を運営して心労を重ねていた教職員のメンタルケアを行った。また、7月には管理職を対象としたメンタルヘルス研修会、8月には全職員を対象としたメンタルヘルス研修会を実施して、教職員の心のケアに当たった。通常の教育活動に加えて、被災した児童生徒のケアや、避難所運営などの新たな業務を教職員が担当せざるをえない状況があり、教職員自身のケアに早期から取り組めたことは有効であった。

(12) 学校以外の教育関係施設等

ア 社会教育施設関係

a 県立施設の被害状況等

i 松島自然の家（東松島市）

松島自然の家の職員と連絡が取れず、また沿岸部の施設で被害が甚大であると予想されたため、3月12日、生涯学習課の職員が現地の被害状況を直接確認しようと現地に向かったが、被災により通行できる道がなく、引き返した。津波により施設に取り残された当施設職員11人は、12日ヘリコプターにより救助され、陸上自衛隊霞目駐屯地へ搬送された。

当施設は、津波の直撃により壊滅状態となったため、以後の事務処理機能は、東松島高等学校（東松島市）に移転した。衛星携帯電話を提供し、これにより連絡調整を行った。

被害額は約20億円。

ii 志津川自然の家（南三陸町）

本館は地震・津波による大きな被害は受けなかった。南三陸町の地域防災計画上では避難所に位置付けられてはいなかったが、発災後から8月23日まで避難所として利用されていた。南三陸町からの要請でボランティアの方の宿泊場所としても利用された。また、グラウンドに81戸の応急仮設住宅が建設され、8月22日から入居が開始された。

なお、本館は9月1日から再開した。

被害額は約83百万円。

iii 蔵王自然の家（蔵王町）

施設被害は軽微であり、5月1日より再開した。被害額は約11百万円。

iv 宮城県美術館（仙台市）

発災当初は、美術品の一部が落下等で被災を受けたが、施設被害は軽微であった。

佐藤忠良記念館は5月1日より再開、常設展示は7月5日より再開した。

なお、来客者の避難誘導はマニュアル通り行ったため、被害者は無かった。

被害額は約 22 百万円。

v 宮城県図書館（仙台市）

発災当初は、ほとんどの本が落下したため配置し直したが、4月7日の余震で約5割の本が落下した。再度配置し直したうえで、施設被害が軽微であったため、5月13日より再開した。

なお、来客者の避難誘導はマニュアルどおり行い被害者はなかった。また、被災した南三陸町図書館に変わり、南三陸町立戸倉小学校と入谷小学校へ直接図書の協力貸出を行ったほか、南三陸町図書館の再開に向けて支援活動を行った。

他県等からの本の寄贈については、ミスマッチを防ぐため事前に市町村へ需要を確認し、市町村から要望のあるものについて、直接市町村に受け入れてもらうこととした。

被害額は約 40 百万円。

vi 東北歴史博物館（多賀城市）

4月26日より再開した。

なお、来客者の避難誘導はマニュアルどおり行ったため、被害者はなかった。

【県立施設の主な被害の状況】

施設名	主な被害箇所	備考
松島自然の家	本館壊滅状態 屋外施設は流失	
志津川自然の家	艇庫全壊 天井一部落下,ガラス破損	9月1日再開
蔵王自然の家	内壁亀裂 天井一部落下	5月1日再開
宮城県美術館	大型展示ガラスの破損, 防火扉破損,テラス地盤沈下	忠良記念館5月1日開館 常設展7月5日再開
宮城県図書館	館内ガラス破損,天井・内壁剥離 テラス地盤沈下,図書落下	5月13日再開

b 市町村立施設の被害状況等

i 初期の対応

発災後、社会教育施設の被害状況について状況確認を行いたかったが、通信手段が確保されていない市町村もあり、状況把握には時間を要した。

被害状況の報告があった市町村分については、庁内で情報を共有するとともに文部科学省へ報告した。

被害市町村有施設 403 施設、想定被害金額 209 億 7, 233 万円

ii 国への要望

社会教育施設の被害に対する国の補助を受けるため、特定被災地方公共団体への指定を早期

に行うよう、国へ要望を行った。また、補助率をかさ上げすること、補助対象範囲の拡大をすること、災害査定の手続きの簡素化等を要望した。補助率2/3については、かさ上げされなかったが、残り1/3は震災復興特別交付税が措置されることとなり、災害復旧の費用負担はなくなった。補助対象範囲については、市町村所管の公民館類似施設についても補助対象となった。災害査定については、机上査定できる限度額が1億円未満に引き上げられ、査定期間についても年度をまたいでの査定が認められるなど柔軟な対応が認められた。

イ 社会体育施設関係

a 県有社会体育施設の震災対応施設使用の調整（3月から8月）

震災直後から、体育館等の施設は震災対応施設としての使用の要望が多く、県有社会体育施設についてその調整を行った。

i 宮城県総合運動公園（グランディ・21）〔利府町〕3月12日から8月まで

震災当日から3月16日までの間に、施設利用者や付近住民、延べ約200人の避難者の受入れを行った。

遺体安置所（メインアリーナ）については、3月11日の夜に警察本部から要請があり、12日から使用を開始した。警察本部では、その後、遺体安置所を拡大したいということで、サブアリーナ等についての使用要請もあったが、結果的にメインアリーナ以外は使用しなかった。各施設の使用状況は次のとおりである。

遺体安置所（メインアリーナ）、支援物資置き場（サブアリーナ）、国内外の救助隊基地（A、B駐車場）、ヘリポート（第7駐車場）タンクローリー基地（第1駐車場）、自衛隊・警察利用（第6駐車場）地区住民避難所、ヘリ隊員の宿泊所（合宿所）、がれき置き場

ii 宮城野原公園総合運動場〔仙台市〕

発災後、付近住民約30人が避難してきた。施設内の会議室を開放し、暖房器具、投光器を用意した。以降、3月22日までの間に延べ約300人の避難者の受入れを行った。また、車で避難してくる方もあり、敷地内にある駐車場（JR跡地）を開放、約100台が車中で一夜を明かした。

iii 宮城県第二総合運動場〔仙台市〕

発災後、施設利用者、付近住民及び新幹線の乗客、計約240人が避難してきたことから、暖房器具等を用意した。以降、3月16日までの間に延べ約500人の避難者の受入れを行った。

3月12日、警察本部から、第二総合運動場についても遺体安置及び検視場所として使用したい旨の要請があった（結果的には使用せず）。

iv 宮城県ライフル射撃場〔石巻市〕

当射撃場は、比較的高台に位置しており、津波による被害はなく、発災当日、車で避難してきた方は、駐車場で一夜を明かした。

3月14日、石巻市災害対策本部から、ライフル射撃場を遺体安置及び検視場所として使用したい旨の要請があった（結果的には使用せず）。

v 長沼ボート場〔登米市〕

地震により市内で発生したゴミの仮置き場に供した。

b 社会体育施設の被害状況等

県有8施設において被害があった。

・ 被害のあった施設

宮城県総合運動公園，宮城県第二総合運動公園，宮城県サッカー場 [利府町]，宮城球場（クリネックススタジアム宮城） [仙台市]，仙南総合プール [柴田町]，長沼ボート場，宮城県ライフル射撃場

・ 被害状況

建物の壁，床，天井などの損壊など

・ 想定被害金額

約27億5,000万円

【県立施設の主な被害の状況】

施設名		主な被害箇所	備考
宮城県総合運動公園	宮城スタジアム	スタジアム大屋根破損 大型映像装置	
	セキスイハイムスーパーアリーナ (総合体育館)	天井材落下，壁破損 サービスヤード柱脚破損 電動ブラインド破損	6月30日まで遺体の検視安置所として使用
	総合プール	大型スピーカー落下 可動床破損	6月7日からサブプール利用再開
宮城県サッカー場		コンコース入口階段部沈下	Cグラウンドは4月1日から，A，Bグラウンドは5月1日から利用再開
宮城県第二総合運動場 武道館 弓道場		天井材落下	近的弓道場は4月11日，遠的弓道場は6月1日から利用再開
クリネックススタジアム宮城 (宮城球場)		スタンドのクラック 照明灯ブレース破損	4月29日に楽天開幕試合
宮城県仙南総合プール		プール可動床破損	6月1日からトレーニングスタジオ等一部利用再開
宮城県長沼ボート場		護岸陥没，液状化	4月23日から利用再開
宮城県ライフル射撃場		建物の破損	5月1日から利用再開

・ 市町村有231施設，想定被害金額(56億円)

各教育事務所を通じて被害の状況を把握し，庁内で情報を共有するとともに文部科学省へ報告した。

- c 宮城球場の応急復旧工事（3月下旬から4月上旬）
  - 4月29日の楽天開幕試合に間に合わせるため、利用者の安全を考慮し宮城球場の応急復旧工事を実施した（約7,600万円うち県負担2,205万円）。
- d 施設の復旧状況
  - ・ 宮城スタジアムについては、現在復旧工事を行っている。他の施設については設計業務を行っており早期の復旧に向けた修繕等を進めている。
  - ・ 県有社会体育施設及び市町村立社会体育施設の災害復旧に向け、国庫補助の窓口として、市町村を含めた補助申請の迅速かつ適正な処理を大分県から派遣された技術職員の協力の下進めている（災害査定は対象128施設のうち65施設完了）。
- e 災害復旧事業国庫補助制度について
  - ・ 5月2日に特定被災地方公共団体が指定され、文部科学省による災害復旧補助制度の説明会が6月23日に仙台市であり、東日本大震災における緩和措置を含め具体的な事務手続きが示された。
  - ・ 国への要望及び更なる緩和措置は、社会教育施設と同様である。

### 学校以外の教育関係施設等への対応の検証

#### ◆社会教育施設における職員と利用者の安全を確認し、利用者の避難誘導を行った

＜情報＞

生涯学習課は、松島自然の家、蔵王自然の家、志津川自然の家、図書館、美術館、博物館といった文教施設の被害状況を把握し、職員や利用者の安全を確認した。松島自然の家では、職員しかおらず、利用者はいなかったため、避難誘導の必要性はなかった。一方、図書館や美術館などでは利用者の避難誘導が行われた。今後も、文教施設における避難誘導のマニュアルを見直し、訓練を定期的に行うことによって、避難誘導が迅速に行われるような体制を構築しておく必要がある。

#### ◆松島自然の家に津波が襲来し、職員は避難して救助された

＜資源（施設）＞

生涯学習課が管理していた松島自然の家に津波が襲来し、職員が屋上に避難して、全員ヘリコプターで救出された。津波によって本館、体育館、宿泊棟を除く部分は壊滅的な被害を受けたが、廃棄物対策課からの依頼によって、そこを更地にして災害廃棄物置き場として利用されることになった。今後、水産県みやぎにおける海型青少年教育施設として、松島自然の家の復旧に努めていく必要がある。

#### ◆志津川自然の家では、県、町、地域住民の代表によって避難所が運営された

＜資源（施設）＞

志津川自然の家では、近隣の避難者が殺到し、8月23日まで避難所として対応することになった。志津川自然の家の職員を応援するために、県庁職員や蔵王・松島自然の家の職員を交替で派遣した。また、県、町、地域住民の代表によって避難所運営のルールを決めて、避難所として活用されることになった。宿泊も可能な県文教施設が、今後の災害時においても避難所として利用される可能性があり、これらの文教施設の

災害対応マニュアルを準備する際には、避難所運営に関するルールを含め検討しておく必要がある。

#### ◆県スポーツ施設は災害対応業務のために活用された

##### ＜資源（施設）＞

スポーツ健康課は、総合運動公園（グランディ21）などの社会体育施設の損害状況を調査し、グランディ21を検視所・遺体安置所、援助物資保管所、宿舍、バス停車場、自衛隊車両基地、ヘリポートなど様々な救命救急・応急活動の拠点として活用できるよう調整した。また、第二総合運動場（武道館）も援助物資の倉庫として活用された。このようにして施設の被害状況を早急に把握し、災害対応の関連各署に対して連絡をすることで、迅速に公共施設が活用されることになった。今後の災害においても、総合運動公園などの社会体育施設が災害対応に利用される可能性があるため、東日本大震災での対応状況を精査し、今度の災害における活用方法について検討することが求められる。

#### (13) 特別名勝松島

##### ア 現状変更の取扱いの特例措置

教育庁文化財保護課では、特別名勝松島が今回の震災において甚大な被害を受けたことから、現行制度で対象が明確となっていない文化財保護法第125条第1項ただし書き「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」の対象となる現状変更の範囲について検討し、3月16日以降、文化庁と協議を行った。

この結果、平成23年3月25日付け22庁第1214号文化庁次長通知により、災害復旧事業に係る現状変更について、文化庁長官の許可を要しない事業の範囲が次のとおり示された。

- ・ 崩落した土砂、落石等の撤去及び除去
- ・ 崩落した法面等の応急的な崩落防止対策
- ・ 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
- ・ 津波等により堆積した土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地
- ・ 緊急車両のための仮設道路の設置
- ・ 撤去物の仮置き
- ・ その他緊急を要するもの

また、特別名勝松島保存管理計画における第一種保護地区のうち1B及び1C地区、第二種保護地区のうち2B地区、第三種保護地区及び海面保護地区において行われる次の事業について、文化庁と協議し、平成23年3月31日付け文第2264号教育通知により、文化庁長官の許可を要しない事業に該当する旨、各市町村等に周知した。

- ・ ライフライン〔電気、上下水道、ガス、電話（携帯電話を含む）、道路、橋りょう、下線施設、鉄道〕の復旧（原状回復）
- ・ 仮設建築物その他の工作物（プレハブ仮設住宅、仮設トイレ等）の設置
- ・ 遺体の仮土葬

##### イ 震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方について

3月29日、知事が特別名勝松島等の被災状況を調査した際に、県民から住宅再建のため高台へ



の移転要望があったことから、3月30日、国に対して、住宅の高台移転等の事業に関し、現状変更許可基準の弾力的な運用を要望した。また、4月8日、知事が内閣総理大臣に対して「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」を提出した。

文化財保護課では、関係市町教育委員会の協力を得て、4月8日に関係市町の被災状況を調査した。また、文化庁調査官による現地調査が4月12日から4月14日、文化庁長官の現地調査が4月28日から4月29日に行われた。

4月29日、県庁で、知事と文化庁長官の懇談が行われ、特別名勝松島の現状変更の弾力的な運用の要望に対する文化庁の方針が示された。

文化庁の方針は、特別名勝松島の保護と被災された地域住民の生活再建の両立を図るための弾力的な運用を検討するため、有識者会議の設置を求めるものであった。

これを受け、有識者会議の設置を検討し、構成員を関係市町の長、学識経験者等とした「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会(以下、検討会という。)」を設置し、特別名勝松島の文化的な価値と復興計画の両立のための検討を行うこととした。

第1回検討会を6月21日に開催し、特別名勝松島の文化的な価値と復興計画の両立のための基本方針を定め、今後の保存管理の在り方について検討するための論点整理が行われた。第2回検討会を8月8日に開催し、震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する基本的な考え方と基本方針についての中間報告を行った。

検討会の下部組織として、特別名勝松島の関係市町の文化財行政担当で構成する調整会議を設け、7月7日及び7月26日に開催し、今後の保存管理の在り方についての実務的な検討を行った。

#### 検討会中間報告 震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する基本的な考え方

○本質的価値を構成する自然的な基本的要素は、現状維持あるいは原状復帰を原則とする。特にそれが最も良好に存在する特別保護地区は必ず保存する必要がある。住民の生活・生業・安全確保のために必要不可欠な復興が基本的要素に係る場合は、その規模を必要最小限に留め、周囲の風致景観との調和と展望地点（四大観）からの眺望に配慮する。

○人々の活動が形成してきた人文的要素の復興にあたっては、安全確保を前提とし、その規模を必要最小限に留め、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を作り出すことをめざす。

○松島における生活・生業が、特別名勝松島の人文的風致景観を形成していくという認識の基に、松島と共に育まれてきた地域の個性を継承する復興まちづくりを進めることが望ましい。

#### 震災復興事業と特別名勝松島の保存管理の両立のための基本方針

要望・計画	論点	基本方針
高台への住宅移転（道路を含む）	場所の選定	特別保護地区は避け、可能な限り1B・2B地区を対象とする。 1A・2A地区にせざるを得ない場合は、その範囲を必要最小限とし、可能な限り主要な展望地点（特に四大観）から見えないよう配慮する。
	規模・形態	集落の歴史的な成り立ち等を考慮した新たな風致景観を創り出すことをめざす。規模は必要最小限とする。

避難所の設置 (避難路を含む)	高台	場所の選定 規模・形態	場所の選定については住宅移転と同様とし、周囲及び主要な展望地点から見えないよう配慮する。規模は必要最小限とし、造成方法も地形の変更が最小限となるよう工夫する。
	低地避難 施設	場所の選定 規模・形態	特別保護地区を避け、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した意匠とし、新たな風致景観を創り出すことをめざす。規模は必要最小限とする。
防風林・防潮堤	改修	形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。また、海岸周辺の植生の保全を図る。
	移設 新設	場所の選定・ 形態	特別保護地区を避ける。海岸周辺の植生の保全と展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。
浜辺の作業場の新設		集落跡地の 利用	作業場等は、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。跡地は荒蕪地とならないよう、耕作地、公園・緑地等への利活用を図る。
漁港とその関連施設・防波堤の 改修		形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。
道路・鉄道	改修	形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。
	移設 新設	場所の選定・ 形態	特別保護地区を避け、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。
被災農地の復興		跡地の利用	農地としての復旧を原則とするが、不可能な場合には、荒蕪地とならないよう、公園・緑地等への利活用を図る。

(14) 指定文化財等

ア 文化財の被害状況確認等

a 被害状況の確認

被災市町村職員は、ほとんどが災害対応業務へ従事していることが想定されたことから、教育庁文化財保護課職員が、各市町村所在文化財の被災状況を実地調査した。市町村の要望に応じて、市町村指定文化財や登録文化財の被害状況も調査することとした。

被災文化財調査は、発災後一週間は毎日実施し、5月まで断続的に行った。その際、所有者や市町村担当者に、応急処置や修理方針などを指導助言し、文化財の保全を図るとともに、国県の補助方針・予定について説明した。

この間、3月25日付けで指定及び登録文化財の被害状況の報告を各市町村教育委員会に依頼し、被害状況の全県的な把握を図った。

無形民俗文化財については、6月15日付けで沿岸市町教育委員会に対して、指定・未指定を問わず、無形民俗文化財の被災状況などの現状把握と報告を依頼した。

最終的に被害状況の全容がほぼ把握できたのは、国・県指定文化財は6月、市町村指定文化財

については9月であった。

- ・ 県内の文化財の被害・・・国・県・市町村指定，国・市町村登録文化財で350件余り
- ・ 被害が甚大なもの
  - 旧有備館及び庭園（大崎市）・・・主屋の倒壊
  - 我妻家住宅（蔵王町）・旧有壁宿本陣（栗原市）・・・土壁の崩落
  - 仙台城跡（仙台市）・・・本丸脇の崖崩れ・石垣の崩落
  - 木造不動明王坐像（大徳寺・登米市）・・・腕の破損 等

b 宮城県文化財保護審議会の開催等

5月19日，宮城県文化財保護審議会を開催し，文化財保護審議委員に県内の文化財の被害状況を報告するとともに，被災文化財の保護のための「緊急提言」の検討を行った。

6月3日，「東日本大震災からの復興に向けての緊急提言－みやぎの文化の継承と発展のために－」を宮城県文化財保護審議会よりいただき，記者発表を行った。

c 国への要望等

文化庁に対して，機会がある度に，文化財の修復等に係る経費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び補助率の嵩上げ，地方負担分の特別交付税措置など，所有者や地方負担分の軽減を要望した。

各種法人や民間団体などが行う被災文化財に対する助成等の支援については，情報収集を行うとともに，市町村や所有者，保持団体へその情報を提供し，応募可能な支援については，積極的な応募を呼びかけた。

イ 文化財レスキュー事業

被災した文化財は，指定・未指定に係わらず，早急に保全する必要があるため，震災直後から文化庁美術学芸課と連絡調整を図った。動産の文化財を救出して応急措置をし，博物館等で一時保管を行い，文化財の廃棄・散逸の防止を図るため，文化財レスキュー事業について文化庁と検討を重ねた。

3月29日に，当県教育委員会教育長より，文化庁に対して文化財の救援要請を行い，文化庁は翌30日に「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」を4月1日から実施すること等を決定した。

4月13日，南三陸町の歌津魚竜館で最初のレスキュー事業を開始した。4月19日には，仙台市博物館に文化庁の現地本部が設置され，県内外の博物館や大学等の研究機関が参加して，レスキュー事業が実施された。

事業実績（9月まで） 22か所，約4,000件，動員数1,000人以上

※主なもの 石巻文化センターの収蔵資料・毛利コレクション等

東松島市埋蔵文化財収蔵庫の資料等数千点以上 等

ウ 文化財ドクター派遣事業

文化庁は，4月27日に「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）」の実施を決定した。

当事業は，文化財保護課が関係市町村との連絡調整を図りながら，社団法人日本建築学会が文化庁と連絡調整のうえ，実施された。また，建造物担当職員のいる関西2府4県からの協力を得て，

県・市町村指定文化財建造物の復旧支援が夏以降実施された。

被災地では人員が確保できず、被害状況も十分に把握できない状態であったが、当事業の実施により、被害状況の詳細が明らかになるとともに、これまで専門的見地からの保護・保全のための助言・指導が得られにくかった市町村指定や国登録、未指定の建造物についても支援が得られることとなり、被災の拡大や毀損の防止に一定の成果が得られた。

#### (15) 埋蔵文化財

文化財保護課では、発災直後から、主に埋蔵文化財の被害状況の把握と、県として今後埋蔵文化財の取扱いをどのようにしていくかについて、作業・検討を行ってきた。作業等の実施にあたっては、阪神淡路大震災時の兵庫県教育委員会の対応をまとめた記録集「災害から文化財を守る－阪神・淡路大震災文化財復旧復興事業の記録－ 第2分冊（埋蔵文化財編）」が実質的なマニュアルとなり、これに今回の震災の特徴である津波被害への対応等を勘案する形で進められた。また、文化庁や兵庫県教育委員会等からは、適宜、参考資料や有益な助言・指導をいただき、大きな助けとなった。以下、主な作業となったア～ウについて、対応等を記述する。

##### ア 被害状況の把握と復旧・復興に係る発掘調査費用等の算出

文化財保護課では、国土地理院等が撮影した航空写真や現地確認等から津波被災地域を推定し、復旧・復興に伴う発掘調査費用を算出したほか、埋蔵文化財収蔵施設等については、施設の修理や被災遺物の復元等に要する費用を推計した。また、各市町村の埋蔵文化財収蔵施設の被害状況についても、電話等での聞き取り又は現地確認を行い、建物の被害と収蔵品（土器等の遺物）の被害状況の把握に努めた。

##### イ 復旧・復興事業に係る埋蔵文化財の取扱いについて

3月30日に、ライフラインの復旧や仮設施設の建設等の緊急を要する工事については、文化財保護法93・94条に基づく届出等を不要とするなどを各市町村教育委員会及び県内の主要な機関・民間会社あてに通知した。また、5月12日及び6月30日に、各市町村教育委員会文化財担当者会議を開催し、上記取扱いについて周知を図った。

届出を不要とする工事は次のとおり。

- ・ 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋りょう、鉄道等の復旧
- ・ 応急仮設住宅の建築
- ・ 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
- ・ その他緊急を要する復旧工事

##### ウ 今後実施される復興事業に伴う発掘調査について

復興事業は、沿岸部の被災15市町が中心に実施されるが、国土交通省による三陸道建設など複数の県に及ぶ事業も含まれていたため、復興事業に伴う発掘調査の実施にあたっては、埋蔵文化財の取扱いに大きな違いが生じないように近隣県と調整を図ることとした。

調整にあたっては、文化庁が「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」（以下、調整会議）を7月12日及び9月2日に開催し、文化庁と宮城県・岩手県・福島県・仙台市の3県1市で、復興事業に伴う発掘調査にかかる問題点を協議した。

調整会議の主な協議題となった予算措置、地方自治法派遣職員、発掘調査基準について、各県か

らの要望に対し、文化庁から以下の回答があった。

a 復興事業に伴う発掘調査にかかる予算措置

i 国庫補助事業に係る国負担率の嵩上げと地元負担分についての特別交付税措置

【要望】国庫補助金（緊急発掘調査費用）については、従来、国50%、地元自治体（県又は市町）50%の負担割合である。復興事業に伴う発掘調査の費用については、被災自治体の負担が極力少なくなるよう国に予算措置を要望。

【回答】東日本大震災復興交付金で手当てされる。国の負担率は、従来の国負担率50%+嵩上げ25%の75%である。残りの25%は、一時、地元自治体が負担することとなるが、翌年、特別交付税措置で補填される。これにより、結果的に地元負担はゼロとなる。

ii 国庫補助対象の拡大

【要望】従来、国庫補助金（緊急発掘調査費用）は、確認調査や個人住宅建設及び零細企業が実施する事業の発掘調査等に限り使用できた。阪神淡路大震災の際、中小企業の事業の発掘調査にも補助対象を拡大したことにより、早期の復興がなされた実績があることから、同様の対応を国に要望。

【回答】中小企業の事業に係る発掘調査にまで補助対象を拡大された。これにより、従来の個人・零細企業の事業に加え、中小企業の事業に伴う発掘調査まで国庫補助金で行うことができるようになった。

b 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣（地方自治法派遣）について

【要望】発掘調査体制を強化するため、文化庁の仲介で、全国に自治法派遣職員を要望した。

【回答】全国から上記人数を上回る協力が得られる見込みとなり、文化庁が調整することとなった。

c 発掘調査基準について

復興事業に伴う発掘調査に係る発掘調査基準は、以下のとおりである。

【方針】

工事により埋蔵文化財が掘削される場合は、記録保存の発掘調査を実施する。この場合、工事による掘削が及ばない場合は、原則として下層の調査は行わない。ただし、工事により埋蔵文化財が掘削されない場合でも、埋蔵文化財に何らかの影響を及ぼすと判断される場合は、記録保存の発掘調査を実施する。

なお、当該埋蔵文化財が保存される場合であっても、当該埋蔵文化財の性格等を考慮して、各種情報収集等が必要な場合については、発掘調査を実施することができる。この考え方は、今後の発掘調査の進捗に伴い、適宜、見直すことができる。

### 文化財保護対応の検証

#### ◆文化財保護課は文化財の被害状況を把握するために、現地に職員を派遣した

<情報>

文化財保護課は、発災当日から市町村の担当者に対して電話やメールで連絡をして文化財の被害状況の把握に努めた。しかし、市町村は文化財の被害状況まで把握できない状況であったことから、県職員を現地

に派遣して被害状況の把握に回った。文化財保護課は、これらの被害状況を集約して、文化庁に定期的に情報を提供した。災害時における情報の収集では、安否確認や救助要請・物資要請などが優先されて、文化財の被害状況の把握は後回しにされ、文化財の散逸につながることも多い。今回の災害では、文化財保護課の職員が直接確認しに行くことで文化財の被災状況を早期に把握し、文化財の保護活動につなげることができた。

#### ◆文化財レスキューが設立されることで、宮城県の文化財保護が促進されている

##### ＜県庁外部（国・関連機関）との調整＞

文化庁の呼びかけによって、国立文化財機構や文化財・美術関係団体と協力し、東京文化財研究所を事務局として「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」が設立された。同委員会は、宮城県文化財保護課やNPO法人宮城歴史資料保全ネットワークなどと協力して、文化財の緊急保全を目的とした文化財レスキューの活動を開始した。4月19日に仙台市博物館を拠点にして宮城県現地本部が立ち上がり、翌日から石巻文化センターにおいて活動を開始した。国や地方自治体、研究機関、NPO団体が広範囲に連携して、文化財の散逸を回避し、文化財の保護のために活動を展開したことは高く評価されるものである。今後の災害においても、文化財レスキューの体制を活用することが求められる。

#### (16) 教育・福祉複合施設整備事業

教育と福祉の連携を図り、多様化する行政ニーズに対応するため、教育と福祉の複合施設をPFI事業により、平成24年4月の供用開始予定で整備を進めていた。

##### ア 被害状況の確認

3月11日21時ごろ、事業者である「みやぎ教育福祉パートナーズ株式会社」を通じて建設現場の状況を確認したところ、現場に津波（1m程度）が押し寄せたが、人的被害はなかったことが確認された。また、その後の事業者からの報告により、建設現場に汚泥や流木等が流入し散乱し、仮設事務所や作業員休憩所等が損傷した状況であることが判明した。

※3月11日時点での工事進捗率は約10%で、工事は工程どおり順調に進んでいた。

##### イ 発災後の対応状況

建設現場の状況から、建設工事の一時中止を指示（3月18日から一時中止）した。その後、仮設復旧作業を4月25日から6月30日まで実施し、現場内の汚泥、流木等の片付け、清掃及び既済工事部分等の水洗い、仮設事務所や作業員休憩所の復旧作業等を行なった。

##### ウ 被害状況等調査

調査（5月27日から7月15日まで）の結果、コンクリート打設部分にひび割れ、施工済みの鉄筋及び仮置き鉄筋の錆び、埋設配管等への汚泥の侵入及び一部損傷等が判明したが、構造的に問題となる被害はなく、工事再開は可能であった。ただし、本格復旧工事に約2か月、工事再開後の冬期コンクリート工事で約1か月程度工期延長が必要となった。

エ 教育委員会（8月12日）及び県議会文教警察委員会及び保健福祉委員会（8月22日）に以下の報告を行なった。

a 被害状況の確認（上記アのとおり）

b 発災後のこれまでの対応状況（上記イのとおり）

c 施設の安全性

- ・ 地震に係る施設の安全性
- ・ 津波に係る施設の安全性

※1 1階部分は浸水の可能性があるが、施設の倒壊や流出等は想定されず、県民を2階以上の安全な場所に移動させる時間は確保できると考えられる。

※2 防災機能の強化を検討する（備蓄庫、非常電源の設置等）

オ 本格復旧工事の期間

9月11日から11月中旬までの予定で工事に着手し、震災発生前の状態に戻したうえで、建設工事を再開し、平成25年4月の供用開始を目指すことになった。

(17) 宮城県教育復興懇話会

ア 宮城県教育復興懇話会について

東日本大震災からの速やかな復興に向けた、今後の本県の教育施策のあり方について意見等を聴取するため、学識経験者等による宮城県教育復興懇話会を開催した。

イ 提言の目的

宮城県教育復興懇話会での議論を取りまとめ、宮城県震災復興計画に基づく教育施策をはじめとする今後の取組に反映させる。

ウ 宮城県教育復興懇話会の委員（敬称略 五十音順）

氏名	所属等	備考
かじた えいいち 梶田 叡一	環太平洋大学学長，学校法人聖ウルスラ学院理事長 (前中央教育審議会副会長，前兵庫教育大学学長)	座長
さわ あきひろ 澤 昭裕	21世紀政策研究所研究主幹	
すのう くにお 須能 邦雄	石巻魚市場株式会社代表取締役社長	
たけだ まさはる 武田 政春	白石市教育委員会教育長 (前宮城県市町村教育委員会協議会教育長部会長)	
やまだ はるよし 山田 晴義	特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム理事	副座長

エ 宮城県教育復興懇話会開催等の経緯

平成23年5月25日 宮城県の教育の復興について（自由討議）

平成23年6月30日 宮城県の教育の復興に向けた取組等について（論点整理）

平成23年7月29日 宮城県の教育の復興に向けた取組等について（意見集約）

平成23年8月25日 宮城県の教育の復興に向けた提言について（意見集約）

平成23年9月8日 懇話会から提言書の受理

オ 提言の内容

a 教育の復興に向けた取組について

1 幼児・児童・生徒の心のケア	(1) 教職員によるケアの質の向上 (2) 学校への専門家の配置 (3) 家庭における理解促進 (4) 交流によるケアの促進
2 単なる復旧にとどまらない 長期的な視野に立った魅力 ある学校づくり	(1) 単なる復旧にとどまらない学校の多機能化 (2) 学校の適正配置と魅力ある学校づくりの推進 (3) 学校の特性を活かした魅力ある学校づくり
3 学校の防災機能・防災拠点 機能の強化	(1) 学校の避難所機能の強化 (2) 防災教育の推進 (3) 学校機能の早期の回復に向けた取組 (4) 交流の場としての学校づくりの推進
4 未来を生き抜く力の育成	(1) 「志教育」の推進 (2) 志の土台となる基礎的学力の育成 (3) 子どものチャレンジ精神を引き出す施策の推進 (4) 地域行事等への参加を通じた社会との関わりの推進
5 沿岸地域への重点的な支援	(1) 家庭学習への支援 (2) 就学に係る経済的支援 (3) 就職に対する支援 (4) 他地域に移転した児童生徒のケア (5) 心身に大きなダメージを受けた教職員への支援 (6) 教職員定数の加配 (7) 被災地における教職員の復興支援活動の促進

b 取組の推進に当たって

- i 地域コミュニティの再生への積極的な関与
- ii 多様な主体との連携・交流
- iii 市町村教育委員会と一体となった取組の推進
- iv 県の組織間における横断的な連携の推進
- v 私立学校への支援
- vi 特別な配慮を必要とする子どもたちに対する支援
- vii ボランティア，NPO法人，企業との役割分担
- viii その他の留意点

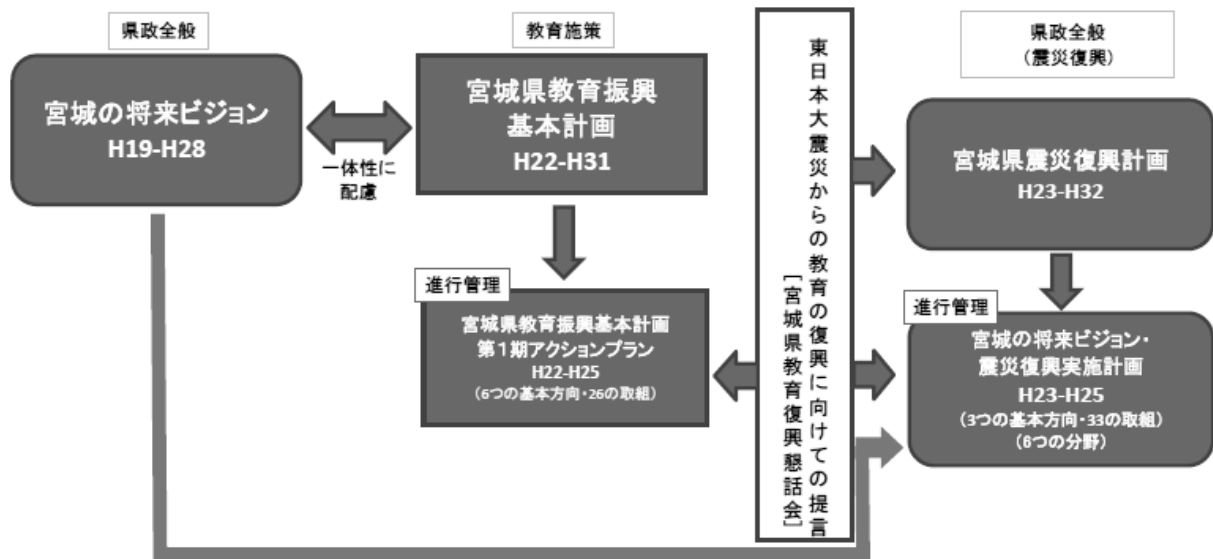
カ 提言に基づく今後の対応

宮城県震災復興計画に基づく教育の再生・復興に向けた取組を推進するに当たり、提言の内容を十分に踏まえ、教育庁全体としてのみならず県庁内他部局との横断的な連携の下、実効性ある事業



実施に取り組んでいく。また、市町村教育委員会・学校現場等に対しても、今回の提言の内容を幅広く周知し、それぞれの立場で必要な取組を促していく。

宮城の将来ビジョン・宮城県教育振興基本計画・宮城県震災復興計画の関係図



### 宮城県教育復興懇話会の検証

◆教育企画室では宮城県教育振興基本計画第1期アクションプランを改定し、宮城県教育懇話会の提言を施策に反映させようとしている

#### <計画とマニュアル>

教育企画室では、東日本大震災を受けて宮城県教育復興懇話会を開催し、学識経験者から、児童生徒の心のケアや学校の防災機能・防災拠点機能の強化などについて提言がなされた。これらの提言について、教育企画室は、教育の施策として具体化するため、宮城県教育振興基本計画第1期アクションプランの改定に反映させようとする作業を進めている。宮城県教育復興懇話会は震災から間もなく設置されて、夏には議論を集約して提言書にまとめた。このような迅速な対応によって、震災の経験と教訓を機動的に今後の教育施策に反映することになった。